



第43回世界遺産委員会が開催されたバクー・コングレス・センター（左）と開会式が行われたヘイダル・アリエフ・センター（右）



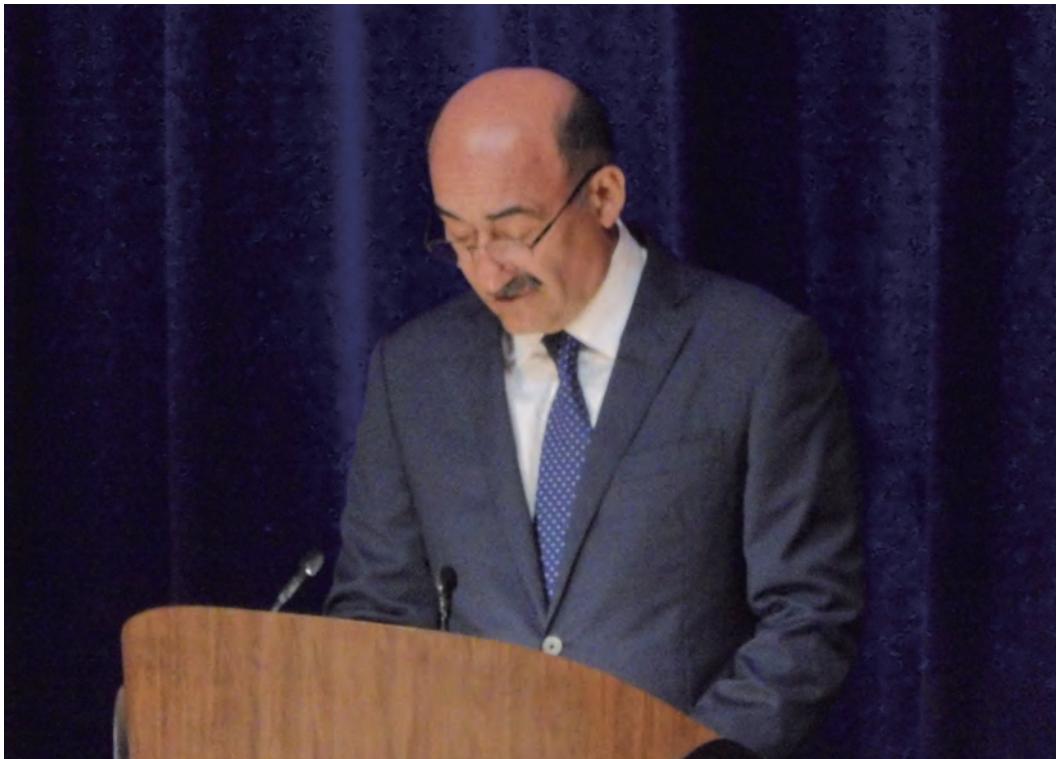
会場内に並べられた委員国 21 か国の国旗



城壁都市バクー、シルヴァンシャー宮殿、及び乙女の塔(世界遺産 2000年記載)



バクー市のランドマーク「フレーム・タワーズ」



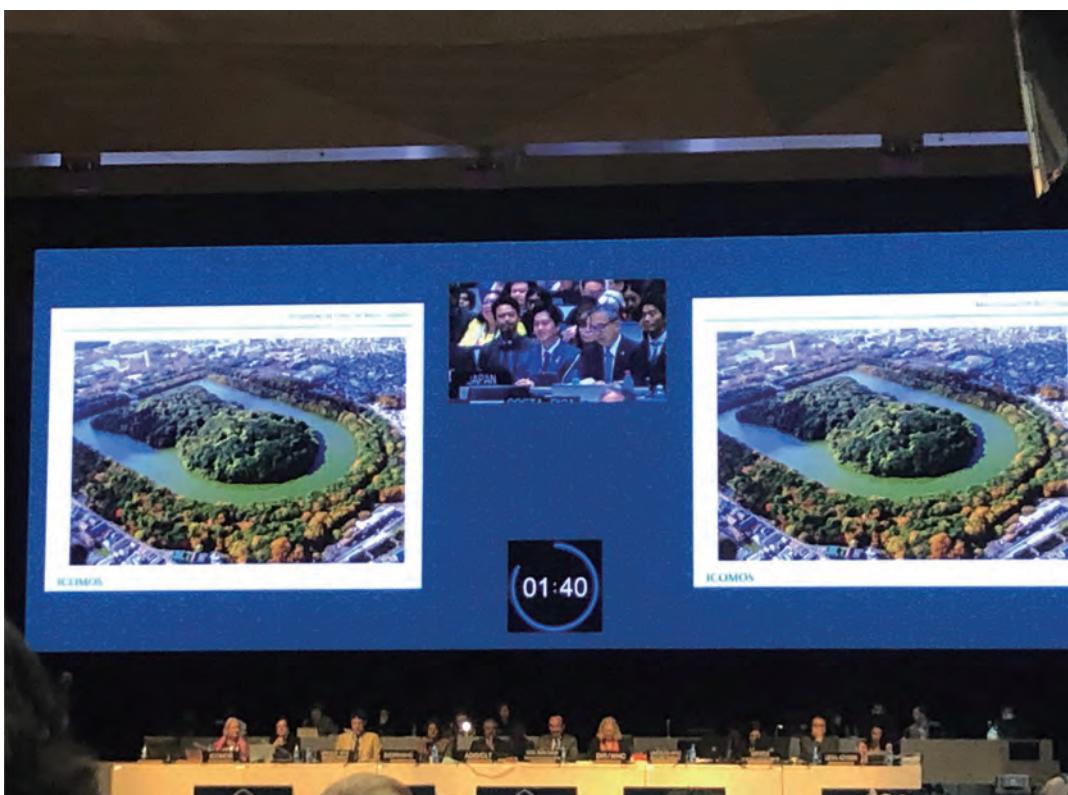
開会式で挨拶するアブルファス・カラーエフ文化大臣（本委員会議長）



開会式で挨拶するオードレ・アズレユネスコ事務局長



イコモス委員長として説明を行う河野俊行九州大学教授



「百舌鳥・古市古墳群 - 古代日本の墳墓群 -」の記載

第 43 回世界遺産委員会  
(2019年 アゼルバイジャン バクー)

審議調査研究事業報告書

令和元年度文化庁委託業務

## 例言

1. 本報告書は、第 43 回世界遺産委員会(2019 年 アゼルバイジャン バクー)にあたって文化庁から受託した「第 43 回世界遺産委員会審議調査研究事業」の成果報告であり、株式会社プレック研究所（担当部署 世界遺産研究センター）が作成した。
2. 本報告書をまとめにあたり、本研究事業の過去の報告書や以下のウェブサイトなどを適宜参照した。
  - ・ユネスコ世界遺産センター (<http://whc.unesco.org>)
  - ・文化遺産オンライン (<http://bunka.nii.ac.jp/Index.do>)
  - ・ICOMOS (<http://www.icomos.org/en>)
  - ・ICOMOS 日本委員会 (<http://www.japan-icomos.org/index.html>)
  - ・ICCROM (<http://www.iccrom.org/>)
  - ・IUCN (<https://www.iucn.org/>)
  - ・IUCN 日本委員会 (<http://www.iucn.jp/>)
3. 本報告書の各世界遺産位置図は、Esri 及び Esri 社製ソフトウェアのライセンス所有者が知的所有権を有する素材を用いて、ライセンスのもとに作成されている。

裏表紙の写真

百舌鳥古墳群（大阪府堺市）	
古市古墳群（大阪府羽曳野市、藤井寺市）	

# 目次

第1章 第43回世界遺産委員会概要	1
1. 開催概要	1
1-1. 日時、場所等	
1-2. 委員国	
2. 危機遺産及びその他の世界遺産の保全状況の審査概要	5
3. 新規案件の審議概要	10
4. 我が国に関わる案件	13
5. 軽微な境界線の変更	15
6. その他のトピック	16
6-1. 作業指針の改定	16
6-2. 推薦及び審査のあり方にかかる議論	16
6-3. アップストリームプロセスについて	17
6-4. 第3サイクル定期報告について	19
6-5. 名称の変更	19
第2章 危機遺産及びその他の世界遺産の保全状況の審査	21
1. 全体分析	21
2. 危機遺産保全状況個票	30
3. その他の世界遺産の保全状況個票	110
第3章 新規推薦案件の審査	267
1. 全体分析	267
2. 新規推薦案件個票	278
資料編	343
1. 世界遺産条約について	343
2. 締約国会議、世界遺産委員会	344
3. 世界遺産センター	344
4. 資問機関	345
5. 世界遺産登録の流れ	347
6. 我が国の状況	349
7. 世界遺産関連用語	352

## 危機遺産保全状況個票目次

7A.17 アブ・メナ (エジプト・アラブ共和国) .....	30
7A.18 アッシュール (カラット・シェルカット) (イラク共和国) .....	32
7A.19 ハトラ (イラク共和国) .....	34
7A.20 都市遺跡サーマッラー (イラク共和国) .....	36
7A.21 イラクの世界遺産に関する一般的決定 .....	38
7A.22 エルサレムの旧市街とその城壁群 (パレスチナ/ヨルダン・ハシェミット王国提案) .....	40
7A.23 クーリナの古代遺跡 (リビア) .....	42
7A.24 レプティス・マグナの古代遺跡 (リビア) .....	44
7A.25 サブラータの古代遺跡 (リビア) .....	46
7A.26 ガダーミスの旧市街 (リビア) .....	48
7A.27 タドラット・アカクスのロック - アート遺跡群 (リビア) .....	50
7A.28 イエス聖誕の地：ベツレヘムの聖誕教会と巡礼路 (パレスチナ) .....	52
7A.29 ヘブロン/アル=ハリール旧市街 (パレスチナ) .....	54
7A.30 パレスチナ：オリーブとワインの地—エルサレム南部バティールの文化的景観 (パレスチナ) .....	56
7A.31 古都アレッポ (シリア・アラブ共和国) .....	58
7A.32 古代都市ボスラ (シリア・アラブ共和国) .....	60
7A.33 古都ダマスクス (シリア・アラブ共和国) .....	62
7A.34 シリア北部の古代村落群 (シリア・アラブ共和国) .....	64
7A.35 クラック・デ・シュヴァリエとカルエッサラー・エルーディン (シリア・アラブ共和国) .....	66
7A.36 パルミラの遺跡 (シリア・アラブ共和国) .....	68
7A.37 シリア・アラブ共和国の世界遺産に関する一般的決定 .....	70
7A.38 古都ザビード (イエメン共和国) .....	72
7A.39 サナア旧市街 (イエメン共和国) .....	74
7A.40 シバームの旧城壁都市 (イエメン共和国) .....	76
7A.41 バーミヤン渓谷の文化的景観と古代遺跡群 (アフガニスタン・イスラム共和国) .....	78
7A.42 ジャムのミナレットと考古遺跡群 (アフガニスタン・イスラム共和国) .....	80
7A.43 ナン・マドール、東ミクロネシアの祭祀場 (ミクロネシア連邦) .....	82
7A.44 シャフリサブス歴史地区 (ウズベキスタン共和国) .....	84
7A.45 ウィーン歴史地区 (オーストリア共和国) .....	86
7A.46 コンボの中世建造物群 (セルビア共和国) .....	88
7A.47 リヴァプール海商都市 (英国 (グレートブリテン及び北アイルランド連合王国) ) .....	90
7A.48 ポトシ市街 (ボリビア多民族国) .....	92
7A.49 ハンバーストーンとサンタ・ラウラ硝石工場群 (チリ共和国) .....	94
7A.50 パナマのカリブ海沿岸の要塞群 (パナマ共和国) .....	96
7A.51 チャン・チャン遺跡地帯 (ペルー共和国) .....	98
7A.52 コロとその港 (ベネズエラ・ボリバル共和国) .....	100
7A.53 ジエンネ旧市街 (マリ共和国) .....	102
7A.54 トンブクトゥ (マリ共和国) .....	104
7A.55 アスキア墳墓 (マリ共和国) .....	106
7A.56 カスピのブガンダ王国歴代国王の墓 (ウガンダ共和国) .....	108

## その他の世界遺産の保全状況個票目次

7B.35 南イラクのアフワール：生物の避難所と古代メソポタミア都市景観の残影 (イラク共和国) .....	110
7B.36 オフリド地域の自然遺産及び文化遺産 (北マケドニア共和国) .....	112
7B.37 マチュ・ピチュの歴史保護区 (ペルー共和国) .....	114
7B.38 マロティ - ドラケンスバーグ公園 (レソト王国、南アフリカ共和国) .....	116
7B.39 ンゴロンゴロ保全地域 (タンザニア連合共和国) .....	118
7B.40 アルジェのカスバ (アルジェリア民主人民共和国) .....	120

7B.41 ティパサ (アルジェリア民主人民共和国) .....	122
7B.42 カルアト・アル-バフレーン古代の港とティルムンの首都 (バーレーン王国) .....	124
7B.43 古代都市テーベとその墓地遺跡 (エジプト・アラブ共和国) .....	126
7B.44 カイロ歴史地区 (エジプト・アラブ共和国) .....	128
7B.45 メンフィスとその墓地遺跡-ギーザからダハシュールまでのピラミッド地帯 (エジプト・アラブ共和国) .....	130
7B.46 洗礼遺跡 (アル・マグタ) 「ヨルダン川対岸のベタニア」 (ヨルダン) .....	132
7B.47 ウム・エル-ラサス (キャストロ・メファ) (ヨルダン) .....	134
7B.48 ビブロス (レバノン共和国) .....	136
7B.49 カディーシャ渓谷 (聖なる谷) と神のスギの森 (ホルシュ・アルツ・エル-ラーブ) (レバノン共和国) .....	138
7B.50 ティール (レバノン共和国) .....	140
7B.51 アイット-ベン-ハドウの集落 (モロッコ王国) .....	142
7B.52 ラバト：近代都市と歴史的都市が共存する首都 (モロッコ王国) .....	144
7B.53 サウジアラビア・ハーイル地方の岩絵 (サウジアラビア王国) .....	146
7B.54 ゲベル・バルカルとナパタ地域の遺跡群 (スーダン共和国) .....	148
7B.55 カルタゴ遺跡 (チュニジア共和国) .....	150
7B.56 古代真臘 (イーシャナプラ) の考古遺跡、サンボー・プレイ・クック寺院ゾーン (カンボジア王国) .....	152
7B.57 マカオ歴史地区 (中華人民共和国) .....	154
7B.58 万里の長城 (中華人民共和国) .....	156
7B.59 杭州西湖の文化的景観 (中華人民共和国) .....	158
7B.60 開城の歴史的建造物と遺跡 (北朝鮮) .....	160
7B.61 ハンピの建造物群 (インド) .....	162
7B.62 インドの山岳鉄道群 (インド) .....	164
7B.63 バリ州の文化的景観：トリ・ヒタ・カラナ哲学に基づくスバック灌漑システム (インドネシア共和国) .....	166
7B.64 イスファハンのイマーム広場 (イラン・イスラム共和国) .....	168
7B.65 フアールス地域のササン朝考古景観 (イラン・イスラム共和国) .....	170
7B.66 富士山-信仰の対象と芸術の源泉 (日本国) .....	172
7B.67 ホンジャ・アフメッド・ヤサウイ廟 (カザフスタン共和国) .....	174
7B.68 チャンパサック県の文化的景観にあるワット・プーと関連古代遺産群 (ラオス人民民主共和国) .....	176
7B.69 大ボルハン・ハルドゥン山とその周辺の聖なる景観 (モンゴル国) .....	178
7B.70 カトマンズの谷 (ネパール連邦民主共和国) .....	180
7B.71 仏陀の生誕地ルンビニ (ネパール連邦民主共和国) .....	182
7B.72 ラホールの城塞とシャーリマール庭園 (パキスタン・イスラム共和国) .....	184
7B.73 タッターの文化財 (パキスタン・イスラム共和国) .....	186
7B.74 フィリピンのバロック様式教会群 (フィリピン共和国) .....	188
7B.75 ダンブッラの黄金寺院 (スリランカ民主社会主義共和国) .....	190
7B.76 古都アユタヤ (タイ王国) .....	192
7B.77 サマルカンド-文化交差路 (ウズベキスタン共和国) .....	194
7B.78 ブハラ歴史地区 (ウズベキスタン共和国) .....	196
7B.79 ベラットとギロカストラの歴史地区 (アルバニア共和国) .....	198
7B.80 ザルツブルク市街の歴史地区 (オーストリア共和国) .....	200
7B.81 古代都市ネセバル (ブルガリア共和国) .....	202
7B.82 パリのセーヌ河岸 (フランス共和国) .....	204
7B.83 ライン渓谷中流上部 (ドイツ連邦共和国) .....	206
7B.84 ドナウ河岸、ブダ城地区及びアンドラーシ通りを含むブダペスト (ハンガリー) .....	208
7B.85 ポンペイ、エルコラーノ及びトッレ・アヌンツィアータの遺跡地域 (イタリア共和国) .....	210
7B.86 ヴェネツィアとその潟 (イタリア共和国) .....	212
7B.87 コトルの自然と文化-歴史地域 (モンテネグロ) .....	214
7B.88 ソロヴェツキー諸島の文化と歴史遺産群 (ロシア連邦) .....	216
7B.89 キジ島の木造教会 (ロシア連邦) .....	218
7B.90 ディヤルバクル城塞とエヴセル庭園の文化的景観 (トルコ共和国) .....	220
7B.91 エフェソス (トルコ共和国) .....	222
7B.92 キエフ：聖ソフィア大聖堂と関連する修道院建築物群、 キエフ-ペチエールスカヤ大修道院 (ウクライナ) .....	224
7B.93 コーンウォールとウェストデヴォンの鉱山景観 (英国) .....	226

7B.94 ウェストミンスター宮殿、ウェストミンスター大寺院及び聖マーガレット教会 (英國) .....	228
7B.95 ストーンヘンジ、エーヴベリーと関連する遺跡群 (英國) .....	230
7B.96 ブラジリア (ブラジル連邦共和国) .....	232
7B.97 チロエの教会群 (チリ共和国) .....	234
7B.98 バルパライソの海港都市の歴史的街並み (チリ共和国) .....	236
7B.99 カルタヘナの港、要塞群と建造物群 (コロンビア共和国) .....	238
7B.100 コパンのマヤ遺跡 (ホンジュラス共和国) .....	240
7B.101 パナマ・ビエホ古代遺跡とパナマの歴史地区 (パナマ共和国) .....	242
7B.102 リマ歴史地区 (ペルー共和国) .....	244
7B.103 アボメイの王宮群 (ベナン共和国) .....	246
7B.104 アスマラ：アフリカの近代建築都市 (エリトリア国) .....	248
7B.105 ラリベラの岩窟教会群 (エチオピア連邦民主共和国) .....	250
7B.106 ヴォルタ州、グレーター・アクラ州、セントラル州、ウェスタン州の城塞群 (ガーナ共和国) .....	252
7B.107 ラム旧市街 (ケニア共和国) .....	254
7B.108 アプラヴァシ・ガート (モーリシャス共和国) .....	256
7B.109 オスン-オソンボ聖なる森 (ナイジェリア連邦共和国) .....	258
7B.110 サン-レイ島 (セネガル共和国) .....	260
7B.111 南アフリカ人類化石遺跡群 (南アフリカ共和国) .....	262
7B.112 クタマク、バタマリバ人の土地 (トーゴ共和国) .....	264

### 新規推薦案件個票目次

8B.9 オフリド地域の自然遺産及び文化遺産 (1979年記載 「オフリド地域の自然遺産及び文化遺産」の拡張) (アルバニア共和国) .....	278
8B.10 パラティヒイル・グランデの文化と生物多様性 (ブラジル連邦共和国) .....	280
8B.11 ブルキナファソの古代鉄冶金遺跡群 (ブルキナファソ) .....	282
8B.12 ディルムン墳墓 (バーレーン王国) .....	284
8B.13 バビロン (イラク共和国) .....	286
8B.14 ブジ・ビム文化的景観 (オーストラリア連邦) .....	288
8B.15 良渚考古遺跡群 (中華人民共和国) .....	290
8B.16 ラージャスター州都ジャイプール (インド) .....	292
8B.17 サワルントのオンビリン炭鉱遺産 (インドネシア共和国) .....	294
8B.18 百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群— (日本国) .....	296
8B.19 シエンクワーンの巨石壺(Jar)遺跡群-ジャール平原 (ラオス人民民主共和国) .....	298
8B.20 バガン (ミャンマー連邦共和国) .....	300
8B.21 書院：韓国の新儒教アカデミー (大韓民国) .....	302
8B.22 グロースグロックナー高地山岳路 (オーストリア共和国) .....	304
8B.23 ローマ帝国の国境線：ドナウ川のリメス (オーストリア共和国/ドイツ連邦共和国/ハンガリー/スロバキア共和国) .....	306
8B.25 ライティング・オン・ストーン/アイシナイピ (カナダ) .....	310
8B.26 エルツゲビルゲ/クルシューノホリ鉱山地域 (ドイツ連邦共和国/チェコ共和国) .....	312
8B.27 クラドルビ・ナト・ラベム儀礼用馬車馬繫養の景観 (チェコ共和国) .....	314
8B.28 アウグスブルクの水管理システム (ドイツ連邦共和国) .....	316
8B.29 クシェミオンキ 先史時代のストライプフリントの採掘地域 (ポーランド共和国) .....	318
8B.30 マフラの王宮-宮殿、礼拝堂、修道院、セルコ庭園と狩獵公園 (タпадा) (ポルトガル共和国) .....	320
8B.31 ブラガの聖地ボン ジェズス ド モンテ (ポルトガル共和国) .....	322
8B.32 プスコフ派建築の教会群 (ロシア連邦) .....	324
8B.33 リスコ・カイドとグラン・カナリア島の聖なる山々の文化的景観 (スペイン王国) .....	326
8B.35 ジョドレルバンク天文台 (英国) .....	330
8B.36 ハーンの宮殿とシェキ歴史地区 (アゼルバイジャン共和国) .....	332
8B.37 プロセッコ・ディ・コネリアーノ・ヴァルドッビアデーネの丘 (イタリア共和国) .....	334
8B.38 フランク・ロイド・ライトの20世紀の建築 (アメリカ合衆国) .....	336
8B.39 ポートロイヤル水底都市-残存する文化的景観及び継続する文化的景観 (ジャマイカ) .....	338
8B.40 植民地時代の地峡越えのパナマルート (パナマ共和国) .....	340

## **第1章 第43回世界遺産委員会概要**



# 1. 開催概要

## 1-1. 日時、場所等

第43回世界遺産委員会は2019年6月30日（日）から7月10日（水）まで、アゼルバイジャン共和国バクーにあるバクー・コングレス・センター（Baku Congress Center）において開催され、約2,300人が参加した。アゼルバイジャンでは初めての世界遺産委員会開催であった。

本委員会では、166件（危機遺産のシリア・アラブ、イラクの一般的決定2件を除く）の保全状況報告書、35件の新規推薦案件の審議が行われた。日本に関しては、保全状況報告で「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」、新規推薦で「百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群」が審査された。最終的に、29件（文化24件、複合1件、自然4件）を新たに世界遺産一覧表に記載すること、1件の重大な境界線変更（拡張）を承認することが決定され、世界遺産は総計1,121件（文化869件、複合39件、自然213件）となった。

次年度(2020年)に開催される第44回世界遺産委員会の開催国、議長国には中華人民共和国（中国）が立候補し、福建省福州市での開催が決定した（2020年6月29日～7月9日での開催予定）。

中国での世界遺産委員会は、2004年第28回世界遺産委員会（江蘇省蘇州市）以来2回目となる。第44回世界遺産委員会では、日本から推薦されている「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」（自然遺産）が審査される予定である。



会場となったバクー・コングレス・センター（左上写真）、開会式が行われたヘイダル・アリエフ・センター（右上写真）、会場遠景（左下写真）、会場内（右下写真）

第43回世界遺産委員会における議題の審議は下表の通り行われた。なお、会議文書は世界遺産センターのウェブサイトで事前に公開され（英語、フランス語）、会議の様子も同ウェブサイトにおいてライブ放送された（英語、フランス語、アゼルバイジャン語、スペイン語、中国語（7月5日～7月7日のみ）の同時通訳言語選択可）。録画ファイルはウェブサイト、YouTubeにて公開されている（会場の生音声のみ）。

表 第43回世界遺産委員会（アゼルバイジャン バクー）における議題の審議日程

日時	議題
6月30日 (日)	8:00～19:00 参加登録
	15:00～16:00 ビューロー会議
	16:00～18:00 オリエンテーション・セッション
	20:00～ 【議題1】開会（開会セレモニー）
7月1日 (月)	午前 【議題2】オブザーバー出席承認 【議題3】アジェンダ、タイムテーブル採択 【議題4】第42回世界遺産委員会報告 【議題14】予算（作業部会報告） 【議題11A】作業指針の改定 【議題12】作業方法に関する評価と外部監査勧告フォローアップ： 特別作業部会の結果 【議題5A】世界遺産センターの活動及び世界遺産委員会の決定実施に 関わる報告 ヤングプロフェッショナルフォーラム2019からのメッセージ
	昼休み 13:00～15:00
	午後 【議題5B】諮問機関活動報告 【議題5C】世界遺産条約と持続可能な開発 【議題5D】プライオリティ・アフリカ 持続可能な開発と世界遺産 【議題5E】諮問機関と締約国間の対話強化に関する報告
7月2日 (火)	午前 【議題7】保全状況報告開始 【議題7A】危機遺産の保全状況
	昼休み 13:00～15:00
	午後 【議題7A】危機遺産の保全状況
7月3日 (水)	午前 【議題7B】その他世界遺産の保全状況
	昼休み 13:00～15:00
	午後 【議題7B】その他世界遺産の保全状況
7月4日 (木)	午前 【議題7B】その他世界遺産の保全状況
	昼休み 13:00～15:00
	午後 【議題7B】その他世界遺産の保全状況
7月5日 (金)	午前 【議題8】推薦プロセス開始 【議題8B】新規記載案件審査
	昼休み 13:00～15:00
	午後 【議題8B】新規記載案件審査
7月6日 (土)	午前 【議題8B】新規記載案件審査
	昼休み 13:00～15:00
	午後 【議題8B】新規記載案件審査

日時	議題	日時
7月7日 (日)	午前	【議題8B】新規記載案件審査
	昼休み 13:00～15:00	
	午後	【議題8B】新規記載案件審査 【議題8A】暫定リスト 【議題8D】推薦範囲の確定 【議題8E】顕著な普遍的価値の遡及的言明
7月8日 (月)	午前	【議題6】キャパビル戦略のフォローアップと、世界遺産に関する カテゴリー2センターの進捗報告 【議題8C】世界遺産一覧表の更新 【議題8】の終了 【議題10A】定期報告第2サイクルフォローアップの進捗報告 【議題10B】定期報告第3サイクル準備状況の進捗報告
	昼休み 13:00～15:00	
	午後	【議題9A】アップストリームプロセス 【議題9B】複合遺産のプロセスの考察に関する進捗報告 【議題11B】ポリシー集案 【議題7】の終了
7月9日 (火)	午前	【議題13】国際援助 【議題14】予算（作業部会報告） 【議題11A】作業指針の改定 【議題12】の終了 【議題15】その他の事項 【議題16】第44回世界遺産委員会（2020年）議長、副議長、 ラポルトゥール選任 【議題17】第44回世界遺産委員会（2020年）の議題案
	午後	（報告書作成）
7月10日 (水)	午前	【議題18】決定の採択 【議題19】閉会

## 1-2. 委員国

議長は、アゼルバイジャンのアブルファス・カラーエフ文化大臣（H.E. Mr Abulfas Garayev、2013年第8回無形文化遺産委員会で議長を務めた人物）が務めた。副議長はブルキナファソ（アフリカ地域選出）、チュニジア（アラブ地域選出）、ブラジル（カリブ海・ラテンアメリカ地域選出）、ノルウェー（ヨーロッパ・北米地域選出）、インドネシア（アジア太平洋地域選出）、ラポルトゥール（報告者）はオーストラリアのマハニ・テイラー氏（Ms Mahani Taylor）であった。

委員国は、アンゴラ、オーストラリア、アゼルバイジャン、バーレーン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルキナファソ、中国、キューバ、グアテマラ、ハンガリー、インドネシア、クウェート、キルギスタン、ノルウェー、セントクリストファー・ネーヴィス、スペイン、チュニジア、ウガンダ、タンザニア、ジンバブエであった。その地域分布は、欧州・北米地域2（地域内締約国数27）、東欧地域3（地域内締約国数25）、南米カリブ海地域4（地域内締約国数33）、アジア・太平洋地域4（地域内締約国数**42**）、アフリカ地域5（地域内締約国数47）、アラブ地域3（地域内締約国数19）であった。

なお、アゼルバイジャン、インドネシアなど9か国が本委員会で任期が満了し、2019年11月にフランスパリにあるユネスコ本部で開催された第22回世界遺産条約締約国総会において、ロシア、タイ、エチオピア、マリ、ナイジェリア、南アフリカ、エジプト、オマーン、サウジアラビアが新たな世界遺産委員国に選出された。

表 世界遺産委員会委員国リスト

地域 任期	地域Ⅰ 欧州北米	地域Ⅱ 東欧	地域Ⅲ 南米カリブ海	地域Ⅳ アジア太平洋	地域Va アフリカ	地域Vb アラブ
締約国数	27 (14%)	25 (13%)	33 (17%)	42 (22%)	47 (24%)	19 (10%)
2019年まで (第43回世界遺産委員会を最後に交代)		● アゼルバイジャン	● キューバ	● インドネシア	● アンゴラ ● ブルキナファソ ● タンザニア ● ジンバブエ	● クウェート ● チュニジア
2021年まで	● ノルウェー ● スペイン	● ハンガリー ● ボスニア・ヘルツェゴビナ	● ブラジル ● グアテマラ ● セントクリストファー・ネーヴィス	● 中国 ● オーストラリア ● キルギスタン	● ウガンダ	● バーレーン
2023年まで (第44回世界遺産委員会から)		● ロシア		● タイ	● エチオピア ● マリ ● ナイジェリア ● 南アフリカ	● エジプト ● オマーン ● サウジアラビア

## 2. 危機遺産の審議及びその他の世界遺産の保全状況の審査概要

第43回世界遺産委員会においては、危機遺産となっている38件の文化遺産全てについて保全状況が報告され、そのうち5件（昨年は12件）について個別審議が行われた。

「イエス生誕の地：ベツレヘムの聖誕教会と巡礼路」（パレスチナ、2012年から掲載）と「ハンバーストーンとサンタ・ラウラ硝石工場群」（チリ、2005年から掲載）の2件について、保全状況が十分改善されたとして、危機遺産リストから解除された。これらについては、危機遺産リストに基づいた保全措置が機能した成功事例であるとして委員国から危機遺産リスト解除を歓迎し、関係者の努力を賞賛する声があがつた。

その他の世界遺産については、78件（昨年は67件）の文化遺産・複合遺産について保全状況が報告され、14件（昨年は12件）について個別審査が行われた。日本から本委員会に提出されていた「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」の保全状況報告書は個別審議対象とはならず、取り組みが着実に進展していることを歓迎し、2020年12月1日までに保全状況と新たに検討されている開発規制措置の実施状況を報告することを求める決定が採択された。

「オフリド地域の自然遺産及び文化遺産」（複合遺産、北マケドニア）、「カトマンズの谷」（ネパール）、「古代都市ネセバル」（ブルガリア）の3件について、事務局による決定案では危機遺産リストに掲載することが勧告されていたが、委員会審議により全て見送られた。

「オフリド地域の自然遺産及び文化遺産」（複合遺産、北マケドニア）は、北マケドニアとアルバニアにまたがる国境を超えた資産であり、北マケドニアについて危機遺産リストの記載が審議された。また、同時に、議題8B（新規記載案件審査）においてアルバニア側での重大な境界線変更（拡張）が申請されていた（勧告は拡張承認）。この状況のなか、関係両国で協議するための時間を与えるために、危機遺産リスト掲載を見送るべきという発言が相次ぎ、危機遺産リスト掲載は見送られた。

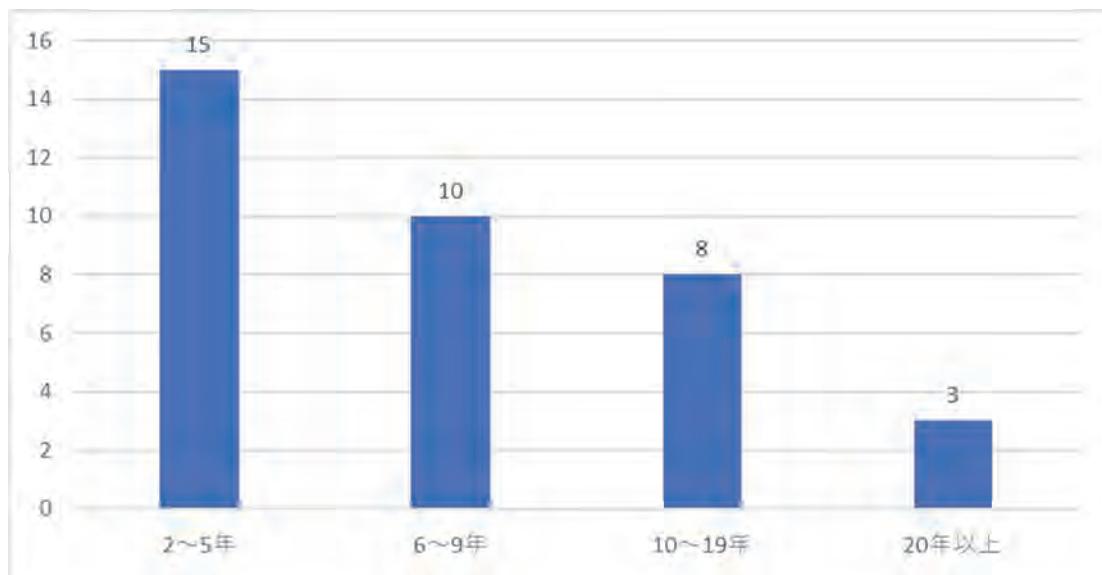
「カトマンズの谷」（ネパール）は2015年に発生した大規模地震以降、今まで4年連続で危機遺産リスト掲載の勧告が出されていた。委員会の審議では、危機遺産リスト掲載を支持する委員国と、更に1年間の猶予を与えるべきとの委員国で意見が分かれ、それぞれから決定案が提示され、ワーキンググループを設置して議論が行われた。その結果、来年までに勧告の実施に関して進捗が見られない場合は危機遺産リストに掲載すること、また締約国に対して、危機遺産リスト掲載を否定的に捉えるべきではない旨の文言を決定文に盛り込み、今回も危機遺産リスト掲載は見送られた。

「古代都市ネセバル」（ブルガリア）は、2012年、2015年、2017年、2018年に実施されたミッションの勧告が実施されず、違法建築が横行したために、顕著な普遍的価値（OUV）の核心であった都市構造が喪失されているとして、諮問機関からは危機遺産リスト掲載の勧告が出されていた。委員会では、締約国は勧告実施に向けて真摯に取り組んでいるとする発言や、イコモス勧告は最新の状況を反映していないとの指摘があり、危機遺産リスト掲載は見送られた。

なお、上記3件全てにおいて、当該締約国に対して現状の報告を行うよう委員国から要請があり、委員会の場で各締約国から説明が行われた。

本委員会では、2件の危機遺産について保全状況の改善がみられた結果、危機遺産リストから解除されたことに対して、危機遺産リストの掲載は罰ではなく、積極的に保全状況の改善を図るための肯定的な手続きであることを示すものであると歓迎された一方で、3件の危機遺産勧告について、当該国が危機遺産リスト掲載を望んでいないことなどを理由に危機遺産リスト掲載が見送られ、現実には、依然危機遺産を否定的にとらえる国が多い現状が浮き彫りとなつた。また、危機遺産リストに掲載されたまま、具体的な保全目標の設定や保全措置の実施が行われないままとなっているものも多いため、危機遺産にしてから、是正措置を検討するのではなく、危機遺産にする際には是正措置を明らかにした上で行うなど制度を改善する必要を指摘する意見があつた。

本委員会で新たに危機遺産リストに追加された文化資産は0件（自然遺産では1件掲載）で、危機遺産リストから2件が解除されたため、危機遺産リストに記載されている文化遺産は18か国36件となつた（複合遺産で危機遺産になっているものは現在のところない）。



危機遺産リスト掲載の文化遺産36件のリスト掲載年数

注：20年以上掲載されている3件は、「エルサレムの旧市街とその城壁群」（ヨルダン提案、1982年～現在まで37年）、「チャン・チャン遺跡地帯」（ペルー、1986年～現在まで33年）、「トンブクトゥ」（マリ、1990年～2005年、2012年～現在まで通算22年）

表 議題 7A (危機遺産の保全状況) 審議結果一覧表(文化遺産、複合遺産)

No.	決定 no.	締約国	資産名称	決定案		決定	
				危機遺産 リスト	保全状況 報告書の 提出期限	危機遺産 リスト	保全状況 報告書の 提出期限
1	7A.17	エジプト・アラブ共和国	アブ・メナ	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1
2	7A.18	イラク共和国	アッシュール(カラット・シェルカット)	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1
3	7A.19	イラク共和国	ハトラ	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1
4	7A.20	イラク共和国	都市遺跡サーマッラー	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1
5	7A.21	—	イラクの世界遺産に関する一般的決定	—	2020/2/1	—	2020/2/1
6	7A.22	パレスチナ(ヨルダン提案)	エルサレムの旧市街とその城壁群	引き続き	記述なし	引き続き	記述なし
7	7A.23	リビア	クーリナの古代遺跡	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1
8	7A.24	リビア	レプティス・マグナの古代遺跡	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1
9	7A.25	リビア	サブラータの古代遺跡	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1
10	7A.26	リビア	ガダーミスの旧市街	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1
11	7A.27	リビア	タドラット・アカクスのロック - アート遺跡群	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1
12	7A.28	パレスチナ	イエス生誕の地：ベツレヘムの聖誕教会と巡礼路	解除	2020/12/1	解除	2020/12/1
13	7A.29	パレスチナ	ヘブロン/アル=ハリール旧市街	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1
14	7A.30	パレスチナ	パレスチナ：オリーブとワインの地—エルサレム南部バティールの文化的景観	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1
15	7A.31	シリア・アラブ共和国	古都アレッポ	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1
16	7A.32	シリア・アラブ共和国	古代都市ボスラ	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1
17	7A.33	シリア・アラブ共和国	古都ダマスクス	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1
18	7A.34	シリア・アラブ共和国	シリア北部の古代村落群	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1
19	7A.35	シリア・アラブ共和国	クラック・デ・シュヴァリエとカルエッサラー・エル・ディン	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1
20	7A.36	シリア・アラブ共和国	パレミラの遺跡	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1
21	7A.37	—	シリア・アラブ共和国の世界遺産に関する一般的決定	—	2020/2/1	—	2020/2/1
22	7A.38	イエメン共和国	古都ザビード	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1
23	7A.39	イエメン共和国	サナア旧市街	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1
24	7A.40	イエメン共和国	シバームの旧城壁都市	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1
25	7A.41	アフガニスタン・イスラム共和国	バーミヤン渓谷の文化的景観と古代遺跡群	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1
26	7A.42	アフガニスタン・イスラム共和国	ジャムのミナレットと考古遺跡群	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1
27	7A.43	ミクロネシア連邦	ナン・マドール、東ミクロネシアの祭祀場	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1
28	7A.44	ウズベキスタン共和国	シャフリサブス歴史地区	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1
29	7A.45	オーストリア共和国	ウィーン歴史地区	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1
30	7A.46	セルビア共和国	コソボの中世建造物群	引き続き	2020/2/1	審議延期	2020/2/1
31	7A.47	英国	リヴォニアー海商都市	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1
32	7A.48	ボリビア多民族国	ポトシ市街	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1

No.	決定 no.	締約国	資産名称	決定案		決定	
				危機遺産 リスト	保全状況 報告書の 提出期限	危機遺産 リスト	保全状況 報告書の 提出期限
33	7A.49	チリ共和国	ハンバーストーンとサンタ・ラウラ硝石工場群	解除	2020/12/1	解除	2020/12/1
34	7A.50	パナマ共和国	パナマのカリブ海沿岸の要塞群	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1
35	7A.51	ペルー共和国	チャン・チャン遺跡地帯	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1
36	7A.52	ベネズエラ・ボリバル共和国	コロとその港	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1
37	7A.53	マリ共和国	ジエンネ旧市街	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1
38	7A.54	マリ共和国	トンブクトゥ	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1
39	7A.55	マリ共和国	アスキア墳墓	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1
40	7A.56	ウガンダ共和国	カスピのブガンダ王国歴代国王の墓	引き続き	2020/2/1	引き続き	2020/2/1

表 議題7B（世界遺産保全状況）審議結果一覧（個別審議対象となった文化遺産、複合遺産のみ）

No.	決定 番号	締約国	資産名称	決定案			決定
				危機遺産 リスト関係	進捗状況 報告書の 提出期限	保全状況 報告書の 提出期限	
1	7B.36	北マケドニア共和国	オフリド地域の自然遺産及び文化遺産（複合遺産）	危機遺産リスト掲載	—	2020/2/1	危機遺産見送り
2	7B.39	タンザニア連合共和国	ンゴロンゴロ保全地域（複合遺産）	—	—	2020/12/1	
3	7B.55	チュニジア共和国	カルタゴ遺跡	—	—	2020/2/1	
4	7B.56	カンボジア王国	古代真臘（イーシャナプラ）の考古遺跡、サンボー・プレイ・クック寺院ゾーン	—	—	2020/12/1	
5	7B.67	カザフスタン共和国	ホンジャ・アフメット・ヤサウイ廟	—	—	2020/2/1	
6	7B.70	ネパール連邦民主共和国	カトマンズの谷	危機遺産リスト掲載	—	2020/2/1	危機遺産見送り
7	7B.72	パキスタン・イスラーム共和国	ラホールの城塞とシャーリーマール庭園	将来危機遺産リスト掲載を検討	—	2020/2/1	「将来、危機遺産リスト掲載を検討」の文言を削除
8	7B.73	パキスタン・イスラーム共和国	タッターの文化財	将来危機遺産リスト掲載を検討	—	2020/2/1	「将来、危機遺産リスト掲載を検討」の文言を削除
9	7B.77	ウズベキスタン共和国	サマルカンド-文化交差路	将来危機遺産リスト掲載を検討	—	2020/2/1	「将来、危機遺産リスト掲載を検討」の文言を削除
10	7B.81	ブルガリア共和国	古代都市ネセバル	危機遺産リスト掲載	—	2020/2/1	危機遺産見送り
11	7B.98	チリ共和国	バルパライソの海港都市の歴史的街並み	—	—	2020/12/1	
12	7B.103	ベナン共和国	アボメイの王宮群	将来危機遺産リスト掲載を検討	—	2020/2/1	「将来、危機遺産リスト掲載を検討」の文言を削除
13	7B.107	ケニア共和国	ラム旧市街	将来、危機遺産リスト掲載を検討	—	2020/2/1	将来、危機遺産リスト掲載を検討
14	7B.111	南アフリカ共和国	南アフリカ人類化石遺跡群	—	—	2020/12/1	

### 3. 新規推薦案件の審査概要

本委員会では、29件の資産が新たに世界遺産一覧表に加えられた（昨年は19件）。その内訳は、文化遺産が24件（昨年は13件）、複合遺産が1件（昨年は3件）、自然遺産が4件（昨年は3件）であった。その他に、重大な境界線変更（拡張）が1件（複合遺産）承認された。

文化遺産若しくは複合遺産には当初37件が推薦されていたが、諮問機関による勧告をうけて、事前に3件が取り下げられ、委員会審議直前に2件が取り下げられた（昨年は事前取り下げ2件、直前取り下げ2件）。また、「1994年のノルマンディー上陸の海岸」（フランス）、「ブランクーシによるトゥルグ・ジウの記念物群」（ルーマニア）の2件について、第44回世界遺産委員会まで審議を保留することが決まっていた「近代の紛争に関する資産」（決定42COM8）に該当するとして審議が延期されたことから、本委員会で審査された文化・複合遺産の数は30件であった（その内、諮問機関から記載勧告、拡張承認勧告がだされていたものは20件）。

諮問機関は、4件について情報照会（referral）を勧告していたが、委員会の審議の結果、全て記載された。その内3件には、評価基準の一部が認められるとの評価が諮問機関から示されていた。また、残りの1件についても、追加情報が提供されれば評価基準の一部が認められる可能性があるという評価が諮問機関から示されていた。

諮問機関は、4件について記載延期（deferral）を勧告していたが、委員会の審議の結果、半分の2件が記載され、残りの2件はそのまま記載延期となつた。

諮問機関は、3件に不記載を勧告していたが、内2件（「ホーゲ・ケンペン 農業から工業への変遷の景観」（ベルギー）、「プリオラート・ムンツアン・シウラーナ：地中海のモザイク、農業文化的景観」（スペイン））は直前に取り下げられた。「ハーンの宮殿とシェキ歴史地区」（アゼルバイジャン）については、取り下げられず、委員会で審議され、記載された。昨年、不記載勧告から記載された世界遺産は、昨年記載された「アハサー地方のオアシス、進化する文化的景観」（サウジアラビア）に続き2件目となつた。（注1）

本資産は、2017年に開催された第41回世界遺産委員会に提出され、諮問機関は不記載勧告を出したものの、委員会審議の結果情報照会となり、本委員会で再審議されたものであった。「ハーンの宮殿とシェキ歴史地区」の審議時には、委員国及び諮問機関より情報照会の手続きの見直しの必要性についての言及があった。

諮問機関の勧告と異なる決定が採択されたのは、30件中7件であった。

なお、第42回世界遺産委員会（2018年）で、諮問機関から不記載勧告がだされたが、委員会の審議で情報照会となった「プロセッコ・ディ・コネリアーノ・ヴァルドッビアデーネの丘」（イタリア）が、資産範囲を修正して本委員会に再提出された結果、諮問機関からも記載が勧告され、委員会において記載が決定した。また、第40回世界遺産委員会（2016年）に、諮問機関から記載延期勧告が出されたが、委員会の審議で情報照会となった「フランク・ロイド・ライトの20世紀の建築」（アメリカ）が、構成資産を減らして本委員会に再提出された結果、諮問機関からも記載が勧告され、委員会において記載が決定した。

我が国の推薦資産である「百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—」は7月6日（土）に審議された。6か国から古墳時代を伝える類まれな物証としての価値や高いレベルの保護体制を称賛する発言や、記載を歓迎する発言があり、諮問機関の勧告どおり記載された。なお、本世界遺産委員会は、1か国から最大2件を新規推薦することが可能な最後の年であったためか、新規記載審査案件の数が多く、予定されていた審議

時間内に全ての審議を終えるには、1件あたりの審議時間を制限する必要があった。そのため、諮問機関が記載を勧告しているものについては、反対意見出ない限りできるだけ発言を控えるように議長から要請があつたため、発言国の数が例年よりも少なく6か国にとどまった。

新規記載にあたって、以下の2件について、推薦されていた構成資産の一部に限定して記載されたことなどを理由に、締約国が提案していた資産名称と異なる資産名称に変更して記載された。

表 本委員会での世界遺産一覧表への記載時に名称が変更された資産一覧

No	締約国	締約国提案	最終名称	備考
1	ブルキナファソ	Ancient ferrous metallurgy sites 古代の鉄冶金遺跡	Ancient ferrous metallurgy sites of Burkina Faso ブルキナファソの古代鉄冶金遺跡群	遺跡の地理的な位置を明確にするため(限定するため)。
2	ロシア連邦	Monuments of Ancient Pskov 古都プスコフの記念工作物群	Churches of the Pskov School of Architecture プスコフ派建築の教会群	構成資産の減少とOUVに対応する名称に変更。

注：具体的な変更理由は公式には発表されていない。

これにより、世界遺産の数は1121件（文化遺産869件、複合遺産39件、自然遺産213件、危機遺産53件）となった。

なお、本委員会において記載された世界遺産はすべてすでに世界遺産を有する国から推薦されたものであり、締約国初の世界遺産の新規推薦・記載は0件であった。また、世界遺産の数が少ないアフリカ地域からの新規推薦・記載は1件（ブルキナファソの古代鉄冶金遺跡群）のみであった。

注1：2018年第42回世界遺産委員会で審議された「ナウムブルク大聖堂」（ドイツ）を含めると3件となるが、ナウムブルク大聖堂については、正確には、イコモスは勧告を出せないと立場を保ったまま、会議文書をまとめた条約事務局のユネスコ世界遺産センターが、不記載とする決定案を出していたものであるため、「ハーンの宮殿とシェキ歴史地区」、「アハサー地方のオアシス、進化する文化的景観」とは状況が異なる。

表 議題 8B（新規記載）審査結果一覧（文化遺産、複合遺産）  
網掛け：イコモス勧告と決定が異なる場合

順番	締約国	資産名称	締約国 評価基準	イコモス 勧告	決定	文化遺産タイプ
1	アルバニア共和国	オフリド地域の自然遺産及び文化遺産（1979年記載の北マケドニアの資産「オフリド地域の自然遺産及び文化遺産」（1980年拡張、2009年轻微な境界線変更）の拡張）	(i)(iii)(iv) (vii) *評価基準の変更なし	OK/OK (i)(iii)(iv)(vii) (危機遺産リスト掲載)	OK (i)(iii)(iv)(vii) (危機遺産リスト掲載見送り、将来的な危機遺産リスト掲載の検討の可能性への言及)	複合遺産
2	ブラジル連邦共和国	パラティとイル・グランデの文化と生物多様性	(ii)(v)(vi) (vii)(x)	I/I (v)(x)	I (v)(x)	複合遺産 文化的景観
3	ブルキナファソ	ブルキナファソの古代鉄冶金遺跡群	(iii)(iv)(vi)	I (iii)(iv)(vi) (名称変更)	I (iii)(iv)(vi) (名称変更)	考古遺跡 (鉱山)
4	バーレーン王国	ディルムン墳墓	(iii)(iv)	I (iii)(iv)	I (iii)(iv)	考古遺跡
5	イラク共和国	バビロン	(iii)(vi)	I (iii)(vi) (同時に危機遺産リスト掲載)	I (危機遺産リスト掲載については見送り)	考古遺跡
6	オーストラリア連邦	ブジ・ビム文化的景観	(iii)(v)	I (iii)(v)	I (iii)(v)	文化的景観
7	中華人民共和国	良渚考古遺跡群	(iii)(iv)	I (iii)(iv)	I (iii)(iv)	考古遺跡
8	インド	ラージャスター州の州都ジャイプール	(ii)(iv)(vi)	D	I (ii)(iv)(vi)	歴史的都市
9	インドネシア共和国	サワルントのオンビリン炭鉱遺産	(ii)(iv)	I (ii)(iv)	I (ii)(iv)	鉱山遺産
10	日本国	百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—	(iii)(iv)	I (iii)(iv)	I (iii)(iv)	考古遺跡 (古墳)
11	ラオス人民民主共和国	シエンクワーンの巨石壺(Jar)遺跡群-ジャール平原	(iii)	I (ii)	I (iii)	考古遺跡
12	ミャンマー連邦共和国	バガン	(iii)(iv)(vi)	I (iii)(iv)(vi)	I (iii)(iv)(vi)	考古遺跡
13	大韓民国	書院：韓国の新儒教アカデミー	(iii)(iv)	I (iii)	I (iii)	建造物群
14	オーストリア共和国	グロースグロッカーハイド山岳路	(i)(ii)(iv)	D	D	近代遺産
15	オーストリア共和国/ドイツ連邦共和国/ハンガリー/スロバキア共和国	ローマ帝国の国境線：ドナウ川のリメス	(ii)(iii)(iv)	I (ii)(iii)(iv)	R (ハンガリー国内の構成資産の推薦取り下げによる)	考古遺跡
16	カナダ	ライティング・オン・ストーン/アイシナイピ	(i)(iii)(iv)(vi)	I (iii)	I (iii)	文化的景観
17	ドイツ連邦共和国/チェコ共和国	エルツゲビルゲ/クルシュー/ホリ鉱山地域	(ii)(iii)(iv)	I (ii)(iii)(iv)	I (ii)(iii)(iv)	文化的景観
18	チェコ共和国	クラドルビ・ナト・ラベム儀礼用馬車馬繫養の景観	(ii)(iv)(v)	R 【(iv)(v)は認められる】	I (iv)(v)	文化的景観
19	ドイツ連邦共和国	アウグスブルクの水管理システム	(ii)(iv)(vi)	I (ii)(iv)	I (ii)(iv)	土木遺産
20	ポーランド共和国	クシェミオンキ 先史時代のストライプフリントの採掘地域	(i)(iii)(iv)	R 【(iii)(iv)は認められる】	I (iii)(iv)	文化的景観

順番	締約国	資産名称	締約国 評価基準	イコモス 勧告	決定	文化遺産タイプ
21	ポルトガル共和国	マフラの王宮-宮殿、礼拝堂、修道院、セルコ庭園と狩獵公園(タバダ)	(i)(ii)(iv)(vi)	R 【追加情報の提供があれば(iv)が満たされる可能性あり】	I (iv)	記念物 (宮殿)
22	ポルトガル共和国	ブラガの聖地ボン ジェズスド モンテ	(ii)(iv)	R 【(iv)は認められる】	I (iv)	文化的景観
23	ロシア連邦	プスコフ派建築の教会群	(ii)(iii)(iv)	I (ii) (名称変更)	I (ii) (名称変更)	建造物群
24	スペイン王国	リスコ・カイドとグラン・カナリア島の聖なる山々の文化的景観	(iii)(v)	I (iii)(v)	I (iii)(v)	文化的景観
25	英國（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）	ジョドレルバンク天文台	(i)(ii)(iv)(vi)	I (i)(ii)(iv)(vi)	I (i)(ii)(iv)(vi)	近代遺産 (天文)
26	アゼルバイジャン共和国	ハーンの宮殿とシェキ歴史地区	(ii)(iii)(iv)(v)	N	I (ii)(v)	歴史的都市 (建造物群)
27	イタリア共和国	プロセッコ・ディ・コネリアーノ・ヴァルドッビアデーネの丘	(v)	I (v)	I (v)	文化的景観 (農業)
28	アメリカ合衆国	フランク・ロイド・ライトの20世紀の建築	(ii)	I (ii)	I (ii)	建造物群 (近代建築)
29	ジャマイカ	ポートロイヤル水底都市-残存する文化的景観及び継続する文化的景観	(iii)(v) (vi)	D	D	文化的景観
30	パナマ共和国	植民地時代の地峡越えのパナマルート	(ii)(iv)(v) (vi)	D	D	文化の道

I: 記載、R: 情報照会、D: 記載延期、N: 不記載

文化遺産タイプについては、決まった分類が存在するわけではないが、便宜上タイプを示した。

表 事前に取り下げられた推薦案件（文化遺産、昨年は2件）

	締約国	資産名	推薦国 評価基準	タイプ	構成資産数
1	サウジアラビア王国	サウジアラビアアシール地域のリジャル・アルマ歴史的村落	(iii)(iv)(v)	建造物群	1
2	トルコ共和国	歴史的ギルトの町ムドゥルヌ：アクヒスマ（Akhisim）の物証	(iii)(vi)	歴史的都市	1
3	アラブ首長国連邦	シャールジャ：植民地時代のアラブ首長国連邦の玄関口	(ii)(iii)(vi)	歴史的都市群	8

\*この他に、Sila Forests Ecosystems (イタリア)、Kızılırmak Delta Wetland and Bird Sanctuary (トルコ) の自然遺産2件が取り下げられた。

表 直前に取り下げられた推薦案件（文化遺産、昨年は2件）

No	締約国	資産名	推薦国 評価基準	イコモス 勧告	タイプ	構成資産数
1	ベルギー王国	ホーテ・ケンペン 農業から工業への変遷の景観	(iv)	不記載	文化的景観	1
2	スペイン王国	プリオラート・ムンツアン・シウラーナ：地中海のモザイク、農業文化的景観	(v)(vi)	不記載	文化的景観	1

\*この他に Alpi del Mediterraneo – Alpes de la Méditerranée (フランス/イタリア/モナコ) の自然遺産1件が直前に取り下げられた。

## 4. 我が国に関わる案件

第43回世界遺産委員会では、我が国推薦の「百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—」が記載された。

また、本委員会で記載された「フランク・ロイド・ライトの20世紀の建築」（アメリカ合衆国）のイコモス評価書において、将来的な拡張が考えられる建築物として「旧山邑家住宅（兵庫県芦屋市）」を含む、6件の建築物の名前が挙げられた（その他5件はアメリカ国内の建築物）。

議題7Bの保全状況報告の審査では「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」の保全状況報告書が提出されたが、個別審議対象とはならず、取り組みが着実に進展していることを歓迎し、2020年12月1日までに保全状況と新たに検討されている開発規制措置の実施状況を報告することを求める決定が採択された。

### 「百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—」審議時の各国の発言

クウェート：百舌鳥・古市古墳群は、疑いなく、古代に作られた全ての墳墓の中で最も特徴的なもののひとつである。500mにもなる大きな前方後円墳から、20mの小さななものまで様々な規模があり、様々な形があり、装飾品、土器、埴輪などが副葬されている。百舌鳥・古市古墳群の登録は、世界遺産一覧表の価値を上げるものである。写真から分かるように、1500年以上多くの人が住む場所で保存してきた。日本政府に感謝する。大阪で最初の世界遺産であることも驚きである。友人である日本のユネスコ代表部大使のふるさとでもある。

チュニジア：古墳時代を伝える類まれな物証である。もちろん、評価基準(iii)(iv)に基づいて記載することを支持する。類似したその他の古墳を含めて日本が高いレベルの法的保護を行っていることは素晴らしい。おめでとう。

ジンバブエ：百舌鳥・古市古墳群は世界でも類まれな墳墓群であり、推薦した締約国を称賛する。様々な規模、形の古墳が、ユニークな文明の政治社会構造を伝えている。古墳という建築遺産は、1600年以上にわたり、市民の「友」として、共有され守られてきた。精神的な価値もある。1950年代に開発により構成資産のひとつ、いたすけ古墳が脅かされたが、その後保存運動につながった。市民の取り組みにより古墳が今日まで保存してきたことは注目に値する。おめでとう。

オーストラリア：素晴らしい墳墓群の推薦に対して日本を称賛したい。詳細でかつ包括的で美しい推薦書も、読んでいて楽しかった。古墳の独特的幾何学的形状は興味深く、都市というセッティングの中にありながら、皇室の先祖の陵墓として崇敬され保存されており、保全状況も素晴らしい。これからとりまとめられる無形要素の記録の結果も楽しみである。この資産の管理に対する地域コミュニティの関与を強化するよう日本にお願いしたい。おめでとう。

アゼルバイジャン：この美しい資産と推薦の成功に対して締約国にお祝い申し上げる。百舌鳥・古市古墳群は、日本古代の古墳時代の文化を伝える類まれな物証である。また、土製の像や壇、葺石で補強された幾何学的墳丘といった物証を通じて、類まれな古代東アジアの墳墓建設についても伝えている。締約国とイコモスを称賛する。

スペイン：他の委員国と同じように、私たちも、日本のチームによるこの素晴らしい推薦に感心している。いったいどれくらいの時間をかけて取り組んできたのか聞きたい。10年はかったのではないかと思うが、それが実を結んだ。オーストラリアが言及した通り、保護体制も素晴らしい。この写真をみても、都市の真ん中にある資産である。ジンバブエが言及した通り、1950年代から都市化圧力があったにも関わらず、市民、地域の人びとに守られてきた。地域の人達がこの資産をかけがえのないものと考えていることが分かる。今それが実を結んだ。おめでとう。

日本：日本政府を代表して、全ての委員国、イコモスに感謝する。本資産は、4世紀後半から5世紀の古墳時代を伝える類まれな物証である。

吉村大阪府知事：地域住民によって1600年間守られ今日に伝えられてきた。古墳を保護してきた多くの人びとの努力の賜物であり、将来に伝えていく。推薦過程を通じて支援してくれたみなさん、ここにいる皆さんに感謝したい。

## 「百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—」顕著な普遍的価値の言明

### 概要

大阪平野の台地上に位置する百舌鳥・古市古墳群は、49基の古墳を含む45件の構成資産からなるシリアル・プロパティである。選ばれた古墳は大きく2つの古墳群からなり、日本社会が、中国の律令制の影響のもと、中央集権国家となる前の、3世紀～6世紀の日本の古墳時代の文化を最も豊か且つ明白に表わしている。古墳は、埋葬品（武器、甲冑、装身具）、墳丘を飾るために用いられた「埴輪」と呼ばれる土製品（数列に並べられた円筒型埴輪や、物、家、動物、人をかたどった埴輪）等を内包している。王一族の墓と考えられており、古墳のなかには、「陵墓」（皇室の靈廟）と呼ばれ、宮内庁に管理されているものもある。本資産の構成資産は、日本全国に合計16万基ほど存在する古墳の中から選ばれたものであり、古墳時代の最盛期とされる「古墳時代中期」（4世紀後半～5世紀後半）を代表するものである。

本資産の属性は、49基の墳丘、それらの幾何学的形状、築造方法及び材料、濠、考古資料（副葬品、埋葬施設、埴輪を含む）である。古墳の周辺環境（setting）、大阪地域における視覚的存在感、古墳間に残る物理的、視覚的つながりもまた重要な属性であり、特徴的な葬送儀礼についての証左であることもまた、重要な属性である。

**評価基準(iii)：**日本では16万基の古墳が発見されているが、百舌鳥・古市古墳群は、日本古代の古墳時代の文化を代表する類まれな物証である。45件の構成資産は、古墳時代の政治社会構造、階層、高度に洗練された葬送システムを伝えている。

**評価基準(iv)：**百舌鳥・古市古墳群は、古代東アジアの墳墓建築における類まれな類型である。この独特かつ重要な時代における社会階層の成立に果たした古墳の役割は、土製の像、濠、葺石で補強された幾何学的な墳丘といった有形の属性は、類まれである。

### 完全性

百舌鳥及び古市の古墳群は、一連の49基の古墳、規模や形式の幅、副葬品と埴輪、継続する儀礼、日本社会において古墳に対して抱かれている畏敬の念を通じて、王権について伝えている。

本シリアル・プロパティの完全性は、構成資産選択の考え方と、構成遺産が古墳の顕著な普遍的価値を伝える能力に依存する。各構成資産の状態、墳丘及び周辺の物証、保全状況も、完全性を決定する要因である。本シリアル・プロパティの完全性に影響を与える課題は、一部の要素（濠など）が滅失したり、近隣での都市開発によって構成資産の用途やセッティングが変化したりすることなどである。

### 真実性

古墳の用途や景観が変化し、大阪地域は20世紀に高度に都市化したが、古墳群は現在の景観の中でも、重要な視覚的、歴史的な存在感を有している。選択された古墳群の真実性は、形態、材料、膨大な考古学資料、日本社会での畏怖の念によって証明されている。陵墓は全体として高い真実性を示しているが、構成資産間で程度の差がある。古墳の真実性を持続するため、整備事業について影響評価を行う必要がある。

### 保存管理上の要件

構成資産の法的保護は国及び地方自治体の法令により提供されている。陵墓は、皇室典範と国有財産法により保護され、史跡は文化財保護法で保護されている。一部の構成資産は、両方の指定を受けている。市指定史跡は文化財保護法に基づいて制定された文化財保護条例に基づいて指定されている。構成資産20（訳注：御廟山古墳）については、国史跡指定のための手続きが進められており、構成資産の44（訳注：峯ヶ塚古墳）については緩衝地帯の拡張の手続きが進められている。緩衝地帯の保護については、複数の法令に基づいて、新規建築の高さ及びデザインのコントロールや屋外広告物の規制が行われている。

管理体制は、（宮内庁、関連地方自体の代表をメンバーとし、文化庁をオブザーバーとする）百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会の設置に基づいている。この協議会は、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産学術委員会により助言を受ける。資産と緩衝地帯の保護の実施については、包括的保存管理計画に示されている。百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会は、行動計画の実施と関係機関間の調整を行う。大阪府及び各関係市町村は、防災計画を策定している。大阪市、堺市、羽曳野市、藤井寺市には、博物館及びインタープリテーション施設がある。堺市は、百舌鳥地区において新たにインターパリテーション施設を計画しているが、これについては、遺産影響評価を行うべきである。

資産に影響を与える要因は、近隣での都市開発に関わるものであり、緩衝地帯に対する重大な潜在的圧力となっている。古墳の保全に対する圧力は、土でできた墳丘の浸食、十分に管理されていない植物の成長、濠の水質維持の必要性を通じて発生するが、それらは積極的に管理されている。様々な行政機関、個人所有者、コミュニティによる活動について、引き続き連携を図っていく必要があるが、保全措置は適切で、十分な資源が供給されている。墳丘の構造的状態について定期的にモニタリングするための非破壊的(non-invasive)技術を開発したり、地域住民コミュニティの关心と支援をモニタリングするための指標を設定したりすることにより、モニタリングの仕組みを更に強化することができるが、モニタリング体制は適切である。

## 5. 軽微な境界線の変更

第43回世界遺産委員会では、作業指針第163段落及び第164段落に基づいて提出された「軽微な境界線の変更」の申請が13件（文化遺産11件、複合遺産0件、自然遺産2件）審査された。

内容は、資産範囲のみの変更申請が2件、緩衝地帯範囲のみの変更申請が8件、資産範囲及び緩衝地帯範囲の変更申請が3件であった。全て諮問機関の勧告通りに採択された結果、13件中5件の文化遺産について変更が認められたが、情報照会5件、一部承認が1件あった。

表 第43回世界遺産委員会で審査された軽微な境界線の変更

No.	締約国	資産名 (特記がない場合は文化遺産)	軽微な境界線の変更の対象	決定	非承認の理由
1	フランス共和国	アルル、ローマ遺跡とロマネスク様式建造物群	緩衝地帯	R	ルマアルルタワー (Luma Arles Tower) の影響について HIA を行う必要がある。
2	ドイツ連邦共和国	デッサウ・ヴェルリッツの庭園王国	資産範囲・緩衝地帯	OK	
3	ドイツ連邦共和国	マウルブロンの修道院群	資産範囲・緩衝地帯	OK	
4	イタリア共和国	ヴェネツィアとその潟	緩衝地帯	R	
5	ノルウェー王国	ブリッゲン	緩衝地帯	R	緩衝地帯を通過する予定のトラムについて、線路の潜在的影響を評価するため HIA を行う必要がある。
6	ポルトガル共和国	コインブラ大学—アルタとソフィア	資産範囲	OK	
7	スウェーデン王国	ドロットニングホルムの王領地	緩衝地帯	OK	
8	ボリビア多民族国	ポトシ市街	緩衝地帯	R	提出された地形図は問題ないが、法的な裏付けなどが不明。
9	チリ共和国	チロエの教会群	緩衝地帯	OK/R	
10	チリ共和国	ハンバーストーンとサンタ・ラウラ硝石工場群	緩衝地帯	OK	
11	ホンジュラス共和国	コパンのマヤ遺跡	緩衝地帯	R	
12	ブラジル連邦共和国	セラード保護地域群：ヴェアデイロス平原国立公園とエマス国立公園（自然遺産）	資産範囲	OK	Chapada dos Veadeiros の中心部を範囲から除外する変更については承認しない。
13	デンマーク王国	イルリサット・アイスフィヨルド（自然遺産）	資産範囲・緩衝地帯	OK	

OK：変更を認める、R：情報照会、OK/R：一部承認

また、既存の世界遺産のなかで、資産範囲の境界が不明確なものについての確認が7資産（7か国）で行われ、個別の審議はなく、まとめて承認された。

表 第43回世界遺産委員会で審査された資産範囲境界線の確認

No.	締約国	資産名	決定案	審議の有無	決定
1	ヨルダン	アムラ城	OK	無	OK
2	カザフスタン共和国	ホンジャ・アフメッド・ヤサウイ廟	OK	無	OK
3	ドイツ連邦共和国	マウルブロンの修道院群	OK	無	OK
4	イタリア共和国	ヴェネツィアとその潟	OK	無	OK
5	ロシア連邦	デルベントのシタデル、古代都市、要塞建築物群	OK	無	OK
6	ボリビア多民族国	ポトシ市街	OK	無	OK
7	エクアドル共和国	キト市街	OK	無	OK

## 6. その他のトピック

### 6-1. 作業指針の改訂

作業指針の改定が行われ、これまで作業指針中に全く説明のなかった遺産影響評価(Heritage Impact Assessment)について、明確に言及した段落が追加された。

「世界遺産の資産範囲内若しくはその周辺で実施することが計画されている開発事業について、その前提条件として、環境影響評価(EIA)、遺産影響評価(HIA)、及び/又は戦略的環境評価(SEA)が確実に実施されるよう締約国は努めること。これらの評価によって、資産の顕著な普遍的価値に対する潜在的影響（正負両方）とともに、開発の代替案を特定し、劣化に対する影響緩和措置や、資産内又はより広いセッティング(wider setting)における文化遺産若しくは自然遺産に対するその他の負の影響に対する影響緩和措置を提言すること。これにより、顕著な普遍的価値を長期的に守り、災害や気候変動に対する遺産のレジリエンスを強化することとなる。」(第 118bis 段落)

### 6-2. 推薦及び審査のあり方に係る議論

世界遺産推薦手続きの見直しについて議論を進めていたアドホック作業部会から検討結果の報告が行われ、推薦プロセスを 2 段階とし、デスクスタディに基づいて早い段階で世界遺産としての可能性を評価する「予備評価 (Preliminary Assessment)」(否定的な評価が出た場合、推薦を取りやめるか、修正等を行って推薦を行うかの最終判断は締約国による) を将来導入するという見直し案が示された。

#### 予備評価の原則

1. 予備評価(PA)を推薦手続きの第一段階として位置づけ、締約国と諮問機関の間の対話を強化する。
2. PA は、全ての推薦に必須の手続きとする。
3. PA は、締約国の暫定リストに掲載された資産を対象とし、締約国の要請に基づいて実施する。
4. PA は、もっぱらデスクステディ (書類のみによる評価) に基づいて行う。
5. 予備評価の結果に関わらず、推薦を目指すか否かは、締約国に決定権限がある。
6. PA の導入に際しては、締約国、諮問機関、世界遺産委員会が効果的に改革を適用することができるよう、移行期間を設ける。

また、新規推薦の審査にかかる費用を推薦国が負担するというコスト共有モデル (cost-sharing model) がノルウェーから提案され、2020 年 2 月 1 日以降に提出される推薦書から適用することが決定された。

#### 決定 43 COM 14

2020 年 2 月 1 日以降に提出される推薦から、以下のしくみを導入することを決定する。

1. 新たな推薦書を提出する締約国が、事務局によって示された評価費用の平均金額（現状、通常の推薦一件あたり 22,000 ドルから、複合遺産及び複雑なシリアル/国境を越えた資産の場合 44,000 ドル）を考慮して、任意に拠出する支払いに基づく。

2. 後発開発途上国及び低所得国（経済社会理事会開発政策委員会の定義に基づく）、低中所得国（世界銀行の定義に基づく）、小島しょ開発途上国、及び紛争状態にある締約国もしくは紛争後の締約国について除外する。
3. 支払いは、推薦書類の完全性チェックの結果、もれがないことが確認され評価手続きに入ってから行うものとする。
4. この仕組みにより、諮問機関の客観的な評価が歪められてはならない。また、作業指針に基づいた優先順位を変更してはならない。
5. 世界遺産基金の下に、この目的専用の新たな口座を設け、当該口座に支払いを受け付ける。

### 6-3. アップストリームプロセスについて

2019年3月末の締め切りまでに25件の新規要請があった。

世界遺産がない国から1件（グレナダ、セントビンセント・グレナディーン2か国合同で申請1件）、世界遺産が2件未満から3件（ギニア、トーゴ、セントクリストファー・ネーヴィス）、世界遺産が3件未満の国から3件の申請があった。

暫定一覧表の改定に関わる内容が14件、推薦書作成に関わる案件が11件であった。

1年10件の上限（2018年、2019年の2年間の試行）を越えているが、25件全てに対応する方向で検討すると世界遺産センターからの報告があった。

第43回世界遺産委員会で審査された新規記載案件のうち、「ティムリカ・オヒンガの考古遺跡」（ケニア）は2015年で情報照会決定が出され、アップストリームプロセスの枠組みで推薦書を改訂することが勧告されていた資産であり、審議の際も複数の委員国から、アップストリームプロセスの有効性が示された事例として賞賛する発言があった。

前回の第41回世界遺産委員会では、記載延期勧告とあわせてアップストリームプロセスの招聘を促す勧告が出されたケースがあった（「アフロディシアス」（トルコ）、記載となったため当該勧告は削除）が、本委員会では同様のケースはなかった。

地域別集計	経済状況別集計
AFR : アフリカ (4件)	LDC : 後発開発途上国 (7件)
APA : アジア太平洋 (6件)	LIE : 低所得国 (0件)
EUR : 欧州・北アメリカ (8件)	LMIC : 低中所得国 (1件)
LAC : ラテンアメリカ・カリブ (6件)	SIDS : 小島しょ開発途上国 (3件)
ARB : アラブ首長国連邦 (1件)	UMIC : 高中所得国 (11件)
	HIC : 高所得国 (6件)

表 2019年3月31日までに提出されたアップストリーム要請一覧（25件）

No.	地域	国	経済状況	分類	実施内容	
1	AFR	ギニア共和国	LDC	複合遺産	暫定	暫定リストの改定
2	AFR	トーゴ共和国	LDC	複合遺産	暫定	暫定リストの改定
3	APA	カンボジア 王国	LDC	複合遺産	暫定	暫定リストの改定
4	APA	ラオス人民民主共和国	LDC	複合遺産	暫定	「アンナン山熱帯林」と「サンコンファンメンヒル」の暫定リスト追加
5	APA	ネパール連邦民主共和国	LDC	複合遺産	暫定	暫定リストの改定
6	AFR	ナイジェリア 連邦共和国	LMIC	複合遺産	暫定	暫定リストの改定
7	LAC	ジャマイカ	UMIC + SIDS	複合遺産	暫定	暫定リストの改定
8	LAC	セントクリストファー・ネーヴィス	UMIC + SIDS	文化遺産	暫定	暫定リストの改定
9	EUR/ NA	アルメニア 共和国	UMIC	複合遺産	暫定及び 新規推薦	暫定リストの改定と、アルメニア、アレニ洞窟、ウグタサルペトログリフとエレバンプランデーカンバニー「アララト」の推薦
10	LAC	コロンビア 共和国	UMIC	複合遺産	暫定	暫定リストの改定
11	EUR/ NA	セルビア 共和国	UMIC	文化遺産	暫定	2010年暫定リスト記載3件（スマデレヴォ要塞、マナシジャ要塞修道院、ネゴチンスケピブニツエ）の修正
12	ARB	ヨルダン	UMIC	複合遺産	暫定	暫定リストの改定
13	EUR/ NA	マルタ共和国	HIC	複合遺産	暫定	暫定リストの改定
14	APA	大韓民国	HIC	文化遺産	暫定	「忠清南道のカトリック資産群」の暫定リスト追加
15	AFR	マリ共和国	LDC	文化遺産	新規推薦	「マンデンの歴史遺産群と文化的景観群」（2018年暫定リスト記載）
16	APA	ネパール連邦民主共和国	LDC	文化遺産	新規推薦	「ティラウラコット」、「古代カピラ城」（1996年暫定リスト記載）
17	EUR/ NA	ボスニア・ヘルツェゴビナ	UMIC	自然遺産	新規推薦	「ヴジェトレニカ洞窟」（2004年暫定リスト記載）
18	APA	タイ王国	UMIC	文化遺産	新規推薦	「ソンクラー旧市街：インド太平洋陸橋の多文化集落群」（暫定リストに記述なし）
19	EUR/ NA	ドイツ連邦共和国、アメリカ合衆国	HIC	文化遺産	新規推薦	「モラヴィア教会の入植地群」（モラヴィア教会の入植地 ク里斯チャンフェルド（デンマーク）の拡張）（2017年アメリカの暫定リスト記載、ドイツの暫定リストには記述なし）
20	EUR/ NA	ドイツ 連邦共和国	HIC	文化遺産	新規推薦	「トランスポーター橋の遺産」（暫定リストに記述なし）
21	EUR/ NA	アメリカ 合衆国	HIC	文化遺産	新規推薦	「市民権運動遺跡群」（2008年暫定リスト記載）
22	EUR/ NA	オーストリア 共和国	HIC	文化遺産	新規推薦	「オットー・ワーグナー病院 シュタインホーフ・ウィーン」（暫定リストに記述なし）
23	LAC	ブラジル 連邦共和国	UMIC	自然遺産	新規推薦	「レンソイス・マラニャンセス国立公園」（2017年暫定リスト記載）
24	LAC	メキシコ 合衆国	UMIC	文化遺産	新規推薦	トラスカラの修道院及び聖母被昇天大聖堂：フランシスコ会建造物群（「ポポカテペトル山腹の16世紀初頭の修道院群」の拡張及び再推薦）（2018年暫定リスト記載）
25	LAC	グレナダ、セントビンセント及びグレナディーン諸島	UMIC + SIDS	自然遺産	新規推薦	グレナディーン諸島（2013年暫定リスト記載）

## 6-4. 第3サイクル定期報告について

アラブ地域、今年はアフリカ地域で第3期定期報告に関する作業が昨年開始された。アジア太平洋地域については、2020年9月から2021年7月の期間に予定されている（質問票回答締め切りは2021年7月31日）。

## 6-5. 名称の変更

世界遺産の名称は、作業指針においては「簡潔」な名称とすることが求められているのみだが、世界遺産の審査の過程で、簡潔かつ適切に資産の価値や内容を伝えることができているかという観点で、諮問機関や世界遺産委員会委員国から名称の変更が提案されることがしばしばある。

第43回世界遺産委員会においては、新規推薦の審査過程で2件の文化遺産の名称が変更された。また、既存の文化遺産の名称の変更要請は2件あり、2件とも承認された（議題8B）。

日本から新たな世界遺産を推薦する際に適切な名称を検討するうえでの参考となると考えられることから、以下に変更前の名称と変更後の名称を示した。なお、名称の変更理由については、公式に説明はないが、参考として変更理由を推定し備考に記した。

表 締約国の要請によって変更された資産名称一覧

No	締約国	言語	旧名称	新名称	備考
1	スリランカ民主社会主义共和国	英・仏	Golden Temple of Dambulla (ダンブッラの黄金寺院)	英：Rangiri Dambulla Cave Temple 仏：Temple troglodyte de Rangiri Dambulla (ランギリ・ダンブッラの石窟寺院)	顯著な普遍的価値を表す名称としてより適切な名称に変更。「黄金に輝く」という意味の現地語 Rangiri を Golden と訳していたものと思われるが、Rangiri は石窟寺院のある岩山の名前であったため、英語名が誤解を与えていたことを改めたものと考えられる。
2	ウクライナ	英・仏	Kiev: Saint-Sophia Cathedral and Related Monastic Buildings, Kiev-Pechersk Lavra (キエフ：聖ソフィア大聖堂と関連する修道院建築物群、キエフ - ペチエールスカヤ大修道院)	英：Kyiv: Saint-Sophia Cathedral and Related Monastic Buildings, Kyiv-Pechersk Lavra 仏：Kyiv : Cathédrale Sainte-Sophie et ensemble des bâtiments monastiques et Laure de Kyiv-Petchersk (キエフ：聖ソフィア大聖堂と関連する修道院建築物群、キエフ - ペチエールスカヤ大修道院)	キエフのスペルの変更。ウクライナ政府による正式な表記であり、学術的な専門書で多く使われている Kyiv に変更するもの。

注：具体的な変更理由は公式には発表されていない。

表 本委員会での世界遺産一覧表への記載時に名称が変更された資産一覧

No	締約国	締約国提案	最終名称	備考
1	ブルキナファソ	Ancient ferrous metallurgy sites 古代の鉄冶金遺跡	Ancient ferrous metallurgy sites of Burkina Faso ブルキナファソの古代鉄冶金遺跡群	遺跡の地理的な位置を明確にするため（限定するため）。
2	ロシア連邦	Monuments of Ancient Pskov 古都プスコフの記念工作物群	Churches of the Pskov School of Architecture プスコフ派建築の教会群	構成資産の減少とOUVに対応する名称に変更。

注：具体的な変更理由は公式には発表されていない。



## **第2章 危機遺産及びその他の世界遺産の保全状況の審査**



## 1. 全体分析

第43回世界遺産委員会では、全ての危機遺産（文化遺産38件）及び本会合に保全状況報告が求められた他の世界遺産（文化遺産及び複合遺産78件）の保全状況が審査された（議題7A及び議題7B）。なお、今回初めて保全状況報告を行った資産は8件であった。これらのうち、危機遺産5件、他の世界遺産14件の合計19件が個別審査された。

表 保全状況報告書の提出回数

保全状況報告の提出回数	危機遺産	他の世界遺産
1回目	0件	8件
2~10回	17件	43件
11~20回	18件	22件
21回以上	3件 (ペルー「チャン・チャン遺跡地帯」、イエメン「古都ザビード」、マリ「トンブクトゥ」)	5件 (ペルー「マチュ・ピチュの歴史保護区」、タンザニア「ンゴロンゴロ保全地域」、エジプト「カイロ歴史地区」、レバノン「ティール」、ネパール「カトマンズの谷」)
小計	38件*	78件
合計		116件

\*7A.37 シリア・アラブ共和国の世界遺産に関する一般的の決定は、同国内の全ての世界遺産を対象とするため集計から除いた。

概要は、第1章2に示したが、本章では、各資産の保全状況及び世界遺産委員会での審議状況についての個票を示す（2. 危機遺産、3. 他の世界遺産）とともに、各世界遺産の脅威となっている要因について冒頭にとりまとめた。

第43回世界遺産委員会に提出された保全状況(SOC)報告書のうち文化遺産及び複合遺産に関わる全116件に記載された影響要因の内訳を見ると、全般的な管理体制・法的保護の不備に関わる「管理要因」が最も多く、影響要因全体の約33%を占め、資産地区内あるいは近傍における開発行為に関わる「開発」や鉄道建設等のインフラ整備に関わる「交通インフラ」など開発関係の要因（「開発」、「交通インフラ」、風車等の再生エネルギー施設整備を含む「公共インフラ」との合計で約29%）が次に多い。この傾向は過去数年変わっていないが、これまで第4位の要因であった「遺産の社会的利用/文化的利用」（10%）が、意図的な遺跡破壊、戦争、内戦を含む「その他の人為活動」（9%）を超えて第3位の要因となっており、世界遺産を取り巻く環境において、保全と利用のバランスをとることの難しさが年々増してきていることを反映していると考えられる。

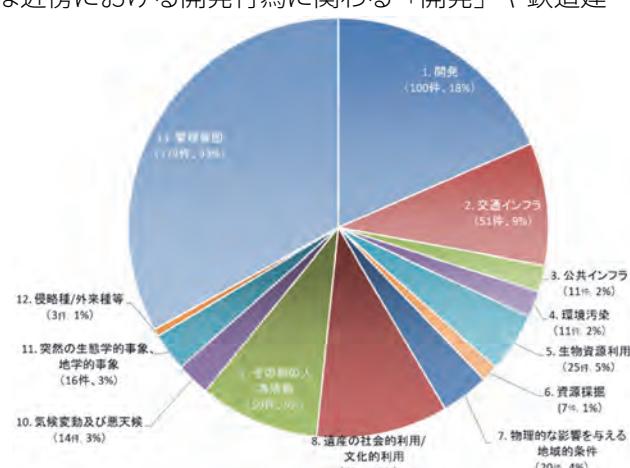


図 第43回世界遺産委員会に提出された保全状況報告書における脅威のタイプ

表 第43回世界遺産委員会に提出された保全状況報告書に記載された影響要因（危機遺産、その他の世界遺産含む）

大項目		資産に影響を与える要因	延べ 該当件数
		小項目	
1 開発 (100 件)	1.1 住宅開発		62
	1.2 商業開発		9
	1.3 工業地区		0
	1.4 宿泊施設等		14
	1.5 インタープリテーション施設、来訪者施設		15
2 交通インフラ (51 件)	2.1 陸上交通インフラ		26
	2.2 航空交通インフラ		3
	2.3 海上交通インフラ		7
	2.4 交通インフラの利用に起因する影響		9
	2.5 地下交通インフラ		6
3 公共インフラ (11 件)	3.1 水関連インフラ		6
	3.2 再生可能エネルギー施設		1
	3.3 非再生可能エネルギー施設		1
	3.4 (線状の施設に対して) 局所的な施設		2
	3.5 主要な線状の公共施設		1
4 環境汚染 (11 件)	4.1 海洋汚染		0
	4.2 地下水汚染		1
	4.3 表層水汚染		4
	4.4 大気汚染		1
	4.5 ごみ		4
	4.6 エネルギーの過剰な使用		1
5 生物資源利用 (25 件)	5.1 漁業/海洋資源採取		0
	5.2 養殖		0
	5.3 土地改变		19
	5.4 家畜飼育/放牧		3
	5.5 農作物の生産		2
	5.6 商業目的の野生植物採集		0
	5.7 自給自足目的の野生植物採集		0
	5.8 商業用狩猟		0
	5.9 自給自足目的の狩猟		0
	5.10 林業/木材生産		1
6 資源採掘 (7 件)	6.1 鉱山採掘		4
	6.2 採石		2
	6.3 石油・ガス		0
	6.4 水		1
7 物理的な影響を与える地域的条件 (20 件)	7.1 風		3
	7.2 相対的湿度		3
	7.3 気温		0
	7.4 放射/光		0
	7.5 ほこり		0
	7.6 水		13
	7.7 害虫		1
	7.8 微生物		0
8 遺産の社会的利用/文化的利用 (55 件)	8.1 祭祀/信仰/宗教利用		3
	8.2 遺産の社会的評価		4
	8.3 伝統的な狩猟、採集		0
	8.4 伝統的な生活様式・知識体系の変化		6
	8.5 アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化		12
	8.6 観光/来訪者/レクリエーションの影響		30

## 第2章 危機遺産及びその他の世界遺産の保全状況の審査

大項目	資産に影響を与える要因	延べ 該当件数
	小項目	
9 その他の人為活動 (50件)	9.1 不法行為	14
	9.2 意図的な遺跡の破壊	12
	9.3 軍事訓練	0
	9.4 戦争	18
	9.5 テロリズム	0
	9.6 内戦	6
10 気候変動及び悪天候 (14件)	10.1 嵐	0
	10.2 洪水	8
	10.3 干ばつ	0
	10.4 砂漠化	3
	10.5 海水の変化	0
	10.6 気温の変化	0
	10.7 その他の気候変動影響	3
11 突然の生態学的事象、地学的事象 (16件)	11.1 火山噴火	0
	11.2 地震	3
	11.3 津波/高潮	0
	11.4 なだれ/地滑り	1
	11.5 浸食/堆積	10
	11.6 火災	2
12 侵略種/外来種等 (3件)	12.1 移入種	0
	12.2 侵略的/外来種 (陸生)	3
	12.3 侵略的/外来種 (淡水)	0
	12.4 侵略的/外来種 (海生)	0
	12.5 増えすぎた生物種	0
	12.6 遺伝子組み換え	0
13 管理要因 (179件)	13.1 影響の低い調査活動/モニタリング活動	0
	13.2 影響の大きい調査活動/モニタリング活動	4
	13.3 管理上の活動	27
	13.4 管理制度/管理計画	91
	13.5 財政	10
	13.6 ガバナンス	8
	13.7 人材	12
	13.8 法的枠組	27
第43回世界遺産委員会に提出された保全状況報告書総数 (文化遺産、複合遺産、危機遺産、その他の世界遺産含む)		116件

注：遺産に影響を与える要因の分類には、世界遺産センターが世界遺産の定期報告で使用されている分類を用いた。

表 議題 7A（危機遺産の保全状況）で審議された危機遺産の脅威

No.	決定No.	締約国	資産名称	個別審議	脅威
1	7A.17	エジプト・アラブ共和国	アブ・メナ		住宅開発, 管理上の活動, 管理制度/管理計画, 水 (物理的な影響)
2	7A.18	イラク共和国	アッシュール (カラット・シエルカット)		意図的な遺跡の破壊, 洪水, 管理上の活動, 管理制度/管理計画, 戦争, 水関連インフラその他 (土レンガが脆弱)
3	7A.19	イラク共和国	ハトラ		意図的な遺跡の破壊, 不法行為, 戦争
4	7A.20	イラク共和国	都市遺跡サーマッラー		管理制度/管理計画, 戦争
5	7A.21	—	イラクの世界遺産に関する一般的決定		
6	7A.22	パレスチナ (ヨルダン提案)	エルサレムの旧市街とその城壁群		交通インフラの利用に起因する影響, ガバナンス, 影響の大きい調査活動/モニタリング活動, 住宅開発, アイデンティティ, 社会的団結, 地域人口・コミュニティの変化, 管理上の活動, 管理制度/管理計画, その他 (自然リスク、記念物の崩壊)
7	7A.23	リビア	クーリナの古代遺跡		農作物の生産, 意図的な破壊, 火災, ガバナンス, 住宅開発, インタープリテーション施設, 来訪者施設, 家畜飼育/放牧, 管理上の活動, 管理制度/管理計画, 表層水汚染, 戦争
8	7A.24	リビア	レプティス・マグナの古代遺跡		砂漠化, 不法行為, 戦争, その他 (石材の劣化、生活排水)
9	7A.25	リビア	サブラータの古代遺跡		侵略的/外来の陸上種, 土地利用の変更, 相対的湿度, 戦争, その他 (海水の塩分が石材に与える影響)
10	7A.26	リビア	ガダーミスの旧市街	○	戦争
11	7A.27	リビア	タドラット・アカクスのロック - アート遺跡群		意図的な遺跡の破壊, 人材, 不法行為, 戦争
12	7A.28	パレスチナ	イエス生誕の地: ベツレヘムの聖誕教会と巡礼路	○	住宅開発, 観光/来訪者/レクリエーションの影響, 管理上の活動, 管理制度/管理計画, 水 (物理的影響), その他 (聖誕教会の劣化)
13	7A.29	パレスチナ	ヘブロン/アル=ハリール旧市街		管理制度/管理計画
14	7A.30	パレスチナ	パレスチナ: オリーブとワインの地—エルサレム南部バティールの文化的景観		伝統的な生活様式・知識体系の変化, アイデンティティ, 社会的団結, 地域人口・コミュニティの変化, 侵略的/外来の陸上種, その他 (隔離壁 (壁) が建設される可能性)
15	7A.31	シリア・アラブ共和国	古都アレッポ		土地利用の変更, 管理上の活動, 管理制度/管理計画, 戦争
16	7A.32	シリア・アラブ共和国	古代都市ボスラ		住宅開発, 不法行為, 戦争
17	7A.33	シリア・アラブ共和国	古都ダマスクス	○	住宅開発, 管理上の活動, 管理制度/管理計画, 戦争, その他(火災)
18	7A.34	シリア・アラブ共和国	シリア北部の古代村落群		財政, 住宅開発, 人材, アイデンティティ, 社会的団結, 地域, 人口・コミュニティの変化, 不法行為, 法的枠組, 管理制度/管理計画, 採石, 戦争
19	7A.35	シリア・アラブ共和国	クラック・デ・シュヴァリエとカルエッサラー・エル・ディーン		観光/来訪者/レクリエーションの影響, 土地利用の変更, 宿泊施設等, 管理上の活動, 管理制度/管理計画, 採石, 戦争
20	7A.36	シリア・アラブ共和国	パレミラの遺跡		交通インフラの利用に起因する影響, 陸上交通インフラ, 住宅開発, 不法行為, (線路上の施設に対して) 局所的な施設, 主要な線路上の公共施設, 宿泊施設等, 管理制度/管理計画, 相対的温度, 戦争, その他 (石材の風化)
21	7A.37	—	シリア・アラブ共和国の世界遺産に関する一般的決定		

## 第2章 危機遺産及びその他の世界遺産の保全状況の審査

No.	決定No.	締約国	資産名称	個別審議	脅威
22	7A.38	イエメン共和国	古都ザビード		意図的な遺跡の破壊、財政、住宅開発、人材、土地利用用途の変更、管理制度/管理計画
23	7A.39	イエメン共和国	サナア旧市街		内戦、砂漠化、住宅開発、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、土地利用用途の変更、管理上の活動、戦争、その他（近隣家屋の崩壊、建造物の物理的被害及び不安定さ、雨水排水上の問題）
24	7A.40	イエメン共和国	シバームの旧城壁都市		内戦、財政、洪水、人材、戦争、水（物理的影響）
25	7A.41	アフガニスタン・イスラム共和国	バーミヤン渓谷の文化的景観と古代遺跡群		商業開発、陸上交通インフラ、住宅開発、その他（摩崖仏崩壊のリスク、壁画の不可逆的な悪化）
26	7A.42	アフガニスタン・イスラム共和国	ジャムのミナレットと考古遺跡群		内戦、浸食/堆積、不法行為、管理制度/管理計画、その他（ミナレットの傾斜）
27	7A.43	ミクロネシア連邦	ナン・マドール、東ミクロネシアの祭祀場		浸食/堆積、観光/来訪者/レクリエーションの影響、法的枠組、管理制度/管理計画
28	7A.44	ウズベキスタン共和国	シャフリサブス歴史地区		財政、住宅開発、人材、法的枠組、管理上の活動、管理制度/管理計画、その他（伝統的住居地区の破壊及び再建）
29	7A.45	オーストリア共和国	ウィーン歴史地区		住宅開発、法的枠組、宿泊施設等
30	7A.46	セルビア共和国	コソボの中世建造物群	○	内戦、法的枠組、管理制度/管理計画、その他（保全状況及び管理が不安定）
31	7A.47	英国	リヴァプールー海商都市		商業開発、ガバナンス、影響の大きい調査活動/モニタリング活動、住宅開発、インターパリテーション施設、来訪者施設、法的枠組、管理制度/管理計画、遺産の社会的評価
32	7A.48	ボリビア多民族国	ポトシ市街		法的枠組、管理制度/管理計画、鋼材採掘、表層水汚染、その他（Cerro Rico が不安定で崩壊する危険性がある、保全が不十分、人が居住している工作物や産業遺跡の復元・改良には特に要注意）
33	7A.49	チリ共和国	ハンバーストーンとサンタ・ラウラ硝石工場群	○	管理制度/管理計画、風、その他（地域産材料で作られている産業建築は極めてもらい、過去 40 年にわたって維持管理が行われていない、金属部材の腐食、一部の構造部材が取り除かれている、一部支えがなければ崩壊する可能性がある建築物がある）
34	7A.50	パナマ共和国	パナマのカリブ海沿岸の要塞群		浸食/堆積、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、法的枠組、管理制度/管理計画、その他（脆弱な状態、環境要因により劣化が加速している、維持管理が行われておらず、保全計画も限定的）
35	7A.51	ペルー共和国	チャン・チャン遺跡地帯		アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、不法行為、管理制度/管理計画、水（物理的な影響）、その他（保全・維持管理が行われておらず、土でできた工作物及び装飾面の劣化が進んでいる）
36	7A.52	ベネズエラ・ボリバル共和国	コロとその港		洪水、管理制度/管理計画、水（物理的な影響）、その他（材料及び構造の重大な劣化、建築物及び都市域としてのまとまり及び資産の完全性が失われつつある）
37	7A.53	マリ共和国	ジェンネ旧市街		内戦、住宅開発、土地利用用途の変更、管理制度/管理計画、ごみ、その他（住居の劣化）
38	7A.54	マリ共和国	トンブクトゥ		意図的な破壊、管理制度/管理計画、戦争
39	7A.55	マリ共和国	アスキア墳墓		意図的な破壊、管理制度/管理計画、戦争
40	7A.56	ウガンダ共和国	カスピのブガンダ王国歴代国王の墓		陸上交通インフラ、管理上の活動、管理制度/管理計画、その他（火災）

表 議題7B（世界遺産保全状況）で審査された世界遺産の脅威

No.	決定No.	締約国	資産名称	個別審議	脅威
1	7B.35	イラク共和国	南イラクのアフワール：生物の避難所と古代メソポタミア都市景観の残影		法的枠組、管理制度/管理計画、その他（公庫遺跡の状態が不安定）
2	7B.36	北マケドニア共和国	オフリド地域の自然遺産及び文化遺産	○	陸上交通インフラ、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、宿泊施設等、管理制度/管理計画
3	7B.37	ペルー共和国	マチュ・ピチュの歴史保護区		なだれ/地滑り、洪水、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画
4	7B.38	レソト王国、南アフリカ共和国	マロティ-ドラケンスバーグ公園		インタープリテーション施設、来訪者施設、法的枠組、宿泊施設等、管理制度/管理計画
5	7B.39	タンザニア連合共和国	ンゴロンゴロ保全地域	○	農作物の生産、ガバナンス、陸上交通インフラ、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、不法行為、観光/来訪者/レクリエーションの影響、インターパリテーション施設、来訪者施設、侵略的/外来の陸上種、土地改変(conversion)、家畜飼育/放牧、宿泊施設等、管理制度/管理計画、その他（地域コミュニティの状況、人類の足跡の保全）
6	7B.40	アルジェリア民主人民共和国	アルジェのカスバ		伝統的な生活様式・知識体系の変化、浸食/堆積、土地利用の変更、管理制度/管理計画
7	7B.41	アルジェリア民主人民共和国	ティパサ		意図的な遺跡の破壊、浸食/堆積、住宅開発、人材、不法行為、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画
8	7B.42	バーレーン王国	カルアト・アル-バフレーン 古代の港とディルムンの首都		陸上交通インフラ、住宅開発
9	7B.43	エジプト・アラブ共和国	古代都市テーベとその墓地遺跡		伝統的な生活様式・知識体系の変化、意図的な遺跡の破壊、洪水、住宅開発、人材、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画、水（物理的影響）、その他（自然劣化、構造上の問題）
10	7B.44	エジプト・アラブ共和国	カイロ歴史地区		住宅開発、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、管理制度/管理計画、水（物理的影響）、その他（インフラの老朽化、放置、維持管理不足）
11	7B.45	エジプト・アラブ共和国	メンフィスとその墓地遺跡 -ギーザからダハシュールまでのピラミッド地帯		住宅開発、インターパリテーション施設、来訪者施設、宿泊施設等、地下交通インフラ
12	7B.46	ヨルダン	洗礼遺跡（アル・マグタ）「ヨルダン川対岸のベタニア」		管理制度/管理計画
13	7B.47	ヨルダン	ウム・エル-ラサス（キャストロ・メファ）		宿泊施設等、管理制度/管理計画、その他（不安定な工作物、セキュリティ）
14	7B.48	レバノン共和国	ビブロス		浸食/堆積、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画
15	7B.49	レバノン共和国	カディーシャ渓谷（聖なる谷）と神のスギの森（ホルシユ・アルツ・エル-ラーブ）		財政、住宅開発、人材、不法行為、観光/来訪者/レクリエーションの影響、土地利用の改変、法的枠組、家畜飼育/放牧、宿泊施設等、管理制度/管理計画
16	7B.50	レバノン共和国	ティール		陸上交通インフラ、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、法的枠組、管理制度/管理計画、その他（不十分な維持管理）
17	7B.51	モロッコ王国	アイット-ベン-ハドゥの集落		意図的な遺跡の破壊、浸食/堆積、洪水、陸上交通インフラ、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの影響、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画

## 第2章 危機遺産及びその他の世界遺産の保全状況の審査

No.	決定No.	締約国	資産名称	個別審議	脅威
18	7B.52	モロッコ王国	ラバト：近代都市と歴史的都市が共存する首都		住宅開発
19	7B.53	サウジアラビア王国	サウジアラビア・ハーイル地方の岩絵		観光/来訪者/レクリエーションの影響,インタープリテーション施設、来訪者施設、(線上の施設に対して)局所的な施設,管理制度/管理計画,水関連インフラ,その他(雨水排水ダム及び貯水塔の視覚的影響)
20	7B.54	スーダン共和国	ゲベル・バルカルとナパタ地域の遺跡群		砂漠化,洪水,陸上交通インフラ,住宅開発,地形改变/土地利用変更,宿泊施設等,管理制度/管理計画,風
21	7B.55	チュニジア共和国	カルタゴ遺跡	○	住宅開発,法的枠組,管理制度/管理計画
22	7B.56	カンボジア王国	古代真臘(イーシャナプラ)の考古遺跡、サンボー・プレイ・クック寺院ゾーン	○	不法行為,観光/来訪者/レクリエーションの影響,管理制度/管理計画,その他(一部の寺院について崩壊するリスクがある)
23	7B.57	中華人民共和国	マカオ歴史地区		住宅開発,管理制度/管理計画,土地改変(consession)
24	7B.58	中華人民共和国	万里の長城		地下交通インフラ,観光/来訪者/レクリエーションの影響,インターパリテーション施設、来訪者施設
25	7B.59	中華人民共和国	杭州西湖の文化的景観		住宅開発,観光/来訪者/レクリエーションの影響,土地利用の変更
26	7B.60	北朝鮮	開城の歴史的建造物と遺跡		観光/来訪者/レクリエーションの影響,管理制度/管理計画
27	7B.61	インド	ハンピの建造物群		商業開発,交通インフラの利用に起因する影響,陸上交通インフラ,住宅開発,水
28	7B.62	インド	インドの山岳鉄道群		管理制度/管理計画
29	7B.63	インドネシア共和国	バリ州の文化的景観:トリ・ヒタ・カラナ哲学に基づくスバック灌漑システム		伝統的な生活様式・知識体系の変化,ガバナンス,住宅開発,アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化,土地利用の変更,管理制度/管理計画,遺産の社会的な評価
30	7B.64	イラン・イスラム共和国	イスファハンのイマーム広場		住宅開発,地下交通インフラ
31	7B.65	イラン・イスラム共和国	ファールス地域のササン朝考古景観		管理制度/管理計画,その他(複数の構成資産が崩壊の危機にあるか、重大な劣化状態にある)
32	7B.66	日本国	富士山—信仰の対象と芸術の源泉		管理制度/管理計画,インターパリテーション施設、来訪者施設
33	7B.67	カザフスタン共和国	ホンジャ・アフメッド・ヤサウイ廟	○	住宅開発,インターパリテーション施設、来訪者施設,宿泊施設等,管理制度/管理計画
34	7B.68	ラオス人民民主共和国	チャンパサック県の文化的景観にあるワット・プーと関連古代遺産群		陸上交通インフラ,住宅開発,人材,観光/来訪者/レクリエーションの影響,インターパリテーション施設、来訪者施設,管理制度/管理計画,水関連インフラ
35	7B.69	モンゴル国	大ボルハン・ハルドゥン山とその周辺の聖なる景観		管理制度/管理計画,銅材採掘
36	7B.70	ネパール連邦民主共和国	カトマンズの谷	○	航空交通インフラ,地震,陸上交通インフラ,住宅開発,管理制度/管理計画,地下交通インフラ
37	7B.71	ネパール連邦民主共和国	仏陀の生誕地ルンビニ		大気汚染,商業開発,住宅開発,インターパリテーション施設、来訪者施設,法的枠組,管理制度/管理計画,祭祀/信仰/宗教利用
38	7B.72	パキスタン・イスラム共和国	ラホールの城塞とシャーリマール庭園	○	財政,陸上交通インフラ,住宅開発,法的枠組,管理制度/管理計画,地下交通インフラ
39	7B.73	パキスタン・イスラム共和国	タッターの文化財	○	意図的な遺跡の破壊,地震,浸食/堆積,住宅開発,不法行為,土地利用の変更,管理制度/管理計画,その他の気候変動影響,ごみ,その他(墓地地盤の安定性)
40	7B.74	フィリピン共和国	フィリピンのバロック様式教会群		陸上交通インフラ,住宅開発,祭祀/信仰/宗教利用

No.	決定No.	締約国	資産名称	個別審議	脅威
41	7B.75	スリランカ民主社会主義共和国	ダンブッラの黄金寺院		伝統的な生活様式・知識体系の変化、観光/来訪者/レクリエーションの影響、害虫、管理制度/管理計画、祭祀/信仰/宗教利用、水、その他（壁画の劣化が継続している）
42	7B.76	タイ王国	古都アユタヤ		洪水、管理上の活動、管理制度/管理計画、その他（経年劣化）
43	7B.77	ウズベキスタン共和国	サマルカンド-文化交差路	○	管理制度/管理計画、管理上の活動、陸上交通インフラ、住宅開発、その他（都市構造の保全）
44	7B.78	ウズベキスタン共和国	ブハラ歴史地区		陸上交通インフラ、影響の大きい調査活動/モニタリング活動、住宅開発、管理上の活動、管理制度/管理計画、その他（伝統的家屋の劣化）
45	7B.79	アルバニア共和国	ベラットとギロカストラの歴史地区		陸上交通インフラ、住宅開発、不法行為、管理制度/管理計画、その他（歴史的都市地区における適切な消防体制の欠如）
46	7B.80	オーストリア共和国	ザルツブルク市街の歴史地区		陸上交通インフラ、住宅開発、法的枠組、管理制度/管理計画、水関連インフラ
47	7B.81	ブルガリア共和国	古代都市ネセバル	○	住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画、海上交通インフラ
48	7B.82	フランス共和国	パリのセーヌ河岸		2019年4月15日に発生したノートルダム大聖堂の火災
49	7B.83	ドイツ連邦共和国	ライン渓谷中流上部		交通インフラの利用に起因する影響、陸上交通インフラ、観光/来訪者/レクリエーションの影響、エネルギーの過剰な使用、宿泊施設等、管理制度/管理計画、再生可能エネルギー施設
50	7B.84	ハンガリー	ドナウ河岸、ブダ城地区及びアンドラーシ通りを含むブダペスト		意図的な遺跡の破壊、交通インフラの利用に起因する影響、住宅開発、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの影響、法的枠組、管理制度/管理計画、その他（世界遺産として記載された地域にある住宅が保全されていない）
51	7B.85	イタリア共和国	ポンペイ、エルコラーノ及びトッレ・アナンツィアータの遺跡地域		財政、住宅開発、人材、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画、ごみ
52	7B.86	イタリア共和国	ヴェネツィアとその潟		交通インフラの利用に起因する影響、浸食/堆積、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画、海上交通インフラ、水関連インフラ、ガバナンス、法的枠組、その他の気候変動影響、その他（気候変動及び極端な天候、生態系及び人工物に対する気候変動の影響）
53	7B.87	モンテネグロ	コトルの自然と文化-歴史地域		伝統的な生活様式・知識体系の変化、交通インフラの利用に起因する影響、陸上交通インフラ、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、土地変更、宿泊施設等、管理制度/管理計画、遺産の社会的評価
54	7B.88	ロシア連邦	ソロヴェツキー諸島の文化と歴史遺産群		航空交通インフラ、インタープリテーション施設、来訪者施設、法的枠組、管理制度/管理計画、その他（修道院の水路に関して保全状況が悪い）
55	7B.89	ロシア連邦	キジ島の木造教会		住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、インターパリテーション施設、来訪者施設、地形変更/土地利用変更、管理上の活動、管理制度/管理計画、海上交通インフラ、その他（プレオブラジエンスカヤ教会の構造上の完全性）
56	7B.90	トルコ共和国	ディヤルバカル城塞とエヴァセル庭園の文化的景観		内戦、陸上交通インフラ、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画、水関連インフラ
57	7B.91	トルコ共和国	エフェソス		陸上交通インフラ、法的枠組、管理制度/管理計画
58	7B.92	ウクライナ	キエフ：聖ソフィア大聖堂と関連する修道院建築物		住宅開発、法的枠組、管理制度/管理計画

## 第2章 危機遺産及びその他の世界遺産の保全状況の審査

No.	決定No.	締約国	資産名称	個別審議	脅威
			群、キエフ-ペチエールスカヤ大修道院		
59	7B.93	英国	コーンウォールとウェストデヴォンの鉱山景観		商業開発,管理制度/管理計画,鋼材採掘,遺産の社会的評価
60	7B.94	英国	ウェストミンスター宮殿、ウェストミンスター大寺院及び聖マーガレット教会		住宅開発, インターパリテーション施設、来訪者施設,管理制度/管理計画
61	7B.95	英国	ストーンヘンジ、エーヴベリーと関連する遺跡群		交通インフラの利用に起因する影響,陸上交通インフラ,地下交通インフラ
62	7B.96	ブラジル連邦共和国	ブラジリア		住宅開発,管理制度/管理計画
63	7B.97	チリ共和国	チロ工の教会群		商業開発,交通インフラの利用による影響,法的枠組,管理上の活動,管理制度/管理計画
64	7B.98	チリ共和国	バルレパライソの海港都市の歴史的街並み	○	商業開発,住宅開発,法的枠組,管理制度/管理計画,海上交通インフラ,その他(火災)
65	7B.99	コロンビア共和国	カルタヘナの港、要塞群と建造物群		商業開発,ガバナンス,住宅開発,アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化,観光/来訪者/レクリエーションの影響,管理制度/管理計画,海上交通インフラ
66	7B.100	ホンジュラス共和国	コパンのマヤ遺跡		影響の大きい調査活動/モニタリング活動,観光/来訪者/レクリエーションの影響,法的枠組,管理制度/管理計画,その他(自然劣化による材料の劣化)
67	7B.101	パナマ共和国	パナマ・ビエホ古代遺跡とパナマの歴史地区		財政,住宅開発,人材,アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化,法的枠組,その他(歴史的建造物の重大な劣化、都市建築物群の破壊、海上道路の視覚的影響)
68	7B.102	ペルー共和国	リマ歴史地区		陸上交通インフラ,住宅開発,管理上の活動,管理制度/管理計画
69	7B.103	ベナン共和国	アボメイの王宮群	○	ガバナンス,インターパリテーション施設、来訪者施設,管理制度/管理計画,その他(火災)
70	7B.104	エリトリア国	アスマラ：アフリカの近代建築都市		財政,人材,管理制度/管理計画
71	7B.105	エチオピア連邦民主共和国	ラリベラの岩窟教会群		地震,土地利用の変更,法的枠組,管理上の活動,管理制度/管理計画,相対的温度,水(物理的な影響),その他(2008年に建設された仮設シェルター4基の影響、「ツクル」と呼ばれる伝統的家屋の大部分が破壊されたこと)
72	7B.106	ガーナ共和国	ヴォルタ州、グレーター・アクラ州、セントラル州、ウェスタン州の城塞群		浸食/堆積, 住宅開発, 管理制度/管理計画, 水, 風, その他(塩分の高い空気)
73	7B.107	ケニア共和国	ラム旧市街	○	航空交通インフラ,住宅開発,土地利用の変更,管理制度/管理計画,海上交通インフラ,非再生可能エネルギー施設,ごみ, その他(住居の劣化)
74	7B.108	モーリシャス共和国	アプラヴァシ・ガート		商業開発、陸上交通インフラ、管理制度/管理計画
75	7B.109	ナイジェリア連邦共和国	オスン- オソボ聖林		火災,陸上交通インフラ,住宅開発,観光/来訪者/レクリエーションの影響,宿泊施設等,表層水汚染
76	7B.110	セネガル共和国	サン-ルイ島		住宅開発, 管理上の活動, 管理制度/管理計画, 水(物理的影响), その他(多くの建造物の保全状況が極度に劣悪で、居住者が危険にさらされている)
77	7B.111	南アフリカ共和国	南アフリカ人類化石遺跡群	○	地下水汚染,鋼材採掘,その他の気候変動影響,水(物理的影響),表層水汚染, その他(酸性の鉱山廃水)
78	7B.112	トーゴ共和国	クタマク、バタマリバ人の土地		財政,林業/木材生産,住宅開発,法的枠組,管理制度/管理計画,水(物理的影響),その他(新しい建設物)

## 危機遺産保全状況個票

### 1. アブ・メナ

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.17	ID No.	90
資産名称（英）	Abu Mena		
締約国	エジプト・アラブ共和国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©Editions Gelbart Author: Jean-Jacques Gelbart</p>	
種別	文化遺産	資産面積	182.72 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iv	世界遺産一覧表記載年	1979年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2001年
資産概要	<p>アブ・メナは、アレクサンドリアの南に位置する初期キリスト教の古代都市である。伝説によると、紀元296年にフリギアで殉教した聖メナスの遺体がラクダでアレクサンドリアに搬送される途中でラクダが力尽きた地点がアブ・メナであるといわれている。発掘調査の結果、6世紀までには巨大な聖堂を備えた一大巡礼都市となっていたことが判明した。聖堂には病を癒すと信じられた奇跡の泉が湧き出し、この水は周囲の公共浴場や溜池にも利用されていた。他にも、アルカディウスのバシリカに付属する洗礼堂や、その西側に建造された教会などは、コプト文化やビザンティン文化の影響が強く、建築学的に貴重である。</p>		
危機遺産に登録された要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水設備がないまま地域の農業開発のための干拓、灌漑が行われたことによる地下水位の上昇</li> <li>資産の周囲に分布する多数の溜池が破壊されたことにより発生した資産範囲北西部における大規模な地下空洞の形成。</li> <li>資産範囲内に建設された大規模道路</li> </ul>		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2001, 1992		
保全状況			
現在の課題	住宅開発、管理上の活動、管理制度/管理計画、水（物理的な影響）		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世界遺産の管理に関するエジプト国内の関係機関の支援、調整のため、関係省庁及び政府職員等からなる「エジプト世界遺産管理最高委員会」を設置した。同委員会は、地下水位問題に取り組んでいるほか、水資源灌漑省、農業省、考古省の専門家が本資産の現場を訪問した。</li> <li>地下水位問題に対応するための緊急計画を策定し、必要な調査を実施するため、機械・電気研究所と契約を締結した。排水工事を再開するための予算措置を行った。170台の高性能ポンプを輸入し、現在設置中であり、2019年内に稼働する見込みである。</li> <li>考古省の専門職員が、考古遺構の保全状況評価及び行動計画策定のため現状調査を実施した。今後行われる排水工事の期間中、必要な緩和措置について考古省の保全担当職員が支援を行う。考古遺構の保全計画については、常設の考古学委員会の承認後、世界遺産センターに提出する予定である。</li> <li>2018年5月にユネスコ及び国連食糧農業機関（FAO）による学際的なアドバイザリーミッション</li> </ul>		

	<p>が行われ、政府内のコミュニケーションを改善するとともに、聖メナ墓の保護、遺構周辺にフェンスを設置することが勧告された。また、長期的取り組みとして、ポンプの電源に太陽光を使用すること、点滴灌漑の実施、水を吸収する樹木の植栽、インフラ整備を検討することが勧告された。更に、地球物理学及び現実的に採用可能な技術を応用して持続可能な管理計画を策定するとともに、包括的且つ持続可能な整備計画を策定することが提案された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>考古省は、包括的管理計画の策定作業を開始する予定である。</li> <li>木造の教会 1 棟を除いて、資産内及び緩衝地帯内の全ての違法建築物を撤去した。なお、同教会についても、排水工事完了後に解体する予定である。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たに建設された建築物の撤去、考古遺構の現状調査、行動計画等 2006 年に採択された是正措置の一部が実施に移されているが、重要な構成要素の全てを対象とした包括的保全計画は依然として作成されていない。考古省は包括的管理計画の策定作業にとりくむ予定としているが、管理計画の策定については懸案となつたまま既に 10 年以上が経過しており、この間、顕著な普遍的価値に貢献する属性が悪化している。是正措置実施スケジュール（2007 年採択、2010 年完了予定）を更新する必要もある。</li> <li>エジプト世界遺産管理最高委員会の設置、地下水昇に対する緊急計画の策定、必要な調査の契約締結、排水工事に対する予算措置は、資産の OUV に対する長期的かつ重大な脅威に対応するまでの前進であり、是正措置の実施にも貢献するであろう。</li> <li>地下水昇に対する長期的かつ持続可能な解決方法が求められる。考古省の専門職員により現状調査及びその結果に基づいて作成された行動計画は、これ以上の悪化を避けるために必要な適切なモニタリングの実施、緩和措置の実施に貢献するであろう。</li> <li>2018 年の専門家ミッションの勧告を歓迎する。それらを早急に実施に移すべきである。また、新規建築の撤去、ビジターセンター建設を見送る決定を歓迎する。</li> <li>進捗が見られる一方で、資産で実施中、計画中の全ての復元措置（特に大聖堂）についての詳細情報が未提出であり、埋め戻しに関する戦略についても未提出である。作業指針第 172 項に従い、資産内、緩衝地帯内で計画中の事業について、遺産影響評価を含む詳細情報を世界遺産センターに提出する必要がある。</li> <li>2016 年に最初に提案された軽微な境界線の変更案について、新設されたエジプト世界遺産管理最高委員会がエジプト国内全ての世界遺産について詳細地図を策定する事業の一環として検討することとなっているが、資産及び緩衝地帯の範囲に係る変更については、作業指針第 163~165 項に従って、世界遺産センター及びイコモスとの協議が必要である。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <p>個別審議は行われず、決定案通りに採択された。</p>
--	--

## 決定概要

- 全ての是正措置を進めること。
- 作業指針第 172 項に従い、資産範囲内で実施中もしくは計画されている全復元事業（特に大聖堂）の詳細情報及び埋め戻しに関する戦略、関連事業、新規建築工事について、世界遺産委員会に連絡すること。
- 資産及び緩衝地帯の境界線の見直しについて、作業指針第 163~165 項に従い、世界遺産センター及び諮問機関と密接に協議すること。
- 2020 年の第 44 回世界遺産委員会で審議できるよう、2020 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出すること。
- 引き続き危機遺産とする。**

## 危機遺産保全状況個票

### 2. アッシュール（カラット・シェルカット）

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.18	ID No.	1130
資産名称（英）	Ashur (Qal'at Sherqat)		
締約国	イラク共和国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©Editions Gelbart Author: Jean-Jacques Gelbart</p>	
種別	文化遺産	資産面積	70 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	100 ha
評価基準	iii, iv	世界遺産一覧表記載年	2003 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2003 年
資産概要	<p>バグダッドの 390km 北に位置するアッシュール（現在のカラット・シェルカット）は、シュメール王朝期から栄えた古代都市であるが、アッシリア帝国最初の首都となったことで特に知られている。アッシュールの遺跡は旧市街と新市街に分けられ、主だった遺構はジッグラトと主神アッシュールの大神殿、イシュタル女神の神殿、旧宮殿と王墓などである。市街は二重の城壁と堀によって囲まれていたが、バビロニアの侵入で滅亡した。その後、パルティア王国時代に短期間ではあるが復興を遂げている。</p>		
危機遺産に登録された要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣でのダム建設による局所的洪水及び浸水</li> <li>武力衝突</li> </ul>		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004		
保全状況			
現在の課題	意図的な遺跡の破壊、洪水、管理上の活動、管理制度/管理計画、戦争、水関連インフラ、その他（土レンガの脆弱性）		
審議概要	<p>1 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2017年の解放後、国家考古遺産委員会(SBAH)が現場に復帰し、重大な被害の状況について初期報告を行った。</li> <li>タビラ門の 3 つのアーチが 2018 年 3 月の武力衝突中の爆発と、当該地域を襲った地震により大きな被害を受けた。レンガが崩落しており、保全措置を施さなければ、当該記念物の一部が崩壊する可能性がある。緊急に復元を行う必要がある。</li> <li>1978年にアッシュールで発見された考古遺物を保管する現地博物館が整備されたファルハーン・パシャ宮殿は荒廃している。また、王墓を保護するガラス屋根は破壊されていた。</li> <li>アラブ地域の定期報告第三サイクルが開始されたことに合わせて、資産の保護を強化する目的で緩衝地帯の範囲について軽微な境界線の変更を申請する予定である。</li> <li>現在治安状況が改善し、現場での緊急保全措置等を実施することが可能となつたことから、資産の保全、修復に関して国際社会の援助を要請する。</li> <li>イラク国内の世界遺産の被害をまとめた報告書を策定するため、世界遺産委員会にミッションの派遣を要請する。</li> </ul>		

	<p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産の保全状況に関する詳細情報がないことが、引き続き大きな懸念材料となっている。この状況は5年連続で続いている。</li> <li>・治安状況が許し次第、可及的速やかに、イラクユネスコオフィスとの緊密な連携の下、関係機関と共に、完全かつ詳細な被害状況評価を行うことが必要である。</li> <li>・締約国がこれまでに実施した全ての予備的評価を提出すること。</li> <li>・優先措置の開始、必要な予算人員の確保に向けて、2017年2月にユネスコ/イラク政府が開催した「イラク開放地域の文化遺産保護に関する国際調整会議」の勧告を反映した「イラク解放地域の文化遺産保護計画（2017-2019）」を確認すること。</li> <li>・全ての保護措置、緊急安定化措置は、介入を最小限にとどめるという原則に従い、崩壊若しくは更なる被害の発生が切迫した場合に限って実施すべきである。意図的な破壊などの紛争に関連する被害により生じた破片等が資産範囲内で見つかった場合、回収し安全な場所に保存すべきである。また、違法発掘や盗掘から資産範囲を保護する必要がある。</li> <li>・治安状況が許し次第、包括的保全計画策定の準備段階として、被害状況の評価について支援することを目的として、世界遺産センター/イコモス合同ミッションを派遣すべきである。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <p>個別審議は行われず、決定案通りに採択された。</p>
--	--

### 決定概要

- ・これまでに締約国が実施した全ての予備的評価を提出すること。
- ・治安状況が許し次第、イラクユネスコオフィスとの緊密な連携の下、関係機関と共に、完全かつ詳細な被害状況評価（潜在的リスクを含む）を実施し、その結果を世界遺産センター及び諮問機関に提出すること。
- ・治安状況が許し次第、包括的保全計画策定の準備として被害状況の評価実施を支援するため、世界遺産センター及びイコモスによる合同リアクティブモニタリングミッションを招聘するよう要請する。
- ・「イラク解放地域の文化遺産保護計画（2017年-2019年）」を確認し、優先措置の開始及び必要な予算人員の確保に向けた今後の取り組みを緊急に検討すること。
- ・2020年の第44回世界遺産委員会で審議できるよう、2020年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出すること。
- ・**引き続き危機遺産とする。**

## 危機遺産保全状況個票

### 3. ハトラ

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.19	ID No.	277
資産名称（英）	Hattra		
締約国	イラク共和国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©Editions Gelbart Author: Jean-Jacques Gelbart</p>	
種別	文化遺産	資産面積	323.75 ha
タイプ	遺跡、建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	ii, iii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	1985 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2015 年
資産概要	ハトラは、パルティア王国の影響下で建設された大規模城塞都市であり、最初のアラブ人による王国の首都である。ハトラは、各所に設けられた塔を有効に組み合わせた高く厚い城壁を有しており、この城壁によって、西暦 116 年、198 年の 2 度に亘ってローマ帝国の侵略を乗り切った。ヘレニズム様式やローマ様式の建築物が東洋的な装飾的特徴と融合した寺院址など、都市に遺る建築物群は、かつての文明の偉大さを物語っている。		
危機遺産に登録された要因	武力衝突による破壊と損傷		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2001, 1995		
保全状況			
現在の課題	意図的な遺跡の破壊、不法行為、戦争		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2017年の開放後、職員が資産に復帰した。</li> <li>被害状況調査の結果、ニネヴェ、ニムルドの遺跡に比べると、本資産の被害は深刻ではなく、破壊行為は、大神殿入り口のアーチ装飾及び石膏製Abu Bint Deimun像にほぼ限定されていることが示唆された。</li> <li>アラブ地域の定期報告第三サイクルが開始されたことに合わせて、資産の保護を強化する目的で緩衝地帯の範囲について軽微な境界線の変更を申請する予定である。</li> <li>現在治安状況が改善し、現場での緊急保全措置等を実施することが可能となつたことから、資産の保全、修復に関して国際社会の援助を要請する。</li> <li>イラク国内の世界遺産の被害をまとめた報告書を策定するため、世界遺産委員会にミッションの派遣を要請する。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>依然として資産の保全状況についての完全かつ詳細がないことが重大な懸念材料である。</li> <li>現場スタッフの復帰と、当初危惧されていた重大な被害が無かったことは歓迎される。しかしながら、過激派組織による意図的な破壊が報告されており、資産に対するこれ以上の被害もしくは盗掘</li> </ul>		

	<p>の発生を防ぐため、保護措置を実施することが必要である。そのため、「イラク開放地域における文化遺産保護に関する国際調整会議（ユネスコ、2017年2月）」の勧告を反映した「イラク解放地域の文化遺産保護計画（2017-2019）」に示された優先事項を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての保護措置、緊急安定化措置は、介入を最小限にとどめるという原則に従い、崩壊若しくは更なる被害の発生が切迫した場合に限って実施すること。</li> <li>・被害状況を評価し、さらなる被害及び盗掘から資産を保護するために必要な短期的、中期的、長期的目標及び具体的活動について締約国の関係部局と協議するため、治安状況が許し次第、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを招聘するよう勧告する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案通りに採択された。</p>
<b>決定概要</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況を評価し、さらなる被害及び盗掘から資産を保護するために必要な短期的、中期的、長期的目標及び具体的活動について締約国の関係部局と協議するため、治安状況が許し次第、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを招聘するよう要請する。</li> <li>・2020年の第44回世界遺産委員会で審議できるよう、2020年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。</li> <li>・<b>引き続き危機遺産とする。</b></li> </ul>	

## 危機遺産保全状況個票

### 4. 都市遺跡サーマッラー

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.20	ID No.	276
資産名称（英）	Samarra Archaeological City		
締約国	イラク共和国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA/USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©Mahmoud Bendakir Author: Mahmoud Bendakir</p>	
種別	文化遺産	資産面積	15,058 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	31,414 ha
評価基準	ii, iii, iv	世界遺産一覧表記載年	2007 年
構成資産数	10	危機遺産となった年	2007 年
資産概要	<p>チュニジアから中央アジアにおよぶ広大な範囲を支配したアッバース朝は、836 年にバグダッドからサーマッラーに遷都した。名高い 9 世紀の大モスクとらせん状のミナレットをはじめ、ここで発展した建築や芸術の諸様式は後のイスラム世界に広く伝播していった。サーマッラーは早い段階で放棄されたため、当時の都市の構造が良く残されており、遺跡の 80%ほどが未発掘のままである。バグダッドにおけるアッバース朝期の建造物が破壊されてしまった現在、往時の栄華を偲ぶことができる的是ここサーマッラーのみである。</p>		
危機遺産に登録された要因	国内の紛争		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008		
保全状況			
現在の課題	管理制度/管理計画、戦争		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイシュナス宮殿、クバット・アル・スライビーヤ大靈廟など、本考古資産の多くの遺跡が軍事行動による被害を受けている。</li> <li>・保全、復元工事は未だ実施されておらず、被害状況についての初期調査にとどまっている。</li> <li>・現在治安状況が改善し、現場での緊急保全措置等を実施することが可能となつたことから、資産の保全、修復に関して国際社会の援助を要請する。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2016年に、ユネスコイラクオフィスはサーマッラー考古局と協働し、資産範囲内の特定の記念物（マルウィヤ及び大モスク、サイシュナス宮殿、クバット・アル・スライビーヤ大靈廟、アシュナスの壁）について被害状況の記録作成、被害状況の評価を実施した。その成果は、3Dモデルで作成され、インタラクティブな形式に統合されている。</li> <li>・しかしながら、2017年の保全状況報告書に示されていた追加的記録の写しの提出のほか、治安状況が許し次第、ユネスコイラクオフィスとの緊密な協働の下、完全かつ最新の包括的な評価を実施することを勧告する。</li> <li>・必要な緊急安定化工事を特定し、長期的な保全管理措置に関するロードマップを策定することを優</li> </ul>		

	<p>先すべきである。必要な緊急安定化工事については、最小限の介入に抑えるという原則に従うこと。</p> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案通りに採択された。</p>
--	---

### 決定概要

- ・資産全体の被害状況、個々の記念物の被害状況について記録を提出すること。
- ・緊急に実施する必要がある安定化対策について特定し、長期的な保全管理措置のロードマップを策定するため、治安状況が許し次第、修復作業を実施する前の段階で、ユネスコイラクオフィスとの緊密な協働の下、完全かつ包括的な評価を行うこと。
- ・2020年の第44回世界遺産委員会で審議できるよう、2020年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・**引き続き危機遺産とする。**

## 危機遺産保全状況個票

### 5. イラク共和国の世界遺産に関する一般的決定

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.21	ID No.	—
資産名称（英）	General Decision on the World Heritage properties of Iraq		
締約国	イラク共和国		
 <p>トルコ アゼルバイジャン イラン・イスラム共和国 シリア・アラブ共和国 イラク ヨルダン サウジアラビア</p> <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>	<p>&lt;左地図中、北から&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アッシュール（カラット・シェルカット）</li> <li>・ハトラ</li> <li>・都市遺跡サマッラー</li> </ul>		
資産一覧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アッシュール（カラット・シェルカット）(2003)</li> <li>・ハトラ(1985)</li> <li>・都市遺跡サマッラー(2007)</li> </ul>		
保全状況			
現在の課題	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2014年から2017年の紛争により、巨大な人道的危機に至り、イラクの文化遺産も、意図的破壊、違法発掘、盗難、巻き添え被害により重大な被害を受けた。イラクの3件の世界遺産が被害を受けた他、暫定リスト掲載資産であるニムラッド、ニネヴェの考古遺跡も意図的破壊により重大な被害を受けた。2018年8月から暫定リストに掲載されているモスル旧市街においては、ノウリ・モスクや象徴的なハドバ・ミナレットといった歴史的宗教遺跡を含む重要な遺跡、建造物がターゲットとされた。</li> <li>・2019年2月11日に保全状況報告を提出した。予算不足及び脆弱な治安状況であり、物理的な介入措置は実施できていない。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イラクの紛争は、現在危機遺産となっている3つの世界遺産及び暫定リスト掲載資産の一部に対して直接的な被害を及ぼし、他の世界遺産や暫定リスト掲載資産についても間接的に被害を及ぼしている。加えて、考古遺跡の盗掘、盗難により、大きな損失、回復不可能な被害が起こっている（ここ数年においては、文化財が返還された事例も複数みられる）。</li> <li>・2017年に広大な範囲が解放されたが、以降、イラクは前例のない人道的危機に対処しつつ、復興に取り組んできた。特にモスク旧市街では、UNESCOは現在、「モスル精神再生」運動に取り組んでいる。</li> <li>・2019年4月に、1954年ハーヴィー条約1999年第2議定書採択20周年を記念して開催された会議において、イラク代表は第2議定書を批准する意図があることを表明している。これは文化遺産の保護を強化することに貢献することにつながる歓迎すべきステップである。</li> <li>・危機遺産となっている3件の世界遺産の被害状況についての詳細情報がないことは懸念材料である。2016年にユネスコイラク事務所は、国家考古遺産委員会（SBAH）と協働して、都市遺跡サマッラーの特定の記念物及び暫定リストに掲載されているニムラッド及びニネヴェを対象に被害状況の調査を行った。しかしながら、保全措置を実施する前に被害状況を詳細に評価することが必要である。長期的な復興、管理を計画するためには、紛争関連以外の潜在的リスク（自然劣化、洪水）についても評価することも必要となる。</li> <li>・世界遺産が受けたすべての被害についての記録を提出するよう締約国に要請する。また、保護措置、緊急安定化工事については、崩壊や被害の悪化が差し迫っている場合のみに限定して実施することとし、介入を最小限にとどめる原則に則って実施するよう要請する。資産範囲内で発見された遺構、遺物の破片や、紛争関連被害により崩落した破片等については、回収し安全な場所に集めるべきである。資産範囲を盗掘や盗難から保護するべきである。</li> </ul>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「イラク開放地域における文化遺産保護に関する国際調整会議（ユネスコ、2017年2月）」の勧告を反映した「イラク解放地域の文化遺産保護計画（2017-2019）」に示された優先事項を実施すること。</li> <li>・作業指針第 172 項に則って、顕著な普遍的価値に影響を与える可能性のある大規模復元、新規建設事業の計画については、取り消すことが難しい決定を下す前の段階で、世界遺産センターに報告すること。</li> <li>・ユネスコ加盟国に対し、イラクから持ち出された文化遺産の違法取引に対する戦いに協力し、イラクの文化遺産保護に貢献するよう要請する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案通りに採択された。</p>
--	--

### 決定概要

- ・世界遺産の被害状況について最新の状況を報告すること、人為的介入を最小限にとどめることを原則としつつ、被害を受けた資産の保護を図ること、また、包括的な保全計画を策定するまで保全及び復元に係る工事の実施を控えること。
- ・「イラク解放地域の文化遺産保護計画（2017 年-2019 年期）」を確認し、ユネスコ及び国際社会の支援のもと、同計画に示された優先措置を実施すること。
- ・作業指針第 172 項に則って、顕著な普遍的価値に影響を与える可能性のある大規模復元、新規建設事業の計画については、取り消すことが難しい決定を下す前の段階で、世界遺産センターに報告すること。
- ・全てのユネスコ加盟国に対して、国連安全保障理事会決議 2199、2253、2346 に則り、イラクから持ち出された文化遺産の違法取引に対する戦いに協力するよう要請する。また、締約国に対し、武力紛争の際の文化財の保護に関する 1954 年ハーグ条約を批准するよう要請する。
- ・全ユネスコ締約国に対して、「モスル精神再生」運動等を通じて、イラクの文化遺産を保護するために技術的、財政的支援を行うよう要請する。
- ・2020 年の第 44 回世界遺産委員会で審議できるよう、2020 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・**引き続き危機遺産とする。**

## 危機遺産保全状況個票

### 6. エルサレムの旧市街とその城壁群

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.22	ID No.	148
資産名称（英）	Old City of Jerusalem and its Walls		
締約国	ヨルダン・ハシェミット王国提案		
			
<p style="text-align: center;">©UNESCO Author: Leila Maziz</p>			
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	遺跡、建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	ii, iii, vi	世界遺産一覧表記載年	1981 年
構成資産数	不明	危機遺産となった年	1982 年
資産概要	<p>ユダヤ教、キリスト教、そしてイスラム教という 3 つの宗教の聖地として、エルサレムはつねに象徴的な都であり続けている。現在、3 宗教の信徒に与えられた区画は嘆きの壁によって分断されている。220 を数える歴史的建造物のうち、7 世紀に建造された岩のドーム（Dome of the Rock）は傑出している。植物や幾何学文様の装飾が美しいだけでなく、アブラハムによるイサクの犠牲地として 3 宗教の信徒から崇敬を集めている。また、聖墳墓教会内の「復活のロタンダ」は、キリストの墓所を擁している。</p>		
危機遺産に登録された要因	歴史的真実性の甚大な損失、文化的重要な重大な損失、資産の法的位置づけの変更による保護の弱体化、保全政策の欠如、都市計画の悪影響		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 1982		
保全状況			
現在の課題	交通インフラの利用に起因する影響、ガバナンス、影響の大きい調査活動/モニタリング活動、住宅開発、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、管理上の活動、管理制度/管理計画、その他（自然リスク、記念物の崩壊）		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エルサレムの旧市街とその城壁群（ヨルダン国提案）は、ユダヤ教、キリスト教、イスラム教の聖なる都市として、1981 年世界遺産リストに記載された。その後、1982 年に危機遺産となった。</li> <li>会議文書の作成時点で、遺跡の保全状況報告は提出されていない。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第 42 回世界遺産委員会以降、ヨルダン及びパレスチナは両国のユネスコ代表共同署名による書簡（2018 年 11 月 14 日付け）で、資産範囲内で継続している工事が、顕著な普遍的価値（OUV）に影響を与える恐れがあるとして懸念を表明している。</li> <li>両代表は共同署名した書簡（2018 年 11 月 14 日付け）で、本資産に関する一般的な懸念を表明しており、同様の懸念がアラブグループ議長からも表明されている（2018 年 12 月 13 日付け）。</li> <li>ヨルダン及びパレスチナ両国のユネスコ代表は、共同署名した書簡（2018 年 12 月 3 日、2019 年 2 月 27 日付け）で、エルサレムの旧市街上空にケーブルカーを建設する事業が資産の OUV に影響</li> </ul>		

	<p>を与えるとして懸念を表明している。アラブグループ代表からも同様の懸念が表明されている（2019年3月19日付け）。この件に関して、この情報が事実であれば、世界遺産の完全性に対し視覚的な影響を与える可能性があるとの懸念を示す複数の所管を、事務局からイスラエル政府に送付している（2019年2月20日、3月16日）。</p> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案通りに採択された。</p>
--	--

## 決定概要

- 世界遺産一覧表に関わるエルサレムの旧市街とその城壁の状況は、前回世界遺産委員会決定 42 COM 7A.21 及び 42 COM 8C.2 で示されたものから変わっていない。

## 付属文書（Annex）

- イスラエル占領当局が、東エルサレム、特にエルサレム旧市街内及び周辺において、国際法上違法な掘削、トンネル、工事その他の違法事業を依然として継続し、中止していないことに対して遺憾の意を表明し、占領勢力であるイスラエルに対して、関連するユネスコ条約、決議、決定に合致しない全ての違反行為を禁止するよう求める。
- 東エルサレムにユネスコ事務局長が任命する常任代表を配置し、同地域におけるユネスコ活動分野の全側面について定期的に報告するよう求めたユネスコからの要請について、イスラエルが実施を拒否していることに遺憾の意を表明し、可及的速やかに上記の代表を任命するようユネスコ事務局長に要請する。
- エルサレムの旧市街とその城壁群に、ユネスコリアクティブモニタリングミッションを緊急に派遣する必要があることを再度強調する。また、ユネスコ事務局長及び世界遺産センターに対し、両者の権限及び関連するユネスコ条約、決定、決議に則って、同ミッションを早急に実施できるよう努めるよう要請する。実施できない場合は、実施可能な効果的な措置を提案するよう要請する。
- 引き続き危機遺産とする。**

## 危機遺産保全状況個票

### 7. クーリナの古代遺跡

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.23	ID No.	190
資産名称（英）	Archaeological Site of Cyrene		
締約国	リビア		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>			
<p>©UNESCO Author: Giovanni Boccardi</p>			
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	ii, iii, vi	世界遺産一覧表記載年	1982 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2016 年
資産概要	ティラ（サントリーニ）島のギリシャ人植民地として開拓されたクーリナは、紀元 365 年に地震で崩壊するまで、ピンダロスの詩に謳われるようなヘレニズム世界の重要な一つ都市であった。ローマ時代にはキレナイカと呼ばれ、マルクス・アントニウスがクレオパトラに献上したことでも知られている。遺跡の規模は大きく、北区画にはアポロンの聖域、南東区画にはアゴラやフォルムが現存する。また、クーリナのネクロポリスは古代地中海世界を通じて最大の規模である。		
危機遺産に登録された要因	国内に広がる紛争状態		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2007, 2006, 2004		
保全状況			
現在の課題	農作物の生産、意図的な破壊、火災、ガバナンス、住宅開発、インタープリテーション施設、来訪者施設、家畜飼育/放牧、管理上の活動、管理制度/管理計画、表層水汚染、戦争		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市開発による浸食は資産範囲内では大きく減少したが、考古遺跡周辺では増加している。北ネクロポリス、西ネクロポリス、及び城壁外側のデメテルの聖域が影響を受けている。地域住民を対象として、考古遺跡周辺で建設を行わないよう周知するための会合や普及啓発キャンペーンを複数回実施した。その結果、地域住民のコミットメントを得ることができた。</li> <li>2018 年に策定した保護保全戦略の一環で、考古局及び都市計画局が緩衝地帯内の土地利用に関するガイドラインの策定を進めている。</li> <li>2018 年に確定した境界線について、シャハト地方政府及び都市計画局と情報共有し、軽微な境界線変更の要請を世界遺産センターに提出した。</li> <li>ベルグハーダ川への下水廃棄による汚染が、依然、考古学的モニュメントを脅かしている。</li> <li>もうひとつの脅威である森林火災問題には、考古局及びシャハト地方政府が対応している。</li> <li>公益事業土木諮問事務所 (ECOU) が、ゼウス神殿近くでのホテル建設案を策定している。</li> <li>大統領評議会が、文化財の違法取引に関する特別委員会設置令を発出した。この問題に関して、複数の国との間に、MOU を取り交わす見込みである。アラブ及び欧州の治安当局及びインターポールと違法取引対策に関する協力体制を構築した。スペイン当局と緊密に協力し、クー</li> </ul>		

- リナから盗まれた「墓像 (funerary statue) 」の返還に向けて協議を進めている。
- ・資産の保全状況を評価するために、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを正式に招聘した。

## 2. 世界遺産センターの見解

- ・締約国は、蔓延する紛争状況にも関わらず、資産の保全にコミットしている。現状分析及び改善措置の実施に関して進展が見られる。資産範囲内の都市開発による浸食は減少したが、考古遺跡周辺で増大しており、重大な懸念事項である。
- ・効果的な管理を行うことができず、治安状況も変化するため、資産の保全を行うことが難しい。主な懸念事項である汚染及び森林火災について、最新の情報が必要である。ゼウス神殿近くで計画されているシャハトグランドホテルについて、作業指針第 172 項に従い、撤回が困難な決定を下す前の段階で、世界遺産センターに報告する必要がある。
- ・資産の境界線を明確にすることは、資産の効果的な保護管理に必要不可欠であり、現在、適切な緩衝地帯の設定が、世界遺産センター及びイコモスと緊密に協力しつつ進められている。作業指針第 164 項に従い、この協力を継続することを要請する。
- ・文化遺産の違法取引に関して締約国が実施した重要な取り組みを歓迎する。また、全てのユネスコ加盟国に対し、緊急的保全措置を継続するために必要な資金援助その他の支援を行うこと、また、違法取引に対する戦い及びリビアの文化遺産保護に協力することを要請する。
- ・締約国は、定期報告第 3 サイクルの機会を活用して、リビア国内の 5 件の世界遺産全てについて管理計画を策定したいと考えており、そのために国際的な支援を求めている。また、市民、地方自治体、国、高いレベルの意思決定者の間で、世界遺産を含むリビア国内の文化遺産保護について意識が高まっていることが報告されている。世界遺産の保全状況に関するワークショップやシンポジウムが開催され、ナショナル・アイデンティティと文化遺産を関連づけて、遺産の保護保全の重要性が強調されている。
- ・5 月にチュニスで開催されたリビアの文化遺産保護に関する国際会議で策定された行動計画に従って今後の保全の取り組みを進めるなどを勧告する。
- ・最近の治安状況悪化により、締約国による資産の保護保全活動の実施が阻まれており、本資産の保全に関する取り組みの継続について懸念が増している。第 40 回 (イスタンブール/ユネスコ、2016 年) 及び第 41 回 (クラクフ、2017 年) 世界遺産委員会で要請された合同ミッションを、治安状況が許し次第、可及的速やかに実施することが必要である。それまでの間は、世界遺産センターを通じ世界遺産委員会に、現場の状況、実施中の措置の進捗状況、可能な範囲で世界遺産委員会のコメント及び要請の実施状況について、報告を継続するよう努めることが重要である。
- ・上記を踏まえ、本資産を引き続き危機遺産とすべき。

## 3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

### 決定概要

- ・作業指針第 172 項に従い、資産の状況の変化について世界遺産委員会に定期的に報告すること。また、ゼウス神殿近くでのホテル建設計画を含め、資産の OUV に影響を及ぼす可能性のある復元工事、新規建設工事の計画について報告すること。
- ・汚染及び森林火災による被害状況について最新情報を提出すること。
- ・引き続き軽微な境界線の変更に取り組み、手続きを完了すること。
- ・盗難された文化財、違法輸出された文化財に関する 1995 年ユニドロワ条約を批准すること。
- ・2020 年の第 44 回世界遺産委員会で審議できるよう、2020 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・**引き続き危機遺産とする。**

## 危機遺産保全状況個票

### 8. レプティス・マグナの古代遺跡

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.24	ID No.	183
資産名称（英）	Archaeological Site of Leptis Magna		
締約国	リビア		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©UNESCO Author:Giovanni Boccardi</p>	
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	i, ii, iii	世界遺産一覧表記載年	1982 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2016 年
資産概要	リビアの首都トリポリの東約 100km にある古代都市遺跡。フェニキア人の港町として始まり、2世紀初頭ローマ人の植民都市となった。2世紀末～3世紀初めに、ローマ皇帝レプティス・セウェルスは、多くの建造物を建設し、アフリカでは比類の無いローマ帝国の都に匹敵する大都市建設に貢献した。7世紀にイスラムの侵攻により、砂中に埋没したが、第二次大戦前後の発掘によりその全容が明らかになった。		
危機遺産に登録された要因	国内に広がる紛争状態		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 1990		
保全状況			
現在の課題	砂漠化、不法行為、戦争、その他（石造の劣化、生活排水）		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破壊行為は減少している。また、地表付近の地下遺構や野生動物に影響がないように配慮しつつ、定期的に除草を行った結果、植物の過度な成長及び放牧についても減少している。危険木、考古遺構、建造物の支障木について撤去を行った。許可を受けていない家庭雑排水の排出、漂砂の問題について、地方自治体と共に対応を進めている。</li> <li>・研修を受けた職員が増加し、資産に対する人為的影響、環境要因による影響について、全般的に改善があった。資産は引き続き一般公開されているが、現地の博物館は閉鎖され、収蔵品はより安全な場所に保管されている。</li> <li>・2018年に確定した境界線について、アル＝フムス市及び都市計画当局と共有した。</li> <li>・観光警察及び地域コミュニティとの協働の下、資産の顕著な普遍的価値に影響を及ぼす可能性がある被害を防ぐための措置を特定し、実施している。1978年に発生した洪水被害の再発を防ぐため、リブダ川において定期清掃を実施している。また、夏季の火災から考古遺構及び都市を守るために、継続的に下草の除去を行っている。さらに、砂による被害を防止するため防砂壁を設置することを地域自治体に要請している。基本的な保全措置及び研究を行うとともに、建築物及び考古遺物の復元を支援する保全技術者の研修を行う常設の研究施設を整備するための努力を進めている。</li> <li>・資金不足により、資産の定期的な維持管理を行うことができないことが、保全状況悪化の主な原因となっている。国際社会に対して、追加の財政的、技術的支援を求める。</li> </ul>		

- ・本資産を危機遺産から解除することを要請する。そのため、資産の保全状況を評価する世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを正式に招聘する。

## 2. 世界遺産センターの見解

- ・締約国は、蔓延する紛争状況にも関わらず、資産の保全にコミットしている。しかしながら、最近の治安状況の悪化と資金不足により、締約国は主要な保全措置を実施することができない状況にある。締約国の努力を支援するよう国際社会に要請する。
- ・石造建築の劣化及び落書き対策に関する情報は提供されていない。防砂、防火、資産西側における家庭排水の排出に対する措置について歓迎する。
- ・資産の境界線を明確にすることは、資産の効果的な保護管理に必要不可欠であり、現在、適切な緩衝地帯の設定が、世界遺産センター及びイコモスと緊密に協力しつつ進められている。作業指針第164項に従い、この協力を継続することを要請する。
- ・5月にチュニスで開催されたリビアの文化遺産保護に関する国際会議で策定された行動計画に従って今後の保全の取り組みを進めることを勧告する。
- ・最近の治安状況悪化により、締約国による資産の保護保全活動の実施が阻まれており、本資産の保全に関する取り組みの継続について懸念が増している。第40回（イスタンブル/ユネスコ、2016年）及び第41回（クラクフ、2017年）世界遺産委員会で要請された合同ミッションを、治安状況が許し次第、可及的速やかに実施することが必要である。それまでの間は、世界遺産センターを通じ世界遺産委員会に、現場の状況、実施中の措置の進捗状況、可能な範囲で世界遺産委員会のコメント及び要請の実施状況について、報告を継続するよう努めることが重要である。
- ・上記を踏まえ、本資産を引き続き危機遺産とすべき。

## 3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

## 決定概要

- ・作業指針第172項に従い、資産の状況の変化について世界遺産委員会に定期的に報告すること。また、資産のOUVに影響を及ぼす可能性のある復元工事、新規建設工事の計画について報告すること。
- ・引き続き軽微な境界線の変更に取り組み、手続きを完了すること。
- ・2020年の第44回世界遺産委員会で審議できるよう、2020年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・**引き続き危機遺産とする。**

## 危機遺産保全状況個票

### 9. サブラータの古代遺跡

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.25	ID No.	184
資産名称（英）	Archaeological Site of Sabratha		
締約国	リビア		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>© UNESCO Author:Giovanni Boccardi</p>	
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iii	世界遺産一覧表記載年	1982年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2016年
資産概要	トリポリ西方の古代都市。紀元前4世紀フェニキア時代から黄金、奴隸、象牙などの中継貿易で栄えた。城壁、公共広場、アントニウス・ピウス神殿、劇場などが残っているが、なかでも3世紀初めに建てられた円形劇場は3層の楽屋を備え、北アフリカ最大の規模を誇っている。		
危機遺産に登録された要因	国内に広がる紛争状態		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017		
保全状況			
現在の課題	侵略的/外来の陸上種、土地利用の変更、相対的湿度、戦争、その他（海水の塩分が石材に与える影響）		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2017年に、武力紛争及び敷地内での火器使用によって、いくつかの要素が軽微な被害を受けた。最も顕著な被害は、劇場の一部にめだったキズ跡がみられることがある。劇場の修復、建物床のモザイクの被害状況評価について、スペインの調査機関と合意を結んだ。また、考古局（DoA）は、資産の主な要素の修復について、国連開発計画（UNDP）にコンタクトしており、UNDPは、資産のメインエントランス、ポエニ博物館、劇場、倉庫の復元に必要な技術的、財政的支援を見積もるために支援を行っている。</li> <li>考古局は、オリジナルの建築材料の自然劣化に対処するために、国際社会および専門機関からの資金的、技術的支援の確保を進めている。</li> <li>一年を通じて植物の過大な成長を抑制するための努力を継続しており、ローマ劇場周辺地域において植物の除草を完了した。現在、靈廟周辺地区において、床のモザイク及び記念物の被害を制限するための作業を進めている。</li> <li>考古局は、予防的保全措置、管理、記録、文書化などの分野におけるキャパシティビルディングのため、「トレーニング・イン・アクション」プログラムに参加した。</li> <li>2018年に確定した境界線について、サブラータ市及び都市計画局と共有した。境界線の変更のための申請を世界遺産センターに提出した。</li> <li>国際社会に対し、文化遺産保存のためさらなる財政的、技術的支援を要請する。資産の保全状況を評価するため、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを正式に招</li> </ul>		

	<p>聘した。</p> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・締約国は、蔓延する紛争状況及び資金不足にも関わらず、資産の保全にコミットしている。</li> <li>・状況を改善し、適切な保護保全対策を講じることが困難であることに加えて、武力紛争により資産が被害を受けていることは重大な懸念材料である。武力紛争、破壊行為、都市開発による侵食、（湿度、塩、海水による）風化、オリジナル素材の劣化、植物の過度な成長等に、より効果的に対応するため、管理保全のための包括的な戦略が必要である。</li> <li>・資産の境界線を明確にすることは、資産の効果的な保護管理に必要不可欠であり、現在、適切な緩衝地帯の設定が、世界遺産センター及びイコモスと緊密に協力しつつ進められている。作業指針第164項に従い、この協力を継続することを要請する。</li> <li>・5月にチュニスで開催されたリビアの文化遺産保護に関する国際会議で策定された行動計画に従って今後の保全の取り組みを進めることを勧告する。</li> <li>・最近の治安状況悪化により、締約国による資産の保護保全活動の実施が阻まれており、本資産の保全に関する取り組みの継続について懸念が増している。第40回（イスタンブル/ユネスコ、2016年）及び第41回（クラクフ、2017年）世界遺産委員会で要請された合同ミッションを、治安状況が許し次第、可及的速やかに実施することが必要である。それまでの間は、世界遺産センターを通じ世界遺産委員会に、現場の状況、実施中の措置の進捗状況、可能な範囲で世界遺産委員会のコメント及び要請の実施状況について、報告を継続するよう努めることが重要である。</li> <li>・上記を踏まえ、本資産を引き続き危機遺産とすべき。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <p>個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。</p>
--	---

#### 決定概要

- ・武力紛争の被害、特に劇場の被害について、報告すること。
- ・都市開発による侵食、オリジナルの建築材料の劣化に対して実施された措置及び資産の保護保全のために実施されたその他の新たな措置について、詳細情報を提出すること。
- ・2020年の第44回世界遺産委員会で審議できるよう、2020年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・**引き続き危機遺産とする。**

## 危機遺産保全状況個票

### 10. ガダーミスの旧市街

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.26	ID No.	362
資産名称（英）	Old Town of Ghadames		
締約国	リビア		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©Vincent Ko Hon Chiu Author: Vincent Ko Hon Chiu</p>	
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	V	世界遺産一覧表記載年	1986年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2016年
資産概要	「砂漠の真珠」として知られるガダーミスはオアシスに位置する。プレサハラ地域最古の都市の1つであり、伝統的な集落の顕著な例である。その住居建築は、垂直的な空間の使い分けに特徴があり、1階部は倉庫、2階部は家族の生活空間、覆い付きの張り出し廊下は、まるで地下通路のようであり、最上部の屋外テラスは女性専用のスペースとして使用されている。		
危機遺産に登録された要因	国内に広がる紛争状態		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017		
保全状況			
現在の課題	戦争		
審議概要	<p>1.締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2017年の大雨で被害を受けた建造物群の維持管理、復元のため、各建造物の数量計算(BOQ)の作成と緊急的な維持管理措置のための予算として80万リビアディナール(57万ドル)の補助金措置等を行った。維持管理及び復元工事を実施するため複数の専門業者と契約を締結した。2019年の秋までの完了を予定している。しかしながら、地元の専門家及びCRAtterreの意見を踏まえた結果、昨年秋のうちに、土レンガの製造ないし、土レンガによる建設を行うことはできなかった。</li> <li>資産の保全に取り組んでいる地域コミュニティと緊密に連携しつつ、複数の活動を実施した。資産範囲内の住宅保有者は、資産の歴史的文化的重要性を認識しており、その保全に貢献している。</li> <li>その他、都市全体の記録作成を進めているほか、資産の記録、公開を目的としたGISの設計を進めている。ガダーミス市振興開発局は、本資産の公開とマーケティングを進めている。そのため、歴史的な価値をもつティロワアン学校を観光情報センターに指定した。さらに、資産範囲内及び緩衝地帯予定範囲内における土地利用規制計画を採択し、リスク対策計画を策定した。</li> <li>2018年に確定した境界線について、ガダーミス市政府、ガダーミス市振興開発局、都市計画局と共有した。</li> <li>考古局は、予防的保全措置、管理、記録、文書化などの分野におけるキャパシティビルディングのため、「トレーニング・イン・アクション」プログラムに参加した。</li> <li>資産の顕著な普遍的価値(OUV)に対する治安上の問題や特定の脅威はない。したがって、本資産を危機遺産から解除することを要請する。そのため、資産の保全状況を評価する世界遺産センター</li> </ul>		

/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを正式に招聘する。

## 2. 世界遺産センターの見解

- ・締約国は、蔓延する紛争状況及び資金不足にも関わらず、資産の保全にコミットしている。資産の現状分析について進展がみられる。緊急的な維持管理に予算を配分したことや、リスク対策計画を策定したことなどを歓迎する。資産の完全性及び真実性を担保する包括的な保全措置及び復元措置を計画し、実施していくため、国際援助を要請することを検討するべきである。
- ・現在進められている保全措置及び復元措置についての詳細な情報は提出されていない。また、資産範囲内及び緩衝地帯予定範囲内における土地利用に関する情報もない。これら及び資産の OUV に影響を及ぼす可能性がある復元工事、新規建設工事について、作業指針第 172 項に従い、世界遺産センターに提出する必要がある。
- ・地域コミュニティ及び住宅保有者が資産の維持管理及び保全に対してコミットメントを示したり、関心をもっていることを歓迎する。2011 年の歴史的都市景観(HUL)に関するユネスコ勧告のアプローチに則って資産の管理計画を策定することを勧告する。
- ・資産の境界線を明確にすることは、資産の効果的な保護管理に必要不可欠であり、現在、適切な緩衝地帯の設定が、世界遺産センター及びイコモスと緊密に協力しつつ進められている。作業指針第 164 項に従い、この協力を継続することを要請する。
- ・締約国は、定期報告第 3 サイクルの機会を活用して、リビア国内の 5 件の世界遺産全てについて管理計画を策定したいと考えており、そのために国際的な支援を求めている。また、市民、地方自治体、国、高いレベルの意思決定者の間で、世界遺産を含むリビア国内の文化遺産保護について意識が高まっていることが報告されている。世界遺産の保全状況に関するワークショップやシンポジウムが開催され、ナショナル・アイデンティティと文化遺産を関連づけて、遺産の保護保全の重要性が強調されている。
- ・5 月にチュニスで開催されたリビアの文化遺産保護に関する国際会議で策定された行動計画に従って今後の保全の取り組みを進めるなどを勧告する。
- ・最近の治安状況悪化により、締約国による資産の保護保全活動の実施が阻まれており、本資産の保全に関する取り組みの継続について懸念が増している。第 40 回（イスタンブール/ユネスコ、2016 年）及び第 41 回（クラクフ、2017 年）世界遺産委員会で要請された合同ミッションを、治安状況が許し次第、可及的速やかに実施することが必要である。それまでの間は、世界遺産センターを通じ世界遺産委員会に、現場の状況、実施中の措置の進捗状況、可能な範囲で世界遺産委員会のコメント及び要請の実施状況について、報告を継続するよう努めることが重要である。
- ・上記を踏まえ、本資産を引き続き危機遺産とすべき。

## 2. 世界遺産委員会での審議

- ・リビアが現状を説明する機会を与えられ、イコモスの勧告を全て実施し、地域住民や警察の努力により現状で紛争の影響は殆どみられなくなったことから、危機遺産リスト解除のために望ましい保全状態 (DSOCR) に達したと考えられるとの見解を示した。
- ・これに対し、ハンガリー、チニニアが、リビアを支持、歓迎する発言を行った。
- ・発言を許された NGO(ワールド・ヘリテージ・ウォッチ)も、紛争の影響により政治的経済状況は厳しいものの、多くの保全活動が実施されており、リビア政府が市民社会と共同で管理計画を実施しているため、あらゆる意味で状況は改善していると発言した。
- ・チニニア、クウェート、バーレーンから、危機遺産解除するための望ましい保全状況を策定することを明言した修正案が提出され、修正案が採択された。

## 決定概要

- ・作業指針第 172 項に則って、2017 年の大旱魃により被害を受けた建造物群に対する保全措置、復元工事を含め、資産の OUV に影響を与える可能性がある主要な復元工事、新規建設工事に関して、変更することが困難な決定を下す前の段階で、報告すること。
- ・引き続き軽微な境界線の変更に取り組み、手続きを完了すること。
- ・世界遺産センター及び諮問機関との協働のもと、是正措置、それらの実施スケジュール、危機遺産解除のための望ましい保全状況を策定すること。
- ・2020 年の第 44 回世界遺産委員会で審議できるよう、2020 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・**引き続き危機遺産とする。**

## 危機遺産保全状況個票

### 11. タドラット・アカクスのロック - アート遺跡群

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.27	ID No.	287
資産名称（英）	Rock-Art Sites of Tadrart Acacus		
締約国	リビア		
			
<p style="text-align: center;">©Federica Leone Author: Federica Leone</p>			
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	遺産	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iii	世界遺産一覧表記載年	1985年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2016年
資産概要	世界遺産タッシリ・ナジェール (Tassili N'Ajjer) 山脈のリビア国境側には、幾千の洞窟壁画が残っている。これらの岩絵は、古くは紀元前1万2000年ごろから新しいものでは紀元100年ごろまで様々な時代に描かれたものであり、時代によって描画様式が大きく異なる。狩猟や日常生活の諸場面、儀礼での舞踊や動物といった主題が描かれており、サハラ砂漠一帯で活動した諸民族の生活様式のみならず、周辺地域の植生や動物の分布変化を辿るうえで貴重な資料である。		
危機遺産に登録された要因	国内に広がる紛争状態		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2013, 2012, 2011		
保全状況			
現在の課題	意図的な遺跡の破壊、人材、不法行為、戦争		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ロックアートに対する破壊行為の程度は、観光警察が、地域の考古局（DoA）事務所及び地域コミュニティと緊密に協力しつつ、定期的にパトロールを実施するようになった結果減少している。また、考古局は資産周辺の市町において普及啓発活動を強化している。</li> <li>第42回世界遺産委員会で採択された境界線について、正式な資産範囲図を作成しガット市と共有した。</li> <li>アラウェナトの古要塞に文化ビジャーセンターを建設する計画がある。</li> <li>既存のサインを塗り替え現地言語でロックアートの保護についてのガイダンスを表示した。NGO及び地域コミュニティの参加を得て、清掃活動を行った。また、パトロール及び考古遺物の保護を強化した。</li> <li>危機遺産の解除に向けて、ロックアート20地点の記録作成、測量を実施した。考古遺跡及び文化遺産の重要性に関する普及啓発を行った。また、資産範囲を国立公園に指定する準備を進めている。さらに、考古局スタッフがGIS及び測量技術のトレーニングに参加した。</li> <li>大統領評議会が、文化財の違法取引に関する特別委員会設置令を発出した。この問題に関して、複数の国との間に、MOUを取り交わす見込みである。アラブ及び欧州の治安当局及びインターポールと違法取引対策に関する協力体制を構築した。国際的支援のもと、専門家を養成するためのワークショップを開催した。また、1995年の盗難または違法に輸出された文化財に関するUNIDROIT</li> </ul>		

条約の批准に努める。

- ・国際社会に対し、文化遺産保護のため、より多くの資金援助、技術的支援を要請する。また、危機遺産の解除を求める。そのため、資産の保全状況を評価する世界遺産センター/イコモス合同アカティブモニタリングミッションを正式に招聘する。

## 2. 世界遺産センターの見解

- ・締約国は、蔓延する紛争状況及び資金不足にも関わらず、資産の保全にコミットしている。警戒態勢の強化、清掃活動、記録の作成、普及啓発活動、キャバシティビルディング、資産及び OUV 保全のための活動のロードマップ作製は、破壊行為を防止するための重要なステップである。また、地域コミュニティと緊密に連携することは、このように大規模な資産を保全する上で不可欠である。
- ・これらの取り組みにもかかわらず、依然として効果的な管理が欠如している。破壊行為を防止し、資産の保全状況を担保する上で、治安状態及び資産の大きさがネックとなっている。前委員会で指摘されていた保全上の課題である落書きによる損害状況について、最新の情報が必要である。
- ・作業指針第 172 項に従い、アラウェナトの砦に文化ビズターセンターを整備する計画を含め、資産の OUV に影響を与える可能性のある大規模な復元、新規建設工事の計画を世界遺産センターに報告するよう勧告する。
- ・資産境界の確定に向けた取り組みは、効果的な保護管理のための不可欠なステップである。
- ・文化遺産の違法取引に対する締約国の取り組みを歓迎する。ユネスコの全加盟国に対し、緊急的な保護活動を継続するための資金等を提供することにより締約国を支援し、違法取引に対する戦い及びリビアの文化遺産の保護に協力するよう要請する。
- ・締約国は、定期報告第 3 サイクルの機会を活用して、リビア国内の 5 件の世界遺産全てについて管理計画を策定したいと考えており、そのために国際的な支援を求めている。また、市民、地方自治体、国、高いレベルの意思決定者の間で、世界遺産を含むリビア国内の文化遺産保護について意識が高まっていることが報告されている。世界遺産の保全状況に関するワークショップやシンポジウムが開催され、ナショナル・アイデンティティと文化遺産を関連づけて、遺産の保護保全の重要性が強調されている。
- ・5 月にチュニスで開催されたリビアの文化遺産保護に関する国際会議で策定された行動計画に従って今後の保全の取り組みを進めるなどを勧告する。
- ・最近の治安状況悪化により、締約国による資産の保護保全活動の実施が阻まれており、本資産の保全に関する取り組みの継続について懸念が増している。第 40 回（イスタンブル/ユネスコ、2016 年）及び第 41 回（クラクフ、2017 年）世界遺産委員会で要請された合同ミッションを、治安状況が許し次第、可及的速やかに実施することが必要である。それまでの間は、世界遺産センターを通じ世界遺産委員会に、現場の状況、実施中の措置の進捗状況、可能な範囲で世界遺産委員会のコメント及び要請の実施状況について、報告を継続するよう努めることが重要である。
- ・上記を踏まえ、本資産を引き続き危機遺産とすべき。

## 3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

### 決定概要

- ・作業指針第 172 段落に則って、資産の状態の変化、アラウェナトの砦における文化ビズターセンター整備を含め、OUV に影響を与える可能性のある大規模復元、新規建設工事計画について報告すること。
- ・盗難された文化財、違法輸出された文化財に関する 1995 年ユニドロワ条約を批准すること。
- ・2020 年の第 44 回世界遺産委員会で審議できるよう、2020 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・**引き続き危機遺産とする。**

## 危機遺産保全状況個票

### 12. イエス生誕の地：ベツレヘムの聖誕教会と巡礼路

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.28	ID No.	1433
資産名称（英）	Birthplace of Jesus: Church of the Nativity and the Pilgrimage Route, Bethlehem		
締約国	パレスチナ自治政府		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA/USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©UNESCO Author: Federico Busonero</p>	
種別	文化遺産	資産面積	2.98 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	23.45 ha
評価基準	iv, vi	世界遺産一覧表記載年	2012 年
構成資産数	11	危機遺産となった年	2012 年
資産概要	エルサレムの南約 10km に位置するベツレヘムは、イエスの生誕地と伝えられ、2 世紀ごろから現在に至るまで巡礼者が絶えない。聖誕教会は紀元 399 年ごろ建立され、6 世紀に一度火災で消失したため巨大な教会に造り替えられたが、床面の精巧なモザイクはオリジナルの教会に由来するものである。聖誕教会だけでなく、周辺のカトリック教会、ギリシャ正教会、フランシスコ会、アルメニア使徒教会の教会や修道院とともに、階段状庭園の遺構やエルサレムからベツレヘムに至る巡礼路の一部が世界遺産に登録されている。		
危機遺産に登録された要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>聖誕教会建造物群の劣化</li> <li>開発圧力</li> <li>観光圧力</li> </ul>		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013,		
保全状況			
現在の課題	住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理上の活動、管理制度/管理計画、水（物理的影響）、その他（聖誕教会の劣化）		
審議の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>締約国による保全状況報告</li> <li>2013 年以来、物理的な保全作業を行ってきた。屋根、拝廊、建具、外部の石造ファサード、内部の壁漆喰、壁面のモザイク、バシリカの扉及び額縁、46 本の柱及び彩色、8 基の柱頭、床のモザイクの修復、照明及び煙探知システムの設置を行った。残りの作業も資金状況に応じて進めている。年代ごとの工事進捗報告（2013–2018 年）と、調査、保全措置、介入措置についての包括的な文書を添付した報告書を提出した。</li> <li>構造部材の木材について 250 点のサンプルを採取し、年輪年代、放射性炭素分析を行ったが、過去数世紀にわたって加えられた介入措置について特定することはできなかった。しかしながら、現存する建築物の構造部材は最大限保全してきた。内部の部材はすべて、経験ある保全専門担当者が注意深く扱ってきた。</li> <li>2018 年 1 月に本資産の保全管理計画（CMP）案を世界遺産センターに提出した。その後、2018 年 4 月にイコモスからコメントを受理し、すべてのコメントを反映して CMP を修正し、再提出した。</li> <li>メンジャー広場と生誕教会前広場の間のトンネル計画は撤回された。</li> <li>歴史的・宗教的中心部の三次元記録の作成及び修復を進めている。また、観光推進策として、交通</li> </ol>		

マスタープランに加えて、スター・ストリート等の活性化プロジェクトを実施し、居住者及び店舗所有者を呼び戻し放棄されていた家屋を活用するよう促している。

- ・新しい国の文化遺産法（有形文化遺産法）は、本資産の保護にも貢献する。
- ・世界遺産委員会の要請及び、危機遺産解除のための望ましい保全状況（DSOCR）を達成するための是正措置を実施しており、危機遺産の解除を要請する。

## 2. 世界遺産センターの見解

- ・危機遺産となって以降体系的に進められてきた聖誕教会及び拝廊の保全措置の技術的水準は高い。世界遺産委員会の要請に従って、これまでに行われた作業の包括的かつ詳細な報告が世界遺産センターに提出されている。そこには、これまでの調査研究の歴史、保全作業中に明らかになった物証の分析、特定の建築部材の年代に関する結論、現存する素材に対する介入を最小限に抑えるための技術などが示されている。当該建築物は、過去数世紀の間に、相当な改変を受けていることが認められる。また、相当な調査を行ったにもかかわらず、現存する建築素材の年代や特定の介入措置について結論に至ることは不可能であった。
- ・総合的保全管理計画（CMP）は良くまとまっており、資産保全に対するコミットメントを示している。OUVを構成する属性の分析、計画されているプロジェクト、火災を含む災害リスクに対する備えなどイコモスのコメントが反映されている。改定されたCMPは締約国から提出されている。
- ・メンジャー広場のトンネル事業が撤回されたことを歓迎する。
- ・スター・ストリートの活性化は、ベツレヘム旧市街の管理全体に関わるものであり、イコモスはいくつかの懸念を示しており、計画されている事業の実施について勧告を行っている。
- ・聖誕教会の屋根が保全され、是正措置が完了していることから、危機遺産解除のための望ましい保全状況は達成されている。したがって、本資産を危機遺産から解除するよう勧告する。

## 3. 世界遺産委員会での審議

- ・世界遺産委員会において、ブラジル、チュニジア、ノルウェー、クウェート、スペイン、アゼルバイジャン、ハンガリー、セントクリストファー＝ネイビス、タンザニア、グアテマラ、中国、ジンバブエ、オーストラリア、キューバが、危機遺産解除を歓迎する発言を行い、修正提案なく、危機遺産から解除することが決定した。
- ・当該資産の保全に協力したイタリア、スウェーデン、ハンガリーについて言及があつたほか、2011年に世界遺産登録と同時に危機遺産となり、危機遺産解除に至ったことについて、危機遺産制度の成功例であるとして歓迎する発言もあつた。

## 決定概要

- ・聖誕教会での高い水準の保全措置について、締約国を賞賛する。締約国はまた、保全措置に関する包括的、詳細な報告を提出している。
- ・締約国が、改定された保全管理計画（CMP）を提出したことを称賛する。イコモスのコメントや助言に則って修正されている。
- ・スター・ストリート及び分岐道の活性化に関して、イコモスの技術的勧告を実施すること。
- ・歴史的都市景観（HUL）のアプローチを活用し、保全管理計画及び都市開発マスタープランを統合すること。
- ・是正措置は実施され、危機遺産解除のための望ましい保全状況が達成されている。
- ・「イエス生誕の地：ベツレヘムの聖誕教会と巡礼路」（パレスチナ自治政府）を危機遺産から解除する。
- ・本資産の保全状況及び上記の実施状況について、2021年の第45回委員会で審議できるように、2020年12月1日までに世界遺産センターに提出すること。

## 危機遺産保全状況個票

### 13. ヘブロン/アル=ハリール旧市街

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.29	ID No.	1565
資産名称（英）	Hebron/Al-Khalil Old Town		
締約国	パレスチナ自治政府		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES / Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>© Firas AL_Hashlamoun Author: Firas AL_Hashlamoun</p>	
種別	文化遺産	資産面積	20.6 ha
タイプ	歴史的都市	緩衝地帯面積	152.2 ha
評価基準	ii, iv, v	世界遺産一覧表記載年	2017 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2017 年
資産概要	<p>ヘブロン/アル=ハリール旧市街は、1250 年から 1517 年までのマムルーク時代に、地域で産出された石灰岩を用いて建設された。ここには、アル=イブラヒムスク、アブラハム/イブラヒムとその家族の墓を守るために 1 世紀に造られた墓があり、ユダヤ教、キリスト教、イスラム教という 3 つの一神教の巡礼の地となった。またこの街は、パレスチナ南部、シナイ、ヨルダン東部、アラビア半島北部を行き来する隊商の交易ルートの交差点であった。続くオスマン帝国時代（1517 年～1917 年）に周辺地域に拡大し、家屋の屋根の高さが高くなるなどの変化があったが、民族、宗教、職業によって分かれた地域地区や樹形に配置された部屋を特徴とする家屋など、マムルーク時代の街の特徴が残っている。</p>		
危機遺産に登録された要因	—		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018		
保全状況			
現在の課題	管理制度/管理計画		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顕著な普遍的価値の言明案、危機遺産から除外するための望ましい保全状況、是正措置、管理保全計画について議論するため、ユネスコ世界遺産センターによる会合が 2018 年 12 月にパリで開催され、イコモス、ICCROM、締約国、ユネスコラマラ現地事務所、世界遺産センターの専門家が参加した。</li> <li>・管理保全計画の策定は、国際的支援の枠組みを活用して資金援助を受けている。同計画は、ユネスコラマラ現地事務所と契約し、観光・考古省が実施する。</li> <li>・有形文化遺産法を制定した。これにより、資産範囲内での新規建設が禁止され、大規模な保全事業については、遺産影響評価、環境影響評価を実施することが求められる。</li> <li>・歴史的建造物の修復、生活条件の改善のためのプロジェクトを実施している。アルハラム、アルイブラヒミ/総主教墳墓において、保全措置を実施した。</li> <li>・2018 年に、破壊行為等が 800 件報告されている。</li> <li>・占領勢力が、資産範囲内に入植者用住宅 31 棟を建設することを計画しており、OUV に負の影響を与えることが懸念される。</li> </ul>		

## 2. 世界遺産センターの見解

- ・締約国は、決定 42COM7A28 で採択された手続きに従って、顕著な普遍的価値の言明案を作成し、世界遺産センターに提出している。
- ・顕著な普遍的価値の言明を採択することは、危機遺産解除のための望ましい保全状況案および是正措置案を策定する前に必要である。また、顕著な普遍的価値の言明は、管理保全計画の前提ともなる。顕著な普遍的価値の言明の作成は、世界遺産センター、ユネスコラマラ現地事務所、諮問機関と緊密に協力して進める必要がある。
- ・これまでに完了した保全措置、現在進行中の保全措置と同様、締約国が管理保全計画の策定を開始したことは称賛に値する。資産範囲内における新規建設を禁止する新たな法律が制定されたことを歓迎する。作業指針第 172 項に則って、大規模保全措置、開発工事について、その詳細を世界遺産センターに報告すること。
- ・さらに、状況が許せば、2011 年世界文化遺産のための遺産影響評価 (HIA) に関するイコモスガイドンスに従って、遺産影響評価の策定を導入すべきである。

## 3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

## 決定概要

- ・第 42 回世界遺産委員会での決定 42COM7A.28 に示された本資産の位置づけを維持する。

## 危機遺産保全状況個票

### 14. パレスチナ：オリーブとワインの地—エルサレム南部バティールの文化的景観

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.30	ID No.	1492
資産名称（英）	Palestine: Land of Olives and Vines – Cultural Landscape of Southern Jerusalem, Battir		
締約国	パレスチナ自治政府		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>			
<p style="text-align: right;">©Centre for Cultural Heritage Preservation Author: Rami Rishmawi</p>			
種別	文化遺産	資産面積	348.83 ha
タイプ	遺跡（文化的景観）	緩衝地帯面積	623.88 ha
評価基準	iv, v	世界遺産一覧表記載年	2014 年
構成資産数	2	危機遺産となった年	2014 年
資産概要	<p>エルサレムから南西に数 km、バティール丘陵にはウイディアン (widian) と呼ばれる農地が広がっており、特徴的な石で組まれた段畑が渓谷に沿って続いている。段畑には市場向けの野菜を栽培するために水が引かれているものと、ブドウやオリーブの栽培のために乾いたまま使われるものがある。こうした山間部における段畑農法の発展は、地下水を水源とする灌漑水路の賜物である。現在でも水は伝統的な方法でバティール周辺の農家に分配されている。</p>		
危機遺産に登録された要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>フェンス（隔離壁）の建設（可能性）</li> <li>段々畑の放棄と植林</li> <li>社会文化的・地政学的变化による影響</li> </ul>		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015		
保全状況			
現在の課題	伝統的な生活様式・知識体系の変化、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、侵略的/外来の陸上種、その他（隔離壁（壁）が建設される可能性）		
審議概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>締約国による保全状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>2018年に管理保全計画案を提出し、イコモスによる審査を受け、その後、2018年12月にイコモスのコメントに対する対応について提出した。最終的な回答を受理した後、管理保全計画の採択を行う。</li> <li>新たに、有形文化遺産法 No.11/2018 を制定した。これにより、資産範囲内における重大な介入行為や開発計画については、事前に遺産影響評価及び/もしくは環境影響評価を実施することが求められる。</li> <li>危機遺産解除のための望ましい保全状況にむけて前進した。是正措置の進捗については以下の通り。 <ol style="list-style-type: none"> <li>資産範囲周辺に「壁」を建設する計画の取り下げについて：締約国の権限が及ばないため進展はない。</li> <li>段々畑及び関連構成要素の適切な保全：関係者により取り組みが進められており、2024年までに完了する見込み。</li> <li>灌漑システムの適切な復元及び十分な下水システムの整備：資産範囲内の下水管理及び適切</li> </ol> </li> </ul> </li> </ol>		

- な下水システム整備のための資金集めを行うため、上下水道局を設置した。
- ④ 資産及び緩衝地帯の保護：管理保全計画により、管理上の課題等について強力な指針を示す。望ましい保全状況及び是正措置は 2021 年までに完了する予定である。
  - ⑤ 管理計画、モニタリングシステム、持続可能な管理体制：管理保全計画の採択が完了し、管理体制の運用が開始した後、資産及び緩衝地帯のモニタリングシステムを整備する。観光考古省内に、世界遺産及び暫定リスト掲載資産の保全を責務とするパレスチナ世界遺産部局を設置する。
- ・2018 年に資産範囲内もしくは資産範囲近くで複数の建設工事が行われ、負の影響があった。

## 2. 世界遺産センターの見解

- ・2018 年 4 月のイコモスからのコメントを受けて、管理保全計画案が改訂された。
- ・資産範囲内の潜在的な開発の全てに対して、遺産影響用か及び/もしくは環境影響評価の実施を求める有形文化遺産法を歓迎する。
- ・2015 年に採択された望ましい保全状況を達成するため、締約国は、管理保全計画の策定、段々畑及び石垣の修復等の是正措置に取り組んでいる。
- ・十分な下水システムの整備についてはほとんど進展がないことが報告されているが、上下水道局が設置されており、引き続きこの是正措置の実施に取り組むよう要請する。
- ・資産範囲周辺における壁建設の中止については、当該締約国の権限を越えている。
- ・作業指針第 172 項に則って、大規模保全措置、開発工事について、その詳細を世界遺産センターに報告するよう要請する。

## 3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

### 決定概要

- ・作業指針第 172 段落に従い、資産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性のある大規模復元、新規建設工事計画について世界遺産センターに報告すること。
- ・2020 年の第 44 回世界遺産委員会で審議できるよう、2020 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・**引き続き危機遺産とする。**

## 危機遺産保全状況個票

### 15. 古都アレッポ

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.31	ID No.	21
資産名称（英）	Ancient City of Aleppo		
締約国	シリア・アラブ共和国		
 <p>トルコ キプロス レバノン イスラエル イラク シリア・アラブ共和国 Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>© Silvan Rehfeld Author: Silvan Rehfeld</p>	
種別	文化遺産	資産面積	364 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iii, iv	世界遺産一覧表記載年	1986 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2013 年
資産概要	紀元前 2000 年頃よりいくつもの交易ルートの中継地として栄えたアレッポは、ヒッタイトからオスマン帝国まで次々と支配者が変わる激動の歴史を駆け抜けた。モスク、宮殿、隊商宿、伝統的な公衆浴場などにより、独自の都市構造が形成されている。		
危機遺産に登録された要因	2011 年 3 月から続くシリア国内の武力衝突の結果生じた破壊および確定的、潜在的脅威。		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013		
保全状況			
現在の課題	土地利用の変更、管理上の活動、管理制度/管理計画、戦争		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破壊の程度がひどく、瓦礫の漁が多く、修復工事のコストが高いため、また必要な伝統的材料は市場で入手しづらい状況であることから、回復に向けた取り組みは始まったもののペースは遅い。</li> <li>・冬の間に、厳しい気候条件と緊急措置を行う資金がなかったため、複数の建造物が崩壊した。</li> <li>・困難を極める状況であるにも関わらず、考古博物館局（DGAM）が、2014 年 1 月の UNESCO 評価ミッションの勧告に基づいて、緊急計画を実施している。各種の委員会、作業チームを設置し、週ごとにリスクを特定し、建築部の記録をとり、地域コミュニティの普及啓発を行い、復元措置のフォローアップを行っている。</li> <li>・瓦礫の管理については、道路を通行可能な状態にし、歴史的遺物を保護する目的で実施しており、旧市街の主要道路の 70% が再開した。</li> <li>・国立博物館の修復を含む修復に向けた各種調査を準備している。</li> <li>・大ウマイヤド・モスクの修復を、チエチェン共和国の資金援助（140 万ドル）を受けて、アレッポ大学との協働のもと進めている。現在、アレッポ政府、アガ・カーン・シリア文化サービス、シリア開発信託基金と協働し、アルサカチヤ市場での工事を実施している。</li> <li>・住宅及び商業建築物の単純な修復 335 件を許可した。</li> <li>・2019 年 1 月にアレッポで開催された国際会議において、資産の再建、回復のための「ビジョン及び計画的枠組み」を発表した。</li> <li>・2018 年 8 月に、2018–2020 年回復計画の実施に対する資金援助（385,620 ドル）申請を考古博物館局（DGAM）からユネスコペイレート事務所に提出した。</li> </ul>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽微な境界線の変更申請を取りまとめ中。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年11月にUNESCO-UNITAR共同で「紛争の5年間：古都アレッポ文化遺産の状況」を出版した。現在、アラビア語、フランス語への翻訳を進めている。</li> <li>・2019年1月の国際会議後にとりまとめられた「ビジョン及び計画的枠組み」と題する戦略文書は本資産の今後の方針を明示した包括的な文書となっており、1990年から2018年までの間に実施された修復措置についての状況を良くまとめている。再建及び回復計画の策定といった目標を設定している。</li> <li>・再建及び回復マスタークリーンの策定及び管理計画の改訂は、現在進められている協働をさらに推進するために重要だが、2011年の歴史的都市景観に関するユネスコ勧告に則って、世界遺産センター及び諮問機関に相談しつつ策定を進めるべきである。</li> <li>・困難を極める状況であるにも関わらず本資産において様々な取り組みを進めていることに対して、考古博物館局、パートナー、地域コミュニティを賞賛すべきである。引き続き、2018～2020年緊急計画及び「ビジョン及び計画的枠組み」に示された活動に取り組むことを奨励する。主要な歴史的モニュメントにおける瓦礫の撤去等の活動に、女性や若者が自主的かつ積極的にかかわっている。このことは、アレッポの住民にとって文化遺産が重要であること、アレッポの住民が文化遺産の保存にコミットしていることを示している。一方で、資金不足が大きな課題のひとつである。これが原因で、市場で容易に入手できる材料が使用されており、すでに資産の真正性に影響に影響を与える可能性がある。また、技術的資源、財政的資源が不足していることにより、固定工事を実施することができない歴史的構造物の一部が崩壊している。</li> <li>・アレッポの再建及び回復に向けた課題の大きさを踏まえると、回復できない損失の拡大を防ぐために早い段階で迅速に対応することが不可欠であり、国際社会が、「ビジョン及び計画的枠組み」に示された活動の実施を支援することが必要である。</li> <li>・資産範囲内の建築物の不安定な状態を踏まえると、締約国は、最も緊急性の高い対象について詳細なリスク評価を実施し、住民の安全を確保するための緊急措置をとりまとめるべきである。</li> <li>・資産の保護を強化し、周辺環境の開発から資産を保全するため、現在準備が進められている軽微な境界線の変更を行うよう勧告する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <p>個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。</p>
--	--

## 決定概要

- ・状況が許し次第、可及的速やかに、世界遺産センター/ICOMOS/ICCROMによるリアクティブモニタリングミッションを招聘し、資産の保存状況について包括的な評価を実施し、確実に資産の保全保護するために必要な措置を特定すること。
- ・2020年の第44回世界遺産委員会で審議できるよう、2020年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・**引き続き危機遺産とする。**

## 危機遺産保全状況個票

### 16. 古代都市ボスラ

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.32	ID No.	22
資産名称（英）	Ancient City of Bosra		
締約国	シリア・アラブ共和国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©Yvon Fruneau Author: Yvon Fruneau</p>	
種別	文化遺産	資産面積	99.8 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	i, iii, vi	世界遺産一覧表記載年	1980 年
構成資産数	35	危機遺産となった年	2013 年
資産概要	かつてローマの属州であったボスラは、メッカへ向かう古代の隊商ルートの重要な中継地であった。2世紀ごろの巨大なローマ式円形演技場や、初期キリスト教建造物、そして多数のモスクが城壁内に現存する。		
危機遺産に登録された要因	2011年3月から続くシリア国内の武力衝突の結果生じた破壊および確定的、潜在的脅威。		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 1997		
保全状況			
現在の課題	住宅開発、不法行為、戦争		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>締約国は、2018年6月に本資産のコントロールを取り戻した。2018年7月27日に考古博物館局(DGAM)が緊急評価を実施した結果、榴散弾による軽微な被害と「王の娘のゆりかご」の建築部材のほとんどが崩落している例にみられるような重大な被害の2種類の被害を確認した。伝統民俗博物館、現地博物館が盗難被害を受けており、損失の程度を評価するために収蔵品リストの作成を進めている。</li> <li>2018年8月29日に、2018年-2019年回復計画を実施するための資金援助(305,000ドル)を、考古博物館局からユネスコペイロート事務所に要請した。</li> <li>2018年9月5日に、詳細な被害評価、境界線の適切性評価、資産の回復に向けた準備を開始するため、緊急国際支援の要請を世界遺産センターに提出した。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2018年12月21日に緊急国際支援が承認された。締約国がこの枠組みで取り組みを進めていることは歓迎される。</li> <li>復元工事については、詳細な調査を実施し最善の方法が決まるまでの間は、応急措置に限定るべきである。なお、資産において復元事業を計画する場合は、世界遺産センターに提出すること。</li> <li>2019年5月19日、締約国は、古代都市ボスラに着目した「シリアの文化遺産保護強化」と題するイタリア信託基金プロジェクトを承認した。これは、国際社会の協力を求めた世界遺産委員会の決定に合致するものである。</li> </ul>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際社会が、復元措置の前提となる調査の実施を含む、2018 年－2019 年回復計画の実施を支援することを奨励する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。</p>
--	---

#### 決定概要

- ・状況が許し次第、可及的速やかに、世界遺産センター/ICOMOS/ICCROM によるリアクティブモニタリングミッションを招聘し、資産の保存状況について包括的な評価を実施し、確実に資産の保全保護するために必要な措置を特定すること。
- ・2020 年の第 44 回世界遺産委員会で審議できるよう、2020 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・**引き続き危機遺産とする。**

## 危機遺産保全状況個票

### 17. 古都ダマスクス

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.33	ID No.	20
資産名称（英）	Ancient City of Damascus		
締約国	シリア・アラブ共和国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©Sacred Sites Author: Martin Gray</p>	
種別	文化遺産	資産面積	86.12 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	42.6013 ha
評価基準	i, ii, iii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	1979年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2013年
資産概要	紀元前3000年頃に造営されたダマスクスは中東最古の都市のひとつである。また、中世には刀剣やレースなど手工業の中心地として繁栄した。アッシリアの神殿跡に建てられたウマイヤド・モスクなど、様々な時期に属する125あまりの歴史的建造物が現存する。		
危機遺産に登録された要因	2011年3月から続くシリア国内の武力衝突の結果生じた破壊および確定的、潜在的脅威。		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 1999, 1998, 1997, 1996, 1994, 1993, 1992,		
保全状況			
現在の課題	住宅開発、管理上の活動、管理制度/管理計画、戦争、その他（火災）		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本資産は、紛争による間接的な被害を受けている。伝統的資材は量が少なく価格が高いため、住民は家屋や市場において不適切な復元を行っている。</li> <li>考古博物館局（DGAM）は、2010年に管理計画の策定を開始したが、紛争により作業が中断し、被害状況の記録や火災等のリスク管理を優先的に実施してきた。しかしながら、考古博物館局は、作業を再開し、現存する記録類のデータベース作成や、広報普及啓発のための素材作成、ステークホルダー間の交流促進、専門家チームの訓練などに取り組んでいる。資金不足のため、実施のスピードはゆっくりとしている。</li> <li>考古博物館局は、寄付（ワクフ）局、教育局と協力し、両部局が所有する歴史的建造物の記録、保存を行っている。考古博物館局は、ダマスクス政府と協力して、伝統工芸センターの認可に関して規制を設け、伝統的な建築材料の生産拠点の整備を進めている。復元管理分野の学術的調査の強化にも取り組んでいる。</li> <li>地域コミュニティの利益につながるデジタル観光ガイドの設計及び被害を受ける前の歴史的建造物の保全状況について情報を集める「デジタルフットプリント」プロジェクトの実施については、資金及び技術的資源が不足している。</li> <li>「オスマン銀行」の復元に関しては、2016年のワークショップ後、ユネスコ専門家の勧告に従って構造工事を開始したが、資金不足及び関係者間の利害の衝突により作業をコントロールすることが困難な状況にある。</li> <li>2019年は、亀裂が観察されたアルアゼム宮殿のモニタリングに注力したが、原因は特定されてい</li> </ul>		

ない。

## 2. 世界遺産センターの見解

- ・資産範囲内で発生した火災の原因について情報の提供はなく、2013年12月の緊急対応計画に示されたリスク防止及び影響緩和措置の実施について報告はない。
- ・困難な財政状況にも関わらず、締約国はいくつかの課題への対処を進めている。伝統的建設材料生産拠点の整備や許認可制度の導入は、復元工事に非伝統的な建設技術や建設材料が用いられていることにより資産の完全性が徐々にむしばまれている問題に対応する方法として歓迎される。
- ・考古博物館局は、管理計画策定に向けて、記録類のデータベース作成など取り組みを開始している。
- ・国際社会が締約国の取り組みを支援すること、締約国が管理計画策定のための国際援助の要請を検討することを奨励する。
- ・「オスマン銀行」の修復工事については、修正された詳細設計及びこれまでに実施された作業の詳細について提出するよう勧告する。また、引き続き、2016年ユネスコ技術支援ワークショップの勧告を全て実施するよう勧告する。

## 3. 世界遺産委員会での審議

- ・イコモスから、治安状況が改善し次第、リアクティブモニタリングミッションを行うとの報告があり、クウェート、タンザニア、中国から、危機遺産解除のための望ましい保全状態(DSOCR)を達成するための取り組みを激励する発言があったが、修正案の提案なく、引き続き危機遺産とすることが決定した。

## 決定概要

- ・火災の原因を分析し、2013年12月の緊急対応計画に示されたリスク防止対策、緩和措置の実施に引き続きとりくむこと。また、その進展について世界遺産センターに報告すること。
- ・作業指針第172項に則って、資産範囲内において計画されている再建、復元事業についての情報、「オスマン銀行」の復元のためにこれまでに実施された工事を含む情報について報告すること。
- ・遺物とその緩衝地帯で行われた修復作業が遺 historical であるのは、歴史的なアーカイブや文書に基づいておらず、伝統的な資料を使用していないため、財産の顕著な普遍的価値に影響を与えていません。
- ・世界遺産センター/ICOMOS/ICCROMによるリアクティブモニタリングミッションについて、セキュリティ状況が許し次第、速やかに実行するよう要請する。
- ・2020年の第44回世界遺産委員会で審議できるよう、2020年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・**引き続き危機遺産とする。**

## 危機遺産保全状況個票

### 18. シリア北部の古代村落群

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.34	ID No.	1348
資産名称（英）	Ancient Villages of Northern Syria		
締約国	シリア・アラブ共和国		
 <p>トルコ シリア・アラブ共和国 キプロス レバノン イスラエル</p> <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©Michel BRODOVITCH Author: Michel BRODOVITCH</p>	
種別	文化遺産	資産面積	12,290 ha
タイプ	遺跡（文化的景観）	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iii, iv, v	世界遺産一覧表記載年	2011年
構成資産数	8	危機遺産となった年	2013年
資産概要	シリア北部には1世紀から7世紀にかけて造営された40あまりの集落が遺されている。これらの村落は古代末期からビザンティン時代にかけて営まれた農耕民の生活を今に伝える貴重な遺跡であり、住居の他にも教会、多神教の神殿、貯水槽、公衆浴場などの遺構が良好な状態で現存する。		
危機遺産に登録された要因	2011年3月から続くシリア国内の武力衝突の結果生じた破壊および確定的、潜在的脅威		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012		
保全状況			
現在の課題	財政、住宅開発、人材、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、不法行為、法的枠組、管理制度/管理計画、採石、戦争		
審議概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>締約国による保全状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>紛争のため、考古博物館局（DGAM）は、未だ現地に行くことができないが、2018年3月21日報告された巨大墳墓及び付近のブラド考古遺跡の建物の被害が、2018年にUNITAR-UNOSATに提供された衛星画像により確認されている。</li> </ul> </li> <li>世界遺産センターの見解 <ul style="list-style-type: none"> <li>現在も現場に行くことができないことは大きな懸念材料であり、被害状況について把握することができなければ、応急措置について検討することもできない。</li> <li>現地で紛争が継続していることに鑑み、世界遺産委員会は、資産の置かれた状況について深い懸念を表明するとともに、関係者に対して、軍事目的の使用など、資産にこれ以上の被害を及ぼす行為を自粛するよう呼びかけるべきである。</li> <li>資産の保全状況についての包括的評価を開始し、資産の保全保護を担保するために必要な措置を特定する必要がある。</li> </ul> </li> <li>世界遺産委員会での審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。</li> </ul> </li> </ol>		

## 決定概要

- ・状況が許し次第、可及的速やかに、世界遺産センター/ICOMOS/ICCROM によるリアクティブモニタリングミッションを招聘し、資産の保存状況について包括的な評価を実施し、確実に資産の保全保護するために必要な措置を特定すること。
- ・2020 年の第 44 回世界遺産委員会で審議できるよう、2020 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・**引き続き危機遺産とする。**

## 危機遺産保全状況個票

### 19. クラック・デ・シュヴァリエとカル-エッサラー・・エル・ディン

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.35	ID No.	1229
資産名称（英）	Crac des Chevaliers and Qal'at Salah El-Din		
締約国	シリア・アラブ共和国		
 <p>トルコ キプロス シリア・アラブ共和国 レバノン イラク パレスチナ イスラエル エジプト Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©Silvan Rehfeld Author: Silvan Rehfeld</p>	
種別	文化遺産	資産面積	8.87 ha
タイプ	記念物	緩衝地帯面積	167.21 ha
評価基準	ii, iv	世界遺産一覧表記載年	2006 年
構成資産数	2	危機遺産となった年	2013 年
資産概要	クラック・デ・シュヴァリエは、エルサレムの聖ヨハネ騎士団の要請により 12 世紀から 13 世紀にかけて建造された要塞である。十字軍の要塞としてはもっとも良い状態で現存している。サラディン城には同様の要塞がほとんど残っておらず、貴重な現存例といえる。10 世紀のビザンツ時代の始まり、12 世紀後半のフランク朝への変容、そしてアイユーブ朝（12 世紀後半～13 世紀半ば）によって造られた城壁まで、様々な特徴が残されている。		
危機遺産に登録された要因	2011 年 3 月から続くシリア国内の武力衝突の結果生じた破壊および確定的、潜在的脅威。		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013		
保全状況			
現在の課題	観光/来訪者/レクリエーションの影響、土地利用の変更、宿泊施設等,管理上の活動、管理制度/管理計画、採石、戦争		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シリアーハンガリー共同ミッションが、クラック・デ・シュヴァリエの考古学調査を継続している。2017 年に、遊歩道南側、西側内壁、騎士団広場南東部で発掘を開始し、排水システムについて知見を得ることができた。発掘中に発見された土器片及び人骨は汚れを除去して記録を作成している。</li> <li>・2018 年 11 月 23 日、2016 年 12 月にペイルートで開催されたユネスコ技術支援ワークショップの勧告に基づいて、クラック・デ・シュヴァリエ及び周辺のマスター・プラン策定のための国際的援助の申請を提出した。</li> <li>・カル-エッサラー・・エルディンにおいて予防的保全措置を実施した。ケーブルカー事業については、事業者に対して環境影響評価を実施するよう考古博物館局が要請を行った。特にケーブルカー事業が顕著な普遍的価値の言明に与える潜在的影響について評価するため、世界遺産センター/イコモス/イクロム協働リアクティブモニタリングミッションを招へいした。</li> <li>・2019 年 4 月 16 日、ケーブルカー事業に関して、カル-エッサラー・・エルディン現地においてさらなる支援を求める要請を行った。</li> <li>・2019 年 5 月 17 日、紛争により適切な復元を行うことができなかつたことや昨年冬期の風化を原因として崩壊した工作物（カル-エッサラー・・エルディン、十字軍の塔、十字軍の壁南東部）につ</li> </ul>		

いて追加報告を提出した。一部の壁にはひび割れがみられ、被害のさらなる拡大が懸念されるが、現地で緊急措置や固定工事を実施する資金がない。

## 2. 世界遺産センターの見解

- ・クラック・デ・シュヴァリエで実施されている考古学的調査及び、2019年1月に承認された国際的援助の枠組みで計画されている考古学的調査は歓迎される。
- ・世界遺産センターに提出された計画によると、カル-エッサラー・エルディンでのケーブルカー事業は、ホテル、カフェ、店舗、展望施設などの観光施設を含む大きな事業の一部であり、4か所に駅を建設し、地上15mから130mに架設される計画である。4つの駅のうち、3か所が緩衝地帯内に建設される予定である。ケーブルカー事業は世界遺産登録時にすでに問題として指摘されており、イコモスも懸念を表明していた。
- ・現在計画されているカル-エッサラー・エルディンでのプロジェクトについて、イコモスは、「周辺景観のスケールに不釣り合いな規模であり、資産の顕著な普遍的価値に大きな負の影響を与える可能性がある」と結論づけている。
- ・締約国自身が、このプロジェクトに関してさらなる技術的支援を要請している。
- ・世界遺産委員会としてケーブルカー事業を緊急に中止するよう締約国に要請すべきである。
- ・資産及び周辺環境を対象としたマスターplanを策定し、資産の顕著な普遍的価値を尊重した持続可能な観光開発を推進するための方針を示すことを勧告する。

## 3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

### 決定概要

- ・ケーブルカー事業を直ちに中止し、カル-エッサラー・エルディンにおいては、緊急措置を除き活動を停止すること。資産のOUVを尊重した持続可能な観光の開発のための政策を含む、資産及びその周辺環境についてのマスターplanの策定を検討すること。
- ・状況が許し次第、世界遺産センター/ICOMOS/ICCROMによる共同モニタリングミッションを招聘すること。
- ・2020年の第44回世界遺産委員会で審議できるよう、2020年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・**引き続き危機遺産とする。**

## 危機遺産保全状況個票

### 20. パルミラの遺跡

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.36	ID No.	23
資産名称（英）	Site of Palmyra		
締約国	シリア・アラブ共和国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©UNESCO Author: Ron Van Oers</p>	
種別	文化遺産	資産面積	0.36 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	i, ii, iv	世界遺産一覧表記載年	1980 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2013 年
資産概要	パルミラはダマスクス北東に位置するオアシス都市であり、古代世界において最も重要な文化の中心地のひとつであった。当地では1世紀から2世紀にかけて、土着の伝統とペルシャ文化がギリシャ・ローマ文化と融合した独特の芸術が花開いた。		
危機遺産に登録された要因	2011年3月から続くシリア国内の武力衝突の結果生じた破壊及び確定的、潜在的脅威。		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 1999, 1998, 1997, 1994		
保全状況			
現在の課題	交通インフラの利用に起因する影響、陸上交通インフラ、住宅開発、不法行為、(線路上の施設に対して)局所的な施設、主要な線路上の公共施設、宿泊施設等、管理制度/管理計画、相対的温度、戦争、その他(石材の風化)		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本資産においては複数の記念物が損傷を受けたり、破壊されたりしている。特に、ベル神殿の柱廊玄関及び凱旋門は緊急に固定する必要がある。しかしながら、資金不足により考古博物館局(DGAM)は固定工事を行うことができない。</li> <li>2018年8月29日、2018年-2020年回復計画を実施するための資金援助(915,520ドル)を、考古博物館局を通じて、ユネスコペイント事務所に申請した。</li> <li>2019年3月には、ユネスコとの間に締結した紛争地域における文化財の保護及び復元についてのMOUに基づいて、国立エルミタージュ美術館が、ベル神殿の3次元モデル及びGIS測量データを世界遺産センターに提供した。</li> <li>「コラールー・パルミラ 2017年-2021年」と題する記録プロジェクトを実施しているローザンヌ大学が、2019年12月16日～17日開催される国際会議に招待されている。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ベル神殿の柱廊玄関及び凱旋門が、緊急固定工事を実施する資金がないために、崩壊する危機にあることに世界遺産委員会は懸念を表明すべきである。</li> <li>作業指針第172段落に則って、資産範囲内において計画されている事業について、世界遺産センターに報告すること。</li> </ul>		

・世界遺産センターは、2019年12月にユネスコ本部において本資産の回復のための国際会議を開催する予定である。本会議の目的は、2017年の開放以来の資産の状況を把握し、国際的専門家と資産の回復のための最適な方法について議論を開始することである。ローザンヌ大学との情報交換についても始めている。

### 3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

#### 決定概要

- ・2016年のユネスコ技術支援ワークショップで提言された勧告、特に緊急の固定化措置を実施すること。また、復元工事については、被害状況を評価するための詳細調査や現地調査を実施し、最適な復元方法について専門家と協議を行うまで、応急的措置に限定すること。
- ・状況が許し次第、世界遺産センター/ICOMOS/ICCROMによる共同モニタリングミッションを実施するよう要請する。
- ・2020年の第44回世界遺産委員会で審議できるよう、2020年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・**引き続き危機遺産とする。**

## 危機遺産保全状況個票

### 2.1. シリア・アラブ共和国の世界遺産に関する一般的決定

基本情報					
決定番号	43 COM 7A.37	ID No.	—		
資産名称（英）	General Decision on the World Heritage Properties of the Syrian Arab Republic				
締約国	シリア・アラブ共和国				
 <p>トルコ キプロス シリア・アラブ共和国 レバノン イラク パレスチナ ヨルダン エジプト イスラエル</p> <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		<p>&lt;左地図中、北から&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シリア北部の古代村落群 (2011)</li> <li>・古都アレッポ (1986)</li> <li>・クラック・デ・シュヴァリエとカルエッサラー・・エル・ディン (2006)</li> <li>・パルミラの遺跡 (1980)</li> <li>・古都ダマスクス (1979)</li> <li>・古代都市ボスラ (1980)</li> </ul>			
資産一覧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シリア北部の古代村落群 (2011)</li> <li>・古都アレッポ (1986)</li> <li>・クラック・デ・シュヴァリエとカルエッサラー・・エル・ディン (2006)</li> <li>・パルミラの遺跡 (1980)</li> <li>・古都ダマスクス (1979)</li> <li>・古代都市ボスラ (1980)</li> </ul>				
保全状況					
現在の課題	<p>1. 全体な保全状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シリアの紛争は 2011 年 3 月に始まり、その後重大な人道的状況の悪化に発展し、シリア国内の世界遺産及び 12 件の暫定リスト掲載資産に対して、砲撃、火災、違法発掘、軍事利用、違法建設、国内避難民による考古遺跡の意図的破壊及び不適切な使用によって被害を及ぼした。いくつかの遺産は紛争により現在も危機的な状況にある。</li> <li>・場所によっては、遺産へのアクセスが極めて限定されている。特に、シリア北部の古代村落群については現場に行くことができないため、被害状況の全貌について把握することができない。</li> <li>・考古博物館局(DGAM)は、困難な状況にありながら、世界遺産及び文化遺産一般のモニタリングを行っており、可能などころでは、被害状況の評価、緊急保全措置、リスク低減措置を行っているほか、建造物や可動遺産のリスト作成を行っている。一方で、考古博物館局は財政不足に直面している。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シリアでの武力衝突は、6 件の世界遺産に被害を及ぼしており、同時に顕著な普遍的価値を適切に保護する能力を著しく限縮している。特に古都アレッポは、広範囲に破壊されており、今後回復措置を進める段階で、さらに回復不可能な被害を受ける可能性もある。</li> <li>・シリアの考古遺跡及びテル（小丘）では、違法発掘が横行しており、多くの暫定リスト掲載資産を含む広い範囲に回復不能な被害を与えている。それらが、ブラックマーケットで違法に取引されている文化財の供給源となっている。</li> <li>・極めて困難な状況にも関わらず、文化遺産の保護に取り組み、文化財のモニタリングを行い、文化財の保護のために応急措置を施している考古博物館局、シリアの遺産専門家、地域コミュニティを賞賛すべきである。</li> <li>・状況が許し次第、世界遺産センター及び諮問機関は、全 6 件の世界遺産について、是正措置及び危機遺産解除のための望ましい保全状況の策定を支援する用意がある。</li> <li>・資産が回復できない被害をこれ以上受けないように、また、文化遺産に応急措置を施すために、人道的活動及び治安上の活動を実施する際にも、文化遺産に関わる関係者と協力することが重要である。また、状況が許し次第、世界遺産の被害状況について、体系的に記録を作成することを勧告する。なお、被害を受けた資産の保護を行う際には、盗難やさらなる崩壊、自然劣化を防止</li> </ul>				

	<p>するために必要な最小限の応急的介入にとどめ、国際的基準を満たし、質の高い科学的方法を用いた包括的な戦略及び行動計画を取りまとめができる状況になるまで、それ以上の措置を行わないよう勧告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>紛争後の介入については、国際的保全憲章や基準に則って、世界遺産センター及び諮問機関と協議しつつ、世界遺産の将来像を計画すべきである。</li> <li>国際的専門家及びシリア国内の専門家が引き続き一体となってシリアの文化遺産の保護に取り組むよう要請する。また、ユネスコ遺産緊急基金への拠出を通じて保護の取り組みを支援するよう要請する。</li> <li>状況が改善するまでの間、シリアの紛争に関わっている全ての関係者に対して、シリアの遺産、特に世界遺産及び暫定リスト掲載資産、にこれ以上被害を与える行為を慎むよう要請する。また、資産を保護するために可能なすべての措置をとり、世界遺産をターゲットにすることによる被害を防ぐことなどにより、2017年3月の国連安全保障理事会決議2347などの国内法上の義務を果たすよう要請する。</li> <li>締約国に対し、武力紛争の際の文化財の保護に関する1954年ハーグ条約第2議定書（1999年）を批准するよう要請する。</li> <li>全てのユネスコ加盟国に対して、国連安全保障理事会決議2199に則り、シリアから持ち出された文化遺産の違法取引に対する戦いに協力するよう要請する。</li> </ul>
	<p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。</p>

## 決定概要

- シリアに関する全ての国に対して、国連安全保障理事会決議2347等の国際法を遵守し、シリアの文化遺産に対してこれ以上の被害を与えないように注意するよう求める。
- 締約国及び国際社会に対し、人道的措置、セキュリティ・平和構築措置を進めるにあたって、文化遺産の回復のための措置をその一環として実施するよう要請する。
- 被害を受けた資産について、最小限の救急措置により保護を図る一方で、状況が改善し、国際的な水準の包括的な保全戦略及び施策が策定できるまで、本格的な保全措置、復元措置を慎むよう要請する。
- 全てのユネスコ加盟国に対して、国連安全保障理事会決議2199に則り、シリアから持ち出された文化遺産の違法取引に対する戦いに協力するよう要請する。また、締約国に対し、武力紛争の際の文化財の保護に関する1954年ハーグ条約第2議定書（1999年）を批准するよう要請する。
- 状況が許し次第、世界遺産の被害状況等について、報告すること。
- 作業指針第172項に則り、顕著な普遍的価値に影響を与える可能性のあるインフラ整備プロジェクトを含め、大規模な復元、新規建設事業の将来計画について、変更が困難な決定を下す前の段階で、報告すること。
- 国際社会に対して、ユネスコ遺産緊急基金への寄付を通じて、シリアにおける文化遺産の保護をさらに支援するよう要請する。
- 国内外の文化遺産専門家に対して、シリアの文化遺産を保護するために団結し、ユネスコと連携して現在進められている取り組みをさらに推し進めるよう要請する。
- 2020年の第44回世界遺産委員会で審議できるよう、2020年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。

## 危機遺産保全状況個票

### 2.2. 古都ザビード

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.38	ID No.	611
資産名称（英）	Historic Town of Zabid		
締約国	イエメン共和国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©Aneta Ribarska Author: Aneta Ribarska</p>	
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	ii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	1993 年
構成資産数	13	危機遺産となった年	2000 年
資産概要	<p>ザビードは、7世紀のイスラム勃興期より繁栄するイエメン西部の港湾都市である。13世紀から15世紀にかけてはイエメンの首都が置かれ、大学や神学校を擁していたため、何世紀にもわたってアラブ世界で重要な役割を担ってきた。また、最古のモスクであるアサイル (Asa'ir)・モスクをはじめ、イエメンで最もモスクが密集している場所もある。細い路地とレンガ造りの家々が織りなす均質な景観は、初期イスラム時代の特徴を残し、貴重である。</p>		
危機遺産に登録された要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築遺産の深刻な劣化（住居がコンクリート造の多層階建造物に高い割合で置き換わっている）。</li> <li>都市域内に残る家も、所得の低い居住者が多く、急速に劣化が進行している。</li> <li>スーク（市場）の活動が都市の外へ移転しており、古代のスークにはほぼ何もなく、活動は行われていない。店舗も荒れている。</li> <li>伝統的な都市の経済的役割の消滅。</li> <li>都市全体に保全戦略がない。</li> <li>イエメン国内の武力衝突による脅威</li> </ul>		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, 1998, 1997, 1996		
保全状況			
現在の課題	意図的な遺跡の破壊、財政、住宅開発、人材、土地利用用途の変更、管理制度/管理計画		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>古都ザビードは、資産付近での武力衝突などの多くの脅威に直面している。特に、資産周辺地域での爆撃と、記念物に被害を与える恐れのある集団が資産範囲に到達する可能性があることが懸念材料である。</li> <li>国際機関が駐留していないこと、イエメンの経済状況が悪化していること、治安状況が不安定であることにより、イエメン歴史的都市保存機関 (GOPHCY) も広範な予防的措置を実施することができないが、道路舗装、排水工事など、いくつかの措置が実施されている。GOPHCY のザビード事務所は、被害状況の初期的調査を実施した。ドイツの資金援助によりスークの屋根について調査を実施したほか、紛争により被害を受けた建物の一部についても調査を行った。GOPHCY はまた許可のない建設行為や工事を抑制するよう取り組んでいる。</li> <li>UNESCO により、GOPHCY 等を対象としたトレーニングが行われている。しかしながら、物理的</li> </ul>		

な保全を行うには、緊急に財政支援が必要である。

- ・GOPHCY には、維持管理を行うための基本的な道具や組織的な支援が不足している。世界遺産センター、諮問機関に加えて、国際社会の支援が緊急に必要である。
- ・リアクティブモニタリングミッションを歓迎する。

## 2. 世界遺産センターの見解

- ・イエメンの治安状況が悪く、組織的支援及び資源が不足していることにより、依然として、効果的な遺産管理を行ったり、資産において物理的な保全措置を実施したりすることが困難な状況にあるが、GOPHCY 及び地域コミュニティが、トレーニング、記録作成、被害状況の評価、応急的措置の実施等に取り組んでおり、賞賛に値する。ヨルダンのアンマンにおいて開催されたトレーニングや建築訓練・研究センターを通じて実施されたトレーニングについても歓迎する。
- ・EU 支援プロジェクト「キャッシュ・フォー・ワーク：イエメン都市部の若者の職業機会推進」がユネスコドーハ事務所を通じて 2019 年に始まった。2021 年まで継続する予定で、都市再生のための活動を通じて若者の職業機会を創出することに貢献することが期待されている。サナア、シバーム、ザヒードの世界遺産資産範囲内で、継続する紛争により被害を受けた建築物の復元が含まれており、ターゲットを明確にした文化プログラムや市民に対する支援を通じて、社会の一体感の醸成、平和構築にも貢献するプロジェクトである。
- ・危機遺産解除のための望ましい保全状況を特定し、是正措置をとりまとめるとともに、短期的な修理工事についてアドバイスするため、治安状況が許し次第、現地にリアクティブモニタリングミッションを派遣する必要がある。
- ・アラブ地域での定期報告第三サイクルの一環で、資産範囲内においてオリジナルの建築部材や建設技術を尊重しない建設についての情報が提供されている。建築規制の順守を徹底するため、建築許可の手続きは、GOPHCY を通すべきである。
- ・紛争に関わる全ての関係者に対して、イエメンの文化遺産及び本遺産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性のある行為を慎むとともに、遺産を保護するため可能なすべての措置を実施する横により国際法上の責務を果たすよう要請する。
- ・本資産の保護保全のためのキャパシティビルディングを含め、国際社会からの技術的、財政的支援が依然として不可欠である。管理計画の策定、「歴史的都市、遺跡、記念物保全のための国家戦略 2016 年－2020 年」案のとりまとめ、2015 年 7 月のユネスコ専門家会議で採択されたイエメン文化遺産保護緊急行動計画の実施について進展は報告されていない。治安状況が改善するまで、財政支援や技術的支援も限定的にならざるを得ないと考えられるが、それでも国際社会が支援を行う意思を表明し、可能であれば実際に支援を行うことが望ましい。
- ・引き続き危機遺産とすることを勧告する。

## 3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

決定概要
<ul style="list-style-type: none"><li>・紛争に関わる全ての関係者に対して、文化遺産及び資産の OUV に被害を与える可能性のある行動を控え、国際法のもと、イエメンの世界遺産、暫定リスト掲載遺産、その他の遺産を保護するために可能な全ての措置を実施するよう要請する。また、イエメンの文化遺産の保存のため、すべての関係者が団結することを奨励する。</li><li>・2020 年の第 44 回世界遺産委員会で審議できるよう、2020 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。</li><li>・<b>引き続き危機遺産とする。</b></li></ul>

## 危機遺産保全状況個票

### 2.3. サナア旧市街

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.39	ID No.	385
資産名称（英）	Old City of Sana'a		
締約国	イエメン共和国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©Editions Gelbart Author: Jean-Jacques Gelbart</p>	
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iv, v, vi	世界遺産一覧表記載年	1986年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2015年
資産概要	<p>サナアは標高 2200m の山間部に位置するにも関わらず、過去 2500 年にもわたり人々が居住し続けた都市である。7世紀から8世紀にかけてイスラム教の布教の中心地となったサナアには、103軒のモスク、14軒のハマーム、6000戸を超える住宅が現存し、これらすべてが 11世紀以前に建てられた歴史的建造物である。また、ユスティニアヌス帝の時代にはキリスト教の影響も受け、聖堂や殉教記念堂が遺されている。最大の特徴は版築工法で建造された高層住宅であり、外装には赤煉瓦と石膏を用いて幾何学模様が施されている。</p>		
危機遺産に登録された要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イエメン国内の武力衝突による破壊と脅威</li> </ul>		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2001, 1999, 1998, 1991, 1990		
保全状況			
現在の課題	<p>内戦、砂漠化、住宅開発、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、土地利用用途の変更、管理上の活動、戦争、その他（近隣家屋の崩壊、建造物の物理的被害及び不安定さ、雨水排水上の問題）</p>		
審議概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>・締約国による保全状況報告</li> <li>・イエメンの武力紛争は、本資産の顕著な普遍的価値の脅威であり、経済的・社会的影响も及ぼしている。空爆の頻度は減っているが、アルカッシミ、アルフォリヒ、マドラッサ、アルバキリア、バール・ラジラジ近郊が被害を受けている。</li> <li>・維持管理、保全措置を実施するための支援、資金はほとんどなく、危機遺産解除のための望ましい保全状況の達成に向けた是正措置を実施することも困難である。アルカシミにおいては修理を行っているが、その他の地域は不安定な状況のままで、建築物は崩落する危険があり、住民は国内避難を強いられている。経済的・社会的理由により、建築違反が発生しているが、解体命令や教育を通じた対応が進められている。</li> <li>・文化省が、文化遺産の重要性に関する普及啓発活動を行っている。</li> <li>・ユネスコ及び世界遺産センターは、キャパシティビルディングの支援に加えて、建築訓練・研究センターを通じた被害状況調査に資金援助を行っている。</li> <li>・遺産保護法を見直し、総理大臣に提出する予定。</li> <li>・サナア旧市街高等委員会を活性化し、普及啓発、資金集め、コミュニティの参画、モニタリング</li> </ol>		

	<p>グ、資産保護を推進している。サナアの遺産保存に関する最初の国内シンポジウムを 2018 年 7 月に開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イエメンの遺産を保護するために支援が必要であり、復元や修復ガイドラインの作成、建築物等の記録作成、保全開発計画の策定、管理計画の策定についても支援が必要である。</li> </ul> <h3>2. 世界遺産センターの見解</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イエメンの治安状況が悪く、組織的支援及び資源が不足していることにより、依然として、効果的な遺産管理を行ったり、資産において物理的な保全措置を実施したりすることが困難な状況にあるが、締約国及び世界遺産センターや諮問機関を含む国際機関等により、トレーニング等が行われている。これらは、被害を受けた記念物や建造物の現状評価及び復元に貢献している。締約国は、被害の確認、評価、修理、保全措置に取り組んでいる（詳細は不明）。困難な状況のなか、一定のトレーニング及び普及啓発が行われていることは前向きな要素だが、歴史的な街並みが被害を受けており、住民が避難を強いられていることにより、資産範囲内の状況が切迫している。</li> <li>・住む場所を提供する必要性と、被害を受けた建築物等を復元する必要性とを両立させるため、調査及び記録に基づいて、伝統的技術及び材料を活用しつつ、再建計画をとりまとめる必要がある。規制に従わない新規建築や不適切な復元によって次第に資産の顕著な普遍的価値が損なわれている。締約国は、世界遺産センター及び締約国と連携し、資産において基本的な技術的要件を満たした工事が行われるよう努めることを勧告する。</li> <li>・EU 支援プロジェクト「キャッシュ・フォー・ワーク：イエメン都市部の若者の職業機会推進」がユネスコドーハ事務所を通じて 2019 年に始まった。2021 年まで継続する予定で、都市再生のための活動を通じて若者の職業機会を創出することに貢献することが期待されている。サナア、シバーム、ザヒードの世界遺産資産範囲内で、継続する紛争により被害を受けた建築物の復元が含まれており、ターゲットを明確にした文化プログラムや市民に対する支援を通じて、社会の一体感の醸成、平和構築にも貢献するプロジェクトである。当該プロジェクトを歓迎するが、同時に建築物の修復には適切な専門家の参画が不可欠である。</li> <li>・サナア旧市街高等委員会の活動再開は、サナアの遺産保全のための国内シンポジウム同様、前向きな動きである。一方で、情報交換を行うだけでなく、物理的保全措置を実施するための資源を確保する必要がある。</li> <li>・アラブ地域での定期報告第三サイクルの一環で、維持管理不足、水不足による砂漠化問題についての情報が提供されている。建築物に豪雨被害がでているが、都市の雨水処理システムが機能しておらず緊急の対応が求められる。都市開発圧力は緩衝地帯において増大しており、オリジナルの建設技術や材料を尊重していない建物が建設されている。建築規制の順守を徹底するため、建築許可の手続きは、GOPHCY を通すべきである。</li> <li>・治安状況が悪く、世界遺産センター及び諮問機関が応急措置、復元、再建等に支援を行うことも難しい状況にある。現在、是正措置及び危機遺産解除のための望ましい保全状況を策定することを目的に予定されていた世界遺産センター/イコモス共同リアクティブモニタリングミッションを実施することは不可能な状況である。</li> <li>・紛争に関わる全ての関係者に対して、イエメンの文化遺産及び本遺産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性のある行為を慎むとともに、遺産を保護するため可能なすべての措置を実施する横により国際法上の責務を果たすよう要請する。</li> <li>・本資産の保護保全のためのキャパシティビルディングを含め、国際社会からの技術的、財政的支援が依然として不可欠である。管理計画の策定、「歴史的都市、遺跡、記念物保全のための国家戦略 2016 年－2020 年」案のとりまとめ、2015 年 7 月のユネスコ専門家会議で採択されたイエメン文化遺産保護緊急行動計画の実施について進展は報告されていない。治安状況が改善するまで、財政支援や技術的支援も限定的にならざるを得ないと考えられるが、それでも国際社会が支援を行う意思を表明し、可能であれば実際に支援を行うことが望ましい。</li> <li>・引き続き危機遺産とすることを勧告する。</li> </ul> <h3>3. 世界遺産委員会での審議</h3> <p>個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。</p>
--	--

#### 決定概要

- ・ユネスコ及び諮問機関と連絡をとりつつ、できるだけ伝統的方法及び材料を用いて被害を受けた建造物を復元すること。
- ・作業指針第 172 項に則り、新規建築その他の新規プロジェクトについて、工事を始める前に詳細を世界遺産センターに報告すること。
- ・2020 年の第 44 回世界遺産委員会で審議できるよう、2020 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・**引き続き危機遺産とする。**

## 危機遺産保全状況個票

### 24. シバームの旧城壁都市

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.40	ID No.	192
資産名称（英）	Old Walled City of Shibam		
締約国	イエメン共和国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community マリア</p>		 <p>©Editions Gelbart Author: Jean-Jacques Gelbart</p>	
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iii, iv, v	世界遺産一覧表記載年	1982 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2015 年
資産概要	16世紀の都市シバームは、城壁に囲まれた垂直的な建造物を基に都市計画が行われた、最古にして最良の都市の1つである。都市を構成する塔のような高層建築は、ワディ・ハドラムートの崖線の外側に屹立し、「砂漠のマンハッタン」との異名を持つ。シバームは、アラビア半島南部を貫く、香辛料や香料の交易ルート上に位置する重要な宿泊地であり、都市の内部には7階以上の高層建築や広場が、道路とともに長方形の区画を形成している。		
危機遺産に登録された要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然的要素による脅威</li> <li>保全のための組織的な支援と資源の欠如</li> <li>武力衝突による脅威</li> </ul>		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 1998, 1997, 1993, 1991		
保全状況			
現在の課題	内戦、財政、洪水、人材、戦争、水(物理的影響)		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <p>・資産の保全状況は悪化し、経済社会条件上の制約下、国外からの支援も不足しているが、資産の価値を保存するために取り組んでいる。イエメン歴史的都市保存機関(GOPHCY)は、利用可能な資源を活用して、洪水及び武力衝突により被害を受けた工作物の安定化を迅速に行った。しかしながら、基本的な維持管理のための道具や財政的、組織的支援が不足している。</p> <p>・世界遺産センター及び諮問機関との連絡を継続して行っている。</p> <p>・「シバーム・オアシス開発プロジェクト」について、資産の保全に関わるニーズや、住民のニーズに対応しておらず、締約国の関与ないし締約国との相談がないままプロジェクトが実施されており、懸念される。</p> <p>・文化省は、関係省庁と本資産及びその他の世界遺産リスト記載歴史的都市の保存上の課題について積極的に共有している。また、遺産保護条例改正案を、総理大臣に提出すべくまとめた。</p> <p>・「シバーム・ハドラムートの保全状況 2018-2019 年、歴史的都市シバームの管理戦略」と題する報告書をとりまとめ、資産の管理戦略及び物理的状況、イエメンの政治紛争状況について報告した。GOPHCY は、地方自治体、地域コミュニティとの取り組み、国際機関とのコミュニケーションの強化、復元プログラム及びワークショップの開催、普及啓発活動、広報誌の出版、救助・復元のための緊急アピールの発出など様々な計画及び施策のとりまとめを行った。</p>		

- ・排水設備調査、洪水及び紛争被害を受けた建築物の修理に向けた調査、サヨーン(Sayoun)宮殿の復元修理に向けた調査、新政府施設計画のための調査を実施した。

## 2. 世界遺産センターの見解

- ・本資産の物理的性格に加え、イエメンの治安状況が悪く、組織的支援及び資源が不足していることにより、依然として、効果的な遺産管理を行ったり、資産において物理的な保全措置を実施したりすることが困難な状況にある。キャパシティビルディングや適切な保護保全措置の実施についても、国際社会からの支援が不可欠である。
- ・土からつくられた本資産は、洪水が発生しやすい場所に立地しており、保護措置を実施しないかぎり、自然的要因や武力衝突によるリスクにさらされている。気候変動により問題がさらに悪化する可能性もある。そのため、緩衝地帯内に存在するシバーム・オアシスを活用した食糧生産計画の一部である「シバーム・オアシス開発プロジェクト」が、本資産及び住民のニーズを満たしていないと締約国政府は判断しており、適切な協議が行われてこなかったことは大いに懸念される。
- ・締約国による取り組みは賞賛に値するが、作業指針第172段落に則って、「シバーム・ハドラムート保全状況 2018–2019 年、歴史的都市シバームの管理戦略」の他、排水、洪水に関する報告、サヨーン宮殿の復元、維持管理に関する報告、新政府施設計画の詳細を世界遺産センターに提出することが適切である。
- ・EU 支援プロジェクト「キャッシュ・フォー・ワーク：イエメン都市部の若者の職業機会推進」がユネスコドーハ事務所を通じて 2019 年に始まった。2021 年まで継続する予定で、都市再生のための活動を通じて若者の職業機会を創出することに貢献することが期待されている。サナア、シバーム、ザヒードの世界遺産資産範囲内で、継続する紛争により被害を受けた建築物の復元が含まれており、ターゲットを明確にした文化プログラムや市民に対する支援を通じて、社会の一体感の醸成、平和構築にも貢献するプロジェクトである。
- ・アラブ地域での定期報告第三サイクルの一環で、洪水及び城壁の被害が本資産の保全状況に対する脅威となっていることを示唆する情報が報告されている。
- ・治安状況が悪く、世界遺産センター及び諮問機関が応急措置、復元、再建等に支援を行うことも難しい状況にある。現在、是正措置及び危機遺産解除のための望ましい保全状況を策定することを目的に予定されていた世界遺産センター/イコモス共同リアクティブモニタリングミッションを実施することは不可能な状況である。
- ・紛争に関わる全ての関係者に対して、イエメンの文化遺産及び本遺産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性のある行為を慎むとともに、遺産を保護するため可能なすべての措置を実施する横により国際法上の責務を果たすよう要請する。
- ・本資産の保護保全のためのキャパシティビルディングを含め、国際社会からの技術的、財政的支援が依然として不可欠である。管理計画の策定、「歴史的都市、遺跡、記念物保全のための国家戦略 2016 年–2020 年」案のとりまとめ、2015 年 7 月のユネスコ専門家会議で採択されたイエメン文化遺産保護緊急行動計画の実施について進展は報告されていない。治安状況が改善するまで、財政支援や技術的支援も限定的にならざるを得ないと考えられるが、それでも国際社会が支援を行う意思を表明し、可能であれば実際に支援を行うことが望ましい。
- ・引き続き危機遺産とすることを勧告する。

## 3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

### 決定概要

- ・作業指針第 172 に則って、「シバーム・オアシス開発プロジェクト」について、詳細を世界遺産センターに報告すること。
- ・作業指針第 172 項に則って、「シバーム・ハドラムート保全状況 2018–2019 年、歴史的都市シバームの管理戦略」を提出すること、また、サヨーン宮殿の排水、洪水、復元・維持に関する各種報告書を提出すること。さらに、建設が計画されている新規政府関連施設について、詳細を報告すること。
- ・2020 年の第 44 回世界遺産委員会で審議できるよう、2020 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・**引き続き危機遺産とする。**

## 危機遺産保全状況個票

### 25. バーミヤン渓谷の文化的景観と古代遺跡群

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.41	ID No.	208
資産名称（英）	Cultural Landscape and Archaeological Remains of the Bamiyan Valley		
締約国	アフガニスタン・イスラム共和国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©UNESCO Author: Graciela Gonzalez Brigas</p>	
種別	文化遺産	資産面積	158.9265 ha
タイプ	遺跡（文化的景観）	緩衝地帯面積	341.95 ha
評価基準	i, ii, iii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	2003 年
構成資産数	8	危機遺産となった年	2003 年
資産概要	1世紀から13世紀にかけて造営されたバーミヤン渓谷の文化的景観と古代遺跡群では、古代バクトリアがさまざまな文化の影響を受けて、ガンダーラ美術が生み出されるまでの宗教的発展を辿ることができる。シルクロード交易の中継地であるバーミヤンには、インド、ササン朝ペルシャ、ヘレニズム、イスラムなどさまざまな時期の壁画や構造物が遺る。2001年には過激派勢力タリバーンによって、石窟の大仏2体が爆破され、世界を震撼させた。		
危機遺産に登録された要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産の安全が確保されていないこと。</li> <li>大仏龕の長期的な安定が確保されていないこと。</li> <li>考古遺跡や壁画の保全状況が適切でないこと。</li> <li>管理計画および文化基本計画（保護区域計画）が実施されていないこと。</li> </ul>		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004		
保全状況			
現在の課題	商業開発、陸上交通インフラ、住宅開発、その他（摩崖仏崩壊のリスク、壁画の不可逆的な悪化）		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2018年に西側仏龕の一部について初期的固定化工事を実施した。フォラジ谷を含むその他8か所の固定化工事については2019年に延期した。ユネスコイタリア信託基金で、シャーリゴルゴラ(Shahr-i-Ghoghola)の一部で、アフガニスタン・フランス考古学派遣団(DAFA)及び国内専門家による発掘を行った。遺跡及び徐々に崩壊が進んでいる土レンガ建造物の処置計画をとりまとめ中である。同計画では、安全なアクセス及び一般を対象とした情報拠点の整備についても検討する予定である。</li> <li>2018年10月1日～3日、管理計画と文化マスターープラン、最近完成したバーミヤン戦略的マスターープランの整合を図るために、UNESCO日本信託基金の支援を受けて、政府関係者の参加のもと管理計画に関する情報文化省及びユネスコ共催のワークショップを開催した。管理計画策定のための行動計画の作成を現在進めている。資産範囲の拡大を計画しており、その中で、都市開発・住宅省の役割が大きくなることを想定している。バーミヤン戦略的マスターープランをイタリア開発協力機構及びフィレンツェ大学の協力を得て作成し、アフガニスタン大統領の承認を得た。</li> <li>2018年12月3日～5日、日本、ドイツ工科大学オマーン・マスカット校及び同インド洋研究セン</li> </ul>		

	<p>ター、文化に関するスルタンアドバイザー、イコモス・オマーンの支援を得て、ユネスコ及び情報文化省の共催によるバーミヤン世界遺産の将来についての国際的専門会議をオマーン国サラーラにおいて開催し、一連の勧告を採択した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イタリアの資金援助により、シャーリゴルゴラ(Shahr-i-Ghoghola)に複数名の警備員を配置した。バーミヤン渓谷内の構成資産のモニタリング及び警護するための任務に、内務省は 20 名の警察官を配置した。</li> <li>・地域コミュニティの遺産管理への参画を促すため、2018 年中にバーミヤンにおいて遺産管理に関するワークショップを複数開催した。</li> <li>・ユネスコ韓国信託基金を通じて資金援助を受けているバーミヤン文化センターは 2019 年後半に完成する予定である。</li> <li>・個々の構成資産において同時に保全措置を進めるには予算が不足しており、国際社会の支援が必要である。</li> <li>・大規模開発による多面的影響が、保全上大きな課題のひとつとなっている。</li> </ul>
	<h3>2. 世界遺産センターの見解</h3> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理計画に関する協議及び関連計画との調整が進められていることは歓迎されるが、バーミヤン戦略的マスター・プランに含まれるバイパス計画については環境影響評価、遺産影響評価を含む実現可能性調査が必要であり、文化マスター・プランの作成に活用された GIS 地図を用いて、2003 年に作成された推薦書の地図を更新することが必要である。また、ステークホルダー間の協働をさらに強化すること、資産範囲周辺での人口増加及び産業開発を効果的に制御する仕組みが必要である。</li> <li>・現在保護地区に含まれていないバーミヤン渓谷の文化的景観などの資源を恒久的に保護するため、境界線の変更及び国内法の改訂を進めることを勧告する。</li> <li>・大仏及び仏龕の今後の取り扱いについての行動計画及び決定事項について、世界遺産センターに提出するよう勧告する。なお、将来再建を行う場合にはさらなる調査を実施する必要があることなどを確認した 2017 年 9 月に東京で開催された会議の結果を踏まえる必要がある。</li> <li>・西側仏龕の安定化措置の継続や、崩壊の危険があるその他の構成資産の保全措置を実施するためには追加資金が不足している。</li> <li>・全ての構成資産に常時警備員を配置することが不可欠である。</li> <li>・現在進められている主要な措置のほとんど全てが国際的支援により行われていること、それでも現在存在する予算上の制約を過小評価すべきではないことを踏まえて、必要な取り組みを継続していくために必要な資源をいかに確保するかについて長期的な戦略を検討すべきである。</li> <li>・バーミヤン文化センターについて、繰り返しの要請にかかわらず、いまだ作業指針第 172 段落に則って情報の提供が行われていないことは遺憾である。一方で、完成間近の当該施設は、有形の価値、関連する価値を紹介することにより、当該資産のインタープリテーションを強化し得る。</li> <li>・是正措置の実施スケジュール見直しについても報告がない。</li> </ul>
	<h3>3. 世界遺産委員会での審議</h3> <p>個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。</p>
<b>決定概要</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・2017 年 9 月に東京で開催されたバーミヤンの仏像の未来に関する国際シンポジウムの成果を想起しつつ、締約国に対し、バーミヤンの仏龕及び仏像に関する今後の措置について、何らかの決定や行動計画を採択した場合、それらを報告するよう要請する。</li> <li>・以下について要請する。       <ol style="list-style-type: none"> <li>a) 引き続き、すべての関係者と緊密に協議し、都市開発その他より広範な範囲での開発に関して、確実に遺産が保存されるよう統合的なアプローチをとること。</li> <li>b) 戰略的管理計画を世界遺産センターに提出すること。</li> <li>c) 戰略的管理計画に記載されている交通計画及びバイパス道路部分について、関係文書を世界遺産センターに提出すること。これらについては、国の法令および ICOMOS および IUCN ガイドラインに則って、環境影響評価、遺産影響評価を実施することが求められる。</li> </ol> </li> <li>・地図及びゾーニングに関する情報について、GIS を用いて整理すること。</li> <li>・バーミヤン世界遺産の将来に関する国際会議（2018 年 12 月 3~5 日、オマーン、サラーラ）の勧告を歓迎する。</li> <li>・作業指針第 163 項、164 項に従って、境界線の変更を進めること。また、現在保存地区に含まれていないバーミヤン渓谷の文化的景観及びそのセッティングなどを永続的に保護するため、国内法を改正すること。</li> <li>・全ての構成資産に恒常に警備員を配置するための国家予算を配分すること。</li> <li>・「バーミヤン文化センター」及び博物館の建設が、作業指針第 172 項に基づく報告のないまま決定され、遺産影響評価の提出がないまま工事が進められていることは遺憾であるが、同センターの展示内容について慎重に検討し、来訪者が地域の文化だけでなく、世界遺産についても学ぶことができるようすることを勧告する。</li> <li>・2020 年の第 44 回世界遺産委員会で審議できるよう、2020 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。</li> <li>・<b>引き続き危機遺産とする。</b></li> </ul>	

## 危機遺産保全状況個票

### 2.6. ジャムのミナレットと考古遺跡群

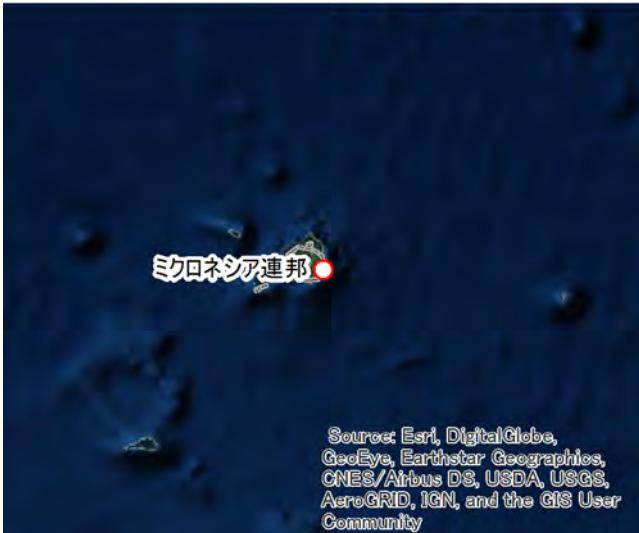
基本情報			
決定番号	43 COM 7A.42	ID No.	211
資産名称（英）	Minaret and Archaeological Remains of Jam		
締約国	アフガニスタン・イスラム共和国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>			
<p>© Claudio Margottini Author: Claudio Margottini</p>			
種別	文化遺産	資産面積	70 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	600 ha
評価基準	ii, iii, iv	世界遺産一覧表記載年	2002 年
構成資産数	4	危機遺産となった年	2002 年
資産概要	ゴール (Ghōwr) 地方の深い渓谷の中心に位置する、高さ 65m にも及ぶジャムのミナレットは、ゴール朝のスルタンによって 12 世紀に建造された。ミナレットは当地の伝統に従って焼成煉瓦で作られており、上部にはクーフィー体の碑文が青緑色のタイルを用いて施されている。また、付近にはユダヤ人墓地に関連すると考えられるヘブライ語の碑文が彫られた石や、ゴール朝期の城塞跡などが残る。		
危機遺産に登録された要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>法的保護の欠如。</li> <li>効果的な遺跡保護機関の欠如。</li> <li>適切な保護、保全担当職員の欠如。</li> <li>包括的管理計画の欠如。</li> </ul>		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003		
保全状況			
現在の課題	内戦、浸食/堆積、不法行為、管理制度/管理計画、その他（ミナレットの傾斜）		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報文化省は、2017 年 9 月に作成した記録に基づいて、ミナレット及び周辺の 3 次元データを用いて、2019 年中に緊急保全措置の作業計画を策定する予定である。本資産外側のタイル及びしつくいを保護、修復する必要がある。ミナレットが位置する遠隔地では信頼できる電力供給がないことや、治安状況が悪化していることから、ミナレットの変化について記録するモニタリング器材を現地に設置することが困難である。ミナレットの安定化は、階段や開口部の枠組みにある木材部分についての組みなおし等により対応する予定である。開口部及び内部の片持ち梁についても、緊急に安定化する必要があることから保護措置を実施する。ハリ・ルド川の氾濫による被害を防ぐため、蛇籠による護岸の拡張と上流部での植林が計画されている。ハリ・ルド川及びジャム・ルド川の水位及び流量記録するための器材を 2019 年中に設置する予定である。</li> <li>付近に居住する住民が一年を通じて行き来できるようになるとともに、将来の保全措置にも利用できるハリ・ルド川の人道橋架橋はまだ実現に至っていないが、橋の建設は、2019 年の国家予算及び現地の治安状況次第である。</li> <li>本資産のモニタリング及び警護を目的として、特に、埋蔵文化財の違法取引を防ぐため、情報文化</li> </ul>		

	<p>省及び内務省は 20 名の警察官を配置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊施設整備に関連して、被害を受けていた情報文化省の事務所の再建が、資金を受領次第開始することとなり、当該建物が、専門家及び職員の基本的な宿泊施設として利用可能となる予定である。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資金が不足し、現場に到達することが依然として困難な状況にあるため、2017 年保全行動計画に示された保全措置や過去の委員会で勧告された是正措置が実施されていない。このまま近い将来に何も実施することができなければ、2017 年に収集されたデータは古く使い物にならなくなってしまう可能性もある。なお、危機遺産解除のための望ましい保全状況を達成するための是正措置実施スケジュールを見直す際みは、保全行動計画に基づいて行う必要がある。</li> <li>ミナレットにモニタリング機器を設置することや、木造の階段に緊急的安定化措置を施すこと、ハリ・ルド川に人道橋を建設すること、宿泊施設を修復することなど、過去の委員会勧告が実現できていないが、20 人の警備員派遣については担保されている。</li> <li>ミナレット及びその他 3 件の構成資産の境界、緩衝地帯の境界線を明確にする必要がある。その際、2012 年に作成された地形図及び、世界遺産登録以降に実施された考古学的調査の成果を踏まえ、必要な軽微な境界線の変更手続きをとる必要がある。</li> <li>キャパシティビルディングや、新たな国内外支援基金についての報告はない。</li> <li>恒常的に資金不足が続いていることから、国際援助の強力な動員が不可欠である。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <p>個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。</p>
--	--

決定概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>以下について実施方法を検討すること： <ul style="list-style-type: none"> <li>a) ジャムのミナレットに、傾斜度を計測するモニタリング機器を設置すること。</li> <li>b) ミナレットがこれ以上不安定になることを防ぐために、木製階段について緊急的安定化工事を行うこと。</li> <li>c) アクセスを改善するとともに、セキュリティを確保するために、Hari Rud 上に人道橋を建設し、資産範囲にゲストハウスを整備すること。</li> </ul> </li> <li>2012 年のユネスコ/イタリア信託基金プロジェクトで地形図を作成したにも関わらず、資産範囲及び緩衝地帯範囲がいまだ正確に設定されていないことは遺憾であり、2020 年 2 月 1 日までに、作業指針第 163 項、164 項に則って、軽微な境界線の変更を世界遺産センターに申請するよう要請する。</li> <li>2020 年の第 44 回世界遺産委員会で審議できるよう、2020 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。</li> <li>引き続き危機遺産とする。</li> </ul>

## 危機遺産保全状況個票

### 27. ナン・マドール、東ミクロネシアの祭祀場

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.43	ID No.	1503
資産名称（英）	Nan Madol: Ceremonial Centre of Eastern Micronesia		
締約国	ミクロネシア連邦		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©Osamu Kataoka Author: Osamu Kataoka</p>	
種別	文化遺産	資産面積	76.7 ha
タイプ	考古遺産（祭祀遺跡）、遺跡	緩衝地帯面積	664 ha
評価基準	i, iii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	2016 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2016 年
資産概要	ポンペイ島の沖にある 90 を超える小島には、ナン・マドールと呼ばれる巨石玄武岩構造物があり、これらは石の宮殿、寺院、葬儀場、居住地の遺構である。紀元 1200 年～1500 年の太平洋島しょ文化の全盛期であり、集落及び社会組織が劇的な変化をとげたシヤーウデール王朝の祭祀場であった。マン・マドールは、ポンペイに今も続く社会的伝統、祭祀の伝統、最高首長(ナーンムワキ)の権威と、考古遺構を通じて実質的な関連性を有している。		
危機遺産に登録された要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理制度/管理計画</li> <li>・管理上の活動（植物の異常繁殖、石材の崩壊）</li> <li>・嵐（高潮の影響）</li> <li>・浸食/堆積</li> </ul>		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017		
保全状況			
現在の課題	浸食/堆積、観光/来訪者/レクリエーションの影響、法的枠組、管理制度/管理計画		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ナン・マドール歴史保存トラストを設置し、ナーンムワキ首長による伝統的所有権、監督権下におく方向で法 LB392 の改訂を進めており、次の国会で承認されるみこみである。</li> <li>・ミクロネシア連邦国家歴史保存事務所を暫定的な資産管理者に指定した。</li> <li>・2018 年保全計画案をとりまとめた。</li> <li>・日本の資金援助により、ビジターセンターを整備するための資金を確保した。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保全状況は良くない。劣化が進んでいる。侵略的植物及び樹木が繁茂し、構造物の移動、崩壊が起こっている。小島間の水域に泥がたまり大部分が機能不全となっており、それが侵略的植物の成長をさらに加速している。気候変動により波浪が激しくなると予測されており、浸食が進んでいる。</li> <li>・2018 年リアクティブモニタリングミッションによると、本資産をまとめて保全することは不可能かつ非現実的であり、資産の重要な場所を修復するための措置を短期、中期、長期の段階的に進めていく必要がある。短期的取り組みについては 2018 年に実質的な前進があった。</li> </ul>		

- ・なお、リアクティブモニタリングミッションでは、現時点では、可能な保全措置について不明点が多すぎるため、危機遺産解除のための望ましい保全状況及び是正措置について取りまとめることは見送られている。
- ・所有権及び管理権限に関する問題を解決する法改正が進められており、暫定的管理者が指名されたことは重要だが、暫定管理の期間については示されていない。永続的な管理者が必要である。
- ・保全計画はよく出来ており、実質上具体的な行動計画となっている。観光客誘致の観点から、すでにアクセスのある工作物・道路、観光客来訪の可能性があるエリア、緊急かつ継続的に保全措置を行う必要がある場所の3部に分かれている。同計画は、保全上の目標を達成するためには相当程度の国際的支援が必要であり、現在現地の考古学者1名が活動しているのみであることから、保全に関わる専門家も足りないことを認めている。
- ・2018年に国際援助を受けて植物の除去が行われた。重要な2地点、ナン・ドワス及びパーン・ケジラにおいて、初期伐採を行った。舟による来訪者のアクセスを確保するため、水路の整備を進めているが今のところ成果は限定的である。パーン・ケジラ及びパイカブにおいて、擁壁表面の植物の除去を行った。植物の除去を行った個所では、泥が移動し状況の改善が確認された。植物の除去を継続するため、一隻の舟がミクロネシア連邦議会から寄付された。来訪者のために、さらに4地点ないし5地点で同様の作業を行う予定である。
- ・アメリカ大使館の協力により、資産及びテムウェン諸島においてLiDar調査を実施するための予算が確保された。これは、工作物の全分布域を把握し、将来の海水面変化の影響を評価するまでの手助けとなる。マルチスペクトル画像解析により、植生の種構成について分析することが可能である。同資金により、短期的措置だけでなく、海水壁の補強等の中長期的措置の実施につながる。アメリカ大使館の支援には、米海軍設営隊による作業支援も含まれている。一方で、地域の参画を担保するために、緊急にキャパシティビルディングを実施することが必要である。
- ・締約国は、ビジターセンターの整備を進めるため日本から資金を確保した。同ビジターセンターは小規模で、来訪者管理に不可欠ないくつかの要素を欠いている。所蔵物、展示物についての計画もない。観光戦略を策定する前に、ビジターセンターの計画が進められている。どこを来訪者に公開するかを特定した観光戦略を緊急に策定する必要がある。観光戦略は、もともと管理計画の一部として計画されていたが、管理計画についても未策定である。
- ・緩衝地帯内の島嶼におけるリゾートホテルの建設について第三者から情報提供があったため、2019年2月21日に、この件について締約国に説明を求めたが、現時点において報告がない。作業指針第172段落に則って、遺産影響評価を含む詳細情報を提出するよう要請する。

### 3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

#### 決定概要

- ・保全計画を完成させ、採択することを強く奨励する。
- ・LiDar調査等を実施するためのアメリカ合衆国による経済的支援を賞賛する。
- ・2018年のミッションで勧告されていた、キャパシティビルディングができるだけ早く実施するよう勧告する。
- ・ビジターセンターを設立するために日本から資金援助があったことに留意しつつ、ICOMOS技術レビューの勧告を踏まえて修正した計画を提出するよう要請する。
- ・ビジターセンターの建設設計画が、観光戦略の策定に先行して進められているが、できるだけ早く観光戦略を作成し、世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・管理計画の策定を着実に進め、最新の状況について定期的に世界遺産センターに報告すること。
- ・作業指針第172項に則って、計画されている、もしくは現在進められているインフラ開発等について詳細を報告し、世界文化遺産のための遺産影響評価(HIA)に関するガイドラインに従って、HIAを実施すること。
- ・2020年の第44回世界遺産委員会で審議できるよう、2020年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・**引き続き危機遺産とする。**

## 危機遺産保全状況個票

### 2.8. シャフリサブス歴史地区

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.44	ID No.	885
資産名称（英）	Historic Centre of Shakhrisabz		
締約国	ウズベキスタン共和国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>			
<p>©OUR PLACE The World Heritage Collection Author: Our Place</p>			
種別	文化遺産	資産面積	240 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	82 ha
評価基準	iii, iv	世界遺産一覧表記載年	2000年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2016年
資産概要	<p>シャフリサブス歴史地区は、ウズベキスタン南部のシルクロード沿いに位置しており、14～15世紀にかけてはキシュ地域の文化的・政治的中心地であった。中世の城壁内には、稀有な建造物と古代地区が残されており、都市の発展と歴史、そして特に15世紀のティムール帝国の絶頂期を窺い知ることができる。シャフリサブスは長い間継続的に建設され、様々な建築様式が継承されている。長い時間が経過しているにも関わらず、各様式の調和と荘厳さは感銘深いものであり、中央アジアとイスラム世界の建築遺産を豊かにするものである。</p>		
危機遺産に登録された要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な都市開発プロジェクトが委員会への情報提供がなされずに実施され、必要な遺産影響評価も実施されなかった</li> <li>伝統的住居地区の破壊及び再建</li> <li>歴史地区内の大部分のオリジナルの雰囲気への不可逆的な変化</li> <li>記念物のセッティング、歴史都市の計画構造及び考古学的レイヤー(layer)全体の重大な改変</li> <li>保全管理計画の欠如</li> </ul>		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003		
保全状況			
現在の課題	<p>財政、住宅開発、人材、法的枠組、管理制度/管理計画、その他（伝統的住居地区的破壊及び再建）</p>		
審議概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>締約国による保全状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>世界遺産委員会の要請に応じて、伝統的家屋の分布図、建造物の解体が行われたマハッラ（街区）の位置を示した図（2014年時点）等の情報を提出し、格子等の撤去、装飾照明の削減を進めている。</li> <li>歴史的中心地の再建に係る2014年大統領令は取り下げられた。</li> <li>2018年6月に、ウズベキスタンの全ての世界遺産を保護する新大統領令が、閣議の承認を得た。</li> </ul> </li> <li>世界遺産センターの見解 <ul style="list-style-type: none"> <li>ウズベキスタンから提出された情報は、伝統的家屋の分布図は建造物の解体が行われる前の状況との比較がないなど不備があり、世界遺産委員会が要請した情報の全てが提出されたわけではない。例えば、アク-サライ宮殿正面のタイル剥離に関する対応や境界線の変更によりOUVを証明するこ</li> </ul> </li> </ol>		

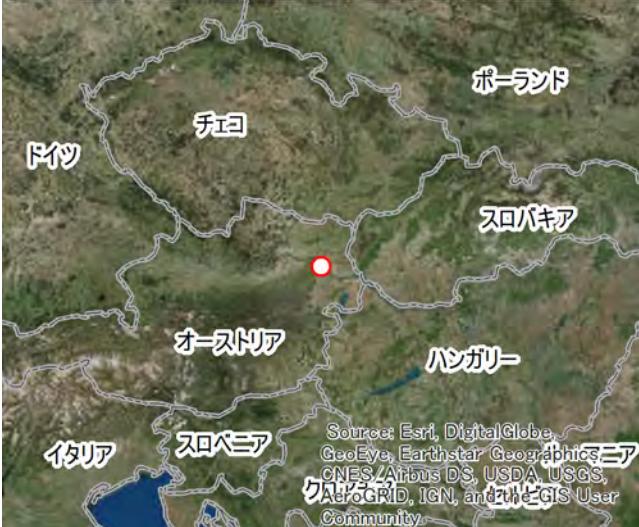
	<p>とができるかどうかについての検討については提出されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2016年及び2019年にリアクティブモニタリングミッションを実施した。2016年12月に実施したリアクティブモニタリングミッションは、「顕著な普遍的価値の重要な属性が損なわれている。大部分が回復不可能であり、資産は世界遺産登録の根拠となった顕著な普遍的価値をもはや有していない」としている。2019年のミッションでは、本資産に対する主な脅威は、2014年マスターplan「シャフリサスの都市建設、再建のための複合的措置に関する国家計画」の実施により歴史的中心部において大規模な建築物の解体や再開発が進んだことであると考察している。この計画は2018年に撤回されたが、主要な解体工事は完了してしまっていた。</li> <li>・2019年のミッションは、ティムール帝国時代の記念物群を核として境界線の変更を行うか、旧市街のティムール帝国時代の都市構造を核として境界線の変更を行うか二つの選択肢を提示している。いずれにても、ミッションの時点で、いずれかにより顕著な普遍的価値を証明できるかどうか判断するための材料が不足していたため、今後詳細な検討が必要となる。そのための期間として2年間程度の猶予を与える必要がある。猶予期間が終了した時点で、顕著な普遍的価値を示す可能性があると認められた場合は、重大な境界線の変更手続きもしくは新しい推薦書のとりまとめに必要な時間をさらに与えることも考えられる。</li> <li>・歴史的都市景観アプローチに則った管理計画が策定されるまでの間、資産範囲内での建設行為を中止する必要がある。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。</p>
--	--

## 決定概要

- ・2019年のハイレベルリアクティブモニタリングミッションで提示された2つの選択肢（ティムール帝国時代の記念物群を核とした境界線の変更、旧市街のティムール帝国時代の都市構造を核とした境界線の変更）について、価値の証明を含めた詳細に検討した上で、重大な境界線の変更もしくは新たな推薦として提出するために2年間の猶予を与える。
- ・これらの可能性を検討するために、アップストリーム支援を要請することを奨励する。
- ・資産範囲内の全ての建設工事について停止すること。
- ・アク-サライ（Ak-Saray）宮殿のタイル保全に関する勧告を実施するとともに、保全戦略を策定し世界遺産センターに提出すること。
- ・2020年の第44回世界遺産委員会で審議できるよう、2020年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・**引き続き危機遺産とする。**

## 危機遺産保全状況個票

### 2.9. ウィーン歴史地区

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.45	ID No.	1033
資産名称（英）	Historic Centre of Vienna		
締約国	オーストリア共和国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©Silvan Rehfeld Author: Silvan Rehfeld</p>	
種別	文化遺産	資産面積	371 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	462 ha
評価基準	ii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	2001 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2017 年
資産概要	<p>ウィーンは初期ケルト族とローマ人の定住地から、中世都市、バロック都市へと発展し、オーストリア＝ハンガリー帝国の首都となった。また、ウィーン古典主義から近代音楽に至るまで、ヨーロッパにおいて音楽の中心地であった。歴史地区は、バロックの城や庭園、および大きな建造物、記念碑、公園が立ち並ぶ 19 世紀の環状道路（リンクシュトラーセ、Ringstrasse）など、多くの建造物の集合体である。</p>		
危機遺産に登録された要因	現状の計画規制：開発の承認と適切な計画規制の欠如		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2013, 2011, 2010, 2009, 2008, 2004, 2003, 2002		
保全状況			
現在の課題	住宅開発、法的枠組、宿泊施設等		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2018 年 3 月に独立した専門家ワークショップを開催した。</li> <li>・インターナショナルホテルースケートクラブ＝ウィーンコンサートホール（ホイマルクト・ノイ）プロジェクトに関して、包括的な遺産影響評価を実施した。</li> <li>・2018 年にハイレベル・アドバイザリーミッションを実施した。遺産影響評価及びミッションの報告は、<a href="https://whc.unesco.org/en/list/1033/documents/">https://whc.unesco.org/en/list/1033/documents/</a>に公開されている。</li> <li>・オーストリア連邦政府は、ウィーン市当局に対し、ホイマルクト・ノイプロジェクトを現在の形のまま実施せず、ミッションの勧告を実施するよう要請した。オーストリア連邦行政裁判所は、2019 年 4 月に同プロジェクトが資産の顕著な普遍的価値にとって不可欠な歴史的スカラインを大いに脅かすとの判断を示した。また、同裁判所は、オーストリアの現在の環境影響評価法は、オーストリアの都市部にある世界遺産に関して顕著な普遍的価値に対する負の影響を十分に避けるものになっていないとの判断も示した。しかしながら、この裁判所の判断については、上訴されている。</li> <li>・オーストリア連邦政府は、危機遺産解除のための望ましい保全を達成するためさらなる措置をとることにコミットしており、ウィーン市当局も、ホイマルクト・ノイプロジェクトを含め、資産の顕著な普遍的価値を脅かす都市計画的措置を 2 年間中止するとしている。</li> <li>・2018 年に実施されたアドバイザリーミッションでは、歴史的価値を有する屋根建築に関する調査</li> </ul>		

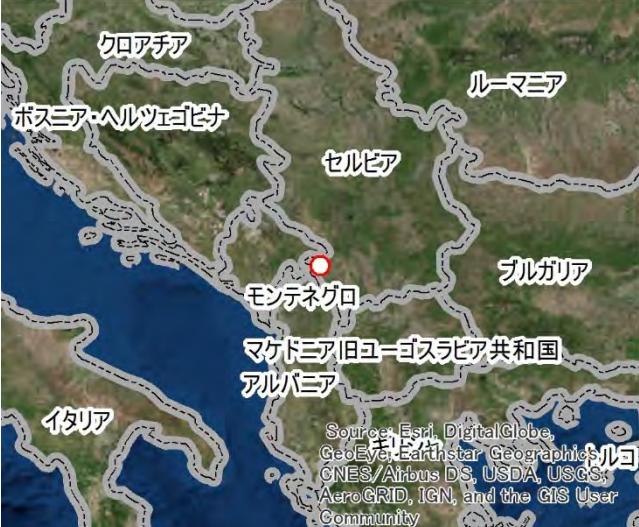
	<p>査結果を説明した。現在、屋根材についてスチール、複合素材を認めるかどうか検討中である。ウィーン博物館/ヴィンタートゥア・ビルの整備計画についての報告書を世界遺産センターに提出した。これに対し、諮問機関は、デザインの方向性は良いが、入り口の最終デザイン及び垂直方向の拡張に使用する材料についてこんごも審査を行う必要があるとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シュヴァルツェンベルク庭園のベルベデーレ・シュテッケル(Belvedere Stöckl)エリアにおける整備事業について、作業指針第172項に則って世界遺産センターに報告を行った。現在イコモスによる技術的レビューを受けているところである。アドバイザリーミッションでは、庭園に劣化がみられるについて、長期的ビジョンの核となる包括的保全計画を策定することが勧告されていたが、当該計画を策定した。また、現在の事業が資産の顕著な普遍的価値に与える影響についての評価を連邦記念物局と協力して実施する予定である。</li> <li>・現時点では危機遺産解除を行わないことに合意する。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新しいロードマップを歓迎するが、ホイマルクト・ノイプロジェクトの遺産影響評価の勧告や、2018年ハイレベル・アドバイザリーミッションの勧告をもとに、危機遺産解除のための望ましい保全状況及び是正措置をとりまとめ、世界遺産委員会の採択を受けることが必要である。</li> <li>・世界遺産委員会が一貫して顕著な普遍的価値に対する負の影響を与えると注意してきたホイマルクト・ノイプロジェクトが法的に承認されたことは大変懸念される。締約国のコメント、連邦行政裁判所の判断、2年間の中止を歓迎する。ホイマルクト・ノイプロジェクトの遺産影響評価は高い水準のものであり、その結論及び勧告は適切である。開発事業者と交渉し、適切な影響緩和措置を特定、実施することが望ましい。</li> <li>・「ハイライズ構想」、「グラーシー・マスターoplan」や世界遺産登録以降ぎりぎりの段階まで進められてきた都市開発、これらの累積影響により本資産の顕著な普遍的価値は依然として危険な状態である。顕著な普遍的価値に貢献する属性を保護することと両立した持続可能な発展に、開発を誘導するための新たなツールが必要である。そのため、新しい管理計画の策定、継続的なモニタリング及び評価のための包括的な仕組みの導入など、2018年アドバイザリーミッションの勧告を完全に履行するよう要請する。</li> <li>・シュヴァルツェンベルク庭園の法的保護を進めるよう締約国に要請する。また、ベルベデーレ・シュテッケル再整備事業その他の庭園内事業及び事業計画について、また、資産範囲内及び緩衝地帯内の事業及び事業計画について、作業指針第172段落に則って世界遺産センターに報告するよう要請する。</li> <li>・建物の屋根について、適切な承認プロセスが導入されるまでの間、屋根の変更を中止するよう要請する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <p>個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。</p>
--	--

## 決定概要

- ・ホイマルクト・ノイ事業について実施されたHIAの結果及び2018年アドバイザリーミッション勧告に基づいて、危機遺産解除のための望ましい保全状況、是正措置、是正措置実施のスケジュールを策定すること。
- ・本資産の重要な属性として、ウィーン歴史地区における歴史的な屋根構造を保全するための措置をとることを奨励する。また、このことに関する変更については、作業指針第172項に則って、世界遺産センターに報告するよう要請する。
- ・作業指針第172項に則って、ウィーン博物館及びヴィンタートゥールビルの最終案を提出すること。また、ベルヴェデーレ・シュテッケル再開発事業の詳細な計画内容、シュワルツェンベルグ庭園におけるその他の開発計画について、世界遺産センターに報告すること。
- ・2020年の第44回世界遺産委員会で審議できるよう、2020年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・**引き続き危機遺産とする。**

## 危機遺産保全状況個票

### 30. コソボの中世建造物群

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.46	ID No.	724
資産名称（英）	Medieval Monuments in Kosovo		
締約国	セルビア共和国		
			
<p style="text-align: center;">©UNESCO Author: Horst Gödicke</p>			
種別	文化遺産	資産面積	2.8802 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	115.3879 ha
評価基準	ii, iii, iv	世界遺産一覧表記載年	2004年、2006年拡張
構成資産数	4	危機遺産となった年	2006年
資産概要	<p>コソボにはビザンティン・ロマネスク様式で建てられた4つの建造物が遺る。セルビア王ステファン・ウロシュ3世デチャンスキ（Stefan Dečanski）によって建立されたデチャニ修道院をはじめとして、13世紀から17世紀にかけて発展した独自のフレスコ画がよく保存されている。なかでもリエヴィシヤの生神女教会（The Holy Virgin of Ljevisa）のフレスコ画は、ビザンティン最後の芸術運動であるパレオロゴス朝ルネサンスの様式を留めており、その後のバルカン半島における美術に多大な影響を与えたとされる。</p>		
危機遺産に登録された要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産の法的地位の欠如。</li> <li>緩衝地帯の法的保護の欠如。</li> <li>管理計画の履行や効力のある管理の欠如。</li> <li>紛争後の政情不安によって監視やモニタリングが困難であること。</li> <li>資産の保全・管理が不十分な状況であること。</li> </ul>		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007		
保全状況			
現在の課題	内戦、法的枠組、管理制度/管理計画、その他（保全状況及び管理が不安定）		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>デチャニ修道院（構成資産1）において、建築物及び壁画のモニタリングを継続している（家具、移動可能な芸術作品を含む）。緩衝地帯内に整備される予定であったデチャニープラヴ（モンテネグロ）間の幹線道路について、土地の改変につながる工事を中止する決定が採択され、懸念は一部解消されたが、一定程度地形の改変が起こっており、原状回復されていない。</li> <li>ペチュ修道院の総大司教管区（構成資産2）において、壁画、移動可能な芸術作品等のモニタリングを継続している。使徒像上の屋根構造部に湿気ていたが、教会丸天井の表面に被害はなかった。今後予定している屋根葺き替えの準備作業を行った。</li> <li>リエヴィシヤの生神女教会（構成資産3）においては、2018年中保全措置や復元措置は実施していない。毛管現象による湿気、2004年3月の火災による壁画被害は解決に至っていないが、構造物及び芸術作品の状態についての記録作成及び必要な保全的介入を実施した。</li> <li>グラチャニツァ修道院（構成資産4）において、2015年以来実施している保全措置を延長してお</li> </ul>		

	<p>り、祭壇及び身廊の6基の列柱の復元を行った。析出物の物理化学調査を行い、析出物の除去方法、その後の壁画の保全方法について決定した。見学者付近の極度に露出した部分は、現在ではきれいになっており、適切に保全、公開を行っている。フレスコ画の色は以前より明るく、イコン画の詳細が以前より判読しやすくなっている。これにより、神聖な空間としての姿、フレスコ画全体の威厳が改善している。</p> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世界遺産センターは、ユネスコ欧洲地域事務所（イタリア、ヴェネツィア）及びサラエボ・アンテナ事務所と協力し、国連コソボ暫定行政ミッション（UNMIK）と定期的に情報濃い有漢を行いつつ状況を見守っている。</li> <li>治安状況が不安定なため、NATOによる国際平和維持活動軍であるコソボ治安維持部隊（KFOR）がデチャニ修道院地域に駐留している。ペチュ修道院、リエヴィンシャの生神女教会、フラチャニツア修道院は、日常的に現地警察が確認を行っている。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハンガリー（コソボの独立を承認している）から、本資産についての議論を1年先延ばしする提案があり、アゼルバイジャン、中国、スペイン、インドネシア（以上四か国はコソボの独立を承認していない）、ウガンダがこれを支持した。</li> </ul>
<b>決定概要</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>本件の議論を次回委員会まで延期する。</li> </ul>	

## 危機遺産保全状況個票

### 3.1. リヴァプール - 海商都市

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.47	ID No.	1150
資産名称（英）	Liverpool – Maritime Mercantile City		
締約国	英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>			
<p>© OUR PLACE The World Heritage Collection Author: Geoff Mason</p>			
種別	文化遺産	資産面積	136 ha
タイプ	建造物群、歴史都市	緩衝地帯面積	750.5 ha
評価基準	i, iii, iv	世界遺産一覧表記載年	2004 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2012 年
資産概要	リヴァプールの歴史地区と埠頭は、18~19世紀の産業革命で栄えた商業都市の姿を今に伝えている。リヴァプールはかつての大英帝国の発展に際して重要な役割を果たし、ヨーロッパからアメリカへと大規模移動する奴隸や移民の中継地であった。また、今日の船渠技術や港湾管理技術、輸送システムもリヴァプールで発展した。本資産には、さまざまな商業施設や公共建築物が含まれている。		
危機遺産に登録された要因	リヴァプール水域での開発計画		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2009, 2008, 2007, 2006		
保全状況			
現在の課題	商業開発、ガバナンス、影響の大きい調査活動/モニタリング活動、住宅開発、インタープリテーション施設、来訪者施設、法的枠組、管理制度/管理計画、遺産の社会的評価		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機遺産解除のための望ましい保全状況の根拠となる追加文書のとりまとめについては、国内法上の手続き中で完成していない。危機遺産解除のための望ましい保全状況のとりまとめは予定していたスケジュールよりも遅くなる。</li> <li>・ローカルプラン案は現在パブコメにかけられている。リヴァプール市議会(LCC)による審議は2019年11月から12月になる予定である。2008年の補助的計画図書は、ローカルプランにあわせて改訂される。</li> <li>・リヴァプール市議会は、バルチック・トライアングル、中央ビジネス地区、ナレッジ・クウォーターゲートウェー、ウィリアムソン・スクウェア/ケイヴァーン・クウォーター地区の補助的枠組み図書の作成を委託しており、2019年内に採択する見込みである。</li> <li>・リヴァプール・ウォーターズ開発に関わる5つの地区の全てにおいて、開発を開始する前に、それぞれのマスタープランを策定する。そのうち、プリンシズ・ドック地区マスタープランは2018年6月にリヴァプール市議会によって承認を受けた。2018年10月に改訂についても承認を受けた。中央ドックマスタープランは2019年3月から4月に承認される予定である。</li> <li>・ローカルプランの一部をなす高層ビルについての政策をとりまとめの中で、そのための専門家パネルを最近任命した。</li> </ul>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全てのステークホルダーが資産の価値についての普及啓発にコミットしている。</li> <li>・リヴァプール・ウォーターズでの開発は、今のところ、資産の顕著な普遍的価値に負の影響を及ぼしてはいない。危機遺産解除のための望ましい保全状況案中に示された是正措置により、潜在的な影響を防ぐことができる。現在の体制は適切に資産の顕著な普遍的価値を保護している。現在の都市計画制度に基づいて、十分に顕著な普遍的価値、完全性、真実性を保護できており、資産範囲内や緩衝地帯での新規建設を禁止する措置を導入する必要はない。</li> <li>・新しいサッカー場の建設については、ラムリー・アドック/ネルソン・ドック地区が候補地のひとつに特定された。エヴァートンFCとリヴァプール市議会、Peelホールディングス間で交渉が始まっている、エヴァートンFCはこの候補地にサッカー場を建設することについて説明会等の実施を開始している。</li> </ul>
	<p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界遺産委員会は、締約国に対して、開発の量、場所、及び規模を制限するよう求めているが、締約国の対応は、国内法に基づく個別の都市計画図書に基づいており、全体的な戦略的ビジョンがない。そのため、世界遺産センター及び諮問機関は包括的な判断をすることができない。</li> <li>・リヴァプール・ウォーターズ開発のマスター・プランは、2018年11月16日にリヴァプール市議会により承認されている。プリンシズ・ドック地区マスター・プランが世界遺産センターに提出されたのは、リヴァプール市議会の承認を受けた後の段階であり、2019年3月から4月に承認される予定の中央ドックマスター・プランについては、現時点で世界遺産センターに提出されていない。これらの文書は、危機遺産とする理由となった、2011年のアクティブモニタリングミッションで特定された潜在的脅威に対して、不適切な内容である。</li> <li>・資産の完全性及び真実性は、新たな開発事業による脅威にさらされている。エヴァートンFCが、資産範囲内に位置し、歴史的価値を有するラムリー・アドックに新しいサッカー場の建設を計画している。市内の説明会ではこの場所にサッカー場を建設することについて強く支持する声があがっているとのことである。この計画については、2019年初めに広く報道されてもいる。当該計画は、世界遺産委員会の決定に反するものであり、顕著な普遍的価値に対する潜在的影響や代替地について適切に考慮されず、市民は、すでに問題となっている脅威に新たな要因が加わることでどのような結果になる可能性があるかについて説明されていない。</li> <li>・締約国及び開発事業者であるPeelホールディングスは、計画概要同意書(OPC)に示されていたままの形で開発が進む可能性はないとしている。一方で、各地区のマスター・プランが完成するまで開発は行わないとする説明がなされているにも関わらず、作業指針第172項に則って締約国自身から提出された情報によれば、マスター・プランが作成されていないところで、別の開発事業者によりウェスト・ウォーターラードック(中央ドックの一部)において開発が進められている。締約国によれば、これは計画概要同意書(OPC)のフレキシビリティに起因するとのことだが、複数の開発についてすでに申請が行われており、すでに建設段階にある可能性もある。これまででも、リヴァプール市議会により開発が承認されており、世界遺産委員会の懸念にも関わらず、そのうちのいくつかは建設中である。現在の都市計画制度は資産の顕著な普遍的価値を保護する上で適切ではない。したがって、危機遺産解除のための望ましい保全状況が完成し、世界遺産委員会の承認を得るまでの間、資産範囲及び緩衝地帯における新たな開発を停止するよう要請する。</li> <li>・第41回世界遺産委員会及び第42回世界遺産委員会での要請について満足な対応はなされていない。</li> <li>・引き続き危機遺産とし、第44回世界遺産委員会において世界遺産リストから削除することを検討すべきである。</li> </ul>
	<p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <p>個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。</p>

決定概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・リヴァプール水域の開発事業者であるPeelホールディングスもしくはその他の事業者により、承認された開発計画が実施に移されることがないよう、締約国のコミットメントを強く求める。</li> <li>・関係する計画の見直しについて世界遺産センター及び諮問機関と合意に至るまで、資産および緩衝地帯内の新規建設を一時停止することを求めた世界遺産委員会の要請を締約国が守っていないことは極めて遺憾であり、改めてこの要請を守るよう求める。</li> <li>・2020年の第44回世界遺産委員会で審議できるように、2020年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書、危機遺産解除のための望ましい保全状況及び是正措置を世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>・<b>引き続き危機遺産とする。</b>なお、危機遺産解除のための望ましい保全状況及び新規建設停止に関する委員会の決定が守られない場合は、2020年第44回世界遺産委員会において世界遺産リストから削除することを検討する。</li> </ul>

## 危機遺産保全状況個票

### 3.2. ポトシ市街

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.48	ID No.	420
資産名称（英）	City of Potosí		
締約国	ボリビア多民族国		
			
<p style="text-align: center;">©A. Sandoval-Ruiz Author: Alcira Sandoval-Ruiz</p>			
種別	文化遺産	資産面積	2,211 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	ii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	1987 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2014 年
資産概要	<p>本資産はスペイン人の入植以前、山間の小さな村落に過ぎなかったが、16世紀に巨大な銀鉱脈が発見され、世界最大の工業地域とみなされるようになった。銀の採掘に従事したのは、強制的に集められたインディオであった。銀の生産は18世紀まで盛んに行われたが、1825年の独立後は衰退した。複雑な配水設備を持つセロ・リコ (Cerro Rico) 銀山、カサ・デ・ラ・モネダ (Casa de la Moneda) の建つ植民都市、サン・ロレンツォ教会などが世界遺産として登録されている。</p>		
危機遺産に登録された要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>セロ・リコ銀山の山頂が不安定であり、崩壊する危険性があること。</li> <li>全ての構成資産を考慮する包括的な保全政策がないこと。</li> <li>保存が不十分。居住用の構造と考古学的な産業遺産の修復と改良には特に注意する必要がある。</li> <li>セロ・リコ銀山で継続されている無秩序な採掘によって、歴史的資産が潜在的に劣化している。</li> <li>保護規制の施行が役に立っていないこと。</li> <li>気候上、地質学上またはその他の要因による影響に脅かされていること。</li> </ul>		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 1996, 1995, 1993		
保全状況			
現在の課題	<p>法的枠組、管理制度/管理計画、鋼材採掘、表層水汚染、その他（セロ・リコ銀山の崩壊リスク、保全が不十分、人が居住している工作物や産業遺跡の復元・改良には特に注意が必要）</p>		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2018年のイコモステクニカルミッションで議論された管理計画については、2018年6月に世界遺産センターに管理計画案を提出した。管理計画では、カリカリ・ラグーン水利施設、産業考古遺産、都市・建築遺産を含む、5つの構成要素カテゴリーごとに、目的、戦略、政策、施策を提示している。</li> <li>資産の境界線を明示し、緩衝地帯を設定する地図を、イコモスその他の支援を得て作成し、2018年6月に世界遺産センターに提出した。</li> <li>鉱業生産遺跡に関して、文化観光省の支援のもとボリビア鉱業公社(COMIBOL)が作成した法案について、ボリビア政府内の検討が続いている。同法案は、セロ・リコ銀山の地形を保全する仕組みを常設し法的枠組みを与えるものである。セロ・リコ銀山のリスク・サイネージ事業について世界遺産センターに情報を提出した。</li> <li>環境遺産に関して、カリカリ・ラグーン水利施設に係る管理計画上の目的、戦略、政策を整理</li> </ul>		

した。

- ・産業考古遺産及び都市、建築遺産について、管理計画上の目的、戦略及び政策を整理した。
- ・文化観光省は、2019年に第1回世界遺産現地管理者全国会議を開催する予定である。

## 2. 世界遺産センターの見解

- ・管理計画の策定が進められており、危機遺産解除のための望ましい保全状況に向けた保全管理の取り組みが検討されている。イコモスによるレビュー結果を2018年11月に締約国に返信したが、その後の反映状況、国による採択に向けたスケジュールについては報告がない。管理計画のとりまとめは、危機遺産解除のための望ましい保全状況の指標14を達成するために不可欠である。
- ・資産の境界線を明確にし、適切な緩衝地帯を設定するための作業が完了した。作成された地図は、危機遺産解除のための望ましい保全状況の資料9（資産範囲内の保護ゾーンの内訳の明示）、12（資産範囲の明示）、13（緩衝地帯の設定）を適切に満たしている。なお、締約国は資産範囲の明示及び軽微な境界線の変更についての申請を提出しており、本委員会の議題8で審議することになっている。
- ・是正措置に関して締約国から包括的な情報提供がなく、進展について評価することは難しい。ボリビア鉱業公社から2017年10月に提出された報告は、セロ・リコ銀山における採掘状況、特に、採掘制限高度として設定されている標高4,400mを超えた範囲での採掘活動について示している一方で、標高4,400mより上の範囲で活動する鉱夫の移転、セロ・リコ銀山の安定化工事、歴史地区における復元工事、ポトシ市マスタープランといった各種措置についての情報はない。
- ・セロ・リコ銀山の保全管理に関する法案の国による承認についても、2018年1月以降進展はみられない。

## 3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

### 決定概要

- ・2019年12月1日までに包括的参加型管理計画(IPMP)を完成させ承認すること。
- ・明確化された境界線及び申請された軽微な境界線変更を踏まえて、更新された地図を、管理計画その他の関係計画に反映すること。
- ・セロ・リコ銀山の保全及び管理に法的裏付けを与える法案の承認について、優先事項として取り組むこと。
- ・標高4,400mを超える地域からの鉱夫移転計画、セロ・リコ銀山の安定化工事及び管理体制、復元工事、旧市街マスタートーナーのマスター計画に関する報告が今年はなかったことに懸念を表明する。これらについて最新の情報を提供するよう要請する。
- ・危機遺産解除のための望ましい保全状況において設定された各指標の詳細について、決定41COM7A.23で承認されたスケジュールに照らしつつ、報告するよう要請する。
- ・2020年の第44回世界遺産委員会で審議できるよう、2020年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・**引き続き危機遺産とする。**

## 危機遺産保全状況個票

### 3.3. ハンバーストーンとサンタ・ラウラ硝石工場群

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.49	ID No.	1178
資産名称（英）	Humberstone and Santa Laura Saltpeter Works		
締約国	チリ共和国		
			
<p style="text-align: center;">©UNESCO Author: Nuria Sanz</p>			
種別	文化遺産	資産面積	573.48 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	12,055 ha
評価基準	ii, iii, iv	世界遺産一覧表記載年	2005 年
構成資産数	2	危機遺産となった年	2005 年
資産概要	<p>ハンバーストーンとサンタ・ラウラではかつての 200 を超える超の硝石工場が稼働しており、北南米とヨーロッパの農業を支えるために何千もの労働者が過酷な環境で 60 年以上も働いていた。労働者たちはチリ、ボリビア、ペルーの出身で、パンピノス（パンパ住民）文化と呼ばれる独特の共同体と文化を形成した。パンピノス文化には彼らの多様性や創造性が表れており、労働者の権利を守る闘争運動ではその団結力が大いに発揮された。建造物群の老朽化と近年の地震による影響で、危機遺産とされた。</p>		
危機遺産に登録された要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業建築物群の脆弱性</li> <li>・40 年間にわたる管理不足</li> <li>・利用可能な部材の略奪による破壊行為</li> <li>・風害</li> </ul>		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006		
保全状況			
現在の課題	<p>管理制度/管理計画、風、その他（地域産材料で作られている産業建築は極めてもろい、過去 40 年にわたって維持管理が行われていない、金属部材の腐食、一部の構造部材が取り除かれている、一部支えがなければ崩壊する可能性がある建築物がある）</p>		
審議概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>・締約国による保全状況報告</li> <li>・脆弱な状態にある遺産価値の高い建築物及び構造物を対象に緊急的な構造安定措置を実施する優先的介入措置プログラム（PIP）が 2005 年に開始されたが、たびたび地震が発生し、実施が遅れていた。現在までに、全 33 件のうち 32 件が完了した。最後の作業（サンタ・ラウラ工場）は 2019 年に完了する予定である。</li> <li>・保全計画を策定し、2018 年に採択した。</li> <li>・昼夜警備員を配置し、CCTV 監視カメラを設置した。遺跡の境界線にフェンスを設置し、資産内を通過する交通量を減らすためにバイパス道路を整備した。来訪者のための保安措置も実施している。加えて、ドイツ外務省の資金援助により、リスク管理計画の策定を進めている。</li> <li>・2013-2018 年の管理計画は現在十分機能しており、2019 年に更新する予定。</li> <li>・安定した管理スタッフと作業チームが存在する。予算は、本資産自体から得られる収入と、新たに設置された「世界遺産プログラム」で国家予算から配分される。</li> </ol>		

- ・来訪者戦略及びインタープリテーションに関しては、遺産インターパリテーション戦略的計画を2012年に作成し、実施している。2018年2月には、硝石インターパリテーション・センターを発足した。
- ・緩衝地帯を設定し、国内法に基づく指定を行った。2019年2月1日に軽微な境界線の変更を世界遺産センターに提出した。
- ・以上のことから、世界危機の解除を正式に要請する。

## 2. 世界遺産センターの見解

- ・数年にわたり広範な診断及び科学的調査が行われ、様々な部材に対して実験が実施された。こうした実験や2012年の専門家会議に基づいて、保全計画が策定され、2018年ミッションの助言を反映して、最終版が策定された。来訪者のための保安措置、防火システム、職員に対する安全トレーニングが実施された。締約国のイニシアチブで、リスク管理計画の策定も進められている。
- ・資産範囲及び緩衝地帯はフェンスで囲われ、適切にパトロールが行われ保護されている。また、24時間監視体制が敷かれている。サイン、立ち入り制限、保安システム等により来訪者の安全が確保されている。
- ・本資産の所有者であり管理者である硝石博物館公社（SMC）により2013-2018年の管理計画が効果的に実行されており、2019-2023年の計画の策定が現在進められている。
- ・硝石博物館公社は、具体的には、ポソ・アルモンテ市、タラパカ州政府、文化遺産省、その他官民機関など、国、地方自治体のほか地域コミュニティと効果的に協力している。
- ・約30人の専門スタッフ、技術スタッフ、管理スタッフからなる安定した体制が敷かれている。寄付、現場の収入（主にチケット収入）、国家予算から持続的な資金が確保されている。さらに、資産からの収入を増やす戦略が検討されている。
- ・締約国は、世界遺産に関する恒久的な特別予算枠を設置し、国家予算の下で安定した資金を配分している。
- ・2012年に遺産インターパリテーション戦略的計画を採択し、順調に実施している。本資産のインターパリテーション及び公開措置には、来訪動線、ベンチ休憩所、隣接道路におけるサイン設置、パンフレット、音声ガイド、展示、2018年にオープンしたインターパリテーション・センターなどがある。
- ・売店、オフィス・ショップ、日常生活を紹介した展示室、間もなくオープンする予定のドキュメンテーション・センター、サンタ・ラウラのアドミニストレーター・ハウス内のインターパリテーション・センターなどの来訪者施設において、顕著な普遍的価値の伝達とともに、硝石が生産されていた時代や採掘プロセスについての解説を行っている。
- ・緩衝地帯は国内法に基づいた指定を受けている。緩衝地帯には、本資産の理解に不可欠な一時的居住地、鉱山開発に関わる遺構、鉄道、自然景観などが含まれている。締約国から軽微な境界線の変更が提出されており、本委員会において議題8で審議されることになっている。
- ・全ての措置が満足な形で実施されている。ほぼ15年に及ぶ締約国の持続的努力を祝福し、本資産を危機遺産から解除するよう勧告する。
- ・ただし、2018年に実施されたミッションは、2019-2023年の管理計画を策定することなどを勧告していることから、本件に関する最終報告の提出を要請する。

## 3. 世界遺産委員会での審議

- ・オーストラリア、スペイン、キューバ、ブラジル、ノルウェー、タンザニア、グアテマラ、アゼルバイジャン、ハンガリー、中国、ボスニアヘルツェゴヴィナ、メキシコから、14年にわたる努力を賞賛し、危機遺産解除を歓迎する発言があった。
- ・危機遺産を解除する決定案に対して修正案は提出されず、危機遺産解除が決定した。

## 決定概要

- ・15年間近くに及ぶ締約国の継続的努力を賞賛する。
- ・決定37 COM 7A.37で定義された危機遺産解除のための望ましい保全状況（DSOCR）は達成されたと考えられる。
- ・2021年第45回世界遺産委員会で審議できるよう2020年12月1日までに、保全状況及び上記の実施状況について世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・「ハンバーストーンとサンタ・ラウラ硝石工場群」（チリ）を危機遺産から解除する。

## 危機遺産保全状況個票

### 3.4. パナマのカリブ海沿岸の要塞群：ポルトベロとサン・ロレンソ

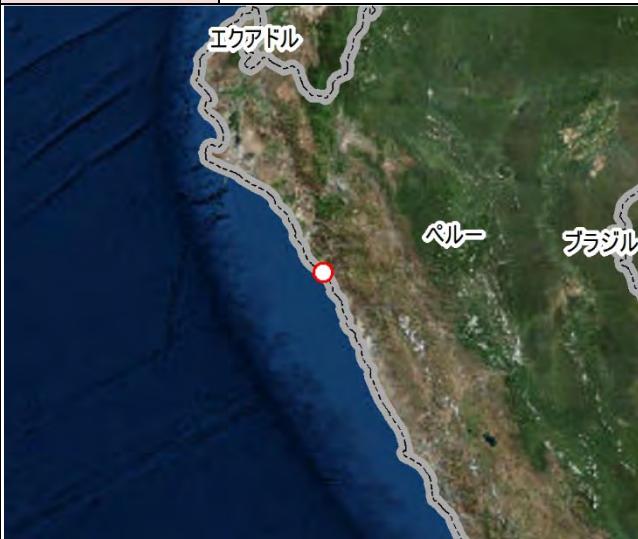
基本情報			
決定番号	43 COM 7A.50	ID No.	135
資産名称（英）	Fortifications on the Caribbean Side of Panama: Portobelo-San Lorenzo		
締約国	パナマ共和国		
		 ©Frédéric Letullier Author: Frédéric Letullier	
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	設定なし
評価基準	i, iv	世界遺産一覧表記載年	1980年
構成資産数	2	危機遺産となった年	2012年
資産概要	ポルトベロとサン・ロレンソの遺産は、17～18世紀のスペイン植民地の軍事建築の代表例である。ポルトベロの要塞、城郭、砲台は入江を囲むように防御線を構築しており、サン・ロレンソはチャグレス川 (Chagres river) の河口を防衛していた。パナマ海峡へのアクセスに重要なこれらの要塞は継続的に建て直され、ヨーロッパの植民地貿易の要となった。今日見ることができる構造物は、1761年にスペイン人により3度目に建て直されたものである。		
危機遺産に登録された要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境要因、管理不足、限定的な保全計画により、資産が脆弱な状態にあり劣化が加速していること</li> <li>浸食</li> <li>世界遺産範囲、緩衝地帯範囲が未確定であること</li> <li>保全管理計画の未策定</li> <li>都市開発圧力</li> <li>(特にポルトベロ地区における) 観光圧力</li> <li>建築遺産保存のための法令、2つの構成資産を結びつける法的措置が不十分であること</li> </ul>		
これまでの保全状況報告(年)	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2005, 2004, 2003, 2001, 2000, 1993		
保全状況			
現在の課題	浸食/堆積、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、法的枠組、管理制度/管理計画、その他（脆弱な状態、環境要因により劣化が加速している、維持管理が行われておらず、保全計画も限定的）		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>米州開発銀行(IDB)の資金援助を受けて「文化遺産保全管理支援」を、2019年から2023年までの4年間で実施する。プロジェクト管理ユニットは2019年2月に開始する。</li> <li>国立文化研究所(INAC)は、管理計画についてのTOR作成を委託する準備を進めている。管理計画には観光推進計画、経済的持続可能性計画、公的利用計画、収容力研究、ポルトベロ要塞インタープリテーション計画を含む予定である。入札手続きは2019年後半に予定されている。</li> <li>米州開発銀行の資金を活用して、サン・ロレンソにビジターセンターを建設する。同施設は、来訪者のアクセスをコントロールする。サン・ロレンソ城から7kmの地点で、敷地面積は、         </li> </ul>		

	<p>1,200m<sup>2</sup>である。入札を2019年に行い、建設を2020年に行う予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サン・ジェロニモ及びサン・フェルナンドの要塞の固定工事は、INACの予算で継続している。</li> <li>・サン・ロセンソ城及びポルトベロ付近の斜面を対象とした安定化工事を実施した。ポルトベロの地滑り危険地域からの家屋移転を行った。</li> <li>・ポルトベロ歴史的記念物群の境界線を設定しなおし、法91/1976の改正を行った。サン・ロセンソ城はサン・ロセンソの保護林・保護景観（法21/1997）として保護され、ポルトベロ地区はポルトベロ国立公園として保護される。</li> <li>・ポルトベロ現地博物館（旧税関事務所）の運営計画をとりまとめた。2020年実施予定。</li> <li>・その他、石工修復に関するキャパシティビルディングを実施し、サン・ロセンソへのアクセスルートを修復し、ポルトベロ及びサン・ロセンソの事務所に新しい施設の整備を行った。</li> <li>・政府の資金不足及び米州開発銀行ローンの支払いが遅れているため、是正措置を十分に実施することができなかつた。米州開発銀行及びINAC間の調整、契約手続き、2019年中に予定されている政府改造による遅延の可能性を考慮し、2019年から2023年までの新しい実施スケジュールをとりまとめた。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・是正措置は当初2012年から2015年に実施される予定であったが、予算不足により実施できず、2016年から2019年に変更されていた。過去8年にわたり安定した予算措置ができずほとんど進展が得られないまま今回で3度目のスケジュール変更となる。</li> <li>・資金を米州開発銀行に頼っている状況であるが、米州開発銀行によるプロジェクトは主にインフラ整備及び観光施設整備である。一方で、観光圧は、本資産が危機遺産となった原因のひとつである。また、サン・ロセンソに計画されているビジターセンターは資産に負の影響を与える影響がある。加えて、周辺コミュニティの生活環境を改善する観点から、普及啓発活動を行う必要がある。さらに、作業指針第172項に則って、資産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性のある新規建設について世界遺産センターに報告する必要がある。</li> <li>・当初2018年12月に完成予定だった管理計画は、2023年完成予定に延期された。</li> <li>・ポルトベロの境界線は明確になったが、資産範囲全体の境界線及び緩衝地帯の境界線は明確になっていない。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <p>個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。</p>
--	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・是正措置の実施に関して、2016-2019年の修正スケジュールが実施されなかつたことは遺憾だが、2019-2023年について採択することとし、2023年までに危機遺産解除のための望ましい保全状況を達成するよう締約国に求める。</li> <li>・米州開発銀行（IDB）の支援により資産保護のための措置が進められているが、それ以外の是正措置が考慮されておらず、締約国の持続的な財政措置がないことから、結果としてOUVが損なわれている。</li> <li>・全ての構成資産の境界線及び緩衝地帯を緊急に設定し、軽微な境界線の変更を申請すること。</li> <li>・管理計画を完成させ、世界遺産センターに提出すること。</li> <li>・観光による圧力が危機遺産となった原因のひとつであることを踏まえ、保全ニーズや収容力にあったインフラ及び観光施設の改良について検討すること。</li> <li>・作業指針第172項に則って、資産のOUVに影響を与える可能性のある観光開発や新規建設について、世界遺産センターに連絡すること。</li> <li>・2020年の第44回世界遺産委員会で審議できるよう、2020年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。</li> <li>・<b>引き続き危機遺産とする。</b></li> </ul>
---

## 危機遺産保全状況個票

### 3.5. チャン・チャン遺跡地帯

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.51	ID No.	366
資産名称（英）	Chan Chan Archaeological Zone		
締約国	ペルー共和国		
			
<p style="text-align: center;">©UNESCO Author: Jim Williams</p>			
種別	文化遺産	資産面積	1,414.57 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	i, iii	世界遺産一覧表記載年	1986年
構成資産数	1	危機遺産となった年	1986年
資産概要	チャン・チャンに首都を置いたチムー王国は、15世紀に黄金期を迎え、その後もなくインカ帝国に滅ぼされた。モチエ川流域に位置するチャン・チャンは先コロンブス期のアメリカにおいて最大規模の土建造物の都市である。遺跡は9つの「要塞」もしくは「宮殿」と呼ばれる独立した区域に分けられる。チャン・チャンのOUVは、階層的な都市計画と、それを支えた産業・農業・水系管理システムにあるとされている。		
危機遺産に登録された要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>極端な気候条件（エルニーニョ現象）やその他の環境要因に起因し、土建造物や装飾面の保全状況が脆弱であること。</li> <li>現行の管理体制が不適切であること。</li> <li>保全対策を実施するための人材および財源が不十分であること。</li> <li>地下水位が上昇していること。</li> </ul>		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, 1999, 1998, 1997, 1996, 1995, 1994, 1993		
保全状況			
現代の課題	アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、不法行為、管理制度/管理計画、水（物理的な影響）、その他（保全・維持管理が行われておらず、土でできた工作物及び装飾面の劣化が進んでいる）		
審議概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>締約国による保全状況報告</li> <li>2015～2025年の期間を対象とした新しいマスター・プランは、現在文化省の承認を待っている。これまで同様マスター・プランに法的位置づけを与えるための法案をとりまとめている。</li> <li>緩衝地帯をトルヒーヨ市の都市開発計画に統合することについて、トルヒーヨ市から文化省に回答がない。2019年1月にトルヒーヨ市の行政体制が変わったことから改めて対応を要請する。</li> <li>違法に占有されている考古遺跡の没収を可能にする法改正（法28261号）を提案している。文化省は法改正の準備として、違法に占有されている土地の範囲を確認し、地理座標の取得を行っている。</li> <li>2018年に、総額860万ペルソルの公共投資事業(PIP)として、考古学的調査、建築物の保全、公共地活用を実施した。</li> <li>現地博物館について、維持管理、保安措置、来訪者の体験の改善を図った。</li> </ol>		

- ・公共利活用計画はまだ承認されていないが、清掃、普及啓発、広報等に関する活動を、地域コミュニティとの協働のもと実施した。伝統的な土建築技術に関するワークショップ、手工芸に関するワークショップ、チムー王国の儀礼の復活など、伝統的知識を保存する取り組みを行った。
- ・パンアメリカ土遺跡保全センター（PECACH）が調査研究及びモニタリングを継続しており、保全のための新たな分析器材を調達した。
- ・作業指針第 172 項に従って、資産範囲及び緩衝地帯を通過するトルヒーヨ環状道路の拡幅計画（2 車線から 4 車線への拡幅）について世界遺産センターに報告した。交通省は、パンアメリカン・ハイウェイの一部であるトルヒーヨと北部スヤナの間の道路を拡幅することが必要であると考えているが、文化省は、この拡幅はマスタープラン及び国内法に適合しておらず、資産に負の影響を与える可能性があると考えている。

## 2. 世界遺産センターの見解

- ・是正措置の実施において重要な前進がみられる。一方で、懸案の 3 つの項目（マスタープラン改訂版の採択、緩衝地帯の設定、違法占有に関する法 28261 の採択）については実質的な進展が見られない。是正措置のうち重要な項目が長年にわたって承認待ちの状態であり、このままでは危機遺産解除のための望ましい保全状況がどの程度達成されているかについて判断することができない。
- ・トルヒーヨ環状道路の拡幅について 2019 年 3 月に技術的レビューを行ったイコモスは、現在の形では、資産の完全性を脅かすことは明らかであり、顕著な普遍的価値についても危険にさらすとの結論を出している。考古学的な配慮のもと既存道路を改良するかは、資産範囲及び緩衝地帯の外側を通る新たなルートを検討するよう要請する。

## 3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

### 決定概要

- ・決定36 COM 7A.34で採択された是正措置のうち、3つの重要な取り組みが実施されていない。締約国に対し、改訂されたマスタープランを正式に承認し、緩衝地帯についての正式な範囲決定及び規制導入を行い、不法占拠問題に対処する改正法28261を施行することを求める。
- ・資産範囲及び緩衝地帯を通過する既存道路（トルヒージョ環状道路）を拡幅する計画は、本資産の完全性及びOUVを危険にさらす。既存道路の改良もしくは、資産範囲及び緩衝地帯の外側を通る新たなルートを検討するよう要請する。
- ・2020 年の第 44 回世界遺産委員会で審議できるよう、2020 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書と全てのは是正措置の有効性の実施レベルの評価書と共に提出するよう要請する。
- ・**引き続き危機遺産とする。**

## 危機遺産保全状況個票

### 3.6. コロとその港

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.52	ID No.	658
資産名称（英）	Coro and its Port		
締約国	ベネズエラ・ボリバル共和国		
			
<p style="text-align: center;">©Vincent Ko Hon Chiu Author: Vincent Ko Hon Chiu</p>			
種別	文化遺産	資産面積	18.40 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iv, v	世界遺産一覧表記載年	1993 年
構成資産数	2	危機遺産となった年	2005 年
資産概要	コロはスペイン入植初期に構築された植民都市である。カリブ海沿岸には多くの植民都市が現存するが、入植当時の構造が手つかずで残るのはこのコロのみである。市内には 602 あまりの歴史的建造物が遺され、スペインのムデハル様式とオランダの建築様式が融合した景観が興味深い。こうした建造物に用いられた土木技術は、当地で現在も活用されている。		
危機遺産に登録された要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>包括的な保全・管理の欠如や 2004 年、2005 年、2010 年の豪雨に起因し、建材および構造体が著しく劣化していること。</li> <li>資産の完全性、真実性を構成する建築的・都市的一貫性が劣化していること。</li> <li>適切かつ効果的な管理、計画・保全体制、および制度的取り決めが不足していること。</li> </ul>		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003		
保全状況			
現在の課題	洪水、管理制度/管理計画、水（物理的な影響）、その他（保全・維持管理が行われておらず、土でできた工作物及び装飾面の劣化が進んでいる）		
審議概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>締約国による保全状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>アドバイザリーミッションの支援を受けて、コロ地区及び港地区の緩衝地帯案を作成した。管理計画は現在作成中であるが、緩衝地帯を示した地図を作成し、保全状況報告に添付して提出した。コロ地区の緩衝地帯面積は従来よりも大きくなる。港地区の緩衝地帯は面積としては小さくなるが、海岸地帯を保護するために遊歩道を含む範囲としている。</li> <li>文化遺産研究所、ファルコン州、関係市町村の首長、関係機関、地域コミュニティの代表からなる管理委員会が、本資産の中心的な管理団体として管理計画とりまとめを担当している。現在、同委員会に公的な位置づけを与える法案がファルコン州政府によって検討されている。管理計画は、2021 年末までに完成する予定である。</li> <li>アドバイザリーミッションに対して排水システムの計画について説明を行った。2019 年から 2021 年にかけて 3 つの主要な取り組みを実施するための予算を申請しており、現在承認待ちである。2018 年 10 月の豪雨によって被害を受けた建築物についての報告を提出した。コロ地区では 60 棟、港地区では 37 棟（過半数に住民が居住している）が緊急的状況ないし劣悪な状況にある。</li> </ul> </li> <li>世界遺産センターの見解</li> </ol>		

- ・参加型手法を用いて、締約国は資産の保護に取り組んでいる。特に若者を対象とした普及啓発活動は評価できる。これまでに復元や維持管理のための措置も実施されている。しかしながら、家屋の放棄及び劣化が本資産の脅威となっている状況は変わっていない。
- ・2015 年に実施されたアドバイザリーミッション以降、2014 年に採択された是正措置の実施について重大な進展は見られない。顕著な普遍的価値を保護するために特に重要な 3 項目（緩衝地帯の設定、管理計画の策定、適切な排水システムの整備）に加え、実施されていない是正措置の実施に取り組む必要がある。
- ・締約国から提出された緩衝地帯案は、2018 年のミッション時のものとは異なっている。2018 年のミッション時に合意された内容に従って緩衝地帯案を策定し、資産範囲における規制措置を管理計画に盛り込み、軽微な境界線の変更を提出するよう要請する。
- ・管理計画の策定は、現在分析段階にあり、実際に案が提出されているわけではない。管理委員会は効果的に機能しているが、同委員会に公的な位置づけを与えることはまだ実現していない。リスク対策計画についても進展はみられない。
- ・排水システムについては、全体像及び整備スケジュールが不明確である。
- ・管理計画は 2021 年末までに完成予定であるとの見込みが示されているが、是正措置の実施についても具体的なスケジュールのない一般的な内容にとどまっている。

### 3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

### 決定概要

- ・決定 38 COM 7A.23 で採用された是正措置のうち、完全に実施されていないものがいくつか残っていることから、これらを実施するよう締約国に要請する。
- ・次回の保全報告書に、各是正措置の状況について、具体的な実施スケジュールを示して報告するよう要請する。
- ・コロ及びラベラの緩衝地帯について、以下の通り要請する。
  - a) 2018 年のミッションで合意された境界線及びガイドラインに従って、正式な案を作成すること。
  - b) 緩衝地帯に適用される規制措置について最新のものに更新するとともに、新しい緩衝地帯を管理計画に反映すること。
  - c) 作業指針第 163 項、164 項に従って、軽微な境界線の変更を申請すること。
- ・管理計画案をとりまとめ、できるだけ早く世界遺産センターに提出すること。
- ・定期的に豪雨が発生し本資産の伝統的建造物群に、繰り返し重大な影響を与えていることから、資産における排水システムの整備を開始するよう再度要請する。
- ・2020 年の第 44 回世界遺産委員会で審議できるよう、2020 年 2 月 1 日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・**引き続き危機遺産とする。**

## 危機遺産保全状況個票

### 3.7. ジェンネ旧市街

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.53	ID No.	116
資産名称（英）	Old Towns of Djenné		
締約国	マリ共和国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©UNESCO Author: Francesco Bandarin</p>	
種別	文化遺産	資産面積	58.5ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	iii, iv	世界遺産一覧表記載年	1988 年
構成資産数	4	危機遺産となつた年	2016 年
資産概要	<p>紀元前 250 年ごろから居住の痕跡が確認できるジェンネは、サハラ砂漠南部でも最古級の都市である。4 か所の考古遺跡を含む 58.5ha と非常に広い範囲に及ぶ。この場所はサハラを縦断する黄金の交易における重要な中継地であったばかりでなく、15~16 世紀にかけてはイスラム布教の中心地となった。ジェンネの特徴の一つとして、モスクなどの伝統的建造物が土でできていることが挙げられる。こうした 2000 戸ほどの伝統的建造物群は、季節性の洪水を避けるため、丘の上に築かれている。</p>		
危機遺産に登録された要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的市街の材料の深刻な破壊と、継続する考古遺跡の崩壊</li> <li>不適切な介入</li> <li>市街の考古学的一貫性への浸食</li> <li>法規制及び計画ツールの執行と実施の欠如</li> </ul>		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2010, 2008, 2007, 2006, 2005, 1998		
保全状況			
現在の課題	内戦、住宅開発、土地利用用途の変更、管理制度/管理計画、ごみ、その他（住居の劣化）		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「文化ミッション」とステークホルダーの間に良好な関係が構築されてきた。資産の保全状況についての現地調査を地域住民の参加のもと実施するなど地域住民の姿勢も改善している。</li> <li>2018 年 3 月に部分的なアンケート調査を実施したところ、一部の住民は自分の住居について自分で維持管理を行うことを希望していることが分かった。</li> <li>2018 年 5 月に全ての地区において調査を実施したところ、2,000 棟以上の住居において、所有者自身が土壁の手入れを行っていることが分かった。一部の地区では、住民が河川に排水するための水路を整備しており、道路上の泥が減少し、通行が改善していた。</li> <li>若者を対象とした普及啓発活動を実施した結果、家屋への落書きが著しく減少した。</li> <li>多くの家屋所有者が、住居の維持管理はユネスコ等の責任であるとして、自ら家屋の復元を行うことを拒んでいる。</li> <li>国際援助により、6 棟の大型住居、4 基の墓、ガータホー(Gartahou)コンプレックス（首長マイガ家住宅の玄関）の復元を行った。</li> <li>スペイン開発協力機構の資金援助により、大モスクの診断、太陽光発電設備設置を行い、信者</li> </ul>		

	<p>の利用環境を改善した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有権を明確にするため、2018年11月23日に、ジェンヌの4つの考古遺跡について登記を行うよう官報に公告した。</li> <li>・緩衝地帯の規制に関する法令を現在作成している。</li> <li>・雨水により浸食対策として、小型のダム、石垣護岸の整備を継続している。</li> <li>・水回り設備の老朽化により建築物の劣化が起こっている（水漏れ、亀裂等）。</li> <li>・旧市街における鉄塔、通信設備の設置については延期された。</li> <li>・建造物の解体、建設、投機、土地所有権の取得に関する要請があるため、文化遺産局は県知事及び市長に対して、保護されている遺産の所有権を移譲することはできないことを文書で通知している。</li> <li>・雨季には家屋の崩壊が発生するほか、相続問題で家屋が放棄されたり、セメントを使用して土壁を修理したり、店舗の前に物置を設置したり、許可を得ないままサインを設置したり、違法な発掘を行ったりする問題が繰り返し発生している。</li> </ul>
	<p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・締約国の報告及びユネスコバマコ事務所のモニタリングによると、20 の是正措置のうち、4 件が完了、12 件が実施中（うち 2 件は停止中）、4 件が未実施である。</li> <li>・2018 年に管理保全計画が採択された。</li> <li>・国際援助により複数の大規模住居が復元されたことを歓迎する。スペイン開発協力機構の支援により、大モスクの診断が行われ、太陽光発電パネルの設置が行われ、モスクを訪れる参拝者の便が改善したことも歓迎されるが、祈りの時間帯に訪れる参拝者の数が増加しており、建物に対する負荷がかかっていることから、対策が求められる。</li> <li>・一方で、国際援助及びスペイン開発協力機構の支援の半面、復元・再建の全てがユネスコの責任において実施されるとの誤解が生まれている。これにより、自らそのような取り組みを実施することを拒んだり、そのような取り組みを行うにあたって資金援助を求めたりすることが起こっている。したがって、維持管理ハンドブックを作成するとともに、状態が悪化した住居の復元や再建を支援するための補助金を出せるように国際援助を求める活動を開始する必要がある。</li> <li>・地域住民の参画は増加しているが、依然として住居の崩壊、放棄、セメントの使用、違法発掘の増加が課題となっている。考古遺跡周辺にフェンスを設置する必要ある。また、すべての構成要素を特定するための地図の作成を再開する必要がある。</li> </ul>
	<p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <p>個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。</p>

## 決定概要

- ・国家機関、ユネスコ、その他の関係者の役割を明確にするため、普及啓発活用を継続するよう要請する。
- ・国際支援により記念物的な家屋の復元が行われ、スペイン開発協力機関の支援によって、グレートモスクの建築診断及び電化設備の設置が行われたことを歓迎する。祈りの時間帯に増加する礼拝者受け入れつつ、モスクに対する影響を回避するための適切な措置をとるよう締約国に要請する。
- ・特に廃屋に注意しつつ、漆喰塗り家屋のリスト作成を継続するよう要請する。
- ・家屋の復元、再建に向けて国際的支援を集め、補助金を出すことを想定しつつ、家屋の維持管理に関するハンドブックを作成するよう要請する。
- ・ジェンヌの4つの考古遺跡について土地所有を明確にするため登記を求める通達を発したことは評価されるが、依然として違法な発掘（掘削）行為が行われているため、動物及び人間の侵入を制御し、劣化を回避するため、柵を設置するよう締約国に要請する。
- ・2020年の第44回世界遺産委員会で審議できるよう、2020年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・**引き続き危機遺産とする。**

## 危機遺産保全状況個票

### 3.8. トンブクトゥ

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.54	ID No.	119
資産名称（英）	Timbuktu		
締約国	マリ共和国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©UNESCO Author: Francesco Bandarin</p>	
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	ii, iv, v	世界遺産一覧表記載年	1988 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	1990～2005 年、2012 年～現在
資産概要	サハラ砂漠の入り口に位置するトンブクトゥは、5世紀ごろに建造され、15～16世紀に最盛期を迎えた。サンコレ（Sankore）コーラン大学をはじめとする神学校が180校ほどあり、25,000もの学生を抱える一大宗教地でもあった。塩や金の交易で栄え、ジンガリーベル・モスク（Djingareyber mosque）、サンコレ、シディ・ヤヤ（Sidi Yahia）の三大モスクは、往時を彷彿とさせる。これらのモスク群では修復活動が継続して行われているが、差し迫る砂漠化の脅威に直面している。		
危機遺産に登録された要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>武装集団による遺跡の占拠</li> <li>管理体制の不備</li> <li>14の靈廟の破壊と3つのモスクの劣化</li> </ul>		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 1997, 1995, 1994, 1990		
保全状況			
現在の課題	意図的な破壊、管理制度/管理計画、戦争		
審議概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>締約国による保全状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>EUから資金援助をうけた「文化遺産の修復及び古代文書の保護に関する行動計画第2フェーズ（2017–2021年）」で様々な保全措置を実施している。</li> <li>シディ・ヤヤ・モスクの主塔、アルファ・モヤ及び三聖人の墓、私立博物館及びアルマンスールコレー博物館の修復等が完了した。</li> <li>サンコレ・モスクの壁面維持管理（2018年11月）</li> <li>アル・ファルク碑の再建が完了した。独立広場の整備は現在進行中。</li> <li>国連マリ多元統合安定ミッション（MINUSMA）の支援を受けてジンガリーベル・モスク周辺の緑地整備、知事事務所周辺のフェンス設置を行った。</li> <li>3つのモスクに付帯する3件の図書館の文書デジタル化を進めている。</li> <li>市民や町政府、地域政府を対象に普及啓発活動を実施した。</li> <li>治安状況は依然安定しない。</li> <li>「文化ミッション」のキャパシティ、予算、機材が不足している。</li> <li>ジンガリーベル・モスクなどの付近を軍用車両が通過する際の振動が潜在的脅威である。</li> <li>旧市街において違法な構造物（倉庫、金属板を使用した家屋）が設置されたり、ごみが廃棄され、</li> </ul> </li> </ol>		

	<p>視覚的、環境的に負の影響を引き起こしている。また、緊急時のモスク等へのアクセスを妨害している。この問題を解決するよう町政府に書面で要請しているが回答はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理及び警備を行う責務を負う町政府は、墓地の管理を徹底することができないでいる。墓地には、ごみが投棄され、盗掘や破壊行為のリスクにさらされている。</li> <li>サンコレや墓地において土砂堆積が悪化している。</li> <li>2018年の豪雨後、ジンガリーベル・モスクや墓地では保全措置が行われておらず、極めて劣悪な状態にある。</li> </ul>
	<p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>EU の支援や MINUSMA の支援を受けて、アル・ファルク碑、シディ・ヤヤ、サンコレ・モスクと等の保全が行われているが、治安状況以外の問題を含めて課題が再発するため引き続き対応が必要である。</li> <li>文化ミッションは、スタッフ不足、予算不足、器材不足だが、町政府や地域政府の関心は薄い。締約国に対して、文化ミッションの予算、人員を増加するよう勧告する。</li> <li>トンブクトゥの墓やシディ・ヤヤ・モスクの秘密のドアを破壊したアフマド・アルファキ・アルマーディによる被害を修理するため、国際刑事裁判所(ICC)の資金援助により、市民、サンコレ・モスク管理委員会、ジンガリーベル・モスク管理委員会、その他の関係者と将来の修理工事等について協議を始めていることを歓迎する。</li> <li>振動による被害を防止するため、建造物付近の交通を迂回させるよう要請する。</li> <li>町政府、地域政府に対しごみの違法廃棄の解決に取り組むよう要請する。</li> <li>その他、墓地の治安状況の改善、土砂の堆積対策、モスクに訪れる参拝者の対策などの課題について、太陽光発電による照明の設置や墓地の維持管理基金の設立などの対策を検討することが望ましい。</li> </ul>
	<p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <p>個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。</p>

### 決定概要

- 資産の効果的な管理を行うためのスタッフ、予算、設備を拡充するよう締約国に要請する。
- ジンガリーベル・モスク等の靈廟が、冬季の豪雨や軍用車両の通過による振動による影響を受けていることから、建造物付近の交通を迂回させる方法を検討するよう締約国に要請する。
- 地方政府と緊密に協力して、コンテナーや金属板を用いた構造物の違法な設置を防止し、ゴミによる汚染に対する措置をとるよう締約国に要請する。
- 2020年の第44回世界遺産委員会で審議できるよう、2020年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- 引き続き危機遺産とする。

## 危機遺産保全状況個票

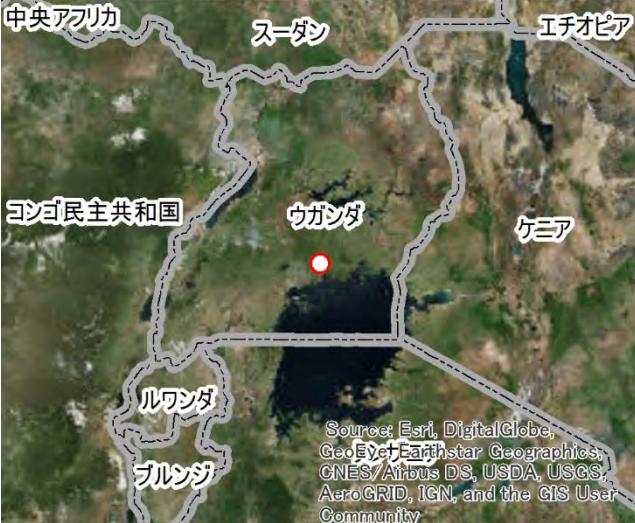
### 39. アスキア墳墓

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.55	ID No.	1139
資産名称（英）	Tomb of Askia		
締約国	マリ共和国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus-DS, USDA-USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©CRA-terre Author: Thierry Joffroy</p>	
種別	文化遺産	資産面積	4.24 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	82.7 ha
評価基準	ii, iii, iv	世界遺産一覧表記載年	2004 年
構成資産数	4	危機遺産となった年	2012 年
資産概要	<p>アスキア墳墓は、1495 年、ソンガイ (Songhai) 族の王アスキア・モハメッド (Askia Mohamed) が自身のために建造した高さ 17m のピラミッド型構造物である。本資産は、西アフリカのサヘル地域の伝統的な泥造り建造物の代表例であり、15~16 世紀のサハラ砂漠における金と塩の交易で栄えた王国の栄華をうかがわせる。資産は首都ガオ (Gao) に位置し、ピラミッド型墳墓、平屋根式の 2 つのモスク、モスクの共同墓地、屋外集会場から構成されている。建造はアスキア・モハメッドがメッカから戻ってイスラムを国教と定めた後に始まったため、西アフリカの伝統的建築様式がどのようにイスラム的な機能を受容したのかという観点からも興味深いものといえる。</p>		
危機遺産に登録された要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>武装グループによるガオ市街の占拠</li> <li>日常的な管理が実施できること</li> <li>崩落の危険性</li> </ul>		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012		
保全状況			
現在の課題	意図的な破壊、管理制度/管理計画、戦争		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2018–2022 年管理保全計画の実施を開始した。州都ガオの文化ミッション・チーフが毎週現地を訪れることがとし、資産のモニタリングを強化した。</li> <li>2018 年の国際支援（グラント）を活用して、屋根の修理、方錐形の塔の維持管理、ハス(hasu)の木の再生を進めている。</li> <li>緩衝地帯の占有は止ましたが、ネクロポリスと白い石の広場との調和を図る取り組みについてはまだ開始できていない。</li> <li>文化ミッションが、首都バマコで 2018 年 11 月 12 日から 30 日に開催された国際的トレーニングコース「危機時における文化遺産の応急措置 (FAC) アフリカ」に、19 か国 4 大陸からの参加者とともに参加した。</li> <li>フランス駐留部隊(Force Barkhane)からの資金援助により、入り口にサインを設置し、フランス駐留部隊が定期的に現地を訪れている。</li> <li>50 本のユーカリをアスキア墳墓の庭に植栽するという管理委員会の計画は、資産に負の影響を与える可能性があり懸念されていたが、2019 年 5 月 8 日に同計画は中止された。</li> </ul>		

	<p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・締約国は、新たな管理保全計画の実施など、資産の保全管理に取り組んでいる。若者が様々な活動に参画しているほか、治安部隊が現場を定期的にパトロールしている。</li> <li>・国際援助により、復元、資産の安定化、ハス (hasu) の植林などが継続されている。しかしながら、ハス(hasu)の植林については、場所は決定しているものの、作業の進捗状況について詳細な情報がない。2017 年 8 月の豪雨により被害を受けた屋根など建物被害に対する対応も完了しておらず、対応を加速化することが必要である。</li> <li>・資産範囲内にユーカリを植林する計画について、ユーカリは侵略的外来種であり、大量の水を必要とするため、地下水の現象及び地盤沈下を引き起こす懸念があつたため、同計画が中止となつたことを歓迎する。</li> <li>・紛争地域における遺産保護のための国際連合(ALIPH)からの 50 万ドルの支援により、マリ文化遺産省が、土建築物国際センター (CRAterre) と協力して資産の復元及び安定化を行うとの情報がある。これは歓迎すべきプロジェクトだが、ユネスコバマコ事務所が実施している取り組みとの整合を図ことができよう、当該プロジェクトの情報を世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>・2019 年 2 月 6 日にガオのサヘル博物館の新しい敷地がオープンした。EU の支援により新しい展示、収蔵物が追加され、2012 年にクーデターが発生してから 2 度実施されたアスキア墳墓の修復など 2012 年の危機以降に行われた文化的活動が紹介されている。このような文化遺産の活用は特に地域コミュニティにとってとても重要である。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <p>個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。</p>
<b>決定概要</b>	

## 危機遺産保全状況個票

### 40. カスピのブガンダ王国歴代国王の墓

基本情報			
決定番号	43 COM 7A.56	ID No.	1022
資産名称（英）	Tombs of Buganda Kings at Kasubi		
締約国	ウガンダ共和国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>			
<p>©UNESCO Author: Lazare Eloundou Assomo</p>			
種別	文化遺産	資産面積	26.8 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	資産周辺 250m の範囲
評価基準	i, iii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	2001 年
構成資産数	1	危機遺産となった年	2010 年
資産概要	本資産は、カンパラ (Kampala) 県のカスピの丘陵地帯に位置し、1884 年に宮殿から王家の墓所に改造された。現在ではムジブ・アザーラ・ムパンガ (Muzibu Azaala Mpanga) と呼ばれるドーム状の構造物に 4 基の王墓が遺されている。この王墓を内包する建物は 13 世紀から続いたブガンダ王国における代表的建築物である、ガンダ族の宗教的・精神的中心地である。		
危機遺産に登録された要因	火災による資産の一部破壊		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010		
保全状況			
現在の課題	陸上交通インフラ、管理上の活動、管理制度/管理計画、その他（火災）		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブッジャブクラ(Bujjabukula)(門番小屋)の劣化を防ぐため、茅葺屋根の取り外しを行った。この機会に、安定化措置、復元措置について計画をたてるための構造調査を行うことができた。</li> <li>・2018 年 5 月に国際援助が承認され、2018 年 11 月からブッジャブクラの復元、マジブ・アザーラ・ムパンガの再建、防火システムの改善（目立たないようにデザイン変更）を行っている。マジブ・アザーラ・ムパンガの葺き替えは 2019 年 12 月までに完了する予定である。</li> <li>・国とカンパラ市政府と協働して、2019 年 7 月から 2020 年の期間で、緩衝地帯の評価、開発ガイドライン、マシロ及びホイマでの道路整備の再評価を行っている。</li> <li>・本資産のマスターープランは完成し、災害リスク管理計画については、世界遺産センター及び諮問機関からのコメントを受けて修正を行った。マスターープランは 10 年計画で実施に移していく。</li> <li>・ブガンダ遺産観光委員会が、伝統的管理者とともに監督を行う役割を担うようになってから、資産の管理が改善している。マジブ・アザーラ・ムパンガの再建を監督するための一時的な組織として設立された国家専門委員会に、本資産について長期的な監督、諮問を行う常設機関としての機能を付与した。</li> <li>・2028 年に危機遺産解除のための望ましい保全状況を達成する計画である。</li> <li>・なお、ブッジャブクラ安定化作業中に、トラックの衝突事故があり構造に被害が発生した。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p>		

- ・締約国は、世界遺産センター、ユネスコナイロビ事務所、諮問機関と密接に連携を図りつつ、危機遺産解除のための望ましい保全状況の達成に取り組んでいる。
- ・マジブ・アザーラ・ムパンガの再建は、日本信託基金の再開に依存しているが、2018年12月に日本の承認を受けることができた。必要な設備を配備し、被害を受けた屋根の再建を監督する専門家を配置して、現場での効率的なリスク防止策を整備している。これは歓迎されることだが、特に物理的インフラについて、整備を実施する前に確認のため詳細を確認するため、最終的なデザインについて世界遺産センターに提出があった。
- ・引き続き、災害リスク管理計画に取り組む必要がある（2019年末完成予定）。
- ・ブッジャブクラから重量のある茅葺き撤去を歓迎する。トラックの事故は不運な出来事であった。ブッジャブクラは、材料、技術の真実性が高い本資産で最も重要な建物のひとつである。また、生きた文化的伝統において重要な儀礼上の役割を有している。今後、再建ではなく復元を目指すことが重要であり、スピードや効率を優先するのではなく、可能な限り材料を遺し、伝統的な技術を用いることが必要である。そのため、徹底して建物の調査、記録作成（材料、建設技術、建具等の詳細）を行ってから、復元の計画を立てることが望ましい。
- ・カンパラ物理的開発計画（2012年作成）には、緩衝地帯内の資産範囲近辺でホイマ道路の改良が計画されていることも踏まえ、緩衝地帯のガイドラインを優先事項として取り組む必要がある。

### 3. 世界遺産委員会での審議

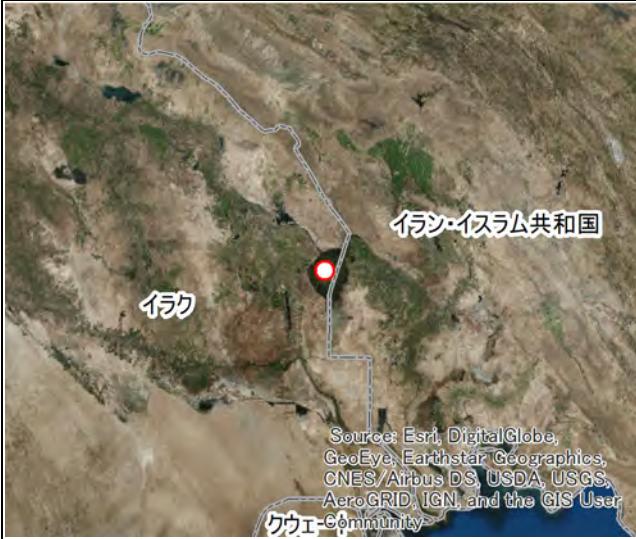
個別審議は行われず、引き続き危機遺産とする決定案が採択された。

### 決定概要

- ・日本政府がユネスコへの信託基金を再開したことに感謝しつつ、リスクの防止、再建、記録作成、キャパシティビルディングに関する同プロジェクトを積極的に実施することを締約国に推奨する。
- ・マスターplanを実施するとともに、引き続き緩衝地帯についてのガイドラインをとりまとめ、災害リスク管理計画を策定すること。
- ・世界遺産センターに以下について提出すること。
  - a) 基礎部分の床材、壁、構造部材、天井、屋根など、ブッジャブクラの建設に用いられた既存の建築材料及び建設技術についての詳細な記録（詳細な写真記録を含む）。
  - b) 詳細な建築図面、復元方法、文書記録計画を含む詳細な復元計画（最大限、本来の建築材料及び技術を残すこと）に配慮し、伝統的技術の習得及び維持を目的とする）。
- ・日本のユネスコ信託基金により、物理的な防火設備を改良するための設計が行われ、世界遺産センターに提出されたことを歓迎する。
- ・資産のマスターplan及び緩衝地帯の開発ガイドラインに整合するよう、カンパラ開発計画を改正すること。
- ・引き続き第35回世界遺産委員会で採択された是正措置に取り組むこと。
- ・2020年の第44回世界遺産委員会で審議できるよう、2020年2月1日までに世界遺産センターに保全状況及び上記の履行状況報告書を提出するよう要請する。
- ・**引き続き危機遺産とする。**

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 1. 南イラクの湿原：生物多様性の避難場所かつメソポタミア都市の残存景観

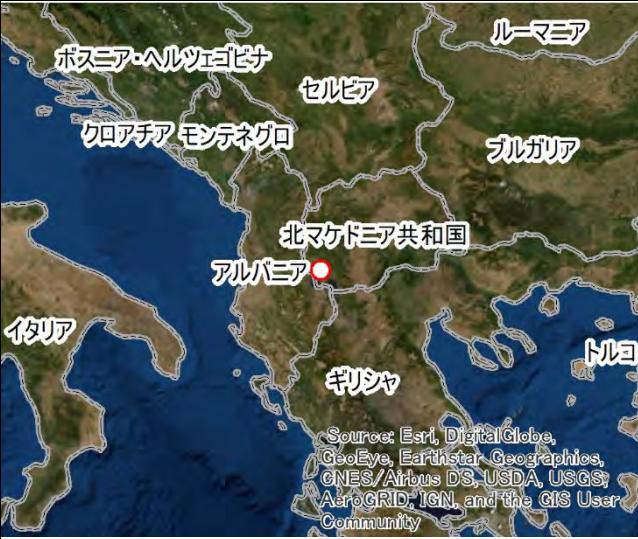
基本情報					
決定番号	43 COM 7B.35	ID No.	1481		
資産名称（英）	The Ahwar of Southern Iraq: Refuge of Biodiversity and the Relict Landscape of the Mesopotamian Cities				
締約国	イラク共和国				
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©Qahtan Al-Abeed Author: Qahtan Al-Abeed</p>			
種別	複合遺産	資産面積	211,544 ha		
タイプ	文化的景観(歴史都市)	緩衝地帯面積	209,321 ha		
評価基準	iii, v, ix, x	世界遺産一覧表記載年	2016 年		
構成資産数	7 (遺跡 3、湿地 4)				
資産概要	アフワールは、イラク南部の 3 つの考古遺跡と 4 か所の湿地帯からなる地域。都市遺跡ウルクとウル、およびエリドゥのテル（遺遺）は、チグリス川、ユーフラテス川の沼澤デルタ地帯において紀元前 4 千年紀から前 3 千年紀にかけ、南メソポタミアに展開したシユメール人の都市と定住地の痕跡の一部をなしている。「イラク湖沼地帯」とも呼ばれる南イラクのアフワールは、世界で最も大きな内陸デルタの一つで、極度に高温かつ乾燥した環境における、他に例を見ない場所である。				
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018				
保全状況					
現在の課題	法的枠組、管理制度/管理計画、その他（公庫遺跡の状態が不安定）				
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3か所の考古遺跡について以下の通り保全措置を実施した。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① ウル：イタリア、イギリス調査団による考古調査、保全措置を実施した。電柱、プレハブ建物の撤去が行われた。</li> <li>② エリドゥ：イタリア、フランス調査団が、測量、保全計画の作成を行った。現地に警備員を配備し警護にあたっている。</li> <li>③ ウルク：ドイツ調査団が活動を再開した。イナンナのジッグラトについても保全措置を実施した。城壁外部を含む都市全体の測量が完了し、地図の作成を行った。</li> </ul> </li> <li>・本資産に必要な平均最低水量が、58 億 m<sup>3</sup>、乾燥年には 37 億 m<sup>3</sup>との計算結果が出た。2017 年及び 2018 年は乾燥した状況で、上流からの水量減少や気候変動の影響で、対策をほどこしたにも関わらず湿地帯に流入した水量は 31.5 億 m<sup>3</sup>であった。最低水量を確保するため、イラク水資源、国土資源戦略 (SWLRI) の改訂を進めているほか、トルコ政府との間で水資源に関する協力について対話している。</li> <li>・フワイザ湿地、中央湿地、ハマー湿地を中心としたイラク国内の湿地の管理、復元について、チグリス・ユーフラテス川流域の国が協働して検討を進めている。</li> <li>・世界遺産に登録された資産の緩衝地帯付近では、石油・ガス開発を含む開発計画について環境影響評価を実施することが義務付けられており、資産は保護されている。</li> <li>・南イラクの湿原管理計画実施高等委員会は、観光管理計画を取りまとめる計画である。</li> <li>・違法な鳥類の捕獲、過度の魚類の捕獲に対する対策を実施した。その結果、2018 年後半には違法</li> </ul>				

	<p>行為が減少した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イラクとイランで協力して、フワイザ湿原での水鳥調査、中央湿原での生物多様性調査を実施した。</li> <li>・水管理利用者協会を通じて、主に「沼地のアラブ人」(Marsh Arabs)と呼ばれる人々からなる地域コミュニティが、意思決定に参画している。</li> <li>・2019年4月に世界遺産センター、イコモス、IUCNの共同リアクティブモニタリングミッションを招へいしたが、ロジ上の問題があり、第43回世界遺産委員会後に延期となった。</li> </ul>
	<p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年に国際的な考古調査団による活動が再開されたことにより、緊急に対応が必要ないいくつかの課題に対して保全措置が実施された。しかしながら、現地の関与がどの程度かについては報告されておらず、現地のキャパシティビルディング達成状況については不明である。</li> <li>・資産全体の保全管理戦略がなく、個別の保全計画の策定状況についても報告はない。本資産を構成する3つの文化的構成資産は、重度の風化、過去に行われた不適切な介入、継続的な保全管理の欠如などの脅威に直面している。</li> <li>・最小水量を確保するために締約国は努力しているが、2017年、2018年に湿地帯に到達した水の量が31.5億m<sup>3</sup>にとどまることは懸念される状況である。</li> <li>・締約国は世界遺産登録により資産は保護されるとしているが、世界遺産条約は国内の法制度に基づいた効果的な保護措置を求めている。当該資産については、自然的構成資産のうちのひとつが国立公園に指定されているに過ぎない。また、現行法の下で、資産範囲内及び緩衝地帯内の原油・ガス開発が禁止されているのかどうかについても確認が必要である。</li> <li>・予定されている観光計画については、案を世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>・なお、顕著な普遍的価値の言明のとりまとめが完了しており、今委員会で審議されることになっている。</li> <li>・世界遺産センター、イコモス、IUCNの共同リアクティブモニタリングミッションを2019年4月に実現することができなかつたが、できるだけ早く実現を目指す。</li> </ul>
	<p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <p>個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>

決定概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・違法な鳥の捕獲、魚の乱獲に関するデータを世界遺産センターに提出し、法的保護、執行・管理能力を強化するよう要請する。</li> <li>・資産全体の観光計画を策定、実施するよう再要請する。</li> <li>・水の利用に関する課題を解決し、権利に基づいた管理を実現し、新しい建築物に伝統的知識を用いるために地域コミュニティと調整を行うよう要請する。</li> <li>・未だ実現していない世界遺産センター/IUCN/イコモス合同モニタリングミッションを可及的速やかに実現するよう要請する。</li> <li>・2020年第44回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年2月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。</li> </ul>

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 2. オフリド地域の自然遺産及び文化遺産

基本情報			
決定番号	43 COM 7B.36	ID No.	99
資産名称（英）	Natural and Cultural Heritage of the Ohrid Region (the Former Yugoslav Republic of Macedonia)		
締約国	北マケドニア共和国		
			
<p style="text-align: center;">© Ko Hon Chiu Vincent Author: Ko Hon Chiu Vincent</p>			
種別	複合遺産	資産面積	83,350 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	i, iii, iv, vii	世界遺産一覧表記載年	1979 年 1980 年 拡張 2009 年 軽微な境界線の変更
構成資産数	1		
資産概要	オフリド湖畔に佇む本資産が位置する場所、ヨーロッパで最も古い人類の居住地の一つである。7世紀から19世紀にかけて正教の教会が数多く建設され、バルカン半島に留まらずスラヴ世界全体における重要な文化的中心地であった。なかでも聖パンテレイモン教会は11世紀から14世紀にかけて800点以上のビザンティンのイコンを所有しており、モスクワのトレチャコフ美術館に次いで、世界的にも大規模かつ重要なコレクションである。		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2016, 2014, 1998		
保全状況			
現在の課題	陸上交通インフラ、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、宿泊施設等、管理制度/管理計画		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ガリツィツア国立公園管理計画の改訂は、2018年3月に正式に中止した。これにより、パスタニーオフリド間の高速道路A3号線及びガリツィツアスキーセンターの建設も中止となった。</li> <li>EUの基金により、廃水処理改善に向けた事業改革のとりまとめを行ったが、事業実施のための資金は確保できていない。</li> <li>予定されているボーンズ湾の博物館再建に使用される化学物質が湖水に与える潜在的影響について分析を行った。</li> <li>UNDPの資金援助により、サテスカ川の川底を以前の状態に戻す事業の第一段階が始まった。また、基準に達していない埋め立て12か所、違法埋め立て84か所の撤去が始まったが、必要な資金が確保されていない。</li> <li>キチエボとアルバニアのリンを結ぶ汎ヨーロッパ回廊VIIIについては、アルバニア側に新たな接続地点を整備することについて、アルバニアとの二国間協議が必要となる。</li> <li>テレベニシュタとストルガ間の国道A2号線について、2017年のリアクティブモニタリングミッションの勧告に対し、専門家意見をとりまとめたが、専門家はもともと計画されていたルートを支持している。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガリツィツア国立公園管理計画のゾーニング変更中止など、いくつかの点で前進がみられたが、湖岸部の改変行為の停止、違法建物の調査及び解体、緩衝地帯設置のための調査、都市交通問題に対する措置など、2017年ミッションの勧告はほとんどが実施されていない。特に、汎ヨーロッパ回廊VIII鉄道の代替ルートの検討を締約国は行っておらず、資産の顕著な普遍的価値に対する潜在的影響を最小限に抑えることができると考えられる北マケドニアとアルバニアのプレニアス平野をトンネルでつなぐ代替案についての評価を行っていない。</li> <li>・オフリド地域の自然遺産及び文化遺産の管理に関する法律案が作成されたが、違反に対して罰金が科される以上の罰則はなく、違法行為を防止する上で不十分であると考えられる。</li> <li>・テレベニシュタとストルガ間の国道A2号線について、専門家の意見は、過去に実施された遺産影響評価及び環境影響評価の結論を支持するものであったが、これら過去の影響評価は、オフリド湖を超える範囲に分布している顕著な普遍的価値に対する潜在的な負の影響を適切に考慮していないものであった。</li> <li>・重要な勧告についてほとんど進展がないだけでなく、締約国は優先的項目のいくつかについて取り組む意思がない。</li> <li>・2017年の世界遺産委員会では、2年間のうちに優先事項が実施されなければ、危機遺産にする条件がそろうであろうとの結論が示されていた。</li> <li>・本資産を危機遺産とすることを勧告する。</li> </ul>
3. 世界遺産委員会での審議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界遺産センター、イコモス、IUCNは、合同リアクティブモニタリングミッションでOUVへの脅威が確認されており、可能な限り早急に危機遺産とするべきであると説明を行った。</li> <li>・NGO（オフリド SOS）が発言を認められ、様々な種が生息する重要な湖であるが、観光、都市開発、排水、富栄養化、違法漁業、廃棄物投棄などの脅威によって、豊かな生物多様性、人類の歴史を示す価値がむしばまれており、リアクティブモニタリングミッションの勧告の多くが実行されていないため、世界遺産委員会が早急に行動をとることを望むと発言した。</li> <li>・ヨーロッパノストラ（NGO）も発言を認められ、危機遺産とすべきであるとの立場を表明した。</li> <li>・ハンガリーは、ヨーロッパで最も重要な湖のひとつであることを認めつつ、締約国の対応に建設的な進展が見られるとして、危機遺産を見送る修正案を提出した。</li> <li>・チュニジア、ブラジル、ボスニアヘルツェゴビナ、スペイン、中国、クウェート、アゼルバイジャン、オーストラリア、キューバが、本委員会に北マケドニア政府からハイレベルの代表団が出席していることなどから北マケドニア政府のコミットメントが示されているとして、危機遺産見送りを支持し、危機遺産を見送ることが決定した。</li> <li>・北マケドニアは、現状説明を求められ、2017年6月に新政府になってからの2年間で、A3道路事業及びスキーセンター事業の中止、水質の管理、戦略的環境影響評価の実施など様々な取組を実施し、管理計画については12月までに策定する予定であることを説明した。</li> <li>・本委員会で、アルバニア側のオフリド湖について拡大登録を申請しているアルバニア政府も発言を認められ、北マケドニアと協力して、効果的な措置を講じ、実施する用意があるとの発言を行った。</li> </ul>

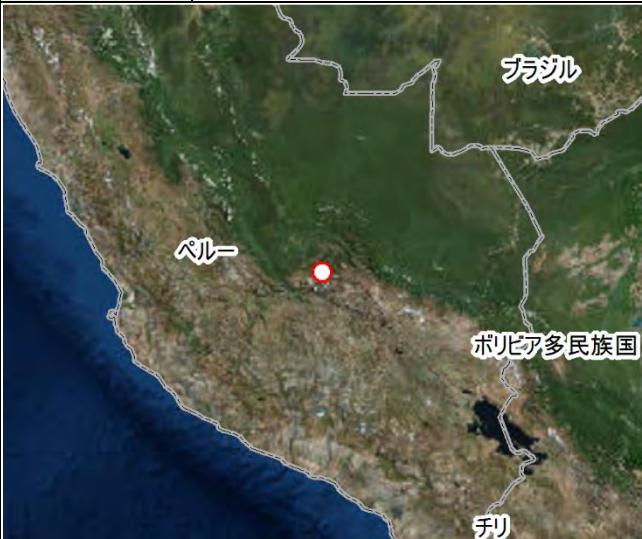
## 決定概要

### 【危機遺産見送り】

- ・以下について再要請する。
  - 効果的な保護制度、管理体制が確立されるまで、資産内での開発行為を一時停止すること。
  - 違法建築物のリストを作成し、HIA及び環境影響評価（EIA）によって本資産のOUVへの影響を評価したうえ、脅威となる違法建築物をすべて取り壊すこと。
  - 新たな違法建築を防ぐために法令の厳格な運用を行うこと。
  - 本資産の管理計画を取りまとめること。採択前に案を、世界遺産センター及び諮問機関に提出すること。
  - 2017年に実施されたミッションの勧告を含め、これまでのすべての勧告を実施すること。
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年2月1日までに、更新した保全状況報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。なお、顕著な普遍的価値に対する潜在的危険もしくは確実な危険が確認された場合は、危機遺産とする可能性がある。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 3. マチュ・ピチュの歴史保護区

基本情報				
決定番号	43 COM 7B.37	ID No.	274	
資産名称（英）	Historic Sanctuary of Machu Picchu			
締約国	ペルー共和国			
		 ©Silvan Rehfeld Author: Silvan Rehfeld		
種別	複合遺産	資産面積	38,160.87 ha	
タイプ		緩衝地帯面積	設定なし	
評価基準	i, iii, vii, ix	世界遺産一覧表記載年	1983 年	
構成資産数	1			
資産概要	<p>本資産は、32,592ha の山地斜面・頂上・渓谷を周辺に抱え、中心には標高 2,400m以上に建てられた考古学的記念物である「城塞 (La Ciudadela)」を擁している。マチュ・ピチュは、15 世紀に建造され、16 世紀にスペイン植民者によりインカ帝国が滅ぼされた際に放棄された。およそ 200 基の構造物で構成される、宗教的、儀礼的、天文学的、農耕の中心地は、石製テラスにより十文字に切られ急斜面に造られている。多くの居住区、広範囲に広がる道路網、灌漑用水路、農耕用テラスは、しばしば現在までの長期にわたる利用を示す証拠を有している。標高の高い「プナ」草原から、ポリレピスの藪、山地性雲霧林、低地の熱帯雨林へと至る熱帯アンデスの東斜面には、豊かな生態系と国際的に重要な固有種が多くみられる。</p>			
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2015, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, 1999, 1998, 1997, 1996, 1994, 1993, 1987			
保全状況				
現在の課題	なだれ/地滑り、洪水、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画			
審議概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>締約国による保全状況報告               <ul style="list-style-type: none"> <li>マチュ・ピチュ管理ユニットに関する内規案をとりまとめた。2019 年 6 月に開催予定のステアリングコミッティで承認される見込みである。</li> <li>収容力及び許容可能な変化の限度に関する 2015 年調査が、2019 年 6 月に完成する予定である。</li> <li>2017 年に、観光目的の来訪及び利用に関する規制（リヤクタの考古遺跡）及びインカの道の観光利用に関する規制を承認した。</li> <li>ビジターセンターの検討が、2019 年 3 月に完了する予定である。その後、入札及び建設工事を 2020 年前半に予定している。併せて、マチュ・ピチュの歴史に関する情報について、最新の知見にもとづいたとりまとめを進めている。</li> <li>マチュ・ピチュのリヤクタに至る交通手段について、代替交通検討調査の仕様書を作成した。調査は 2019 年 4 月開始の予定である。なお、調査が完了するまでの間は、リヤクタまでのアクセス整備に関する事業を停止する。</li> <li>マチュ・ピチューチョケキラオ生物圏保護区を目指す取り組みを進めている。関係する調査が 2019 年 3 月に完了する予定である。</li> <li>2015–2019 年マスター・プランで計画していた活動の 80%以上が実施済みである。その他、戦略的将来ビジョン、アマゾン地域のアクセスに関する包括的戦略、保護地域内での固体廃棄物に関する取り組みが進捗している。</li> </ul> </li> </ol>			

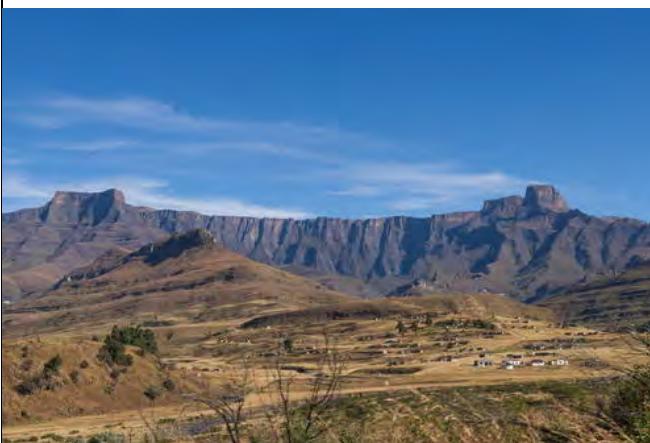
	<p>る規制、一般ごみ管理計画、河川からの土石採取規制について取り組みを進めている。</p> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年に行われたリアクティブモニタリングミッションの勧告について相当な進展があった。</li> <li>・様々なレベルでの規制について、さらに一体化を図る必要がある。</li> <li>・公共利用計画については、観光利用だけでなく、その他の様々な利用を考慮する必要がある。また、様々な活動が、マチュ・ピチュのより広いセッティングに与える潜在的影響についても必要がある。</li> <li>・収容力及び来訪者数の明確な制限について進展がみられないことは遺憾である。収容力に関する2015年調査の結果を世界遺産センターに提出するよう要請する。収容力を設定した後、来訪者数に明確な制限を設けるとともに、来訪者の動線を分散し、リヤクタの外にある代替観光地に来訪者を誘導する必要がある。</li> <li>・代替交通調査の最終とりまとめは、資産全体の収容力及び各構成要素の収容力、最大来訪者数が定義されるのを待つ必要がある。</li> <li>・生物圏保護区を目指す取り組みは、来訪者が多様な体験を楽しむことを可能とし、持続可能な使用につながるものであり歓迎する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <p>個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	---

## 決定概要

- ・現在実施中の収容力の調査が完了した場合、来訪者数に明確な制限を設け、来訪者の流れを制御、分散するとともに、リヤクタ以外の観光地を推進すること。また、収容力の調査報告書を、2019年12月1日までに世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・全体の収容力及び個々の要素の収容力の定義が済んだ後に、文化省が実施することになっている代替交通に関する調査を実施するよう要請する。このような調査の前に、リヤクタへのアクセスが整備されることに懸念を表明する。
- ・観光だけでなく、他の土地利用を考慮して、資産範囲の公共土地利用計画を見直すよう要請する。
- ・「環境評価に関する IUCN 世界遺産アドバイスノート」及び「世界文化遺産の遺産影響評価に関する ICOMOS ガイダンス」に示された世界遺産基準のガイドライン及びアドバイスを、アクセス、観光開発、来訪者施設、インフラ工事、都市開発を含む資産内の全ての活動に厳密に適用すること。また、関係する評価書においては、世界遺産センターに提出すること。
- ・空港、鉄道、ケーブルカー、トンネル、道路などの主要な輸送インフラ事業について、計画の早い段階で、資産の OUV に対する影響、周辺環境に対する影響、マチュピチューチョケキラオ (Machu Picchu-Choquequirao) 生物圏保護区に対する影響を厳密に評価するよう要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

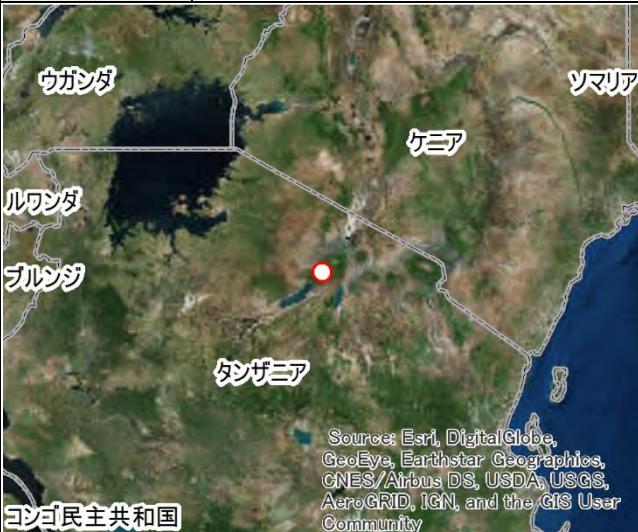
### 4. マロティ-ドラケンスバーグ公園

基本情報				
決定番号	43 COM 7B.38	ID No.	985	
資産名称（英）	Maloti-Drakensberg Park			
締約国	レソト王国/ 南アフリカ共和国			
		 © Vincent Ko Hon Chiu Author: Vincent Ko Hon Chiu		
種別	複合遺産	資産面積	249,313 ha	
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	46,630 ha	
評価基準	i, iii, vii, x	世界遺産一覧表記載年	2000 年	
構成資産数	2		2013 年 拡張	
資産概要	<p>本資産は、レソトと南アフリカの両国にまたがる、マロティー - ドラケンスバーグ山脈の風景美と人類の痕跡が残る国立公園である。2000 年に登録された南アフリカのウクハランバ / ドラケンスバーグ公園 (uKhahlamba Drakensberg) にレソトのセサバテーベ国立公園 (Sehlathebe National Park) が追加登録された。世界でもこの公園でしか見られない魚や固有種の植物など、貴重な動植物の生息地となっている一方で、洞窟や岩窟住居が密集する遺跡もあり、サハラ砂漠以南のアフリカでは最大規模の洞窟壁画群が現存する。この壁画はこの場所で 4000 年以上も生活しているサン族 (San people) の文化を象徴するものである。</p>			
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2015			
保全状況				
現在の課題	インターパリテーション施設、来訪者施設、法的枠組、宿泊施設等、管理上の活動、管理制度/管理計画			
審議概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>締約国による保全状況報告</li> <li>様々な管理関係文書を整理した統合管理計画のとりまとめを進めている。</li> <li>ロックアート及び考古調査の結果を踏まえて、顕著な普遍的価値の言明修正案をとりまとめた。</li> <li>セサバテーベ国立公園（レソト）南側の緩衝地帯（南アフリカ）についての協議が完了した。軽微な境界線の変更手続きを追って行う予定である。</li> <li>セサバテーベ国立公園の 2019-2022 年文化遺産実施プログラムを作成した。不急の保全措置についてはひきつづき停止している。</li> <li>職員はさまざまなトレーニングに参加している。</li> <li>南アフリカでのケーブルカー計画について、環境影響評価及び遺産影響評価はまだ始まっていない。</li> <li>レソトの生物多様性資源管理法制定のための検討は継続中である。</li> <li>南アフリカで緩衝地帯の設定を予定している場所において、シェールガス採掘の机上評価を行う許可が出された。また、石油及びガスの採掘権申請が提出された。</li> <li>GEF（地球環境ファシリティ）の少額グランツ制度と、ユネスコオランダ信託基金と協力して、保護地域のコミュニティによる管理計画（COMPACT）を進めている。セサバテーベ国立公園コミュニ</li> </ol>			

	<p>ニティ保全フォーラムを強化する国際援助プロジェクトは近く完了する予定である。</p> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>複雑な管理体制を統合する統合管理計画を早急にとりまとめすることが重要である。</li> <li>新たに緩衝地帯の設定を検討している地域において、シェールガス、石油、ガスの採掘が計画されており、顕著な普遍的価値に影響を与える可能性があることから、環境影響評価及び遺産影響評価を実施し、世界遺産センターに提出する必要がある。</li> <li>現場管理事務所から、緩衝地帯内でガソリンスタンド建設の計画があるとの報告がある。</li> <li>南アフリカ政府は、ケープルカー計画について、環境影響評価及び遺産影響評価を実施するまで、事業実施に関する決定を下さないと約束している。</li> <li>レソトの生物多様性資源管理法は、2020年12月に完成する予定とされているが、これはもともとの世界遺産委員会勧告から大幅に遅れており、優先的にできるだけ早い完了を目指すよう要請する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <p>個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
<b>決定概要</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>統合管理計画を完成させ、世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>南アフリカ側の新たな緩衝地帯について、軽微な境界線の変更手続きを行うよう要請する。</li> <li>ロックアートの脆弱性に対する措置について、イコモス及びロックアート保全専門家による承認をまって対応すること。なお、不急の保全措置を停止すること。</li> <li>新しい緩衝地帯内で計画されているシェールガス、石油、ガス採掘について、環境影響評価及び遺産影響評価を実施し、世界遺産センターに提出すること。</li> <li>緩衝地帯内のガソリンスタンド計画について調査し報告すること。</li> <li>レソトの生物多様性資源管理法を急ぎ完了し、世界遺産センターに提出すること。</li> <li>2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した統合報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。</li> </ul>	

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 5. ネゴロンゴロ保全地域

基本情報			
決定番号	43 COM 7B.39	ID No.	39
資産名称（英）	Ngorongoro Conservation Area		
締約国	タンザニア連合共和国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©Vincent Ko Hon Chiu Author: Vincent Ko Hon Chiu</p>	
種別	複合遺産	資産面積	809,440 ha
タイプ		緩衝地帯面積	設定なし
評価基準	iv, vii, viii, ix, x	世界遺産一覧表記載年	1979 年 2010 年 拡張
構成資産数	1		
資産概要	ネゴロンゴロ保全地域は、広大な敷地の中に高地性の草原、サバンナ、サバンナ林、森林などの多様な植生を擁し、様々な野生動物が豊富な環境である。また、世界最大のカルデラであるネゴロンゴロ・クレーターも存在する。ここでは古くからマサイ族が野生動物と共に存しつつ、伝統的な半遊牧の生活を送ってきた。考古学的調査によってネゴロンゴロでは 360 万年も前から人類が居住していたことが判明しており、太古からの人間と動物の営みを窺うことができる。		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2015, 2014, 2012, 2011, 2010, 2009, 2007, 2006, 2005, 2004, 2002, 2001, 2000, 1999, 1994, 1993, 1989, 1988, 1987, 1986, 1985, 1984, 1983		
保全状況			
現在の課題	農作物の生産、ガバナンス、陸上交通インフラ、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、不法行為、観光/来訪者/レクリエーションの影響、インタープリテーション施設、来訪者施設、侵略的/外来の陸上種、土地改変(conversion)、家畜飼育/放牧、宿泊施設等、管理上の活動、管理制度/管理計画、その他（地域コミュニティの状況、人類の足跡の保全）		
審議概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>締約国による保全状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>2017 年、2018 年には、ゾウの密猟は報告されていない。レンジャーの増員を行ってきたが、さらに 2 名のレンジャーを追加する予定である。</li> <li>侵略的外来植物戦略的管理計画を改訂し、世界遺産センターに提出した。</li> <li>総合管理計画案を作成し、2019 年 1 月に世界遺産センターに提出した。</li> <li>2018 年 6 月の政府通達により、資産範囲内の道路をネゴロンゴロ保全地域管理局(NCAA)の管理下に置いた。</li> <li>ロデアレゲートーゴリニ間幹線道路の環境社会影響評価を実施し、世界遺産センターに提出した。</li> <li>南セレンゲティーンゴロンゴロ間のバイパス道路についてのフィージビリティスタディで、ふたつのルートを評価し、マスワーララゴーブルカラトゥを通るブルルートが、資産範囲内を通過する交通量を低減する点で最も効果的であるとの結論に至った。</li> <li>ラエトリ博物館整備について、リアクティブモニタリングミッションが現地調査を実施するまでの間停止する。</li> <li>2019 年 3 月に、ラエトリの足跡化石の保全及び博物館プロジェクトに関する専門家会合を世界遺産センターが開催した。</li> </ul> </li> </ol>		

	<p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゾウの密猟がないこと、締約国の密猟対策や外来種対策を歓迎するが、2019年リアクティブモニタリングミッションによると、さらなる取り組みが必要である。</li> <li>・観光関連の開発による視覚的影響が増大している。</li> <li>・総合管理計画は観光開発の推進に力点があり、観光収容力に関するガイドラインや政策が欠けている。</li> <li>・2019年リアクティブモニタリングミッションによると、文化遺産の保全対策として、変化している慣習や信仰体系について民俗学的調査を実施するほか、伝統的に放牧を行っている人々の生業を維持するための多様な土地利用モデルを検討したり、住民の資産範囲外への移転について、現在締約国により進められている自主的な移住に代わる方法を検討したりする必要がある。</li> <li>・2019年3月に開催された専門家会議では、ラエトリの足跡化石について保全措置を決定する前に、安定性を含めさらなる調査を実施する必要があるとの結論に至った。2019年後半に再度専門家会合をタンザニアにおいて開催する予定である。</li> <li>・道路改良事業について、2017年のアドバイザリーミッション勧告が実施されるまで停止するよう勧告する。また、交通量のモニタリング、スピードを制限するための措置を緊急に実施する必要がある。</li> <li>・これまでの委員会決定の多くが実施されていない。現在進められている事業だけでなく計画されている事業を含むすべての事業を対象として、遺産影響評価を含む戦略的環境評価を実施し、顕著な普遍的価値に対する個別の影響及び累積影響に対する措置を講じるよう要請する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タンザニアが状況説明を行う発言を認められ、勧告について徐々にではあるが実施しており、道路の管理については、ンゴロンゴロ保全地域の管理下におかれていると説明した。また、南バイパス道路のフィージビリティスタディについても、勧告どおり提出したが、報告に反映されておらず、実際の進捗状況と諮問機関の勧告の内容に不一致があるとの見解を示した。</li> <li>・世界遺産センターは、2018年に世界遺産センターと諮問機関によるリアクティブモニタリングを実施したことについて報告を行った。また、イコモスからは、道路改良事業について事業実施前に考古遺跡について調査を行うように要請していたが、調査が実施されなかつたため、締約国と協議した結果、これから調査を実施して結果を提出することで合意に至ったとの報告があった。</li> <li>・アンゴラが、締約国は勧告の実施に努めているにも関わらず、決定文案の表現は、勧告が全く実施されていないかのような文言となっていることから当該箇所を修正すべきとして、修正案を提出した。</li> <li>・これをブルキナファソが支持し、修正された決定が採択された。</li> </ul>
--	--

## 決定概要

- ・締約国は、2017年アドバイザリーミッションの勧告に対応しているものの、道路舗装工事が継続していることに懸念を表明する。また、2017年ミッションの勧告に含まれる測量及び調査の詳細について緊急に世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 6. アルジェのカスバ

基本情報				
決定番号	43 COM 7B.40	ID No.	565	
資産名称（英）	Kasbah of Algiers			
締約国	アルジェリア民主人民共和国			
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>© UNESCO Author: Hana Aouak</p>		
種別	文化遺産	資産面積	60 ha	
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	設定なし	
評価基準	ii, v	世界遺産一覧表記載年	1992 年	
構成資産数	1			
資産概要	カスバは、イスラム都市メディナの一種で、歴史は非常に古く、紀元前 6 世紀にはフェニキア人が入植していたとされる。地中海沿岸の最も美しい場所のひとつに立地しており、紀元前 4 世紀にはカルタゴ人の貿易拠点が置かれた。カスバとは元来北アフリカの諸古代都市がズィール朝時代（983 年～1148 年）に迎えた絶頂期を指す言葉だが、今日ではエル・ジャザイル（El Djazair）の旧市街と周辺部およびオスマン帝国時代に築かれた城壁に囲まれた範囲を意味する。カスバでは現在も 5 万人ほどの市民が生活しており、伝統的家屋、宮殿、ハマム（公衆浴場）、モスク、そしてスーク（市場）といった施設が比較的よく維持されている。			
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2015, 2013, 2011, 2009, 2007, 2005, 2004, 2003, 2001, 1996, 1995, 1994, 1993			
保全状況				
現在の課題	伝統的な生活様式・知識体系の変化、浸食/堆積、土地利用の変更、管理上の活動、管理制度/管理計画			
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に建築物の状態を調査している。その結果、優先的に対応が必要な建築物を新たに 24 件特定した。</li> <li>民間所有の建築物を含め、多くの復元工事を開始している。</li> <li>2018 年 1 月 20 日～23 日に国際会議を開催するにあたって、開催前に、3 回のラウンドテーブルを行い、保護地区の保護、保全、活用のための恒久的計画（PPSMVSS）の実施に係る法的側面について議論を行った。国際会議では、様々な分野の調整を行う機関の必要性、戦略的ビジョンの必要性、パイロットプロジェクトの実施が提案された。</li> <li>社会経済活動を活発化するための取り組みを進めている。ハバナなどの都市との姉妹都市締結を進めている。</li> <li>2018 年 3 月に、アルジェ市とイルドフランス地域議会との間で協力関係の合意を結んだ。</li> </ul>			

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立考古研究センター（CNRA）/国立予防考古調査研究所(INRAP)の発掘調査がやや遅れているが、残る報告書の作成を進めている。</li> <li>・殉教者広場駅に博物館スペースがオープンした。</li> <li>・2019年4月22日に、殉教者広場周辺で1棟の建物が崩壊し、違法に占有していた5人の居住者が死亡した。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産範囲内で新たに保全状況の悪化がみられるることは懸念される。</li> <li>・2018年1月20日から23日に開催された「世界遺産アルジェのカスバの保全及び活性化に関する国際専門家会議」では、バレセロナ、バーリ、エルサレム、イスタンブール、ハバナ、リオデジャネイロ、チュニス、トリノのケーススタディの発表があり、歴史的都市における課題と対策について議論を行った。会議には、住宅、観光、環境を所管する大臣らが出席し、文化大臣及びアルジェ市長が、会議の勧告の実施を支持することを宣言した。日本信託基金による会議費用のうち、残金を活用して法的枠組みに関する勧告の一つを実施することとなった。</li> <li>・2018年12月、アルジェ市とフランスの建築家ジャン・ヌーヴェルの事務所との間で、カスバの活性化に関するパートナー合意が結ばれた。資産範囲内で計画されるすべての事業について遺産影響評価を実施し世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <p>個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	---

### 決定概要

- ・2018年1月に開催された国際会議の勧告を全て実施するよう要請する。
- ・資産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性がある大規模復元及び新規建築について、作業指針第172項に則って世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、予防的発掘の最終報告、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を、世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 7. ティパサ

基本情報			
決定番号	43 COM 7B.41	ID No.	193
資産名称（英）	Tipasa		
締約国	アルジェリア民主人民共和国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©UNESCO Author: Hana Aouak</p>	
種別	文化遺産	資産面積	52.16 ha
タイプ	不明	緩衝地帯面積	設定なし
評価基準	iii, iv	世界遺産一覧表記載年	1982 年
構成資産数	3		
資産概要	<p>地中海に面したこの資産は、はじめフェニキア人の交易都市であったが、やがてローマの支配下に入るとモーリタニアの諸王国を征服するための拠点となった。遺跡にはフェニキア、ローマ、初期キリスト教、ビザンティン各時代の遺構とともに、クボル・エ・ルーミア (Kbor e Roumia (死者記念塔)) の名で知られるモーリタニア王家の靈廟を擁する。紀元前 6 世紀から紀元 6 世紀にかけての様々な文明が交錯したティパサは、おそらくマグレブ世界でも最も複雑な文化的背景を持つ遺跡である。</p>		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2015, 2013, 2011, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 1992, 1990, 1989		
保全状況			
現在の課題	意図的な遺跡の破壊、浸食/堆積、住宅開発、人材、不法行為、観光/来訪者/レクリエーションの影響管理上の活動、海上交通インフラ		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3つの各構成遺産周辺のフェンスについて、修理、入れ替えを行った。警備員詰め所、二つ目の入り口を設置し、危険の高い地域には救命用浮き輪を配備した。サイン及び照明についても検討を進めており、一部整備を完了している。</li> <li>文化省は、ゲティ財団、イクロムの協力のもと、アルジェリア初となるモザイク保全復元ワークショップをティパサに設置した。2018 年 6 月から運営が始まっている。</li> <li>ティパサの考古遺跡を対象とした改訂版管理計画とりまとめに向けた調査を開始した。</li> <li>港湾整備事業の遺産影響評価を再開し、2018 年 9 月に完了した。</li> <li>崖地の補強工事を停止し、2018 年 4 月に補強工事計画を世界遺産センターに提出した。現地の自然環境に調和した補強工事法について検討するため専門家を招へいする必要がある。</li> <li>2017 年から 2018 年にかけて、警備員を 16 人追加し、現在 85 人の警備員がいる。治安担当職員を 4 名雇上した他、考古学者 2 名を新たに雇上（合計 6 人）し、遺産を専門に扱う建築士 1 名を雇上了。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画されていた太陽光給電照明のサイズが縮小されたが、モーリタニア王家の靈廟の周りに高密度で設置される計画となっている。</li> </ul>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理計画の改訂について具体的なスケジュールが示されていない。</li> <li>・港湾整備事業の遺産影響評価が完了したことを歓迎する。遺産影響評価の結果を世界遺産センターに提出するよう要請する。同事業は、大規模な波浪が発生した場合や将来海面が上昇した場合に備えるものだが、修景計画について材料を適切に選択するなど改善することが望ましい。</li> <li>・2006年から2009年にかけて建設された桟橋の修景、崖地の足元における護岸建設の当面中止、類似する課題をもつ世界遺産の経験を共有するための国際会議の開催など2017年4月のアドバイザリーミッションの勧告を実施すること。</li> <li>・締約国は、緩衝地帯を海上まで拡大するというミッションの勧告を拒否しているが、クリーク・ビーチを保護することと合わせて、同勧告を再度検討するよう要請する。</li> <li>・考古遺構上に雨水がたまる問題に対する第一段階の対応として、古来の排水システムについての考古調査を行い、それらを活用することができないかどうか検討するよう勧告する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	--

### 決定概要

- ・照明システムについて見直すことを勧告する。
- ・改訂版管理計画を世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・港湾整備事業の遺産影響評価を世界遺産センターに提出すること。
- ・2006年から2009年に建設された桟橋の修景を、港湾整備事業の一環として実施すること。
- ・技術上、修景上の観点からより良い解決策がみつかるまで、崖地下の護岸工事を停止すること。
- ・ティパスと類似する課題をもつ世界遺産の経験を共有するため、国際会議を開催すること。
- ・海上を含むように緩衝地帯を拡大することについて再度検討すること。
- ・雨水、水たまりにより考古遺構に負の影響が及ぶことがないよう、2017年アドバイザリーミッションで提案されたとおり、古来の排水システムについて考古調査を行い、可能であれば、それらの活用を検討するよう要請する。
- ・2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 8. カルアト・アル-バフレーン—古代の港とディルムンの首都

基本情報			
決定番号	43 COM 7B.42	ID No.	1192
資産名称（英）	Qal'at al-Bahrain – Ancient Harbour and Capital of Dilmun		
締約国	バーレーン王国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©Editions Gelbart Author: Jean-Jacques Gelbart</p>	
種別	文化遺産	資産面積	70.4 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	1,311.8 ha
評価基準	ii, iii, iv	世界遺産一覧表記載年	2005 年
構成資産数	1		2014 年軽微な境界線の変更
資産概要	カルアト・アル-バフレーンは典型的なテル（遺丘）である。発掘された部分は遺跡全域の 25%程度に過ぎないにもかかわらず、家屋から軍事施設に至るまでさまざまな遺構が出土している。高さ 12m のテルの頂上にはポルトガル人の築いた要塞（qal'a）があり、カルアト・アル-バフレーンの名はこれに由来する。また、遺跡は中近東でも最古級の文明を持つ土地としてシュメールの楔形文字文書に表れるディルムンの首都と考えられている。		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2015, 2013, 2009, 2007, 2006		
保全状況			
現在の課題	陸上交通インフラ、住宅開発		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>カルアト・アル-バフレーン包括的保全管理計画 2013–2018 年で計画していた措置の 75%が完了しているか現在実施中である。</li> <li>遺産法上の指定区分の見直しを行い、本資産については「考古遺跡」及び「歴史的庭園」の指定を適用することとした。また、国土戦略的計画及び国土政策指針に統合した。</li> <li>バーレーン本土とヌラナ人工島との間の道路整備問題について、2018 年 6 月の議論を踏まえ、海上に道路を建設するのではなく 2015 年に検討していたトンネル案をもとに検討を進めることとした。検討範囲内には、地下水脈や考古遺構がないことが調査によって確認されている。ヌラナ島道路接続計画の遺産影響評価を世界遺産センターに提出した。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遺産保護のための戦略を国土政策に統合する上で、重要な前進があった。</li> <li>緩衝地帯内の開発はコントロールされており、バーレーン文化考古局（BACA）の専門家がひとつひとつの事例をレビューすることになっている。さらに、大規模開発事業については、個別の遺産影響評価を実施する。</li> <li>包括的保全管理計画の実施に関して重要な前進があった。</li> <li>ヌラナ島道路接続計画の遺産影響評価は、2011 年世界文化遺産のための遺産影響評価に関するイコモスガイダンスを適用した良い見本である。騒音、振動、大気汚染、粉じん、沈殿、海流動態、</li> </ul>		

	<p>視覚的影響などを分析し、明確なマトリックスを用いて整理を行っている。トンネルの最終デザインの決定や最適な工事方法の決定についてはさらに調査研究が必要だが、遺産影響評価はトンネル案は資産に対する重大な影響を回避することができるとの結論に至っている。</p> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
<b>決定概要</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・トンネルの最終デザイン及び工事方法の詳細を世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>・2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。</li> </ul>	

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 9. 古代都市テーベとその墓地遺跡

基本情報				
決定番号	43 COM 7B.43	ID No.	87	
資産名称（英）	Ancient Thebes with its Necropolis			
締約国	エジプト・アラブ共和国			
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>© Emmanuel Pivard Author: Emmanuel Pivard</p>		
種別	文化遺産	資産面積	7,390.16 ha	
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	443.55 ha	
評価基準	i, iii, vi	世界遺産一覧表記載年	1979 年	
構成資産数	3			
資産概要	<p>アメン神に捧げられた都市テーベは、中王国時代および新王国時代にわたってエジプトの首都であった。ファラオからローマの皇帝に至るまで、何百という君主がオベリスクや建造物でこの街を飾った。ナイル河を挟んで右岸側は生者の街であり、メンチュ、アメン、ムトの三柱に捧げられていた。対して左岸側は王家の谷と王妃の谷からなる死者の街であり、ハワード・カーターによる伝説的なツタンカーメン王墓の発掘が行われた。カルナック (Karnak) とルクソール (Luxor) の神殿や宮殿とともに、テーベはエジプト王国の栄華を現代に伝えている。</p>			
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2015, 2013, 2012, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2001, 1998			
保全状況				
現在の課題	<p>伝統的な生活様式・知識体系の変化、意図的な遺跡の破壊、洪水、住宅開発、人材、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理上の活動、管理制度/管理計画、水（物理的影響）、その他（自然劣化、構造上の問題）</p>			
審議概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>締約国による保全状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>2017年11月に、ユネスコカイロ事務所と協力して、ルクソールにおいて現場での管理に関するキャパシティビルディングのためのワークショップを開催した。</li> <li>2018年7月に、アラブ地域世界遺産センター (ARC-WH)、アフリカ世界遺産基金、ユネスコカイロ事務所の協力を得て、カイロにおいて遡及的インベントリーの作成、境界線の明確化に関するトレーニングを行った。</li> <li>顕著な普遍的価値の言明修正案を作成した。</li> <li>管理計画の完成はまだだが、現場管理観光計画の策定に向けて取り組んでいる。</li> <li>照明、防犯カメラ、地下水工事、王家の谷・王妃の谷洪水緊急計画についての情報を提出した。</li> <li>アプト神殿(Temple of the Apt)において復元、修復を行っている（粉じん除去、コウモリ駆除、ひび割れ・風化した表面の修理、彩色面の再表面化処理、石床張り、アクセス性・安全性の改善）。</li> <li>スフィンクスの行列路において発掘、復元を行っている（像の復元、碑文の補強、考古遺構基礎部分の再組立）。</li> <li>メディネット・ハブ神殿（ラムセス三世葬祭殿）、ラメセウム（ラムセス二世葬送殿）、セティ一世葬祭殿等の葬祭殿の保全工事を実施している。</li> <li>2018年をアクセス性向上年とし、カルナックをエジプトで初めて体の不自由な人々もアクセシ</li> </ul> </li> </ol>			

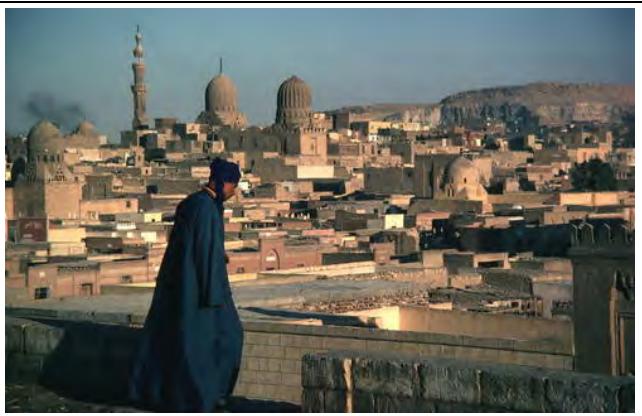
	<p>ブルな史跡地区として整備する計画を取りまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>様々な省庁、研究機関の代表 14 人から構成され、エジプト国内の世界遺産の管理、保護、保全に関する戦略ビジョンをとりまとめる役割をもつ最高委員会の設置について、関連情報を世界遺産センターに提出した。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>顕著な普遍的価値の言明改定案を歓迎する。諮問機関によるレビューを受けたのち、世界遺産委員会で正式な採択を行う。</li> <li>管理計画の策定に関する進捗が遅い。2017 年ミッションの勧告実施状況について報告がない。</li> <li>ハッサン・ファトヒー (Hassan Fathi) によるニュークルナ村の建築作品の保全問題について、エジプト政府の特別会計を活用して、モスク、ハッサン・ファトヒーの家、劇場、市場、カーンの 5 か所を修復することとなっている。</li> <li>これまで世界遺産委員会が決定した勧告のうち、河川護岸の修景、交通のコントロール、擁壁の視覚的影响及び排水問題等について対応がなされていない。</li> <li>資産の管理は、観光開発に偏っている。</li> <li>締約国が実施している様々なプロジェクト（照明、監視カメラ、地下水関連工事、洪水対策、発掘調査、復元等）及び新しいプロジェクト（現在進行中もしくは計画されているもの）について、作業指針第 172 項に則って、遺産影響評価を含む十分な情報を世界遺産センターに提出する必要がある。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <p>個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	---

## 決定概要

- 保全及び観光管理を統合した管理計画の策定を急ぐよう要請する。さらに、2030年マスタープランを改訂するよう要請する。
- 照明、監視カメラ、地下水関連工事、洪水対策、王家の谷及び王妃の谷の洪水緊急計画、スフィンクスの行列路の発掘及び復元、アブト神殿・メディネットハブ神殿・ラメスウム・セティ一世葬祭殿の復元、カルナックでのアクセス性改善、その他の事業について、作業指針第172項に従って、遺産影響評価等の情報を世界遺産センターに提出するよう要請する。
- 2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 10. カイロ歴史地区

基本情報					
決定番号	43 COM 7B.44	ID No.	89		
資産名称（英）	Historic Cairo				
締約国	エジプト・アラブ共和国				
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©UNESCO Author: Spier-Donati, Marianne</p>			
種別	文化遺産	資産面積	523.66 ha		
タイプ		緩衝地帯面積	ha		
評価基準	i, v, vi	世界遺産一覧表記載年	1979 年		
構成資産数					
資産概要	近現代に発展した新市街の中に、イスラム世界最古級の都市が埋もれるようにして残っている。この旧市街には 7 ~ 20 世紀に建造された 600 以上の建物が現存するが、これほど多くの歴史的建造物が残る都市はカイロの他には少ない。カイロは 10 世紀にファーティマ朝の支配下に入ってから急激に発展し、その後アイユーブ朝、マムルーク朝と支配者が変わる中で、14 世紀には繁栄の絶頂を迎えた。カイロが中世イスラム世界の政治、戦略、学問そして商業上どれほど重要な存在であったかを、この歴史地区から窺い知ることができる。				
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2015, 2013, 2012, 2011, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, 1999, 1998, 1997, 1995, 1993				
保全状況					
現在の課題	住宅開発、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、管理制度/管理計画、水（物理的影響）、その他（インフラの老朽化、放置、維持管理不足）				
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本資産の都市としてのテクスチャを保全することを目的としたさまざまな法令、基準を統合するための取り組みの第 1 歩となる 2016 年法令第 90 号の承認を完了した。</li> <li>カイロ歴史地区都市再生プロジェクト(URHC)の第 1 段階として、2018 年 8 月にデータ収集等を完了した。第 2 段階では、都市再生プロジェクトについて議論するための会合の開催、資産の管理体制の検討、法的枠組みの検討、自立した予算確保方法の検討などを予定している。最終の第 3 段階では、カイロ歴史地区持続的開発計画に関する行動計画をとりまとめる予定である。</li> <li>これらに関して、世界遺産センターに報告を行う予定である。</li> <li>URHC に関する情報は、マスメディアを通じて公表し、市民を含む関係者の普及啓発に活用している。</li> <li>考古局主催の「考古建造物 100 棟レスキューキャンペーン」として、2016 年から 2018 年にかけて、多くの措置を実施した。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対策の進展を歓迎する。</li> <li>承認された法令の施行規則について、公式な承認に向けたスケジュールが不明であることから、この点に関する詳細な情報の提供を要請する。</li> </ul>				

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カイロ歴史地区都市再生プロジェクト(URHC)の最終段階で行動計画のとりまとめが予定されているが、「カイロ歴史地区持続的開発計画」に関する行動計画であり、前回の保全状況報告で言及されていた「マスター・プラン」の行動計画ではない。</li> <li>・2018年に提出された報告では、法的位置づけをもち、独立した予算で運営される審議会(General Council)の設立が示唆されていたが、今年の報告にはこの件について情報がない。</li> <li>・アル・アザール人道橋の改修プロジェクトは、一時的に停止されている。</li> <li>・世界遺産センター・イコモス合同リアクティブモニタリングミッションは、2019年6月に実施される予定である。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	--

### 決定概要

- ・カイロ歴史地区都市再生プロジェクト(URHC)の詳細について世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・URHCの第1段階で収集したデータを、モニタリングのためにどのように活用しているのか等について詳細を世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年2月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 11. メンフィスとその墓地遺跡-ギーザからダハシュールまでのピラミッド地帯

基本情報			
決定番号	43 COM 7B.45	ID No.	86
資産名称（英）	Memphis and its Necropolis - the Pyramid Field from Giza to Dahshur		
締約国	エジプト・アラブ共和国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>© Editions Gelbart Author: Jean-Jacques Gelbart</p>	
種別	文化遺産	資産面積	16,358.52 ha
タイプ	記念物	緩衝地帯面積	不明
評価基準	i, iii, vi	世界遺産一覧表記載年	1979 年
構成資産数	2		
資産概要	メンフィスはエジプト古王国時代の首都。ギザの 3 大ピラミッドなど 80 余りのピラミッドが残され、中でも高さ 146m のクフ王のものが最大。テーベはエジプト中王国・新王国の首都として栄え、ナイル川東岸にあるカルナック神殿や、西岸のラムセス 2 世などの葬祭殿、砂漠丘陵地の王家の谷の墓地群が、かつての繁栄を物語っている。		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2016, 2007, 2005, 2004, 2003, 2001, 1999, 1998, 1997, 1995, 1994, 1993, 1990		
保全状況			
現在の課題	住宅開発、インタープリテーション施設、来訪者施設、宿泊施設等、地下交通インフラ		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2018 年に考古遺跡保護法を改正した。</li> <li>・「スキャン・ピラミッド」プロジェクトに大きな前進があった。成果をネイチャー誌に発表した。</li> <li>・サッカラでのステップピラミッド及び南墓地リスク緩和及び復元は一年以内に完了する見込みである。</li> <li>・旧王国墓地、石切墓地群 2 か所、ミイラ作業所、ローマ風呂及び建造物群、王家司祭の墓など多くの考古学的発見があった。</li> <li>・カイロ環状道路トンネル計画の地球物理学的調査を実施し、2018 年 11 月に結果を世界遺産センターに提出した。事業の実施は、遺産影響評価等の必要な調査が完了するまで延期する。放棄された 1995 年環状道路のレガシーに関しては、瓦礫の撤去や定期的なモニタリングを実施している。</li> <li>・ピラミッド治安プロジェクトで、監視カメラの設置を計画している。また、考古遺跡の外側、ピラミッドから十分離れた地点に照明の設置を計画している。</li> <li>・国際的協働のもとに実施されていたメンフィス及びコミュニティ開発プロジェクトが 2017 年に完了した。考古構造の記録作成及び歩道やサインの設計を含む展示・インターパリテーションの改良が行われた。考古省職員のトレーニングも実施した。</li> <li>・エジプト世界遺産管理最高委員会が、関係省庁に対して世界遺産の地図、管理計画を作成しなおすよう要請した。そのなかで、境界線変更の可能性についても検討する。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サッカラでのプロジェクトに重要な前進があった。</li> </ul>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年3月に、ユネスコカイロ事務所及びイコモス専門家の協力のもと、考古省職員を対象とした遺産影響評価に関するワークショップが開催された。イコモスガイダンス及び国際水準を満たす遺産影響評価がまとまった暁には、再度ワークショップを開催し、遺産影響評価の実施過程及び結果について発表を行う。</li> <li>・ギザピラミッド台地整備プロジェクトが、ギザの構成資産を保護する緩衝地帯について検討を行わないまま進められていることは懸念される。ピラミッド治安プロジェクト（旧「照明・治安プロジェクト」）についても懸念がある。作業指針第172項に則ってこれらについてのより包括的な情報を世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>・ギザの構成資産については、増大するカイロの開発圧力から守るために、資産範囲の軽微な境界線の変更を行う必要がある可能性がある。</li> <li>・なお、資産範囲の変更及び緩衝地帯範囲の設定は、世界遺産センターに提出が求められている顕著な普遍的価値の言明とも関わる。</li> <li>・資産の保全状況を評価するため、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを招へいするよう要請する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <p>個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	--

### 決定概要

- ・ギザ台地を横断するカイロ環状道路トンネルプロジェクトを実施する前に、包括的な考古学的調査を実施し、報告書をとりまとめ、遺産影響評価を完了すること。
- ・ギザピラミッド台地整備プロジェクト、ピラミッド治安プロジェクトについて、作業指針第172項に則って包括的な情報を世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・遡及的顕著な普遍的価値の言明を提出するとともに、資産範囲の見直し、緩衝地帯の設定を行い、軽微な境界線の変更手続きをとること。
- ・2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 12. 洗礼遺跡（アル・マグタ）「ヨルダン川対岸のベタニア」

基本情報					
決定番号	43 COM 7B.46	ID No.	1446		
資産名称（英）	Baptism Site "Bethany Beyond the Jordan" (Al-Maghtas)				
締約国	ヨルダン・ハシェミット王国				
		 © Baptism Site Commission Author: Simon Balian			
種別	文化遺産	資産面積	294.155 ha		
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	957.178 ha		
評価基準	iii, vi	世界遺産一覧表記載年	2015 年		
構成資産数	1				
資産概要	洗礼遺跡「ヨルダン川対岸のベタニア」は死海の北、ヨルダン渓谷に位置している。本資産には、聖エリヤの丘（ジャバール・マール・エリヤス (Jabal Mar Elias) としても知られるテル・エル・ハラール (Tell el-Kharrar)）と、洗礼者ヨハネの教会 (Churches of St John the Baptist) の 2 つの特徴的な考古学的地域が含まれている。本資産は、洗礼者ヨハネによってナザレのイエスが (Jesus of Nazareth) が洗礼を受けた地と信じられており、キリスト教徒にとって重要な巡礼地である。キリストが洗礼を受けた地であることを祝し、貯水路、洗礼用のプール、後の時代に建てられた教会・礼拝堂・修道院・隠修士の洞窟・修道僧の僧坊などが関連する物理的遺構として残されている。				
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017				
保全状況					
現在の課題	管理制度/管理計画				
審議概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>締約国による保全状況報告               <ul style="list-style-type: none"> <li>地震対策ガイダンス案を作成した。現在、洗礼遺跡委員会(BSC)が包括的な地震対応計画のとりまとめを進めている。</li> <li>緩衝地帯内に建設される教会のデザイン及び建設に関するガイドラインを作成した。</li> <li>資産のより広いセッティングにおける開発を管理するため、緩衝地帯及び周辺のマスタープランを作成した。</li> <li>資産対岸における送電鉄塔建設に関して 2016 年 8 月 21 に世界遺産センターに送付したレターにおいて、重要なビスタを保存するためにヨルダン川西岸において実施した保護措置について報告した。</li> </ul> </li> <li>世界遺産センターの見解               <ul style="list-style-type: none"> <li>地震対応計画は、案の段階では満足な内容となっていると考えられるが、資産の管理計画との関係が不明確である。地震対応計画を管理計画に統合し、世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>緩衝地帯内の教会デザイン及び建設に関するガイドラインを歓迎するが、高さ 35m まで許可されており、容積制限については言及されていない。この規模の建築物が、景観やビスタに与える影響は不明である。また、同ガイドラインは新規建設を対象としているが、既存の教会の改修や拡張についても適用すべきである。さらに、現在計画されている教会のなかには、このガイドラインに十</li> </ul> </li> </ol>				

	<p>分適合していないものがある（例えば、敷地境界の壁）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緩衝地帯及び周辺のマスター・プランを歓迎するが、緩衝地帯の一部が対象から外れているほか、農業利用ゾーンに会議場の整備が計画されているなどマスター・プランとの不整合がみられる。さらに、マスター・プランに示された資産範囲は、2015年提出された公式の資産範囲と異なっている。</li> <li>・2018年5月に提出された遺産影響評価は、資産の顕著な普遍的価値の言明に基づいたものになつてない。また、資産範囲内に新たに建設が計画されている建築物の影響を考慮していない。以上により、遺産影響評価を改訂する必要がある。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	---

## 決定概要

- ・地震対応計画に係るスケジュールを提出するよう要請する。また、地震対応計画を管理計画に統合するよう要請する。
- ・デザイン及び建設ガイドラインを、既存の教会の改築や拡張にも適用するとともに、現在計画されている教会も同ガイドラインを遵守するよう要請する。
- ・緩衝地帯全域を完全に対象に含めるよう緩衝地帯のマスター・プランを改訂することを要請する。また、資産範囲を2015年に提出された地図に合わせるよう要請する。
- ・遺産影響評価について、顕著な普遍的価値の言明に基づき、また、ヨルダン川西岸の景観、自然植生、ビスタに配慮しつつ、ガイドラインの範囲内で建設可能な高さ35mの建築物の影響を含め全体的な影響を考慮し改訂するよう要請する。
- ・2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 13. ウム・エル-ラサス（キャストロ・メファ）

基本情報			
決定番号	43 COM 7B.47	ID No.	1093
資産名称（英）	Um er-Rasas (Kastrom Mefa'a)		
締約国	ヨルダン・ハシェミット王国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>			
<p style="text-align: center;">©UNESCO Author: Karim Hendili</p>			
種別	文化遺産	資産面積	23.928 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	90 ha
評価基準	i, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	2004 年
構成資産数	2		
資産概要	<p>当初ローマ軍の駐屯地であったウム・エル・ラサスは、5世紀ごろから都市としての発展を始めた。遺跡の大部分が未だに調査されていないが、ローマ、ビザンティン、初期イスラム時代の様々な遺構が残っている。とりわけ柱上苦行者が苦行を行ったと考えられる2基の塔は、こうした遺構として唯一現存するものである。遺跡内にある16の教会には、保存状態のよい鋪床モザイクを伴うものもある。特に聖ステファノス (St. Stephen) に捧げられた教会のモザイクは、ビザンティン時代の周辺地域を絵地図で表現しており興味深い。</p>		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2015, 2013, 2011, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005		
保全状況			
現在の課題	宿泊施設等、管理制度/管理計画、その他（不安定な工作物、セキュリティ）		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>塔登者の塔について、モニタリングを継続しているほか、イタリア環境保護研究所 (ISPRA) 及びイタリア新技術エネルギー持続的経済発展庁(ENEA)による地震耐久性分析を行った。塔の保全工事については、イタリアのパートナーとともに取りまとめ中である。</li> <li>カストルムについても、モニタリングを継続しており、ビザンティン・後ビザンティン研究ヨーロッパセンターの指導のもと敷地内にあるツイン教会の復元、維持管理、安定化を実施した。</li> <li>緩衝地帯拡張の一環として、観光考古省が、緩衝地帯内の民有地の一部の買い上げを行った。</li> <li>聖ステファノス教会の覆屋に設置された雨水排水設備から雨漏りが発生し、モザイク床が被害を受けたが、解決策を講じた。</li> <li>教会のモザイクについて保護目的で一部を埋め戻し、モニタリングを行っている。一部に固定措置を施し定期的に維持管理を行っている。</li> <li>来訪者用のサインを改良した。また、新しいインターパリテーションを計画している。加えて、来訪者の安全性を確保する観点から井戸の取り扱いについての計画をとりまとめている。</li> <li>イタリアの研究機関とともに、測量、記録作成、遺跡範囲確定・水理ネットワーク調査のための地球物理学的探査、塔登者の塔の安定性分析、岩石記載学調査など新たな調査を進めている。</li> <li>考古省、EKBMM、アッティカ大学（ギリシャ）と共に、モザイクのモニタリング及び維持管理についてのトレーニングを実施した。</li> </ul>		

	<p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年管理計画を採択し、最初の成果を得たことを賞賛する。</li> <li>・保全計画について、より詳細な作業計画をとりまとめる必要がある。</li> <li>・公的利用計画について、来訪者のみに着目するのではなく、地域コミュニティを含むステークホルダーを含める必要がある。</li> <li>・考古学的調査研究に関する方針について、多くの調査研究提案を調整する必要が生じる場合に備えて、緊急性、重要性等の判断基準を整理する必要がある。</li> <li>・カストルムについて、2018年管理計画では、南側の壁の崩壊を防止するために緊急に注意する必要があるとしていたが、この緊急の課題への対応について報告がない。また、敷地内のツイン教会の復元について詳細が報告されていない他、10haの遺跡の他の部分について言及がない。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <p>個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
<b>決定概要</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・塔登者の塔の最終保全工事計画を世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>・資産全体にわたり脆弱な属性について必要な暫定的保全措置を原状回復可能な方法で実施するとともに、より長期的な保全措置についての計画をたてるよう要請する。</li> <li>・緩衝地帯の拡張計画について最新の状況を報告するよう要請する。</li> <li>・2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。</li> </ul>	

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 14. ビブロス

基本情報				
決定番号	43 COM 7B.48	ID No.	295	
資産名称（英）	Byblos			
締約国	レバノン共和国			
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©Vincent Ko Hon Chiu Author: Vincent Ko Hon Chiu</p>		
種別	文化遺産	資産面積	不明	
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明	
評価基準	iii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	1984 年	
構成資産数	1			
資産概要	現在名はジュバイル。新石器時代から続く世界最古の街の一つ。BC3000 年頃からフェニキア人の交易で栄え、ローマ帝国支配期には宗教都市として再生したが、イスラム勢力の侵攻につれ衰退に向かった。遺跡のランドマークでもある十字軍の要塞からは、新石器時代の住居、フェニキア王の 9 基の墓所、ローマ劇場跡、エジプト時代の 26 本のオベリスクなど、この街の長く、多彩な歴史を物語る遺跡群を見渡すことができる。			
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2003, 2002, 2001, 2000, 1999, 1998			
保全状況				
現在の課題	浸食/堆積、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画			
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2018 年 10 月に世界遺産センター/イコモス合同リアクションモニタリングミッションが実施された。</li> <li>資産範囲の南側付近で計画されている「外交クラブ」プロジェクトに関連して、考古学的影響調査を実施した。その結果、古代居住地のある丘陵の近くに、以前港であった場所が見つかった。その後、世界遺産センターの要請により 2017 年 4 月以降すべての工事及び考古調査を停止している。「外交クラブ」プロジェクトが計画されている土地は、民有地であり、発掘範囲に直接接しているアルメニア人コミュニティの重要な集団墓地部分を除いて法的な保護は受けていない。</li> <li>ゲティ保全研究所の支援を受けて、新しいモザイク保全センターの整備を進めている。</li> <li>優先度の高い構造物から保全のための安定化措置を実施した。</li> <li>旧市街において、19 世紀の伝統的家屋の外觀を回復し、遺跡に關係のある機能（人類科学に関するカテゴリー II センター、ルーブル美術館との協働による博物館）を付す復元措置を実施している。</li> <li>軽微な境界線の変更について準備を進めている。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「外交クラブ」プロジェクトは、当初民有地におけるエコツーリズム施設として計画されていたもので、レジャー施設の整備も計画されていたが常設の建築物の計画はなかった。その後、考古学的調査が実施され、古代に利用されていた港の跡が発見された。当該開発計画には徐々に変更が加え</li> </ul>			

	<p>られ、12棟のバンガローや2つの大きなプールなどを含む計画となつた。現在の計画では大規模の観光施設となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世界遺産委員会は過去に資産範囲及び緩衝地帯の修正を勧告しているが、今後フェニキア人の港湾施設の重要な遺構が発見された場合には、その保護についても検討する必要がある。そのため、考古学的調査を継続するよう勧告する。</li> <li>「外交クラブ」プロジェクトについて遺産影響評価を行うよう勧告する。考古遺構の性質及び規模が判明するまで工事を中止する必要がある。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	--

## 決定概要

- 考古遺跡、考古遺構の範囲を調べるため、考古学的調査を継続するよう要請する。
- 考古遺跡、考古遺構と古代都市及び港との関係を明らかにし、保護措置を検討するよう要請する。
- 考古遺跡、考古遺構の性格及び範囲が明らかとなり、その記録が世界遺産センターに提出されるまで、デニッシュ・ホールの改修を除いて「外交クラブ」プロジェクト関係の工事を中止するよう要請する。
- デニッシュ・ホールの改修について詳細を世界遺産センターに提出すること。
- 資産範囲内及び緩衝地帯内で計画されている新規事業もしくは大規模介入措置について、遺産影響評価を実施し世界遺産センターに提出すること。
- 2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 15. カディーシャ渓谷（聖なる谷）と神のスギの森（ホルシュ・アルツ・エル-ラーブ）

基本情報					
決定番号	43 COM 7B.49	ID No.	850		
資産名称（英）	Ouadi Qadisha (the Holy Valley) and the Forest of the Cedars of God (Horsh Arz el-Rab)				
締約国	レバノン共和国				
 <p>トルコ シリア・アラブ共和国 レバノン イラク パレスチナ イスラエル ヨルダン エジプト キプロス</p> <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA-USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>© Vincent Ko Hon Chiu Author: Vincent Ko Hon Chiu</p>			
種別	文化遺産	資産面積	10.2ha (構成資産 2 件の内 1 件の面積は不明)		
タイプ	遺跡(文化的景観)	緩衝地帯面積	646ha (構成資産 2 件の内 1 件の面積は不明)		
評価基準	iii, iv	世界遺産一覧表記載年	1998 年		
構成資産数	2				
資産概要	カディーシャ渓谷は、世界で最も重要な初期キリスト教における修道地のひとつである。渓谷の岩肌には最初期の修道僧が隠遁したとされる修道院が遺され、迫害を逃れた修道僧たちの瞑想の地となった。特にマロン派の修道僧が隠遁したことで有名だが、他にもシリア正教会、メルキト派、ネストリウス派、アルメニア使徒教会、エチオピア正教会の信徒が隠れ住んだとされる。渓谷の景観は峻厳で、周辺には非常に貴重なレバノン杉が自生している。レバノン杉はかつて最高級の建材として重宝され、聖書にも記述がみえるが、伐採が祟り絶滅の危機に瀕している。				
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2015, 2014, 2012, 2011, 2003				
保全状況					
現在の課題	財政、住宅開発、人材、不法行為、観光/来訪者/レクリエーションの影響、土地利用の変更、法的枠組、家畜飼育/放牧、宿泊施設等、管理制度/管理計画				
審議概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 締約国による保全状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>カディーシャ渓谷管理委員会を正式に管理組織に位置付けた。同委員会は、キリスト教マロン派大司教管区を議長とし、関係宗派、関係自治体の代表からなる。具体的取り組みは、考古省と協力して実施する。</li> <li>資産範囲及び緩衝地帯の見直しを進めている。確定し次第世界遺産センターに提出する予定である。</li> <li>イタリア開発協力機構の支援を受けて、カディーシャ渓谷のリハビリテーション及び活用のためのプロジェクトを 2019 年中に開始する予定である。プロジェクトの実施は、考古省と協働しつつ、ユネスコペイルート事務所が行う。3 つの歩道の修復、2 件の記念物の保全を予定している。</li> <li>舗装道路計画（カディーシャ道路）が承認され、施工会社の選定が完了した。工事は 2019 年に開始する予定である。</li> <li>キリスト教マロン派総大司教管区と FAO の間の合意により、文化的景観及び田園地域の生業を改善することを目的に、伝統的な石垣及び段々畑を復元するプロジェクトが進められている。レバノンの他地域に拡大可能なモデル事業をカディーシャ渓谷内の 3 か所で実施するものである。</li> </ul> </li> <li>2. 世界遺産センターの見解</li> </ol>				

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理委員会が設置されたものの、常設の管理チームが存在するのかどうか长期的に安定した適切な資源が確保されているのかどうかについて情報がない。</li> <li>・FAOとの合意に基づいて進められている取り組みは、保全及び復元に加えて社会経済的效果を持つものであり、地域住民も自らの土地を復元することに関心を示している。世界遺産の資産範囲内においては機械を用いることが禁止されているため、手作業に時間と手間がかかり、その部コストが高くなる面があるが、伝統的な段々畑を保全し、責任ある観光を推進しつつ、生業を改善することが可能であることが証明された。</li> <li>・締約国は、行動計画の実施に取り組んでいるが、長期的かつ統合的な実施が課題である。また、地域コミュニティの収入を創出することにより持続可能な発展を目指す取り組みについては、明確な措置がとられていない。</li> <li>・ハシット(Hadshit)村において、文化省/考古局の承認を得ないまま、新規道路建設が進められているとの情報がユネスコペイロート事務所からあったため、世界遺産センターは4月4日に締約国に書簡を送った。これに対し、締約国から当該道路建設工事を停止したと回答が4月10日にあった。当該事業の遺産影響評価を実施し世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	--

## 決定概要

- ・資産範囲及び緩衝地帯範囲の見直しを、世界遺産センター及び諮問機関と密接に協議しつつ進めるよう要請する。
- ・行動計画の統合的な実施に努め、世界遺産センターに進捗状況を報告するよう要請する。
- ・作業指針第172項に則って、事業の詳細及び遺産影響評価を世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 16. ティール

基本情報				
決定番号	43 COM 7B.50	ID No.	299	
資産名称（英）	Tyre			
締約国	レバノン共和国			
		 ©Vincent Ko Hon Chiu Author: Vincent Ko Hon Chiu		
種別	文化遺産	資産面積	153.8 ha	
タイプ		緩衝地帯面積	設定なし	
評価基準	iii, vi	世界遺産一覧表記載年	1984 年	
構成資産数	1			
資産概要	<p>フェニキア人の一大拠点であったティールは、カディスやカルタゴといった植民地を従え地中海を支配した強大な都市であった。ソロモン王によるエルサレム神殿の建造はティールから派遣された建築士と資材を抜きにしては不可能であり、また、伝説によれば貝紫の染料が発明されたのもここであった。しかし、ティールは十字軍時代の末期から衰退していった。現在遺跡は岬に建つ市街部と、大陸側にあるエル・バス (El Bass) と呼ばれるネクロポリス地域に分けられる。2 世紀の戦車競技場は、ローマ世界でも最大級の規模を誇る。</p>			
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2015, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2004, 2003, 2002, 2001, 1999, 1998, 1997, 1996, 1995, 1992			
保全状況				
現在の課題	陸上交通インフラ、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、法的枠組、管理制度/管理計画、その他（不十分な維持管理）			
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2018 年 10 月に世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションが行われた。</li> <li>考古局は、国内各地から職員を雇用する仕組みを構築した。</li> <li>管理計画の骨子を作成し、イコモスによるレビューを受けるために提出した。</li> <li>国際的ワークショップを開催し、現地スタッフがモザイク表面の固定措置を施すことができるよう態勢を整えた。</li> <li>旧市街内の交通量を減らすため、考古ゾーン内に遺構に影響を与えない形で駐車場を設置するなどしている。また、より広域での交通について、戦略的計画の取りまとめを進めている。</li> <li>海域の保護範囲を決定するため、水中考古遺構の調査にむけて準備を開始した。</li> <li>2019 年中に現地博物館がオープンする予定である。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2018 年にミッションを実施した結果、職員不足や柔軟性を欠いた仕組み等の課題が見つかった。</li> <li>不安定な治安状況により、海域保護地区の指定や軽微な境界線の変更など法的決定の一部が遅れている。</li> <li>交通対策に関しては、都市部の道路網についての包括的な調査を行い、国道整備について計画を立てることが必要である。その際、遺産影響評価を実施することが必要である。</li> </ul>			

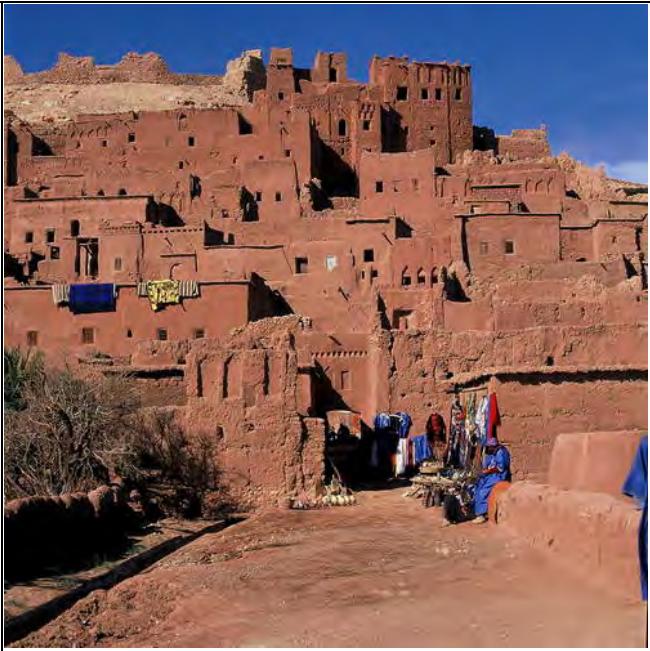
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ティールの都市再生の結果減少している駐車スペースを補うため、考古ゾーン内に位置するアルバース(AI-Bass)西部に駐車場を設置する計画については、2018年ミッションで重要な考古遺構に対して負の影響はないとの結論に至っている。また、駐車場の収入は市を通じて防火対策など資産の保護に活用される。</li> <li>・現状では、個別の介入措置を超えた包括的な保全活用戦略がない。この機会に、過去に整備された覆屋、支柱、数十年前に行われた復元から学び、改善することが望ましい。ばらばらになった考古遺構の部分的な再建/アナスタイルーションを見直し、最小限の介入を心がける必要がある。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	--

## 決定概要

- ・管理計画を実施するための適切な資源を確保すること。
- ・資産境界線の見直し、緩衝地帯の設定について軽微な境界線の変更手続きを行うよう要請する。
- ・考古ゾーン内での駐車場設置について、関係者の間で正式な合意内容を協議し、合意内容に関する詳細を世界遺産センターに提出すること。
- ・過去のプロジェクトの教訓を活かして、モザイク及び構造物の保全に関して最小限の介入に留めるという原則にのっとった包括的な戦略を策定すること。
- ・ティールの海岸周辺に海域保護地区を設定するよう要請する。
- ・交通、都市道路網について調査を行い、世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 17. アイット-ベン-ハドゥの集落

基本情報					
決定番号	43 COM 7B.51	ID No.	444		
資産名称（英）	Ksar of Ait-Ben-Haddou				
締約国	モロッコ王国				
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©Yvon Fruneau Author: Yvon Fruneau</p>			
種別	文化遺産	資産面積	3.03 ha		
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	16.32 ha		
評価基準	iv, v	世界遺産一覧表記載年	1987 年		
構成資産数	1				
資産概要	高い壁に囲まれた土造りの建造物の集合であるクサール（Ksar）からなる本資産は、プレサハラ地域の伝統的な住居である。角に設けられた塔を支えとする防護壁内に、家屋が密集して建築されている。本資産はモロッコ南部の建造物の特徴を最も良く表す例である。				
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2015, 2014, 2011, 2009, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, 1992				
保全状況					
現在の課題	意図的な遺跡の破壊/浸食/堆積、洪水、陸上交通インフラ、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの影響、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画				
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新しい管理計画（2018-2023 年）の最終とりまとめ中であり、完成した暁には世界遺産センターに提出する。</li> <li>保全措置の実施を目的とした特別会計の創設については現在も検討中である。</li> <li>すでに建設が完了している人道橋は、エル-マレー（El-Malleh）川を挟んで両岸にある旧集落と新しい村を結び、住民が旧集落にもどってくるよう促すことを目的としている。実際、旧集落の住民の数は増加しており、資産範囲内の活性化に効果が出てきている。</li> <li>クサールの住居の復元を進めており、第 1 段階がアトラス山脈周辺建築遺産復元センター（CERKAS）により実施された。家屋の状態について評価を行い、緊急に対応することが必要な 2 地域を特定した。保全措置は、地域の土造建築を尊重し、関係者の参加を促し、地域のキャパシティビルディングを行い、資産の価値及び属性を維持することを原則として実施した。建築の詳細を記した小冊子と保存管理計画を作成した。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前管理計画は、2006 年から 2012 年までの 6 年計画であり、現在作成が進められている計画は 2018</li> </ul>				

	<p>年から 2023 年までの 6 年計画となっているが、二つの管理計画の間に 6 年間の空白ができてしまっていることから、このような空白期間が発生することを防ぐために、これから策定する保存計画はより長い計画期間（例えば 2018 年から 2028 年）とすることを勧告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人道橋について、資産の顕著な普遍的価値に対する影響を踏まえた遺産影響評価が実施されたかどうか情報が提出されていない。</li> <li>・復元措置は、世界遺産センターへの事前連絡なく進められている。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
<b>決定概要</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人道橋の遺産影響評価を世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>・作業指針第172項に則って、復元措置の詳細を世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>・2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。</li> </ul>	

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 18. ラバト：近代都市と歴史的都市が共存する首都

基本情報				
決定番号	43 COM 7B.52	ID No.	1401	
資産名称（英）	Rabat, Modern Capital and Historic City: a Shared Heritage			
締約国	モロッコ王国			
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, JRC, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>© UNESCO Author: Véronique Dauge</p>		
種別	文化遺産	資産面積	348.59 ha	
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	無し	
評価基準	ii, iv	世界遺産一覧表記載年	2012 年	
構成資産数	3			
資産概要	モロッコ北西、大西洋岸に位置する首都ラバトは、20世紀前半のフランス保護領時代に計画的に改造成された都市。アフリカ北西部のマグレブ地方特有の旧市街のデザインが尊重され、その南側に新市街が組み込まれている。宮廷や住宅、商業地区、庭園などからなる新市街は、20世紀のヨーロッパ的都市理念が周辺に伝播した顕著な事例。旧市街には12世紀から17世紀のイスラム王朝時代の建物も残り、多様な建築要素や、過去と現在の建築物が見事に調和し、洗練された都市を形成している。			
これまでの保全状況報告（年）	2019			
保全状況				
現在の課題	開発			
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道駅（資産範囲内）の拡張、劇場、国立考古学・科学博物館の新規建設、地下駐車場の整備、都市景観整備（以上緩衝地帯内）、高層の「O タワー」の建設（緩衝地帯のすぐ外側）を含む大規模開発計画「ラバト、光の都市・モロッコの文化首都」プロジェクトが 2012 年以降進められている。大劇場については一部完成している。</li> <li>2018 年 5 月 2 日から 5 日に、世界遺産センター/イコモス/イクロム合同アドバイザリーミッションが実施された。</li> <li>「O タワー」は 55 階建てで、アフリカで最も高いビルになる。高級ホテル、オフィス、住宅が含まれる。この場所には高さ規制がなく、他にも高層ビルが計画されている。アドバイザリーミッションでは、この高さ 250m のビルは資産に視覚的影響を与える可能性があり、別の場所に変更すべきであるとの勧告があったが、このタワーはラバトを映す「ポストモダンの反射鏡」としてデザインされており、継続するラバトの近代化を示すものである。</li> <li>インフラ整備として、延長 8km の 6 車線バイパスの整備、ブーレグレグ谷の橋の架設が計画されている。</li> <li>資産範囲内において、市場、家屋、城壁、考古遺跡、庭園の修復を進めているほか、緩衝地帯では、宮殿、軍隊病院の再建、要塞の復元を行った。また、サレ旧市街の復元を開始した。</li> </ul>			

<p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在進められている大規模な都市開発の詳細について、世界遺産センターに報告されていない。正式な遺産影響評価も実施されていない。</li> <li>・駅の拡張について、2018年2月にイコモスがテクニカルレビューを行い、その結果に基づいて、2018年5月にアドバイザリーミッションを実施した。アドバイザリーミッションでは、駅の拡張のほか、緩衝地帯の新劇場、都市景観、緩衝地帯近辺に計画されている高層ビル「Oタワー」についても検討を行った。ミッションは、駅の拡張は規模が大きく視覚的物理的に城壁に影響を与えるが、劇場は負の影響はないであろうとの見解を示している。「Oタワー」計画は、大きな視覚的影響を及ぼすことが予想されるため、タワーの場所を再検討することを提案している。</li> <li>・現状では、緩衝地帯及びその周辺には高さ規制がない。緊急に都市計画手続きを強化する必要がある。スカイラインの分析、都市域の3次元解析を行い、重要な景色や資産の完全性を踏まえて、許容可能な建物の高さを明確に規定する必要がある。</li> <li>・「Oタワー」の遺産影響評価を実施するまで、これ以上の建設工事を停止するべきである。</li> <li>・歴史的都市景観に関する勧告に基づく手法について、キャパシティビリディングを行う必要がある。</li> <li>・さらなるアドバイザリーミッションを実施する前に、資産の完全性に対する視覚的影響について、影響評価のとりまとめを支援する必要がある。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <p>個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--

## 決定概要

- ・2020年2月1日までに、最新の保全状況報告及び以下を提出するよう要請する。
  - a) 資産及び周辺のスカイラインの分析
  - b) 資産及び周辺の3次元モデルもしくは模型
  - c) 遺産影響評価
  - d) 資産の顕著な普遍的価値に対する個別影響、累積影響についての3次元解析、空間解析
  - e) 歴史的都市景観アプローチに則って、本資産の管理計画と都市開発計画・建築ガイドラインが統合されていることの証明
- ・世界遺産センター/ICOMOSの共同によるアドバイザリーミッションを招へいし、その報告を、2021年第45回世界遺産委員会に提出することを強く勧告する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 19. サウジアラビア・ハイル地方の岩絵

基本情報				
決定番号	43 COM 7B.53	ID No.	1472	
資産名称（英）	Rock Art in the Hail Region of Saudi Arabia			
締約国	サウジアラビア王国			
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>			 <p>© Saudi Commission for Tourism and Antiquities Author: Dr Majeed Khan</p>	
種別	文化遺産	資産面積	2,043.8 ha	
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	3,609.5 ha	
評価基準	i, iii	世界遺産一覧表記載年	2015 年	
構成資産数	2			
資産概要	本関連資産群は、ジュッバ (Jubbah) に位置するジャバル・ウンム・シンマン (Jabal Umm Sinman)、およびシュウェイミス (Shuwaymis) に位置するジャバル・アル=マンジュール／ラート (Jabal al-Manjor/Raat) の 2 件の構成資産から成る。ジュッバのジャバル・ウンム・シンマンでは、現代のアラブ人の祖先が、数多くの岩絵や碑文に彼らの存在の痕跡を残した。シュウェイミスのジャバル・アル=マンジュールおよびジャバル・ラートでの多数の岩絵や碑文は、ほぼ 1 万年前の人類に帰るものであると考えられる。これらの構成資産は、サウジアラビアのみならずアラビア半島や中東全般において最大かつ最も豊富な岩絵群である。			
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017			
保全状況				
現在の課題	観光/来訪者/レクリエーションの影響、インタープリテーション施設、来訪者施設、（線上の施設に対して）局所的な施設、管理制度/管理計画、水関連インフラ、その他（雨水排水ダム及び貯水塔の視覚的影響）			
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すでに緩衝地帯を 100m から 150m に拡張しており、さらに西側及び南側に 1km から 1.5km に拡張することを計画している。この範囲は、厚い砂丘に覆われており開発には適さない。</li> <li>境界線に標識を設置し、現地モニタリングチームの強化を行った。</li> <li>高架歩道の整備、新しい情報パネルの設置、ジャバル・ウンム・シンマン内の自動車交通の削減を進めている。岩絵に関する科学的書籍を 2019 年中に出版する予定である。</li> <li>マスキングは 2015 年に完了したが、その後放置されたりいたずらされたりして 2017 年に損傷が確認された。</li> <li>雨水の迂回について市当局と協議を進めている。</li> <li>岩絵のモニタリングシステムを構築し、2015 年以降必要な機器を設置している。モニタリング機器の使用法について職員のトレーニングを実施している。</li> <li>2019 年中に、清掃活動、破壊行為防止のための普及啓発、照明・サイン等の設置、安全性治安の向上などの管理措置を実施する予定となっている。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p>			

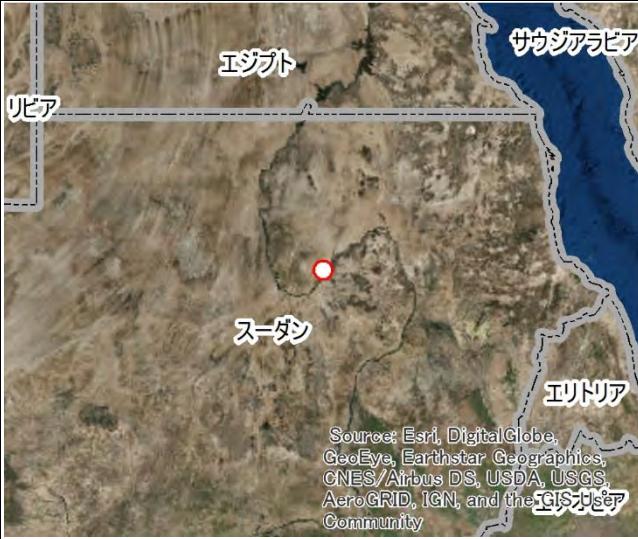
	<ul style="list-style-type: none"> <li>1km から 1.5km の緩衝地帯拡張について、正式に緩衝地帯に位置付けることに締約国は難色をしめしているが、具体的にどのような支障があるのか明らかになっていない。</li> <li>マスキングについては、措置後の放置及び意図的な損傷により問題が発生している。</li> <li>来訪者のためのインフラ整備について完了していないが、今後のスケジュールが示されていない。</li> <li>モニタリングに関しては、機器の整備は完了しているが、職員のトレーニングが完了していない。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	--

### 決定概要

- ジャバル・ウンム・シンマンの緩衝地帯を、西側及び南側に1kmから1.5km正式に拡張するよう要請する。
- マスキング、来訪者のためのインフラ整備、モニタリングについて、今後計画している作業、現在進行中の作業について、スケジュールを含む情報を世界遺産センターに報告するよう要請する。
- 2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 20. ゲベル・バルカルとナパタ地域の遺跡群

基本情報			
決定番号	43 COM 7B.54	ID No.	1073
資産名称（英）	Gebel Barkal and the Sites of the Napatan Region		
締約国	スーダン共和国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>© UNESCO Author: Ron Van Oers</p>	
種別	文化遺産	資産面積	182.5 ha
タイプ	遺跡（群）	緩衝地帯面積	46.5 ha
評価基準	i, ii, iii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	2003 年
構成資産数	5		
資産概要	<p>ナイル川の両岸に沿って点在する 5 つの遺跡群からなる本資産は、クシュ第 2 王国期のナパタ文化（紀元前 900～紀元前 270 年）とメロエ文化（紀元前 270～350 年）の貴重な遺産である。これまでにピラミッドや地下墳墓、神殿、複合住宅や宮殿の遺構が発見されている。古代以来、ゲベル・バルカルの丘は宗教儀式や民俗的習慣と切り離せない関係にある。遺跡内で最大とみられる神殿は、今もなお周辺住民から神聖視されている。</p>		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2016, 2014, 2013, 2011, 2010		
保全状況			
現在の課題	砂漠化、洪水、陸上交通インフラ、住宅開発、地形改変/土地利用変更、宿泊施設等、管理制度/管理計画、風		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲベル・バルカルの王家の都市の神殿及び西側の地上遺構は、脆弱な素材からなることと、長期にわたり極端な気候条件（1990 年以前の洪水を含む）にさらされていること、破壊的な人為的活動の影響などにより、保全状況が悪く不安定な状態にある。現地では、人間のアクセスが制限されておらず、違法な車両による侵入もある。</li> <li>・ヌリ（Nuri）の主たる脅威は、環境変化、都市開発による浸食、地下水の上昇である。</li> <li>・サナム（Sanam）では、観光情報施設が 2019 年 1 月にオープンする予定である。</li> <li>・エル-ズマ(El-Zuma)では、大規模な考古学センター及びコミュニティ複合施設の整備が計画されている。</li> <li>・資産の保全状況を確認するため、2019 年 2 月 17 日から 25 日に世界遺産センター/イコモスのリアクティブモニタリングミッションを招へいした。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・締約国は、考古遺物・博物館公社（NCAM）の運営体制の改善や 1999 年考古遺物保護法の強化に取り組んでいる。</li> <li>・2019 年に実施したミッションでは、保全措置や保護措置について良い事例を確認することができたが、資産全体の保全状況については依然として大きな懸念がある。締約国自身も認めておりイタリアのチームによって復元が行われているムート神殿(Mut Temple)を除き、本資産の大部分は</li> </ul>		

	<p>保全状況が悪い。洪水、風砂による浸食、地下水位の上昇、湿度といった環境要因及び放置によって劣化が進んでいる。特に、ゲベル・バルカルでは浸食が問題で、その被害は回復不可能である。ヌリの彩色された墓室は地下水位の上昇による被害を受けており、B500 神殿のレリーフ及び絵の状態は憂慮すべきものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産範囲及び緩衝地帯の境界が適切に設定されていないため、混乱を引き起こしている。その結果、緩衝地帯の一部に含まれる予定であったゲベル・バルカル正面の土地が開発事業地として売却されてしまった。ヌリ村においても資産範囲が周辺の開発に浸食されつつある。世界遺産一覧表に記載された際、すでに特に資産西側の都市開発について注意喚起がなされていた。さらに言えば、登録時には「現代の開発からほとんど手つかずの状態で遺されていた類まれな河川景観、半砂漠景観」が今では劣化してしまっている。</li> <li>・観光管理が上手くいっていないために、車両が資産範囲内に進入している。これは、観光警察のキャパシティ不足も一因となっている。軽微な境界線の変更手続きを行い、現地において緩衝地帯の範囲を明示することが急務である。</li> <li>・個々の構成資産に設置された博物館・収蔵施設の保全状況も悪く、安全防犯上の基本的要件が満たされていない状況である。</li> <li>・2007 年に採択された管理計画は、人員不足のため実施できていない。管理のための計画は構成資産の全てに存在するわけではなく、管理のための計画がある構成資産についても、実施されていない。発掘調査や復元を行っている様々な国際チームを管理する全体的な戦略もない。</li> <li>・エル-クル(El-Kurru)の葬祭遺構に設置された覆屋は、諮問機関と相談しないまま拙速に設置されるなど作業指針第 172 項の報告が適切に行われていない。同様の懸念が、資産範囲内に計画もしくは建設が進められているビジターセンターにも当てはまる。これらは場所を変更すべきである。</li> <li>・資産において緊急に保全措置を実施する必要がある。また、ゲベル・バルカル西側の開発を停止する必要がある。ミッションの勧告を実施するための時間として 1 年間を締約国に与え、2020 年に劣化する保全状況に対する対応状況を確認することを勧告する。</li> </ul>
--	--

### 3. 世界遺産委員会での審議

個別審議は行われず、決定案どおり採択された。

### 決定概要

- ・環境要因、適切なコントールが行われていないこと、適切な維持管理が行われていないこと、不適切な博物館・所蔵施設、管理のための計画がないこと、海外からの発掘団を管理する全体戦略がないこと、都市開発の浸食、開発事業の全てが顕著な普遍的価値に負の影響を与えており、本資産の保全状況は著しい脅威にさらされている。締約国に 2019 年ミッションの勧告を実施するよう要請する。
- ・ゲベル・バルカル正面の土地が、緩衝地帯に含まれる予定であったにもかかわらず開発事業地として売却されてしまったことは大いに懸念される事態である。当該開発を停止し、緩衝地帯の設定について緊急に軽微な境界線の変更手続きを行うよう締約国に要請する。
- ・顕著な普遍的価値への確定済みの危機が確認された場合には、資産の危機遺産リストへの掲載の可能性を鑑みながら、2020 年第 44 回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020 年 2 月 1 日までに、保全状況及び上記要請の実施状況についての報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 2.1. カルタゴ遺跡

基本情報			
決定番号	43COM 7B.55	ID No.	37
資産名称（英）	Archaeological Site of Carthage		
締約国	チュニジア共和国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>			
<p style="text-align: center;">© Yvon Fruneau Author: Yvon Fruneau</p>			
種別	文化遺産	資産面積	616.02 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明
評価基準	ii, iii, vi	世界遺産一覧表記載年	1979 年
構成資産数	13		
資産概要	<p>カルタゴは紀元前 9 世紀にフェニキア人によって建設された、チュニス湾を臨む都市国家である。紀元前 6 世紀ごろから地中海交易の中継地点として大いに繁栄し、ポエニ戦争中にローマ帝国の領土を支配下に置いたこともあった。しかし、紀元前 146 年にローマに敗れて滅亡した。現在見ることのできる市街地は、ローマ人がフェニキア時代のカルタゴの上に建造した新しいローマ的なカルタゴ市である。フェニキアやローマに留まらず、後の初期キリスト教時代やアラブ時代の痕跡も残されており、地中海におけるさまざまな文化の混濁と発展をみることのできる貴重な遺跡である。</p>		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2016, 2014, 2012, 2011		
保全状況			
現在の課題	住宅開発、法的枠組、管理制度/管理計画		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近年、構成資産のひとつ「丘陵地区」にあるローマ時代のキルクス東部や、サランボの警察学校などで、違法建設が、前例がないほどの拡大を見せている。</li> <li>42 件の解体命令が出されたが、11 件が未実施である。</li> <li>2019 年 2 月 28 日に、文化大臣が首相に対して、危機遺産となる可能性があることから違法建築の解体を実施するよう関係省庁に指示するよう要請する書簡を送った。</li> <li>2019 年 3 月 16 日に訓練学校において関係省庁の出席のもとこの問題について議論する会合を開催し、内務省の代表を含めて、2019 年 4 月 22 日から 26 日に実施された世界遺産センター/イコモス合同アドバイザリーミッションの勧告を遵守することを確認した。</li> <li>その他の問題として、古代港跡における漁船の違法係留、資産範囲の修正が未承認であること、保護公開計画 (PPMV) の未承認であることがある。</li> <li>行動計画案を策定し、ハイレベルのステアリングコミッティを設置した。また、市当局内に、遺産保護整備特別委員会が設置された。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2019 年 4 月 22 日から 26 日まで世界遺産センター/イコモス合同アドバイザリーミッションを実施した。締約国に対し、違法建築を止めるために必要な措置を遅延なく実施し、未実施の解体を実施</li> </ul>		

	<p>し、必要な場合は新たな解体命令を発出し、違法建築の背景にある社会経済的課題に対応するよう要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規の建設事業等について、遺産影響評価を実施し、作業指針第 172 項に則て、世界遺産センターに提出するよう要請する。影響評価が行われるまでの間、工事を停止するよう要請する。</li> <li>・管理計画を完成させ、採択するよう要請する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初は個別審議の予定はなかったが、バーレーンが、前向きな努力をしている締約国を称賛するために個別審議を要請するとし、個別審議が行われることとなった。</li> <li>・世界遺産センターから、資産範囲内の違法建設について調査を行うためにモニタリングミッションを行った結果、締約国はすでに勧告を実施に移しているとの報告があった。</li> <li>・クウェート、アゼルバイジャン、バーレーン、ボスニアヘルツェゴビナ、ウガンダ、スペイン、オーストラリア、ブルキナファソ、ブラジルによる修正案が提出され、中国、タンザニア、セントクリストファー＝ネイビスがこれを支持して修正案が採択された。</li> <li>・チュニジアは、本資産が 1979 年に記載された自国初の世界遺産であり、1991 年の世界遺産委員会開催地でもあることを紹介しつつ、違法建設の撤去、警察のトレーニングなどの成果が現れてきていることから、次回の報告では全ての勧告を達成することが出来ると思うと発言した。</li> </ul>
<b>決定概要</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・締約国が提出した情報を歓迎し、締約国の努力を賞賛する。また、アドバイザリーミッションの成果を歓迎する。</li> <li>・2020 年第 44 回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020 年 2 月 1 日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。</li> </ul>	

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 22. 古代真臘（イーシャナプラ）の考古遺跡、サンボー・プレイ・クック寺院ゾーン

基本情報					
決定番号	43 COM 7B.56	ID No.	1532		
資産名称（英）	Temple Zone of Sambor Prei Kuk, Archaeological Site of Ancient Isanapura				
締約国	カンボジア王国				
		 © So Sokun Theary Author: So Sokun Theary			
種別	文化遺産	資産面積	1,354.26 ha		
タイプ	考古遺跡（古代都市）	緩衝地帯面積	2,009.30 ha		
評価基準	ii, iii, vi	世界遺産一覧表記載年	2017 年		
構成資産数	1				
資産概要	サンボー・プレイ・クックは、カンボジアにおいて6世紀から7世紀に繁栄した古代真臘朝の首都、イーシャナプラの遺跡であると考えられている。都市は、大規模で複雑な都市計画を反映していると言われる。また、サンボー・プレイ・クック様式として知られる独特な図像が生み出された。王と神を同一視する概念が導入され、クメール語が共通語とされるなどこの都市の文化的、政治的影響は市域をはるかに超え、重要な外交使節が訪れた。また、このような特徴が組み合わさって、後に、より有名なアンコール王朝を生み出した。				
これまでの保全状況報告（年）	2019				
保全状況					
現在の課題	不法行為、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画、その他（一部の寺院について崩壊するリスクがある）				
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「八角形の塔」8基の位置図及び写真記録を作成した。</li> <li>・「空中宮殿」装飾142個の記録作成及び保全状況調査を行った。植物の繁茂及びレンガの劣化により高リスクと評価されるものもあり、緊急計画をとりまとめた。</li> <li>・特に6世紀後半から7世紀前半に作られた構造物が、植物の繁茂などの自然要因によりリスクが高くなっている。盗掘、自然劣化、構造上の問題が劣化の原因となっている寺院もある。</li> <li>・S11塔及びプラサット・アイアイ・ポアンの空中宮殿の一部について復元を行った。</li> <li>・その他、植物の除去、サイン・案内図・インフォメーションパネルの設置、アクセス道路・歩道・階段の改良及びルート変更、フェンスの設置、安定工事、考古調査を実施した。</li> <li>・収容力の評価については、現在も継続中である。</li> <li>・作業指針第172項に則って、緩衝地帯内を通過するチェイコミューンからコンポン・チュー・ティール高校までのバイパス道路の位置図を2018年11月20日世界遺産センターに提出した。</li> </ul> 2. 世界遺産センターの見解 <ul style="list-style-type: none"> <li>・締約国は世界遺産に登録された際の勧告に取り組んでいるが、資産の属性を完全かつ明確に整理する作業については、まだ完了していない。</li> <li>・保全計画は強化されているが、勧告にあった「保全マニュアル」のとりまとめは実現していない。</li> </ul>				

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク対応管理計画を作成する必要がある。</li> <li>・過去に受けた被害、盗掘や構造上の要因（オリジナルの材料の劣化など）によって、資産の完全性は依然として脆弱な状態である。</li> <li>・石造構造物のモニタリングの実施、小規模なアナスタイローシスに基づいた保全措置の実施、目地の修繕、目立たない方法で繋ぎ材・支柱を設置すること、劣化したレンガを現地の材料を用いた再生レンガと選択的に入れ替えることを勧告する。</li> <li>・緩衝地帯の北縁を通過するバイパス道路の整備は、資産範囲内の交通量を低減することから適切な措置であると言える。2012年に建設され、イコモスによる評価のなかで現地調査を実施し議論を行った。</li> <li>・サンボー・プレイ・クック国家委員会(National Authority for Sambor Prei Kuk)の理事会が設置され、予算及び作業の実施状況のモニタリングを行い、6か月ごとに報告をとりまとめている。この年2回作成される報告書を世界遺産センターに提供するよう勧告する。</li> <li>・顕著な普遍的価値の言明案は現在確認中である。案文について合意が得られたのち、世界遺産委員会の採択にかけることになる。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初は個別審議の予定はなかったが、中国が、締約国の前向きな努力を称賛する文言を決定文に加えたいとして個別審議を要請し、中国、チュニジアによる修正案が提出された。</li> <li>・これをノルウェーが支持し、また、世界遺産センター、イコモスからも第41回世界遺産委員会で採択された勧告に進展があったことが報告された。</li> <li>・中国、チュニジアによる修文が採択された。</li> </ul>
--	--

### 決定概要

- ・世界遺産リスト記載時に採択された委員会決定及び勧告の実施において進展があったことに対し、締約国を賞賛しつつ、引き続き勧告の実施に取り組むよう要請する。
- ・2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 2.3. マカオ歴史地区

基本情報			
決定番号	43 COM 7B.57	ID No.	1110
資産名称（英）	Historic Centre of Macao		
締約国	中華人民共和国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©Serge Dos Santos Author: Serge Dos Santos</p>	
種別	文化遺産	資産面積	16.1678 ha
タイプ	建造物群（継続して居住されている歴史都市）	緩衝地帯面積	106.791 ha
評価基準	ii, iii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	2005 年
構成資産数	2		
資産概要	<p>マカオ（Macao）は国際貿易の発展において、戦略的に重要な港であった。16世紀半ばから1999年までポルトガルの行政区下にあり、以降は中国の統治下にある。歴史的な街路、住居、ポルトガルと中国の宗教的・公共的建造物とともに、歴史地区には東西の美学的、文化的、建築的、技術的影响が表れている。本資産には要塞や中国最古の灯台も含まれている。国際貿易における中国と西洋の長きにわたる交流を表す例の一つである。</p>		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2013, 2011, 2009, 2008		
保全状況			
現在の課題	住宅開発、管理制度/管理計画、土地改変(consersion)		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>包括的な管理計画を作成するため、広く公聴会を実施している。管理計画には、行動計画のほか、資産範囲内及び周辺の視線のみち(visual corridor)を保護するための規制（資産範囲内及び緩衝地帯内の高さ規制など）を含める予定である。管理計画は 2019 年中に取りまとめ、実施を開始する予定である。</li> <li>埋め立てが完了したゾーン A 及びゾーン B について、新規建設についての規制を示したマカオ新都市ゾーンマスタープラン及び都市条件計画を策定した。新埋め立て都市ゾーンは資産範囲及び緩衝地帯の外であるが、マカオ歴史地区の性格を踏まえ、歴史的都市景観に関するユネスコ勧告（2011 年）の原則を適用する。</li> <li>今後も遺産影響評価を実施し、世界遺産センターに提出する。</li> <li>マカオ・フィッシュヤーマンズワーフ計画の構造物の高さについては、マカオ歴史地区の景観に対する負の視覚的影响を避けるために、現在も議論が進められている。松山周辺の建設工事に介入し建設中止措置をとった。現在所有者と補償措置について交渉を進めている。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理計画を世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>過去においても、2014 年文化遺産保護法及び都市計画法により締約国は本資産の保護を強化しており、マカオ新都市ゾーンマスタープラン及び都市条件計画の策定を歓迎するが、建物の高さ及び</li> </ul>		

	<p>様々な開発事業が資産の顕著な普遍的価値に影響を与える懸念が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>推薦時には、資産の近くで進められている埋め立ての規模について詳細情報が開示されなかったが、資産のセッティングに影響を与えないようバランスを保つ必要がある。</li> <li>公聴会に関して、一点気になるのは、世界遺産に関して「良くわからない」や「意見はない」とする回答の割合が高いことで、世界遺産に関する一般市民の理解・関心が不足していることを示唆する。普及啓発のニーズを示している可能性がある。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
<b>決定概要</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>マカオ歴史地区の管理計画を、世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>新規開発事業の潜在的影響（視覚影響等）について、遺産影響評価を行うよう要請する。</li> <li>2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。</li> </ul>	

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 2.4. 万里の長城

基本情報			
決定番号	43 COM 7B.58	ID No.	438
資産名称（英）	The Great Wall		
締約国	中華人民共和国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>© Vincent Ko Hon Chiu Author: Vincent Ko Hon Chiu</p>	
種別	文化遺産	資産面積	2,151.55 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	4,800.8 ha
評価基準	i, ii, iii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	1987 年
構成資産数	3		
資産概要	万里の長城は、渤海湾沿岸からゴビ砂漠まで全長約 6000km といわれる長大な防壁として築かれた。その起源は春秋時代（紀元前 8 世紀～紀元前 5 世紀）にさかのぼり、紀元前 3 世紀に秦の始皇帝が北方民族の侵入に備えて修築し、さらに西方に延ばした。現在残っている長城はほとんどが明代のものである。		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 1994, 1990		
保全状況			
現在の課題	地下交通インフラ、観光/来訪者/レクリエーションの影響、インタープリテーション施設、来訪者施設		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本資産の保護制度を強化するため、中華人民共和国文物保護法、万里の長城保護条例等の改正を行った。引き続き、省レベルでの法的保護、管理体制の見直しが進められている。</li> <li>2018–2035 年万里の長城マスター・プランを 2018 年に策定した。また、万里の長城修理事業実施のための技術的規制をとりまとめた。</li> <li>遺産影響評価、考古調査、景観評価等の要件を強化した。</li> <li>北京–張家口市鉄道の遺産影響評価の結果、地下鉄及び駅ビルが八達嶺及び資産の顕著な普遍的価値に大きな影響を与えることはないと結論に至った。</li> <li>2018 年の洪水に対応して、資産に対する潜在的脅威を低減するため安全上のリスクについて評価を行った。</li> <li>AI、ドローン、3D モデルを活用した研究型保全復元プロジェクトを、明朝剣口関及び西峰口関において開始した。</li> <li>2016 年、2017 年に、保全担当者、現場管理者、その他職員を対象としてトレーニングを実施した。</li> <li>保全活動、普及啓発等について、パブリック・プライベート・パートナーシップやファンドレイジング活動を推奨している。河北省の地域コミュニティを支援するため、国家文化遺産管理局 (NCHA) の下に「万里の長城保全同盟」を設置した。</li> <li>万里の長城とハドリアヌスの長城との間で経験や知識を共有する協力合意をイギリスと締結した。2018 年に第 1 回シンポジウムをイギリス・ニューキャッスルで開催し、第 2 回シンポジウムを</li> </ul>		

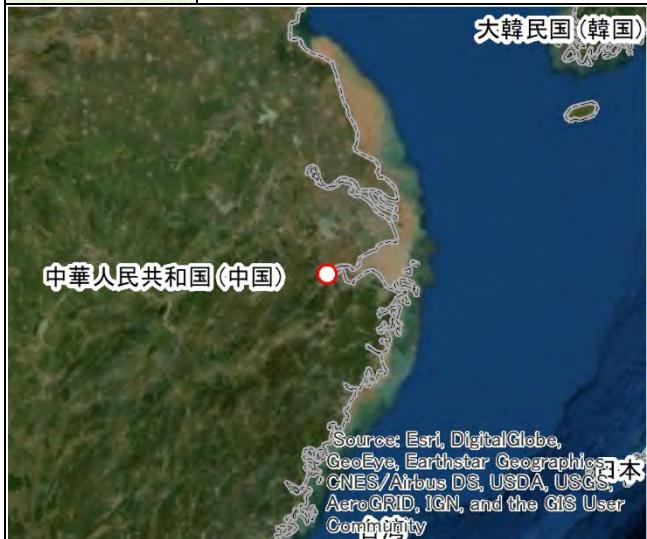
	<p>2019年に中国で開催する予定である。</p> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・万里の長城の保全管理のための法令、枠組みを強化する取り組みを歓迎する。</li> <li>・2015年に実施された北京-張家口市鉄道の遺産影響評価はイコモスガイドラインに適合していない。作業指針第172項に則って、変更できない決定を下す前の段階で、世界遺産委員会及び諮問委員会からのフィードバックを受け取り対応する必要がある。</li> <li>・修理の際に、適切な材料及び技術を用いる保全活動については、その取り組みのプロセス及び成果についての経験を、将来、優良事例として公表、共有することが考えられる。資産の保全復元の五原則（万里の長城のオリジナル状態の保護、最小限の介入、予防的保全措置、遺産の分類、保全状況に応じた保護措置）を、すべての保全措置、トレーニングに拡大して適用すべきである。</li> <li>・持続可能な観光について締約国から報告はない。新しい鉄道や駅の整備が、どのように来訪者数に影響するのか、どのようにしてそれに対応するのかについて情報提供がない。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <p>個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	---

## 決定概要

- ・イギリスとの国際協力を歓迎する。いずれ、中国及びイギリスがこの経験を優良事例として、世界遺産センターのホームページなどを通じて、公開、共有することを望む。
- ・万里の長城八達嶺区域に計画されている新駅が、すでに高い水準にある来訪者数にどのような影響を及ぼすのかについて、またこの問題にどのように対処するのかに関連して、締約国に以下を要請する。
  - a) これから策定されることになっている持続可能な観光管理戦略で来訪者増加により生じる潜在的影響について取り扱うこと
  - b) マスツーリズムの影響を緩和するために必要なすべての措置をとること
  - c) 万里の長城からの視線（sight lines）など、資産の顕著な普遍的価値に対して観光インフラが与える累積的影響を最小にとどめるために必要なすべての措置をとること。
- ・2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 2.5. 杭州西湖の文化的景観

基本情報					
決定番号	43 COM 7B.59	ID No.	1334		
資産名称（英）	West Lake Cultural Landscape of Hangzhou				
締約国	中華人民共和国				
		 ©HAGCH Author: West Lake Museum			
種別	文化遺産	資産面積	3,322.88 ha		
タイプ	文化的景観	緩衝地帯面積	7,270.31 ha		
評価基準	ii, iii, vi	世界遺産一覧表記載年	2011 年		
構成資産数	1				
資産概要	杭州西湖の文化的景観は、西湖とそれを囲む三方の丘からなり、唐の時代から詩人や学者、芸術家たちの想像力を刺激してきた。また多くの寺院、仏塔、亭や、庭園や鑑賞樹だけでなく、土堤道や人工の島も付加され、杭州市西方の景観をより美しいものとしている。西湖は、数世紀にわたって中国内だけでなく、日本や韓国の庭園意匠にも影響を与えた。また、自然と人間が理想的な形で融合するように数多くの眺望景観を造り出し、景観を改良するという文化的伝統の顕著な例である。				
これまでの保全状況報告（年）	2019				
保全状況					
現在の課題	住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、土地利用の変更				
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資産の保護管理に係る規制を強化、年間約 2,800 万人の来訪者をモニタリングし動線を管理するシステムの整備、影響評価制度の整備などに取り組んでいる。</li> <li>シャングリラ・ホテルについては、エレベーター塔及び 6 階・7 階の撤去を 2019 年 3 月に実施した。また、建物の色を周辺に溶け込む色彩に変更し、視覚的影響をさらに緩和する予定である。さらに、樹高 25m から 30m に達する高木を植栽し遮蔽植栽とする予定である。</li> <li>景観保護のため、宋代に設定された「西湖十景」や 2 つの堤、3 つの島に関連した重要な視点 17か所のほか、「三方の丘」、山地から都市部に遷移する空間、錦帶橋及び湖岸の視点場を選定した。さらに、「三方の丘」の背後に位置する都市建造物の高さをコントロールするための視点場を設定した。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世界遺産に登録された際にも、1961 年に建設された 7 階建てのシャングリラ・ホテルが西湖の崇高な風景に負の影響を与えていたことが課題であった。</li> <li>2018 年 10 月にホテルとの土地リース契約期限が終了したことを受け、2019 年 3 月にエレベーター塔及び 6 階・7 階部分が撤去された。まだ、4 つの視点場（孤山、放鶴亭、白堤、錦帶橋）から部分的に見えるものの、ホテル東側広場及び南側斜面に高木を植栽し残る視覚的影響を低減する計画である。</li> </ul>				

	<ul style="list-style-type: none"> <li>なお、今後も、杭州市の市街地が、堤から見た西湖の風景の額縁を構成する丘陵斜面に接するまで拡大することがないよう注意する必要がある。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	--

### 決定概要

- 杭州市の市街地が、堤から見た西湖の風景の額縁を構成する丘陵斜面に接するまで拡大することができないように、来訪者管理を強化すること。また、東を向いて北側、南側丘陵のスカイラインを維持し、背後の都市が湖から見えないようにするために、関係する全ての開発事業を遺産影響評価にかけること。さらに、徐々に増加する影響が、景観の全体的調和に影響を与えるないように保護制度を適切に運用すること。
- 2011年歴史的都市景観に関するユネスコ勧告を踏まえて、資産の周辺環境のうち都市化している地域の管理を行うよう勧告する。また、来訪者による影響のモニタリングを、資産の管理に反映するよう勧告する。
- 世界遺産センターと諮問機関による審査のため、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

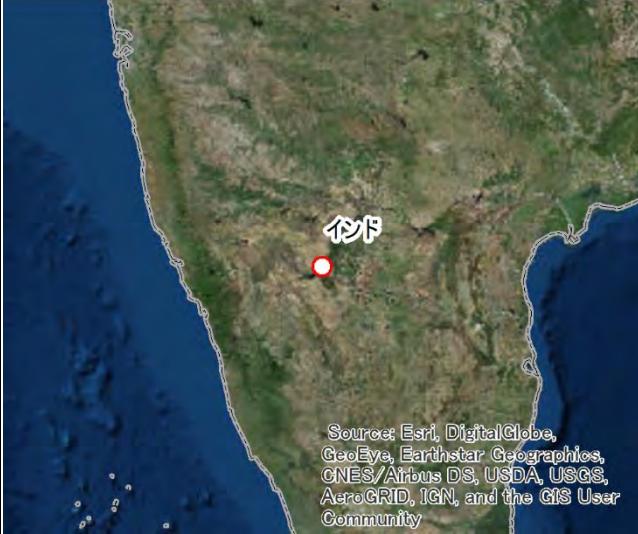
### 2.6. 開城の歴史的建造物と遺跡

基本情報			
決定番号	43 COM 7B.60	ID No.	1278
資産名称（英）	Historic Monuments and Sites in Kaesong		
締約国	北朝鮮		
		 ©KCPC Author: KCPC	
種別	文化遺産	資産面積	494.2 ha
タイプ	記念物、建造物群	緩衝地帯面積	5,222.1 ha
評価基準	ii, iii	世界遺産一覧表記載年	2013 年
構成資産数	12		
資産概要	北朝鮮南部の開城市には、10 世紀から 14 世紀にかけて栄えた高麗王朝の文化と歴史が刻まれている。かつて王都であった開城では、宮殿や陵墓、防壘、城門が当時の政治的、文化的そして精神的価値を体现すべく配置されている。天文台と気象台、学校（そのうちの一つは官吏養成所）、記念碑なども資産に含まれる。また、開城は東アジア地域における仏教から宋明理学への変化の過程を物語っている。		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2015		
保全状況			
現在の課題	観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世界遺産委員会から作成を求められていた観光管理計画を作成し、2018 年 11 月に内閣の承認を得た。同計画には、2019 年から 2028 年までに実施する施策が示されている。なお、同計画の策定は、世界遺産センター、ユネスコ北京事務所、イコモスの協力を得て、2013 年から 2015 年に実施したものである。</li> <li>資産のモニタリングを強化するため、2018 年に満月台管理事務所、開城国家遺産保護管理事務所、王健王陵管理事務所を設置した。</li> <li>木造構造物、屋根、墳墓内の壁画の保全が課題となっている。</li> <li>緩衝地帯においては、開城旧居住地区で保全措置を進めることが、住民の要望や意識などの問題もあり、課題に直面している。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>観光管理計画の最初の 5 年計画についてしっかりとモニタリングを行う必要がある。</li> <li>資産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性のある事業について、遺産影響評価を実施するよう要請する。</li> <li>資産範囲内でオリジナルの素材、特徴を保全する上で締約国が指摘している課題への対応が懸念される。さらなる普及啓発活動、国際協力が重要であると考えられる。</li> </ul>		

	3．世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。
<b>決定概要</b>	
	<ul style="list-style-type: none"><li>・観光管理計画で計画されているものを含め、計画されている全ての事業、工事について、遺産影響評価を実施するよう要請する。</li><li>・世界遺産センターと諮問機関による審査のため、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。</li></ul>

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 27. ハンピの建造物群

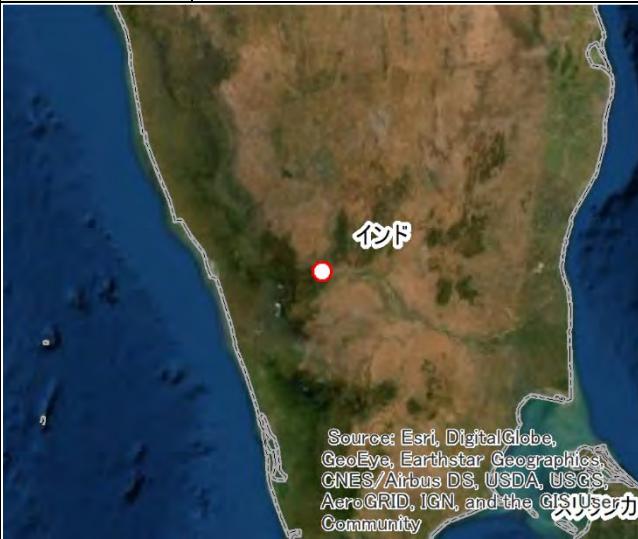
基本情報				
決定番号	43 COM 7B.61	ID No.	241	
資産名称（英）	Group of Monuments at Hampi			
締約国	インド			
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©Ana Draskovic Author: Ana Draskovic</p>		
種別	文化遺産	資産面積	4,187.24 ha	
タイプ		緩衝地帯面積	19,453.62 ha	
評価基準	i, iii, iv	世界遺産一覧表記載年	1986 年	
構成資産数	1		2012 年 軽微な境界線変更	
資産概要	質素ながら雄大な威容を誇るハンピの遺跡は、最後のヒンドゥー王朝ヴィジャヤナガル王国の首都であった。しかし 1565 年、デカン地方のムスリム諸王朝の手に陥落し、6 ヶ月間もの略奪を受けたのち放棄された。ハンピに見られるドラヴィダ様式の建築は、その巨大さ、回廊、装飾柱で覆われた塔門が最大の特徴である。王族の建立によるドラヴィダ様式の寺院や宮殿は、14~16 世紀の旅行者たちの人気を集めた。また、世俗的な建造物にインド・イスラム様式が導入されているのもハンピの特徴である。			
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2015, 2013, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, 1999			
保全状況				
現在の課題	商業開発、交通インフラの利用に起因する影響、陸上交通インフラ、住宅開発、水			
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第3者からの情報に基づいて、2019年2月11日に本資産における破壊行為の発生について確認するレターを世界遺産センターから締約国に送付した。ソーシャルメディアの情報によると、世界遺産の一部を成すヴィシュヌ神殿内でマンダパの柱が一本引き倒された。インド考古調査院(ASI)は直ちに地元警察に届を出し、現場確認、捜査が開始された。その結果、1週間たたずに3人の容疑者が逮捕された。また、柱は元の状態に復元された。</li> <li>2016年からハンピ世界遺産地域管理局と ASI が協力して、総合管理計画の策定と実施、及びハンピ地域全域のマスター・プラン（29村、うち4邑が世界遺産範囲内）の策定に取り組んでいる。ASIは、資産範囲内の57地点を所管し、考古省が 41.8 km<sup>2</sup> の範囲に分布する1,600件を所管している。</li> <li>2017年から2019年度に行った保全措置により、公共施設及び来訪者施設が改善している。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ヴィシュヌ神殿の破壊行為に対する迅速な対応を歓迎する。</li> <li>世界遺産委員会の要請に関わらず、締約国は、資産の顕著な普遍的価値に負の影響を与える可能性があるカマラプールにおける道路拡幅についての情報を提供していない。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <p>個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>			

### 決定概要

- ・作業指針第172段落に則って、カマラプールにおける道路拡幅について詳細情報を世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 2.8. インドの山岳鉄道群

基本情報			
決定番号	43 COM 7B.62	ID No.	944ter
資産名称（英）	Mountain Railways of India		
締約国	インド		
		 ©OUR PLACE The World Heritage Collection Author: Amos Chapple	
種別	文化遺産	資産面積	88.99 ha
タイプ	近代遺産	緩衝地帯面積	644.88 ha
評価基準	ii, iv	世界遺産一覧表記載年	1999 年
構成資産数	3		2005 年、2008 年、拡張
資産概要	<p>麓は香り高い紅茶ダージリンの産地として名高い。標高 2,200m を走るダージリン・ヒマラヤ鉄道（トイ・トレイン）は 1881 年に茶の運送用に建設された。世界初の、そして今なお最も傑出した山岳輸送鉄道である。勇壮な景観を誇る屈曲の多い山岳地帯を走るために、レールの接続に大胆かつ独創的な技術を開発した。1999 年登録の「ダージリン・ヒマラヤ鉄道」に、ニルギリ山岳鉄道を新たに含んで拡大登録。標高 326~2203m の高地を、46 kmにわたって走るニルギリ山岳鉄道は、メーターゲージ（軌間が 1m の鉄道）の単線。着工は 1891 年で、山岳地域を縫う難工事のため 1908 年に竣工した。建造時に最新技術を用いたニルギリ山岳鉄道は、今も現役で走り続けている。その後、ダージリン・ヒマラヤ鉄道とニルギリ山岳鉄道からなる「インドの山岳鉄道群」に、カルカ・シムラ鉄道が追加された。標高 656m のカルカと、標高 2075m の高地であるシムラを結ぶこの鉄道は、総延長が 96.6 km。19 世紀半ばに、シムラを避暑地としていた英國の高官を運ぶために建設されたもので、1903 年に完成した。988 の橋、917 のカーブ、107 のトンネルがあるこの鉄道は、山岳鉄道の先駆けとなった。</p>		
これまでの保全状況報告（年）	2019		
保全状況			
現在の課題	管理制度/管理計画		
審議概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>締約国による保全状況報告               <ul style="list-style-type: none"> <li>第 3 者から寄せられたダージリン・ヒマラヤ鉄道(DHR)の保全状況について確認するため、世界遺産センターは締約国に対して 4 回にわたりレターを送付した（2017 年 6 月 26 日、2017 年 7 月 11 日、2018 年 7 月 18 日、2019 年 2 月 14 日）が、締約国から返事がない。</li> </ul> </li> <li>世界遺産センターの見解               <ul style="list-style-type: none"> <li>ユネスコニューデリー事務所が 2018 年 5 月 19 日から 29 日に現地を確認したところ、遺産を保全するために適切な体制が整えられておらず、資産の顕著な普遍的価値を構成する重要な属性の多くに、構造上及び／もしくは装飾上の損失がみられる。資産範囲及び緩衝地帯範囲が地図上で明確に示されておらず、違法建築及びごみの投棄により深刻な浸食を受けている。車両及び軌道の維持管理も不十分である。資産の顕著な普遍的価値の主たる属性とされている駅の建築物についても、そ</li> </ul> </li> </ol>		

	<p>の多くがオリジナルの材料、特徴を失っており、世界遺産に登録された当時と比べて著しく劣化している。多くの場合、理解不足による「近代化」と維持管理不足により問題が複雑化している。2017年の暴動で被害を受けたソナダ駅、ガヤバリ駅も修復が行われないままとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界遺産に登録された 1999 年当時、ダージェリン・ヒマラヤ鉄道は、88km にわたるそのルートのほとんどが森林もしくは茶畠景観であった。しかしながら、現在は、違法に建てられた家屋、店舗の中を走っている状態で、これらが、北部国境鉄道地帯及び鉄道交通省が所有する 20m幅の土地を浸食している。場所によっては違法建築物と鉄道等の間にほとんどもしくは全くスペースがない。</li> <li>・ダージェリン・ヒマラヤ鉄道は、蒸気機関車用の石炭ではなく、質の低い石炭を使用しており、ススや煙害の原因となっている。</li> <li>・管理体制の欠如が諸問題の原因であり、ナローゲージ SL 鉄道遺産に特有の管理ニーズに関する理解が不足していることも問題である。</li> <li>・資産範囲、緩衝地帯範囲を緊急に明示する必要がある。</li> <li>・インド鉄道が、包括的保全管理計画 (CCMP) の作成のために、独立した基金を立ち上げたことを歓迎する。この計画を策定し実施することが非常に重要である。</li> <li>・キャパシティビルディングも不可欠である。</li> <li>・世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを招へいするよう勧告する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	---

## 決定概要

- ・インド鉄道が、包括的保全管理計画 (CCMP) の作成のために、独立した基金を立ち上げたことを歓迎する。
- ・資産範囲及び緩衝地帯範囲を明確に示した範囲案を世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを招へいするよう勧告する。
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年2月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 29. バリ州の文化的景観：トリ・ヒタ・カラナ哲学に基づくスバック灌漑システム

基本情報					
決定番号	43 COM 7B.63	ID No.	1194		
資産名称（英）	Cultural Landscape of Bali Province: the Subak System as a Manifestation of the Tri Hita Karana Philosophy				
締約国	インドネシア共和国				
		 ©Ko Hon Chiu Vincent Author: Ko Hon Chiu Vincent			
種別	文化遺産	資産面積	19,519.9 ha		
タイプ	遺跡(文化的景観)	緩衝地帯面積	1,454.8 ha		
評価基準	ii, iii, v, vi	世界遺産一覧表記載年	2012 年		
構成資産数	5				
資産概要	バリには、伝統的な水利システム「スバック」を用いた棚田が残る。スバックとは水路や堰の集合であり、スバックごとに水神を祀る寺院がある。このうち、18世紀に王室の勅願によって創建されたタマン・アyun寺院は、バリ島で最も大規模な宗教建築である。スバックの起源は9世紀ごろにまで遡るとされており、トリ・ヒタ・カラナ、つまり靈魂・人間・自然の調和というバリ独自の哲学に基づいている。トリ・ヒタ・カラナはバリとインドの2000年間にわたる交流のなかで育まれた思想であり、バリの風土形成に多大な影響を及ぼした。				
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2015, 2014				
保全状況					
現在の課題	伝統的な生活様式・知識体系の変化、ガバナンス、住宅開発、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、土地利用の改変、管理制度/管理計画、遺産の社会的な評価				
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スバックの経済的持続可能性を改善するための取り組みとして、農地の維持及び祭事の実施に対する地区レベルでの資金援助を2019年に開始した。これに加えて、ギャニヤール地区では3つのスバックを対象に減税措置を導入する計画である。また、タバナン地区ではCatur Angga Batukaruスバックの作業を支援している。</li> <li>国、州、地区それぞれの体制強化、連携強化を図っており、2016年に設置された「インドネシアの文化遺産及び自然遺産の保全管理のための調整チーム」の拡張を進めている。同チームは、2014年にバリ州が設置した本資産の「調整フォーラム」の活発な運営を支援する役割を担っている。</li> <li>さらに、資産範囲を、国家戦略地区に指定する予定である（時期不明）。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>締約国、バリ州、関係地区政府は、2015年イコモス/イクロム合同アドバイザリーミッションによる勧告の実施に取り組んでいる。</li> <li>現在、二つの地区においてそれぞれの政府が異なった支援を行っているが、資産範囲内の全てのスバックが十分かつ公平な支援を受けることができることが望ましい。</li> <li>管理計画の実施が成功するか否かは、スバック農家が正式に参画し、伝統的慣習を継続することが</li> </ul>				

	<p>できるか否か、彼らの経済的社会的ニーズを満たすことができるか否かにかかっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺産影響評価について、締約国の様々な関係制度は、顕著な普遍的価値の保護に特化したものではなく、資産の管理体制ともリンクしていない。イコモス及び IUCN のガイダンスを踏まえた遺産影響評価制度を構築し、遺産影響評価を世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>・継続する文化的景観である本資産の保存管理のためには、継続して課題に対応し続ける必要がある。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
<b>決定概要</b>	

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 30. イスファハンのイマーム広場

基本情報					
決定番号	43 COM 7B.64	ID No.	115		
資産名称（英）	Meidan Emam, Esfahan				
締約国	iran・イスラム共和国				
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©UNESCO Author: Francesco Bandarin</p>			
種別	文化遺産	資産面積	ha		
タイプ		緩衝地帯面積	ha		
評価基準	i, v, vi	世界遺産一覧表記載年	1979 年		
構成資産数	1				
資産概要	<p>イマーム広場は、17世紀初頭にサファヴィー朝のアッバース1世によって建造され、そのあまりの大きさと美しさのため「世界の写絵」(ナクシュ・エ・ジャハーン)と呼ばれていた。アッバース1世によって新たに首都となったイスファハンにとって、イマーム広場はまさに心臓であった。この広大な広場は四方をモスクや宮殿といった建造物と、それらを繋ぐ2層構造のアーケードで囲まれている。こうした建造物は植物文様の彩釉タイルで全面が覆われており、なかでもイマーム・モスクのタイル装飾はイランにおける最高傑作との呼び声も高い。</p>				
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2015, 2013, 2012, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 1995				
保全状況					
現在の課題	住宅開発、地下交通インフラ				
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開発圧、環境・自然災害、観光圧、人口増加などの様々な要因を考慮して学際的調査を実施している。本調査は2016年に始まり、照明、電力インフラ、モニタリング施設、火災報知器、入り口の再整備、地震被害低減などを取り扱っている。</li> <li>イマーム広場（ナクшу・エ・ジャハーン広場）を訪れる来訪者のアクセスを、イスファハン市内の歴史的な軸線を経由するよう誘導する方向で調査を進めている。この調査結果は、イラン文化遺産、手工芸、観光機構（ICHHTO）の中期計画に反映される。</li> <li>現在の歩行者専用広場について、様々な改善を行った。</li> <li>1920年代に整備された都市下水道システムはその後1970年代にイマーム広場を含めて繰り返し事が行われた。イマーム・モスクからの下水排水について付け替えを行った。その他、イマーム・モスク東端の下水設備を南端に移設した。ハフィズ通りの下水設備の更新、ナクшу・エ・ジャハーン広場付近の下水設備の清掃を行った。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害リスク低減に向けた体系的な戦略のとりまとめのための締約国の取り組みを歓迎する。まだ完成しているわけではないが、照明の設置、報知器の設置、緊急アクセスの改良、耐震補強などの対策はすでに実施されており、資産における安全性が向上している。</li> <li>アリーカプー宮殿では、スチール製の腕木をもといて構造の安定化を図っている。</li> </ul>				

<ul style="list-style-type: none"> <li>しかしながら、これらの措置の多くは世界遺産センターに連絡のないまま実施されている。締約国に、復元措置その他の介入措置の計画について世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>イマーム広場の調査により、異なる入り口が異なる役割をもつことが分かつてきた。これらを踏まえて、今後、車両、歩行者の動線について見直しが行われる可能性がある。これらについても世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>下水施設の改善についても、資産範囲及び緩衝地帯での今後の工事計画について世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--

## 決定概要

- 保全管理計画を世界遺産センターに提出するよう要請する。
- 物理的介入の詳細について世界遺産センターに提出するよう要請する。
- 車両道路、歩行者道路、資産範囲及び緩衝地帯内の下水施設設計画、耐震安定化工事計画の詳細、アリー・カプー宮殿その他の構造物に実施した耐震工事の詳細について、世界遺産センターに提出するよう要請する。
- 作業指針第172項に則って、遺産影響評価を世界遺産センターに提出するよう要請する。
- 2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

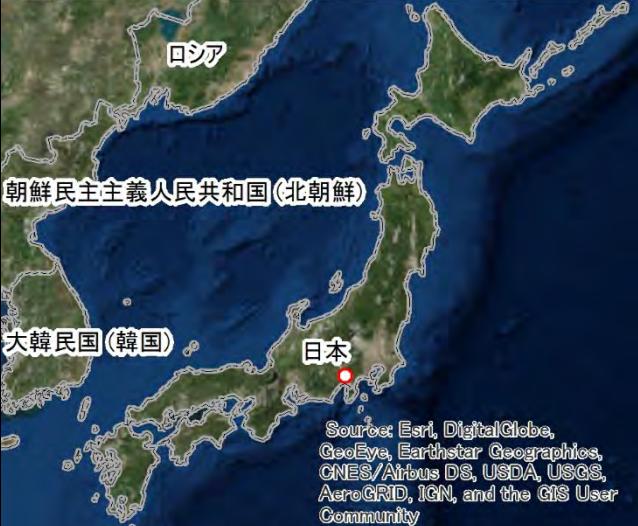
### 3.1. ファールス地域のササン朝考古景観

基本情報					
決定番号	43 COM 7B.65	ID No.	1568		
資産名称（英）	Sassanid Archaeological Landscape of Fars Region				
締約国	イラク・イスラム共和国				
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>© ICHHITO Author: B. Sedighi</p>			
種別	文化遺産	資産面積	639.3 ha		
タイプ	考古遺跡	緩衝地帯面積	12,715 ha		
評価基準	ii, iii, v	世界遺産一覧表記載年	2018年		
構成資産数	8				
資産概要	<p>イランのファールス地域南東部のフィルーザーバード (Firuzabad) 、ビシャプール (Bishapur) 、サルヴェスタン (Sarvestan) 3 地区に分布する 8 つの考古遺跡から成るシリアルプロパティである。本資産の要塞、宮殿、レリーフ、都市プランは、224 年から 658 年まで地域一帯に広がっていたササン朝の最初と最後の瞬間を伝えている。ササン朝の始祖アルダフーシール 1 世の軍事本部であり最初の首都の遺跡、彼の後継者であるシャープール 1 世の都市の遺跡、7 世紀から 8 世紀にかけてササン朝からイスラム時代に変わっていく様子を示す記念物が含まれる。</p>				
これまでの保全状況報告（年）	2019				
保全状況					
現在の課題	管理制度/管理計画、その他（複数の構成資産が崩壊の危機にあるか、重大な劣化状態にある）				
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィルーザーバード地区及びビシャプール地区の構成資産の境界線を変更するよう世界遺産委員会は勧告しているが、構成資産と問題となっている新規居住域の距離の問題があり、境界線の変更是不可能である。その代わり、これら 2 地区の緩衝地帯において新規開発及び観光活動に関する新たな規制を導入した。</li> <li>・リスク準備、災害対応を含む総合保全管理計画 (ICMP) のとりまとめは現在最終段階である。</li> <li>・カレー・ドクタール (Qakeh Dokhtar) ドームの保全策検討のほか、サルバズカン (Sarbazkhane) 及びロイヤル・シタデル北端の塔の復元を行った。</li> <li>・アルダシール・クーレ (Ardashir Khurreh) において、考古学的に注意を要する地域において納涼活動を制限するための地球物理探査を実施するため、フランスとの協働調査を準備している。調査は 2019 年 11 月に実施予定である。</li> <li>・工作物及びレリーフの記録作成、測量、分析のための新しい方法を検討中である。モニタリングを強化するため、ロイヤル・シタデルにひび割れモニターを設置した。その他、駐車場、排水、電力インフラ、照明等の再構築を行ったほか、除草剤の散布、展示・トレーニング・コミュニティ参画イベントの開催、タンギー・エ・チョガン (Tang-e Chogan) 付近の河川での浚渫を行った。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク準備、災害管理を含む管理計画の修正に取り組んでいることを歓迎する。管理計画を採択す</li> </ul>				

	<p>る前の段階で、世界遺産センターに提出するよう要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界遺産に登録されてから今日まであまり時間がなかったことを踏まえても、緊急的に実施する必要がある保全措置の実施は比較的ゆっくりしていると言わざるを得ない。イコモスによる審査の時点で、一部の構成資産の保全状況は悪く、劣化ないし崩壊のリスクが認められていた。長期的な保全を担保するためには、大規模な再建を行う必要のないように保全措置を良く計画する必要がある。</li> <li>・フィルーザーバード地区及びビシャプール地区の構成資産の境界線変更に対する締約国の説明に関わらず、境界線変更を求めた世界遺産委員会の勧告の背景となった原因に変わりはない。緩衝地帯の境界線は狭すぎるため、考古遺跡周辺の景観が含まれるように拡大すべきである。</li> <li>・なお、本資産の「顕著な普遍的価値の言明」案のとりまとめが完了しており、本委員会で審議されることになっている。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
<b>決定概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・考古遺跡周辺の景観が含まれるように、資産の境界線を変更するよう要請する。</li> <li>・優先事項として、リスク準備及び災害対応を含む総合保全管理計画の完成に取り組み、最終的な採択を行う前の段階で、世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>・2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。</li> </ul>

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 3.2. 富士山—信仰の対象と芸術の源泉

基本情報					
決定番号	43 COM 7B.66	ID No.	1418		
資産名称（英）	Fujisan, sacred place and source of artistic inspiration				
締約国	日本				
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>					
<p>© Policy Planning Office, Minobu Town  <b>Author:</b> Matsuda Yukio</p>					
種別	文化遺産	資産面積	20,702.1 ha		
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	49,627.7ha		
評価基準	iii, vi	世界遺産一覧表記載年	2013 年		
構成資産数	25				
資産概要	<p>富士山は長期にわたり、芸術家や詩人に着想を与え、参詣の地であった。頂上の火口まで登頂し、山麓の神社に戻った参詣者は、山の神から力を得て、象徴的な死と再生を経験した。現在では都市化の波が及んでいるものの、富士山はなおその神聖な性質を保っている。標高 1500m を超える部分および参詣路と火口にある神社、ふもとの浅間神社、御師住宅、火山の特徴である溶岩樹形や湖、泉、滝など、参詣者にとっての聖地となった場所が推薦されている。シリアル推薦された 25 の構成資産は、富士山の神聖で着想を与える景観を反映している。</p>				
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2016				
保全状況					
現在の課題	管理制度/管理計画、インターパリテーション施設、来訪者施設				
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下方斜面の巡礼路に関して広範な調査を実施しさらに、継続している。</li> <li>来訪者管理戦略に関して、11 項目の指標及び水準を設定した。また、修景プロジェクトを実施している。</li> <li>上方の登山道塔の相互的な保全手法に関する取り組みは 2019 年に開始し、「望ましい富士登山の在り方」（3 つの視点）について、指標と水準を設定した。来訪者の収容力の分析を行った。</li> <li>インターパリテーション戦略の一環として、二つの富士山世界遺産センターが運営されている。来訪者に対して山麓の構成資産を訪れるよう奨励している。</li> <li>リスク管理戦略については、避難路と避難所を設定した。</li> <li>現在 36 力所の定点により視覚的景観をモニターしている（当初は 2 力所）。</li> <li>2017 年、2018 年に、富士山の経験を文化的景観に関わる他の人たちと幅広く共有する機会を設けた。グレート・ブルカン・カルドゥン山やその周辺の神聖な景観をもつモンゴルとの交流プログラムも始まった。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>締約国は、「アクセスや行楽の提供」と、「神聖さ・美しさという特質の維持」という相反する要請を融合させることを目指したビジョンに基づいて、管理及び保護の取り組みを続けている。本資</li> </ul>				

	<p>産と緩衝地帯は委員会の要請通り、「ひとつ（一体）の文化的景観」として管理されており、それは持続可能な観光と持続可能な土地利用を促進する形で行われている。管理組織の多様な構成機関、すなわち富士山世界文化遺産協議会、富士山世界文化遺産学術委員会、各作業部会が活動している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載時に特定された6つの具体的分野すべてにわたって良好な前進がみられる。綿密なデータ収集や分析を含む調査方法は模範的であり、また調査結果の日々の活動への応用も同様である。例えば、来訪者数の広範なデータを集計した結果、締約国は混雑する特定の日、時間、場所を確認することができた。その目的は単に来訪者数をコントロールするだけでなく、多様な利用者グループに対して「望ましい富士登山の在り方」を実践してもらうためである。</li> <li>下方斜面の歴史的巡礼路の調査は、下方斜面の巡礼路図の作成につながり、来訪者に関連する構成群への訪問を促すものとなった。これは来訪者の負荷の分散に役立つ。また、下方と上方のそれぞれの巡礼路の間の極めて重要な歴史的かつ神聖なつながりに対する理解の向上をもたらしている。</li> <li>二つの新たな富士山世界遺産センターは、情報提供やインテープリテーションを行うだけでなく、調査の実施や活用に加えて教育を担う場としても、より大きな役割を果たしている。</li> <li>視覚的な調和を向上する取り組みは継続して行われている。これには、登山道の維持管理や修復に、先進的な素材、工学技術を応用したり、案内板のデザインをより調和的なものに改善したり、上方の登山道等に整備された山小屋についてのガイドラインをとりまとめたりすることが含まれる。モニタリングのための定点観測地点の設置は、主要な景観が維持されていることを確認するのに役立つであろう。</li> <li>開発のコントロールについても前進している。建築物の規模、場所に関して、特に下方斜面において、よりしっかりとコントロールを行う必要があるとの記載時の指摘に対応したものである。山麓部において開発圧を早期に把握することの実現や、地元の人々の同意に基づいた行政手続きの施行、保全を支持する社会の機運の取り込みに努力が払われてきた。視覚的調和に関連する短期的な措置が実施されており、より根本的な解決にむけての措置が続く。</li> <li>締約国は、富士山の保全と管理の経験を共有する取組みを、中国、モンゴル、日本各地で実践している。</li> <li>このように巨大で複雑な資産を管理することは容易ではないが、統一され調整された管理と保護の枠組みを作り、それを機能させるという、大きな前進を締約国はなし遂げたと言える。これは、美しさや来訪者の経験を向上させるための前向きな活動を促進し、来訪者や地元コミュニティーの協力を得、神聖な自然、巡礼路、神社の広がりと複雑さに対する啓発や評価の向上に役立つ。これらはすべて、記載の時点では脆弱だったものである。</li> <li>下方斜面周辺の開発コントロールを改善する措置の進捗については、さらなる情報の提出が望ましいと考えられる。</li> </ul>
	<h3>3. 世界遺産委員会での審議</h3> <p>個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>

## 決定概要

- 記載時に特定された6つの具体的分野すべてにわたって、相当な前進があることを歓迎する。
- 締約国に対し、提案された新たな開発コントロール措置に関するさらなる情報が整い次第、その詳細と実行のための全体的なスケジュールを、世界遺産センター及び諮問機関の審査のために、提出するよう要請する。
- 富士山の保全と管理の経験を共有するため、中国、モンゴル、日本国内各地で実施された取り組みを歓迎する。
- 締約国に対し、本資産の保全状況と上記の実施状況についての報告を、2020年12月1日までに世界遺産センターに提出するよう要請する。
- 富士山の保全と管理の実践を共有するため、中国やモンゴルでの会合や、その他の同様の資産との間で、また日本国内各地で取られた取り組みを歓迎する。
- また締約国に対し、本資産の保全状況と上記の実施についての報告を、諮問機関による審査のため、2020年12月1日までに世界遺産センターに提出するよう要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

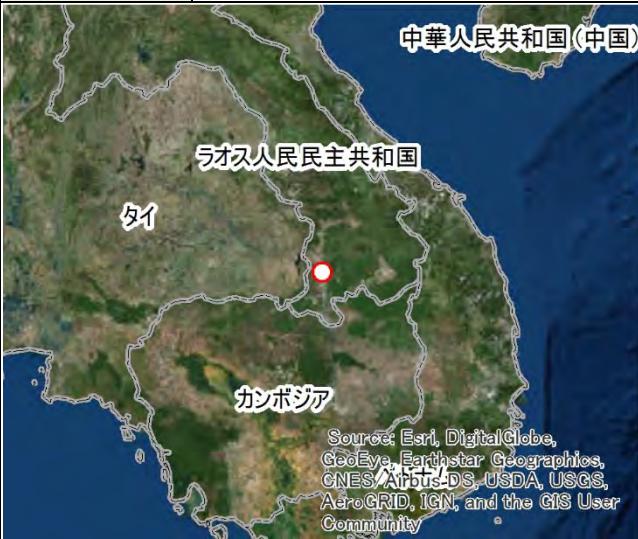
### 3.3. ホンジャ・アフメッド・ヤサウイ廟

基本情報					
決定番号	43 COM 7B.67	ID No.	1103		
資産名称（英）	Mausoleum of Khoja Ahmed Yasawi				
締約国	カザフスタン共和国				
 <p>カザフスタン ウズベキスタン キルギス Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>© OUR PLACE The World Heritage Collection Author: Amos Chapple</p>			
種別	文化遺産	資産面積	0.55 ha		
タイプ	記念物	緩衝地帯面積	88.15 ha		
評価基準	i, iii, iv	世界遺産一覧表記載年	2003 年		
構成資産数	1				
資産概要	<p>ホンジャ・アフメッド・ヤサウイ廟は、ティムール朝時代、1389 年から 1405 年にかけて建立された。ティムールの死に伴い、1405 年に建設が中断されて以降、今日に至るまで未完成のままである。ペルシャの建築家たちは、このホンジャ・アフメッド・ヤサウイ廟において、サマルカンドの建築に後に見られるような建築手法をすでに実践している。ティムール朝の建築としては、現存する最大の、そして最も保存状態の良い建造物である。</p>				
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2014, 2013				
保全状況					
現在の課題	住宅開発、インタープリテーション施設、来訪者施設、宿泊施設等、管理制度/管理計画				
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2018 年 11 月にトルクестанにおいて建築コンペを実施するとの発表があり、2019 年 2 月 15 日に締約国と世界遺産センターとの会合を開催した際に、遺産影響評価を提出するよう世界遺産センターから要請があったことを受けて、2019 年 4 月 29 日に遺産影響評価を世界遺産センターに提出了した。</li> <li>靈廟は基本的に良い保全状況にあるが、地下水及び雨水の浸透の問題、1990 年代に取り付けられたドームタイルの剥離問題がある。伝統的な地域で製造されたタイルを利用したはりかえ計画について現在詳細を詰めている。その他、電気配線、防火設備の改良を行った。また、継続的にモニタリングを行っているほか、写真測量を完了した。</li> <li>本資産が位置するトルクестанは、2018 年に州都に指定され、成長を促進する特別経済区となった。市の新しいマスタートップランが承認され、新しく設置された視覚的アクセス保護ゾーンでは高度制限 7m となった。</li> <li>資産範囲付近については、詳細な都市計画事業(PDP)が作成された。</li> <li>緩衝地帯内にある歴史的構造物の保全措置、緩衝地帯内のエスキ・トルクестан考古公園（歩道、発掘現場展示、来訪者施設、オープンエアミュージアム含む）、緩衝地帯に接する場所に計画されているトルクестан精神文化センター（ホンジャ・アフメッド・ヤサウイ博物館（高さ 27.5m、基礎工事完了）、図書館（高さ 15.5m）、公衆浴場（高さ 13m）、結婚式場（高さ）12m 含む）、インターパリテーションセンターについて遺産影響評価を実施（負の影響はないとの結論）し、世界遺産センターに提出した。</li> </ul>				

	<p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ドームタイルのはりかえは緊急に実施する必要があるが、屋根の防水方法を含む技術的詳細を世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>緩衝地帯で計画されている歴史的工作物の保全措置（アズレト・スルタン博物館）は、専門家の指導のもとを行い、保全措置の実施をモニタリングし、きちんと記録にとっておくように要請する。</li> <li>改訂された視覚的アクセス保護ゾーンは、12 の視覚的軸線をもとに設定されており、世界遺産登録時に設定されていた高さ制限を大きく緩めるものとなっている。2018 年のイコモスアドバイザリーミッションでは、この措置は本資産の顕著な普遍的価値に負の影響を与える可能性があることから撤回することを求める勧告を出していた。</li> <li>トルクエスタン精神文化センターに関する 10 件のプロジェクトは、推薦書に示されていた都市計画抑制ゾーン内に位置しているが、新たな都市計画抑制ゾーンでは、その外側となっている。整備される予定の建築物の高さは、もともとの高さ規制である 7m を大幅に超えている。提出された遺産影響評価には、プロジェクト全体の詳細について十分な説明がないが、高さ 12m から 27.5m の建築物が建設されれば、資産の周辺環境は劇的に変化し、顕著な普遍的価値に強力な負の影響を及ぼす可能性があることは明らかである。</li> <li>トルクエスタン精神文化センターを停止し、十分な詳細情報を提出するまで、解体工事を行わないよう締約国に要請する。</li> <li>2017 年 9 月のイコモス・テクニカルレビュー及び 2018 年のミッションにおいて、緩衝地帯内の大規模開発事業について、作業指針第 172 項に則って世界遺産センターに報告するだけでなく、事業開始前に、諮問機関によるレビューを受ける必要があることを明確に説明している。</li> <li>2011 年歴史的都市景観に関するユネスコ勧告を踏まえて、管理計画を改定する必要がある。</li> <li>世界遺産センター/イコモスアカティブモニタリングミッションを招へいするよう勧告する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>キルギスタン、中国、タンザニア、クウェート、アゼルバイジャン、ボスニアヘルツェゴビナ、ウガンダ、ブルキナファソが、問題とされている緩衝地帯内の考古公園、緩衝地帯外の精神文化センターの遺産影響評価が行われ、OUV に影響を及ぼさず、地域住民の生活にポジティブな影響を与えるとの結論が、作業指針第 172 段落に則って提出されているとして、修正案を提出した。</li> <li>アンゴラは、本資産が位置するトルクエスタンは、現在でも地域の首都であり、行政の中心地であり、多くの開発事業の目的は社会福祉であることを考慮し、伝統的な価値だけでなく、現在の役割を考慮するべきであり、また、現在の住民、若者の利益も考慮すべきとして、修正案を支持した。</li> <li>ハンガリーは、現在も生きている都市であり、歴史的都市と現在の都市が共存している場所であることを認めつつ、新規建築物の高さに関して、歴史的建造物は最高 7m であるのに対して、緩衝地帯内の新しい建造物は最大で 27m のものであり、これは受け入れがたいとの考えを示した。</li> <li>インドネシア、ジンバブエ、グアテマラ等がこれを支持した。</li> <li>一方で、アカティブモニタリングミッションを行うことに対して、アカティブモニタリングミッションは本来危機遺産を対象にするものであり、本資産に対してアカティブモニタリングミッションを実施することは適切ではないとする意見が出され、アドバイザリーミッションに対する意見や、どのようなミッションであっても何のためのミッションであるのか目的を明記すべきとする意見、要請ではなく勧告とすべきという意見が出され、議論されたが、アゼルバイジャンから、世界遺産センター及びイコモスと緊密に協力、調整しつつ都市マスタープランを作成すれば十分との意見が出され、その内容で勧告を出す報告で修文が行われた。</li> </ul>
<b>決定概要</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>締約国による取り組みに進展があったことを確認し、管理の強化、キャパシティビルディング、関係者の参画についてさらなる取り組みを進めるよう奨励する。</li> <li>保存管理計画修正版を作成し、世界遺産センターに提出すること。</li> <li>トルクエスタン精神分館センター事業に関連して、さらなる事業が行われる場合は、世界遺産センターに報告するよう要請する。</li> <li>資産のOUVを確実に保護するため、引き続き締約国が世界遺産センター及びイコモスと緊密に協力して全ての開発事業を評価するよう勧告する。</li> <li>2020年第44回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年2月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。</li> </ul>

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 3.4. チャンパサック県の文化的景観にあるワット・プーと関連古代遺産群

基本情報				
決定番号	43 COM 7B.68	ID No.	481	
資産名称（英）	Vat Phou and Associated Ancient Settlements within the Champasak Cultural Landscape			
締約国	ラオス人民民主共和国			
		 ©Vincent Ko Hon Chiu Author: Vincent Ko Hon Chiu		
種別	文化遺産	資産面積	39,000 ha	
タイプ	遺跡(文化的景観)	緩衝地帯面積	不明	
評価基準	iii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	2001 年	
構成資産数	1			
資産概要	<p>首都ビエンチャンから 500km ほど南東のチャンパサック地域には、ワット・プー遺跡群を中心に古代東南アジア、とりわけクメール王朝時代の文化的景観がよく残されている。プー・カオ山頂からメコン河岸に至る 10km ほどの範囲に、寺院や水道、採石場やアンコールへ通ずる街道といった遺構が極めて計画的に配置されている。当時のチャンパサック地域は中国よりもインドの文化的影響が強かったとされるが、この文化的景観もヒンドゥー教における自然と人間のあり方を具象化したものと考えられている。</p>			
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2015, 2014, 2012, 2011, 2004, 2003			
保全状況				
現在の課題	陸上交通インフラ、住宅開発、人材、観光/来訪者/レクリエーションの影響、インタープリテーション施設、来訪者施設、管理制度/管理計画、水関連インフラ			
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1998 年以降チャンパサック遺産管理計画 (No.2692/PMO) を継続して実施しているが、行動計画の改訂 (2019–2023 年) を行った。</li> <li>バイパス道路 14B 線の完成後、国道 14A の交通量を制限する予定である。</li> <li>定期的に会合を開催し、省庁間の調整を行っているほか、国際調整会合(ICM)を 2013 年以降毎年開催している。さらに、2015 年ミッションの勧告に従って、専門家諮問団 (EAG) を設立し、国際チーム間の調整をより密接に行っている。</li> <li>資産範囲内で、2 つの上水道工事が計画されている。</li> <li>固体廃棄物管理に関するフィジビリティスタディを世界遺産センターに提出した。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>締約国は、管理計画を改訂する代わりに、5 年ごとの行動計画を改訂 (2019–2023 年) しているが、1998 年以降現在までの社会の変化を踏まえて、包括的に管理計画を改訂することも有益であると考えられる。</li> <li>現在、チャンパサック景観マスタープラン (2016 年) によって、水田及び生態系保護区においては新規建設による浸食が禁止されている。また、土地利用計画は、文化的景観ゾーン及び考古調査ゾーン (<math>20\text{km}^2</math>) の範囲内での都市域拡大を禁止しており、既存の集落 (<math>31\text{km}^2</math>) 内で限定的に都</li> </ul>			

	<p>市整備を認めているのみである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在世界遺産センターホームページで公表されている資産範囲の地図は作業指針の要件を満たしていないことから、2019年12月1日までに最新の地形図を提出するよう要請する。</li> <li>道路整備に関して、締約国は国道14A号線の一部の工事を停止しており、これを歓迎する。14B号線に関する事前調査では、この道路を重車両のバイパスとして改修することが経済的に可能であるとしており、歓迎される。</li> <li>フランス、インド、韓国との重要な協力プロジェクトが2019年に始まることになっている。全ての国際プロジェクト、国内プロジェクトをICM及びEAGが適切に確認することが望ましい。</li> <li>チャンパサック上水道公社による拡張工事は、地下の考古遺構及び景観の完全性に影響を及ぼす可能性があることから、遺産影響評価を世界遺産センターに提出するまでの間停止するよう要請する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	--

## 決定概要

- 一部ゾーンでの高密度の開発をコントロールするためゾーニング計画を強化するよう勧告する。
- 管理計画を改定するよう要請する。
- 2019年12月1日までに最新の地形図を提出するよう要請する。
- 遺産影響評価により潜在的影響について十分評価を行うまで、資産範囲内での水道拡張工事を停止するよう要請する。
- 2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

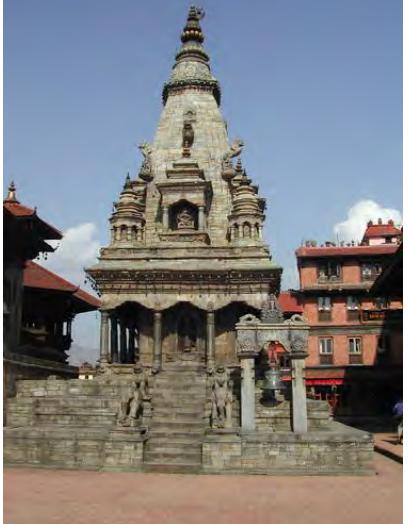
### 35. 大ボルハン・ハルドゥン山及びその周辺の聖なる景観

基本情報					
決定番号	43 COM 7B.69	ID No.	1440		
資産名称（英）	Great Burkhan Khaldun Mountain and its surrounding sacred landscape				
締約国	モンゴル				
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus-DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN France, and CLS (中国) Community</p>		 <p>© A. Duurenjargal Author: A. Duurenjargal</p>			
種別	文化遺産	資産面積	443,739.2 ha		
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	271,651.17 ha		
評価基準	iv, vi	世界遺産一覧表記載年	2015 年		
構成資産数	1				
資産概要	モンゴル北東部のボルハン・ハルドゥン山は、シベリア・タイガ気候の針葉樹林と、広大な中央アジアの草原が対面する場所にそびえる。万年雪をいたたく山は古来、山岳信仰の聖地とされ、シャーマニズムと仏教が融合した祭事が現在でも行われている。またこの山はチンギス・ハーンが生まれ、彼が葬られたとの言い伝えがある。チンギス・ハーンはボルハン・ハルドゥン山を信仰することによってモンゴル民族の統一を目指したともいわれ、世界史上重要な歴史的意義をもっている。				
これまでの保全状況報告（年）	2019				
保全状況					
現在の課題	管理制度/管理計画、銅材採掘				
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産を潜在的な採掘活動から保護するため新たな法律を公布した。また、文化遺産保護法令を追加し、また、資産のモニタリングを強化する措置をとった。</li> <li>・資産範囲内の自然環境（水理動態、水質、ほ乳類、植物）に着目した調査を行った。</li> <li>・富士山等の類似する文化的景観を有する国際的パートナーと会合、セミナーを実施した。</li> <li>・本資産の価値に関する書物を出版した。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本資産の管理は、現在ハーン・ヘンティー(Khan Khentii)国家保護地域管理局が担当しているが、2020 年に新たに設置される組織に移管されることになっている。</li> <li>・モンゴルユネスコ国内委員会、日本、モンゴル科学アカデミー歴史考古研究部と密接に協力し、会議を開催し、類似する資産での経験を共有している。</li> <li>・現行法は資産範囲内及び緩衝地帯内の違反行為に対して罰則規定を有しているが、実際に違反行為を防止する上で十分な抑止力を発揮していない。</li> <li>・防火設備の改善、公式な資産入口の整備、資産範囲の明確化、資産の歴史に関する資料の出版、レンジャーの宿泊施設の改善などが行われた。一方で、管理計画の実施スケジュールは明確に示されておらず、研究及び保全措置に関する計画も策定されていない。緩衝地帯の機能が明確になっていないほか、ハーン・ヘンティー国家保護地域の境界線が資産範囲と一致していない。2020 年に新たな管理組織を設立する前に、これらの課題について対応することが望ましい。</li> </ul>				

	<p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
<b>決定概要</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハーン・ヘンティ一国家保護地域の境界線と資産範囲を統合するよう要請する。</li> <li>・緩衝地帯の役割を明確にするよう要請する。</li> <li>・実施スケジュールを明確にしつつ、管理計画案の改訂を行うよう要請する。</li> <li>・研究及び保全措置の計画をとりまとめ世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>・2020年に設立される新管理組織に必要な資源を配分するよう要請する。</li> <li>・2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。</li> </ul>

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 36. カトマンズの谷

基本情報			
決定番号	43 COM 7B.70	ID No.	121
資産名称（英）	Kathmandu Valley		
締約国	ネパール連邦民主共和国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>			
<p style="text-align: center;">©UNESCO Author: Francesco Bandarin</p>			
種別	文化遺産	資産面積	167.37 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	70.29 ha
評価基準	iii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	1979 年 2003～2007 年 危機遺産 2006 年 軽微な境界線の変更
構成資産数	7		
資産概要	カトマンズの渓谷には、カトマンズ、パタン、バクタブルの 3 都市とともに、多くの宮殿や聖域が点在する。ネワール族の文化を象徴するこれらの遺産は、7 つのグループに分けて登録されている。なかでもスワヤンブー (Swayambhu) 寺院複合体には、渓谷最古の仏塔がある。ヒンドゥー教および仏教が長い時間をかけてアジア全域に拡がっていくなかで、ネパールはそれらの宗教が混交する土地であり、遅くとも 5 世紀ごろからは両宗教が融合した独自の芸術や建築が発達している。		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2013, 2012, 2011, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2001, 2000, 1999, 1998, 1997, 1996, 1995, 1994, 1993, 1992, 1991, 1990, 1989		
保全状況			
現在の課題	航空交通インフラ、地震、陸上交通インフラ、住宅開発、管理制度/管理計画、地下交通インフラ		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>考古局 (DoA) は 2015 年の地震後、管理、修復、復元する能力を、ユネスコカトマンズ事務所等と協力し強化してきた。また、2015 年の地震の直後に設立された震災対応調整事務所は、ネパール政府、同国機関及び国際機関、NGO、地元コミュニティの間の調整を強化してきた。カトマンズの谷世界遺産調整作業委員会は、多くのモニュメントの修復や復元を調整してきた。</li> <li>ネパールの慣習に則りつつ、「地震後の保全指針 2072」、「マニュアル 2073」、「復旧マスター プラン」に従って修理、復元を行ってきた。考古学、土木、建築分野等の DoA 職員を増員した。</li> <li>損傷を受けた記念物の 50%以上について対応を完了した。ユネスコカトマンズ事務所の支援の協力を受けて整備したデータベースを用いて記録を管理している。スワヤンブーにおいて、斜面安定化工事に向けた土壤特性調査を実施した。</li> <li>世界遺産センター/イコモス/ICCROM 合同アドバイザリーミッションを 2 度にわたり招聘したが、技術的な理由により実現していない。</li> <li>パタン・ダルバール広場記念物ゾーンにおける下水道管理プロジェクトに関する情報を 2018 年 8 月に世界遺産センターに提出した。</li> <li>ICCROM、Riksantivaren 大学、立命館大学、スミソニアン協会、ACCU 奈良、JICA ネパール事務所によってトレーニングが実施された。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・締約国、ユネスコカトマンズ事務所、その他多くの組織が、非常に困難な状況の中で本資産の修理、回復に取り組んできた。</li> <li>・地震から 4 年が経過した現在でも、報告されている被害の半分近くで修理ができていない。歓迎すべき成功事例もみられるものの、必ずしもすべての作業で、特色ある伝統的な構造、材料、慣習を尊重されているわけではない。</li> <li>・パタン・ダルバール広場では、例年発生するモンスーンによる洪水被害を軽減するため、下水道整備が進められている。これは資産の保全にも貢献するものだが、2019 年 4 月に当該工事についてイコモスがまとめた提言を実行することを要請する。</li> <li>・第 42 回世界遺産委員会（2018 年、マナマ）で勧告されたアドバイザリーミッションについては、2 度にわたり延期となっており実現していないことから、リアクティブモニタリングミッションに切り替えて実施すべきであると考えられる。</li> <li>・確実に復旧を果たすためには未だ相当な作業が必要であり、様々な国際機関、国内機関による取り組みを調整することが必要である。国際的かつ科学的な調整体制を設置するよう要請する。</li> <li>・世界遺産委員会はこれまで本資産を危機遺産としない決定を繰り返してきたが、本資産は確実な脅威及び潜在的な脅威に引き続き直面している。様々な対応がとられてきたが、被害の規模に対して十分な規模ではない。</li> <li>・したがって、本資産を危機遺産とすることを勧告する。</li> <li>・なお、2017 年 3 月のミッションにおいて、OUV の属性を回復するために必要な技術的、法的、管理上の措置について、締約国と詳細な議論を行った。この議論は、危機遺産となった後に作成される危機遺産解除のための望ましい保全状況（DSOCR）のたたき台となると考えられる。</li> </ul>
3. 世界遺産委員会での審議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界遺産センター及びイコモスは、2015 年の地震により、伝統的な都市の構造が失われ、地震の復興と再建のなかで OUV が脅かされていることがリアクティブモニタリングミッションで確認されているとして、危機遺産とすることを勧告した。</li> <li>・これに対し、中国は、自国がネパールにおいて実施している修復事業を例にあげ、2017 年から 9 層の寺院の修復を実施しているが、約 5 年かかる予定であり、復元には相当な時間がかかることがみ込まれることや人為的影響ではなく自然災害であることから、危機遺産とすることは時期尚早であるとして、危機遺産を見送ることを提案した。</li> <li>・一方で、オーストラリアは、危機遺産とすることが適切であるとしつつ、現在の勧告をより明確にするための修正案を、ノルウェー及びハンガリーと共同で提出した。</li> <li>・中国、ジンバブエにより危機遺産を見送る案、オーストラリア、ノルウェー、ハンガリーから危機遺産とする案が提出され、パラグラフごとに審議が行われた。</li> <li>・インドネシア、ブラジル、チュニジア、グアテマラ、キューバ、タンザニア、キルギスタンが危機遺産見送りを支持し、スペイン、クウェート、バーレーンは、危機遺産とすべきとの発言を行った。</li> <li>・意見が分かれるなか、危機遺産見送りを支持する国が多い状況のなか、議長から、文言は検討する必要があるが、1 年時間を与えて、それをラストチャンスとするということでどうかとの提案があり、多くの国がこれを支持した。</li> <li>・中国が再度発言し、締約国は危機遺産となることを望んでおらず、「文化の違い」から、危機遺産となることは多くの国で良い報告に受けとられないとの見解を述べた。</li> <li>・議長提案により、中国、ノルウェー、オーストラリア、ハンガリー、クウェート、ジンバブエによるワーキンググループが設置され、危機遺産を見送りつつ、各国の意見を反映させた修正文が検討された。</li> </ul>

## 決定概要

### 【危機遺産見送り】

- ・2020 年第 44 回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020 年 2 月 1 日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。なお、資産の OUV に対する確かに危機に対処するために勧告された上記の取り組みについて大きな進展が見られない場合には、危機遺産とすることを検討する。
- ・第 44 回世界遺産委員会では、これまでに実施を求められつつ期限を過ぎても実現していないミッションの実施に対する締約国の協力の有無が重要な判断材料(key consideration)となることを強調する。
- ・最後に、世界遺産委員会決定 40COM7 に則り、締約国は危機遺産を否定的にとらえるべきではないことを繰り返す。その目的は、作業指針第 183 段落に規定されているとおり、諮問機関とともに資産の望ましい保全状況を達成するための是正措置を作成し、資産が直面している課題に効果的に対処できるよう締約国を支援するための国際的支援を動員することである。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 37. 仏陀の生誕地ルンビニ

基本情報				
決定番号	43 COM 7B.71	ID No.	666	
資産名称（英）	Lumbini, the Birthplace of the Lord Buddha			
締約国	ネパール連邦民主共和国			
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>				
<p>© UNESCO Author: Junko Okahashi</p>				
種別	文化遺産	資産面積	1.95 ha	
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	22.78 ha	
評価基準	iii, vi	世界遺産一覧表記載年	1997 年	
構成資産数	1			
資産概要	後に釈尊として知られるガウタマ・シッダールターは、紀元前 623 年にこのルンビニ園で誕生した。ルンビニは釈尊の死後すぐに巡礼の地となり、現在も仏教の四大聖地の 1 つである。マーヤー・デーヴィー寺院 (Maya DeviTemple)、アショーカ王の記念石柱、精舎などの遺構が残るが、最も古い遺構は紀元前 3 世紀に属すると考えられている。1895 年にドイツ人考古学者フューラーによって発掘されるまで世間から忘れ去られていたが、現在、遺跡は巡礼地としての整備が進められている。			
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2016, 2014, 2012, 2011, 2009, 2008, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, 1999			
保全状況				
現在の課題	大気汚染、商業開発、住宅開発、インタープリテーション施設、来訪者施設,法的枠組、管理上の活動、管理制度/管理計画、祭祀/信仰/宗教利用			
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合管理計画(IMF)のとりまとめを完了し、政府の最終承認を待っている状況である。</li> <li>資産範囲内に警備員詰め所を設置し、緩衝地帯内に電気トイレを、地上部に原状回復可能な方法で設置した。また、ルンビニ開発マスターplanに基づいて小規模整備事業を実施している。</li> <li>遺産影響評価の実施に向けて考古学的見地からアドバイスを行う専門家の任命を行った。</li> <li>ネパール政府が、ルンビニ世界平和都市開発について原則承認した。ただし、工事に向けた動きはまだ始まっていない。</li> <li>ティアウラコット及びラマグラマを含む大ルンビニ地域 (GLA) 及び周辺の保護戦略は現在も取りまとめ中である。</li> <li>ユネスコ日本信託基金プロジェクト (2014–2021 年) で、地球物理探査、非破壊的発掘、考古遺構の地図及び記録作成、その他保全措置を実施した。</li> <li>2018 年に国際仏教会議 (International Buddhist Conference) とブレーンストーミングを行い、大ルンビニ地域の保護戦略等について意見交換を行った。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資産範囲及び緩衝地帯において様々な活動が行われているが、遺産影響評価を行った痕跡がない。また、考古リスク地図を考慮した様子もない。</li> <li>作業指針第 172 項に基づく報告や遺産影響評価を行わないまま、ルンビニ世界平和都市計画が承認</li> </ul>			

	<p>された。同事業は本資産の顕著な普遍的価値に負の影響を与える可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユネスコ日本信託基金により考古調査は進んでいるが、資産の保全状況は改善していないことから、持続的な遺産の保存に取り組むよう要請する。</li> <li>・過去 15 年間モニタリングミッションの派遣がないことから、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを招へいするよう要請する。</li> <li>・ルンビニで仮設会議場の建設が進められているとの情報が第 3 者から世界遺産センターに寄せられた他、ルンビニ付近におけるセメント工場建設計画及びルンビニ丹下健三マスターPLAN地区での 5000 人収容可能な仏教瞑想会館の建設について第 3 者から世界遺産センターに情報提供があった。これについて確認するため、2018 年 5 月、9 月、11 月に締約国にレターを送付したが回答がない。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	--

決定概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合管理計画(IMF)を採択、実行し、遺産影響評価を体系的に実施するよう要請する。</li> <li>・ルンビニ平和都市プロジェクトについて詳細を世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>・ルンビニでの仮設会議場（現在建設中）、ルンビニ付近でのセメント工場建設計画、ルンビニ丹下健三マスターPLAN地区での 5000 人収容可能な仏教瞑想会館の建設について世界遺産センターに情報を提供するよう要請する。</li> <li>・世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを招へいするよう要請する。</li> <li>・2021 年第 45 回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020 年 12 月 1 日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。</li> </ul>

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 38. ラホールの城塞とシャーリマール庭園

基本情報				
決定番号	43 COM 7B.72	ID No.	171	
資産名称（英）	Fort and Shalamar Gardens in Lahore			
締約国	パキスタン・イスラム共和国			
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©Zishan Sheikh Author: Zishan Sheikh</p>		
種別	文化遺産	資産面積	不明	
タイプ	記念物	緩衝地帯面積	不明	
評価基準	i, ii, iii	世界遺産一覧表記載年	1981 年	
構成資産数	2		2000 年から 2012 年まで危機遺産	
資産概要	ラホール城塞とシャーリマール庭園は、ムガール建築の傑作であり、イスラム、ペルシャ、ヒンドゥー、そしてモンゴルの伝統が重層的に認められる。城塞の建造は早くて 11 世紀には開始されたようであるが、現在の姿になったのは最盛期のシャー・ジャハーン治下のことである。城塞の中にある大理石の宮殿やモスクは、モザイクと金箔で豪奢な装飾が施されている。シャー・ジャハーンは城塞から 7km ほど離れた場所に庭園も建造させている。シャーリマール庭園は 16ha の広さを誇り、ムガール庭園に典型的な囲い壁、直線的な区画、そして豊富な水の利用といった特徴がみられる。			
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2014, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, 1999			
保全状況				
現在の課題	財政、陸上交通インフラ、住宅開発、法的枠組、管理制度/管理計画、地下交通インフラ			
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オレンジラインメトロ(OLM)については、パキスタン最高裁判所から示された 31 の指示（モニタリング、振動対策、騒音対策、大気汚染対策、視覚的影響対策）を実施している。</li> <li>シャーリマール庭園正面の土木工事は完了した。</li> <li>環境影響評価、遺産影響評価（視覚的影響評価を含む）、振動分析（工事段階及び供用段階）を行った結果、緩和することが不可能な影響は特定されず、顕著な普遍的価値の重要な属性に直接的、間接的影響は認められなかった。そのため、作業指針第 172 項に基づく世界遺産センターへの報告は必要ないと判断した。現代の来訪者は、ところどころ OLM が見えたとしても気にすることはないと考える。</li> <li>アイワーン避暑殿、歴史的玄関口、レンガ舗装、木造天井、東側城壁外部の水路、休憩部屋、テラス角の塔、庭園周囲の城壁について復元/保全措置を実施した。緑地には、樹木を植栽することにより、OLM を遮蔽する予定である。</li> <li>ラホール内の 11 の保護地区におけるモニタリング、改修、再建を対象とした特別基金を設置した。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世界遺産委員会が繰り返し事業の中止もしくは見直しを要請していたにも関わらず、締約国は十分な技術的検討を行わず、世界遺産委員会への連絡も行わないまま、OLM プロジェクトを進めている。</li> </ul>			

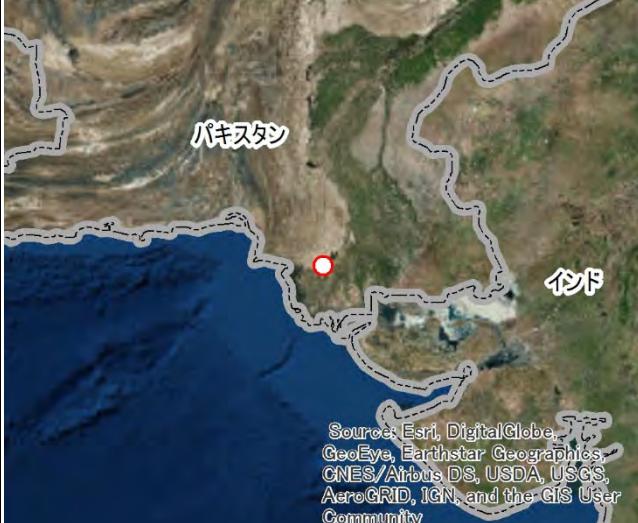
	<p>る。2015年10月に第3者情報によって世界遺産委員会が当該事業を知った時には、すでに8年間にわたって検討が進められていた後であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺産影響評価の結果は2016年4月になってやっととりまとめられたが、国際的な水準を満たすものではなく、2011年イコモスガイダンスにも適合していない。負の影響を回避するための代替案について真剣に検討を行っていない。</li> <li>・2018年4月に行われた世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションは、シャーリマール庭園のメインエントランス正面直近を通過する事がないような設計にすべきであったとし、視覚的影響及び騒音は明らかかつ重大で、顕著な普遍的価値の言明にある「平和のオアシス」は失われるだろうとしていた。</li> <li>・パキスタン最高裁判所の指示によって、2週間実験的運転を行って振動レベルを測定したり、駅の設計を変更したりしているが、モニタリングの結果を世界遺産センターに連絡するよう要請する。</li> <li>・南側城壁沿いの工事と緩衝地帯の設置によって、関係する場所での土地及び家屋の買い上げが行われ多数の住民が移転する必要が生じる可能性があることから、慎重に技術的検討を行うとともに適切な社会的措置をとる必要がある。</li> <li>・資産の顕著な普遍的価値に対する確実な脅威に対する取り組みに進展がみられないことから、作業指針第179項に則って危機遺産とする可能性を検討すべきである。</li> <li>・モンスーン期の豪雨によりラホール城塞の壁が崩落したとの情報が第3者より寄せられた。この場所は「絵画の壁」(Picture Wall)から数メートルしづれていらない場所であり、将来同様の被害が「絵画の壁」に発生する危険性を警告するものである。屋根の防水対策及び新旧の排水施設の効果について報告するよう要請する。</li> </ul>
3. 世界遺産委員会での審議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アゼルバイジャンが、本資産が位置するラホールは人口1,200万人の大都市であり、開発と遺産の保全のバランスをとることは難しい課題であるとしつつ、2005年に計画され2015年に工事が始まったオレンジラインメトロ(OLM)事業については、国際的に有名な会社による視覚的影響評価の結果、OUVに対する負の影響は認められなかつたとして、同事業がOUVに相当の影響を与えることを前提とした文言を削除すること、将来危機遺産とする可能性について言及した文言を削除するなどを含んだ修正案を提出した。</li> <li>・クウェート、キルギスタン、セントクリストファー・ネイビス、中国、ブラジル、タンザニア、チュニジア、ボスニアヘルツェゴビナ、キューバがこれを支持した。</li> <li>・オーストラリアは、これまでに実施された遺産影響評価、視覚的影響評価等がどのような方法を用いて実施したのかについて情報提供を求める修正などを提案した。</li> <li>・ノルウェーが、アゼルバイジャンの修正案について、将来危機遺産とすることを検討する可能性について言及した文言を削除することに反対したが、当該文を削除した決定文が採択された。</li> </ul>

## 決定概要

- ・オレンジラインメトロ事業に関して、資産範囲内からオレンジラインメトロが見えないようにするための遮蔽植栽や振動レベルを評価するための試験運行の実施など、世界遺産委員会勧告及びパキスタン最高裁決定の一部が実行されていることを踏まえつつ、環境影響評価、遺産影響評価、視覚的影響分析、振動分析などこれまでに締約国が実施したモニタリング措置の全てについてその方法と結果を世界遺産センターに連絡するよう要請する。
- ・ラホールの要塞及びその周辺において、壁画の保全などいくつかの保全事業が実施されたとする締約国の報告に留意しつつ、作業指針第172項に則って、すでに実施された作業の詳細について報告するとともに、今後予定されている事業の詳細については、変更が困難な決定を下す前の段階で、報告するよう締約国に要請する。
- ・オレンジラインメトロの影響緩和に関する2018年リアクティブモニタリングミッションの勧告について、諮問機関と議論を行うよう強く求める。また、今後の工事に関して、工事を実施する前に、作業指針第172項に則って、詳細な調査報告書を世界遺産センターに提出するよう要請する。なお、肯定的な回答があるまでは工事を進めないこと。
- ・資産範囲の境界線を変更したり、緩衝地帯を提案する際には、慎重かつ徹底した技術的調査を実施すること。また、資産の周辺にオープンスペースを設けるために、土地や家屋を買い取ることにより近隣居住者を移転させる必要がある場合などには、適切な社会的措置を検討すること。
- ・中庭、ラホールの要塞の歴史的建造物、特に「絵画の壁」について、屋根の防水、表流水の新旧排水システムの効果について報告するよう要請する。
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年2月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 39. タッターの文化財

基本情報				
決定番号	43 COM 7B.73	ID No.	143	
資産名称（英）	Historical Monuments at Makli, Thatta			
締約国	パキスタン・イスラム共和国			
				
<p style="text-align: center;">©Zishan Sheikh Author: Zishan Sheikh</p>				
種別	文化遺産	資産面積	不明	
タイプ	記念物	緩衝地帯面積	不明	
評価基準	iii	世界遺産一覧表記載年	1981 年	
構成資産数	1			
資産概要	<p>タッター (Thatta) の考古遺跡とマクリ (Makli) の共同墓地には、14 世紀から 18 世紀のシンド (Sind) 文明の特徴が顕著に表れている。タッターの建造物は、地元の様式に多様な影響が融合したものであり、様々なイスラム教建造物の中でも独特なものであると言える。シャー・ジャハーンの大モスク (Grand Mosque of Shah Jahan) と 93 のドームで覆われた青と白の複合建造物群が特徴的である。</p>			
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2016, 2015, 2013, 2012, 2011, 2009, 2007, 2006			
保全状況				
現在の課題	<p>意図的な遺跡の破壊、地震、浸食/堆積、住宅開発、不法行為、土地利用の変更、管理制度/管理計画、その他の気候変動影響、ごみ、その他(墓地地盤の安定性)</p>			
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジャム・ニザマディン 2 世墓で破壊行為一件があった。犯人は現行犯逮捕した。</li> <li>・管理計画案は、2019 年 1 月までに完成する予定である。</li> <li>・建築物のモニタリング、ドローン、レーザー・スキャニングに関するキャパシティビルディングを実施した。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2016 年に策定されたマスター プランの実施状況が不明である。</li> <li>・現場管理との調整がないまま、第 3 者により固定措置や復元が行われている場合がある。</li> <li>・締約国は、外部のコンサルタントに高く依存していることから、キャパシティビルディングを行うことが優先事項である。本資産の生きた資産としての側面を踏まえ、地域の住民に対して普及啓発を行うことも重要である。</li> <li>・2017 年の第 41 回世界遺産委員会で採択された要請の多くが実施されないままとなっている。</li> <li>・全体的なモニタリング及び管理は改善している（気象、ひび割れ、ごみの収集、アクセス制限、サイン、治安など）。</li> <li>・風により運ばれてくる塩分の問題については、未だに対応がなされていない。</li> <li>・ジャム・ニザマディン 2 世墓において安定化工事を実施する前に、地下に存在する可能性がある考古遺構を守るため、地中レーダー探査 (GPR) を行う必要がある。なお、上部バルコニーについて</li> </ul>			

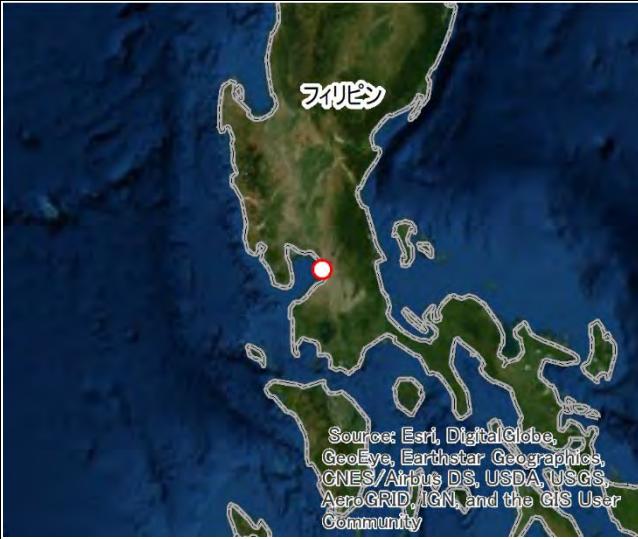
	<p>も安定化措置を施す必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本資産の保全状況は全体的に改善しているが、いくつかの重要な記念物が脅威にさらられており、その結果資産の顕著な普遍的価値も脅威にさらされている。</li> <li>・2019年ミッションの勧告を全て実施するとともに、主要な事業について作業指針第172段落に則って世界遺産センターに報告するよう締約国に要請する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アゼルバイジャンが、「ラホールの城塞とシャーリマール庭園」と同様に危機遺産とする可能性に言及した文言を削除すべきとして、アゼルバイジャン、中国、クウェート、セントクリストファー・ネイビス、チュニジア、タンザニアから修正案が提出された。</li> <li>・ノルウェーは、昨日の議論では危機遺産は否定的なものではなく前向きな措置であるというコンセンサスがあったとして修正案に異を唱えたが、中国、インドネシアが修正案を支持し、危機遺産とする可能性に言及した文言を削除した決定文が採択された。</li> </ul>
--	---

## 決定概要

- ・2019年のユネスコ/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションの勧告を実施するよう締約国に要請する。
  - a) 包括的な管理計画の策定とマスタープランの実施
  - b) 管理体制の改善及び正式な位置づけ
  - c) 介入措置の優先順位の明確化、リスク準備戦略の策定
  - d) 国際協力、外部との協力の調整
  - e) ジャム・ニザマディン2世大廟の安定化及び保全についての行動計画の策定と、その実施（世界遺産センター及び諮問機関の確認後）
  - f) 取り外された建築部材等を安全に保管するための施設の設置
  - g) 主たる記念物全てを対象としたシステムチックなモニタリング制度の整備
  - h) 境界壁の完成。なお、2013年に特定された境界線に基づいて、軽微な境界線変更の要請を世界遺産センターに提出すること。
- ・未だ完全に実施されていない、以下を含む取り組みについて実施し、世界遺産センターに報告すること。
  - a) 管理計画の策定
  - b) 計画されている緩衝地帯における規制措置についての計画の策定
  - c) 崩壊の危険がある記念物群についての評価及びそれらの安定化措置。なお、ジャム・ニザマディン2世大廟については、これ以上の被害を与えないため、安定化措置を実施する前に地中レーダー探査（GPR）による地下地盤調査を行うことが必要である。
- ・現在策定中の管理計画に以下を含めること。
  - a) 気象観測所及びひび割れモニターのデータを記録、分析し、資産及び資産に含まれる記念物群の管理及び保全に直接的に活用すること
  - b) 来訪者管理
  - c) 第三者による支援及び介入の調整
  - d) 緊急時への準備
  - e) 資産及び資産を構成する記念物群、取り外された建築部材等についてのモニタリング
  - f) ステークホルダーの参画、コミュニティ教育についての取り決め
  - g) 現場管理に関する全職員の役割及び責務を明示した詳細な管理体制
- ・考古局職員を対象とした短期的、中期的研修プログラムを継続すること。
- ・風に運ばれてくる塩分が記念物群に対して与える影響についての中長期的調査を開始し、資産のOUVに対する影響を低減するための実現可能な緩和措置を検討すること。
- ・2020年第44回世界遺産委員会で審議できるよう、2020年2月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 40. フィリピンのバロック様式教会群

基本情報					
決定番号	43 COM 7B.74	ID No.	677		
資産名称（英）	Baroque Churches of the Philippines				
締約国	フィリピン				
		 © Barbara Blanchard Author: Barbara Blanchard			
種別	文化遺産	資産面積	2.43 ha		
タイプ		緩衝地帯面積	106.13 ha		
評価基準	ii, iv	世界遺産一覧表記載年 1993 年 2009 年 軽微な境界線の変更			
構成資産数	4				
資産概要	These four churches, the first of which was built by the Spanish in the late 16th century, are located in Manila, Santa Maria, Paoay and Miag-ao. Their unique architectural style is a reinterpretation of European Baroque by Chinese and Philippine craftsmen.				
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2000, 1998, 1997				
保全状況					
現在の課題	陸上交通インフラ、住宅開発、祭祀/信仰/宗教利用				
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世界遺産センターは、NGO からの連絡及び報道を通じて、パシッグ川を横断しビノンド地区とイントラムロス地区（マニライントラムロス地区のサン・アグスティン教会の緩衝地帯）をつなぐ橋梁の建設設計画が進められており、イコモス・フィリピン国内委員会も同事業に反対しているとの情報を得たことから、2018 年 9 月 24 日に締約国にレターを送り情報の提供を要請した。</li> <li>締約国によると、同橋梁事業は、中国の資金協力によるものである。公共工事国道省（DPWH）が、考古遺産影響評価（AHIA）を実施する間、工事を一旦停止し、文化芸術国家委員会（NCCA）、イントラムロス政府、国立博物館と協力して設計変更を行うこととなった。</li> <li>同時に、締約国は、影響を緩和するための措置として、イントラムロス地区には軽量の車両以外の進入を制限し、境界付近の道路は歩行者専用とするなどの措置をとっている。</li> <li>イントラムロス地区政府は、イントラムロス地区の保全管理計画（CMP）を取りまとめている。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>締約国は資産の顕著な普遍的価値に貢献するマニライントラムロス地区のサン・アグスティン教会の保護にコミットしているが、資産の顕著な普遍的価値に対する影響を検討する前に、ビノンドーイントラムロス間の橋梁建設についての決定を下してしまったことは残念である。</li> <li>考古遺産影響評価を実施する間、工事を停止したことを歓迎する。遺産影響評価の結果及び、修正された事業の詳細について、作業指針第 172 段落に則って世界遺産センターに報告するよう要請する。</li> <li>イントラムロス地区の保全管理計画（CMP）案を世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> </ul>				

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニライントラムロス地区のサン・アグスティン教会だけでなく、他の構成資産についてもモニタリングを行い、資産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性がある開発事業等について、作業指針第172段落に則って世界遺産センターに報告するよう要請する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	---

## 決定概要

- ・考古遺産影響評価を実施する間、工事を停止したことを歓迎する。遺産影響評価の結果及び、修正された事業の詳細について、作業指針第172段落に則って世界遺産センターに報告するよう要請する。
- ・イントラムロス地区の保全管理計画(CMP)案を世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・マニライントラムロス地区のサン・アグスティン教会だけでなく、他の構成資産についてもモニタリングを行い、資産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性がある開発事業等について、作業指針第172段落に則って世界遺産センターに報告するよう要請する。
- ・2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 4.1. リンギリ・ダンブッラ石窟寺院

基本情報			
決定番号	43 COM 7B.75	ID No.	561
資産名称（英）	Rangiri Dambulla Cave Temple		
締約国	スリランカ民主社会主义共和国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>© UNESCO Author: Giovanni Boccardi</p>	
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	i, vi	世界遺産一覧表記載年	1991 年
構成資産数	1		
資産概要	ダンブッラの黄金寺院は、スリランカで最大かつ最も保存状態のよい石窟寺院群であり、総面積 2,100 m <sup>2</sup> を超える壁画や 157 体の仏像、神像を有する稀有な文化的景観である。その起源は紀元前 3 世紀に遡るとされ、創建以来、2200 年もの長きにわたって巡礼地として信者の崇敬を集めてきた。また、18 世紀のキャンディ王国における美術を伝える貴重な遺産でもある。		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2016, 2014, 1999, 1997		
保全状況			
現在の課題	伝統的な生活様式・知識体系の変化、観光/来訪者/レクリエーションの影響、害虫、管理制度/管理計画、祭祀/信仰/宗教利用、水、その他（壁画の劣化が継続している）		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>石窟内の壁画及び彫刻が、水の浸透及び湿気により変質、劣化しており、しつこい若しくは彩色層が剥離したり、表面に白色の析出がみられたり、彩色層にひび割れが生じたり、表面が薄く剥げ落ちたりしている。ドロバチの巣も問題となっている。</li> <li>考古省が、壁画の修繕を開始しているが、壁画及び彫刻に関する伝統的知識及び技術を継承するための取り組みを継続する必要がある。</li> <li>以上に加え、地面が水分を吸収するようにするために、石窟内床面のタイルに穴を開ける計画があるほか、2019 年に照明を設置する計画である。</li> <li>緩衝地帯を拡張する計画について関係者と検討を進めている。</li> <li>管理計画を改訂し、世界遺産センターに提出した。改訂管理計画には、管理委員会の設置、資産のインターパリテーション、来訪者数及び収容力に関する情報、リスク評価などが含まれている。</li> <li>資産名称を、「ダンブッラの黄金寺院」から「リンギリ・ダンブッラ石窟寺院」に変更したい。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理計画の改訂と管理委員会の設立を歓迎する。</li> <li>関係者の会合を繰り返し開催したことにより、課題の解決にむけて前進がみられる。</li> <li>伝統的知識を持った人々が少なくなっていることを踏まえ、壁画及び彫刻についての伝統的知識、技術を伝承することが重要である。</li> </ul>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産の保全状況は依然として危険な状況であり、壁画及び彫刻の持続的な保全、伝統的知識及び技術の伝承、宗教と観光のバランスを達成するためにはまだ多くの取り組みが必要である。</li> <li>・リアクティブモニタリングミッションを招へいするよう勧告する。</li> <li>・改訂された管理計画には、来訪者管理について一般的な内容が記載されているが、より詳細な来訪者管理計画を策定する必要がある。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
<b>決定概要</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産の保全状況、改訂管理計画の実施状況、来訪者管理計画、緩衝地帯拡張のための軽微な境界線の変更について評価するため、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを招へいするよう勧告する。</li> <li>・2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。</li> </ul>	

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 4.2. 古都アユタヤ

基本情報			
決定番号	43 COM 7B.76	ID No.	576
資産名称（英）	Historic City of Ayutthaya		
締約国	タイ王国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©UNESCO Author: Patricia Alberth</p>	
種別	文化遺産	資産面積	289 ha
タイプ		緩衝地帯面積	設定なし
評価基準	iii	世界遺産一覧表記載年	1991 年
構成資産数	1		
資産概要	<p>本資産はバンコクの北約 90 km に位置し、アンコール朝の遺産を継承したアユタヤ朝の首都である。インドシナ最大の都市として 14 世紀から 400 年間にわたり繁栄し、「黄金の都」と称された。象徴的存在のワット・シー・サンペット、ワット・プラ・ラムなどの重要な寺院跡や王宮跡が、周辺の歴史地区にはワット・プーカオ・トーンやモン様式の仏塔などが、そして街区南には日本人街が現在も残る。アユタヤは「難攻不落」の意味であるが、1767 年ビルマ軍の攻撃で陥落した。</p>		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2015		
保全状況			
現在の課題	洪水、管理上の活動、管理制度/管理計画、その他（経年劣化）		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>芸術省(FAD)は、職人を対象としてキャパシティビルディングを実施している。ユネスコバンコク事務所と協力してカリキュラムの開発を行っている。2019 年にさらなるトレーニングの実施を予定している。</li> <li>保全整備マスター プランの改訂（2018–2027 年）の最終段階であり、タイ政府内閣の承認を受けて公布される予定である。</li> <li>FAD は、災害に対する準備及び緩和措置についての調査を実施したほか、主要な記念物に洪水防止のための設備を設置した。また、排水を改善し、洪水のリスクを低減するため、古代の水路の改善を行った。</li> <li>2016 年 10 月に開催された「世界遺産地域のレンガ造記念物保全に関する国際シンポジウム」を受けて、「アユタヤ考古都市中洲地区内における建築許可申請に関する規則及び手続き」をとりまとめた。</li> <li>資産範囲の外で計画されていた病院建設と大学建設について、病院建設については中止とした。許可なく工事を開始していた大学については、FAD が建設中止命令を出した。</li> <li>2011 年の洪水で被害を受けた 154 か所の考古遺跡及び建造物について、復元を行った。ワット・ラーシャブーラナについてはドイツ外務省の資金援助を受けた。ワット・カヒワッタナーラームについては、世界記念物基金及びアメリカ合衆国の協力を得た。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p>		

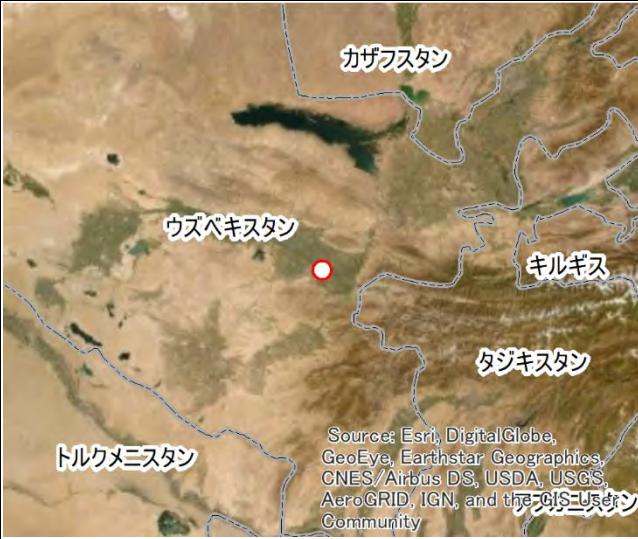
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1993年から2011年を計画期間とする古いマスタープランの改訂が進められ、2018年から2027年を計画期間とする保全整備マスタープランのとりまとめが最終段階にあることを歓迎する。ただし、災害対策についてどのように保全上の優先事項と調整を図るのか、地域住民の移転計画の影響をどのように評価するのかについてより明確にする必要がある。</li> <li>・「アユタヤ考古都市中洲地区内における建築許可申請に関する規則及び手続き」は、建築物の場所及び大きさを規制し、今まで以上に厳格な記録の作成を求めていたが、遺産影響評価の実施を求めていない。また、古都アユタヤの範囲内にあるゾーン1、ゾーン2において開発を認めており、資産を拡張する締約国の意思と矛盾している。古都アユタヤの完全な範囲を反映した資産範囲の拡張を検討するよう締約国に要請する。</li> <li>・許可なく開始された大学関係ビルの建設については、FADの解体命令を完全に実施する必要がある。</li> <li>・2011年の洪水被害に対して150以上の場所で実施された保全措置は、タイの保全水準を向上することに貢献するものである。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	--

## 決定概要

- ・本資産の顕著な普遍的価値に対する負の影響を回避するため、大学関係ビルの解体命令を完全に実施するよう要請する。
- ・キャパシティビルディングを継続することを奨励する。
- ・資産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性がある大規模な復元工事や新規建設の計画について、作業指針第172段落に則って世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・古都アユタヤの完全な範囲を反映した資産範囲の拡張を検討するよう要請する。
- ・2020年12月1日までに、保全状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 4.3. サマルカンド-文化交差路

基本情報			
決定番号	43 COM 7B.77	ID No.	603
資産名称（英）	Samarkand – Crossroad of Cultures		
締約国	ウズベキスタン共和国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>© Ko Hon Chiu Vincent Author: Ko Hon Chiu Vincent</p>	
種別	文化遺産	資産面積	1,123 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	1,369 ha
評価基準	i, ii, iv	世界遺産一覧表記載年	2001 年
構成資産数	5		
資産概要	ウズベキスタン中東部、サマルカンド州の州都。紀元前 6 世紀から知られる中央アジア最古の都市。12~13 世紀には商業都市、14~15 世紀にはチムール帝国の首都として繁栄した。“サマル”は人々が出会う、“カンド”は町の意。文字通りサマルカンドは世界の交差点、諸文化の融合する地である。14~15 世紀のレギスタン・モスク、ビビ・ハヌイム・モスク、シャーヒ・ジンダ、グール・エミール、ウル・ベグ天文台など著名なイスラム建造物が現存する。		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2015, 2013, 2012, 2011, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005		
保全状況			
現在の課題	管理制度/管理計画、管理上の活動、陸上交通インフラ、住宅開発、その他(都市構造の保全)		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新しいマスター・プランを取りまとめ中である。加えて、ユネスコオランダ信託基金の支援をうけて管理計画の改訂を行っている。</li> <li>資産範囲、緩衝地帯及び周辺を包括的に調査し、地図の作成を行っている。</li> <li>顕著な普遍的価値の保護を強化するため、資産範囲及び緩衝地帯の境界線の見直しを行っている。</li> <li>2022 年に開催予定の上海協力機構国際サミット（具体的な会場等の場所についてはまだ決定されていない）のホスト地として、現在 16 のホテルの建設が進められている。</li> <li>上海協力機構国際サミットの開催に関連して、資産範囲内においては、メインストリート沿道で家屋の再建、水路の改良、ナモスゴフ・モスクの視認性の改善を進めている。使用されていない建物を修理し、公共サービス用の建物として使用する。レギスタン・プラザホテルについて、ファサードを残しつつ改良を行う。アフラシアブホテルの修理、改良を行う。未開発地において、周辺のチムール帝国風、ヨーロッパ風建築物との調和を図りつつ、3 階建ての建築物を建設する。</li> <li>上海協力機構国際サミットの開催に関連して、緩衝地帯内においては、産業地区 2 か所において修景を行うほか、スタジアムとして現在使用されている地区を再整備してホテル等を整備する。空港からの道路沿いにおいて、住居の解体を行い、「サービス施設」を整備する。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パリで締約国と世界遺産センターで会合を持った際、また、2019 年 1 月にリアクティブモニタリングミッションを実施した際に、締約国から、世界遺産範囲内及び緩衝地帯内を含む市内において</li> </ul>		

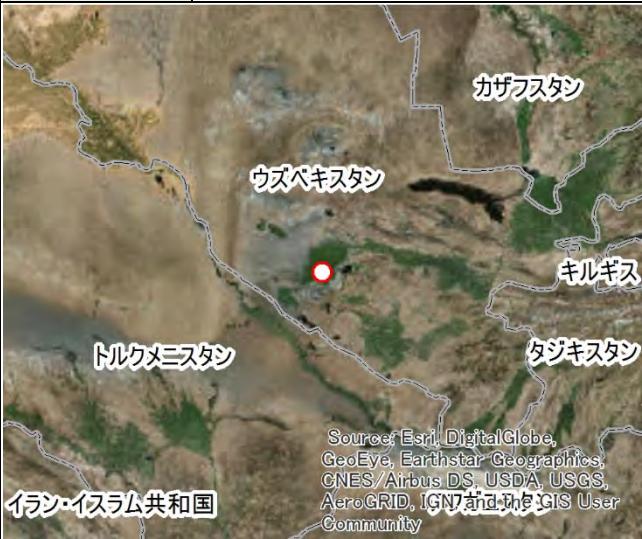
	<p>多くの大規模事業を実施する計画であることについて説明があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年6月以降、資産範囲の付近や資産範囲内において、民間住宅開発等のために伝統的家屋が大規模に解体されているなど、顕著な普遍的価値に対する潜在的脅威の存在について、第三者から世界遺産センターに情報が寄せられている。</li> <li>・2022年の上海協力機構国際サミットに間に合わせるために、さまざまな建設工事が数多く急ピッチで進められている。サミットに関連して「サマルカンド市観光ゾーン」という多機能事業も進められている。なかには住民の移転が必要で、社会的影響を及ぼす可能性のあるものがある。これらは、適切な指針や規制がないなかで進められており、資産の顕著な普遍的価値に対する脅威となっている。</li> <li>・2004年の計画では資産範囲内を通過する新規道路整備が計画されていたが、現在検討されている新しい交通計画においては、新規の道路整備は歴史地区の外に誘導し、歴史地区内ではさらなる歩行者専用化を進めることとなっていることを歓迎する。</li> <li>・世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを招へいするよう勧告する。</li> </ul>
	<p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界遺産センター及びイコモスから、2022年にサマルカンドにおいて開催が予定されている上海協力機構の国際サミットのために、「サマルカンド市観光ゾーン」の整備などが進められ、一部で建築物の解体や住民移転が行われているが、事業内容や規模についての詳細な情報が提供されておらず、第3者機関の情報のみで、現状は不明瞭であるとの説明があった。</li> <li>・アゼルバイジャンが、本資産のリアクティブモニタリングミッションの実施はたった1日だったことや勧告の殆どが第3者の情報に依存していて締約国の確認が取れていないことを批判しつつ、アゼルバイジャン、中国、クウェート、スペイン、ボスニアヘルツェゴビナ、ブルキナファソ、タンザニア、ウガンダ、キューバ、チュニジア、キルギスタン、グアテマラによる修正案を提出した。</li> <li>・ノルウェーは、開発が非常に速いスピードで進んでおり、危機遺産リストはブラックリストではないとして、元々の決定案を支持したが、アゼルバイジャン他の修正案を支持する国が、締約国の取り組みを評価する発言を行い修正案が採択された。</li> </ul>

## 決定概要

- ・2022年上海協力機構国際サミットに関するインフラ整備等の詳細がまとまった際には、「サマルカンド市観光ゾーン」を含む詳細について世界遺産センターに報告するよう要請する。
- ・できるだけ早い段階で、以下について世界遺産センターに提供するよう要請する。
  - 3年以内に計画されている開発事業についての、正確な位置を含む詳細な情報、遺産影響評価
  - 家屋、居住域の解体に関する社会的措置等についての報告
  - マスターplan及び改訂された管理計画
  - 歴史地区及び緩衝地帯の整備、復元、適応的再利用に関する規制及びガイドライン
  - 緩衝地帯の軽微な境界線の変更申請
  - 上海協力機構国際サミットとサマルカンド市マスターplanとの整合性についての説明
- ・締約国が2022年に主催する国際サミットに関する期限に間に合うよう、提出された整備案及び遺産影響評価について優先的に検討を行うよう世界遺産センター及び諮問機関に要請する。
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年2月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 4.4. ブハラ歴史地区

基本情報				
決定番号	43 COM 7B.78	ID No.	602	
資産名称（英）	Historic Centre of Bukhara			
締約国	ウズベキスタン共和国			
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©OUR PLACE The World Heritage Collection Author: Our Place</p>		
種別	文化遺産	資産面積	216 ha	
タイプ	建造物群（歴史的都市）	緩衝地帯面積	339 ha	
評価基準	ii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	1993 年	
構成資産数	1		2016 年 軽微な境界線変更	
資産概要	<p>シルクロードの途上に位置するブハラは、2000 年以上の古い歴史を有する都市である。中央アジアにおける中世都市の面影を最もよく残しており、10 世紀イスラム建築の白眉であるイスマーイール・サマニ (Ismail Samani) 廟や、17 世紀に設立された数多くの神学校が現存する。現在のブハラの大部分は 16 世紀に始まるウズベク人のシャイバーン朝統治下に発展し、今に残る様々な建造物が造られた。しかしながら、ブハラの真の価値は個々の歴史的建造物ではなく、シャイバーン朝の高度で透徹した都市計画と建築技術を今に伝えている点にある。</p>			
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2015, 2013, 2011, 2010, 1997			
保全状況				
現在の課題	陸上交通インフラ、影響の大きい調査活動/モニタリング活動、住宅開発、管理上の活動、管理制度/管理計画、その他（伝統的家屋の劣化）			
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2018 年 4 月にイコモスアドバイザリーミッションが実施された。</li> <li>2018 年 7 月 9 日の閣議決定により、国内の保全政策を世界遺産条約に適合させた。</li> <li>管理文書の作成及びレビューが完了するまで、資産範囲内における全ての新規建設及び改築を停止する措置を導入した。</li> <li>閣議決定第 435 号により、本資産を「特別保護地区」に指定した。</li> <li>ブハラ市政府が、世界遺産ステアリング委員会を設置した。</li> <li>本資産の管理団体である文化遺産保全監査局が、地域コミュニティによる関係者協議手続きを導入したほか、管理計画を改訂し、内閣の了承を得た。</li> <li>ユネスコ中央アジア国際研究所(IICAS)との間に、同機関が遺産影響評価の調整機関を務める合意を締結した。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2018 年 4 月のイコモスアドバイザリーミッションによると、資産範囲周辺地域において観光開発を推進する国家事業であるブハラ歴史地区整備計画(PDP)によって、資産の顕著な普遍的価値の属性が広範な被害を受けている。当該事業の実施を継続した場合、資産の顕著な普遍的価値に対して回復できない負の影響を与える可能性がある。</li> </ul>			

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2017 年に総合管理計画が完成したことは歓迎するが、世界遺産センターに提出されていない。また、マスタープランが諮問機関によるレビューを受けないまま採択されたことは懸念材料である。</li> <li>・関係者協議手続き自体は歓迎されるが、その実効性については検証する必要がある。新規事業の建築デザインコンペを実施する前に、作業指針第 172 項に則って詳細情報を世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>・新規建築等の一時停止措置が資産範囲と緩衝地帯の両方に適用されるのかどうか不明である。</li> <li>・世界遺産ステアリング委員会、文化遺産保全監査局、省庁間タスクフォースの関係が不明である。</li> <li>・保護地区制度の用語は、世界遺産条約の用語と異なるため、資産範囲や緩衝地帯との対応が不明確である。</li> <li>・リアクティブモニタリングミッションを招へいすることを勧告する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	--

## 決定概要

- ・資産範囲内における新規建設及び改築に対する一時停止措置を緩衝地帯まで拡張するよう要請する。
- ・総合管理計画及びマスタープランを提出するよう要請する。
- ・諮問機関によるマスタープラン及び管理計画のレビューが終了するまで、開発を一時停止するよう要請する。
- ・新たな開発事業の建築デザインコンペを開始する前に、作業指針第 172 項に則って詳細情報を世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・ブハラ歴史地区整備計画(PDP)によって被害を受けた重要な工作物について安定化措置を実施すること。
- ・省庁間タスクフォースを拡張し、一定の期間（最低 5 年間）、ウズベキスタン政府内閣及び世界遺産センターに直接報告を行う国内外の専門家を参加させるよう要請する。
- ・世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを招へいするよう要請する。
- ・2020 年第 44 回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020 年 2 月 1 日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 45. ベラットとギロカストラの歴史地区

基本情報			
決定番号	43 COM 7B.79	ID No.	569
資産名称（英）	Historic Centres of Berat and Gjirokastra		
締約国	アルバニア共和国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©Aneta Ribarska Author: Aneta Ribarska</p>	
種別	文化遺産	資産面積	126.7 ha
タイプ	建造物群(現在も人が居住している歴史的都市)	緩衝地帯面積	230.9 ha
評価基準	iii, iv	世界遺産一覧表記載年	2005 年
構成資産数	2		
資産概要	<p>ベラットとギロカストラは、典型的なオスマン朝期の建築が残る数少ない町である。中央アルバニアに位置するベラットでは、数々の宗教や共同体が共生を試みてきた。カラ (Kala) と呼ばれる 13 世紀の城塞を中心として、多くのビザンティン期の教会とともにオスマン朝期のモスクが現存している。一方で、南アルバニアのドリノス (Drinos) 川流域の渓谷にあるギロカストラには、17 世紀に顕著な 2 階建ての家屋が建ち並ぶ。また、バザール、18 世紀のモスク、教会 2 棟も現存する。</p>		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2015, 2013, 2011, 2009		
保全状況			
現在の課題	陸上交通インフラ、住宅開発、不法行為、管理上の活動、管理制度/管理計画、その他（歴史的都市地区における適切な消火体制の欠如）		
審議概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>締約国による保全状況報告</li> <li>2018 年 5 月に新しい文化遺産及び博物館法を採択した。また、ベラット及びギロカストラについて新たな総合都市計画(GUP)が採択された。これを受けて、資産範囲内及び緩衝地帯内の建築一時停止措置を解除した。</li> <li>国際援助により策定したモニタリング指標を活用してモニタリングを開始した。</li> <li>ギロカストラ及びベラットの総合管理計画策定のための国際援助申請が 2018 年 7 月に承認された。2019 年に実施する予定である。</li> <li>ベラット城の修復については、予算がつかず実施見込みがないことから遺産影響評価についても実施していない。</li> <li>国際援助により、2018 年 7 月にギロカストラにおいてリスクのある文化遺産に対する緊急措置に関する地域ワークショップを開催した。南東ヨーロッパ地域の国が参加した。</li> <li>作業指針第 172 項に則って、ギロカストラにおける旧バー・レストラン「ファンタジア」の再建事業、都市開発観光開発総合プロジェクト (PIUTD) 、ベラット開発ビジョン及び総合都市開発構想 (IUDC) 、ギロカストラ・バザールの設備修復及び石敷街路復元、豪雨被害対策としてのギロカストラ城斜面安定化調査、ベラット・ミホールコメノ通り修復、ベラット及びギロカストラにおける宗教建築物復元について世界遺産センターに報告を行った。</li> <li>ギロカストラバイパス道路事業は現在停止している。</li> </ol>		

	<p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体を包括する総合管理計画（IMP）の策定は 2009 年に予定されている。当該計画のとりまとめに優先事項として取り組むよう要請する。</li> <li>・2013 年から導入されていた資産範囲及び緩衝地帯内での新規建築の一時停止措置が、統合都市計画が承認されたことを理由に解除されたが、ベラット及びギロカストラの保護及び管理のためのツールが承認され、十分実施に移されるまで、新規建築の一時停止措置を継続することを勧告する。</li> <li>・都市開発観光開発総合プロジェクト（PIUTD）、ベラット開発ビジョン及び総合都市開発構想（IUDC）についてイコモスの勧告を尊重するよう要請する。</li> <li>・第 3 者から、資産範囲内において建築遺産が継続的に失われているとの情報がある。この問題について詳細情報を提出するよう要請する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <p>個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	--

### 決定概要

- ・全体を包括する総合管理計画(IMP)を策定するよう要請する。
- ・都市域及びより広い範囲を対象に全ての建築物及び環境要素に関する詳細調査と記録作成を行い、歴史的都市景観に関するユネスコ勧告（2011年）を応用した総合都市保全整備ツールを開発し実施するよう要請する。
- ・ベラット及びギロカストラを保護、管理するためのツールが承認されるまでの間、資産範囲内及び緩衝地帯内における新規建築の一時停止措置を継続するよう要請する。
- ・都市開発観光開発総合プロジェクト（PIUTD）、ベラット開発ビジョン及び総合都市開発構想（IUDC）についてイコモスの勧告を尊重するよう要請する。
- ・2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 4.6. ザルツブルク市街の歴史地区

基本情報			
決定番号	43 COM 7B.80	ID No.	784
資産名称（英）	Historic Centre of the City of Salzburg		
締約国	オーストリア共和国		
		©Tourismus Salzburg GmbH Author: Tourismus Salzburg GmbH	
種別	文化遺産	資産面積	236 ha
タイプ	建造物群（歴史的都市）	緩衝地帯面積	467 ha
評価基準	ii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	1996 年
構成資産数	1		
資産概要	ザルツブルクは中世から 19 世紀にかけて、大司教によって治められてきた司教領であり、現在も当時の街並みがよく残っている。元来、市を彩るフランボワイアン・ゴシック様式の建築が芸術家や職人の間で評判であったが、ヴィンченツォ・スカモッティ (Vincenzo Scamozzi) とサンティーニ・ソラーリ (Santini Solari) という二人のイタリア人建築家がバロック様式を持ち込んでから、ザルツブルクはますます有名になった。また、北欧と南欧の交差点であるこの街で、天才音楽家ヴォルフガング・アマデウス・モーツアルトが生まれた。		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2015, 2013, 2011, 2009, 2008, 2007, 2005, 2004, 2003, 2000		
保全状況			
現在の課題	陸上交通インフラ、住宅開発、法的枠組、管理制度/管理計画、水関連インフラ		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>ドクトル・フランツ・レール広場居住地区では、世界遺産委員会及びイコモスの勧告を全て実施した。開発に反対する近隣住民が訴訟を起こしており、連邦行政裁判所が許可の見直しを行っている。</li> <li>ネオベアック橋中央通り駅前広場プロジェクトについては、2013 年イコモスアドバイザリーミッションの勧告を踏まえ、軒下高さ制限を 58m から 52.9m に引き下げる予定である。</li> <li>パラケルスス室内スイミングプールプロジェクトについては、ガラスを用いる予定であった南側ファサードを陶製のファサードに変更することとした。</li> <li>司祭館庭園新規住宅整備プロジェクトについては、遺産影響評価を実施する予定である。</li> <li>世界遺産を市の法体系に位置づけた他、世界遺産条約の実施を目的とした地域法令の規定を施行した。イコモスオーストリア国内委員会が資産の保護に参画しているほか、ザルツブルク市は地域コミュニティが歴史的地区の保護に参画する新たな仕組みを 2017 年に導入した。</li> <li>ザルツブルク市は 2008 年の管理計画を改訂し、現在発行の準備を進めているところである。</li> </ul> 2. 世界遺産センターの見解 <ul style="list-style-type: none"> <li>ドクトル・フランツ・レール広場の居住地区について、最新の修正案をイメージ図とともに提出するよう要請する。</li> <li>ネオベアック橋中央通り駅前広場プロジェクトについて、軒下の高さ制限が強化されたが、ミッシ         </li> </ul>		

	<p>ヨンの勧告は既存の建物を考慮して十分に高さを制限することであった。軒下の高さを制限しても、高く容量のある屋根となる可能性は排除されない。計画されている建物全体の高さが分かる詳細情報を、周辺の高層ビルの詳細情報とともに提出するよう要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シュヴァルツ通り 45/エルネスト・ドクーン通りの開発事業について、2016 年の報告には、すでに工事が完了し完成したとあったが、2018 年の報告には何も言及がない。完成した姿を示す資料及び映像資料を提出するよう要請する。</li> <li>・管理計画及び包括的な土地利用計画をできるだけ早く完成するよう要請する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	---

## 決定概要

- ・ドクトル・フランツ・レール広場の居住地区について、最新の修正案をイメージ図とともに提出するよう要請する。
- ・2019年12月1日までに、ネオベアック橋中央通り駅前広場プロジェクトの建物全体の高さに係る情報及びイメージ図、周辺の高層ビルの全体高さについての情報、室内スイミングプール計画のイメージ図等詳細資料を提出するよう要請する。
- ・司祭館庭園新規住宅整備プロジェクトの遺産影響評価を世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・管理計画の改訂を完成させるよう要請する。
- ・包括的な都市部の土地利用計画を策定するよう要請する。
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年2月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 4.7. 古代都市ネセバル

基本情報					
決定番号	43 COM 7B.81	ID No.	217		
資産名称（英）	Ancient City of Nessebar				
締約国	ブルガリア共和国				
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>© Yvon Fruneau Author: Yvon Fruneau</p>			
種別	文化遺産	資産面積	27.1 ha		
タイプ	建築物群	緩衝地帯面積	1245.6 ha		
評価基準	iii, iv	世界遺産一覧表記載年	1983 年		
構成資産数	1				
資産概要	<p>3000 年以上の歴史を持つ古代都市ネセバル (Nessebar) は、黒海の岩肌の多い半島上に位置し、元々はトラキアの集落（メネブリア (Menebria)）であった。紀元前 6 世紀初頭、この都市はギリシャ植民地のひとつとなった。建築遺構のほとんどはヘレニズム期以降の時代に属し、アクロポリス（城砦）やアポロン神殿、アゴラ（広場）、そしてトラキアの城壁を起源に持つ壁などがある。その他にも、この都市が黒海西岸で最も重要なビザンティン都市のひとつであった中世以降の時代に属するスタラ・ミトロポリア・バシリカ (Stara Mitropolia Basilica) 聖堂や要塞などがある。19 世紀に建てられた木造家屋群は、当時の黒海沿岸の特徴的な建築の一例である。</p>				
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2013, 2011, 2010				
保全状況					
現在の課題	住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画、海上交通インフラ				
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セヴェルナーブナ漁港修復プロジェクトの遺産影響評価を実施した。</li> <li>・文化遺産法を改訂し、保全管理計画の予算措置、水中考古学センターの役割強化、遺産影響評価の義務化について規定した。</li> <li>・国家文化基金及びネセバル市文化基金を設立した。</li> <li>・観光税を導入した。</li> <li>・ネセバル港ターミナルに停泊できる船舶の大きさを 180m から 160m に制限した。</li> <li>・資産範囲内について夏季の通行車両規制を導入した。</li> <li>・違法建築の撤去を継続して進めている。</li> <li>・広告、インフォメーションサイン計画を採択した。</li> <li>・聖ヨハネ・アリトユルゲトス教会の復元が完了した。</li> <li>・水中考古調査を開始した。</li> <li>・保全管理計画の作成、承認を行うため、関係省庁ワーキンググループを設置した。</li> <li>・ナチュラ 2000 の要件を踏まえて、総合開発マスター プランを改訂した。</li> <li>・メサンブリア古代墓地地区の緩衝地帯内で、地下駐車場を伴う学校・スポーツ施設の建設が許可さ</li> </ul>				

	<p>れた。</p> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ある程度の前進がみられるが、改訂された保全管理計画の承認など重要な措置が完了していない。</li> <li>停泊可能な船舶の規模を 160mに強化したと言っても、160mでも負の視覚的影響は避けられず資産の容量には合わない。さらに、締約国は船舶及び関連施設を移転する必要性を認識していない。</li> <li>セヴェルナーブナ漁港修復プロジェクトには必要な改善措置が欠けている。承認された学校・スポーツ施設を建設するためには地下構造を撤去する必要があり、文化遺産に配慮していない。</li> <li>2018 年 10 月に実施された世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションによると、都市部及び沿岸の景観が激しく変化しており、「数多くの文明の物証」を感じ取ることはほとんどできない。「特徴的な木造家屋の発展の様々な段階」を示す典型的な家屋は改変され、元に戻すことができないほど変質してしまつた。ネセバルの遺跡の中で最も重要な物証であり、「キリスト教文化の精神的中心」であった「中世教会群」も失われてしまった。「質の高い都市構造」は、多数の小さな改変と海岸部の大きな改変のために、統一感を失い、歴史的魅力がなくなってしまった。「活動的な都市生命体」は、近くのビーチリゾートに関連して商業目的のものに姿を変えてしまった。夏季にはレストランや商業施設を訪れるマスツーリズムでいっぱいとなり、他の時期にはほぼ人がいない状況となる。本資産を危機遺産とすることを勧告する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世界遺産センター及びイコモスは、違法建築が横行し、海岸地域の開発により中世教会を中心とする景観が失われ、OUV の核心であった都市の構造、精神性が失われてしまつており、2018 年ミッションで OUV に対する脅威が確認されたため、危機遺産とすべきとの説明を行つた。</li> <li>オーストラリアが、委員会中に締約国から直接話を聞いたところ、クルーズ船ターミナルは脅威とは言えないと考えるとして、締約国に発言を求めた。</li> <li>ブラジルは、2018 年 10 月にミッションが行われ、報告書が出されたのが 2019 年 3 月であつたため、勧告に対応する時間が無かつたとして、勧告を実施するための時間を与え、危機遺産とすることを見送る修正案を、クウェート、キューバ、ボスニアヘルツェゴビナと共同で提出した。</li> <li>インドネシア、ハンガリー、チュニジア、アゼルバイジャンが締約国からの説明を求めた。</li> <li>説明の機会を与えられたブルガリアは、2019 年 6 月に遺産保全法を改正し、文化省によるモニタリングの実施の他マスタープランの策定を完了しており、管理計画については策定中であることを説明した。また、ネセバルの港は商用港ではなく、利用実績も 2016 年は 4 隻、2017 年には 1 隻、過去 2 年間は 0 隻にとどまっていること、港の規模及び水深に変化がないとの説明を行つた。</li> <li>オーストラリア、ノルウェー、ハンガリーによる修正案が提出され、ブラジル、クウェート、キューバ、ボスニアヘルツェゴビナによる修正案と統合する作業が行われ、危機遺産とすることを見送る決定が採択された。</li> <li>なお、イコモスは、港やクルーズ船自体が危機遺産とすることを勧告する理由ではなく、2012 年以来重要な勧告が実施されておらず 2018 年のミッションで確認された 45 件の違法建築などにより OUV が脅かされていることが理由であるとの説明を行つた。また、これまでに十分な情報が集まつておらず、これ以上ミッションを実施する必要はない、むしろ、これまでのミッションで勧告された保全措置を実行すべきであること。勧告を実施する時間がなかったとする意見に対しては、2012 年以来の問題であつて、勧告を実施する時間は十分あつたはずであるとする考え方を示した。</li> </ul>
--	---

## 決定概要

### 【危機遺産見送り】

- OUVを中心とした持続可能で公平な発展を基本としたネセバルの将来についての戦略を策定するよう強く求める。
- 締約国に対し以下を強く要請する。
  - ハイレベルの省庁間委員会を設置し、OUVに基づいたネセバルの将来像を取りまとめる
  - 都市デザインについてのガイドラインを含む保全管理計画の策定
  - 資産範囲内及び本土と資産所在地との間での、住民、来訪者、モノの円滑な移動を担保する持続可能なモビリティ計画の策定
  - 保全管理計画及び開発マスタープランの実施に必要な予算の配分及び人員の配置
  - 2018年ミッションその他の勧告のうち、実施されていないものの実施
- 将来、古代都市に関わる水中遺跡を包含するように軽微な境界線の変更を行うため調査を継続することを要請する。
- イコモスによるアドバイザリーミッションを招へいするよう勧告する。
- 2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2021年2月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。なお、実質的な進展がない場合は、危機遺産とすることを検討する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 4.8. パリのセーヌ河岸

基本情報					
決定番号	43 COM 7B.82	ID No.	600		
資産名称（英）	Paris, Banks of the Seine				
締約国	フランス共和国				
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©M &amp; G Therin Weise Author: M &amp; G Therin Weise</p>			
種別	文化遺産	資産面積	365 ha		
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積			
評価基準	i, ii, iv	世界遺産一覧表記載年	1991 年		
構成資産数	1				
資産概要	パリは市街を流れるセーヌ河岸を中心に広がり、両岸には古代ローマ時代以後の建築物が連なっている。川中のシテ島はパリ発祥の地。サン・ルイ島の東端にかかるシュリ橋から、左岸にエッフェル塔をのぞむイエナ橋までが、世界遺産に登録されている。ノートルダム大聖堂をはじめ、ルーブル宮殿、エリゼ宮、シャイヨー宮、アンバリッド廃兵院、フランス学士院、市役所、公園などが長い年月をかけて建設された。				
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2000, 1992				
保全状況					
現在の課題	2019年4月15日のパリのノートルダム大聖堂での火災				
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2019年4月15日の火災にノートルダム大聖堂で火災が発生し、その後緊急対応を実施した。緊急対応は現在も継続している（2019年6月5日時点）。</li> <li>歴史的記念物研究所及びフランス博物館修復研究センターが作業を監督し、落下した石材を含む石材の状態について調査を行っているほか、建物内の湿度変化、微生物発生リスクの確認を行っている。</li> <li>主要な美術作品は破壊されていない。消火の際に水による被害もほとんどない。</li> <li>火災の発生源及びヴォールトの状態を調べるための法的調査が現在行われており、全ての建物に入って、完全な被害状況に関する報告を行うことができない状況である。2019年12月1日には建物についての保全状況報告書を提出できる予定である。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2019年4月15日の火災は、ヴォールト部分など多大な被害を及ぼした。この被害の状況はまだ完全に把握されていない。現在の情報によると、重要な構造については保存できる見込みである。大聖堂の宝物の避難は無事完了している。</li> <li>締約国によって実施されることになる復元工事は、世界遺産条約の規定に合致したものでなければならない。復元計画については、作業指針第172項にのっとって世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> </ul>				

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イコモス、イクロム、ユネスコで緊密に連携し、締約国を支援するために 3 名の専門家を手配した。</li> <li>・2019 年 12 月 1 日までに詳細な保全状況報告を提出するよう要請する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	---

#### 決定概要

- ・2019年4月15日に発生した火災によって「パリのセーヌ河岸」の構成要素の一つであるノートルダム大聖堂が受けた被害に対して、締約国との団結を表明する。
- ・作業指針第172項に則って、大聖堂の被害に対する固定工事、保全措置、復元措置の計画を世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2019年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 4.9. ライン渓谷中流上部

基本情報				
決定番号	43 COM 7B.83	ID No.	1066	
資産名称（英）	Upper Middle Rhine Valley			
締約国	ドイツ連邦共和国			
		 ©OUR PLACE The World Heritage Collection Author: Amos Chapple		
種別	文化遺産	資産面積	27,250 ha	
タイプ	遺跡（文化的景観）	緩衝地帯面積	34,680 ha	
評価基準	ii, iv, v	世界遺産一覧表記載年	2002 年	
構成資産数	1			
資産概要	<p>ライン河沿いのビンゲン、リューデスハイム、コブレンツを結ぶ 65km にわたる領域には、60 もの小さな町々やワイン用のぶどう畑、城跡などが見られる。先史時代から物資輸送の幹線として活躍してきたライン河畔にはやがて集落が営まれ、1000 年以上もの間、城や要塞が次々と築かれてきた。城や要塞の多くは 17 世紀に起きた戦争のため廃墟となつたが、19 世紀のロマン主義勃興に影響を与え、以降は修復と保全活動が行われている。</p>			
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2015, 2013, 2011, 2010, 2009, 2008			
保全状況				
現在の課題	交通インフラの利用に起因する影響、陸上交通インフラ、観光/来訪者/レクリエーションの影響、エネルギーの過剰な使用、宿泊施設等、管理制度/管理計画、再生可能エネルギー施設			
審議概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>締約国による保全状況報告               <ul style="list-style-type: none"> <li>ライン川を横断する橋梁の建設について都市計画上の手続き及び協議が行われており、申請書類のとりまとめが進められている。様々な代替案の比較を行い、空間影響評価を実施する予定である。</li> <li>ドイツ鉄道が、資産範囲内において大幅に線路騒音を軽減する措置を計画している。</li> <li>ラインラント=プファルツ州及びヘッセン州は、資産範囲内及び緩衝地帯内の風力発電事業に対してそれぞれ異なる政策を適用している。また、緩衝地帯周辺お風力発電事業はケースバイケースの検討を行っている。緩衝地帯付近のカンドリヒ山にあるウインドファーム拡張計画について視認性調査結果を 2018 年 10 月 8 日に世界遺産センターに提出した。</li> <li>ランゼルベルク山ウンドファーム事業の申請は取り下げられた。</li> <li>ザンクト・ゴアー-ヴェルラウのホリデーリゾート計画は計画の初期の段階である。</li> <li>管理計画の改訂作業を開始した。改定案は 2020 年に世界遺産センターに提出できる見込みである。</li> <li>ザンクト・ゴアーとオーバーベーゼルの間の鉄道用トンネル 3 か所で改良工事が行われる。また、コブレンツ及びエーレンブライトシュタイン要塞の間のケーブルカーについて営業免許の更新が予定されている。さらに、資産範囲内において、連邦園芸ショー 2029 が開催される予定である。</li> </ul> </li> <li>世界遺産センターの見解               <ul style="list-style-type: none"> <li>ライン川の橋梁設置に関する都市計画手続きが再開されたとのことだが、地域の非効率的な交通環</li> </ul> </li> </ol>			

	<p>境を改善することが目的であり、これによって地域の通過交通から資産範囲内への流入を誘引する ことがないよう注意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道、特に貨物列車からの騒音公害は、世界遺産登録時からの問題であった。これまで対策が練 られてきたが、効果はあがっていない。ザンクト・ゴアーとオーバーベーゼルの間の鉄道トンネル 改良工事は、資産の顕著な普遍的価値を損なう可能性がある。貨物列車をライン川から迂回する か、資産範囲内の通過量を効果的に減らす方法を検討するよう勧告する。</li> <li>・カンドリヒ山のウィンドファームは、現状すでに重大な負の影響を及ぼしており、新たな設備が 整備されれば影響が増大するため拡張工事は却下すべきである。</li> <li>・資産範囲、緩衝地帯、及び周辺について、文化的に重要な視覚的側面、重要な景色、視点場、パノ ラマ、シルエット等を考慮し、注意を要する場所を特定して体系的なゾーニング地図を作成するよ う要請する。</li> <li>・様々な事業計画の累積影響を評価するため、アドバイザリーミッションではなくアクティブモニ タリングミッションを招へいすることを勧告する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	---

## 決定概要

- ・鉄道騒音問題について、貨物列車を資産範囲から迂回させるか効果的に通過量を減らすなどの長期的対策を検討する  
よう要請する。
- ・カンドリヒ山のウィンドファーム拡張に対する申請を却下するよう要請する。
- ・ウィンドファームの影響を評価するための法的ツール及び基準について統合を図るよう要請する。
- ・改訂された管理計画をマスターplanに統合した文書の案を世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・世界遺産センター/イコモス合同アクティブモニタリングミッションを招へいするよう要請する。
- ・2021年第45回世界遺産委員会で審議できるよう2020年12月1日までに世界遺産センターに保全状況と上記の履行状況  
報告を提出するよう要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 50. ドナウ河岸、ブダ城地区及びアンドラーシ通りを含むブダペスト

基本情報			
決定番号	43 COM 7B.84	ID No.	400
資産名称（英）	Budapest, including the Banks of the Danube, the Buda Castle Quarter and Andrásy Avenue		
締約国	ハンガリー		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>© Nicolas Economou Photography Author: Nikolas Oikonomou</p>	
種別	文化遺産	資産面積	473.3 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	493.8 ha
評価基準	ii, iv	世界遺産一覧表記載年	1987 年
構成資産数	2		2002 年 拡張
資産概要	<p>ドナウ河流域には先史時代から集落が営まれていたが、ローマ時代になるとアクインクム (Aquincum) という名の都市が築かれた。これが現在のブダペストの前身である。ブダペストは元来、右岸にあるブダと左岸にあるペストというそれぞれ独立した二つの街であった。先に繁栄したのはペストであったが、後にブダにも国王ベーラ 4世によってブダ城が建てられた。その後、トルコ支配時代を経て、19 世紀にハンガリー国立アカデミーが設立されたことにより、首都としての機能を取り戻した。</p>		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2015, 2013, 2011, 2009, 2008, 1992		
保全状況			
現在の課題	<p>意図的な遺跡の破壊、交通インフラの利用に起因する影響、住宅開発、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの影響、法的枠組、管理制度/管理計画、その他(世界遺産として記載された地域にある住宅が保全されていない)</p>		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マルギット島およびブダ城地区西側に緩衝地帯の拡大を計画している。</li> <li>管理計画策定のために必要な予算を確保した。2021 年までに完成予定である。</li> <li>ブダ城地区について：ブダ城地区の修復、再活性化、部分的再建に関するマスタープランである国家ハウスマン計画は、第二次世界大戦で破壊、消失した建造物や共産主義時代に部分的に改築された建築物の再建を計画している。2017 年に、遺産影響評価を世界遺産センターに提出した。またイコモスによるアドバイザリーミッションを招聘した。</li> <li>緩衝地帯内のヴァーロシュリゲット公園 (Városliget Park) において計画されている「リゲト・ブダペストプロジェクト」（民族学博物館、バイオドーム等の再建、新規建設を含む）について、遺産影響評価を世界遺産センターに提出した。</li> <li>2018 年 7 月に、65m を超えるビルについては都市計画審議会の承認を必要とする規制強化を行った。ただし、2018 年 2 月に建設許可が出された MOL キャンパスビルについては許可を取り消すことはできない。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理計画策定のための予算確保、建築物の高さ規制強化など、一定の進展があったが、都市景観全</li> </ul>		

	<p>体に対する都市開発計画や包括的な管理計画の策定といった重要な対策がまだとられていない状況である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産範囲及び緩衝地帯において進められているプロジェクト及び/若しくは計画されているプロジェクトの全てを完全に把握している事務所、個人、機関が存在しない。</li> <li>・かつての歴史的な理想の姿を取り戻すべく、第二次世界大戦及び共産主義時代に破壊された建物等を再建するという政策がとられており、最終的に資産の真実性の喪失を引き起こしつつある。</li> <li>・保全、復元、再建、新規建設の区別があいまいになっており、国際的水準に適合しなくなっている。このような再建による措置が累積すると資産の顕著な普遍的価値、特に真実性に対する脅威となり得る。現在進められている作業及び計画されている作業を停止し、別の方法を検討するよう要請する。</li> <li>・民族学博物館の HIA を含む詳細情報を世界遺産センターに提出するように要請する。</li> <li>・締約国から提出された資料のなかには、ハンガリー語のみの資料も含まれており、評価できない。</li> <li>・2018 年のミッションでは、バイオドーム工事の中止を勧告したが、締約国は、民族学博物館及びバイオドーム事業の修正は必要ないと考えており、工事も中止していない模様である。</li> <li>・ポーレイ・エデ・ストリート (Paulay Ede Street) 52 番地における解体工事及びオペラハウスの修復は、世界遺産センターに事前連絡のないまま進められている。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	---

## 決定概要

- ・ブダ城地区のハウスマン計画として進められているものを含め、進行中若しくは計画されている再建工事が資産の脅威となっていることに懸念を表明する。締約国に対し、全ての進行中若しくは計画されている工事を停止し、代替のアプローチを検討するよう要請する。
- ・11区における高層ビルの建設許可の停止し、計画されている全ての事業について遺産影響評価を実施し世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・リゲト・ブダペストプロジェクトについての詳細情報を世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・明確なガバナンス及び管理体制を担保するため、資産範囲及び緩衝地帯全体を所管する単一の現場管理者若しくは組織を設置するよう勧告する。
- ・締約国へ以下の内容を要請する。
  - a) 都市開発計画に統合された管理計画及び建築ガイドラインを策定し、世界遺産センターおよび諮問機関の審査を経て承認されるまでの間、資産範囲及び緩衝地帯内における保全、復元、新規開発を行わないこと。
  - b) 資産範囲内及び緩衝地帯内で進行中若しくは計画されている全てのプロジェクトについて、遺産影響評価を含む全ての関連文書を（英語若しくはフランス語で）世界遺産センターに提出すること。
  - c) 歴史的都市景観に関する2011年ユネスコ勧告に則って、管理計画および都市開発計画を策定、承認、実行すること。
  - d) 2019年世界遺産センター／イコモス合同リアクティブモニタリングミッションの勧告及び未実施の2018年イコモスアドバイザリーミッションの勧告を実施すること。
- ・2020年の第44回世界遺産委員会において審議できるよう、最新の保全状況および上記勧告の実施に関する報告を2020年2月1日までに世界遺産センターへ提出するよう要請する。大きな進展が見られなかった場合には、危機遺産とすることを検討する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 5.1. ポンペイ、エルコラーノ及びトッレ・アンヌンツィアータの遺跡地域

基本情報				
決定番号	43 COM 7B.85	ID No.	829	
資産名称（英）	Archaeological Areas of Pompeii, Herculaneum and Torre Annunziata			
締約国	イタリア共和国			
			 ©Tim Schnarr Author: Tim Schnarr	
種別	文化遺産	資産面積	98.05 ha	
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	24.35 ha	
評価基準	iii, iv, v	世界遺産一覧表記載年	1997 年	
構成資産数	7			
資産概要	紀元 79 年 8 月 24 日に起きたヴェスヴィオ山の噴火は、ポンペイとヘルクラネウムの二つの都市や周辺の別荘地を呑みこみ、火山灰で埋め尽くしてしまった。しかし、結果としてローマ時代の裕福な都市の姿が完全な形で残されることとなった。18 世紀半ばごろから始まった発掘調査によって、この世界に二つとない遺跡の全容が明らかにされつつある。大規模な商業都市であるポンペイと、小さいがより保存状態のよい行楽地のヘルクラネウムとは対照的である。また、トッレ・アンヌンツィアータのヴィラ・オプロントゥス (Villa Oplontis) の壁画からは、初期ローマ時代の人々が享受した豪奢な生活を垣間見ることができる。			
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2015, 2013, 2012, 2011			
保全状況				
現在の課題	財政、住宅開発、人材、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画、ごみ			
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・遡及的顯著な普遍的価値の言明案に基づいて、シリアルプロパティ全体に共通する価値、個々の構成資産特有の価値について整理を行った。</li> <li>・ヘルクラネウム考古公園を独立組織として設立した（以前は、その他のヴェスヴィオ考古遺跡とともに旧ポンペイ考古監督局、現ポンペイ考古公園 (APP) によって管理されていた）。さらに、緩衝地帯予定地を含む広い範囲の現場管理組織及び市町村と合意メモを取り交わした。</li> <li>・現在、「大ポンペイプロジェクト」のために一時的に設立された大ポンペイユニット (GPU) が資産範囲及び将来緩衝地帯拡張予定範囲を含めて、観光、経済再開発、再開発を所管しているが、近い将来に同プロジェクトが完了したのちは、長期的管理組織である APP に権限を戻す。</li> <li>・特にヘルクラネウムでは 3 年サイクルで維持管理及び定期的修理が進められているほか、計画的に保全及び復元を進めている。</li> <li>・ポンペイのポルタ・ノーラに計画されている倉庫建設（一部地下構造）について、関係企業との協議を継続している。</li> <li>・ポンペイ第 III 区、第 IX 区に接する発掘区境界の水文地質学的安定化工事は完了した。第 I 区、III 区、IX 区、IV 区、V 区内での水文地質学的リスクに対する緩和措置のための工事は継続中で、2020 年 3 月の完了を予定している。</li> <li>・トッレ・アンヌンツィアータ・コムーネで計画されている新しいビジターセンターの工事が 2018</li> </ul>			

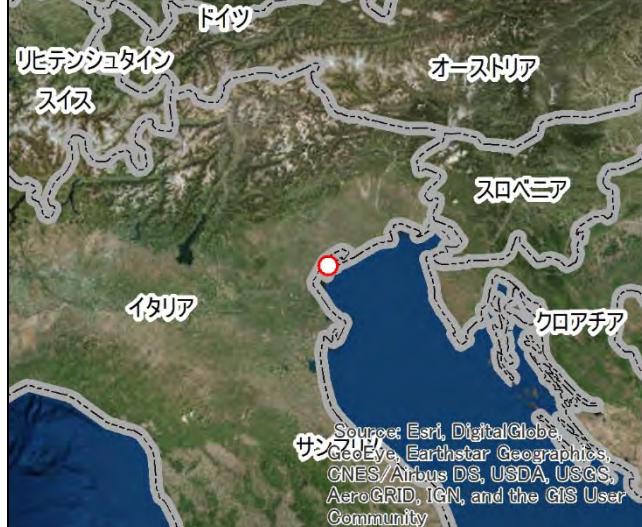
	<p>年 12 月に始まった。ビジターセンターの隣のかつて工場として使われていた建物を利用して博物館を併設する予定である。</p> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理体制、資金、排水システムの問題については部分的に解決がみられる。</li> <li>・構成資産の価値を特定する取り組みを歓迎するが、個々の構成資産の属性について詳細かつ体系的に整理したうえで、管理計画上の目的、具体的取り組み、モニタリング等に関連付けることを奨励する。</li> <li>・大ポンペイプロジェクトの完了に関連して、GPU 及び APP の役割についてより詳細な説明が求められる。</li> <li>・本資産のために毎年必ず入ってくる予算はチケット販売の売り上げのみであり、他の予算は全て個別のプロジェクトに紐づいている。</li> <li>・2013 年リアクティブモニタリングミッションで危険な状態にあることが確認されていたポンペイの 13 棟の建造物について、保全状況を報告するよう要請する。</li> <li>・ポルタ・ノーラの倉庫について、設計図等を世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>・ポンペイの水文地質学的安定化工事については、完了後、個別の報告を世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>・トッレ・アンヌンツィアータのビジターセンターについて、十分な情報が提供されていないため、完全な設計図書を世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>・現在計画されている緩衝地帯の変更を含め、軽微な境界線の変更手続きがペンドィングとなっている。2016 年に不完全な提出が行われて以降新しい申請は行われていない。現在の緩衝地帯には課題があることから、最優先事項のひとつとして進める必要がある。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <p>個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	---

## 決定概要

- ・顕著な普遍的価値を発揮する属性の体系を管理の目的及び行動に結びつけ、資産及び緩衝地帯の管理体制を明確にし、様々な関係者の役割と責務を明確にし、モニタリング及び維持管理システムを更新することによって、管理計画を改訂することを奨励する。
- ・2013年リアクティブモニタリングミッションにおいて危険な保全状況にあることが確認された13棟の建築物などの保全状況、大ポンペイプロジェクトにおいて新たに発掘された考古遺構の保全管理計画について報告するよう要請する。
- ・ポルタ・ノーラの倉庫について、設計図等ができるだけ早く世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・トッレ・アンヌンツィアータのビジターセンター計画について、完全な設計図書を世界遺産センターに提出するよう要請する。また、その内容について検討をしている間、工事を停止するよう要請する。
- ・新しい緩衝地帯の案を世界遺産センターに再提出するよう要請する。
- ・2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 5.2. ヴェネツィアとその潟

基本情報			
決定番号	43 COM 7B.86	ID No.	394
資産名称（英）	Venice and its lagoon		
締約国	イタリア共和国		
			
<p style="text-align: center;">© Silvan Rehfeld Author: Silvan Rehfeld</p>			
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	i, ii, iii, iv, v, vi	世界遺産一覧表記載年	1987 年
構成資産数	1		
資産概要	118 の島々の上に建てられ、あたかも海に浮かんでいるように見える本資産は、まさに建築上の驚異といえる。この資産が建築史上果たした役割は非常に大きいが、特に環境条件に適応した都市建築という点で類型の祖となっている。潟と人々の闘いは、5 世紀に入々が蛮族を逃れて島にやってきた頃から始まった。以来ヴェネツィア人は海水による浸食に悩まされながらも、ドージェという独自の元首制の下、12 世紀には地中海の霸権を握るほどの繁栄をみせた。		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2016, 2014, 1989		
保全状況			
現在の課題	交通インフラの利用に起因する影響、浸食/堆積、ガバナンス、観光/来訪者/レクリエーションの影響、法的枠組、管理制度/管理計画、海上交通インフラ、その他の気候変動影響、水関連インフラ、その他（気候変動及び極端な天候、生態系及び人工物に対する気候変動の影響）		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気候行動計画、気候変動適応戦略、ヴェネツィア市水計画を策定した。</li> <li>・国及びヴェネツィア市との間で「ヴェネツィア市開発協定」を締結し、実施している。</li> <li>・「ヴェネツィアにおける観光ガバナンス事業」を実施している（観光客数の計測、水上交通のコントロールなど）。</li> <li>・大きな船がサン・マルコを通過しないで済むように、大型船の代替航路を特定した。具体的には、マラモッコ港から入って到達することができるマルゲーラに新しいターミナルを整備し、総トン数（グロストン）4 万トンを超える船の着岸はマルゲーラに移動する。</li> <li>・ヴェネツィア潟環境・地形計画の改訂を進めている（2019 年中旬に完成予定）。</li> <li>・遺産影響評価の要件を整理することを念頭に、資産範囲内及び周辺で現在進められている若しくは計画されている開発等について、予備分析を開始した。</li> <li>・MOSE 高潮防護システムの工事について、可動式防潮壁は近く完成する予定で、2019 年中ごろには稼働を開始し、2020 年に運用開始、2021 年には完成する予定である。</li> <li>・改訂管理計画は 2019 年末に完成する予定である。</li> <li>・軽微な境界線の変更は本委員会で審議されることになっている。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2015年ミッションの勧告について、かなりの前進がみられる。</li> <li>・保全状況報告以外に締約国から世界遺産センターに連絡してくることがないが、問題の多さ、重要性に鑑みて、定期的なコミュニケーションを維持することが望ましい。</li> <li>・大型船の代替ルートについて、影響評価を含む詳細なスケジュールが提供されていない。</li> <li>・管理計画改定案、ヴェネツィア潟環境・地形計画などの重要な計画について、完成する前に世界遺産センターに提出するように要請する。</li> <li>・特に観光圧、気候変動による影響について、本資産は依然として確実な脅威及び潜在的な脅威の累積影響に脅かされている。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	--

### 決定概要

- ・気候行動計画、ヴェネツィア市水計画、ヴェネツィア潟環境・地形計画について、計画を完成し実施に移す前の段階で、世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・ヴェネツィアにおける観光ガバナンスプロジェクトについて、短期的な成果を世界遺産センターに報告するよう要請する。
- ・大型船舶がサン・マルコ運河及びジュデッカ運河を通らずにヴェネチア臨海ステーションに到達できるようにする計画について、詳細な計画及びスケジュールを提出するよう要請する。
- ・MOSE防御システムについて、定期的に最新の情報を提供するよう要請する。
- ・明確なロードマップ及び測定可能なベンチマークを加えて管理計画を改訂し、その案を世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年2月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。なお、影響緩和措置を実施し管理体制を修正しても資産の保全状況に測定可能な大きな進展が見られない場合には危機遺産とすることを検討する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 5.3. コトルの自然と文化-歴史地域

基本情報			
決定番号	43 COM 7B.87	ID No.	125
資産名称（英）	Natural and Culturo-Historical Region of Kotor		
締約国	モンテネグロ		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>			
<p style="text-align: center;">© Silvan Rehfeld Author: Silvan Rehfeld</p>			
種別	文化遺産	資産面積	14,600 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	36,491 ha
評価基準	i, ii, iii, iv	世界遺産一覧表記載年	1979 年 1979～2003 年 危機遺産 2012、2015 年 拡張
構成資産数	1		
資産概要	<p>アドリア海南東部の交易の要衝であり、中世に建築、工芸、芸術の中心地として栄えた港湾都市である。都市の起源はローマ時代に遡るが、主にビザンティン帝国（10世紀以降）、セルビア公国（12世紀末～14世紀）、ヴェネツィア公国、ハプスブルク帝国等の統治を経て、都市基盤が形成された。ロマネスク様式の大聖堂、ロマネスク様式と東方正教の文化が融合した聖ルカ教会（セルビア正教）、ヴェネツィアの影響を強く受けた住居、公共施設、広場などが現存する。湾岸や都市の背後にそびえる石灰岩の崖といった自然が街並みと調和し、美しい都市の景観が形成されている。1979年の地震によって著しい被害を受けた。</p>		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2016, 2014, 2012, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2002, 1995, 1979		
保全状況			
現在の課題	伝統的な生活様式・知識体系の変化、交通インフラの利用に起因する影響、陸上交通インフラ、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、土地改変、宿泊施設等、管理制度/管理計画、遺産の社会的評価		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2018年10月に世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを実施した。</li> <li>2019年4月5日にコトル市空間計画案を世界遺産センターに提出した。</li> <li>コトルの自然及び文化歴史地域保護に関する法律の改訂を進めている。</li> <li>管理計画の改訂を開始した。</li> <li>コトル市空間計画及び改訂版管理計画が施行されるまでの間、全ての建設工事を一時停止する。</li> <li>聖ヨハネ要塞に至るケーブルカー整備計画は中止となった。</li> <li>グラヴァティープルチャニでの観光村建設に関する遺産影響評価が2018年7月に完了した。2018年12月のイコモスによるレビューを受けて、同事業を実施しないことを決定した。</li> <li>イクロム専門家、世界遺産センター、ユネスコ地域事務所と協力し、コトルで遺産影響評価に関する地域ワークショップを開催した。</li> <li>緩衝地帯内に位置するモリニ(Morinj)集落において宿泊施設の建設計画があり、許可を出す方向である。</li> </ul>		

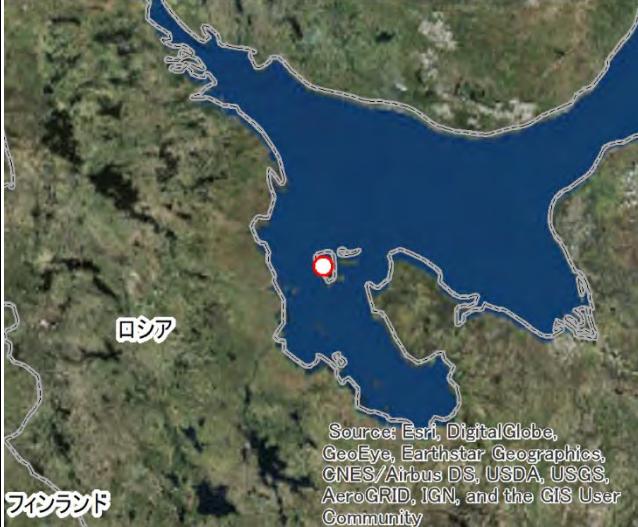
	<p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取り組みは前進しているが、さらなる改善が必要である。</li> <li>・2019年4月4日にモンテネグロ政府によりコトル市空間計画案が承認されたが、これからイコモスによるレビューが行われる。なお、世界遺産範囲内には他の市町村も含まれていることから、同様の計画を全ての資産範囲、緩衝地帯、より広いセッティングを対象にとりまとめる必要がある。</li> <li>・ケーブルカー事業が中止されたことなどは歓迎されるが、それは遺産影響評価の結論よりは、イコモスの勧告に基づくものである。遺産影響評価とイコモスのレビューには乖離がみられることから、遺産影響評価の手続きを改善することが望ましい。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <p>個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	--

### 決定概要

- ・コトル市空間計画、コトルの自然・文化歴史地区保護に関する法律、管理計画改訂版、コトルの自然・文化歴史地区遺産影響評価について、改訂された文書を世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・モリニ(Morinj)の宿泊施設及びヴェリゲ(Verige)の橋梁計画について、遺産影響評価を世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・改訂中の管理計画に2018年リアクティブモニタリングミッションの勧告を反映するよう要請する。
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年2月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

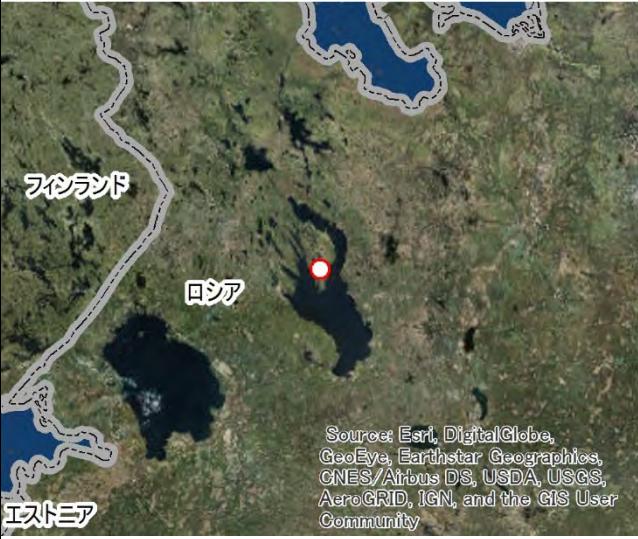
### 5.4.ソロヴェツキー諸島の文化と歴史遺産群

基本情報					
決定番号	43 COM 7B.88	ID No.	632		
資産名称（英）	Cultural and Historic Ensemble of the Solovetsky Islands				
締約国	ロシア連邦				
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>© Jacopo Author: Jacopo</p>			
種別	文化遺産	資産面積	28,834 ha		
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	設定なし		
評価基準	iv	世界遺産一覧表記載年	1992 年		
構成資産数	6				
資産概要	白海西部に浮かぶ6つの島から成る本資産には、16世紀から19世紀にかけての宗教建築が多く残されている。また、16世紀には石の要塞が築かれ、修道の地としてだけではなく、経済や軍事、文化の中心地としての隆盛の歴史も今に伝えている場所である。15世紀にソロヴェツキー島に上陸した3人の修道僧がソロヴェツキー修道院を設立して以降、ノヴゴロドとモスクワの庇護下で宗教拠点として発展した。				
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2014, 2013, 2012, 2011				
保全状況					
現在の課題	航空交通インフラ、インタープリテーション施設、来訪者施設、法的枠組、管理制度/管理計画、その他（修道院の水路に関して保全状況が悪い）				
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ロシア連邦共和国の文化遺産（歴史及び文化的記念物）に関する連邦法の改訂を行った。</li> <li>2018年4月6日に大統領令によりソロヴェツキー諸島保全整備基金を設立した。2019年に運用が始まる予定である。</li> <li>ソロヴェツキー諸島整備構想の策定及びソロヴェツキー諸島を宗教歴史遺産に位置付ける手続きを進めている。</li> <li>歴史的道路網及び湖沼運河網について地籍測量調査を実施した。</li> <li>防護用石垣の復元に用いられている方法が不適切と判断し、作業を中止した。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2018年のミッションによると、ソロヴェツキー諸島を遺産宗教ゾーン指定するなど重要な変化がみられる。</li> <li>本資産の建造物は、見た目には堅固に映るが、非常に脆弱であり、配慮にかけた復元や開発により急速にこの場所がもつ雰囲気が損なわれている。</li> <li>現状では様々な事業が個別に進められているため、マスターplanを策定し、各種事業の包括的な枠組みを示す必要がある。</li> <li>現在空港の改良が計画されているが、適切な代替地がなく、地域住民及び宗教関係者にとって信頼できる空路交通手段の重要性を考慮すると、ある程度の改良は認められるものの、計画されている</li> </ul>				

	<p>旅客受け入れ施設及び関係設備のデザイン及び材料についてはさらなる検討が必要である。顕著な普遍的価値に負の影響を与える可能性を避けるために滑走路の拡大を行わないという決定を歓迎する。滑走路を拡大した場合、観光客の流入が増大し、ソロヴェツキーの文化的精神的共有空間が破壊される可能性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新しい管理体制では、単一の組織がソロヴェツキー諸島全体を所管することになっており、このことは非常に前向きな変化である。</li> <li>グラーグ時代に破壊された聖オヌフリエフスカヤ(Onufrievskaya)教会を再建する可能性については、2013 年のミッションすでに一度失われた建物や宗教記念物と全く同じ姿をしたコピーを作り出すことは、この地の歴史に関して誤解を与えることになる可能性があることが指摘されている。作業指針第 86 項及び「紛争災害後における世界文化遺産の回復及び再建に関するイコモスガイダンス」を踏まえた検討を行う必要がある。</li> <li>より広い博物館プロジェクトの全体的な検討をつづけることを条件に、新しい博物館を整備する最新の計画については支持できる。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
<b>決定概要</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>表面に用いる材料について検討を続けることを条件に、一部建設が進んでいる新規博物館の再建計画を支持するが、より広い博物館プロジェクトの全体的な検討（ディーゼル発電所、グラーグ時代のバラック、ソビエト時代の納屋など）をつづけることが必要である。</li> <li>グラーグ時代に破壊された聖オヌフリエフスカヤ(Onufrievskaya)教会を再建する可能性については、作業指針第86項及び「紛争災害後における世界文化遺産の回復及び再建に関するイコモスガイダンス」を踏まえ、詳細な計画を世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。</li> </ul>	

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 5.5. キジ島の木造教会

基本情報			
決定番号	43 COM 7B.89	ID No.	544
資産名称（英）	Kizhi Pogost		
資産名称（日）	キジ島の木造教会		
締約国	ロシア連邦		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>© WomEOS Author: WomEOS</p>	
種別	文化遺産	資産面積	0.57 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	9,990 ha
評価基準	i, iv, v	世界遺産一覧表記載年	1990 年
構成資産数	4		
資産概要	本資産は、ロシア連邦カレリア共和国のオネガ湖に浮かぶ島のひとつであり、18世紀に建造された木造教会2棟と、19世紀の木造鐘楼1棟を見ることができる。ロシアからスカンジナビアにかけて継承されてきた伝統的木造建築の白眉で、周辺の幻想的な景観と調和している。木造建造物群自体は近世に属するものであるが、教会の起源は中世にまで遡るとされており、遅くとも16世紀の文献には2つの教会に関する記述がある。初期の教会は落雷等により失われ現存しないが、カレリア地域における正教の布教拠点として重要な役割を担ったと考えられている。		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2016, 2014, 2013, 2012, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 2001, 1994, 1993, 1992		
保全状況			
現在の課題	住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、インタープリテーション施設、来訪者施設、地形変更/土地利用変更、管理上の活動、管理制度/管理計画、海上交通インフラ、その他（プレオラジエンスカヤ教会の構造上の完全性）		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年に行われたミッションのアドバイスを踏まえて、変容教会(the Church of the Transfiguration)の復元方法を決定した。</li> <li>・祈りの教会(the Church of the Intercession)に関して2019年に開始する計画の保全措置について、様々な方法（解体を行うか現場で保全工事を実施するなど）を検討している。</li> <li>・変容教会についても、祈りの教会についても復元作業に化学物質を使用しない方針である。</li> <li>・変容教会の「天国の天井」の仕上げ方について検討する国際学術会議を開催する予定である。</li> <li>・資産範囲及び緩衝地帯を対象としたマスタープランを策定中である。世界遺産センターには2020年に提出できる見込みである。</li> <li>・カレリア共和国政府の支援のもと、キジ博物館が緩衝地帯の持続可能な発展計画を策定している。この計画については、2021年に世界遺産センターに提出できる見込みである。</li> <li>・緩衝地帯内に電気インフラ施設を整備中である。</li> <li>・キジ島周辺の水域に対するアクセスを制限するための法令を準備している。また、緩衝地帯及び周辺地域の保護レベルを上げるために法律の改正を検討している。</li> </ul>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>カレリア共和国は、キジ島の海岸線に無許可で停泊している船舶の撤去や、本資産の景観阻害要因に対する対策、モニタリング体制などについてのロードマップを採択した。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緩衝地帯及び資産周辺地域の経済的基盤を多様化するための持続可能な発展計画など、2018年ミッションの勧告に前向きに取り組んでいる。博物館入り口のプロジェクトは停止され、来訪者施設の代替案の検討が行われている。</li> <li>資産の顕著な普遍的価値と調査した利用と、緩衝地帯及びより広い範囲の住人に持続可能な生業を確保することとのバランスをとることには、慎重な検討が求められる。</li> <li>持続可能計画を歓迎するが、現状では観光関係の活動に関心が集中している。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <p>個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	--

## 決定概要

- 祈りの教会の復元及び保全方法を検討し、2019年の実施前に世界遺産センターに提出するよう要請する。
- 伝統的な手法を優先した復元、再建、維持方法を検討するよう要請する。
- 観光開発を慎重に進め、観光の影響を慎重かつ継続的にモニタリングするよう要請する。
- 緩衝地帯及びより広い範囲を対象とした持続可能な発展計画を完成させ、2021年に世界遺産センターに提出するよう要請する。
- マスターplanを作成し、2020年に世界遺産センターに提出するよう要請する。
- イコモスアドバイザリーミッションを招へいするよう要請する。
- 資産の管理に携わる関係者及びキジ島の木造教会博物館職員の生活条件の改善に優先的に取り組むよう要請する。
- 2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 5.6. ディヤルバクル城塞とエヴセル庭園の文化的景観

基本情報			
決定番号	43 COM 7B.90	ID No.	1488
資産名称（英）	Diyarbakır Fortress and Hevsel Gardens Cultural Landscape		
締約国	トルコ共和国		
			
<p style="text-align: center;">© Ko Hon Chiu Vincent Author: Ko Hon Chiu Vincent</p>			
種別	文化遺産	資産面積	521.23 ha
タイプ	遺跡（文化的景観）	緩衝地帯面積	131.72 ha
評価基準	iv	世界遺産一覧表記載年	2015 年
構成資産数	1		
資産概要	<p>「ディヤルバクル要塞及びヘヴセル庭園の文化的景観」は、チグリス川流域の急斜面に位置している。当該地域の一部は肥沃な三日月地帯として知られており、長年にわたって多くの文化と文明が存在していた地域である。要塞都市と関連景観は、ヘレニズム、ローマ、ササン朝、ビザンティンの時代から、イスラム、オスマン帝国の時代を経て、今日に至るまで、重要な中心地や首都であった。推薦資産には、5.8km に及ぶ印象的なディヤルバクルの市壁とともに、多くの塔、門、扶壁が存在し、様々な時代の 63 の碑文が遺されている。また、都市をチグリス川と結び、都市に食糧と水を提供する豊かなヘヴセル庭園も含まれている。市壁、およびローマ時代以降の市壁の損傷、修理、補強の物証は、同地域の様々な時代を物理的、視覚的に語るものである。</p>		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2016		
保全状況			
現在の課題	内戦、陸上交通インフラ、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画、水関連インフラ		
審議概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>締約国による保全状況報告</li> <li>スリチ(Suriçi)地区の修復工事に関する新規道路整備、道路拡幅、再建工事が緩衝地帯で計画されている。</li> <li>スール(Sur)において重度に劣化した建物の撤去を可能にするため、2012 年都市保全計画を 2016 年に修正した。</li> <li>市壁に対する介入措置計画について、使用する材料や技術を含めて評価を行うディヤルバクル城壁学術委員会を設置した。</li> <li>チグリス川修復事業に関する文化遺産影響評価及びディヤルバクルの市壁外地修景事業に関する予備的遺産影響評価を完了した。</li> <li>チグリス・バレー・プロジェクト、チグリス・バレー・スリチ東部修景事業という 2 件の新規事業が計画されている。これらはエヴセル庭園に直接的に影響を与える。</li> <li>イカレ・アミダ盛土及びアルトゥク宮殿の考古発掘調査を 2018 年 9 月に開始した。</li> <li>世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを招へいした（実施日については追って連絡）。</li> </ol>		

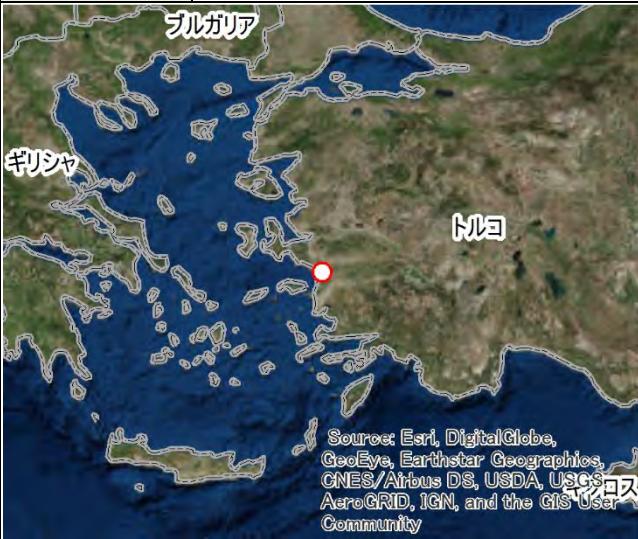
	<p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スリチ地区での修復事業によって、リアクティブモニタリングミッションが実現する前に再掲工事が開始されてしまっている。ミッションの実施の緊急性は極めて高くなっている。都市域の修復について詳細は全く世界遺産センターに報告されていない一方で、第3者からの情報が多く寄せられている。</li> <li>・2019年2月に提出されたチグリス川修復プロジェクトの遺産影響評価はトルコ語であることから、英語もしくはフランス語で提出するように要請する。また、レビューが完了するまで工事を停止するよう要請する。</li> <li>・チグリス・バレー・プロジェクト、チグリス・バレー・スリチ東部修景事業については、まだ遺産影響評価が行われていない。</li> <li>・2016年に改訂された保全計画は世界遺産センターに提出されていない。</li> <li>・リアクティブモニタリングミッションが実施されその結論が出るまでの間、資産範囲及び緩衝地帯において現在進められている若しくは計画されている再建及び修復について停止するよう要請する。</li> <li>・当該地域の緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、できるだけ早く世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションの日程を決定するよう要請する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	---

### 決定概要

- ・リアクティブモニタリングミッションの勧告が採択されるまでの間、資産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性のある全てのプロジェクトを停止するよう要請する。
- ・保全計画改訂版を世界遺産センターに提出するまでの間、2016年保全計画の実施を停止し、2012年保全計画に戻るよう要請する。
- ・都市デザイン、景観、インフラ事業について、遺産影響評価を実施し、世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年2月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 57. エフェソス

基本情報					
決定番号	43 COM 7B.91	ID No.	1018		
資産名称（英）	Ephesus				
締約国	トルコ共和国				
		 ©General Directorate for Cultural Heritage and Museums Author: Umut Özdemir			
種別	文化遺産	資産面積	662.62 ha		
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	1,246.3 ha		
評価基準	iii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	2015 年		
構成資産数	4				
資産概要	エフェソスは、カイステル川 (the river Kaystros) のかつての河口に位置している。海岸線が西に移動し、沈泥地が形成されていったことに伴い、代々、新しい場所に集落が形成されてきた。「世界の七不思議」の一つとして有名なアルテミス神殿は、その一部しか残されていない。5世紀に聖母マリア教会および聖ヨハネ聖堂へのキリスト教徒の巡礼にとって代わられるまで、アルテミス神殿は地中海全域から巡礼者を集めたことで知られている。150 年以上にわたる発掘調査と保全活動により、セルシウス図書館 (Library of Celsus) と大劇場を有する古代都市に行進の道 (processional way) が通っており、その道に沿ってローマ帝国期の壮大な建造物が並んでいたことが明らかにされている。				
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017				
保全状況					
現在の課題	陸上交通インフラ、法的枠組、管理制度/管理計画				
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・イズミール文化遺産保全地域協議会により現地調査が実施された。</li> <li>・現在の管理計画は 2019 年 9 月まで有効である。改訂管理計画は 2019 年 9 月に採択されることになっている。</li> <li>・ケーブルカー事業に関して、地域保全協議会にいくつかの案が提出されたが、承認されなかった。本事業に係る遺産影響評価について進展はない。</li> <li>・二つの入り口の最新化、修復を計画している。</li> </ul> 2. 世界遺産センターの見解 <ul style="list-style-type: none"> <li>・緩衝地帯内に法的指定がない場所（資産西部の南側、資産範囲の南東、資産範囲の東側）がある。</li> <li>・管理計画の修正案を世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>・ケーブルカー事業について、新たな案が出された場合には、遺産影響評価の結果とともに世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>・二つの入り口の最新化、修復については、詳細情報及び遺産影響評価の結果を世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> </ul> 3. 世界遺産委員会での審議				

	個別審議は行われず、決定案どおり採択された。	
<b>決定概要</b>		
	<ul style="list-style-type: none"><li>・管理計画の改定案を世界遺産センターに提出するよう要請する。</li><li>・緩衝地帯の前範囲について、特に現在保護のための指定がない場所について、保護指定状況を明確に示すよう要請する。</li><li>・ケーブルカー事業について、新しい案が出された場合には、詳細情報及び遺産影響評価の結果を世界遺産センターに提出するよう要請する。</li><li>・2か所の入り口の最新化、修復について、遺産影響評価を含む全ての関連情報を世界遺産センターに提出するよう要請する。</li><li>・2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。</li></ul>	

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 58. キエフ：聖ソフィア大聖堂と関連する修道院建築物群、キエフ-ペチエールスカヤ大修道院

基本情報			
決定番号	43 COM 7B.92	ID No.	527
資産名称（英）	Kyiv: Saint-Sophia Cathedral and Related Monastic Buildings, Kyiv-Pechersk Lavra		
締約国	ウクライナ		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©Federica Leone Author: Federica Leone</p>	
種別	文化遺産	資産面積	28.52 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	220.15 ha
評価基準	i, ii, iii, iv	世界遺産一覧表記載年	1990 年
構成資産数	3		2005 年 軽微な境界線の変更
資産概要	<p>コンスタンティノープルの聖ソフィア（アヤ・ソフィア）大聖堂を凌駕するべく 11 世紀に建てられたキエフの聖ソフィア大聖堂は、コンスタンティノープルにかわる新たなキリスト教都市としてのキエフ的一面を象徴する建造物である。キエフは 988 年の聖ウラジーミルの洗礼によって教化されて以降、ロシア世界に正教が伝播していく上で重要な拠点であり、17 世紀～19 世紀にかけてキエフ-ペチエールスカヤ修道院が果たした役割は非常に大きい。</p>		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2004, 2003, 1999, 1998		
保全状況			
現在の課題	住宅開発、法的枠組、管理制度/管理計画		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化遺産の保護に関する法律に、世界遺産の保護についての概念を組み込む改正を行った。</li> <li>2015 年に開始した建設行為及び土地の売買の一時停止措置は、キエフマスター・プラン及びゾーニング計画が承認されるまで継続される。</li> <li>キエフ歴史的工作物及び建築工作物計画を策定した。</li> <li>現在、キエフマスター・プランの承認手続きを進めているところである。都市開発規制に関するウクライナ法の改正に係る法案については承認された。</li> <li>高層ビルに関する規制、高さ規制及び建築物のシルエットに関する「ブルーライン」コンセプト、景観及びリクリエーション地区の境界に関する「グリーンライン」コンセプト、資産周辺にいわゆる「緩衝地帯」を設定する 2018 年国家建築基準を設定した。</li> <li>キエフ・ペチエールスカヤ修道院において、構造安定性に関する学術的モニタリングを実施している。</li> <li>聖ソフィア大聖堂において、総合的なモニタリングを実施している。</li> <li>国際セミナー「生きている宗教的世界遺産：参加型管理及び持続可能な利用」（キエフ、2018 年）を実施した。</li> <li>2019 年 3 月 12 日、本資産の緩衝地帯を統合する軽微な境界線の変更申請を行った。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相当な取り組みが進められているが、マスタープランはまだ完成及び承認に至っていない。なお、マスタープランは資産範囲だけでなく、統合された緩衝地帯を対象に含めるべきである。</li> <li>・イコモスアドバイザリーミッションが 2019 年 5 月に実施されたが、これまでに行われた不適切な都市計画や、現在緩衝地帯で進む開発によって、脆弱なドニエプル川の景観が脅威にさらされている。</li> <li>・締約国は毎月世界遺産センターに様々な開発、復元、建設工事についての情報を提出している。昨年の委員会以降、約 20 件のプロジェクトについてレビューを行った。クレシュチャティ (Khreshchaty)公園とヴォロディミルスカ・ヒルカ(Volodymyrska Hirka)公園の間の歩行者・自転車橋とキエフ・ペチエールシク大修道院すぐ近くの住宅及びホテルは資産の顕著な普遍的価値に影響を及ぼすものである。</li> <li>・もし、現在行われている開発の一時停止措置以前に発出された開発許可の執行を停止する措置が直ちにとれない場合には、歴史的都市景観の変容が進み、顕著な普遍的価値に潜在的な危険を及ぼす可能性がある。</li> <li>・緩衝地帯予定地の範囲内で不適切な建設が行われないよう緊急に法的措置をとるよう要請する。</li> <li>・また、資産範囲内で増大する観光に対して対策をとるように要請する。</li> <li>・世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを招へいするよう要請する。</li> <li>・締約国に、長年の諸課題に対応する機会を与えつつ、必要な対策が迅速に実施されない場合、危機遺産とすることを検討する必要がある。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	---

決定概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産範囲及び緩衝地帯予定範囲を対象にした管理計画を完成させるよう要請する。なお、資産の観光管理について先取りした対策をとるよう要請する。</li> <li>・キエフ・マスタープランを完成させ、採択し、実施するよう要請する。</li> <li>・キエフの歴史的都市景観の保護及び、作業指針第179項に則った確実な脅威若しくは潜在的脅威の評価を行うため、世界遺産センター/イコモス合同リアクティブモニタリングミッションを招へいするよう要請する。</li> <li>・2020年第44回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年2月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。</li> </ul>

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 5.9. コーンウォールとウェストデヴォンの鉱山景観

基本情報				
決定番号	43 COM 7B.93	ID No.	1215	
資産名称（英）	Cornwall and West Devon Mining Landscape			
締約国	英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）			
				
<p style="text-align: center;">©OUR PLACE The World Heritage Collection Author: Geoff Mason</p>				
種別	文化遺産	資産面積	19,719 ha	
タイプ	遺跡（文化的景観）	緩衝地帯面積	設定なし	
評価基準	ii, iii, iv	世界遺産一覧表記載年	2006 年	
構成資産数	10			
資産概要	コーンウォールからウェストデヴォンにかけての一帯では、18～19世紀に銅と錫の採掘が集中的に行われ、景観が大きく変化した。技術革新の賜物ともいえる坑道、機関車庫、鋳造所、ニュータウン、港などは、同地が 19世紀初頭には世界の銅の供給量の 3 分の 2 を生産していたという事実を裏付けている。また、コーンウォールで発展した鉱山用機関車や機関車庫の技術は世界中に輸出されたため、今日の鉱業に与えた影響も極めて大きい。			
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2015, 2014, 2013, 2012			
保全状況				
現在の課題	商業開発、管理制度/管理計画、鋼材採掘、遺産の社会的評価			
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世界遺産センター及びイコモスと長期にわたり議論を繰り返した結果、南ふ頭プロジェクト（第2フェーズ）のデザイン上の考え方を修正した（2018年に修正案の承認が下りた）。</li> <li>北ふ頭プロジェクトについて現在見直しを進めている。</li> <li>聖アグネス鉱山地区で、機関車庫を民間住居に転換する申請が提出されたことについて第3者から世界遺産センターに連絡があった。</li> <li>タマールバレー(Tamar Valley)高山地区で、750 棟の住居建設に概略計画許可(outline planning permission)が出された。</li> <li>資産範囲外において 157 棟、241 棟の居住地整備プロジェクト 2 件の保留事項確認申請(reserved matters application)が提出されている。</li> <li>サウス・クロフティ鉱山の新しい現場運営会社であるストロングボウ採掘株式会社(SEI)が、岩碎ミル建物を含む鉱山の視覚的影响を低減する方法について検討を進めている。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ヘイル港に完成したスーパーマーケットによる負の影響が確認されて以降、前回の保全状況報告から今日までの間に、多くの事業申請について、負の影響を及ぼす可能性のあるデザイン要素について修正を行うよう締約国に対して助言を行った。</li> <li>南ふ頭プロジェクト（第2フェーズ）については、4回のテクニカルレビュー及び TV 会議を行った。北ふ頭での複合用途開発事業に関してはこれまでに 2 冊のテクニカルレビュー文書をだしてい</li> </ul>			

	<p>る。どちらの場合も、イコモスは、大量の複雑な文書を、イギリスの法制度で定められた極めて厳しい時間のなかで検討することを求められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北ふ頭プロジェクトについては、最新の案は改善しているものの、まだ負の潜在的影響に対して適切な対応ができておらず、さらなる改善が求められる。</li> <li>・機関車庫に関する開発申請については、登録された産業文化財を居住用に転換することには懸念があるが、第3者情報によると、この申請は承認された。</li> <li>・イギリスの現在の法制度は、世界遺産センター やイコモスの意見を反映させる時間的余裕がない。</li> <li>・補助計画文書(Supplementary Planning Document)は、意思決定を導くツールとして適切ではないことが判明した。世界遺産計画アドバイザー(World Heritage Site Planning Advise Officer)の役割を強化する必要がある。</li> <li>・サウス・クロフティ鉱山については、ストロングボウ採掘株式会社による視覚的影響低減その他の努力を歓迎する。しかしながら、更新された考古報告が世界遺産センターに提出されていない。また、境界線の扱い及び計画についての詳細が提出されていない。</li> <li>・勧告の実施に大きな進展がない場合、2020年 の世界遺産委員会において危機遺産とすることを県とするよう勧告する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	---

## 決定概要

- ・現在の開発承認手続き、都市計画ツール、及び都市計画の政策に係る文書（資産の管理計画を含む）を改良するよう要請する。
- ・北ふ頭プロジェクトについて、デザイン計画案をさらに修正するよう要請する。
- ・作業指針第172項に則って、資産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性のある新たな開発について、遺産影響評価とともに、世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年2月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。なお、勧告の実施に大きな進展がみられず、OUVに対して確実な危機が認められる場合には、危機遺産とすることを検討する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 6.0. ウエストミンスター宮殿、ウェストミンスター大寺院及び聖マーガレット教会

基本情報				
決定番号	43 COM 7B.94	ID No.	426	
資産名称（英）	Palace of Westminster and Westminster Abbey including Saint Margaret's Church			
締約国	英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）			
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©Tim Schnarr Author: Tim Schnarr</p>		
種別	文化遺産	資産面積	10.26 ha	
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	設定なし	
評価基準	i, ii, iv	世界遺産一覧表記載年	1987 年	
構成資産数	1		2008 年 軽微な境界線変更	
資産概要	<p>テムズ川沿いに林立するウェストミンスター宮殿、ウェストミンスター寺院、聖マーガレット教会は、11世紀のエドワード懲悔王が当地に宮殿と教会を築いて以降、ロンドンの中心であり続けてきた。今日英国議会が置かれているウェストミンスター宮殿は、1840年の再建だが、ネオ・ゴシック建築の好例である。多くの王族が眠るウェストミンスター寺院は、今日に至るまで歴代君主の戴冠式や婚礼の場である。これらの建物は現存する最古の立憲君主制の生き証人であり、またイギリス国教会と議会および王権の複雑な関係を示唆するものもある。</p>			
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2009, 2008, 2007			
保全状況				
現在の課題	住宅開発、インタープリテーション施設、来訪者施設、管理制度/管理計画			
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国、地域、区レベルの都市計画政策の見直しを行っている。国家計画指針大綱(NPPF)は 2018年に改訂され、ロンドン計画は現在見直しが進められている。個別の区ごとのローカルプランについても見直しが進められている。</li> <li>・意思決定過程において、資産の顕著な普遍的価値に対する潜在的な負の影響を理由に、ヒストリック・イングランドが開発計画に反対した場合、介入するかどうかの判断を国務長官が行う場合がある。</li> <li>・ヴォクソール・クロス-ヴォクソール島プロジェクトは、未着工である。修正された開発申請について 2018 年後半に決定する予定となっていたが、遅れている。</li> <li>・ホロコースト祈念学習センター整備計画、ウェストミンスター・セレモニアル・ストリートスケープ・プロジェクト計画の最新案を世界遺産センターに提出した（テクニカルレビューが完了している）。</li> <li>・管理計画の見直しはまだ完了していない。正式なパブコメの実施を 2019 年春に予定している。</li> <li>・ウェストミンスター宮殿の詳細な保全計画及び、ウェストミンスター寺院の保全管理計画のとりまとめを進めている。</li> <li>・独立した慈善団体「世界遺産 UK」(World Heritage UK)を設立した。</li> </ul>			

	<p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家計画指針大綱(NPPF)は、世界遺産センターとの事前協議が行われないまま承認されたが、ロンドンプラン案、関係する区のローカルプラン案について、承認前の段階で世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>・ウェストミンスター宮殿の復元、更新計画について、詳細及び遺産影響評価を世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>・ヴォクソール・クロス・ヴォクソール島プロジェクトの現状について最新情報を世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>・イコモスは、ホロコースト祈念学習センターをロンドンに整備するという考え方自体は支持するものの、ヴィクトリア・タワー・ガーデンに計画されている記念碑と地下室は、現在のままの形では、資産の顕著な普遍的価値に負の影響を与える可能性がある。別の場所での整備及び/若しくは別のデザインを検討すべきである。</li> <li>・緩衝地帯を設定することは容易ではないが、緩衝地帯は本資産に対する潜在的脅威について普及啓発することに大いに貢献すると考えられる。</li> <li>・管理計画の改訂ができるだけ早く完成させる必要がある。</li> <li>・意思決定におけるヒストリック・イングランドの役割をさらに強化する必要がある（特に、国務長官による開発申請への介入について決定する際）。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	---

## 決定概要

- ・ロンドンプラン見直しについての明確なスケジュール及びロンドンプランの最終案を世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・管理計画、ウェストミンスター宮殿詳細保全計画、ウェストミンスター寺院保全管理計画の見直しについての詳細なスケジュールを世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・ウェストミンスター宮殿の復元、更新プロジェクトで計画されている大規模保全工事について、緯線影響評価を含む詳細を世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・ロンドンのホロコースト祈念学習センター整備計画について、代替地及び/もしくは代替デザインを検討するよう要請する。
- ・2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 6.1. ストーンヘンジ、エーヴベリーと関連する遺跡群

基本情報			
決定番号	43 COM 7B.95	ID No.	373
資産名称（英）	Stonehenge, Avebury and Associated Sites		
締約国	英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）		
 <p>アイルランド イギリス オランダ ベルギー ガーンジー島 ジャージー島 Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©UNESCO Author: Francesco Bandarin</p>	
種別	文化遺産	資産面積	4,985.4 ha
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	設定なし
評価基準	i, ii, iii	世界遺産一覧表記載年	1986 年
構成資産数	2		2008 年軽微な境界線変更
資産概要	イングランド南部のソールズベリー平原にあるストーンサークル（環状列石）で有名な巨石遺跡。直径約 100m の土盛りの遺構の内側に、立石の輪と穴が同心円状に広がっている。BC2000 年～同 1600 年ごろのものと考えられているが、その目的は墓域、太陽崇拜、天文台など諸説があり、謎に包まれている。ストーンヘンジの北約 30km ほどにあるエーヴベリーにも同様の遺跡がある。		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2011, 2009, 2008, 2007, 2005, 2004, 2003, 2002, 2001, 2000, 1998, 1994, 1992		
保全状況			
現在の課題	交通インフラの利用に起因する影響、陸上交通インフラ、地下交通インフラ		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A 303 号道路の法的手続きが開始され、2018 年 10 月に開発同意書(DCO)の申請書が提出された。</li> <li>2019 年 4 月から 10 月に公開で同申請の審査が行われ、その後、都市計画監査官事務所による報告書のとりまとめ、国務長官による決定と続く。</li> <li>資産範囲西端の陸橋区間を、50m から 150m に拡大することとしたが、東のトンネル口の場所は変更していない。トンネル延長は 3.3km となり、覆いのない切堀区間は 800m に減少した。トンネル部分をさらに長くする案など検討を行ったが、コストが 5 億 4 千万ポンドに増加するため採用できない。</li> <li>騒音、光害、視覚的影響を最小限にするため、西側トンネル口に覆いを設置すること、陸橋や切堀を採用すること、A303/A360 ジャンクションを資産西側 500m の位置に移設することなどを決定した。</li> <li>遺産宝くじ基金の支援で、独立した「ストーンヘンジ、エーヴベリー世界遺産トラスト」が設立された。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資産範囲内で A303 号道路を拡幅する計画について、2018 年世界遺産センター/イコモス合同アドバイザリーミッションは、トンネル区間の延長が不十分であるとの結論を出した。この結論は、西端の陸橋区間を 100m 延長する新たな案でも変わらない。資産の顕著な普遍的価値に対する影響を回避するためにはトンネル区間をさらに長くすることが必要であると考えられる。西側にトンネル区間を延長し、約 800m の堀切部を覆うことは、技術的には可能であるが、コストを理由に採用が</li> </ul>		

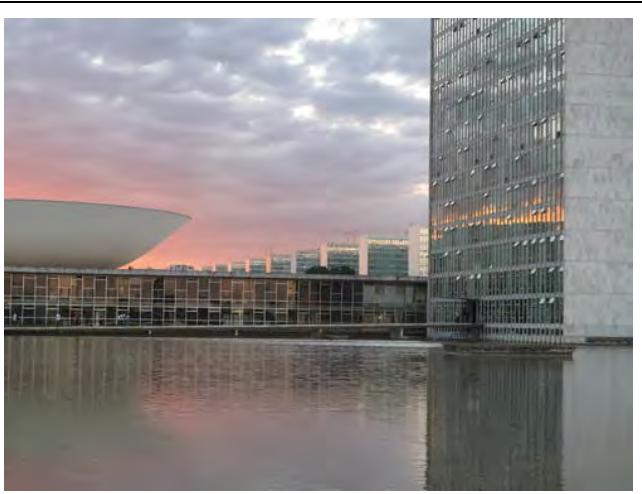
	<p>断念されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・締約国の遺産影響評価は、新たな2車線道路及び西側トンネル口は記念物のセッティング、記念物と景観の関係性（特に、Winterborne Stoke Crossroads 古墳群、Diamond Group、Normanton Down 古墳群、これらとより広域に広がる新石器時代の古墳群との関係）に負の影響を与えるとしている。さらに、Winterborne Stoke Crossroads 古墳群と Diamond Group との間の深い堀切部とトンネル口は記念物間の物理的完全性を損なうとしている。トンネルではない区間については、西側 800m、東側 300m にわたって、2車線道路が堀切内に出現することになり、トンネル口とあわせて新たな負の影響の原因となる。</li> <li>・トンネル西側の覆われた区間を長くし、陸橋を1基追加した部分については改善点として歓迎するが、2018年ミッションが東側トンネル口の位置、デザインは最適であると判断していることをふまえて、トンネル西端部はさらなる改善が必要である。トンネル区間を延長しトンネル口が完全に西側の資産境界線の外になるようにすることが望ましい。</li> <li>・締約国はこのためのコストが5億4千万ポンドになると試算しているが、もしこの選択肢が実現できない場合、代替案は、追加費用1億2,600万ポンドと試算されている資産範囲内の堀切部分を全て覆い隠す選択肢になると考えられる。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	--

## 決定概要

- ・改善案は、依然として、特に資産範囲西端において露出した2車線道路区間が残っており、本資産の顕著な普遍的価値、特に完全性、に負の影響を与えると考えられる。したがって、A303号道路改良工事の Amesbury から Berwick Down 区間について現計画のまま進めることのないように締約国に要請する。
- ・西側トンネル口が資産境界の外になるように、長いトンネル区間をさらに長くすることにより、本資産の文化的景観と顕著な普遍的価値に対する影響をさらに低減することができる解決策を探るよう要請する。
- ・本決定について計画監査官局その他の意思決定者、利害関係者等に広く共有するよう要請する。
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年2月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

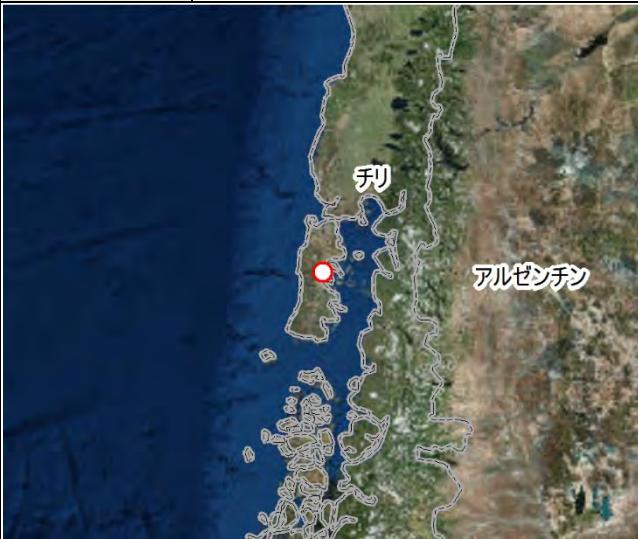
### 6.2. ブラジリア

基本情報					
決定番号	43 COM 7B.96	ID No.	445		
資産名称（英）	Brasilia				
締約国	ブラジル連邦共和国				
 ブラジル		 ©UNESCO Author: Ron Van Oers			
種別	文化遺産	資産面積	11,268.92 ha		
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	設定なし		
評価基準	i, iv	世界遺産一覧表記載年	1987 年		
構成資産数	1				
資産概要	ブラジリアは、1956 年に大統領ジュゼリーノ・クビチェックの国家近代化プロジェクトの一環として、国土のほぼ中心に築かれた首都である。何もない更地から造り上げられたこの街は、都市計画史において画期的な事業であった。都市計画家ルシオ・コスタ (Lucio Costa) と建築家オスカー・ニーマイヤー (Oscar Niemeyer) は、居住区や行政区のレイアウトはもちろんのこと、建物自体の対称性に至るまで、街を形づくるすべての構成要素が街全体のデザインと調和しているべきだと考えた。とりわけ公共建築物のデザインは革新的である。				
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2015, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2004, 2003, 2001, 2000, 1993				
保全状況					
現在の課題	住宅開発、管理制度/管理計画				
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブラジリア都市域保存計画(PPCUB)については、連邦地区政府(GDF)の責任において現在とりまとめ中だが、国立歴史芸術遺産研究所(IPHAN)のガイドライン等との適合性を図ることとなっている。</li> <li>・IPHAN と GDF の間で 2015 年締結した技術支援合意を通じて、世界遺産の共同管理が前進した。特に、合同技術支援グループにおいて 100 回を超える会合を開催し、パラノア湖東側の整地・占用、北部公共レクリエーションセクターの再構成、ハイウェイ及びインターチェンジの改良工事、都市域排水計画、ガレリア・ドス・エスタドス橋修理など多くの事業について議論を行ってきた。</li> <li>・2019 年 1 月 1 日に新たな GFD となったが、技術支援合意を更新することに合意しており、そのための手続きが現在進められている。</li> </ul> 2. 世界遺産センターの見解 <ul style="list-style-type: none"> <li>・締約国から提出された報告は、情報量が限られた内容となっている。</li> <li>・技術支援合意の延長が進められていることを大いに歓迎する。</li> <li>・道路網及びオープンスペース・緑地ネットワークに表現された 4 つのスケール（巨大、居住、社会、田園）とそれらの相互作用及び統合などの都市アンサンブルの特徴についての理解に、重大な懸念がある。これらの間違った解釈によって、巨大軸線の連続した空間を占有する南西部住宅セクターの拡大や、パラノア湖東岸の取り扱い、インフラ整備など不適切な整備案が生まれているもの</li> </ul>				

	<p>と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブラジリア都市域保存計画(PPCUB)について、2016 年の保全状況報告で、2017 年中には第 3 版の案を立法府に提示するとしていたにもかかわらず、進展しないことは極めて遺憾である。同計画の作成に優先的に取り組むよう要請する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
<b>決定概要</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市アンサンブルの性格についての理解に関して懸念が残ることから、この課題について対話及び考察を継続するよう要請する。</li> <li>・ブラジリア都市域保存計画(PPCUB)の取りまとめを最優先し、その案を世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>・2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。</li> </ul>	

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 6.3. チロエの教会群

基本情報			
決定番号	43 COM 7B.97	ID No.	971
資産名称（英）	Churches of Chiloé		
締約国	チリ共和国		
		 ©Lin linao Author: Lin linao	
種別	文化遺産	資産面積	22.6947 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	ii, iii	世界遺産一覧表記載年	2000 年
構成資産数	16		
資産概要	チリ南部のチロエ諸島には、約 70 もの教会が林立する。この教会群はラテンアメリカにおける卓越した木造建築の一例であるばかりでなく、17~18 世紀にイエズス会士が当地に根付かせ、19 世紀のフランシスコ会士が発展させた宗教的伝統を示すものである。教会の建造にあたっては、木造船の造船技術が流用されていると考えられている。チロエ諸島には土着の文化とヨーロッパのキリスト教文化が融合したメスティーソと呼ばれる独特の風土があり、教会群にはその豊かな文化が表れている。		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2015, 2014, 2013, 2004, 2003, 2002		
保全状況			
現在の課題	商業開発、交通インフラの利用に起因する影響、法的枠組、管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>16 件の教会のうち、10 件について正式に緩衝地帯を設定し、4 件 (Achao 教会、Aldachildo 教会、Dalcahue 教会、Rilan 教会) について承認手続き中、2 件 (カストロ教会、Caguach 教会) について範囲の検討中である。</li> <li>カストロ教会周辺の保護については、国家記念物審議会(NMC)が以前提案していた Meseta 及び Palafitos 地区ではなく、最終的に教会直近の区画のみとなる予定である。その代償として、カストロ市政府は台地全体において高さ 16m を超える建築物に対する許可を一時的に差し止めている。</li> <li>カストロ教会周辺の交通動態のモニタリングを実施している。サンマルティン通りからショッピングモールへのアクセスは工事車両を除き閉鎖されたままとなっており、過去 2 年間にわたって交通量の増減はない。教会正面に地下駐車場を建設する計画は中止となった。カストロ市のバイパス道路は、40% が完成したが、大量の考古遺物が発見されたために、残りの部分については遅れている。</li> <li>2017 年末に、カストロ市のショッピングモールに映画館を建設する工事が行われた。当該工事についてイコモスから解体するように勧告がでたが、法的拘束力を有する許可のもとに行われた工事であり解体を命令することはできない。</li> <li>文化芸術遺産省及び同省内に国家文化遺産局(National Service for Cultural Heritage)が設置された。</li> <li>海岸部にリクリエーション目的の歩道等の整備が計画されている。</li> <li>2019 年 4 月 30 日に、高さ制限を教会の直近周辺部で 14m、中間地帯で 18m、外部（北部）で 21</li> </ul>		

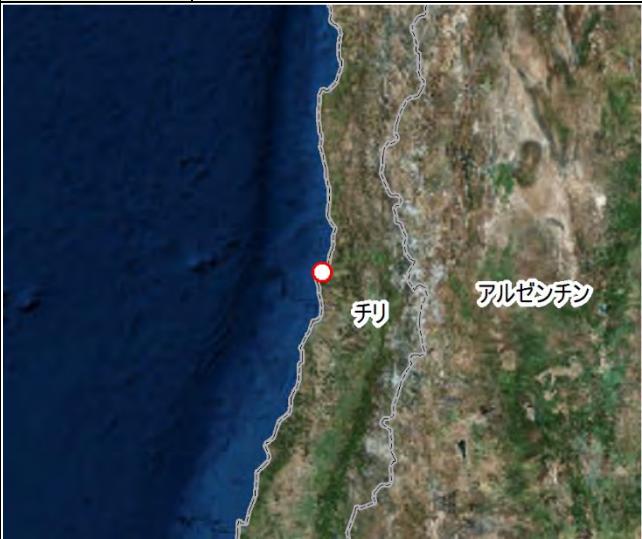
	<p>mとするカストロ市ゾーニング案を世界遺産センターに提出した。</p> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緩衝地帯の設定について前進があったことを歓迎する。これに関連して、軽微な境界線の変更について本員会の議題8において審議することとなっている。残りの6件の教会についても緊急に緩衝地帯を設定するよう要請する。</li> <li>・総合管理計画の作成状況について締約国から報告はない。</li> <li>・カストロ教会の保全状況は依然として極めて懸念される状況である。以前イコモスは、カストロのMeseta 及び Palafitos 地区を含む緩衝地帯案について審査し適切であるとしていたが、今回示された新たな案では、緩衝地帯は教会直近の地区に限定されている。これにより Meseta は国レベルの保護を受けることはなく、市レベルの保護にとどまる事になる。また、周辺環境の適切な保護のためには、現在一時的に挿入されている 16mの高さ規制以上の措置を相当実施する必要がある。</li> <li>・ショッピングモールへの San Martin からの入り口は閉鎖されており、教会周辺の交通量は増加していない。また、地下駐車場計画が中止となつたことを歓迎する。San Martin の入り口の閉鎖を継続し、バイパス道路の建設をけいぞくするよう要請する。</li> <li>・カストロ氏のショッピングモールにより、カストロの Meseta の景観は大きく損なわれ、教会の視覚的存在感は失われた。ショッピングモールの拡張はこの状況を悪化させるものであり、そのためイコモスは解体を勧告した。遺憾にも、締約国はすでに法的拘束力を持つ許可を発出したことを理由に修正や解体を行う立場にないとしている。</li> <li>・締約国は、ショッピングモールの影響に関して世界遺産委員会の勧告を全く実施しておらず、世界遺産を最小化、低減するための満足な解決策を実施できていない。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <p>個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	---

## 決定概要

- ・軽微な境界線の変更として、16件の教会のうち10件の緩衝地帯を提出したことを歓迎する。
- ・最終段階にある4件の教会の緩衝地帯についてできるだけ早く軽微な境界線の変更を行うよう要請する。
- ・カストロ教会、Cagauach教会の緩衝地帯範囲の設定を完了するよう要請する。
- ・Meseta及びPalafitos地域について緩衝地帯の大幅な拡大を検討するよう要請する。
- ・16件の教会全てと緩衝地帯を対象とした総合管理計画の策定をできるだけ早く行うよう要請する。
- ・カストロ市のショッピングモールが、大きな修正なく、海に面した正面部分の色、テクスチャ、材料の選定と樹木の植栽のみの影響緩和措置にとどまつたまま完成し、今日まで影響緩和手法が実施されていないことは極めて遺憾であり、緊急にデザイン及び緩和措置についてとりまとめ世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 6.4. バルパライーソの海港都市の歴史的街並み

基本情報			
決定番号	43 COM 7B.98	ID No.	959
資産名称（英）	Historic Quarter of the Seaport City of Valparaíso		
締約国	チリ共和国		
 <p>チリ アルセンシオン</p>		 <p>© Vincent Ko Hon Chiu Author: Vincent Ko Hon Chiu</p>	
種別	文化遺産	資産面積	23.2 ha
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	44.5 ha
評価基準	iii	世界遺産一覧表記載年	2003 年
構成資産数	1		
資産概要	<p>マゼラン海峡を通じて太平洋と大西洋を結ぶ地点に位置する植民都市バルパライーソは、19世紀末から20世紀初頭のラテンアメリカにおける海上交易の拠点として発展した。パナマ運河が開通するまで、バルパライーソは周辺地域の経済に多大な影響を与えていた。バルパライーソの最大の特色はあるで円形闘技場のようなその立地条件にあり、入り江を取り囲む狭い海岸平野と険しい峡谷に適応するため、街は独特的複合体を形成している。急斜面にある多くのケーブルカーなど、街には当時の工業施設がよく残されている。</p>		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2015, 2014, 2013		
保全状況			
現在の課題	商業開発、住宅開発、法的枠組、管理制度/管理計画、海上交通インフラ、その他（火災）		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的エレベーター及び資産範囲内の建築物、公共スペースの回復について重要な前進があった。</li> <li>・2017年に始まった国家記念物審議会(CMN)、図書館・公文書館・博物館局(DIBAM)、市との調整会合において、資産の管理を行う単一の組織を設立する必要性について共有している。</li> <li>・管理上の弱点を改善するための暫定的取り組みとして、米州開発機構(IDB)との技術協力プロジェクトにより資産範囲及び緩衝地帯を管理するためのモデルについて取りまとめる予定である。2011年歴史的都市景観に関するユネスコ勧告を応用するための調査を開始している。</li> <li>・ペルト・バロンの商業センターは法的問題により実施しないこととなった。代わりに、都市部と海岸部のアクセスを改善し、公園、スポーツ施設、商業、コンベンションセンター、クルーズ船ターミナル、観光インフラを整備する「パセオ・デル・マール(海の歩道)」プロジェクトが新たに進められている。高架の「ヴィア・エスペニャ(スペインの道)」は解体し、シモン・ボリバル倉庫群は商業利用するため復元する予定である。</li> <li>・第2ターミナル(TCVAL)の環境影響評価(遺産影響評価を含む)が完了した。</li> <li>・港への車両のアクセスを改善するとともに交通渋滞を低減するための工事を第1ターミナルで実施する予定であり、同様に、第2ターミナルへのアクセスとして橋及びトンネルを Muelle Prat 地区に整備する予定である。</li> <li>・2018年3月に文化芸術遺産省が正式に設置され、図書館・公文書館・博物館局(DIBAM)は有形無形の遺産を所管する国家文化遺産局(National Service of Cultural Heritage)に改編された。国家</li> </ul>		

	<p>世界遺産センター（Centro Nacional de Sitios del `atrimonio Mundial）は、国家文化遺産局に属する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1972年に制定された国家記念物法に基づく保護地区である Typical Zone 内の基準等を設定するのは国家記念物審議会（CMN）の責務であり、バレパライソのTypical Zone内に位置するバリオ・ペエルトの基準等を作成するパイロットプロジェクトが2018年8月に完了した。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•これまでに特定された資産に影響を与える要素及び、世界遺産委員会の決定及び勧告の全てについてしっかりと報告をしていることに対し締約国を賞賛する。</li> <li>•第2ターミナル整備について世界文化遺産の遺産影響評価に関するイコモスガイダンスを適用し、適切に負の影響が特定されている。また、影響緩和、補償に関する提案も現実的かつ実現可能なものと考えられ、本資産の顕著な普遍的価値の保全に貢献すると期待できる。</li> <li>•ペエルト・バロン・プロジェクトをとりやめパセオ・デル・マール・プロジェクトを進める決定を下した姿勢を歓迎するが、パセオ・デル・マール・プロジェクトの詳細について資産に対する影響を含め世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•ブラジルから、ブラジル同様チリでは、HIAはEIAの手続きの中で進められており、ターミナル1及び2へのアクセス道路の影響評価が、2017年以来現在も継続して行われているため、新たにHIAを実施する必要はなく、すでに実施中の評価の結果を提出すれば良いとして、修正案が提示された。</li> <li>•世界遺産センター、イコモス、クウェートが修正を指示する発言をし、決定文として採択された。</li> </ul>
<b>決定概要</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>•ペエルト・バロン商業プロジェクトにかわる「パセオ・デル・マール（海の歩道）」案は、都市と海との関係がより適切なものになる可能性があることから歓迎する。「パセオ・デル・マール」、ターミナル1への車両のアクセスに関するより詳細な情報を、資産及び緩衝地帯に対する影響についての適切な評価とともに世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。</li> <li>•2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。</li> </ul>

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 6.5. カルタヘナの港、要塞群と建造物群

基本情報				
決定番号	43 COM 7B.99	ID No.	285	
資産名称（英）	Port, Fortresses and Group of Monuments, Cartagena			
締約国	コロンビア共和国			
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>© OUR PLACE The World Heritage Collection Author: Rogerio Reis</p>		
種別	文化遺産	資産面積	不明	
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明	
評価基準	iv, vi	世界遺産一覧表記載年	1984年	
構成資産数	1			
資産概要	カリブ海の湾に面したカルタヘナには、南アメリカにおいて最も広大な要塞群が建設された。大聖堂及び多くのアンダルシア様式の宮殿があるサンペドロ地区、商人及び中産階級が生活していたサンディエゴ地区、「大衆地区」であったゲッセマニ地区に分かれている。			
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2014, 2012, 2010, 2008, 2004, 2003, 1993			
保全状況				
現在の課題	商業開発、ガバナンス、住宅開発、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、観光/来訪者/レクリエーションの影響、管理制度/管理計画、海上交通インフラ			
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2018年3月に城壁内部及びサンフェリペ城の特別管理保護計画(PEMP)を作成した。歴史地区のPEMPは2019年、要塞港湾景観のPEMPは2020年初めに完成する予定である。</li> <li>国内法に基づく「影響ゾーン」（緩衝地帯に当たる）は、PEMPによって規定される。3か所全てのPEMPが完了することによって、本資産の緩衝地帯が決定することになる。</li> <li>ステアリングコミッティを設置したこところであり、市長局に属するカルタヘナ遺産文化研究所(IPCC)について、資産の主たる管理組織としての権限を強化するために構成を見直す予定である。</li> <li>ボカチカ運河の拡張について、サンホセ要塞及びサンフェルナンド要塞への影響は認められなかった。</li> <li>サンフェリペ城近くで進められているアクアラーラ(Aquarela)不動産事業については、2017年に20階に及ぶタワーの建設が一部進められたが、現在複数件の訴訟が進められており、遺産影響評価が進められているところである。国家文化遺産審議会による予備評価は、負の影響があるとの結論を出している。</li> <li>重要な公共空間であるプラザ・デ・ロス・コchesで計画されているホテル・サンタカタリーナ事業の資産に対する潜在影響については、文化庁による評価が現在進められているところである。影響を受けた文化的価値を回復、保全するための勧告がだされることになっている。</li> <li>今後は、遺産へのアクセシビリティ、意思決定に関するコミュニティの参画、遺産の社会的利用に関する取り組みの実施を予定している。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p>			

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な管理ツールや体制がなく、適切な規制をもった緩衝地帯が設定されていないことが、増加する観光圧や開発圧から本資産を保護する上で大きな弱点となっている。</li> <li>・世界遺産委員会は 10 年以上にわたって特別管理保護計画(PEMP)を完成させ、資産範囲及び緩衝地帯範囲を特定するように要請してきたが、3つの PEMP のうちやっと 1 件が完成したところである。完成した城壁内部及びサンフェリペ城の PEMP について、2019 年にイコモスがテクニカルレビューを行った。同計画は優れた管理ツールとなっており、残りの 2 件についても PEMP をとりまとめることが急務である。</li> <li>・不動産業、観光、ジェントリフィケーション（地価の高騰により従来の居住者が居住できなくなる問題）が本資産の完全性及び真実性に対する最大の脅威となっている。</li> <li>・遡及的に行われた構成要素の特定作業に基づいて資産範囲及び緩衝地帯範囲を設定し、軽微な境界線の変更手続きをとるよう締約国に要請する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	---

## 決定概要

- ・国と本資産の管理を担当する地方自治体の間でのコミュニケーションを促進する取り組みを継続するよう要請する。
- ・2018年3月に完成した城壁内部及びサンフェリペ城の特別管理保護計画(PEMP)について、遅延なく実施に移すよう要請する。
- ・現在作成中の特別管理保護計画(PEMP)で、ジェントリフィケーション、社会動態の変化、資産へのアクセス、遺産の社会的利用といった課題を扱うよう要請する。
- ・歴史地区のPEMP及び港湾地区の要塞群及び建築物群のPEMPを最優先事項として完成させ、電子ファイルを世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・遡及的に行われた構成要素の特定作業に基づいて資産範囲及び緩衝地帯範囲を設定し、軽微な境界線の変更手続きをとるよう締約国に要請する。
- ・アクアレーラ・プロジェクトについて遺産影響評価を実施するよう要請する。
- ・ホテル・サンタカタリーナ事業に関する評価を完成させ、影響緩和措置を勧告するよう要請する。
- ・カルタヘナ歴史地区保全計画の作成を含む、2017年イコモスアドバイザリーミッションの勧告を十分に実施するよう要請する。
- ・2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 6.6. コパンのマヤ遺跡

基本情報				
決定番号	43 COM 7B.100	ID No.	129	
資産名称（英）	Maya Site of Copan			
締約国	ホンジュラス共和国			
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©Vincent Ko Hon Chiu Author: Vincent Ko Hon Chiu</p>		
種別	文化遺産	資産面積	15.095 ha	
タイプ	考古遺跡	緩衝地帯面積	不明	
評価基準	iv, vi	世界遺産一覧表記載年	1980 年	
構成資産数	1			
資産概要	コパンはマヤ文明における最も重要な遺跡のひとつであるにも関わらず、1570 年に初めて発見されて以降、19 世紀まで調査の手が入っていなかった。遺跡はコパン谷だけでなく南東マヤ地域とその周縁部の政治的中心であったと考えられている。城塞や広場などの遺構を見る限り、コパンは 10 世紀初頭に完全に放棄されるまで、3 段階にわたって発展を遂げたことが判明している。また、コパンの彫刻技術は非常に完成度が高い。			
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2015, 2013, 2012, 2011, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 1999, 1998, 1997, 1993			
保全状況				
現在の課題	影響の大きい調査活動/モニタリング活動、観光/来訪者/レクリエーションの影響、法的枠組、管理制度/管理計画、その他(自然劣化による材料の劣化)			
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緩衝地帯を架線の東側に若干拡張する予定である。より広い範囲に「影響ゾーン」を設定し、記念物の周辺については緩衝地帯と同レベルの保護措置を適用する「保護区」を設定する。</li> <li>・2014—2020 年管理計画は有効だったが、人材、技術的資源、財政的資源が不足していたため、完全な実施には支障があった。新しい管理計画の最終版は 2020 年末までに完成する予定である。</li> <li>・保全措置に関して、「マヤ彫刻の研究・保全のためのサンタンデール計画」に基づいて三次元スキヤニング、彫刻保全研究所、保護シェルター、収蔵物管理、トレーニングを、ハーバード大学、スペイン文化遺産研究所 (IPCE)、イクロム、イコモス、メキシコ国立人類学・歴史学研究所 (INAH)、国立メキシコ自治大学 (UNAM) の参画のもと実施する。</li> <li>・2017 年に開催したシンポジウムの成果に基づいて、トンネルの保全計画の作成を現在進めている。トンネルを部分的に埋め戻す可能性について検討を行っている。</li> <li>・公共利用関連して、本資産の収容力を常時 1,742 人に設定した。</li> <li>・コパン村、商工観光会議所、先住民組織等地域コミュニティの参画、教育、地域雇用を推進している。</li> <li>・「ヒエログリフ階段」保護施設の最終デザインを設定した。新しいデザインは、1985 年に設置されたシェルターよりも、視認性が高く、空気の流れが良い、維持管理及び修理が容易になっている。2019 年にデザイン、建設スケジュール、資金要件について最終決定を行うための会合を開催する。</li> </ul>			

<ul style="list-style-type: none"> <li>・緩衝地帯を横断し、本資産へのアクセス道路の役割を果たす CA11 道路が、ホンジュラス人類学・歴史学研究所（IHAH）の監督のもと再浮上し、道路建設のため 200m にわたって河川の浚渫を行った。</li> <li>・緩衝地帯の外側、墓跡東側の金沢大学建設設計画地において、発掘の結果考古遺構は発見されなかつた。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本資産の緩衝地帯に関する軽微な境界線の変更について本世界遺産委員会の議題 8 で審議することになっている。</li> <li>・ヒエログリフ階段の最適な保護方法について 1 年にわたり研究を行ってきた結果が得られた。最終的な決定を行うために 2019 年に開催される会合の結果について世界遺産センターに報告するよう要請する。</li> <li>・全体的な来訪者数は今のところ設定された収容力を大きく下回っている。</li> <li>・2021 年の施行に向けて作成が進められている新しい管理計画の最終版を世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <p>個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
---

## 決定概要

- ・「影響ゾーン」の詳細について提出するよう要請する。
- ・2021年の施行に向けて作成が進められている新しい管理計画の最終版を世界遺産センターに提出するとともに、必要な人材、技術的資源、財政的資源を確保するよう要請する。
- ・トンネルの保全計画、「ヒエログリフの階段」保護施設、持続可能な観光戦略について状況を報告するよう要請する。
- ・2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 6.7. パナマビエホ古代遺跡とパナマ歴史地区

基本情報			
決定番号	43 COM 7B.101	ID No.	790
資産名称（英）	Archaeological Site of Panamá Viejo and Historic District of Panamá		
締約国	パナマ共和国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>© Photographer: Rodrigo Guerrero Author: Rodrigo Guerrero</p>	
種別	文化遺産	資産面積	57.4 ha
タイプ	考古遺跡(歴史都市)	緩衝地帯面積	190.1 ha
評価基準	ii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	1997 年
構成資産数	2		2003 年 拡張
資産概要	重大な境界変更が提出されたこの資産は、1671 年に海賊により破壊されるまで最初に建設されたパナマシティが位置していたパナマビエホ古代遺跡と、1673 年からパナマが再建された場所であるパナマ歴史地区の 2 つの構成資産からなる。前者は、今日、人は住んでおらず、考古遺跡として残っているが、8km 南西のアンコン山（Ancon Hill）の麓に位置する後者は、人々が生活する都市中心部であり、商店街や居住地区をもち、密集した都市的ファブリックを呈している。		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008		
保全状況			
現在の課題	財政、住宅開発、人材、アイデンティティ、社会的団結、地域人口・コミュニティの変化、法的枠組、その他（歴史的建造物の重大な劣化、都市建築物群の破壊、海上道路の視覚的影響）		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パナマビエホ考古遺跡の管理は、官民組織であるパトロナート・パナマビエホ（PPV）が担当している。1976 年法 91 及び 2007 年法 16 に基づいて、緩衝地帯内の行為が規制されている。緩衝地帯内のウォーターフロントでは埋め立てが禁止されており、近隣地区では建物の高さは 12m に制限されている。</li> <li>・「バリアーダ」と呼ばれる近隣コミュニティでは、過去 30 年間にわたって都市開発圧や開発による浸食はコントロールされている。</li> <li>・緩衝地帯内でパナマビエホ・ビジネスセンターの建設が進められている。オフィスビル及び倉庫が建設される予定である。PPV は開発業者にコンタクトし、高さ規制やファサードのデザインなど緩衝地帯内の規制を遵守するよう要請している。資産範囲の境界に緑の遮蔽壁を設置することを検討している。</li> <li>・PPV が「文化的景観の持続的回復のための計画」をとりまとめた。同計画は、特にココ・デル・マール地区（西）やコスタ・デル・エステ地区（東）近郊の人為的要因（シンクエンエンテナリオ通りや継続的な都市の拡大）が資産に大きな影響を与えていていることを認識し、環境及び視覚的側面の分析を行い、景観の類型ユニットの定義を行っている。近隣の視覚的影響を緩和するために、緑地（フェンス、緑の遮蔽壁、のり面植栽、植生の高密度化）の再生と戦略的な配置を進めている。</li> <li>・パナマ歴史地区的管理は、旧市街事務所（OCA）が担当し、海域緩衝地帯は 2014 年執行令 340 で規制されている。現在、緩衝地帯をエル・チョリージョ地区及びサンタ・アナ地区方向に拡大する</li> </ul>		

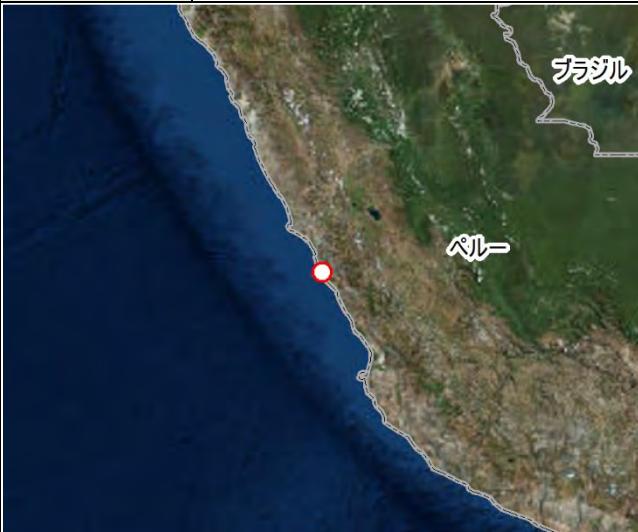
	<p>ことを検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧クラブユニオン（ホテル・カスコビエホ）の復元事業計画が提出された。ホテルの主たるファサードはほぼ完全に保全される予定である。239人の宿泊が可能で、総整備面積は2万平方メートルで、地上4階、地下2階で、高さ16mになる。</li> <li>・マンサナ52番地で火災があり、カサ・ボヤカ、カサ・フランシア、カサ・ロサーダの集合住宅や小売りスペースが被害を受けた。</li> <li>・なお、締約国は、本資産の重大な境界線変更の申請を含む新規推薦（「植民地時代のパナマ地峡越えルート」）を提出している。</li> </ul>
	<p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラブ・ユニオンのファサード復元を含むホテル・カスコビエホの建設について、作業指針第172項に従って世界遺産センターに報告しないまま、工事が進んでいることは遺憾である。ファサードの復元自体は歓迎するが、ホテルの拡張は大規模で、海からの景色、海への景色、海側のスカイラインに対して重大な影響を与える。高さ規制については歴史的建造物の高さを踏襲しているようだが、複数の新棟が加わることにより全体的に物理的圧迫感が増大する。この規模の事業には遺産影響評価を実施することが適切であった。</li> <li>・「パナマビエホ考古遺跡の文化的景観の持続的回復のための計画」は興味深いものの、対策が弱い。緑地の再生では、資産付近や緩衝地帯等で継続している開発事業の視覚的影响を十分緩和することはできない。コスタ・デル・マールの新たな高層ビル建設が今後も継続するであろうことを踏まえると、パナマビエホ考古遺跡の緩衝地帯を拡張する必要があるという点については同意する。</li> </ul>
	<p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <p>個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>

## 決定概要

- ・保全措置に関わらず、視覚的影响など現在資産に影響を与えていたる要因のほとんどについて、十分な緩和が達成されていない。
- ・パナマビエホ考古遺跡の緩衝地帯の拡張、規制強化について検討するよう要請する。
- ・2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 6.8. リマ歴史地区

基本情報			
決定番号	43 COM 7B.102	ID No.	500
資産名称（英）	Historic Centre of Lima		
締約国	ペルー共和国		
		 ©Silvan Rehfeld Author: Silvan Rehfeld	
種別	文化遺産	資産面積	259.36 ha
タイプ	考古遺跡（歴史都市）	緩衝地帯面積	766.7 ha
評価基準	iv	世界遺産一覧表記載年	1988 年
構成資産数	1		1991 年 拡張
資産概要	コンキスタドールのフランシスコ・ピサロによって築かれたリマは、かつて「諸王の都市 (Ciudad de los Reyes)」と呼ばれており、スペインによる植民地支配の中心地であった。同市は数度の地震に見舞われながらも、1542 年の創建から 18 世紀のヌエバ・グラナダ副王領およびリオ・デ・ラ・プラタ副王領が創設されるまでの長い間、新世界の歴史において重要な役割を果たしてきた。聖フランシスコ女子修道院をはじめとして、地元の職人と世界の様々な地域の職人の技が融合した多くの建築物を目にすることができる。		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2015, 2013, 2011, 2010, 2009, 2004, 2003, 2002, 1998, 1994, 1993		
保全状況			
現在の課題	陸上交通インフラ、住宅開発、管理上の活動、管理制度/管理計画		
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>貿易観光省(MINCETUR)が、リマック (Rimac) 市のサン・クリストバルの丘に、2017 年に報告した件とは異なるケーブルカーの整備を計画している。当該事業の情報については、追って、作業指針第 172 項に則って、世界遺産センターに提出する予定である。</li> <li>資産範囲内に整備が予定されているコルメナ駅、緩衝地帯内に整備が予定されているラモン・カスチージャ駅、キルカ駅、中央駅の遺産影響評価についても、完了し次第、世界遺産センターに提出する予定である。</li> <li>関係機関での 2 年間の協議を経て、新しいマスターplan及び対応する行政上の規則が完成した。新たなマスターplanの作成にあたって、歴史的建造物に対する不適切な介入の問題、卸売り・路上市場の影響、エルニーニョ現象及び気候変動を考慮してリスク対策を改良する必要性などを考慮した。</li> <li>米州開発銀行との技術協力により、ペルー国内の歴史地区（リマ、アレキパ、トルヒーリョ、アヤクーチョ）の再活性化にむけた実現可能性の検討を行う。</li> <li>地下鉄 2 号線、3 号線の建設計画について、遺産影響評価を行い、世界遺産センターに提出する予定である。</li> <li>2019 年 4 月 19 日に、メサ・ロドンダ地区で火災があった。遺産としての価値をもつ建築物には大きな被害はなかったが、現在詳細な調査を実施している。</li> </ul>		

<p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サン・クリストバルの丘に新たなケーブルカー整備計画がでてきたことを懸念する。遺産影響評価を実施し世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>資産範囲内及び緩衝地帯内における駅の建設に対する遺産影響評価が、繰り返し要請したにもかかわらず、実施されていないことは遺憾である。関連の事業については、2009年から世界遺産委員会が潜在的な脅威について懸念を表明してきたにも関わらず、過去10年にわたってほとんど対策がとられてこなかった。遺産影響評価の実施に関して地域のスタッフを対象にトレーニングを行うなど、キャパシティビルディングを優先的に実施する必要がある。</li> <li>リマ歴史地区マスター・プラン（2018–2028年）の最終案について、現在イコモスがレビューを行っている。</li> <li>資産管理上かなりの前進があったが、資産範囲内の重大な問題のなかには保全措置がとられていなければならぬものがある。生活条件、インフラ、治安、不適切な介入措置は依然として大きな懸念事項となっている。特に、本資産の重要な属性のひとつであるリマの聖フランシスコ女子修道院では無許可の介入措置（チャペル、回廊、個室の意図的解体、タイル・祭壇飾り・絵画の保全原則を無視した修理、格間天井・舗装の破壊）による回復不能な被害を受けている。</li> <li>地下鉄6路線（第1号線はすでに完成しており、第2号線及び第3号線の準備が進められている）、道路改良事業（アマリージャ線（Linea Amarilla））など複雑な交通システムの整備が地上及び地下で進められている。資産範囲内及び緩衝地帯での整備については、遺産影響評価を実施する必要がある。</li> <li>現在緩衝地帯内に分布しているいくつかの記念物を包含するように資産範囲を拡張する軽微な境界線の変更を含め、2017年ミッションの勧告を実施するよう要請する。</li> </ul>
<p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>

## 決定概要

- サン・クリストバルの丘のケーブルカー計画について、遺産影響評価を実施し、世界遺産センターに提出するよう要請する。
- 資産範囲内及び緩衝地帯内の開発（ラモン・カスチージャ駅、キルカ駅、中央駅、地下鉄2号線・3号線の駅、アマリージャ線道路改良及び拡張）について遺産影響評価を実施し世界遺産センターに提出するよう要請する。
- マスター・プラン2018-2028年について、イコモスのテクニカルレビュー結果を最終版に反映するよう要請する。
- 関係市町村及び全てのステークホルダーと連携してマスター・プランを実施し、全資産範囲の管理を担当する自立した組織を設置するよう要請する。
- 象徴性の高い聖フランシスコ女子修道院において不適切な介入措置が行われていることは極めて憂慮すべき事態であり、これらを是正及び/若しくは緩和するために適切な措置を講じるよう要請する。
- 2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 6.9. アボメイの王宮群

基本情報				
決定番号	43 COM 7B.103	ID No.	323	
資産名称（英）	Royal Palaces of Abomey			
締約国	ベナン共和国			
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©CRA-terre / Ensag Author: Thierry Joffroy</p>		
種別	文化遺産	資産面積	47.6 ha	
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	181.4 ha	
評価基準	iii, iv	世界遺産一覧表記載年	1985 年	
構成資産数	2		2007 年 軽微な境界線変更	
資産概要	<p>1625 年から 1900 年にかけて、アボメイ王国 (Kingdom of Abomey) の王は 12 代続いた。歴代の王たちは、別の土地に専用の敷地を持っていましたアカバ王 (King Akaba) を除き、以前の宮殿を用途変更し、維持しつつも、同じ敷地内に自身専用の宮殿を建造していった。現在も伝統行事や儀式に使われるアボメイの王宮は、この消滅した王国を思い起こさせるだけでなく、伝統の継承のために重要な遺産である。1984 年に発生した竜巻の被害により、1985～2007 年まで危機遺産一覧表に記載されていた。</p>			
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2015, 2014, 2013, 2012, 2010, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003, 1998, 1997, 1995, 1994, 1985			
保全状況				
現在の課題	ガバナンス、インタープリテーション施設、来訪者施設、管理制度/管理計画、その他（火災）			
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2018 年 10 月にイコモスアドバイザリーミッションを実施した。</li> <li>保全管理整備計画(2007-2011 年)の更新を進めている。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2018 年のミッションによると、資産範囲の 30%以上を占める博物館ゾーンは比較的良好な保全状況だが、建築物のなかには劣化（維持管理不足、ごみの投棄、配管詰まりなど）が進んでいるものもある。残りの資産範囲は懸念される保全状況（伝統的材料に起因する脆弱性、維持管理不足、野火、破壊行為、不適切な介入措置、新しい素材の使用、新しい建設技術の使用、新しい建築様式の採用）である。現在、ドッセム地区にダダッシ(Daddassi)は住んでいない。2 つの中庭とヴェグバジャ(Houegbadja)王の宮殿は草木で覆われている。グレレ(Glélé)王 41 人の妻の墓の天井が朽ちている。また、王族が建設する新しい建築物と違法占有が大きな圧力となっている。</li> <li>資産範囲内及び暫定リストに掲載された 3 つの資産 (Ganvié, Ouidah, Porto-Novo) で大規模な観光開発計画がある。資産範囲内では、ダホメ王国について展示する博物館の整備が計画されている。二つの宮殿の間に広大なアマゾンの庭に、約 4,000 平方メートルの建物が整備され、アマゾンの庭のほぼ全域を覆う。残る部分は、グレレ王の宮殿のすぐ後ろまで、駐車場として利用される。</li> <li>土れんが及び茅葺の屋根からなる建物が、維持管理不足や破壊行為、野火によって失われ、現代の</li> </ul>			

	<p>構造物にとってかわられる危険性があることから、緊急な対応が求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮殿の保全については資金が不足していることとは対照的に、資産範囲内の博物館整備を含む観光セクター他 9 セクター50 件の事業からなる大規模投資プロジェクトが進められている。このプロジェクトを推進するために、2016 年に「遺産及び観光開発推進庁」(ANPT) が設置された。当該プロジェクトのなかで観光関係の予算は、世界銀行その他の外部機関からの融資を受け、6 億 5 千万ユーロの規模に上る。</li> <li>・ダホメ王国に関する博物館自体は望ましいものだが、予定されている場所に建設されると、空間配置の歴史的意味について理解しづらくなるうえ、予定されている通り、伝統的な形を採用しながら、大きな規模で現代の建設材料を用いることになれば（屋根に人工的に製造された藁を用いるなど）、歴史的宮殿について誤解を与える可能性がある。そのため、博物館の位置及びデザインは受け入れられない。</li> <li>・2016 年及び 2018 年のミッション勧告について大きな前進がない場合、2020 年に開催される次回世界遺産委員会において危機遺産とすることを検討することを勧告する。</li> </ul>
	<p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブルキナファソから、資産範囲内に設置されることになっている博物館は OUV の属性を損なうものではなく、遺産の保全とアーティストや工芸家の生活を含む経済発展を両立するためのユニークな手法であるとの発言があった。</li> <li>・世界遺産センターからも、締約国と協議したところ、博物館の位置及び形について OUV に影響を与えないよう配慮される予定であるとの説明があった。</li> <li>・イコモスは、博物館というアイデアは良いものの、資産範囲内に存在する 10 棟の宮殿のうち 2 棟の宮殿の間に計画されていることから、資産範囲外に整備することが望ましいとした。また、形は伝統的なものであるが、規模が大きいこと。また、人工の藁などが使用される予定であるため、誤ったインターブリテーションを誘発する可能性があることについて、博物館計画を見直すべきとの見解を示した。</li> <li>・説明の機会を与えられたベナンは、問題とされている博物館はフランスのマクロン大統領から返還される遺物を保管するもので、外部の人間に博物館はだめだといわれる筋合いはないと発言した。また、世界銀行に対する言及を削除するよう求めた。</li> <li>・その後、ブルキナファソ、タンザニアから、「将来危機遺産とすることを検討する」旨の記述を削除する修正案と、ノルウェー、スペインから博物館が OUV に影響する可能性に言及した修正案が提出された。</li> <li>・危機遺産の可能性に対する言及については、ノルウェー、オーストラリア、スペイン、インドネシアが残すべきと発言したが、アンゴラ、タンザニア、ブルキナファソ、グアテマラ、アンゴラ、アゼルバイジャン、チュニジアが危機遺産に言及することに反対した。特にタンザニアは、是正措置が明確に示されないまま長年危機遺産となっているものがあることを批判し、危機遺産の可能性に言及するのであれば、是正措置を示すべきであるとして強く反対した。</li> <li>・各国の発言をうけて、インドネシアは、コンセンサスを妨げないと発言し、危機遺産の可能性に言及しない修正案が採択された。</li> </ul>

## 決定概要

- ・新たな博物館が最終的に資産に関する来訪者の理解及びインターブリテーションを効果的に高めることができるよう締約国が対応することを勧告する。
- ・資産のOUVを損ねることがないよう、博物館の位置及び形状について注意深く選択することを勧告する。
- ・博物館の収益を使って資産の保全管理を支援するなど、博物館事業が現存する宮殿の保全に資するよう手配するよう勧告する。
- ・資産の保全に対する資金を持続的に確保するための包括的戦略を策定することを検討するよう勧告する。
- ・博物館の最終建築案を、実施前に世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・資産のための防火計画を作成し、主要建築物に対して適切な火災探知システムを緊急に設置し、すべての消火器が有效であることを確認するよう要請する。
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年2月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 70. アスマラ：アフリカの近代建築都市

基本情報					
決定番号	43 COM 7B.104	ID No.	1550		
資産名称（英）	Asmara: a Modernist African City				
締約国	エリトリア国				
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>© Asmara Heritage Project Author: Dr. Edward Edison</p>			
種別	文化遺産	資産面積	481 ha		
タイプ	近代建築	緩衝地帯面積	1,203 ha		
評価基準	ii, iv	世界遺産一覧表記載年	2017 年		
構成資産数	1				
資産概要	エリトリア中央の台地上に位置するアスマラは、エリトリアの首都であり、推薦資産は、1983 年から 1941 年のイタリア植民地時代の一連の都市計画に基づいて形成された都市の範囲を包括している。資産には、直交グリッドを基本としつつ、放射線状の要素を持った都市レイアウトと、ファシズム時代の初期モダニズム、合理主義的建築言語で設計されたたくさんの建造物が含まれる。また、非計画的な近隣集落であるアーバト・アスメラ及びアッパシャウェルも資産範囲に含まれる。				
これまでの保全状況報告（年）	2019				
保全状況					
現在の課題	財政、人材、管理制度/管理計画				
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市保全マスタープラン (UCMP) は 2019 年中に完成する予定である。</li> <li>ユネスコ及び在エリトリア EU 代表の資金援助により、保全管理を強化するキャパシティビルディングを進めている。</li> <li>保全管理に関してミラノ工科大学との協働を進めており、2017 年 11 月～12 月と 2019 年 2 月にトレーニングコースを開催した。国内 16 機関から 60 人の参加があった。</li> <li>ユネスコオランダ信託基金により、歴史的都市景観のアプローチを用いて世界遺産の現場管理チームのキャパシティビルディングを行うことを目的とした「アスマラ：アフリカの近代建築都市の保全」事業を実施する。</li> <li>本資産の保全管理の調整を行う機関として「アスマラ遺産プロジェクト」を組織した。</li> <li>優先的に保全措置及び復元措置を行う必要がある歴史的建造物 14 棟を特定した。保全復元計画の詳細を世界遺産センターに提出する予定である。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>締約国の取り組みは前進しているが、都市保全マスタープラン (UCMP) を完成させ、世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>資産の保全のための基金を設置するよう要請する。</li> <li>「アスマラ遺産プロジェクト」がどのようにして資産範囲内及び周辺の都市計画やインフラ整備との調整を図っていくのかが不明である。</li> </ul>				

	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全上の必要性について締約国から提出された情報が不十分であり、より詳細に保全上の必要性を分析する必要がある。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	---

## 決定概要

- 都市保全マスターplan (UCMP) を完成させ、世界遺産センターに提出するよう要請する。
- エリトリア文化自然遺産宣言（2015年）の規定に基づいて、本資産を保護するための個別指定を緊急に実施するよう要請する。
- 計画されている保全基金の設置を実現するよう要請する。
- 「アスマラ遺産プロジェクト」が中心的な管理機関としてどのような働きをするのか具体的に説明するよう要請する。
- 詳細な保全計画をとりまとめるために、国際的な資金援助、技術支援を求めるよう要請する。
- 2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 7.1. ラリベラの岩窟教会群

基本情報				
決定番号	43 COM 7B.105	ID No.	18	
資産名称（英）	Rock-Hewn Churches, Lalibela			
締約国	エチオピア連邦民主共和国			
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>			 <p>© Ko Hon Chiu Vincent Author: Ko Hon Chiu Vincent</p>	
種別	文化遺産	資産面積	不明	
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明	
評価基準	i, ii, iii	世界遺産一覧表記載年	1978 年	
構成資産数	1			
資産概要	標高 2600m のラリベラにあるキリスト教（アビシニア正教）教会群。13世紀初め、サグウェ朝のラリベラ王が第二のエルサレムをつくる目的で、ヨルダン川の両岸に岩をくりぬいた二つの教会群をつくった。一つはエマヌエル教会、ルクリウス教会など、他方は対岸のゴルゴダ・ミカエル教会、聖マリア教会などで、現在も信仰生活の拠点となっている。			
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2014, 2012, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2000, 1998, 1997, 1996, 1995			
保全状況				
現在の課題	地震、土地利用の変更、法的枠組、管理上の活動、管理制度/管理計画、相対的温度、水(物理的な影響)、その他(2008 年に建設された仮設シェルター4 基の影響、「ツクル」と呼ばれる伝統的家屋の大部分が破壊されたこと)			
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2014 年から 2023 年を計画年度とした管理計画は、2013 年 12 月に完成し 2014 年に世界遺産センターに提出した。</li> <li>2015 年 8 月に規制 No.344/2015 を制定し、ラリベラの岩窟教会群を保護地区に指定した。同時に、資産範囲及び緩衝地帯の登記を行った。それらの地図については 2019 年に完成する予定である。</li> <li>エチオピア建築設計監理公社(ECDSWC)にとりまとめを依頼していた保全措置のロードマップが完成了。</li> <li>覆い屋について、2014 年にアディスアベバ大学が評価を実施し、2018 年に覆い屋の建設を行う企業である INDECO 社の専門家が実施した。</li> <li>アメリカの資金援助を受けて、ガブリエル・ラファエル聖堂で復元事業を 2016 年に開始し、ゴルゴダ・ミカエル教会で 2018 年に復元事業を開始した。介入を最小限に抑えるという原則に基づきつつ、地域の職人を対象とした石材保全技術に関するキャパシティビルディングを含めて実施した。</li> <li>2019 年 3 月 1 日に、ラリベラ改修に対するフランスの資金援助について議論するため、イコモス、フランス専門家、エチオピア関係省庁、世界遺産センターによる会合を開催した。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p>			

<ul style="list-style-type: none"> <li>・2008 年に仮設として整備された 4 基の覆い屋が、教会群にとっても地域コミュニティにとっても懸念材料となっている。特に、覆い屋の支柱が地下空間近くに設置されている場所など、風により大きな音がしたり、ひどい振動が伝わってきたりするため、覆い屋の構造的安定性について不安があり、いずれ倒壊するのではないかと地域コミュニティから声があがっており、教会内外での信仰生活に負の影響がでている。</li> <li>・2015 年の保護地区規制で、地域レベルの意思決定を改善する諮問委員会を含む新たな管理体制を整備することとなっていたが、まだ実現されていない。</li> <li>・資産の境界線についても適切に設定されていないままであり、緩衝地帯についても軽微な境界線の変更手続きが行われていない。</li> <li>・諮問委員会を運用し、2014 年管理計画を改訂し、地籍図及び軽微な境界線の変更申請とともに改訂された管理計画を世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>・ラリベラの町の都市拡大をコントロールし、教会群近辺の生活条件を改善しなければならない。ラリベラの構造計画の改訂及び資産範囲・緩衝地帯の地域開発計画の整備のための指針のひとつとして、全てのステークホルダーで将来像を共有する必要がある。</li> <li>・当該教会群において行われている宗教的慣習に関わる無形の要素もまた、本資産の真実性を維持するために重要である。観光収入を活用して観光管理と遺産保全を総合的に行うことを目指してラリベラ教会が進めることになっている神学校プロジェクトについて、この観点からの検討を深めるよう勧告する。現在の案は、予定されている場所、機能、全体規模について相当程度見直す必要がある。</li> <li>・ラリベラの遺物、壁画、建築、考古遺跡についてさらに調査研究を行うことを勧告する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
---

## 決定概要

- ・覆い屋の解体を進めるよう要請する。
- ・保護地域規制に則って、諮問委員会を運用し、2014年管理計画を改訂することを要請する。また、改訂された管理計画を地籍図とともに世界遺産センターに提出し、軽微な境界線の変更手続きを行うよう要請する。
- ・都市拡大のコントロール及び計画、教会群近辺の生活条件の改善について取り組むよう要請する。
- ・「2015年世界遺産条約の手続きに持続可能な発展の視点を統合するための政策」(2015 Policy for the Integration of a Sustainable Development Perspective into the Processes of the World Heritage Convention) に則って、成長及び開発に関するビジョンをとりまとめよう要請する。
- ・神学校プロジェクトについて、保全と伝統的宗教的慣習との相互関係について適切に配慮した内容に修正するよう要請する。
- ・ラリベラの遺物、壁画、建築、考古遺跡について調査研究を行うことを奨励する。
- ・2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 72. ヴォルタ州、グレーター・アクラ州、セントラル州、ウェスタン州の城塞群

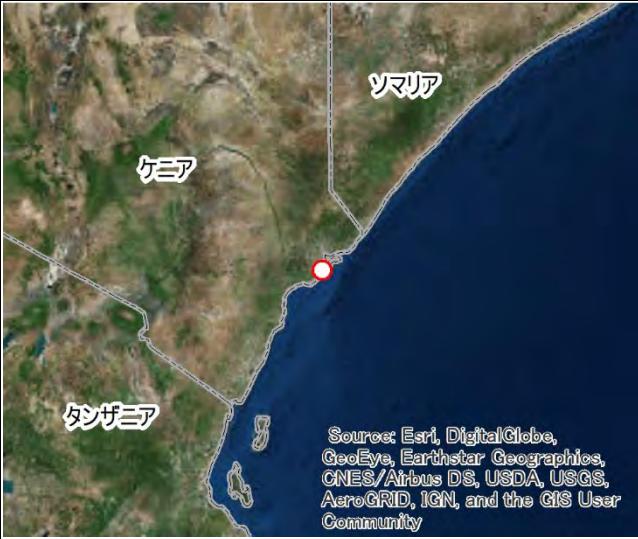
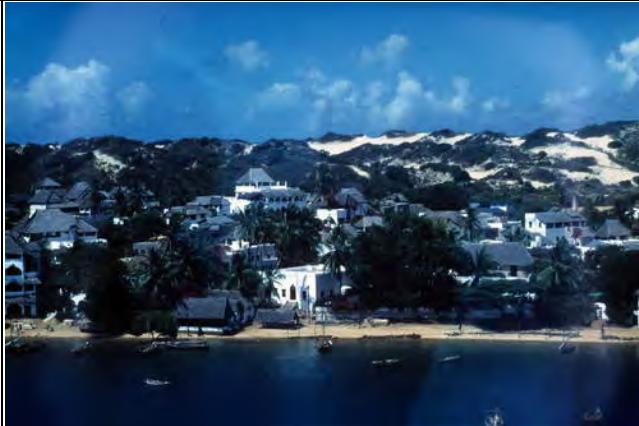
基本情報				
決定番号	43 COM 7B.106	ID No.	34	
資産名称（英）	Forts and Castles, Volta, Greater Accra, Central and Western Regions			
締約国	ガーナ			
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>© John Tolva Author: John Tolva</p>		
種別	文化遺産	資産面積	不明	
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明	
評価基準	vi	世界遺産一覧表記載年	1979年	
構成資産数	11			
資産概要	ガーナのケタからベインに至る海岸沿いには1482年から1786年に建てられた要塞化された交易拠点の遺構を今日でも目にすることができる。それらは、大航海時代にポルトガル人が世界各地を開拓した交易ルートをつなぐ役割を果たしていた。			
これまでの保全状況報告（年）	2019, 1998, 1996			
保全状況				
現在の課題	浸食/堆積、住宅開発、管理制度/管理計画、水、風、その他(塩分濃度の高い空気)			
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ガーナ博物館記念物委員会(GMMB)が本資産の管理団体になった。</li> <li>以前刑務所として使用されていた2つの構成資産について、刑務所としての使用を停止し、GMMBに移管した。</li> <li>構成資産の一部について、資産範囲及び緩衝地帯範囲の確定、所有者の確定を含めた地籍調査を実施する予定である。緩衝地帯面積は0.2 haになる見込みだが、周辺の土地の状況によって変わるものがある。</li> <li>2019年に普及啓発を実施する予定である。また、地域コミュニティの参画のもと持続可能な利用についての議論を行う予定である。</li> <li>大部分の構成資産は1998年から保全状況に変化はない。</li> <li>国際援助のもと管理計画の作成をまもなく開始し、2020年4月までに完成する予定である。</li> <li>EUの資金援助により、アムステルダム要塞の復元、再建、順応的再利用のためのプロジェクトが2019年3月から4月初めにかけて開始される予定である。</li> <li>エルミナのサン・ジョルジェ城において「エルミナ遺産湾」観光整備プロジェクトが計画されている。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1998年に世界遺産委員会で指摘した懸念事項のいくつかが、今日ではより重大な脅威に発展してしまっている。具体的には、環境の悪化、緩衝地帯の未設定、開発圧、日常的な維持管理・保全措置のために必要な資金の不足、不適切なトレーニング、災害リスク管理計画の未策定である。</li> <li>1998年に世界遺産委員会が要請した緊急的保全措置のための緊急要請についても行われていな</li> </ul>			

	<p>い。災害リスク管理計画については、来年策定予定とされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ア克拉を最近襲った豪雨被害は、本資産を脅かす環境圧の一例である。いくつかの構成資産は、放置され、構造の劣化が加速し、滅失する危険にさらされている。かつて要塞を構成していた痕跡を残す複数の構成資産が現在では存在しなくなっている可能性もある。</li> <li>・現在、なんらかの保護管理が行われているのは 3 件の大規模要塞のみであり、その他の要塞はほとんど放置されており、効果的な管理が行われないまま、高い塩分濃度及び湿気や気候変動の影響により劣化が加速している。</li> <li>・エルミナやアムステルダム要塞で計画されているような大規模プロジェクトが将来も続く可能性を考えると、緩衝地帯がないことにより大きな脅威にさらされる可能性がある。</li> <li>・エルミナのサン・ジョルジェ城における「エルミナ遺産湾」観光整備プロジェクトについては予備評価が実施されている。その結果によれば、資産に負の影響を与える可能性がある。</li> <li>・アムステルダム要塞での工事は、被害を受けている個所を復元、再建し、その後順応的再利用を行うものである。締約国は 2003 年から検討を行ってきたとしているが、これまでに作業指針第 172 項に基づく世界遺産センターの報告はなかった。</li> <li>・世界遺産センター/イコモス/イクロム合同アドバイザリーミッションが 2019 年 4 月 28 日から 5 月 2 日までの期間で実施されたが、問題の大きさに鑑み、改めて 2020 年の早い時期に世界遺産センター/イコモス/イクロム合同リアクティブモニタリングミッションを招へいするよう要請する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	---

決定概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画されている管理計画をとりまとめるにあたり、現在、構成資産の過半数において効果的な現場管理が行われていない問題について検討するよう要請する。</li> <li>・全ての構成資産に緩衝地帯を設定するよう要請する。</li> <li>・アドバイザリーミッションの勧告に対応するまで、エルミナのサン・ジョルジェ城及びアムステルダム要塞のプロジェクトの全てを停止するよう要請する。</li> <li>・全ての構成資産の保全状況を評価するため2020年の早い時期に世界遺産センター/イコモス/イクロム合同リアクティブモニタリングミッションを招へいするよう要請する。</li> <li>・2020年第44回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年2月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。</li> </ul>

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 73. ラム旧市街

基本情報					
決定番号	43 COM 7B.107	ID No.	1055		
資産名称（英）	Lamu Old Town				
締約国	ケニア共和国				
 <p>ソマリア ケニア タンザニア</p> <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>© National Museums of Kenya Author: National Museums of Kenya</p>			
種別	文化遺産	資産面積	15.6 ha		
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	1,200 ha		
評価基準	ii, iv, vi	世界遺産一覧表記載年	2001 年		
構成資産数	1				
資産概要	ラム旧市街はスワヒリ文化の中心地であり、その文化はバントー人、アラブ人、ペルシャ人、インド人、そしてヨーロッパ人といった多くの民族との交流によって形成されてきた。サンゴ石灰岩とマングローブを用いて造られた街は 12 世紀に築かれたとされるが、それ以前からも定住者がすでに存在していたと考えられている。また、19 世紀以降イスラムの祭礼も行われており、スワヒリとイスラムの宗教文化が混在する興味深い場所である。				
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2018, 2017, 2016, 2015, 2014, 2013, 2012, 2011, 2010, 2009, 2008, 2007, 2006, 2005, 2004, 2003				
保全状況					
現在の課題	航空交通インフラ、住宅開発、土地利用の改変、管理制度/管理計画、海上交通インフラ、非再生可能エネルギー施設、ごみ、その他(住居の劣化)				
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2019年2月に世界遺産センター/イコモス/イクロム合同リアクティブモニタリングミッションが予定されていたが、治安状況が改善せず国連の渡航許可が出なかつたため、再度延期となった。</li> <li>ラム港-南スーダン-エチオピア間交通 (LAPSSET) プロジェクトについては、ケニア高等裁判所の裁定に従って、戦略的環境評価について、公聴会を開催するよう指示を出した。また、2014 年に実施された遺産影響評価を、戦略的環境評価を担当しているコンサルタントに提供した。</li> <li>ケニア国立博物館(NMK)、ラム郡政府、LAPSSET 当局によってラム旧市街文化遺産委員会(LOTCH-Com)を設立した。同委員会では、マスター・プランの作成、ラムの脆弱なサンゴに関する調査、石炭火力発電所の潜在的環境影響に関する分析、工芸等の支援等を実施する予定である。</li> <li>NMK と LAPSSET 当局との MOU について、文書案は作成されたが調印には至っていない。</li> <li>新たな緩衝地帯の境界線についてラム郡政府が審査を行っている。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世界遺産委員会は 2009 年以降 LAPSSET プロジェクトが資産に与える潜在的影響について懸念を表明し、繰り返し資産範囲及び緩衝地帯範囲を明確に示した地図の提出と管理計画の強化を要請してきた。</li> <li>2018 年 4 月 30 日にケニア高裁は、LAPSSET プロジェクトは本資産の文化遺産、ラム島の原住コミュニティの文化、彼らが依存している生態系サービスを危険にさらすとの判断を示した。裁判所</li> </ul>				

	<p>は、1年以内に管理計画を提出することを国に指示し、戦略的影響評価についての不備（特にステークホルダーの参画について）を指摘している。それにもかかわらず、LAPSSETプロジェクトは継続しており、水路及びドックの工事が進められている。世界遺産委員会が要請したマンダ空港拡張に関する遺産影響評価も未だ委託されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラム石炭火力発電所の環境影響評価に関して、国家環境裁判所の判決は出されていないが、視覚的影響、大気、光害、水質汚濁等の汚染について懸念される。</li> <li>・締約国は専ら LAPSSETプロジェクトについて報告しており、資産の真実性や完全性に影響を与えるその他の要因（住居の劣化、イスラム文化・スワヒリ文化の保護に対する脅威、淡水魚保護の必要性など）については報告がない。</li> <li>・世界遺産委員会は、別途、ケニア及びエチオピアに、トゥルカナ湖の開発事業による影響を評価するよう要請しているが、累積影響を評価するためにはこれらの影響評価をあわせて検討する必要がある。</li> <li>・新たな緩衝地帯範囲について、締約国は世界遺産センターに提出したとしているが、届いていない。</li> <li>・第40回世界遺産委員会において、本資産は潜在的な危険に脅かされているとの決定が採択されている（決定40 COM 7B.12）。国連の渡航禁止措置が解除され次第、危機遺産とすべきかどうか判断するため、世界遺産センター/イコモス/イクロム合同リアクティブモニタリングミッションを招へいするよう要請する。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブルキナファソから、締約国は求められた情報を全て提出しており、この点において世界遺産センター及びイコモスの報告は誤りであるとの発言があった。また、緩衝地帯の拡張を求める勧告は非現実的であり、空港の遺産影響評価に関しても、新設の空港ではなく改修であることから遺産影響評価を行う必要はないとして、さらに、問題として指摘されている石炭火力発電所事業については停止していると報告した。</li> <li>・ウガンダ、ケニアも、島全体に緩衝地帯を拡大すると、地域コミュニティの放牧などの活動を阻害し、地域コミュニティに影響がでるとして、緩衝地帯の拡大に反対した。</li> <li>・タンザニアが修正案を支持したが、ノルウェー及びオーストラリアから修正案の一部の修正及び質問があったことを受けて、ノルウェー、ブルキナファソ、ウガンダにより文言の修正が行われた。</li> </ul>
--	--

## 決定概要

- ・以下について緊急に提出するよう要請する。
  - a) 資産及び拡大された緩衝地帯について境界を明確に示した地図（なお、正式な手続きは作業指針第164項に則つて軽微な境界線の変更を申請する必要がある）。
  - b) ラム港-南スーダン-エチオピア間交通(LAPSSET)事業の全貌を示した詳細情報（ラムリゾートシテを含む）、及び漁業計画、マングローブ植林、海岸地形調査の情報
  - c) マンダ空港拡張に係る遺産影響評価
  - d) LAPSSETの計画、投資上の枠組み
  - e) ラム旧市街文化遺産委員会の作業計画
  - f) 改訂版ラム島管理計画
- ・ラム旧市街の状況について、できる限り世界遺産記載以後の変遷を概観しつつ、評価を行い提出するよう要請する。
- ・LAPSSET当局理事会の1議席をケニア国立博物館（NMK）に与えることを明記したMOUを締結すること。
- ・LAPSSET事業及びラム石炭事業に関して、政府により行われた環境影響評価、遺産影響評価及び独立して行われた環境影響評価、遺産影響評価の全てを、2020年2月1日までに世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・LAPSSET事業の戦略的環境影響評価を、以下のとおり改訂するよう要請する。
  - a) ラム旧市街のOUV及び広いコミュニティを支える生態学的服务に対する影響を含め、当該事業が文化遺産及び自然遺産に与える影響について、個別の影響及び累積的影響を評価し、影響緩和手法を提案すること。
  - b) ラム石炭事業について、新規の環境影響評価の実施を求めた国家環境裁判所の決定（2019年6月26日）の実施。
  - c) LAPSSET事業の戦略的環境影響評価とともに、トゥルカナ湖流域の開発に関する戦略的環境影響評価を、適宜踏まえて、影響を受ける全ての世界遺産の顕著な普遍的価値に対する潜在的影響、間接的影響、累積影響の全てを評価すること。
- ・ラム石炭事業がラム旧市街の顕著な普遍的価値に与える影響について検討した、戦略的環境影響評価改訂版、遺産影響評価、環境影響評価、その他関係文書を、ラム石炭事業を進める前に世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・国際連合安全保安局(UNDSS)の許可が出た後、世界遺産センター、イコモス、イクロムによる共同リアクティブモニタリングミッションを招聘するよう締約国に要請する。
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年2月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。なお、OUVに対する確かな危機や潜在的危機が確認された場合は、作業指針第179項に則って、危機遺産とすることを検討する可能性がある。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 74. アプラヴァシ・ガード

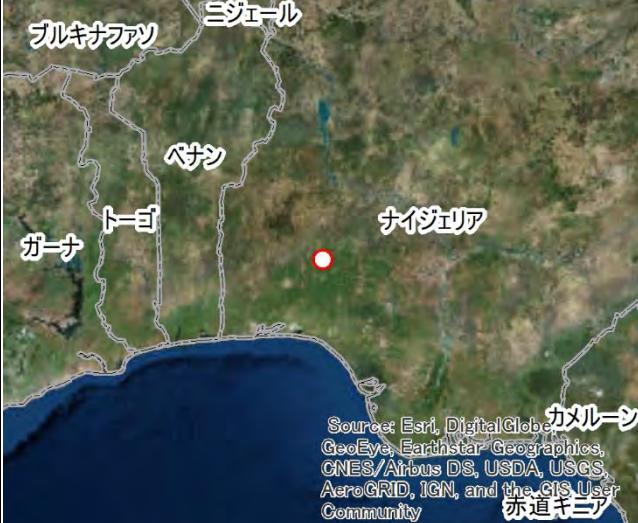
基本情報				
決定番号	43 COM 7B.108	ID No.	1227	
資産名称（英）	Aapravasi Ghat			
締約国	モーリシャス			
 <p>マダガスカル レユニオン モーリシャス</p> <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>© Barbara Blanchard Author: Barbara Blanchard</p>		
種別	文化遺産	資産面積	0.164 ha	
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	28.9 ha	
評価基準	vi	世界遺産一覧表記載年	2006 年	
構成資産数	1			
資産概要	<p>アプラヴァシ・ガートは、モーリシャス島の首都ポートルイスにある広さ 1640 m<sup>2</sup>の一角。1834 年、英國政府はモーリシャス島を、奴隸の代わりに「自由」労働者を雇用するという「偉大なる実験」の場とした。同年から 1920 年の間に、ほぼ 45 万人の契約労働者がインドからアプラヴァシ・ガートに到着し、島内の砂糖農園や、當時英國領だったレユニオン島、南アフリカ、東アフリカやカリブ海に送られたのである。石造りの倉庫や病院など 1860 年代に建てられた移民局関連建造物群は、この場所が、今や世界中に広まった「契約労働」システム発祥の地であり、歴史に残る大規模な労働者の移住が行われたことを示すものである。</p>			
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2014, 2012, 2011, 2010			
保全状況				
現在の課題	商業開発、陸上交通インフラ、管理制度/管理計画			
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在バスターミナルとして使用されている移民広場の再整備を行う移民広場都市ターミナル再整備計画について、事業案の選定が完了し、事業の進捗を監視する「ハイレベル技術委員会」（議長：芸術文化大臣）を設置した。</li> <li>文化遺産地区において、遺産建造物の保存、改良、順応的再利用を目的とするポートルイス・ウォーターフロント第 2 フェーズ（ランドスコープ・モーリシャス社）が計画されているが、本事業は政府からの原則承認を待っている状況である。</li> <li>ライトレール事業及び移民広場でのターミナル駅（メトロエクスプレスプロジェクト社）については 2018 年に実施されたミッションの勧告を受けて修正を行った。最終案について諮問機関のレビューが完了した後、2019 年から 2020 年に緩衝地帯内にライトレール軌道及び駅の整備を行う予定である。</li> <li>大陸間奴隸博物館プロジェクトについては、2018 年に実施されたミッションの勧告を踏まえて検討を進めている。</li> <li>緩衝地帯全体のマスターplanの策定を現在進めている。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p>			

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2018 年に実施されたミッションによると、本資産は良く管理されており、保全状況が良く、資産近くに整備されているインターパリテーション施設の質も高い。</li> <li>・都市計画に関する政策ガイドライン(PPG)6は、主要な開発事業について緯線影響評価及び視覚的影響評価の実施を求めている。</li> <li>・移民広場都市ターミナル計画については、高さ規制、視線制限などを遵守するとともに、建築デザインの質が重要である。</li> <li>・文化遺産地区のポートルイス・ウォーターフロント第2フェーズについては、詳細調査及び幅広いステークホルダーとの協議を実施するまでは、工事を開始すべきではない。</li> <li>・ライトレール及び移民広場でのターミナル駅整備については、駅及び橋の位置に問題があったが、締約国はその後位置を変更した。ライトレールの視覚的影響、聴覚的影響を抑止するために慎重な検討が求められる。ライトレール整備のために、現在資産付近にある歩道を犠牲にしてはならない。</li> <li>・大陸間奴隸博物館については、詳細調査及び幅広いステークホルダーとの協議を実施するまでは、工事を開始すべきではない。</li> <li>・各事業計画についての遺産影響評価を実施する前にマスターplanを完成させる必要がある。</li> <li>・2018 年ミッションの時点では、2013-2018 年管理計画の延長が検討されているところであった。</li> <li>・資産範囲に近接する Parc à Boulets に考古学的属性が存在する可能性があるが、これについてはまだ調査が進んでいない。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	--

決定概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての開発事業を対象にした地区レベルのマスターplanを策定し世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>・個々の開発事業について、累積影響を考慮に入れつつ、遺産影響評価及び視覚的影響評価を実施し提出するよう要請する。</li> <li>・2013-2018年管理計画の見直しを完了し、世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>・資産範囲及び緩衝地帯での開発事業その他の活動について、関係者の参加手続きを必須とする仕組みを構築し、実施するよう要請する。</li> <li>・Parc à Bouletsに本資産の顕著な普遍的価値に関わる重要な属性が存在しているかどうか確認するため、文献調査及び考古学的調査を実施するよう要請する。</li> <li>・2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。</li> </ul>

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 75. オスン-オソボの聖なる森

基本情報			
決定番号	43 COM 7B.109	ID No.	1118
資産名称（英）	Osun-Osogbo Sacred Grove		
締約国	ナイジェリア連邦共和国		
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>		 <p>©CRA-terre Author: Thierry Joffroy</p>	
種別	文化遺産	資産面積	75 ha
タイプ	遺跡(文化的景観)	緩衝地帯面積	47 ha
評価基準	ii, iii, vi	世界遺産一覧表記載年	2005 年
構成資産数	1		
資産概要	オソボの都市郊外に広がる聖なる密林は、ナイジェリアに残された数少ない原生林の一つである。ヨルバの神々の一神である豊穣の女神オスンの住まいとして、聖なる森とそれを取り囲む川は、祭祀場や神像などで彩られている。聖なる森は全ヨルバ族のアイデンティティとして知られており、現在でも神像が奉納され続けている。また、かつてこの一帯に広がっていた同様の宗教体系を証左する唯一の事例として大変貴重である。		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2015, 2014		
保全状況			
現在の課題	火災、陸上交通インフラ、住宅開発、観光/来訪者/レクリエーションの影響、宿泊施設等、表層水汚染		
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オリジナルの建設に関わった伝統的職人を任用して、年長の匠らの監督のもと、彫刻の保全方法を検討している。</li> <li>水質検査の結果、重大な水質汚濁はなかったが、飲料水としては適さないことが判明した。河川周辺でのごみ投棄を防止するキャンペーンの実施が必要である。</li> <li>毎年開催される祭事が過度に商業化している問題について、祭事委員会が個人及び企業からの資金に依存していることが一因と考えられることから、スポンサーに広告を自制するよう要請することとした。</li> <li>職員のトレーニングを継続しているが、「オン・ザ・ジョブ」トレーニングが基本となっているのが実情である。</li> <li>緩衝地帯内の注意が必要な地域に柵を設置した。</li> <li>新しい道路及び橋梁の建設計画は大きな資金を必要とする長期的な国の計画であり、当面は、資産範囲内を通過する既存道路について、森の周辺で生活するコミュニティの車両による使用に制限する措置をとる。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保全の取り組みに前進がみられるが、本資産の規模及び複雑さ、彫刻の脆弱性、オスンの聖なる森を尊重しその神聖性を維持する必要性を考慮すると、まだ不適切と言わざるを得ない。</li> </ul>		

<ul style="list-style-type: none"> <li>・本資産の顕著な普遍的価値は、森林を流れるオスン川が、川の女神オスンの住処として崇拜されていること、およびオスンその他のヨルバ神話の神々に捧げられた 40 基の祠及び彫刻が一帯の神聖性を強化していることに関係している。この聖なる川の水は、毎年の祭事の際に飲用される他、自然の森林を維持するために重要であり、複雑な土とセメントの彫刻の完全性・真実性を維持するためにも重要である。</li> <li>・これまで複数の管理計画が策定されたが、予算不足等により十分に実施されてこなかった。</li> <li>・多くの彫刻が荒廃した保全状況にあり、崩壊しているものもある。アラジェーレ(Alajere)神 6 体の彫刻や 300mの装飾壁は再建されたものである。締約国の保全方法は、破壊された彫刻については写真をもとに作成されたレプリカで置き換え、セメントと赤い顔料を用いて落下した部材をもともどしたり、ひび割れを埋めたりすることとしており、適切な保全方法とは言えない。使用する材料についてのアドバイスも、保存専門家ではなく大手建設会社に求めている。</li> <li>・河川の水質は、上流部の工場廃水のために、飲用に適さない。その結果、祭事の際に、聖なる川の水を飲まないように注意喚起をしなければならない事態になっている。</li> <li>・祭事委員会が、資産範囲内に観光客を相手にした芸術家約 70 人からなる芸術村の建設を、正式な書類の提出なく進めている。なお、これは、資産範囲外で実施すべきとして 2015 年のミッションの勧告にも反している。</li> <li>・世界遺産登録の際に管理計画に示されていた資産範囲内を通過する幹線道路の閉鎖が全く進んでいないことも遺憾である。</li> <li>・世界遺産登録後 14 年間にわたって、必要な措置が実施されてこなかった。保全上の問題の大きさと上流での都市開発を踏まえ緊急に対策をとることを要請する。</li> <li>・危機遺産とすべきかどうか判断するため、世界遺産センター/イコモス/イクロム合同リアクティブモニタリングミッションを招へいするよう勧告する。</li> </ul>
<p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>

## 決定概要

- ・河川の水を人々が使用しないように警告を発するよう要請する。
- ・芸術家村を資産範囲外に移転する可能性を検討するよう要請する。
- ・本資産を危機遺産とすべきかどうか評価するため、世界遺産センター/イコモス/イクロム合同リアクティブモニタリングミッションを招へいするよう要請する。
- ・2020年第44回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年2月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 76. サン-レイ島

基本情報			
決定番号	43 COM 7B.110	ID No.	956
資産名称（英）	Island of Saint-Louis		
締約国	セネガル共和国		
			
<p style="text-align: center;">© UNESCO Author: Dominique Roger</p>			
種別	文化遺産	資産面積	不明
タイプ	建造物群	緩衝地帯面積	不明
評価基準	ii, iv	世界遺産一覧表記載年	2000 年
構成資産数	1		2007 年 軽微な境界線の変更
資産概要	セネガル川の河口に位置する三角州サン-レイ島は、17世紀にフランスの支配下に入り、奴隸やアラビアゴム、金、革を求めてセネガル河を遡上するヨーロッパ商人の拠点となった。19世紀半ばには植民都市化が進められ、現在の歴史的町並みの景観が形づくられた。サン-レイ島は1872年から1957年にかけて植民地時代のセネガルの首都であったため、西アフリカ全体の近代化に貢献したと考えられている。		
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2016, 2014, 2013, 2011, 2010, 2009, 2008, 2006, 2005		
保全状況			
現在の課題	住宅開発、管理上の活動、管理制度/管理計画、水(物理的な影響)、その他（多くの建造物の保全状況が極度に劣悪で、居住者が危険にさらされている）		
審議概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>締約国による保全状況報告</li> <li>2018年10月の政令により、2017年に設立された地域委員会の権限を延長した。</li> <li>フランス開発庁(FDA)の資金援助により、リスクのある建造物のリストの作成を進めており、2019年中に完成する予定である。</li> <li>2018-2020年期優先的修復行動計画をとりまとめた。</li> <li>2018年にサン-レイ建築遺産保護緊急基金を設置した。</li> <li>2020年末までサン-レイ観光開発計画(TDP)とFDAによる様々な活動の実施機関として投資・主要プロジェクト推薦庁(APIX)が指定された。</li> <li>キリスト教大聖堂及びイスラム教大モスクの修復及び海岸線の保護など大規模な修復を進めている。遺産ハウス(Heritage House)の入札書類が完成し、Faidherbe広場の修復については2018年12月に開始した。</li> <li>2019年には、これまでの優良取り組み事例をパンフレットにして、所有者及び投資家に配布する予定である。</li> <li>総合的セネガル海岸線管理計画をとりまとめた。セネガル川の河口部の形態変化についてのモニタリング計画が含まれている。</li> <li>世界銀行及びフランス開発庁の支援により、海岸浸食を抑制し、ラング・ド・バルバリーを保護するための影響調査を開始した。</li> </ol>		

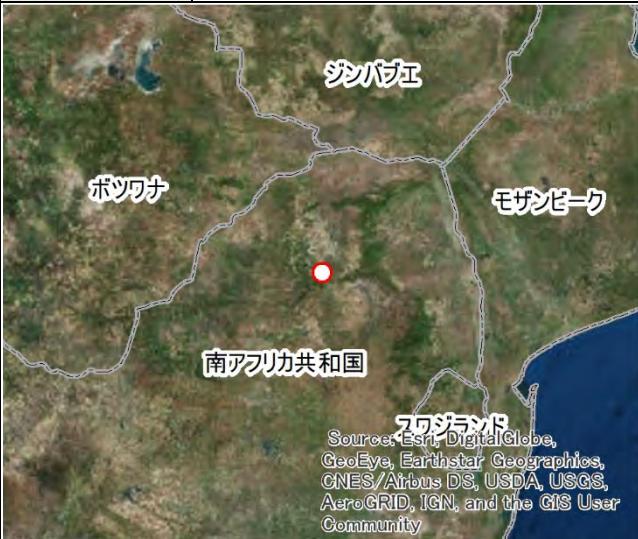
	<p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年5月にリアクティブモニタリングミッションを実施した。</li> <li>・危険な状態にある建造物のリスト作成を歓迎するが、修復に必要な資金についての定量的なデータがあるとさらに良いと考えられる。</li> <li>・緊急基金の設立についての情報は提出されていないが、必要な資金を確保するための戦略をとりまとめるよう勧告する。</li> <li>・多くの取り組みが現時点では計画段階にあるか実施に向けた初期段階にとどまっている。</li> <li>・大モスクの整備、大聖堂の修復、Faidherbe 広場、ポワントピートル広場、波止場、護岸の再開発など、締約国及び TDP-FDA が計画している大型事業に懸念がある。作業指針第 172 項に則って、これらの事業に関する全ての関係書類を提出するよう要請する。</li> <li>・大モスクの整備に関して、ミナレット一塔のみの維持管理を実施し、当初計画されていたもう一棟については実施できなかつたことが報告されているが、2017年のミッションで指摘されていた新しいミナレットの建設に関する懸念を低減することには貢献していない。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	---

#### 決定案概要

- ・締約国が提示している措置は今のところ計画段階か実施に向けた初期段階にとどまっていることから、それらの実施を加速するよう締約国に要請する。
- ・作業指針第 172 項に則って、大モスク、大聖堂、Faidherbe 広場、ポワントピートル広場、波止場、護岸に関するプロジェクトに関する全ての書類を世界遺産センターに提出するよう要請する。
- ・長期的に資産管理を強化するよう要請する。
- ・2021 年第 45 回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020 年 2 月 1 日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 77. 南アフリカ人類化石遺跡群

基本情報				
決定番号	43 COM 7B.111	ID No.	915	
資産名称（英）	Fossil Hominid Sites of South Africa			
締約国	南アフリカ共和国			
 Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community		 ©UNESCO Author: Francesco Bandarin		
種別	文化遺産	資産面積	27,378.7925 ha	
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	86,387 ha	
評価基準	iii, vi	世界遺産一覧表記載年	1999 年	
構成資産数	3		2005 年拡張	
資産概要	1924 年、南アフリカ北東部のスタークフォンテン渓谷にある多数の洞穴から、350 万年前の化石人骨が発掘された。オーストラロピテクス・ロブトゥスとオーストラロピテクス・アフリカヌスである。また、マカパン渓谷沿いに点在する洞窟からは、約 330 万年前からの人類の進化を辿ることでできる痕跡が多数残されている。本遺跡群から出土した化石人骨によって、初期人類とりわけパラントロップスの同定や、180~100 万年前までに起こったとされる火の獲得を検証することが可能となった。			
これまでの保全状況報告（年）	2019, 2017, 2015, 2013			
保全状況				
現在の課題	地下水汚染、鋼材採掘、その他の気候変動影響、水（物理的影響）、表層水汚染、その他（酸性の鉱山廃水）			
審議概要	1. 締約国による保全状況報告 • 総合管理計画(IMP)を現在作成中である。 • 資産に関する気候変動の展望について変化はない。 • 「南アフリカ人類化石遺跡群（ステールクフォンテン遺跡、スクルトクランス遺跡、クロムドライ遺跡及び周辺）の脆弱な化石遺跡リスク防止戦略」を策定した。 • 酸性の鉱山廃水を管理するための短期的対策を実施した結果、地表水、地下水の水質が改善したが、高い硫酸塩濃度と、一般廃棄物処置施設からの細菌汚染については低減できていない。 • 遅くとも 2019 年 9 月までに、西側流域水処理施設を含む長期的対策を実施する業者の選定を行う予定である。  2. 世界遺産センターの見解 • ステールクフォンテン遺跡、スクルトクランス遺跡、クロムドライ遺跡及び周辺についての報告はあったが、マカパン渓谷、タウンズヘッド蓋化石出土地については報告がない。 • 長期的対策の実施に想定以上の時間がかかっており、当初の予定より 2 年近く遅れが出ている。 • 短期的対策の水処理施設は、雨季となる夏季の降水量に対応できる処理能力はない。そのため、長期的対策の実施が緊急的課題である。 • 一般ごみ処理場に起因する地表水及び地下水の細菌汚染は、職員、来訪者、研究者の健康に対する			

	<p>脅威であり、対策が急がれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リスク防止戦略及び総合管理計画は、ステールクファンテン遺跡、スクルトクランス遺跡、クロムドライ遺跡及び周辺のみを対象としていることから、残りの2つの構成資産を対象に含めるよう拡張する必要がある。また、リスク防止戦略は、水質以外のリスクも対象に含める必要がある。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ブルキナファソより、事務局及び諮問機関による報告は、資産の一部について強調された見方の狭い内容で受け入れがたいとしつつ、「緩衝地帯の内側及び外型の全ての大規模事業について世界遺産センターに報告することを求める」要請文から「緩衝地帯の内側及び外型の」という文言を削除する修正案が提出された。</li> <li>ノルウェー、タンザニア、ジンバブエ、アンゴラ、ウガンダ、タンザニアが修正案を支持した。</li> </ul>
<b>決定概要</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>本資産が広い周辺環境の表流水、地下水の水質の影響を受けやすいことを踏まえ、作業指針第172項に則って、資産の全ての構成資産に近接する場所における鉱業免許発出を含む全ての大規模事業について世界遺産委員会に連絡するよう締約国に要請する。</li> <li>2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。</li> </ul>	

## その他の世界遺産の保全状況個票

### 78. クタマク、バタマリバ人の土地

基本情報				
決定番号	43 COM 7B.112	ID No.	1140	
資産名称（英）	Koutammakou, the Land of the Batammariba			
締約国	トーゴ			
 <p>Source: Esri, DigitalGlobe, GeoEye, Earthstar Geographics, CNES/Airbus DS, USDA, USGS, AeroGRID, IGN, and the GIS User Community</p>				
 <p>© CRA-Terre Author: T. Joffroy</p>				
種別	文化遺産	資産面積	50,000 ha	
タイプ	遺跡	緩衝地帯面積	不明	
評価基準	v, vi	世界遺産一覧表記載年	2004 年	
構成資産数	1			
資産概要	<p>アフリカ西部、トーゴの北東部に位置するクタマクの景観は、東隣の国ベナン近くにまで広がっている。ここは少数民族のバタマリバ人の暮らす場所でもあり、彼らの泥で造った珍しい塔状の住居は、トーゴの象徴として知られている。5 万 ha の広大な文化的景観は、農地や森だけでなく、人びとと土地の結びつきを表した、タキエンタの住居建築により、傑出したものとなっている。建築物の多くは 2 階建てで、穀物庫を持つ住居は、円筒形の壁の上がほぼ球状になっている。建物は村単位に密集しており、儀式を行う場や泉、岩や成年式を執り行う一帯などが含まれている。</p>			
これまでの保全状況報告（年）	2019			
保全状況				
現在の課題	財政、林業/木材生産、住宅開発、法的枠組、管理制度/管理計画、水(物理的な影響)、その他(新しい建設物)			
審議概要	<p>1. 締約国による保全状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>伝統的住居について、建設材料が不足しているため、現在建築の影響を受けて、半都市位置が出現している。</li> <li>無形遺産について、一神教の影響などにより、成年式、葬式、信仰儀礼などの伝統的慣習が失われつつある。</li> <li>自然景観について、森林伐採、無秩序な都市化、資産の一部についてアクセスできない状況、厳しい天候といった課題がある。</li> <li>現場管理について、保全のための人材、設備、資金が不足しており、法的措置も不十分であることが課題となっている。</li> <li>資産の公開活用について、質の高い宿泊施設が不足していることが課題である。</li> <li>2018 年に災害による被害を受けたが、修理は完了している。</li> </ul> <p>2. 世界遺産センターの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2018 年 10 月の緊急ミッションで、587 棟のタキエンタが破壊（半壊 421 棟、全壊 166 棟）されており、バタマリバ先祖の祖靈を守る祭壇についても破壊されていることを確認した。</li> <li>2018 年の悪天候により、複数のタキエンタが破壊された際に緊急ミッションを招へいし、復元を開始したことを歓迎する。現在継続中の復元措置について詳細を提供するように要請する。</li> </ul>			

	<ul style="list-style-type: none"> <li>タキエンタの豪雨被害は繰り返し発生し、地域コミュニティによって修理が行われることが通常であるが、2018年に記録された被害の規模はリスク管理及びモニタリングに欠陥があることを示唆する。</li> <li>タキエンタを含め資産を構成している要素のリスト化が不十分であり、全体像の把握ができない。</li> <li>2015年に国際援助を受けて作成された2016-2026年管理計画に国の承認が下りていないため実施されていない。</li> <li>タキエンタの隣にたっている現代建築物の外観（円形、正方形、長方形の小屋、藁の代わりに金属板が使用された屋根、管理施設）や建築材料、構造等が変化している。これらは現代の生活様式に適合した住民のニーズを反映したものだが、クタマクの文化的景観に対して負の影響を及ぼす可能性がある。それはまた、森林伐採や無秩序な都市化（ナドバ村など）によって加速する可能性がある。</li> </ul> <p>3. 世界遺産委員会での審議 個別審議は行われず、決定案どおり採択された。</p>
--	---

決定概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>現在進められているタキエンタの復元措置について詳細情報を提供するよう要請する。</li> <li>リスク管理計画を含む管理保全計画を完成させ承認するよう要請する。</li> <li>資産の範囲及び緩衝地帯の範囲を決定し、世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>タキエンタ及び資産全体の顕著な普遍的価値に貢献する属性のリストを作成し、地図とともに世界遺産センターに提出するよう要請する。</li> <li>世界遺産センター/イコモス/イクロム合同リアクティブモニタリングミッションを招へいするよう要請する。</li> <li>2021年第45回世界遺産委員会での審議に間に合うよう、2020年12月1日までに、保全状況及び上記要請の実施状況について更新した報告を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。</li> </ul>



### **第3章 新規推薦案件の審査（議題 8B）**



## 1. 全体分析

第43回世界遺産委員会の文化遺産及び複合遺産の新規資産のイコモス審査（議題8B）では、新規記載申請31件（うち複合遺産1件）、重大な境界線変更（拡張）申請1件（複合遺産）、過去の世界遺産委員会において審査され情報照会または記載延期となっていた資産5件の再提出があった（合計37件）。

そのうち、2件が「最近の戦争、紛争に関わる資産」として第44回委員会まで保留となり、文化遺産3件が事前に取り下げられ、さらに、諮問機関から不記載勧告がでていた2件が直前に審議取り下げとしたため、世界遺産委員会では、文化遺産28件、複合遺産1件の新規記載、複合遺産1件の拡張審議が行われた。審議の結果、文化遺産24件、複合遺産1件が新たに記載され、複合遺産1件の拡張が認められた。

### イコモスの勧告判定

イコモスは、各推薦について、価値の観点（比較分析、完全性、真実性、評価基準への適合性）と保存管理の観点（境界線、資産の保護、緩衝地帯における保護措置、保全、管理、脅威への対応）から4段階（良い、適切だが改善できる、現時点では証明されていない、不適切）に評価を行い、記載勧告、情報照会、記載延期、不記載のどの勧告にするかを決定している。

勧告判定のためのチェックツール<sup>1</sup>

比較分析	完全性	真実性	評価基準	構成資産の選定 (シリアルの場合)	境界線	資産の保護	緩衝地帯における保護措置	保全	管理	脅威への対応	現地調査	結論
✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	≈	≈	≈	なし	記載
✓	✓	✓	✓	✓	≈	X	X	≈	≈	≈	なし	情報照会
✓	✓	✓	✓	✓	X	X	X	X	X	X	要	記載延期
○	✓	✓	○	✓							要	記載延期
○	○	○	○	○							要	記載延期
X	X	X	X	X							-	不記載

✓ 良い；≈ 適切だが、改善できる；○ 現時点では証明されていない；X 不適切

<sup>1</sup> このマトリックスはすべての組み合わせを示すものではなく、それぞれのカテゴリーの最低限の要件を示している。

また、世界遺産委員会で各推薦案件に対するイコモスの評価を説明する際に、イコモス代表はこの表に準じた総括表を用いて説明を行っている（右写真）。

このツールに基づけば、イコモスが記載勧告を出すのは、価値が証明されているとともに、資産の保護、緩衝地帯における保護が良好に行われているものであり、価値が認められても、資産範囲や緩衝地帯の保護措置に課題がある場合は、情報照会ないし記載延期と判断すると解釈できる。これに対し、価値が認められるのであれば、保存についての改善を行う意思を関係国に確認したうえで、記載の決定を行うという傾向が世界遺産委員会委員国の間に認められる。

Justification for inscription, integrity and authenticity	Conservation, protection and management
✓ Comparative Analysis	✓ Boundaries
✓ Integrity	✓ Protection
✓ Authenticity	✓ Conservation
✓ Criteria (iii), (iv)	✓ Management

ICOMOS

## 近代の紛争に係る資産と決定 42COM8

第42回世界遺産委員会において、「最近の戦争、紛争に関わる資産」が2件提出されたが、関係する国や地域によって解釈や評価が異なることが想定され、世界遺産条約の理念と相いれない可能性があることから、これらの資産についての個別の審議を行う前に、このような資産をどのように評価すべきかについて第44回世界遺産委員会で包括的な議論を行うことが決定されていた。本委員会に推薦書が提出された2件についてもこの種の資産に該当するとして2件の審議が保留となった。

第42回、第43回世界遺産委員会に提出された「最近の戦争、紛争に関わる資産」

	審議された委員会	締約国	資産名称	締約国評価基準	イコモス勧告	決定	文化遺産タイプ
1	第42回	ベルギー王国 / フランス共和国	第一次世界大戦の墓地等（西部戦線）	(iii)(iv)(vi)	審議延期 (Postponement)	審議延期 (Adjourn)	近代遺産（記念物、墓地）
2	第42回	ドイツ連邦共和国	ハンブルク＝アルトナのユダヤ人墓地	(ii)(iii)(iv)	取り下げ		記念物（墓地）
3	第43回	フランス共和国	1944年のノルマンディー上陸の海岸	(iv)(vi)	審議保留		近代遺産
4	第43回	ルーマニア	ブランクーシによるトゥルグ・ジウの記念物群	(i)(ii)(iv)(vi)	審議保留		近代遺産（記念物）

## イコモス勧告と世界遺産委員会決定

本委員会で新規記載が審査された文化遺産・複合遺産29件の中、イコモスが記載勧告を出したものは約69%の20件に上った（昨年は48%）。そのうち、記載勧告が出ていたにもかかわらず、推薦国内の事情で情報照会となった特殊な事例が1件あったが、最終的に86%に当たる25件が記載された（事前取り下げ、直前取り下げられた5件を含めても34件中25件で71%）。

記載勧告が出ていたにもかかわらず、推薦国内の事情で情報照会となったのは、オーストリア・ドイツ・ハンガリー・スロバキア4か国により推薦されていた、164件の構成資産からなる国境を越えた資産かつシリアルノミネーション（資産名「ローマ帝国の国境線：ドナウ川のリメス」）で、記載勧告まで出されていたが委員会直前に、関係国のひとつハンガリー政府が構成資産の一部を資産範囲から外すことを決定したことから、関係国での調整、諮問機関、世界遺産センターとの調整が間に合わず、ハンガリーの要請により情報

照会となつた。国境を越えた資産、特に大多数の構成資産からなるものの調整の難しさを示す事例であった。

また、昨年につづき、不記載勧告から記載となつたものが1件出た。アゼルバイジャン推薦の「ハーンの宮殿とシェキ歴史地区」は、諮問機関の勧告は不記載であったが、取り下げられず、委員会で審議され、記載された。本資産は、2017年に開催された第41回世界遺産委員会に提出され、諮問機関は不記載勧告を出したものの、委員会審議の結果情報照会となり、本委員会に再提出されたものであった。諮問機関は、価値に関して新たな情報は提出されていないため、価値に関する評価は変わらないとして、再度不記載とすべきとしたが、これに対してクウェート、中国を含む多くの委員国が、情報照会の決定をした際に締約国に対して付された勧告には価値に関するものではなく、保全措置を整備することが求められていたとし、締約国はその勧告に対して適切に対応しているのであるから、記載すべきとの立場をとった。諮問機関及び世界遺産センターは、価値の有無は記載されるまで確定しないのが原則であり、情報照会となつた時点で価値を保証することはできないと説明をした。第42回世界遺産委員会で諮問機関の不記載勧告から記載勧告となつた「アハサー地方のオアシス、進化する文化的景観」(サウジアラビア)の審査の際にも記載に反対したオーストラリアや、スペインは、記載に反対したが、記載を支持する国が多く記載となつた。

第42回世界遺産委員会で、諮問機関の不記載勧告から記載勧告となつた「アハサー地方のオアシス、進化する文化的景観」(サウジアラビア)は、新規推薦案件であったが、「ハーンの宮殿とシェキ歴史地区」(アゼルバイジャン)は過去に審査され、当時も諮問機関は不記載勧告を出していたが、情報照会となつたものであり、その際の委員会決定が諮問機関の勧告と異なる決定を採択する根拠とされた。この点において、新規推薦案件の「アハサー地方のオアシス、進化する文化的景観」(サウジアラビア)とは異なつており、むしろ、第42回委員会で記載された「ナウムブルク大聖堂」に近いと言える。

一方で、第42回世界遺産委員会(2018年)で諮問機関から不記載勧告がだされたが、委員会の審議で情報照会となつた「プロセッコ・ディ・コネリアーノ・ヴァルドッビアデーネの丘」(イタリア)については、資産範囲を修正して本委員会に再提出された結果、諮問機関からも記載が勧告され、委員会において記載が決定した。一度、諮問機関が不記載勧告を出した場合でも、情報照会手続きの中で行われた修正によっては、諮問機関が記載勧告を出すこともあることを示す事例となつた。

新規記載の審査について、諮問機関の勧告と異なる決定が採択されたのは、29件中6件であった(推薦国の要請により記載勧告から情報照会となつたハンガリー他の事例を除く)が、記載勧告を除くと、9件中6件で(3分の2)、全てが記載とする決定であった(4件が情報照会勧告から記載、1件が記載延期勧告から記載、1件が不記載勧告から記載)。

表 第43回世界遺産委員会における  
イコモス勧告と世界遺産委員会決定との対照(文化遺産、複合遺産)

イコモス勧告	記載	情報照会	記載延期	不記載	イコモス勧告 計
記載	19	1	0	0	20
情報照会	4	0	0	0	4
記載延期	1	0	3	0	4
不記載	1	0	0	0	1
世界遺産委員会決定計	25	1	3	0	29

括弧申請、事前取り下げを除く。

網掛け範囲はイコモス勧告から「繰り上げ」となつた決定が採択されたことを示す。

参考：過去の委員会決定が新規推薦に及ぼす影響：ナウムブルク大聖堂、古代泉州市（「ザイトン」）の事例（第42回世界遺産委員会報告書より一部修正して再掲）

第42回世界遺産委員会（マナーマ）で記載された「ナウムブルグ大聖堂」（ドイツ）は、イコモスは、価値があることを前提として情報照会とした第41回世界遺産委員会の決定41 COM 8B.29のもとでは「勧告を出せない(unable)」としていたが、委員会審議では、多くの委員国が過去の委員会決定を尊重し整合性を保つべきという趣旨の発言を行い、最終的に記載となった。

表 決定41 COM 8B.29の内容とそれに対するイコモスの見解

決定41 COM 8B.29の内容	イコモス評価書内でのイコモスの見解
a: ナウムブルグ大聖堂に与えられた (given) 頗著な普遍的価値(OUV)に焦点を あてて推薦を再構成すること。	作業指針では、世界遺産委員会により情報照会とされた推薦資産の OUV を認めていない (OUV は記載時に認められる)。世界遺産委員会によりこの資産の OUV は事前に認められていることだが、イコモスは通常の評価手続きに則り評価を行った結果、どの評価基準にも当てはまらないとの結論に至った。世界遺産委員会の決定との不一致が生じていることを遺憾に思う (uncomfortable)。
b: 推薦範囲の境界線と管理計画を調整すること。	推薦資産の管理と保全状況は適切だが、OUV を認めていないので重要なポイントではない。
c: 3年間のうちに委員会で採択するため、 OUV の説明を再考すること。	勧告の意味が明確でないが、作業指針第159段落にある情報照会に付された推薦に関する記述に則るという意味と理解している。

表 「ナウムブルグ大聖堂」記載までの委員会審議経過

審議年	資産名・タイプ・構成資産	評価基準	イコモス勧告	委員会決定
2015年	ナウムブルク大聖堂及びザーレ川・ウンシユトルト川の景観- 中世盛期の権力者の所領 (文化的景観、11件)	(iv)(v)	不記載	記載延期
2017年	ナウムブルク大聖堂と、ザーレ川とウンストルート川の中世盛期の文化的景観 (文化的景観、3件)	(i)(ii)(iv)	不記載	情報照会
2018年	ナウムブルク大聖堂 (サイト、1件)	(i)(ii)(iv)	勧告を出せない（決定案では不記載）	記載

また、同世界遺産委員会で、不記載勧告から情報照会決定となった「古代泉州市（「ザイトン」）の歴史的記念物・遺跡（中国）」は、決定文で「評価基準(ii)(iii)(vi)を満たす高いポテンシャルがある」との言及がなされており、将来の世界遺産委員会の審議でナウムブルグ大聖堂や「ハーンの宮殿とシェキ歴史地区」と同様の形になるのか、「プロセッコ・ディ・コネリアーノ・ヴァルドッビアデーネの丘」（イタリア）のように諮問機関が納得する修正が行われるか注目される。

## 推薦国とイコモスとの「対話」4年目

本年は、審査過程で推薦国とイコモスの「対話」が開始されて4年目となる。

「対話」1年目の2016年は、イコモス勧告に情報照会勧告がなく、「記載」と「記載延期/不記載」に二極化する傾向がみられた。2年目の2017年は情報照会勧告が1件あったが、記載勧告10件、記載延期勧告8件、不記載勧告4件、保留1件とやはり二極化の傾向がみられた。本年は、審査案件が例年より多かったこともあり、記載勧告が20件とこれまでより多くなったが、情報照会、記載延期、不記載については、同程度の勧告件数となった。

表 イコモスとの「対話」が行われた4年間のイコモス勧告一覧

	1年目 (第40回世界遺産委員会)	2年目 (第41回世界遺産委員会)	3年目 (第42回世界遺産委員会)	4年目 (第43回世界遺産委員会)
記載	10	10	11	20
情報照会	0	1	2	4
記載延期	8	8	5	4
不記載	1	4	6	3
保留	0	1 「ヘブロン/アル=ハリール旧市街」(パレスチナ)	1 「ナウムブルク大聖堂」(ドイツ)	2 「1994年のノルマンディー上陸の海岸」(フランス) 「プランクーシによるトゥルグ・ジウの記念物群」(ルーマニア)

## 新規記載と追加勧告

第43回世界遺産委員会において新規記載となった25件の文化遺産、複合遺産には、全て何らかの追加勧告が付された。世界遺産委員会の追加勧告には、管理計画の策定等の具体的な対応の実施を勧告するタイプと、いくつかの課題を指摘しつつ「以下について検討するよう」勧告するタイプのやや緩い勧告があるが、今回イコモスが記載勧告を出した19件中全てに後者の勧告が付された。今後も、記載案件であっても、何らかの勧告が付く傾向が継続するものと考えられる。

表 第43回世界遺産委員会で記載された文化遺産、複合遺産のイコモス勧告と追加勧告数の関係

	件数	「～を実施するよう勧告する」タイプの具体的な追加勧告が付されたものの数 (勧告の項目数)	「以下について検討・奨励するよう勧告する」タイプの追加勧告が付されたものの数 (勧告の項目数)	勧告の実施状況等について報告の提出が求められたものの数 (提出期限)
イコモス記載勧告 (内1件は当該締約国の要請により情報照会決定)	19件	なし	19件 (2~18項目)	6件 (2019年12月1日、2020年2月1日、2021年12月1日)
イコモス情報照会勧告から記載になったもの	4件	2件 (1~4項目)	4件 (2~10項目)	5件 (2019年12月1日、2020年2月1日、2020年12月1日)
イコモス記載延期勧告から記載になったもの	1件	なし	1件 (7項目)	1件 (2020年12月1日)
イコモス不記載勧告から記載になったもの	1件	なし	1件 (4項目)	1件 (2020年12月1日)

## 構成資産を限定した記載勧告

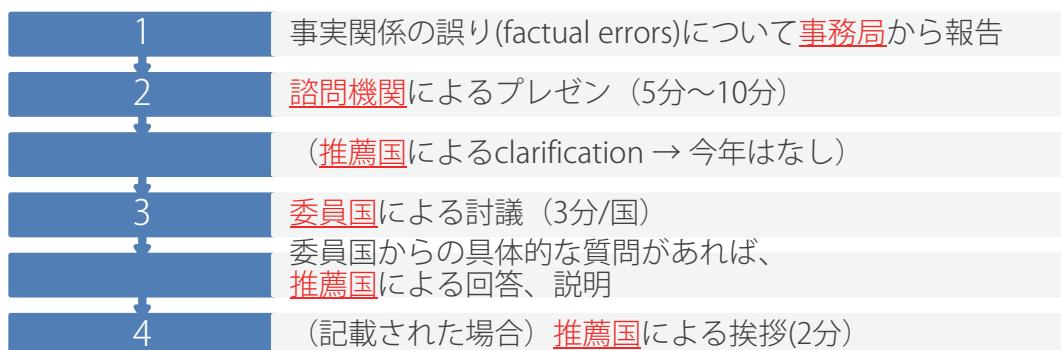
近年、複数の構成資産からなるシリアル・プロパティの推薦が増加する中、推薦された構成資産の一部に限定した記載勧告が見られるようになった。例えば、第37回世界遺産委員会（ブノンパン）で審査された「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」の「三保松原」や、第39回世界遺産委員会（ボン）で審査された「エフェソス」（トルコ）の「聖母マリアの家」、第41回世界遺産委員会（クラクフ）で審査された「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」（日本）、第42回世界遺産委員会（マナーマ）で審査された「山寺、韓国の山岳仏教僧院群」（韓国）で一部の構成資産に限定して記載するという勧告が諮問機関からだされた。ただし、これらは最終的に、推薦された構成資産全てが記載された。

第41回世界遺産委員会（クラクフ）で審査された「16、17世紀のヴェネツィアの防御施設群：スタッット・ダ・テッラー西部スタッット・ダ・マール」（イタリア、クロアチア、モンテネグロ）は、推薦された構成資産15件のうち6件に絞って記載された。

本世界遺産委員会では、ロシアから推薦された「古都プスコフの建造物群」に対して、18件の構成資産のうち、10件のみを記載する勧告が出され、10件のみが記載された（あわせて、資産名称が「プスコフ派建築の教会群」に変更された）。

## 推薦国による発言機会

第40回世界遺産委員会においては、諮問機関によるプレゼンテーションのあと、推薦国による発言（「釈明、クラリフィケーション」）を行う機会が与えられたが、その後の世界遺産委員会ではこの機会は設けられず、従来通り、委員国から具体的な質問があった場合に、質問に回答するための発言機会が与えられるにどまっている。今後も釈明のための発言の機会が与えられるかどうかは委員会ごとに議長と事務局で判断し運用されるものと思われる。



## 拡張登録、既存の世界遺産の構成資産を含む新規推薦

第43回世界遺産委員会では、「作業指針」第165段落の「重大な境界線の変更」に基づく文化遺産、複合遺産の拡張として、「オフリド地域の自然遺産及び文化遺産」の拡張が行われた。「オフリド地域の自然遺産及び文化遺産」は、西バルカンのオフリド湖はアルバニア共和国と北マケドニア共和国の国境を跨いでいるが、湖の北マケドニア側部分のみが、複合遺産「オフリド地域の自然遺産及び文化遺産」として1979年に記載されていた。同資産は、その後1980年に拡張され、2009年には軽微な境界線の拡張が行われていた。

今回の拡張申請は、アルバニア側に範囲を拡張するものであり重大な資産範囲の拡張であり、申請通り拡張が認められた。なお、評価基準に関する修正はなかった。

現在までに世界遺産リストに記載された全ての世界文化遺産(869件)及び複合遺産(39件)のうち、「作業指針」第165段落の「重大な境界線の変更」に基づく拡張ないし縮小が行われたもの、もしくは、最初に自然遺産として記載され、その後文化遺産としての価値を加えて複合遺産として再推薦するなどして拡張されたものは、55件延べ64回で、文化遺産が44件(文化遺産全体の5%)、複合遺産は11件で複合遺産全体の約28%にのぼる。今回拡張が承認された「オフリド地域の自然遺産及び文化遺産」(北マケドニア、アルバニア)も複合遺産で、過去に拡張を行った資産である。過去10年間(2009~2018年)では、22件が審議され、18件が承認されている。

なお、「重大な境界線の変更」の申請は、新規推薦1件としてカウントされ、また、評価基準の変更は基本的には認められない(評価基準の変更を行う場合は、「再推薦」とみなされる)ことになっており、過去10年間で、拡張申請に際して新しい評価基準を追加して申請した事例は3件あり、2件(グラーツ市歴史地区(オーストリア)、アルタミラ洞窟(スペイン))は、拡張事態は認められたものの、評価基準の追加は認められなかった。拡張に際して評価基準が追加されたものは、2010年に拡張が認められた「ランメルスベルク鉱山、歴史都市ゴスラー、ハルツ上部の水利システム」(ドイツ)のみで、これは、イコモスの情報照会勧告を覆す形で、世界遺産委員会で拡張が認められたものである。

## シリアルノミネーション

第43回世界遺産委員会で記載された25件の文化遺産、複合遺産の内、10件が単独の資産範囲からなるものであり、残りの15件がシリアルプロパティ（連続性のある資産）であった。新たに記載された文化遺産、複合遺産の中で構成資産の数が最も多かったのは日本から推薦された「百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—」の45件であった。

ロシアから推薦された「古都プスコフの建造物群」に対して、18件の構成資産のうち、10件のみを記載する勧告が出され、10件のみが記載された。

なお、締約国の要請により情報照会となつた「ローマ帝国の国境線：ドナウ川のリメス」（オーストリア他）は、164件の構成資産からなるシリアルノミネーションであった。

表 第43回世界遺産委員会で新規に記載された文化・複合遺産の構成資産数

構成資産数	件数	摘要
1	10	
3~9	9	オーストラリア連邦 「ブジ・ビム文化的景観」（構成資産3件）、 カナダ「ライティング・オン・ストーン/アイシナイビ」（構成資産3件）、 中華人民共和国「良渚考古遺跡群」（構成資産4件）、 ポーランド共和国「クシェミオンキ 先史時代のストライププリントの採掘地域」（構成資産4件）、 ブラジル連邦共和国「パラティとイル・グランデの文化と生物多様性」（構成資産5件）、 ブルキナファソ「ブルキナファソの古代鉄冶金遺跡群」（構成資産5件）、 ミャンマー連邦共和国「バガン」（構成資産8件）、 アメリカ合衆国「フランク・ロイド・ライトの20世紀の建築」（構成資産8件）、 大韓民国「書院：韓国的新儒教アカデミー」（構成資産9件）
10以上	6	インドネシア共和国「サワルントのオンビリン炭鉱遺産」（構成資産12件）、 ラオス人民民主共和国「シエンクワーンの巨石壺(Jar)遺跡群-ジャール平原」（構成資産15件）、 ロシア連邦「プスコフ派建築の教会群」（構成資産18件→記載10件）、 バーレーン王国「ディルムン墳墓」（構成資産21件）、 ドイツ連邦共和国/チェコ共和国「エルツゲビルゲ/クルシューノホリ鉱山地域」（構成資産22件）、 日本国「百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—」（構成資産45件）
合計	25	

### 記載された文化遺産の種類と評価基準の適用について

第43回世界遺産委員会で記載された文化遺産、複合遺産の評価基準は以下に示すとおりである。遺産タイプについては、正式な分類は存在しないが、便宜上タイプを示した。日本の「百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群一」は考古遺跡（古墳）とした。第43回世界遺産委員会では、最も多くの遺産のタイプは昨年同様に文化的景観（9件）であった（昨年は5件）。最も多く採用された評価基準は「典型」を示す評価基準(iv)で14件認められた。昨年最も多く採用された「物証」を示す評価基準(iii)も13件に採用されており、依然として良く採用されている（昨年は10件）。

表 第43回世界遺産委員会で記載された文化遺産と複合遺産のタイプと評価基準

遺産タイプ	件数	i 傑作	ii 交流	iii 物証	iv 典型	v 土地利用	vi 無形
考古遺跡	5			5	3		1
考古遺跡（鉱山）	2		1	1	2		1
考古遺跡（古墳）	1			1	1		
文化的景観	7		1	5	4	3	
文化的景観（複合遺産）	1					1	
文化的景観（農業）	1					1	
歴史的都市	2		2		1	1	1
建造物群	2		1	1			
建造物群（近代建築）	1		1				
土木遺産	1		1		1		
記念物（宮殿）	1				1		
近代遺産（天文）	1	1	1		1		1
合計	25	1	8	13	14	6	4

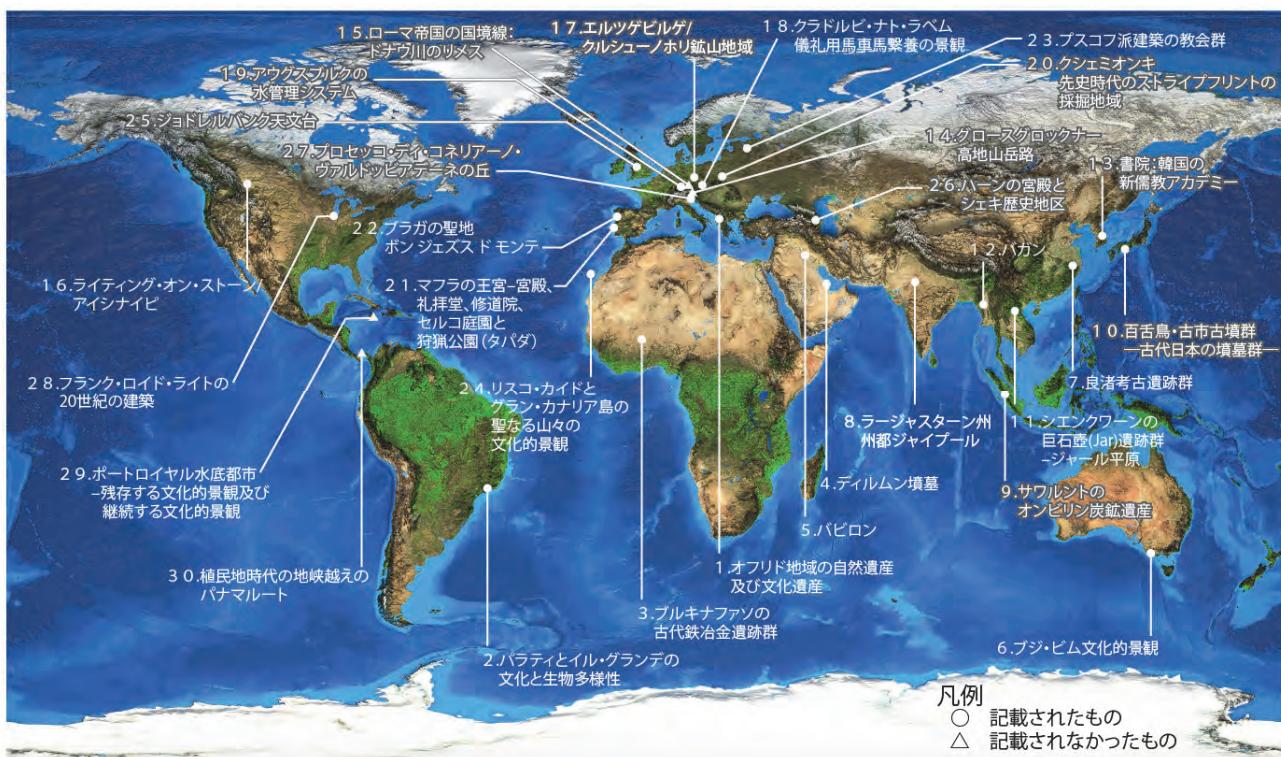
表 議題 8B (新規記載) 審査結果一覧 (文化遺産、複合遺産・審議順)  
網掛け：イコモス勧告と異なる決定が採択されたもの。

順番	締約国	資産名称	締約国 評価基準	イコモス 勧告	決定	文化遺産タ イプ	構成資 産数
1	アルバニア共和国	オフリド地域の自然遺産及び文化遺産（1979年記載の北マケドニアの資産「オフリド地域の自然遺産及び文化遺産」（1980年拡張、2009年軽微な境界線変更）の拡張）	(i)(iii)(iv) (vii) *評価基準の変更なし	OK/OK (i)(iii)(iv)(vii) (同時に危機遺産)	OK (i)(iii)(iv)(vii) (危機遺産は見送り)	複合遺産	1
2	ブラジル連邦共和国	パラティとイル・グランデの文化と生物多様性	(ii)(v)(vi) (vii)(x)	/I (v)(x)	 (v)(x)	複合遺産 文化的景観	5
3	ブルキナファソ	ブルキナファソの古代鉄冶金遺跡群	(iii)(iv)(vi)	 (iii)(iv)(vi) (名称変更)	 (iii)(iv)(vi) (名称変更)	考古遺跡 (鉱山)	5
4	バーレーン王国	ディルムン墳墓	(iii)(iv)	 (iii)(iv)	 (iii)(iv)	考古遺跡	21
5	イラク共和国	バビロン	(iii)(vi)	 (iii)(vi) (同時に危機遺産)	 (iii)(vi) (危機遺産は見送り)	考古遺跡	1
6	オーストラリア連邦	ブジ・ビム文化的景観	(iii)(v)	 (iii)(v)	 (iii)(v)	文化的景観	3
7	中華人民共和国	良渚考古遺跡群	(iii)(iv)	 (iii)(iv)	 (iii)(iv)	考古遺跡	4
8	インド	ラージャスター州州都ジャイプール	(ii)(v)(vi)	D	 (ii)(iv)(vi)	歴史的都市	1
9	インドネシア共和国	サワルントのオンビリン炭鉱遺産	(ii)(iv)	 (ii)(iv)	 (ii)(iv)	鉱山遺産	12
10	日本国	百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—	(iii)(iv)	 (iii)(iv)	 (iii)(iv)	考古遺跡 (古墳)	45
11	ラオス人民民主共和国	シエンクワーンの巨石壺(Jar)遺跡群-ジャール平原	(iii)	 (iii)	 (iii)	考古遺跡	15
12	ミャンマー連邦共和国	バガン	(iii)(iv)(vi)	 (iii)(iv)(vi)	 (iii)(iv)(vi)	考古遺跡	8
13	大韓民国	書院：韓国的新儒教アカデミー	(iii)(iv)	 (iii)	 (iii)	建造物群	9
14	オーストリア共和国	グロースグロックナー高地山岳路	(i)(ii)(iv)	D	D	近代遺産	1
15	オーストリア共和国/ ドイツ連邦共和国/ ハンガリー/ スロバキア共和国	ローマ帝国の国境線：ドナウ川のリメス	(ii)(iii)(iv)	 (ii)(iii)(iv)	R (ハンガリー国内の構成資産の推薦取り下げによる)	考古遺跡	175
16	カナダ	ライティング・オン・ストーン/アイシナイピ	(i)(iii)(iv)(vi)	 (iii)	 (iii)	文化的景観	3
17	ドイツ連邦共和国/ チェコ共和国	エルツゲベルゲ/クレスチノホリ鉱山地域	(ii)(iii)(iv)	 (ii)(iii)(iv)	 (ii)(iii)(iv)	文化的景観	22
18	チェコ共和国	クラドルビ・ナト・ラベム儀礼用馬車馬繫養の景観	(ii)(iv)(v)	R 【(iv)(v)は認められる】	 (iv)(v)	文化的景観	1
19	ドイツ連邦共和国	アウグスブルクの水管理システム	(ii)(iv)(vi)	 (ii)(iv)	 (ii)(iv)	土木遺産	1
20	ポーランド共和国	クシェミオンキ 先史時代のストライププリント	(i)(iii)(iv)	R 【(iii)(iv)は	 (iii)(iv)	文化的景観	4

順番	締約国	資産名称	締約国評価基準	イコモス勧告	決定	文化遺産タイプ	構成資産数
		の採掘地域		認められる】			
21	ポルトガル共和国	マフラの王宮-宮殿、礼拝堂、修道院、セルコ庭園と狩獵公園（タパダ）	(i)(ii)(iv)(vi)	R 【追加情報があれば(iv)が満たされる可能性有り】	I (iv)	記念物（宮殿）	1
22	ポルトガル共和国	プラガの聖地ボン・ジエズス・ド・モンテ	(ii)(iv)	R 【(iv)は認めている】	I (iv)	文化的景観	1
23	ロシア連邦	プスコフ派建築の教会群	(ii)(iii)(iv)	I (ii)	I (ii)	建造物群	18から10に減らして記載
24	スペイン王国	リスコ・カイドとグラ・カナリア島の聖なる山々の文化的景観	(iii)(v)	I (iii)(v)	I (iii)(v)	文化的景観	1
25	英国	ジョドレルバンク天文台	(i)(ii)(iv)(vi)	I (i)(ii)(iv)(vi)	I (i)(ii)(iv)(vi)	近代遺産（天文）	1
26	アゼルバイジャン共和国	ハーンの宮殿とシェキ歴史地区	(ii)(iii)(iv)(v)	N	I (ii)(v)	歴史的都市（建造物群）	1
27	イタリア共和国	プロセッコ・ディ・コネリアーノ・ヴァルドッビアーネの丘	(v)	I (v)	I (v)	文化的景観（農業）	1
28	アメリカ合衆国	フランク・ロイド・ライトの20世紀の建築	(ii)	I (ii)	I (ii)	建造物群（近代建築）	8
29	ジャマイカ	ポートオイユル水底都市 - 残存する文化的景観及び継続する文化的景観	(iii)(v)(vi)	D	D	文化的景観	1
30	パナマ共和国	植民地時代の地峡越えのパナマルート	(ii)(iv)(v)(vi)	D	D	文化の道	5

I: 記載、R: 情報照会、D: 記載延期、N: 不記載、OK、拡張承認

文化遺産タイプについては、決まった分類が存在するわけではないが、便宜上タイプを示した。



## 2. 新規推薦案件個票

1. オフリド地域の自然遺産及び文化遺産（1979年記載の北マケドニアの資産「オフリド地域の自然遺産及び文化遺産」（1980年拡張、2009年轻微な境界線変更）の重大な境界線変更（拡張））

基本情報			
決定番号	43 COM 8B.9	ID No.	99 Quater
資産名称（英）	Natural and Cultural Heritage of the Ohrid region [extension of "Natural and Cultural Heritage of the Ohrid region", North Macedonia]		
推薦国	アルバニア共和国		
種別	サイト		
タイプ	複合遺産		
資産面積	94,728.6 ha		
緩衝地帯面積	15,944.40 ha		
構成資産数	1		
イコモス勧告	拡張承認		
決定	拡張承認		
評価基準	締約国	ICOMOS	
	i, iii, iv, vii	i, iii, iv	
	IUCN	決定	
	vii	i, iii, iv, vii	
 © Ko Hon Chiu Vincent Author: Ko Hon Chiu Vincent			
審査経緯			
審査に協力したISC	—	IUCN の審査	有
現地調査	2018年9月23日-29日(7日間) Cynthia Dunning 氏(スイス)		
追加情報	要請	提出	中間報告
	—	2018/6/25	2018/12/20
事実関係の訂正	26		
資産概要			
概要	西バルカンのオフリド湖はアルバニア共和国と北マケドニア共和国の国境を跨いでいる。湖の北マケドニア側部分が、オフリドの町を含む後背地と共に、複合遺産「オフリド地域の自然遺産及び文化遺産」として記載されている。その文化は、7世紀～19世紀までの傑出した宗教建築、18世紀及び19世紀の都市構造及び地域特有の(vernacular)建築を反映している。これらは全てオフリドに存在する。また、オフリドだけでなく湖岸沿いにも集中的に分布している考古遺構には、新石器時代から続く継続的な居住を伝える遺構や、6世紀キリスト教バシリカの遺構が含まれる。 今回の推薦は、重大な資産範囲の拡張で、オフリド湖のアルバニア側（湖に流れ込むドリロン(Drlon)の泉を含む）及び湖北西にあるリン半島（半島と北マケドニアとの国境を繋ぐ湖岸地帯を含む）を加えるものである。リン半島には、6世紀半ばに建設されたキリスト教礼拝堂の遺構と、湖岸に小規模集落の遺構がある。水深の浅い湖周縁部には、先史時代の杭上住居の物証を残す遺跡が3か所ある。		
比較資産	推薦書では文化的側面の比較研究は行われておらず、自然面での比較のみ行われている。		
ICOMOS評価			
OUV  ✓ 良い ✗ 適切だが、改善できる ○ 現時点での証明されていない ✗ 不適切	比較分析	✓	本推薦書の比較研究は自然遺産の観点のみで行われている。本推薦は新規推薦ではなく重大な境界線変更（拡張）であるため、比較研究の目的は、すでに記載されている資産の顕著な普遍的価値(OUV)の属性(attributes)に照らして、拡張によって何が加えられるのかを示すことであり、また、その他にどのような点で、既存のOUVを支持すると考えられるのか示すことであるはずである。
	完全性	✗	示された完全性の言明は自然遺産の基準のみに関連するものである。イコモスは、リン半島部分の境界線は、拡張後の資産の OUV を支持するために必要な属性を包含する上で、適切と考える。ただし、教会遺構は適切に保全されておらず、村及び周辺景観について開発がコントロールされていないため、属性は脆弱な状況にある。

	真実性		?	OUV の属性の詳細について詳細が示されていない。もし、リン教会がオフリド湖周辺の初期キリスト教教会群としての価値を伝えており、その価値を、リン村及び半島の景観が支えているのであれば、教会群全体が脅威に晒されていると言える。 緩衝地帯には適切な保護措置や開発コントロールがなく、機能していない。		
評価基準	i )創造の才	✓	既存の資産の評価基準(i)に関する価値は、ヨーロッパのこの地域における7世紀から19世紀までの都市構造物群(urban ensembles)として、最も良く保存され、完全な状態を示すものであり、傑出した歴史的、建築的、文化的、芸術的価値を有していることに基づき、それが現存する遺構により伝えられ、初期キリスト教や新石器時代に遡る考古学的物証がこれを補完していた。 リン教会は、上記の評価に関わるものであり、リン半島の考古遺跡及び長期の居住はその価値を補完するものである。			
	iii )物証	✓	既存の資産の評価基準(iii)に関する価値は、ビザンツ様式の宗教建築、フレスコ画、イコンの物証に基づいていた。教会のモザイクは、湖の反対側についても、同一の文化的伝統を反映していることを証明している。			
	iv) 交流	✓	既存の資産の評価基準(iv)に関する価値は、4世紀から6世紀と、9世紀から14世紀の二つの時期を反映した建築であることに基づいていた。リン教会は9世紀から14世紀の時期とは関係ないが、リン半島におけるリン教会のセッティング、リン村のその後の展開とリン村周辺の景観は、この評価基準に十分貢献する。			
保全管理状況		主要な脅威	新規開発の適切な制御の欠如、観光業の成長、鉄道建設（北マケドニア側）			
○現時点で証明されていない ✗不適切	資産／緩衝地帯の範囲	?				
	法的保護	✗	現状の法的保護と管理は、現在の大きな課題に対処するには不適切。文化面、自然面を管轄する省庁間での協働作業というアイデアを始めることは難しく、国境を越える調整メカニズム設置というアイデアについても、北マケドニアとの協議もまだ始まっていない。			
	保全状況	✗	拡張範囲及び緩衝地帯の文化財についてモニタリングの仕組みを整備する必要がある。			
	管理体制	✗	現状の法的保護と管理は不適切。			
	記載に関する勧告	重大な境界線変更（拡張）を承認する（同時に危機遺産リスト掲載）				
勧告	解決すべき課題	—				
	追加勧告	以下について緊急に検討するよう勧告する。 a)イコモスマミッションを招聘し、是正措置を協議すること。 b)北マケドニアからアルバニアへの鉄道計画について、資産範囲内と通らないルート、アルバニア側の湖岸直近を通過しないルートを含め、徹底した代替ルートの比較を行うこと。				
	レポート提出	2019/12/1				
	審議概要					
両諮問機関より、拡張を認める勧告がでていたことから、価値についての議論はなく、危機遺産とするか否かに焦点をしぼった議論が行われた。 諮問機関は、過度の漁獲、樹木伐採、違法建築、不適切な建築、過度の観光、水質の悪化（富栄養化、排水、農業廃水）、北マケドニアから延びる汎ヨーロッパ鉄道の整備、急速な開発や、道路、リゾート開発といった課題があることを指摘し、危機遺産に記載すべきとしたが、ハンガリーが、対策をとるには時間がかかるとして、危機遺産を見送る修正案を提出した。 ノルウェーは危機遺産とすべきとの意見を表明したが、中国、チュニジア、クウェート、グアテマラ、ブラジル、アルゼンチンがハンガリーを支持し、危機遺産とすることは見送り、拡張が承認された。 なお、本資産は、アップストリームプロセスを利用して拡張承認に至ったことから、アップストリームプロセスの成功事例として賞賛する声があった。						

## 2. 新規推薦案件個票

### 2. パラティとイル・グランデの文化と生物多様性

基本情報							
決定番号	43 COM 8B.15		ID No.	1308Rev			
資産名称（英）	Paraty and Ilha Grande –Culture and Biodiversity						
推薦国	ブラジル連邦共和国						
種別	サイト						
タイプ	複合遺産、文化的景観						
資産面積	204,634 ha						
緩衝地帯面積	258,921 ha						
構成資産数	5						
イコモス勧告	記載						
決定	記載						
評価基準	締約国	ICOMOS					
	ii, v, vi, x	v					
	IUCN	決定					
	x	v, x					
 © MMA Author: Felipe Varanda							
審査経緯							
審査に協力した ISC			IUCN の審査	有			
現地調査	2018年9月9日-16日(8日間) Luis María Calvo 氏(アルゼンチン)						
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信			
	2018/10/17	2018/11/13	2018/12/21	2019/2/28			
事実関係の訂正	無し						
資産概要							
概要	リオデジャネイロ州、サンパウロ州、ボカイナ山脈と大西洋の間に位置する複合遺産「パラティの文化と生物多様性」は5件の構成資産からなるシリアル・プロパティである。構成資産のうちの4件はこの地域の生物多様性を示す自然保護区で、現地住民による居住と、16世紀以降のヨーロッパ入植者及びアフリカ人奴隸による居住を伝える文化遺産が含まれている。最後の構成資産には、ブラジルで最も保存状態の良い沿岸植民都市の一つであるパラティ歴史地区が含まれている。それは、「黄金の道」(Caminho do Ouro)の終着点であった。金はミナスジェライス州からパラティに運ばれ、そこからヨーロッパに輸出された。						
比較資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ラテンアメリカ・カリブ海地域の複合遺産との比較（「ブルーマウンテン山脈とジョン・クロウ山地」(ジャマイカ)を含む5資産）</li> <li>■同地域の同じ評価基準の世界遺産との比較</li> <li>■他地域の世界複合遺産との比較（2017年時点で記載済みの複合遺産30件）</li> </ul>						
ICOMOS 評価							
<b>OUV</b> <span style="color: green;">✓ 良い</span> <span style="color: gray;">▬ 適切だが、改善できる</span> <span style="color: red;">○ 現時点での証明されていない</span> <span style="color: red;">✗ 不適切</span>	比較分析	✓	ラテンアメリカ・カリブ海地域の複合遺産は、比較対象と大きく異なり妥当ではないが、比較分析の全体的な手法は適切。				
	完全性	✓					
	真実性	✓	シリアル・プロパティとしての真実性の条件は満たされている。観光が負の影響を及ぼす可能性があるため、適切なコントロールが必要。				
	評価基準	ii) 交流	✗	現在の景観は、この地に居住した先住民(indigenous peoples)やその後移住してきたヨーロッパ人、アフリカ人コミュニティ間の交流の結果形成されたのは確かだが、「人類の価値感の交流」が、建築、都市計画、景観設計等に見られるわけではない。また、推薦資産範囲外についても「人類の価値観の交流」について証明できない。			
		v) 土地利用	✓	締約国は、追加情報により、人と自然との関係について、また、伝統的な土地利用、海洋利用がいかに生き残ってきたかについて十分な情報を提供			

			した。追加情報では、大西洋岸森林とトゥピ・グアラニー語族との緊密な関係について、また、この集団の活動が生態系の形成にどのように貢献したのかについて説明された。さらに、先住民文化を継承するカイサラ族 (Caiçaras)、奴隸としてつれてこられたアフリカ人の子孫であるキロンボラ族 (Quilombolas) などこの地域に居住する他の伝統的グループについても、居住パターンや組織形態について説明があった。
	vi) 関連	×	15世紀末以降、ヨーロッパ人がアメリカ大陸に居住し、ヨーロッパとは全く異なる自然環境や人々と接触したことにより、自然に関する知見、未知の産物(products)の発見があり、それは、文学、科学、芸術に影響を与えた。しかし、この基準の根拠に挙げられている文学作品、芸術作品が、具体的に、本資産にどの程度関わっているかは証明できていない。
保全管理状況  ✓ 良い ✳ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✗ 不適切	主要な脅威		観光を含む開発圧力、環境圧力（気候変動）、自然災害
	資産／緩衝地帯の範囲	✓	2018年11月に提示された資産範囲の修正により、OUVに貢献する文化的属性がより適切に包含されるようになった（特に構成資産4、5）。
	法的保護	✓	
	保全状況	✓	モニタリングシステムは適切だが、潜在的な脅威に関する指標を追加する必要がある。
	管理体制	✳	管理体制は適切だが、来訪者管理戦略、リスク管理戦略を含む管理計画を完成させる必要がある。
勧告	記載に関する勧告		評価基準vに基づいて記載
	解決すべき課題		—
	追加勧告		締約国が以下について検討することを勧告する。 a) 現在飛行場として利用されている土地が解放された場合に、新たな土地利用によって引き起こされる可能性のある潜在的な影響について慎重に分析すること b) 全体管理計画を策定、実施し、最終版を世界遺産センター及びイコモスに提出すること c) 管理計画に来訪者管理及びリスク管理に関する規定を含めること d) 管理プロセスへの地域コミュニティの参画を強化すること、また世界遺産一覧表への記載が、コミュニティの伝統的生活方法やコミュニティと自然環境との関係性を保存しつつ、持続可能な発展に貢献するよう担保すること
	レポート提出		—
審議概要			
諮問機関から、開発、観光が脅威となっていることの説明があったが、諮問機関も価値を認め記載を勧告していたことから、グアテマラ、中国、オーストラリア、チュニジア、アゼルバイジャンから記載を歓迎する発言があり、記載された。			

## 2. 新規推薦案件個票

### 3. ブルキナファソの古代鉄冶金遺跡群

基本情報			
決定番号	43 COM 8B.11	ID No.	1602
資産名称（英）	Ancient ferrous metallurgy sites of Burkina Faso		
推薦国	ブルキナファソ		
種別	サイト		
タイプ	考古遺跡（鉱山）		
資産面積	122.3 ha		
緩衝地帯面積	797.5 ha		
構成資産数	5		
イコモス勧告	記載		
決定	記載		
評価基準	締約国	ICOMOS	© DSCPM/MCAT Author: Sébastien Moriset
	iii, iv, vi	iii, iv, vi	
	IUCN	決定	
	—	iii, iv, vi	
審査経緯			
審査に協力した ISC	—	IUCN の審査	無
現地調査	2018年8月24日-31日(8日間) Hamady Bocoum 氏(セネガル)		
追加情報	要請	提出	中間報告
	2018/10/8	2018/11/9	2018/12
事実関係の訂正	8		
資産概要			
概要	本資産の5つの構成資産は、ブルキナファソのサヘル地帯における鉄生産の歴史と重要性、植民地時代以前の社会に対する影響を伝えている。紀元前8世紀に遡るドゥルラ(Douroula)は、現在確認されている中で、ブルキナファソにおける鉄生産を示す最古の事例であり、アフリカ全体の鉄生産の発展においても、最初の段階若しくは初期の段階を示すものである。Tiwéga、Yamané、Kindibo、Békuyには、鉄鉱石の溶解に使われた炉が非常に良い保存状態でのこっている。これらは大規模な生産遺跡で、西アフリカ社会が複雑化した2000年紀において鉄生産が増大したことを示している。本資産はYamané、Kindibo、ドゥルラの鍛冶工場が体現する生きた伝統に直接的に関係している。その伝統は、今日、鍛冶工や冶金工の子孫により構成されるコミュニティに残っている鉄生産技術が象徴的価値を有していることに現れている。		
比較資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ブルキナファソと西アフリカに所在する資産           <ul style="list-style-type: none"> <li>• Oboui and Gbabiri I (中央アフリカ)、Lejja (ナイジェリア)、Do Dimmi (ニジェール)</li> </ul> </li> <li>■世界遺産一覧表、暫定一覧表記載資産           <ul style="list-style-type: none"> <li>• Les curieuses mines de fer de Télé-Nugar" (チャド)、"Le site métallurgique de Begon II" (チャド)、・ "Les sites paléométallurgiques de Bangui" (中央アフリカ)、W=パンジャリ=アルリ国立公園 (ニジェール)、アイールとテネレの自然保護区群 (ニジェール)、Ancien site industriel de Mantasoa (マダガスカル)、メロイ島の古代遺跡群 (スーダン)、スクルの文化的景観 (ナイジェリア)</li> </ul> </li> </ul>		
ICOMOS評価			
OUV	比較分析	✓	推薦資産は様々な利用が可能な精錬構造を代表する炉を示し、冶金工程の様々な段階を示している。更に、Yamané、Kindibo、Békuy、Tiwégaの炉は現在でも立ったまま残っており、殆どの場合基礎しか発見されない西アフリカでは特筆すべきことである。 2018年11月の追加情報により、西及び中央アフリカの鉄、金の歴史における位置付け、重要な整理された。
✓ 良い ✗ 適切だが、改善できる ○ 現時点での証明されていない			構成資産の選択は、国内に存在する様々な技術を代表するという観点と、
完全性	✗		

X 不適切		特に良い保存状態で残っている炉（西アフリカでは稀有）を将来的に保護するという観点、冶金工程の様々な段階を示すという観点から行われている。ただし、資産が直面している要因により、完全性は脆弱である。
	真実性	構成資産は現在ももとの位置にあり、設計されたままの姿勢を保っている。炉の修理や倒壊防止のため、小規模の介入が行われている。ただし、資産が直面している影響要因により、真実性は脆弱である。
	評価基準	iii) 物証 ✓ ブルキナファソのサヘル地帯における鉄生産の歴史と重要性、植民地時代以前の社会に対する影響を伝えている。鉄生産は、西アフリカ帝国の成立、発展をもたらした。現代の鍛冶工はその後継者である。古代人類の活動を田園地域で見ることができる稀有な事例である。ドゥルラ遺跡は、ニジェール川西側全域における年代が確定している最古の鉄冶金遺跡である。
	iv) 類型 ✓	西アフリカの鉄器時代について、始まりから現代に至る工作物の類型を示す類まれな事例である。鉄冶金技術の習得は、アフリカサブサヘル地域の文明史においてターニングポイント（農耕の発展、複雑な社会構造、王国の誕生）であった。本資産には、西アフリカでは珍しく現在でも立ったままの姿で残る炉は、繰り返し使用された冶金用工作物を代表するものであり、冶金プロセスの様々な段階を伝えるものである。
		vi) 関連 ✓ 伝統的な信仰及び職人技能において、鍛冶工が果たしている役割は不可欠である。第一次鉄冶金、第二次鉄冶金は、特に Kindibo で、この作業を継続して行ってきた複数のグループ間で起こった文化的交流の結果である。今では鉄鉱石の溶解（製錬）は行っていないが、近くの村に住む鍛冶工が、日常生活やたくさんの儀礼に使用する道具を作ったり修理したりする上で重要な役割を担っている。
	保全管理状況	主要な脅威 開発圧力、環境制限
<span style="color: green;">✓ 良い</span> <span style="color: brown;">✗ 適切だが、改善できる</span> <span style="color: red;">○ 現時点での証明されていない</span> <span style="color: red;">✗ 不適切</span>	資産／緩衝地帯の範囲	✓
	法的保護	✓ 国の法律と慣習法に基づく伝統的な保護により保護されている。
	保全状況	✗ 遺跡の保全状況に懸念がある。現存する炉など脆弱な状態。
	管理体制	✗
勧告	記載に関する勧告	評価基準 iii, iv, viに基づき記載（名称変更）
	解決すべき課題	—
	追加勧告	締約国が以下について検討するよう勧告する。 a)全ての構成資産を正式に保護するため、継続して市町村令の発布を行うこと b)資産管理において保全措置が最も重要な課題のひとつであることから、財源、人的資源の確保、多組織による専門的キャパシティを担保するための戦略策定 c)調査研究、保全、活用を企画、審査、監督する科学委員会を設立すること d)保全措置、予算措置について明確に優先順位をつけた行動計画及びリスク準備計画、より強力なモニタリングシステムを含んだ管理計画を策定すること e)観光管理計画を策定すること f)資産範囲内及び緩衝地帯内の古代鉄冶金遺跡について、考古学的調査を継続し、目録、記録の作成を行うこと g)炉の近くにある集落遺跡や埋葬地等、冶金に直接関係しない対象についても、考古学的調査及び民族学的調査を継続し、将来緩衝地帯に含める検討をすること更に、遺跡の地理的な位置を明確にするため、資産名を「ブルキナファソの古代鉄冶金遺跡群」に変更すること。また、西アフリカ全体での冶金を代表する資産を選定するため、地域の国々が各国の冶金遺跡の推薦を行うことを奨励する。
	レポート提出	2021/12/1
審議概要		
勧告通り、資産名称を「ブルキナファソの古代鉄冶金遺跡群」と変更して、記載された。アンゴラ、ウガンダ、タンザニア、チュニジア、ジンバブエ、セネガルといったアフリカ諸国が歓迎する発言をしたほか、スペイン、ノルウェー、アゼルバイジャン、中国、オーストラリアから、アフリカ地域の新規記載であり世界遺産一覧表の代表性を改善するものとして歓迎する発言があった。		

## 2. 新規推薦案件個票

### 4. ディルムン墳墓

基本情報			
決定番号	43 COM 8B.12	ID No.	1542
資産名称（英）	Dilmun Burial Mounds		
推薦国	バーレーン王国		
種別	サイト		
タイプ	考古遺跡		
資産面積	168.45 ha		
緩衝地帯面積	383.86 ha		
構成資産数	21		
イコモス勧告	記載		
決定	記載		
評価基準	締約国	ICOMOS	 © Think Heritage Author: Melanie Münzner
	iii, iv	iii, iv	
	IUCN	決定	
	—	iii, iv	
審査経緯			
審査に協力した ISC	—	IUCN の審査	無
現地調査	2018年9月24日-27日(4日間) Robert Carter 氏(英国)		
追加情報	要請	提出	中間報告
	—	2019/2/21	—
事実関係の 訂正	無し		
資産概要			
概要	バーレーン島の西部に位置するディルムン墳墓は、紀元前 2050 年から 1750 年頃までの 300 年間にわたる初期ディルムン時代に造営された。推薦資産は、数千基の墳墓により構成されるシリアル・プロパティである。各墳丘は、建築上のデザイン、アルコープの使用を含む内部構造、社会的階層の出現を示す様々な類型をもつことを特徴とする。ディルムン墳墓は、初期型墳丘、後期型墳丘、首領型墳丘、王権型墳丘、陪冢を伴う墳丘の 5 類型に分けられる。推薦資産は、21 の構成資産にこれらすべての墳丘の類型を含んでいる。最近発表された考古学調査によると、ディルムン末期の王達と王権型墳丘の葬送建築について判明している。墳墓の大半は未発掘である。		
比較資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>■バーレーン国内及び同時代に初期ディルムン文明に組み込まれていた地域の墳墓との比較               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ティロス (the Tylos)、バーレーン国内の墳墓</li> </ul> </li> <li>■湾岸地域の墳墓遺跡の類型比較               <ul style="list-style-type: none"> <li>・積石塚 (cairns) (オマーン、カタール)</li> </ul> </li> <li>■世界の墳墓との比較               <ul style="list-style-type: none"> <li>・英國、デンマーク、アルジェリア、モロッコ等の青銅器時代の墳墓</li> </ul> </li> </ul>		
ICOMOS 評価			
<b>OUV</b> <input checked="" type="checkbox"/> 良い <input checked="" type="checkbox"/> 適切だが、改善できる <input checked="" type="checkbox"/> 現時点では証明されていない <input checked="" type="checkbox"/> 不適切	比較分析	✓	初期ディルムン文化を伝える他にない墳墓遺跡である。
	完全性	✓	初期型墳丘を除外すべきではないというイコモス中間報告での勧告を締約国は受け入れ、Madinat Hamad 2 及び Al'ali West にこれらが追加された。墳墓（特に発掘された墳墓）の脆弱性を考慮すると、環境圧及び来訪者による圧力が引き続き課題。
	真実性	✓	形状・意匠、材料・材質に関して王権型墳丘の真実性は疑いない。発掘調査、盗掘、限定的な修理以外、ほとんど人の手は入っていない。一部の墳墓は、近年側面に陶器を製造する窯が掘られ、使用されていたものがあるが、今後は、陶器の製造によりこれ以上墳墓の改変が行われないように対

			策をとることを勧告する。
評価基準	iii) 物証	✓	構成資産 Madinat Hamad 2 と A'ali West の初期型墳丘が含まれたことを受けて、初期型墳丘が含まれることを本基準が該当することの説明文に加える必要がある。
	iv) 類型	✓	上述の通り、初期型墳丘を含めたことにより本文を修正する必要がある。また、最近発行された王権型墳丘の構造 (architecture) に関する論文 (Laursen, S.T., 2017, The Royal Mounds of A'ali in Bahrain: the Emergence of Kingship in Early Dilmun, Jutland Archaeological Society & BACA) の記述を加える必要がある。これについては中間報告で勧告しており、締約国も承諾している。
保全管理状況  ✓ 良い ✗ 適切だが、改善できる ○ 現時点での証明されていない ✗ 不適切	主要な脅威		開発圧力、環境圧力、来訪者圧力、自然災害（豪雨、暴風雨、地震、火災）
	資産／緩衝地帯の範囲	✗	バーレーン文化古物局 (BACA) が GIS を用いて策定した資産の境界線を、建設、自治、都市計画省 (Ministry of Works, Municipality Affairs and Urban Planning) と共有することが必要。
	法的保護	✓	
	保全状況	✓	適切だが、優先事項として、各構成資産の保全状況について統一的に調査し文書で記録を作成する必要がある。リスク管理計画を策定する必要がある。
	管理体制	✗	同上
勧告	記載に関する勧告		評価基準 iii, iv に基づいて記載
	解決すべき課題		—
	追加勧告		締約国が以下について検討することを勧告する。 a) 全ての構成資産について、状態を評価するための調査を行い、その結果を踏まえて、保全活動計画を策定すること b) 戦略的目標として、管理計画に文書記録の作成を加えること c) 来訪者による影響、ステークホルダーの関与、キャパシティビルディングのモニタリングを行うための指標を加えること。また、文書による記録の作成について、独立した課題としてモニタリングすること d) 文書記録担当の役職を DBM ユニットに追加すること e) リスク管理計画を策定すること f) Umm Jidr と Wadi as-Sail 墓域を資産範囲に含む拡張を 2022 年に実現できるように、必要な全ての措置を完了すること
	レポート提出		—
審議概要			
チュニジア、スペイン、中国が、世界遺産リストで十分代表されていない時期の資産であり、世界遺産リストの代表性を高める資産として歓迎するとの発言をしたほか、クウェートも記載を歓迎する発言を行い、いくつかの勧告を付して記載する決定案が修正なく採択された。 本資産の記載が決定したのち、議長から本資産が 1100 件目の世界遺産であることが発表された。			

## 2. 新規推薦案件個票

### 5. バビロン

基本情報			
決定番号	43 COM 8B.13	ID No.	278 Rev
資産名称（英）	Babylon		
推薦国	イラク共和国		
種別	サイト		
タイプ	考古遺跡		
資産面積	1,054.3 ha		
緩衝地帯面積	154.5 ha		
構成資産数	1		
イコモス勧告	記載		
決定	記載		
評価基準	締約国	ICOMOS	 © Qahtan Al-Abeed Author: Qahtan Al-Abeed
	iii, vi	iii, vi	
	IUCN	決定	
	—	iii, vi	
審査経緯			
審査に協力した ISC	—	IUCN の審査	無
現地調査	2018年9月30日-10月6日(7日間) Assaad Seif 氏(レバノン)		
追加情報	要請	提出	中間報告
	2018/10/9	2018/11/7	2019/1/9
中間報告への返信	2019/2/25		
事実関係の 訂正	11		
資産概要			
概要	バビロンはイラクの首都バグダッドから南へ 85km の場所に位置し、バービル県のシャットウルヒッラの管内にある。推薦資産は、内壁、外壁に囲まれた考古遺跡と、古代都市周辺の農業地域から選ばれた構成資産からなる。その中心に、発掘された新バビロニア王国の古代都市遺跡であるバビロン遺跡がある。資産範囲内には、バービル考古局本部や警察本部、バービル行政区事務所などが位置する。人工的につくられた3つの円錐形の丘陵は、前イラク共和国大統領サダム・フセインの時代に造られたものであり、そのうちの1つに、彼の宮殿が建設された。考古遺跡及びこれら 20 世紀に追加されたものに加えて、アネナ、シンジャール、al - Jimmah、New Kweiresh、ベルヌンといった村が資産範囲内に位置している。		
比較資産	■新バビロニア王国に関する帝國に関する都市の比較分析を行っている。 シュメール都市国家、アッカド帝国、古バビロニア及び新バビロニア王国、アッシリア帝国（古・中・新アッシリア帝国）		
OUV			
✓ 良い	比較分析	✓	新バビロニア王国の首都として、また、一神教の文献及び古典文学において重要な象徴的存在として、バビロンには比べるものがない。
✗ 適切だが、改善できる	完全性	✗	1980 年代に実施された「バビロン再生プロジェクト」の再建 (reconstruction) 及び構造上の改変等により、完全性が損なわれ、ごく最近まで違法建築による脅威にも晒してきた。締約国は、2018 年から違法建築物の撤去に関する裁判所令が出されているとしているが、法的保護が実際に実施されない限り完全性は危険な状況にある。
○ 現時点で証明されていない		✗	再建 (reconstruction) が多く、なかには、考古学的証拠が薄いままで行われたものもある。このような再建建造物が資産範囲内に残っているが、締約国は全体保全計画を策定するなかで、これらの状態を評価し、撤去を含むあらゆる可能な措置を検討するとしている。このような課題はあるが、大部分は発掘もされておらず再建建造物のない考古遺跡である。
不適切	真実性	✗	

	評価基準	iii) 物証	✓	バビロンは、バビロニア、特に新バビロニア帝国の類まれな物証である。主としての時間は比較的短かったが、建築や都市の形成において生産性の高い時期を伝えている。ただし、市域内には、それ以前あるいはそれ以後の文明の痕跡もところどころ残されているが、本評価基準には該当しない。
		vi) 関連	✓	バビロンが、イラクの国民的アイデンティティのシンボルであるからと言って、世界的に類まれな重要性があると見なすことはできないが、2千年以上にわたって継続した古代権力のモデル、シンボルとしてのバビロンの役割において、本基準は該当する。
保全管理状況 ✓ 良い ✗ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✗ 不適切	主要な脅威	民有地における違法建築、廃棄物の投棄、焼却、風化、洪水、浸食、地下水浸透、植物の成長など複数の脅威がある。		
	資産／緩衝地帯の範囲	✗	暫定リストでは文化的景観としての検討がなされていたが、本推薦では文化的景観としては推薦されなかったことは残念だが、この新バビロニアの首都と周辺景観（特に西側にあるユーフラテス川方向）との関係をさらに調査研究することが望ましい。 幅100mの緩衝地帯は、考古遺跡を保護する上では十分だが、視覚的セッティングを保護することには不十分であるため、将来、緩衝地帯の拡大を検討することが望ましい。	
	法的保護	✗	資産範囲内での建設行為を禁止するため、資産範囲全域の公有地化が進められている。この取組みは継続すべきだが、この実現には相当の資金が必要であり、時間もかかるため、緊急的措置にも資金を配分する必要がある。	
	保全状況	✗	基礎的調査により、保全状況について概略を知ることが可能だが、計画的な保全を行うためには、管理計画に基づいて策定されることになっているモニタリング計画、保全計画の策定が不可欠である。危機的な状況にある一部の記念物及び遺跡について、緊急措置をとりまとめることが重要。	
	管理体制	✗	今後5年間について示された短期的措置には、緊急に対処が必要な重大なリスクの全てに対応できているわけではないため、優先順位、緊急措置を示した包括的な保全計画により管理計画を強化する必要がある。	
勧告	記載に関する勧告	—	評価基準 iii, viに基づいて記載（同時に危機遺産リスト掲載）	
	解決すべき課題	—	—	
	追加勧告	—	締約国が以下について検討することを勧告する。 a) 包括的保全計画を策定し、緊急に必要な保全措置を整理し、様々なリスク要素に対処する具体的な措置を示すこと。 b) 上記の保全計画を管理計画に位置付け、管理計画を強化すること。 c) 新バビロニア王国の首都と周辺の景観、特に数キロ西に位置するユーフラテス川方向、との関係についてさらに調査研究を行い、その結果に基づいて、緩衝地帯の拡大を検討すること d) 来訪者に、修正された境界線の考え方について解説し、20世紀に加えられたものは資産に含まれないことをはっきりと伝えること 本資産の保護、保全のための国際的支援を奨励する。	
	レポート提出	—	2019/12/1	

#### 審議概要

イコモスから、世界遺産一覧表に記載するに足る資産だが、様々な違法建築や再建（reconstruction）が実施されているため、同時に危機遺産とすべきとの説明があった。

これに対し、チュニジア、クウェート、ウガンダ、タンザニア、バーレーン、ブラジル、インドネシア、キューバ、アゼルバイジャン、中国、グアテマラ、ブルキナファソ、スペイン、キルギスタン、ボスニアヘルツェゴビナが危機遺産に反対する発言を行った。ノルウェーからも別の修正案が提出されたため、締約国からの説明を聞いた上で、世界遺産委員会による追加勧告内容の修正が行われた（アドバイザリーミッションを行い、第44回世界遺産委員会で保全状況を確認する）上で、危機遺産とはせず、記載することが決定した。

1983年から検討が続き、湾岸戦争を乗り越えて、記載となったことを歓迎する発言があった。また、イラク文化大臣は、保全のために、5年間で2億5千万ドルを配分する予定であるとの説明を行った。

## 2. 新規推薦案件個票

### 6. ブジ・ビム文化的景観

基本情報			
決定番号	43 COM 8B.14	ID No.	1577
資産名称（英）	Budj Bim Cultural Landscape		
推薦国	オーストラリア連邦		
種別	サイト		
タイプ	文化的景観		
資産面積	9,935 ha		
緩衝地帯面積	記述なし		
構成資産数	3		
イコモス勧告	記載		
決定	記載		
評価基準	締約国 iii, v IUCN —	ICOMOS iii, v 決定 iii, v	 © Gunditj Mirring Traditional ... Author: Tyson Lovett-Murray
審査経緯			
審査に協力した ISC	—	IUCN の審査	無（コメント有）
現地調査	2018年9月3日-7日(5日間) Mary O'Keeffe 氏(ニュージーランド)		
追加情報	要請 2018/10/10	提出 2018/11/7	中間報告 2018/12/22
中間報告への返信 2019/2/28			
事実関係の訂正	23		
資産概要			
概要	ブジ・ビムの文化的景観はオーストラリアヴィクトリア州の南西に位置する、グンジュマラ族の先住民地域内に位置する。本資産は、ブジ・ビム火山およびそこから西及び南 50km に広がるブジ・ビム溶岩流、Tae Rak (コンダー湖)、キラーラ (ダーロット川) により構成される。3つの構成資産をつなぐ溶岩流は、グンジュマラ族が、水流や湿地に手を加え管理しながら形成してきた複雑な養殖ネットワークの基盤をなしている。この養殖システムは 6000 年にも渡りグンジュマラ族社会の経済的、社会的基盤となっている。		
比較資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ オーストラリア国内及び周辺の太平洋地域との比較</li> <li>■ 他地域の世界遺産、暫定リスト記載資産           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ザンビア、カナダ、デンマークなど</li> </ul> </li> </ul>		
ICOMOS 評価			
OUV ✓ 良い ✗ 適切だが、改善できる ○ 現時点での証明されていない ✗ 不適切	比較分析	✓	ブジ・ビムの文化的景観ほど、マオリがウナギを保管したり捕獲したりした場所が良く残っているところはない。フィジー、サモアその他の太平洋国においてウナギは高い文化的価値を有しているが、これほどの規模、歴史をもつ養殖システムは太平洋地域はもちろん他の地域にも見られない。
	完全性	✓	本資産を脅かす脅威は今のところ認められない。一方で、OUV に関わる可能性のある要素は、資産範囲の外にも広がっている。水管理システムの基盤をなす溶岩流は、3つの構成資産をつないでいるだけでなく、より広大な範囲に広がっている。最も重要で、保存状態の良い要素は3つの構成資産内に含まれているが、短期～中期的に調査を行い、境界線の変更について検討することが望ましい。
	真実性	✓	20世紀になって、用途・機能、所有権・伝統的管理手法における真実性が部分的に損なわれたが、最近になって財産権が伝統的所有者らに返還されたことなどにより、真実性の改善があった。 ブジ・ビム国立公園内の構成資産については、財産権の返還は行われてお

			らず、共同での管理が行われているが、当該構成資産の真実性は担保されており、十分である。 OUVに貢献する可能性があるものの、真実性に課題がある要素が資産範囲の外に存在しており、今後の調査により、これらを含めることで完全性が強化されることが判明した場合は、境界線の変更を検討することが望ましい。		
評価基準	iii) 物証	✓	ブジ・ビムの文化的景観には、グンジマラ族の人びとの文化的伝統が、物理的、精神的に、刻み込まれている。歴史的な養殖システムの物理的考古遺構は、現代も継続している養殖に関わる物理的要素とともに、人と自然資源との間の長く継続的な相互作用を伝えている。それは、グンジマラ族の人びとの文化的伝統であるばかりでなく、精神及び生活の一部でもある。		
	v) 土地利用	✓	グンジマラ族の人びとと土地との間の類まれな相互関係は、先祖代々の歴史を通じて形成され、今日まで続いている。現代も彼らが土地の守り人として、時期による遡上してくる「クーヤング」(ウナギ)を捕獲するための広大な水利システムの調整、維持管理を行っており、それにより土地利用が継続されている。水路、築、堰、池といった物理的要素だけでなく、人と動植物、土地との相互関係が、グンジマラ族の人びとの伝承と文化的伝統を通じて維持されている。		
保全管理状況		主要な脅威	喫緊の課題はないが、近年増加しているイノシシにより、考古遺跡が破壊される恐れがある。		
✓ 良い △ 適切だが、改善できる ○ 現時点では証明されていない ✗ 不適切	資産／緩衝地帯の範囲	✓	資産範囲は、関係する水系及び溶岩流の全体をカバーしていない。これらはどちらも、景観の連続性を担保する上で、また管理を行う上で不可欠。		
	法的保護	△	全ての構成遺産をオーストラリア遺産リストに記載することが望ましい。		
	保全状況	✓	適切だが、伝統的な土地管理及び文化的慣習の継続性をモニタリングすることでさらなる強化を図ることができる。		
	管理体制	✓	関係する3つの管理計画には、ブジ・ビムの文化的景観の全体に関わる共通の戦略と、個別の地域についての内容が記述されているが、資産全体の包括的な管理には不十分。伝統的な慣習による保護、管理は適切に行われているが、国の文化遺産として公式の保護を図るべき。		
勧告	記載に関する勧告	評価基準 iii, vに基づいて記載			
	解決すべき課題	—			
	追加勧告	<p>締約国が以下について検討することを勧告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 溶岩流全体について文化遺産に関わる要素の調査研究を継続すること。OUVに貢献する要素が資産範囲の外で新たに特定された場合は、それらを含むような境界線変更の申請の提出を検討すること</li> <li>b) 全ての構成資産を、オーストラリアの国家遺産登録簿に文化遺産として記載すること。また、地域の都市計画制度において「特殊用途ゾーン」とされている範囲を、構成遺産を含むように拡大すること</li> <li>c) 本資産のみを対象とした戦略的管理の枠組みを完成させること</li> <li>d) 土地の管理に関わる習慣が継続しているか変化しているか、若者が参画しているか、グンジマラ族コミュニティがどのように評価しているかについて知るために指標を加え、モニタリングシステムを強化すること</li> </ul>			
	レポート提出	—			
審議概要					
<p>ハンガリー、クウェート、中国、スペイン、ノルウェー、アゼルバイジャンから記載を歓迎する発言があった。</p> <p>修正案の提出なく、記載が決定した。</p> <p>決定採択後、オーストラリアから、本資産は、先住民の文化のみに価値をおいた資産という点では、オーストラリア初の世界遺産であるとの説明があった。</p>					

## 2. 新規推薦案件個票

### 7. 良渚考古遺跡群

基本情報				
決定番号	43 COM 8B.15	ID No.	1592	
資産名称（英）	Archaeological Ruins of Liangzhu City			
推薦国	中華人民共和国			
種別	サイト			
タイプ	考古遺跡			
資産面積	1,433.66 ha			
緩衝地帯面積	9,980.29 ha			
構成資産数	4			
イコモス勧告	記載			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	iii, iv	iii, iv		
	IUCN	決定		
	—	iii, iv		
審査経緯				
審査に協力した ISC	—	IUCN の審査	無	
現地調査	2018年9月19日-24日(6日間) Rima Hooja 氏(インド)			
追加情報	要請	提出	中間報告	中間報告への返信
	—	—	2018/12/21	2019/2/2
事実関係の訂正	3			
資産概要				
概要	本資産は、新石器時代後期に長江下流域に生まれた初期地方国家の権力と信仰の中心であった良渚市の考古遺跡（紀元前3300～2300年頃）を含んでいる。天目山の東麓に分布する4つの構成資産（瑤山遺跡エリア、ハイダムエリア、ローダムエリア、都市遺跡エリア）から成る。本資産は、新石器時代後期の中国において、統一的な信仰体制を持った地方国家が存在し、それが稻作農業によって経済的に支えられていたことを伝えている。それはまた、複雑な機能と構造を持った初期都市文明を代表している。良渚市の考古遺跡は、その一部が1936年に発見されて以降、発掘調査、研究、保全が進められ、公開若しくは埋め戻しが行われている。			
比較資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>■良渚時代のその他の遺跡との比較</li> <li>■中国国内のその他の初期都市との比較</li> <li>■東アジアの考古遺跡との比較</li> <li>■初期文明における重要都市に関わる世界遺産、暫定リスト資産との比較</li> </ul>			
ICOMOS評価				
OUV <input checked="" type="checkbox"/> 良い <input type="checkbox"/> 適切だが、改善できる <input type="radio"/> 現時点で証明されていない <input type="checkbox"/> 不適切	比較分析	✓		
	完全性	✓	開発による圧力、環境圧については現在のところ適切な対応がとられている。国道104号、県道201号、鉄道事業について、イコモス中間報告で照会を要請した。	
	真実性	✓		
	評価基準 iii) 物証	✓	長江下流域の良渚文化を伝える最も顕著な物証である。中国及び当該地域における新石器時代後期及び青銅器時代初期の文化的アイデンティティ、社会政治組織、社会及び文化の発展を示す比類ない物証である。	
	iv) 類型	✓	良渚の考古遺跡は、新石器時代の小規模な社会が、社会階層をもち、儀式や工作技術をもった大規模な統合された政治的集団に変化していく様相を示している。土で作られた記念物、都市計画、景観計画は早期の都市化の様子を伝えており、	



© Hangzhou Liangzhu Archaeological Site Administrative District Management Committee

			墓地における埋葬の分化は社会階層を伝えている。空間構成上の社会文化的戦略、権力の顯示といった要素も伝えている。
保全管理状況 ✓ 良い ✗ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✗ 不適切	主要な脅威		急速な都市化、人口増加。なお、採石場の閉鎖、工場等の資産範囲外への移転に関する措置が締約国により進められている。
	資産／緩衝地帯の範囲	✓	緩衝地帯の境界線は適切だが、保護地区（建設規制地区、環境規制地区）の境界とズレがあったため、中間報告において、緩衝地帯の境界にあわせて保護地区を拡大する可能性を検討するよう締約国に要請したところ、締約国は2019年2月に必要な修正を行っている。
	法的保護	✗	
	保全状況	✗	適切だが、文書による記録をモニタリング指標に加える必要がある。
	管理体制	✗	保護及び管理は適切だが、文書による記録に関する項目と来訪者管理計画を管理計画に加える必要がある。また、開発及び大規模な移設計画について影響評価を行うべきである。
勧告	記載に関する勧告		評価基準iii, ivに基づいて記載
	解決すべき課題		—
	追加勧告		締約国が以下について検討することを勧告する。 a) ハイダムエリア及びローダムエリアについて、計画通り、国家级保護遺跡としての指定を行うこと b) 以下の項目を含むように、来訪者管理計画を含んだ管理計画を策定すること i) 収容力目標を達成するために来訪者の数をコントロールすること ii) 遺物及び構成要素を人が触れたり、それらの上を人が歩いたりすることについて、最小限にとどめること iii) 4つの構成資産全てをカバーした資産全体の解説を推進すること c) 資産のモニタリング体制に、「文書による記録の更新」を指標として追加すること d) 国道、県道、鉄道等の開発計画に対して遺産影響評価を整備、実施すること。また、住宅、企業、産業の移転について社会的、経済的影響を評価すること。
	レポート提出		—
審議概要			
ウガンダ、オーストラリア、ノルウェー、タンザニア、アゼルバイジャン、セントクリストファーネイビス、チュニジア、ブルキナファソ、ジンバブエ、ブラジルから、農耕社会を基盤とした新石器時代の文明を伝える資産であり、世界遺産一覧表のギャップを埋めるものであるとして歓迎する発言があった。 修正案の提出はなく、記載が決定した。			

## 2. 新規推薦案件個票

### 8. ラジャスター州都ジャイプール

基本情報			
決定番号	43 COM 8B.16	ID No.	1605
資産名称（英）	Jaipur City, Rajasthan		
推薦国	インド		
種別	建造物群		
タイプ	歴史的都市		
資産面積	710 ha		
緩衝地帯面積	2,205 ha		
構成資産数	1		
イコモス勧告	記載延期		
決定	記載		
評価基準	締約国	ICOMOS	© Author: イコモス評価書 
	ii, iv, vi	—	
	IUCN	決定	
		ii, iv, vi	
審査経緯			
審査に協力した ISC	—	IUCN の審査	無
現地調査	2018年9月21日-26日(6日間) Sharif Shams Imon 氏(バングラデシュ)		
追加情報	要請	提出	中間報告
	2018/10/9	2018/11/6	2019/1/18
中間報告への返信	—		
事実関係の訂正	24		
資産概要			
概要	<p>歴史的城壁都市であるジャイプールはインド北西のラジャスター州に位置し、1727年にサワーイー・ジャイ・シング 2世の庇護のもと築かれた。丘陵上で有機的に進化してきたこの地域他の中世都市とは異なり、ジャイプールは平地に意図的に計画された都市である。『ヴァーストウ・シャーストラ』のプラスマラに影響を受けた方格状の平面で、城壁都市として一度に建設された。それはまた、古代ヒンドゥ、ムガール、及び現代の西洋思想との交流も反映している。整然とした格子状の構造は直角に交差する大通りを特徴とする。メインストリートに面する市場、商店、住宅、寺院は、国家により建設されたもので、ファサードが統一されている。</p> <p>交易の中心地であり、交易の伝統、職人技術、組合(ギルド)が現在まで続いている。なお、推薦資産は 2010 年に世界遺産リストへ登録されたジャンタル・マンタル天文台(1724-1730 年)（資産名は「ジャイプールにあるジャンタル・マンタル」）を含んでいる。</p>		
比較資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 推薦資産に影響をうけた地域都市           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1Sawai、Madhopur(サワーイー、マードープル)、Jodhpur、Udaipur (ジョードプル、ウダイプル) などラジャスターの首都。</li> </ul> </li> <li>■ 推荐資産の都市計画に影響を与えたインドの都市           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伝統的なヒンドゥ、イスラム都市計画の都市：Shajahanabad (シャジャハナバード)</li> <li>・ 藩王国の首都：Lucknow (ラクナウ)</li> </ul> </li> <li>■ インドの暫定リストに掲載されている都市、世界遺産の都市           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハンピの建造物群、Ekamra Shetra、チャンディガール、北京、マンハイム(ドイツ)、サンクト・ペテルブルグ歴史地区と関連建造物群(ロシア)、フィラデルフィア(アメリカ)、エдинバラの旧市街と新市街(イギリス)、グラスゴー他</li> </ul> </li> </ul>		
ICOMOS 評価			
OUV ✓ 良い ✗ 適切だが、改	比較分析	✗	評価基準 (vi)に関する主張の根拠である工芸美術についての比較研究が定性的で分析が不十分であるが、都市計画、建築におけるヒンドゥ、ムガール、現代西洋思想の交流について検討に値する。

善できる ○現時点で証明 されていない ✗不適切	完全性	○	締約国により提示された属性は都市の一部のみであり、歴史的都市の全体構造を反映していない。全体的に、推薦されている属性の物理的な保存状況は部分的にのみ満足できる状態である。方格状の道路レイアウト、現存する城門、機能によるゾーニングは概ね良い状態で残っている。しかしながら、資産範囲内で蔓延する無許可建築や通信塔は、伝統的なデザインや材料に配慮しておらず、資産の OUV 案に対して視覚的に負の影響を与えている。大きなオープンスペースも、伝統的建造物の数倍の大きさの立体駐車場にかわりつつある。都市は断片的に残っているのみであり、城壁の一部の上には新しい建造物が建てられていたり、新しい建造物の一部となっていたりするところもある。目にすることができる城壁の大部分は、物理的に安定した状態にあるが、管理不足の痕跡が多くの場所にみられる。城門付近の城壁、城門、宮殿の門は管理状況は良いが、その他の門の木製扉は管理不足で多くが毀損している。バザールは伝統的な機能を維持しているが、2階以上部分のファサードのデザインは調和していない。オープンスペースはこの都市のレイアウトにおいて重要な要素だが、次第に失われつつある。保護された記念物の状態は良い。		
			真実性 ○ 材料、材質、技術に関して資料が不足しており判断できない。		
評価基準  保全管理状況 ✓ 良い ✗ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✗ 不適切	ii) 交流	≈	都市計画及び建築の発展において、この基準を満たす可能性がある。		
	iv) 類型	≈	この基準は締約国によって採用されていないが、規模及び莊厳さにおいて同時代に比類のない商業都市を作り出した都市計画、都市形体をもった建築群として、この基準を満たす可能性がある。		
	v) 土地利用	✗	この基準は満たさない。本資産は伝統的な人間の居住を示すものではない。ジャイプールは、既存の伝統に基づくものではなく、新たな伝統を生み出したという主張は本基準にはそぐわない。また、環境と人間との相互作用を表すものでもない。地形にあわせて造営されたといつても、それは多くの都市にあてはまり、この点において他の都市より優れているとはみなされない。		
	vi) 関連	✗	この基準は満たさない。		
	主要な脅威	開発圧力、無許可建築			
勧告	資産／緩衝地帯の範囲	≈	資産範囲、緩衝地帯共に実際に現地で境界線を特定することが困難。		
	法的保護	○	城壁、オープンスペースについては保護が不十分。バザールの建造物についても、保護されているのは建造物の1面だけである。1970年に制定されたジャイプール建築条例は、違反建築が横行しており、実効性が疑わしい。		
	保全状況	○	保全状況の改善のために緊急的措置が必要。モニタリングは概ね適切だが、より詳細な指標の設定が必要。		
	管理体制	○	保護、管理は不適切。解説、公開についての全体的な方針もない。		
	記載に関する勧告	記載延期			
解決すべき課題	a) 開発による圧力に対して保全状況を改善するための明確な計画を策定すること b) 全ての属性をカバーした詳細な遺産目録を作成すること c) 法的保護を強化すること。 d) 全ての属性をカバーするように管理体制を強化すること e) 作業指針第172段落に則って、遺産影響評価を実施すること f) より詳細な指標の設定を行うなど、詳細なモニタリング措置を策定すること g) 資産の解説、公開についての全体の方針をとりまとめること 要請があれば、イコモスは上記について締約国にアドバイスを行う用意がある。 なお、推薦書を修正して提出する場合は、現地調査による評価が必要である。				
	追加勧告				
	レポート提出				
審議概要					
ノルウェー、オーストラリア、ハンガリー、スペインから情報照会とする案、ブラジル、キルギスタン、アゼルバイジャン、ブルキナファソ、中国、グアテマラ、インドネシア、セントクリストファーネイビス、タンザニア、ウガンダから記載とする案が提出され、議論の結果、締約国の提案どおり評価基準(ii),(iv),(vi)について記載することが決定した。 その際、保全措置を求める追加勧告が付され、2020年12月に進捗状況の報告を提出することが盛り込まれた。					

## 2. 新規推薦案件個票

### 9. サワルントのオンビリン炭鉱遺産

基本情報			
決定番号	43 COM 8B.17	ID No.	1610
資産名称（英）	Ombilin Coal Mining Heritage of Sawahlunto		
推薦国	インドネシア共和国		
種別	サイト		
タイプ	鉱山遺産		
資産面積	268.14 ha		
緩衝地帯面積	7,356.96 ha		
構成資産数	12		
イコモス勧告	記載		
決定	記載		
評価基準	締約国	ICOMOS	
	ii, iv	ii, iv	
	IUCN	決定	
	—	ii, iv	
審査経緯			
審査に協力した ISC	—	IUCN の審査	無
現地調査	2018年9月3日-7日(5日間) Sarah Jane Brazil 氏(オーストラリア)		
追加情報	要請	提出	中間報告
	2018/10/1	2018/10/31	2018/12/21
事実関係の訂正	33		
資産概要			
概要	<p>サワルントのオンビリン炭鉱遺産は西スマトラ奥地から高品質な石炭を採掘し、加工し、運搬するために設立された複合的産業システムである。このシステムは19世紀後半から20世紀前半にかけてオランダ植民地政府によって築かれた。採鉱は植民地時代以後もインドネシア政府のもと2002年まで続けられた。</p> <p>推薦資産は地理的には離れているが機能的に統合された3つのエリア、すなわち鉱山跡と鉱山町(エリアA)、エマハーヴェン港の石炭貯蔵施設(エリアC)、鉱山と施設をつなぐ鉄道(エリアB)から成る。</p> <p>深坑採鉱には、巨額の資本投資と高度な技術力が求められた。本資産には、トンネル、エアコンプレッサー、換気装置、河川水くみあげ機、石炭火力発電所、石炭加工施設、鉱山町、石炭を厳しい地形のなかをインド洋に面したエマハーヴェン港まで運搬するために作られた155kmの鉄道が含まれる。この統合されたシステムを運用するためには相当な労働力とノウハウが必要であり、鉱山学校が長期的に炭鉱を維持するために重要な役割を果たした。多くの熟練工、非熟練工が働いていたが、現地のミンナカバウ族の人びとや、ジャワ島や中国の契約労働者、今日のインドネシア領内で当時オランダにより支配されていた地域から連れてこられたオラン・ランタイ(インドネシア語で「鎖(rantai)人(orang)」の意、刑務作業者)が含まれていた。</p> <p>オンビリン炭田は高品質な石炭鉱床として知られ、オンビリン鉱山会社は20世紀初めにはアジアの主要な石炭生産者のひとつへと急速に成長した。本資産は、技術革新、教育、文化交流を伝えている。</p>		
比較資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>コーンウォールとウェストデヴォンの鉱山景観(イギリス)</li> <li>ブレナヴォン産業用地(イギリス)</li> <li>ノール=パ・デュ・カレー地方の炭田地帯(フランス)</li> <li>ペンガロン「オラニエ=ナッサウ家」(インドネシア)、Brooketon Colliery/Maura Coal Mine(ブルックトン炭鉱/モウラ炭鉱)(ブルネイ・ダルサラーム)等</li> </ul>		
ICOMOS評価			
OUV	比較分析	✓	交流や採鉱技術に関する十分な比較分析が示されている。



© Office of Cultural Affairs, Historical Remains and Museum

Author: Office of Cultural Affairs, Historical Remains and Museum

<p>✓ 良い ~ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✗ 不適切</p>	完全性		✓	熱帯地域の植物の成長の速さ、小規模の無許可建築、不適切な施設の再利用など課題はあるが、視覚的一体性を含め全体的な完全性は良い。
	真実性		✓	12 の構成資産は、石炭の採掘、加工、運搬の統合システムに対応している。鉱山町が含まれることにより、人間の関わりについて理解できる。
	評価基準	ii) 交流	✓	植民地化、天然資源の開発、アジアにおける工業化という点で本基準が該当する。地域の伝統的な知識も石炭採掘に生かされた。
		iv) 類型	✓	19 世紀に起きた東南アジアの工業化及び石炭採掘一般は、世界遺産リストに十分代表されていない。本資産は、このギャップを埋める。
<p>保全管理状況 ✓ 良い ~ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✗ 不適切</p>	主要な脅威			小規模の無許可住宅、商業開発、高い湿度や植物の成長による物理的劣化
	資産／緩衝地帯の範囲	✓		適切。イコモスの提案により、構成資産 B2 (バブ・タバル駅) の境界線について貯水塔を含むように若干変更された。
	法的保護	~		現在、州レベルの指定は完了している。国レベルの指定は近い将来に実施されることになっている。緩衝地帯の保護措置は複雑であり、整理、合理化することが望ましい。
	保全状況	~		保全措置の実施には、たくさんの組織が関わっており、調整のために相当な労力が必要である。属性の状態を測るモニタリング指標を設定しモニタリングを強化することが必要。
	管理体制	~		多くのステークホルダーや様々なレベルの政府機関で調整を行う仕組みが機能することが必要。管理体制の効果についてモニタリングが必要。
<p>勧告</p>	記載に関する勧告			記載
	解決すべき課題			—
	追加勧告			<p>締約国が以下について検討することを勧告する。:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 資産全体について国指定文化財としての指定手続きを完了すること</li> <li>b) 緩衝地帯の保護に関する様々なレベルの法的措置について、OUV の保護に焦点をあてつつ、整理統合する可能性について検討すること</li> <li>c) 資産範囲及び緩衝地帯では将来的にも採掘を行わないこと</li> <li>d) 鉱山町の保護のために設定されたゾーニングを実施に移すこと</li> <li>e) スマトラ横断鉄道事業に係る今後の工事を承認する前に、鉄道駅及び線路沿いの属性など、12 の構成資産内の属性の特定と保護を深めること</li> <li>f) 属性と関連する要素について、一覧表と地図を作成、改定すること</li> <li>g) 管理計画を実行する一環として、詳細は保全措置をとりまとめるこ</li> <li>h) 特に鉱山町における順応的再利用について、保全の原則を明示すること</li> <li>i) 災害リスク低減戦略を策定し実施すること</li> <li>j) 全ての開発計画に対して遺産影響評価を検討し、実施すること</li> <li>k) 更なる考古学的調査を実施すること</li> <li>l) 全ての構成資産について一貫した保全、管理、公開を行うため、スタッフ及びステークホルダーを対象にキャパシティビルディングを行うこと</li> <li>m) 持続可能な観光戦略を策定し、実施すること</li> <li>n) 全体的な解説戦略を策定すること</li> <li>o) 属性の状況に係る指標を設定し、モニタリングを改善すること</li> <li>p) 作業指針第 172 段落に則って、世界遺産センターに連絡すること</li> </ul>
	レポート提出			2021/12/1

## 審議概要

イコモスから、審査の過程で、締約国との協議の結果、緩衝地帯について修正を行ったことが報告された。  
 クウェート、スペイン、オーストラリア、チュニジア、中国から、記載を歓迎する発言があり、修正案の提出なく、記載が決定した。  
 特に、オーストラリアは、ヨーロッパや南アフリカには、鉱山遺産が多くあるが、熱帯地域にある例として興味深く、ヨーロッパ、中国、日本などから多くの労働者が集まってコミュニティが形成されことが特徴であるとする指摘を行った。  
 決定が採択された後、インドネシアの環境 NGO が発言を求め、鉱山は熱帯環境破壊の始まりを象徴するもので、強制労働の歴史があり、地域コミュニティは今も苦しんでいるとの発言を行った。

## 2. 新規推薦案件個票

### 10. 百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—

基本情報			
決定番号	43 COM 8B.18	ID No.	1593
資産名称（英）	Mozu-Furuichi Kofun Group: Mounded Tombs of Ancient Japan		
推薦国	日本国		
種別	サイト		
タイプ	考古遺跡（古墳）		
資産面積	166.8 ha		
緩衝地帯面積	890 ha		
構成資産数	45		
イコモス勧告	記載		
決定	記載		
評価基準	締約国	ICOMOS	© Author: イコモス評価書 
	iii, iv	iii, iv	
	IUCN	決定	
	—	iii, iv	
審査経緯			
審査に協力した ISC	—	IUCN の審査	無
現地調査	2018年9月11日-17日(7日間) Eric Zerrudo 氏(フィリピン)		
追加情報	要請	提出	中間報告
	2018/10/1	2018/9/13, 10/31	2018/12/21
事実関係の訂正	33		
資産概要			
概要	<p>百舌鳥・古市古墳群は45件の構成資産からなるシリアル・プロパティであり、大阪平野の台地に位置し、49基の古墳を含む。選ばれた古墳は大きく2つの古墳群からなり、日本の古墳時代（3世紀～6世紀）の文化を最も豊か且つ明白に表わしている。この時代は、日本社会が、中国の律令制の影響のもと、中央集権国家となる時期にあたる。古墳には、埋葬品（武器、甲冑、装身具）や墳丘を飾る「埴輪」と呼ばれる土製の像（円筒型や、物品、家屋、動物、人物をかたどったものもある）等の多用なものが内包されている。古墳の一部である「陵墓」（皇室の靈廟）はこの時代の王族の墓と考えられ、現在、宮内庁が管理している。本構成資産は日本全国に合計16万基存在する古墳の中から選ばれたものであり、古墳時代の最盛期とされる「古墳時代中期」（4世紀後半～5世紀後半）を代表するものである。本資産の属性は、49基の墳丘、それらの幾何学的形状、建造方法及び材料、堀、考古資料（副葬品、埋葬施設、埴輪など）、大阪地域における視覚的な存在感を含む古墳の周辺環境(setting)、古墳間に残る物理的つながりおよび視覚的つながりもまた、特徴的な葬送慣習、過去および現代における儀礼・儀式的用途と共に、重要な属性である。</p>		
比較資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秦の始皇陵（中国）</li> <li>・明・清朝の皇帝陵墓群（中国）</li> <li>・朝鮮王朝の王墓群（韓国）</li> <li>・古代高句麗王国の首都と古墳群（中国）</li> <li>・高句麗古墳群（北朝鮮）</li> <li>・慶州歴史地域（韓国）</li> <li>・百済歴史地域（韓国）</li> <li>・「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群（日本）</li> <li>・高靈池山洞大伽耶古墳群と金海=咸安の加羅古墳群（韓国）</li> </ul>		
ICOMOS 評価			

OUV ✓ 良い ✗ 適切だが、改善できる ○ 現時点での証明されていない ✗ 不適切	比較分析	✓	
	完全性	✓	古墳の（出土）遺物と現在の保全状況から、真実性および完全性の要件は、特に陵墓資産において、満たされていると考える。ただし 45 件の構成要素の間には、真実性と完全性の程度に違いがある。
	真実性	✓	
	評価基準	iii) 物証	選択された古墳群は、保存状態も良く、古墳時代の墳丘の建設、用途について良く伝えている。これらの墳丘は、日本列島の人類歴史におけるこの重要な段階を知る上での豊かな情報源である。
		iv) 類型	推薦されている古墳群は、古代東アジアの古墳造営の類まれな類型を示す。この歴史的に重要な時期に、社会階層の成立に古墳が果たした役割は、土製の像、環濠、石で補強しつつ幾何学的な形状でテラス状になった塚といった有形の属性とともに、類まれである。
	保全管理状況	主要な脅威	近接地における都市開発。締約国は、いくつかの構成資産について、周辺環境を改善するために不適切な要素を撤去する計画である。
保全管理状況 ✓ 良い ✗ 適切だが、改善できる ○ 現時点での証明されていない ✗ 不適切	資産／緩衝地帯の範囲	✓	資産範囲は、陵墓及び史跡の境界である。
	法的保護	✓	
	保全状況	✓	保全措置は適切。モニタリングは適切だが、非破壊的な技術により墳丘の構造をモニタリングすることによりさらなる改善が期待できる。地域住民の利益、支援をモニタリングする指標を設定することが望ましい。
	管理体制	✓	保護管理は適切。ただし、計画されている解説センター（堺市）に関しては、遺産影響評価を深める必要がある。管理体制に正式な地域住民の参加を拡大することが奨励される。
	勧告	記載に関する勧告	記載
勧告	解決すべき課題	—	
	追加勧告	—	<p>締約国が以下について検討することを勧告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) シリアル・プロパティの無形の要素について、引き続き、文書による記録を作成すること</li> <li>b) 構成資産20（御廟山古墳）について国による保護を行うために必要な法指定を行い、構成資産44（峯ヶ塚古墳）について合意された緩衝地帯の修正を行う</li> <li>c) 史跡に指定されている構成資産について、保全上の目的及びOUVの保護との整合を図りつつ、整備基本計画を策定すること</li> <li>d) 墳丘の構造上の安定性評価について、将来、非破壊的(non-invasive)技術を使用することを検討すること</li> <li>e) 管理体制に対する正式な地域住民の関与拡大を県とすること</li> <li>f) 緩衝地帯が、より広い周辺環境(setting)にどのように関わるか、また、より広い周辺環境(setting)のなかで保護する必要があるものはあるか、ある場合は何かについてさらに検討し、措置を実施すること</li> <li>g) 提案されている新たな解説施設(堺市)について、世界遺産に登録されること及び採択されるOUVの言明を踏まえ、遺産影響評価を見直し、深めること</li> <li>h) 公園整備、自転車博物館、大仙公園整備計画、展望台の新規整備若しくは改良、南海電鉄高野線の高架化事業を含め、将来の開発計画について、遺産影響評価を検討、実施すること。また、管理体制や資産の法的保護の枠組みとより直接結びついた遺産影響評価(HIA)手続き等の整備を継続すること</li> <li>i) シリアル・プロパティに影響を与える大規模事業について、作業指針第172段落に則って、もれなく世界遺産センターに連絡すること。</li> </ul>
	レポート提出	—	
審議概要			
クウェート、チュニジア、ジンバブエ、オーストラリア、アゼルバイジャン、スペインから記載を歓迎する発言があり、修正案の提出はなく、記載が決定した。			

## 2. 新規推薦案件個票

### 11. シエンクワーンの巨石壺(Jar)遺跡群-ジャール平原

基本情報			
決定番号	43 COM 8B.19	ID No.	1587
資産名称（英）	Megalithic Jar Sites in Xiengkhuang – Plain of Jars		
推薦国	ラオス人民民主共和国		
種別	サイト		
タイプ	考古遺跡		
資産面積	173.56 ha		
緩衝地帯面積	1,012.94 ha		
構成資産数	15		
イコモス勧告	記載		
決定	記載		
評価基準	締約国	ICOMOS	
	iii	iii	
	IUCN	決定	
	-	iii	
 © Author: イコモス評価書			
審査経緯			
審査に協力した ISC	—	IUCN の審査	無
現地調査	2018年10月21日-30日(10日間) Christophe Sand 氏(ニューカレドニア)		
追加情報	要請	提出	中間報告
	2018/10/9	2018/11/7	2018/12
事実関係の訂正	18		
資産概要			
概要	鉄器時代に葬送に使われていた 2100 点以上の管状の巨石壺は、ジャール（壺）平原の名前の由来になっている。15 の構成資産からなるこのシリアル・プロパティには、1325 点の巨大石壺、石盤（墓標もしくは石壺の蓋）、二次葬地、墓標、採石場、生産遺跡、副葬品、その他の考古学的遺物が含まれている。石壺は巨大かつ精巧で、その生産や採石場から葬送の場への移動には、技術力が求められる。丘陵斜面や中央高原周辺に分布する石壺及びその関連要素は、これらを製造し使用した鉄器時代の文明について伝える最も特徴的で興味深い物証である。この文明についてはほとんどわかつていない。遺跡は紀元前 500 年から紀元後 500 年まで（最大で 800 年まで続いた可能性もある）のものである。ジャール平原は、鉄器時代の東南アジアにおける 2 つの主要な文化的システムであるムン・メコンシステムと紅河／トンキン湾システムの歴史的十字路に位置する。この区域は地域内での移動や円滑な交易、文化交流を促進した場所であったため、石壺遺跡群の分布は、陸路と関係する可能性があると考えられており、また社会階層を示すものであるとも考えられている。		
比較資産	インド、インドネシア、マレーシア、ミャンマー、ベトナム、フィリピンの巨石遺跡 • ルアンパバーン郡の壺遺跡（ラオス） • フアパンのメンヒル（ラオス）		
ICOMOS 評価			
OUV  <input checked="" type="checkbox"/> 良い <input checked="" type="checkbox"/> 適切だが、改善できる <input type="checkbox"/> 現時点では証明されていない <input type="checkbox"/> 不適切	比較分析	✓	中間報告でのイコモスの要請に対応して、構成資産が、使われている石の種類、大きさ、製造方法、縁の様式等を網羅するように選定しつつ、採石場、加工場が加えられたとの説明があった。また、今後の研究への貢献や保全状況も考慮された。
	完全性	✓	壺の分布は広範囲に及ぶため、代表的な特徴をもつ遺跡を選定してシリアル・プロパティとすることは妥当。ただし、サイト 3 は、さらに複数の構成資産に分割され断片的になっており、保全上の課題がある。
	真実性	✓	砲撃による破壊などにより過去に壺が毀損された経緯があるが、壺の年代等を考慮すると、真実性が認められる。

	評価基準	iii) 物証	✓	紀元前 500 年頃から紀元 500 年以降までの間葬送のためにこれらの壺を作り使用した古代文明の物証である。壺は当時の社会階層についても伝えており、その歴史、人々、文化的伝統について不明であることは、世界遺産条約上一定の課題であるが、調査研究の継続により理解が深まれば、これらの遺跡の重要性の理解につながるものと思われる。
保全管理状況 ✓ 良い ✗ 適切だが、改善できる ○ 現時点では証明されていない ✗ 不適切	主要な脅威	周辺地域の不発弾、来訪者圧、開発、農業による浸食		
	資産／緩衝地帯の範囲	✓		
	法的保護	✓		推薦資産は、ラオス政府を代表して情報、文化、観光省が所有し、国土法に基づき文化地 (cultural land) に指定されている。また、国家遺産法等により保護されている。緩衝地帯についても国が所有しているが、OUV に配慮した民間利用は認められる。
	保全状況	○		大規模な保全措置、復元については、遺産影響評価を行い、諮問機関の審査を受けるべきである。モニタリング体制は適切。
	管理体制	✗		締約国は立命館大学の災害リスク低減プログラムを活用し、リスク対策のキャパシティビルディングを行っている。法的保護の枠組みは適切だが、管理計画がない。解説も限定的に行われているのみである。アクセル道路など新たなインフラについても遺産影響評価を実施すべき。
勧告	記載に関する勧告	評価基準 iii に基づき記載		
	解決すべき課題	—		
	追加勧告			締約国が以下について検討することを勧告する。 a) 管理計画を策定すること b) 保全計画を策定し、保全措置を実施すること c) 「サイト 3」の構成資産の管理及び保全を強化すること d) サイト 28において、1930 年代に掘られたトレンチを緊急に埋め戻すこと e) サイト 52 の未舗装道路を閉鎖し、継続する浸食の回復措置をとること f) 考古遺跡への影響を最小限に抑えるよう配慮しつつ、緩衝地帯及び構成資産周辺の不発弾除去作業を継続すること。また、不発弾の除去が完了した箇所では安全のために設置されたコンクリート製の境界標識を撤去すること g) 観光管理計画を策定すること h) より正確かつ詳細な地図を作成すること。地図には壺その他の考古遺跡、遺構の位置、管理施設、土地保有権（サイト 1 について）、地形要素を表示すること。 i) 構成資産範囲内にある OUV に直接関係のない史跡（旧石器時代の遺跡、新しい時代の遺跡、地域的価値の遺跡など）についても保全や解析を行うこと j) 減災のための戦略を策定し実施すること k) 遺産影響評価を検討、実施し、資産の管理システム、法的保護に統合すること l) 作業指針第 172 段落に則って、資産に影響を与える可能性のある全て事業について（復元を含む）世界遺産センターに連絡すること
	レポート提出	2021/12/1		
審議概要				
中国、葬送儀礼に使われた巨石壺が古代中国のテラコッタと共に通点があると指摘しつつ、記載を歓迎した。また、チュニジアは、1つの評価基準でも十分に価値を示し、記載されるという好例であるとして、記載を歓迎した。 修正案の提出なく、記載が決定した。				

## 2. 新規推薦案件個票

### 12. バガン

基本情報			
決定番号	43 COM 8B.20	ID No.	1588
資産名称（英）	Bagan		
推薦国	ミャンマー連邦共和国		
種別	サイト		
タイプ	考古遺跡		
資産面積	4,987.88 ha		
緩衝地帯面積	17,821.97 ha		
構成資産数	8		
イコモス勧告	記載		
決定	記載		
評価基準	締約国	ICOMOS	© Author: イコモス評価書
	iii, iv, vi	iii, iv, vi	
	IUCN	決定	
	—	iii, iv, vi	
審査経緯			
審査に協力した ISC	—	IUCN の審査	無
現地調査	2018年9月15日-24日(10日間) Richard Mackay 氏(オーストラリア)		
追加情報	要請	提出	中間報告
	2018/10/1	2018/6/21,11/5	2018/12
事実関係の訂正	無し		
資産概要			
概要	バaganは、ミャンマー中央乾燥地帯に流れるエーヤワディー川の湾曲部に位置する。それは、類まれな仏教美術と仏教建築を特徴とする神聖な景観であり、数世紀にわたる仏教功德の文化的伝統を伝え、バagan文明（パagan時代：11世紀-13世紀）について物語る物証である。本資産の無形の属性は仏教の信仰、功德を積む行い、伝統的な文化的慣習、農業に反映されている。8つの構成資産からなるシリアル・プロパティであり、仏塔、寺院、その他修行用施設、広範な考古資料、多くの碑文、壁画、彫刻を含む3595点の記念物を含む。		
比較資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>■隣国（インド、ベトナム、ラオス、カンボジア、スリランカ）の同時期の王朝</li> <li>■スリランカ、インド、ネパール、中国、アフガニスタン、パキスタン、カンボジア、韓国、日本の仏教関係世界遺産、暫定リスト掲載資産</li> <li>■ミャンマー国内の他地域との比較</li> </ul>		
ICOMOS 評価			
OUV <span style="color: green;">✓ 良い</span> <span style="color: red;">✗ 適切だが、改善できる</span> <span style="color: orange;">○ 現時点での証明されていない</span> <span style="color: red;">✗ 不適切</span>	比較分析	✓	
	完全性	✓	全体的に、視覚的完全性を保っている。多少の自然劣化は見られるが韓税制は適切。個々の構成資産の完全性は充分だが、脆弱な状態にある。注意深く管理を行う要する。構成資産6、7の資産範囲と構成資産4の緩衝地帯の境界線を修正することで完全性を強化することができる。
		✓	新たな開発行為について厳格な意思決定手続きをとることが、今後、完全性、真実性を維持するために不可欠。
	評価基準	iii) 物証	✓ 11世紀から13世紀のバagan文明とその文化的伝統を伝える類まれな物証。
		iv) 類型	✓ アジア各地に残る豊かな仏教建築、仏教芸術の伝統のなかにあっても、バaganは特徴的であり、類まれである。
		vi) 関連	✓ 功徳を積む行為を伝える物証は多くの仏教遺跡に共通するものだが、バagan時代の影響、表現の規模と多様さ、継続する伝統において類まれと言える。

保全管理状況 ✓ 良い ✗ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✗ 不適切	主要な脅威	過去に行われた保全措置、観光、開発圧、観光圧、自然災害
	資産／緩衝地帯の範囲	✓ 資産範囲、緩衝地帯は適切だが、違法住宅の移転など今後対応が必要な課題もある。緩衝地帯内に位置するバガン空港は、現時点では問題ないが、将来計画されている滑走路の拡張とターミナル及び駐機場の移転については遺産影響評価を実施する必要がある。
	法的保護	✓ 特にホテルについて、開発コントロールの運用が課題。一部のホテルは推薦資産の視覚的特徴に調和していない。一方でホテルの撤去は従業員の生活に影響を与える。
	保全状況	✗ 仏教の宗教行事が行われている施設は定期的に検査が行われているが、その他の施設の検査は断片的。体系的なモニタリングには追加資源が必要。
	管理体制	✗ 限られた時間のなかで、文化遺産地域保護法の改正等が行われた。
勧告	記載に関する勧告	評価基準 iii, iv, vi に基づき記載
	解決すべき課題	—
追加勧告	締約国が以下について検討することを勧告する。 a) 構成資産 6、7 の資産範囲、構成資産 4 の緩衝地帯を修正すること b) バガンの歴史的水管システムについてさらなる調査研究を行い、記録をとること。また、OUV の属性として保全すること。 c) 関係法指定の地図を GIS を使用してひとつにまとめること。遺跡のデータを統合されたデータ管理システムにまとめること d) 資産範囲、緩衝地帯範囲を示す標識の設置を行なうこと。その際、混乱を避けるため、旧遺産保護ゾーンの標識を撤去すること。 e) 考古遺跡リスクマップを完成させること f) バガンにおいて活動している全ての国際ミッションと、管理計画 (Integrated Management Framework) の規定や BAGANCOM (バガン国家調整委員会) の決定、Bagan ICC のアドバイスを遵守するよう正式な合意を締結すること g) 資産範囲及び緩衝地帯内において、不適切な高さ、規模、形状の新規建築を規制するために現在の都市計画、開発コントロールを見直すこと h) 管理体制に、景観アプローチを統合すること i) さらに遺産影響評価について検討すること。新たな観光インフラ整備やバガン空港の拡張を含む、バガンでのすべての開発について遺産影響評価を実施すること j) 将来の観光の拡大に向けて「収容力」の評価を行うこと k) BAGANCOM 職員と地域政府、ホテル・観光産業の代表者で定期的に対話をを行う l) イコモス、世界遺産センターと協議しつつ、ホテル戦略を策定し、ホテルの建設を認めるエリアを設定すること。全ての新規開発に対して、遺産影響評価を実施すること。ホテル整備を認めるエリアでは、高さ等に関する規制を行うこと。 m) 来訪者施設やニーズの検討、持続可能な観光戦略の策定が終わるまで、展望施設等の建設を停止すること n) モニタリング体制に追加的資源を配分すること o) BAGANCOM 職員及び地域政府職員に対し文化遺産管理に関する専門的訓練を受ける機会を提供すること p) 災害リスク管理計画を実行するために必要な資源を配分すること q) 農業セクター戦略を策定し実施すること r) 住民の利益及び福祉に注意しつつ、慎重な協議を経て、資産範囲内の違法住宅について、段階的に撤去する計画を策定すること s) 作業指針第 172 段落に則って、世界遺産センターに連絡すること	
	レポート提出	2021/12/1

#### 審議概要

イコモスから、本資産は 1997 年に情報照会となった資産であること、今回の審査の過程で、締約国の同意に基づいて資産範囲と緩衝地帯の軽微な修正が行われたことが報告された。

ウガンダ、中国、スペイン、インドネシア、ノルウェー、セントクリストファーネイビスから記載を歓迎する発言があり、修正案の提出なく、記載することが決定した。決定の採択後、ミャンマーから、日本、中国、コロンビア、ドイツ等から援助があったことに感謝する発言があった。

## 2. 新規推薦案件個票

### 13. 書院：韓国の新儒教アカデミー

基本情報						
決定番号	43 COM 8B.21	ID No.	1498			
資産名称（英）	Seowon, Korean Neo-Confucian Academies					
推薦国	大韓民国					
種別	建造物群					
タイプ	建造物群					
資産面積	102.49 ha					
緩衝地帯面積	796.74 ha					
構成資産数	9					
イコモス勧告	記載					
決定	記載					
評価基準	締約国	ICOMOS				
	iii, iv	iii				
	IUCN	決定				
	—					
審査経緯						
審査に協力した ISC	—	IUCN の審査	無			
現地調査	2018年9月2日-8日(6日間) Zheng Jun 氏(中国)					
追加情報	要請	提出	中間報告			
	2018/10/10	2018/11/6	2018/12/21			
事実関係の訂正	5					
資産概要						
概要	<p>本シリアル・プロパティは、朝鮮王朝（15世紀-19世紀）における新儒教（宋明理学）私塾の類型を示す9か所の書院により構成されている。構成資産は、紹修書院、藍溪書院、玉山書院、陶山書院、筆巖書院、道東書院、屏山書院、武城書院、遜巖書院であり、これらは韓国中央部から南部に位置している。自然を鑑賞し、心身を鍛錬するため、山や水の近くに位置している。主要な機能は、それぞれの環境の中で学び、環境を尊重し、環境と触れ合うことであった。一般的な建築様式に基づいているものの、構成資産は、周辺環境との結びつきや宋明理学の理想を最大限に引き出すようにそれぞれ工夫されている。</p>					
比較資産	<p>天に対する皇帝の崇敬に関わる世界遺産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天壇：北京の皇帝の廟壇（中国）</li> <li>・フエの建造物群（ベトナム）</li> </ul> <p>儒教に基づいた施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昌徳宮（韓国）</li> <li>・フエの建造物群（ベトナム）</li> <li>・宗廟（韓国）</li> </ul> <p>世界遺産の構成資産に含まれる儒教教育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・玉山書院と屏山書院（韓国、韓国の歴史的集落群：河回と良洞の構成資産）</li> <li>・崧陽書院（北朝鮮）</li> <li>・嵩陽書院、白鹿洞書院（中国）</li> <li>・松下村塾（日本）</li> </ul>					
ICOMOS 評価						
 <p>© Author: イコモス評価書</p>						

<b>OUV</b> <span style="color: green;">✓ 良い</span> <span style="color: darkred;">✗ 適切だが、改善できる</span> <span style="color: red;">○ 現時点での証明されていない</span> <span style="color: red;">✗ 不適切</span>	比較分析		✓	中国の書院(shuyuan)は、中国国内で多彩に展開したが、韓国の書院は、中国書院が地域に適応して変化した儒教アカデミーの類型のひとつと言える。		
	完全性		✓	OUV の全ての要素を含んでいる。ただし、開発、虫害、火災、地震、来訪者についてモニタリングを継続する必要がある。		
	真実性		✓	真実性の要件を満たしている。形態、デザイン、原料、材料については基本的に元のままである。用途、機能、伝統は概ね歴史的なものであるが、教育的役割はかなり弱くなっている。位置、セッティングは概ね維持されているが、構成資産のうち 2 力所については、もともとの場所から移転している。移転後相当の年月が経っていることから、これらの移転は問題にならないと考えられる。無形遺産、精神、感覚については、概ね維持されている。		
	評価基準	iii) 物証	✓	教育、社会慣習という形で韓国的新儒教に関連した文化的伝統を伝える類まれな物証である。この慣習の多くは今日も継続している。 また、儒教の考え方方が地域に根付いていたことを示す類まれな物証である。書院は、中国の新儒教が韓国の現地の条件に併せて修正された様子を示している。		
		iv) 類型	✗	新儒教の教育施設群として、この基準を適用するために必要な類まれなクリティカルはみとめられない。		
<b>保全管理状況</b> <span style="color: green;">✓ 良い</span> <span style="color: darkred;">✗ 適切だが、改善できる</span> <span style="color: red;">○ 現時点での証明されていない</span> <span style="color: red;">✗ 不適切</span>	主要な脅威	開発圧、樹木や建造物に対する虫害、火災、地震、観光圧				
	資産／緩衝地帯の範囲	✓				
	法的保護	✓	山地管理法、河川法、農地法、各種都市計画条例などにより離れた景観要素との繋がりが保護されている。			
	保全状況	✓	建造物は全て状態が良いため、保全措置はモニタリングと環境整備のみとなっている。過去の誤りを是正したり、来訪者施設を改善する環境整備が進められている。2015 年には、武城書院において電柱の撤去が行われた。			
	管理体制	✓/✗	全体的に適切だが、全体的な管理計画を整備すべき。また、現在計画されているとおり、9つの構成資産を一体的に公開する方法を改善すべき。			
<b>勧告</b>	記載に関する勧告	評価基準 iii に基づき記載				
	解決すべき課題	—				
	追加勧告	締約国が以下について検討することを勧告する。 a) 全体を包含する管理文書を作成すること b) 9つの構成資産が一つの資産であることを伝える公開方法をさらに検討すること				
	レポート提出	—				
<b>審議概要</b> <p>イコモスから、2016 年にイコモスの中間報告で記載延期勧告が出された後、取り下げられた資産であるとの報告があった。</p> <p>クウェート、スペインから、一度取り下げて、再推薦を行い記載勧告を得た優良例であると韓国の対応を賞賛する発言があった。</p> <p>中国は、書院の起源は中国だが、韓国の書院は、16 世紀から 17 世紀に儒教が東アジアに広がっていった際に、重要な役割を果たしたとし、中国の書院は 2 件がすでに世界遺産の構成資産として登録されていると説明しつつ、記載を歓迎する発言を行った。</p> <p>チュニジア、インドネシア、アゼルバイジャンからも記載を歓迎する発言があり、修正案の提出なく、記載することが決定した。</p>						

## 2. 新規推薦案件個票

### 14. グロースグロックナー高地山岳路

基本情報			
決定番号	43 COM 8B.22	ID No.	1556
資産名称（英）	Großglockner High Alpine Road		
推薦国	オーストリア共和国		
種別	サイト		
タイプ	近代遺産		
資産面積	126.35 ha		
緩衝地帯面積	15,930.03 ha		
構成資産数	1		
イコモス勧告	記載延期		
決定	記載延期		
評価基準	締約国	ICOMOS	
	i, ii, iv	—	
	IUCN	決定	
	—	—	
審査経緯			
審査に協力した ISC	—	IUCN の審査	無
現地調査	2018年9月10日-14日(5日間) Lynne Di Stefano 氏(カナダ/スイス)		
追加情報	要請	提出	中間報告
	2018/10/12	2018/11/9	2018/12/21
中間報告への返信	2019/2/13		
事実関係の訂正	16		
資産概要			
概要	オーストリア南部のザルツブルク州およびケルンテン州にあるグロースグロックナー高地山岳路は、車の運転とともに、アルプス山脈東部ホーエ・タウエルン山脈の風光明媚な山岳景観を旅行者に経験してもらうために設計された。土木技師フランツ・ヴァラックの監督のもとに1924年から1936年に設計、建設された。グロースグロックナーロードは、道路建設の技能を示すとともに、壮観な高山景観への観光の拡大を示すものである。全48kmに及ぶ2車線道路(36か所のヘアピンカーブ)に加えて、推薦資産には、道のターミナル・ポイント、2本の連絡道路、眺望点、橋、トンネル、避難小屋、排水施設、擁壁等が含まれる。		
比較資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ズステン・パス(Susten Pass)(スイス)</li> <li>・ドイツ・アルペン街道(German Alpine Road)(ドイツ)</li> <li>・大ドロミーティ道路(Great Dolomite Road)(一部が「ドロミーティ」(イタリア)の緩衝地帯を通る)</li> <li>・ゼメリング鉄道(オーストリア)</li> <li>・レーティッシュ鉄道アルブラ線・ベルニナ線と周辺の景観(スイス・イタリア)</li> <li>・バージニア州のスカイライン街道(Skyline Drive)(アメリカ)</li> </ul>		
ICOMOS 評価			
OUV <input checked="" type="checkbox"/> 良い <input type="checkbox"/> 適切だが、改善できる <input type="radio"/> 現時点では証明されていない <input type="checkbox"/> 不適切	比較分析	<input type="radio"/>	景色の良い高山道路に比較対象を絞るのは比較分析として狭すぎる。 また、比較対象とされたその他の高山道路は、景観を大きく改変したり、既存の道路を利用するなどして最初から風景道路として設計されたわけではないとしているが、グロースグロックナーロードの建設によって景観は相当改変されている。
	完全性	<input type="radio"/>	開発等の脅威はないが、道路その他の要素は、利用者数の増加や安全基準の改正によって変化する可能性がある。
	真実性	<input type="radio"/>	位置、セッティング、用途、機能、精神、管理体制に関して真実性の要件を満たす。



© Author: イコモス評価書

	評価基準	i) 創造の才	○	設計者自身には一定の創造性が認められるが、道路自体の設計については本基準を満たすのに十分な創造性は認められない。					
		ii) 交流	○	グロースグロックナーロードがアルプス及びヨーロッパにおける風景道路建設に与えた影響だけでは、地理的、テーマ設定の範囲が狭すぎる。					
		iv) 類型	○	本基準に関連して提示されている特徴の多くは、世界中で 20 世紀初めに設計された他の風景道路にも当てはまる。					
保全管理状況 ✓ 良い ✗ 適切だが、改善できる ○ 現時点での証明されていない ✗ 不適切	主要な脅威	不適切な観光開発の可能性、インフラ整備、厳しい気候、気候変動							
	資産／緩衝地帯の範囲	✗	資産範囲は線状で様々な幅となっている。 緩衝地帯は、道路から見える周辺の高山風景を適切に保護する範囲が設定されている。						
	法的保護	✗	周辺の景観は連邦レベルの法律（国立公園、Natura 2000）、国レベルの法律（自然保護法）で保護されている。						
	保全状況	✗	保全措置は概して適切だが、改善すべき点もある。モニタリングは適切。						
	管理体制	✗	保護管理上の要件は適切だが、記録の作成、職員の保全技能、道路の変化する側面についての管理計画での取り扱いについて改善すべき。						
勧告	記載に関する勧告	記載延期							
	解決すべき課題	設計された風景道路についての全世界を対象とした比較分析に基づいて説得力ある主張が可能か再検討すること。							
	追加勧告	—							
	レポート提出	—							
審議概要									
<p>イコモスから、比較研究の対象範囲が狭い、時間と共に変化した個所を特定する必要があるとの説明があった。      オーストラリア、ノルウェー、中国は、scenic road という新しいタイプの資産であり興味深いものの、さらなるテーマ別研究が必要であるとして、記載延期を支持した。</p> <p>オーストリアは、委員国の要請により発言の機会が与えられ、失望を隠せないとしながらも、テーマ別研究を含め、引き続きイコモスと対話、協働し、再推薦したいと発言した。これに対し、会場から拍手があがった。</p> <p>修正案の提出はなく、記載延期とする決定が採択された。</p>									

## 2. 新規推薦案件個票

### 15. ローマ帝国の国境線：ドナウ川のリメス

基本情報			
決定番号	43 COM 8B.23	ID No.	1608
資産名称（英）	Frontiers of the Roman Empire – The Danube Limes		
推薦国	オーストリア共和国、ドイツ連邦共和国、ハンガリー、スロバキア共和国		
種別	サイト		
タイプ	考古遺跡		
資産面積	1,580.0483 ha		
緩衝地帯面積	4485.1674 ha		
構成資産数	175		
イコモス勧告	記載		
決定	情報照会		
評価基準	締約国 ii, iii, iv	ICOMOS ii, iii, iv	IUCN 決定
	—		—
審査経緯			
審査に協力した ISC	—	IUCN の審査	—
現地調査	2018年9月25日-10月8日(14日間) David Lakin 氏(英国)、Adrian Olivier 氏(英国)		
追加情報	要請 —	提出 —	中間報告 2018/12/21
事実関係の訂正	22		
資産概要			
概要	<p>ドナウ川のリメス（西部区間）はドナウ川上流域に約 997km にわたって広がっている。ラエティア（東側）、ノリクム、パンノニアといったローマ帝国属州の北側および東側の境界線として、ローマ帝国の国境の一部を構成していた。フラウィウス朝(紀元後 69–96 年)に築かれ、その後拡大した西部要塞群は、連続した人工的防壁ではなく、河川の南岸に沿って連続した鎖のように並ぶ軍事施設群であった。古代ローマ軍団の要塞、砦、小砦、物見櫓が 10km~30km 間隔で配置された。それらは連絡路により繋がれ、ドナウ川の巡察を担っていたパンノニア艦隊が整備を行っていた。6 か所程度の要塞といくつかの砦、大規模な民間人用の町が、兵士らのため、また、ローマの文化を帝国の境界に至るまで広げるために造られた。リメスは防御を主な目的としていたが、平時には、ローマ帝国が外交関係を結んでいた西側のゲルマン人居住域および東側のイラン系サルマタイ人居住域との間で、川を渡った交易、往来を管理する役割も担っていた。ローマ帝国国境のなかで、河川であること以外にこの区間がその他の区間と異なるのは、特にローマ帝国時代後期において、継続して大規模な移民があったために、この脅威に対応するために軍事戦略が進化を遂げたことである。それは、現在のハンガリーにある一時の野営地、橋頭堡、狭い間隔で配置された物見櫓等の遺構に反映されている。6 か所の要塞全てを含む 175 件の構造物の遺構が推薦されている。自然的要因や水流を改良するための人為的介入、そして、より最近ではダムや貯水池の建設によって過去 2000 年にわたりドナウ川の流路はところどころ変わってきた。これにより、いくつかの砦は部分的にもしくは完全に破壊されてしまったほか、遺跡と河川が離れてしまった場所もある。また、砦の多くは後世の集落の核となっている。</p>		
比較資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レーティッシュ鉄道アルプラ線・ベルニナ線と周辺の景観（イタリア、スイス）</li> <li>・ アルプス山系の先史時代杭上住居跡群（オーストリア、フランス、ドイツ、イタリア、スロベニア・スイス）</li> <li>・ カパック・ニヤン アンデスの道（アルゼンチン、ボリビア、チリ、コロンビア、エクアドル、ペルー）</li> <li>・ 万里の長城（中国）</li> <li>・ 16-17 世紀ヴェネツィア共和国建造の軍事防御設備（クロアチア、イタリア、モンテネグロ）</li> <li>・ ライン川（フランス・ドイツ間）、オーダル川（ドイツ・ポーランド間）等</li> </ul>		



© Author: イコモス評価書

ICOMOS 評価					
OUV ✓ 良い ~ 適切だが、改善できる ○ 現時点での証明されていない ✗ 不適切	比較分析	✓			
	完全性	✓	設計された要塞の全ての要素が含まれている。		
	真実性	~	真実性の要件は満たしているが、再建 (reconstruction) に関する考え方を整理するとともに、構成資産からの景観について保護を強化する必要がある (Carnuntum 近くに風力発電施設、ブダペストには高架道路等)。		
	評価基準	ii) 交流	ドナウ川のリメスの西部区間は、堅固な障壁だったわけではなく、軍隊だけでなく、民間人や商人が行き来し、文化的価値の交流があった。それにより、この部分のローマ帝国国境において、居住パターン、建築、景観設計、空間構成に大きな変化が引き起こされた。		
		iii) 物証	ローマ帝国国境のこの区間は、北方からの継続的な侵入に対するローマ帝国の軍事的なレスポンスの在り方を示している。一方、Brigetio や Hercules Villa などに残る、フレスコ画やモザイク、彫刻等にももっと着目すべきである。それらは、ローマ帝国の国境地域が、兵士や抑圧の地であったのではなく、あらゆる人間活動の場であったことを示している。		
		iv) 類型	ドナウ川の要塞は、中央ヨーロッパだけでなく他の地域も含めて、重要な古代要塞である。景観が立地選定上重要であったことを伝えている。		
	保全管理状況	主要な脅威	風力発電施設、河川景観、インフラ、農業活動		
	資産／緩衝地帯の範囲	~	一部の構成資産に緩衝地帯が設定されていない。緩衝地帯を設定し、軽微な境界線の変更を提出するべき。		
	法的保護	✓	全締約国が強力な法的保護を適用している。		
	保全状況	~	ハンガリーで既に地方自治体が土地を公有地化する取組みを進めているが、管理計画に、長期的目標として、関係する範囲で耕作しないことを明言すべき。		
	管理体制	~	適切だが、ハンガリーの構成資産について管理計画を完成させる必要がある。		
勧告	記載に関する勧告	評価基準 ii,iii,iv に基づき記載			
	解決すべき課題	—			
	追加勧告	締約国が以下について検討するよう勧告する。 a) 構成資産ID 31 (Carnuntum) の法的保護を完成させること b) ハンガリーの構成資産について管理計画を策定すること c) 緩衝地帯のない構成資産について緩衝地帯を設定し、軽微な境界線の変更を行うこと d) ローマ時代の流路について調査研究を継続し、当時の流路との繋がりを促進すること e) 保全や展示等に必要な再建 (reconstruction) について共通の考え方を整理すること。その際、オリジナルの材質の上に再建を行わないことを原則とし、どの構成資産においても再建が大部分を占めることがないようにし、オリジナル部分と再建部分の違いを明示すること。また、考え方について合意に至るまで、構成資産ID 31(Carnuntum)における再建を停止すること。 f) 全ての構成資産、緩衝地帯において耕土をやめる措置を検討すること g) 洪水を防ぐ措置について、水管当局、河川当局との協力を強化すること h) 共通のデータベース整備、包括的な調査研究の枠組みの整備を継続すること i) 考古景観としての一時的キャンプ場所全体を調査し、記録を作成すること j) 構成資産ID2(Eining-Weinberg)について再発掘を行い、構成資産ID7b(StPeter's church)についてさらなる調査を実施すること k) 構成資産ID31(Carnuntum)の周辺に設置されている風車の有効期間が終了した際には、風車の更新を行わないこと。また、他の構成資産の周辺景観が風車その他のインフラにより損なわれることが内容規制すること l) 各地点におけるコミュニティの参画をより多くの構成資産に拡大すること			
	レポート提出	—			
審議概要					
直前に、ブダペストの一部を推薦範囲から外す決定をハンガリー政府が下し、世界遺産センターに連絡したが、2月 28 日以降であったため、本委員会には間に合わなかったことの説明が事務局、ハンガリーから行われた。修正のための時間を見ることから情報照会としてほしいとの締約国の要請を受けて、情報照会とする修正案が提出され採択された。					

## 2. 新規推薦案件個票

直前取り下げ：ホーゲ・ケンペン 農業から工業への変遷景観

基本情報				
決定番号	43 COM 8B.24	ID No.	1583	
資産名称（英）	Hoge Kempen Rural-Industrial Transition Landscape			
推薦国	ベルギー王国			
種別	サイト			
タイプ	文化的景観			
資産面積	5,863 ha			
緩衝地帯面積	4,090 ha			
構成資産数	36			
イコモス勧告	不記載			
決定				
評価基準	締約国 iv IUCN —	ICOMOS — 決定	© Author: イコモス評価書	
審査経緯				
審査に協力した ISC	—	IUCN の審査	無	
現地調査	2018年9月3日-7日 (5日間) Mark Watson氏 (英国)			
追加情報	要請 2018/10/9	提出 2018/11/9	中間報告 2019/1/24	
事実関係の訂正	—			
資産概要				
概要	<p>「ホーゲ・ケンペン 農業から工業への変遷景観」は、有機的な進化による残存景観に該当する文化的景観であり、フランダース地方リンブルク州の 10 の市町村に跨っている。この景観は、数世紀にわたり小規模田園経済を特徴としてきた景観に、工業的採鉱システムが導入されたことによる大規模な変遷の景観である。当初は 36 の構成資産からなるシリアル・プロパティとして推薦したが、4 つの構成資産に統合した。1850 年から 1950 年にかけての資産である。伝統的田園生活と急速に工業化した鉱山景観が並立、結合している。</p> <p>倉庫、浴場、管理棟、豊坑塔、ボタ山（テリル）、労働者住宅（特にそのためにつくられた田園都市において）といった採鉱産業の物証が、農場、小川、湖、製粉場 or 風車、畑地、牧草地、荒地、松林、田園集落といった自然環境、農業環境と併存している。</p>			
比較資産	産業景観、田園景観、いわゆる社会的景観、変遷景観というカテゴリーを設定し比較分析			
ICOMOS 評価				
OUV ✓ 良い ✗ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✗ 不適切	比較分析 完全性 真実性	✗ ✗ ✗	ホーゲ・ケンペンは、小規模田園経済を主とする景観に大規模工業システムが導入される特定の段階を代表する点で類まれとは言えないし、採鉱や工業化の物証として類まれとも言えない。中央ヨーロッパにおいても、かなり遅い段階の小規模な採鉱地域である。田園都市についても、エベネザー・ハワードの概念に照らせば、労働者の居住地ないし田園郊外と考えるべきで、レッチワース（イギリス）やヘレラウ（ドイツ）、ハムステッド（イギリス）には及ばない。田園システムについても、ヨーロッパの他の田園景観に及ばない。 2019年2月の追加情報で、構成資産を統合し、資産範囲境界線の変更が行われたが、それでも推薦資産は断片的であり、景観としての完全性に問題がある。 田園都市部分の家屋の窓に、プラスチック製の窓やシャッターが使われているのは不適切。ウィンタースラグの管理人邸（Winterslag director's villa）は近くを通る国道により周辺から切り離されておりセッティングの真実性が失われているため、構成資産から外すべきである。 その他の構成資産の真実性には問	

			題ない。
	評価基準	iv) 類型	× 変遷景観という類型は、厳密にはひとつの景観類型とは言えず、同じ場所において違う時期に形成された二つの異なる土地利用の集まりであり、両者は競合すらしていたと言える。人類史上のある段階を示す類まれな景観の類型とは言えない。
保全管理状況 ✓ 良い ~ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✗ 不適切	主要な脅威		代替エネルギー事業（特に風力タービン）、インフラ整備
	資産／緩衝地帯の範囲	~	緩衝地帯における全ての開発計画について遺産影響評価を求める厳しい開発規制がしかれている。通常の緩衝地帯の規制は不適切な高さの開発を規制したり、用途を制限するものであることを考えると、この措置は実務上厳しすぎるかもしれない。イコモスは、木の高さ(tree line)を超える開発を規制することを柱とする緩衝地帯をより広い範囲に設定することを勧告する。
	法的保護	~	構成資産の大部分は連邦レベルの保護を受けているが、一部保護が不十分な構成資産がある。
	保全状況	~	構成資産内及び構成資産間に存在する、周辺と調和していない要素（工業地帯、現在亡命希望者の一時的住宅として利用されている旧孤児院兼サナトリウム等）を減らす措置が予定されている。 2002年から7つの田園都市を対象とした保全措置が進められているが、本資産のOUVに基づいたものではない。 モニタリング体制は整備されている。
	管理体制	~	管理は適切だが、リスク対策戦略を策定する必要がある。
勧告	記載に関する勧告		不記載
	解決すべき課題		—
	追加勧告		—
	レポート提出		—
審議概要			
不記載とするイコモス勧告を受けて、直前に取り下げられた。			

## 2. 新規推薦案件個票

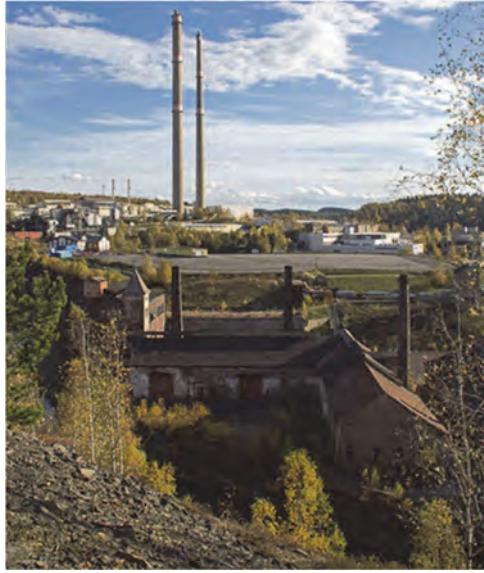
### 16. ライティング・オン・ストーン/アイシナイピ

基本情報			
決定番号	43 COM 8B.25	ID No.	1597
資産名称（英）	Writing-on-Stone / Áísínai'pi		
推薦国	カナダ		
種別	サイト		
タイプ	文化的景観		
資産面積	1106 ha		
緩衝地帯面積	1047 ha		
構成資産数	3		
イコモス勧告	記載		
決定	記載		
評価基準	締約国 i, iii, iv, vi IUCN —	ICOMOS iii 決定 iii	 © Author: イコモス評価書
審査経緯			
審査に協力した ISC	—	IUCN の審査	無（コメント有） 2018/12/20
現地調査	2018年9月24日-28日(5日間) Serge Lemaitre 氏(ベルギー)		
追加情報	要請 2018/10/12	提出 2018/11/14	中間報告 2018/12
中間報告への返信 2019/2/28			
事実関係の訂正	54		
資産概要			
概要	<p>ライティング・オン・ストーン/アイシナイピは、グレート・プレーンズの北端付近の混生草原地域に位置する。ミルク川流域と支流のクーリー（渓谷）がこの文化的景観の地形をなしている。浸食により削られ特異な形状になったたくさんの柱（フードラー）が特徴的である。この景観は、ブラックフット族（シクシカ族）にとって神聖なもので、聖なる存在からのメッセージとされる彫刻や絵画がミルク川の砂岩壁に残されている。数世紀続く伝統が、今日も行われている儀礼や、これらの場所に対する崇敬の念に息づいている。</p> <p>本資産は、主要な構成要素であるアイシナイピ、約 10km 離れた場所にあるハフナー・クーリーとポバティー・ロックという 3 つの構成資産から成り、幾千もの岩絵を含んでいる。年代が明らかとなっている考古遺構のほとんどは、紀元前 1800 年からポストコンタクト時代の始まりまでの時代のものである。この流域では岩絵は数千年にわたり描かれているが、その大半が約 3000 年前のプレコンタクト時代のものである。</p>		
比較資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北アメリカのグレート・プレーンズ（ノース・ケープ・ヒルズ、ベア・ガルチ／アザートン・キャニオン、ウェザーマン・ドロー／ペトログリフ・キャニオン、ブーガトワール川／ピクチャー・キャニオン、キャッスル・ガーデンズ）</li> <li>・ダンウッディ／ビッグホーン盆地とコーツ・レンジ</li> <li>・ツオディロ（ボツワナ）</li> <li>・タムガリの考古的景観にある岩絵群（カザフスタン）</li> <li>・左江花山のロック・アートの文化的景観（中国）</li> <li>・ゴブスタンのロック・アートと文化的景観（アゼルバイジャン）</li> </ul>		
ICOMOS 評価			
OUV ✓ 良い ✗ 適切だが、改善できる ○ 現時点での証明	比較分析	✓	岩絵が現在の文化的慣習とかかわりを維持しており、生きた文化を形成していることは、他の岩絵とは異なる特徴である。だが、より詳細な比較分析が望まれる。
	完全性	✓	1957年から保護されており、来訪者施設があるのは資産範囲のごく一部（3%）に限られ、大部分が立ち入り禁止地区となっている。

されていない ✗不適切		ただし、資産の完全性を強化するためにロデオ場を資産範囲外に移設する必要がある。また、ヨーロッパ人が移住する以前は、数千頭のバイソンが生息していた大草原も重要であり、まず緩衝地帯に含めるべきである。
	真実性	✓ 岩絵のモチーフは、大平原のファーストネーションに関して良く知られているモチーフである。描かれている風景や場面は、ブラックフットの絵として知られている。景観は変わっておらず、崖地についても自然の浸食によるものを除いて大きな改変はないため、真実性が保たれている。
	i) 創造の才	✗ 本資産を適用するためには、本資産の岩絵がその他の岩絵と比べて創造的であることを証明しなければならない。
	iii) 物証	✓ 本資産の聖なる景観と岩絵は、ブラックフット族の人びとの数世紀にわたる長い文化的伝統を伝えている。考古遺跡は、数千年を超え、ファーストネーションの人びとと景観との関わり（聖なる存在とのコミュニケーションと岩絵）の古さを反映している。
	iv) 類型	✗ 人類の歴史におけるある重要な時期を伝える景観という捉え方は、評価基準(iii)の長期に継続した文化的慣習としての評価と矛盾する。
	vi) 関連	✗ 岩絵が伝える文化的伝統が、どのように、より大きなブラックフット族の人びとの信仰、価値感、知識、慣習にどのように関連付けられるのかが証明されていない。
保全管理状況  ✓ 良い ✗ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✗ 不適切	主要な脅威	開発圧
	資産／緩衝地帯の範囲	✓ アメリカ国内の可視領域が重要なため、当該可視領域の保護を検討するためアメリカ政府と協働を図るべき。
	法的保護	✓
	保全状況	✓ 保全措置は適切。
	管理体制	✗ ポバティ・ロックなど保護されていない箇所があるが、州の歴史資源として指定する手続きが進められている。 現在改訂作業が進められている管理計画に、ロデオ場を資産範囲外に移設することを明記すべき。
	記載に関する勧告	評価基準 iii に基づき記載
勧告	解決すべき課題	—
	追加勧告	締約国が以下について検討することを勧告する。 a) ロデオ場を資産範囲外に移設することについて、5年を上限に実現スケジュールを作成すること b) 来訪者管理計画を含む管理計画の改定を行い正式に採択すること。
	レポート提出	—
	審議概要	スペイン、ウガンダ、オーストラリア、チュニジア、中国から記載を歓迎する発言があり、修正案の提出なく、記載することが決定された。 スペインからは、北アメリカのロックアートに関わる資産として、世界遺産一覧表のギャップを埋めることに貢献することを歓迎する発言があった。

## 2. 新規推薦案件個票

### 17. エルツゲビルゲ/クルシューノホリ鉱山地域

基本情報				
決定番号	43 COM 8B.26	ID No.	1478	
資産名称（英）	Erzgebirge / Krušnohoří Mining Region			
推薦国	ドイツ連邦共和国/チェコ共和国			
種別	サイト			
タイプ	文化的景観			
資産面積	6,766.059 ha			
緩衝地帯面積	13,017.850 ha			
構成資産数	22			
イコモス勧告	記載			
決定	記載			
評価基準	締約国	ICOMOS		
	ii, iii, iv	ii, iii, iv		
	IUCN	決定		
	-	ii, iii, iv		
 © Author: イコモス評価書				
審査経緯				
審査に協力した ISC	-	IUCN の審査	無	
現地調査	2018年6月 Pierre Fluck 氏(フランス)			
追加情報	要請	提出	中間報告	
	2018/10/17	2018/11/12	2018/12/21	
中間報告への返信			2019/2/15	
事実関係の訂正	13			
資産概要				
概要	エルツゲビルゲ/クルシューノホリ（エルツ山地）は、ドイツ南東部（ザクセン）及びチェコ北西部に位置する鉱山地域である。95km × 45km ほどの範囲に広がる本地域は、様々な種類の金属が豊富に賦存し、中世以降鉱業が行われてきた。これらの活動に関連し、水管理施設、訓練学校、工場等のある鉱山町が形成された。また、鉱業は、特殊な形で人びとの活動をコントロールしたり管理したりすることに繋がり、幅広い社会慣習を生み出した。この国境を越えるシリアル・プロパティは 22 の構成資産からなる（17 構成資産がドイツ、5 構成資産がチェコに位置する）。両締約国は、これまで採掘されてきた鉱石ごとに構成資産の公開を行っている。各構成資産には、規模、類型、機能、エルツ山脈における数世紀もの鉱業の伝統を伝える役割の異なる多様な遺跡、建造物群、記念物、工作物が含まれている。			
比較資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ランメルスベルク鉱山、歴史都市ゴスラーとオーバーハルツ水利管理システム(ドイツ)</li> <li>・バンスカー・シュティアヴニツァ歴史都市と近隣の工業建築物群(スロバキア)</li> <li>・クトナー・ホラ：聖バルバラ教会とセドレツの聖母マリア大聖堂のある歴史都市(チェコ)</li> <li>・コーンウォールとウェストデヴォンの鉱山景観(イギリス)</li> <li>・ロシア・モンタナ鉱山文化的景観(ルーマニア暫定リスト)</li> <li>・スルチス・イグレシエンテ(イタリア暫定リスト)</li> </ul>			
ICOMOS 評価				
<b>OUV</b> <input checked="" type="checkbox"/> 良い <input checked="" type="checkbox"/> 適切だが、改善できる <input type="radio"/> 現時点では証明されていない <input type="checkbox"/> 不適切	比較分析	✓		
	完全性	✓		
	真実性	✓	一部新しい用途に変更されているものもあるが、構成資産は高い真実性を維持している。	
	評価基準	ii) 交流	✓	エルツ山地は長期にわたり技術革新の中心であった。アグリコラの「デ・レ・メタリカ」(1765年)のように有名な書籍を通じて、鉱業に関する知識を広げる上でも中核地であった。1765年に設立されたフライブルク鉱業学校の生徒は世界中の採鉱地域で活躍した。

		iii) 物証	✓	22の構成資産のひとつひとつが、800年の鉱業の歴史において類まれな要素を持っている。それだけでなく、鉱山景観の類型のなかでも類まれである。構成資産は、鉱業の歴史の各段階を伝える敵視的要素を含んでいる。
		iv) 類型	✓	22の構成資産は、鉱山、都市部、地域独特の建築及び工作物、水管理システム、崩落した鉱山、ぼた山といった景観ユニットをなしており、それらすべてがあわさって、人類の歴史上の重要な段階を伝える鉱山景観及び技術集合体となっている。
保全管理状況 ✓ 良い = 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✗ 不適切	主要な脅威			開発事業、自然植生の無秩序な再生、洪水、汚染、潜在的な観光影響
	資産／緩衝地帯の範囲	✓		前回の推薦では85件に上った構成資産を再整理し22件に統合した結果、個々の構成資産について適切な資産範囲と緩衝地帯が設定されている。
	法的保護	✓		
	保全状況	✓/=		両国で保全措置がすでに実施されており、相当な予算も配分されている。両国で異なる方法がとられているが、モニタリングも適切。
	管理体制	✓		両国の管理は適切。持続可能な観光について管理計画に既に含まれているが、世界遺産に登録されることによる来訪者の増加について注意する必要がある。
勧告	記載に関する勧告			評価基準 ii,iii,iv に基づき記載
	解決すべき課題			-
	追加勧告			締約国が以下について検討するよう勧告する。 a) 作業指針第172段落に則って、現在継続している採鉱事業についての評価の進捗を世界遺産委員会に連絡すること、また資産のOUVを損なう可能性のある潜在的な採鉱その他の活動の計画についても同様に連絡すること b) 構成遺産の資産範囲内において、今後は採鉱や加工を認めないと正式にこみつとすること c) 特に、チェコにおける自動車交通が増加し都市部のコミュニティに影響を与える可能性がある場合、来訪者の数を管理すること
	レポート提出			-
審議概要				
イコモスから、2014年にイコモス中間報告を受けて取り下げた資産であることが報告された。 ウガンダから、記載を歓迎する発言があり、修正案の提出なく、記載することが決定した。				

## 2. 新規推薦案件個票

### 18. クラドルビ・ナト・ラベム 儀礼用馬車馬飼養の景観

基本情報			
決定番号	43 COM 8B.27	ID No.	1589
資産名称（英）	Landscape for Breeding and Training of Ceremonial Carriage Horses at Kladruby nad Labem		
推薦国	チェコ共和国		
種別	サイト		
タイプ	文化的景観		
資産面積	1,310 ha		
緩衝地帯面積	3,248 ha		
構成資産数	1		
イコモス勧告	情報照会		
決定	記載		
評価基準	締約国	ICOMOS	
	ii, iv, v	iv, v	
	IUCN	決定	
	—	iv, v	
審査経緯			
審査に協力した ISC	—	IUCN の審査	無
現地調査	2018年8月29日-9月1日(4日間) Monica Luengo 氏(スペイン)		
追加情報	要請	提出	中間報告
	2018/10/12	2018/11/9	2018/12/21
事実関係の訂正	13		
資産概要			
概要	「クラドルビ・ナト・ラベム 儀礼用馬車馬飼養の景観」は Střední Polabí 地区のエルベ低地に位置する。推薦資産は砂地の平坦な地形を特徴とし、畑、牧草地、柵で囲まれた放牧地、修景された公園、森林、建造物、農場が含まれる。それらは全てハプスブルク家の儀礼に使用するクラドルビ馬の飼養を主たる目的として設計された。この皇室の種馬飼育場は 1579 年に設立され、それ以降、この役目を果たし続けている。		
比較資産	中央ヨーロッパを中心とする 18 の比較対象		
ICOMOS 評価			
OUV  ✓ 良い ✗ 適切だが、改善できる ○ 現時点では証明されていない ✗ 不適切	比較分析	✓	比較研究は、比較すべき対象がもれている。比較対象の自然条件を適切に考慮していない。馬の繁殖に関わる資産についてより広い分析が必要。
		✗	景観の重要性を支える物理的要素は全て含まれているが、パトドワ ( <i>patte d'oeie</i> 、道の分岐点) など、景観の「古典的」な美的側面に関わるデザインされた要素に十分保存されていないものがある。19世紀後半から20世紀前半の「ロマンティック・ピクチャレスク」の流れを受けて植生も変化している。馬に関わる景観の状態は良いが、森林型農業や温室が新たに導入され、景観の視覚的、機能的完全性を損ねている。近年の復元(restoration)も十分な配慮なく行われているところがある。電線について負の影響を減じる措置が求められる。完全性の観点から緩衝地帯を南に拡大する必要がある。
	完全性	✗	沼地景観、牧草地の農業景観、森林の3要素からなる景観の真実性は、評価基準(iv)及び(v)の観点から、満たされている。
		✓	沼地景観、牧草地の農業景観、森林の3要素からなる景観の真実性は、評価基準(iv)及び(v)の観点から、満たされている。
		✗	馬の飼養が景観の形成に影響を与えたとしても、本基準には該当しない。
評価基準	ii) 交流	✗	馬の飼養が景観の形成に影響を与えたとしても、本基準には該当しない。
	iv) 類型	✓	アンドレ・ルノートルの造園思想やフランス式庭園と英國式庭園の融合といった主張は必ずしも当たらないが、ハプスブルク家の展開を映しつつ、数世紀にわたって、馬の飼養と訓練という目的にために形作られてきた景観の顕著な事例であるとみなすことはできる。



© Author: イコモス評価書

	v) 土地利用	✓	馬の飼養と訓練のために、数世紀にわたって、河川地域の地形及び自然要素を、デザインされた景観に変化させてきた。クラドルビの馬の飼養と訓練にさしがられた人間と環境の相互作用を伝える類まれな事例である。
保全管理状況 ✓ 良い ✗ 適切だが、改善できる ○ 現時点では証明されていない ✗ 不適切	主要な脅威	潜在的な風力発電施設、洪水、推薦資産南に位置するChvaletice発電所からの汚染、潜在的な観光の増加、開発圧	
	資産／緩衝地帯の範囲	※ 資産範囲の境界線は概ね適切だが、南側緩衝地帯をエルベ川対岸まで伸ばす必要がある。また、緩衝地帯には適切な保護措置を担保する必要がある。	
	法的保護	※ 法的保護は概ね適切だが、2017年に市町村に移譲された遺産保護権限について、国が監督する必要がある。 Kladubský náhonについて、明確に文化財保護法で保護する必要がある。	
	保全状況	※ 復元/再建よりも保全を優先し、使用する材料の質を担保する必要がある。モニタリングはすでに実施されているが、定量的指標と管理体制の実効性を評価する指標を加えるべき。	
	管理体制	✓/※ 遺産影響評価を管理体制に統合することが望ましい。	
勧告	記載に関する勧告	情報照会	
	解決すべき課題	エルベ川の対岸まで南側の緩衝地帯を拡大すること。また資産の水源である運河システムを歴史遺産として法律によって保護すること。	
	追加勧告	締約国が以下について検討することを勧告する。 a) 管理計画の改定 b) 緩衝地帯を超える範囲までカバーする来訪者戦略を策定すること。マイカー利用の抑制。 c) 気候変動に関係した脅威について調査を行い、リスク管理を強化すること d) 管理体制に遺産影響評価を統合することを検討すること e) ドナウ-エルベ川総合計画及び新規運河建設と推薦された文化的景観の間の潜在的干渉についてモニタリングすること f) 観光目的で河川を交通に利用する計画が歴史的水理システムに与える潜在的影響について評価すること。また、Natura 2000のコミュニティサイトに対する影響を考慮すること g) 推薦されている景観を横切る高圧電線を撤去すること。Chvaletice発電所の視覚的影响を最小化すること h) 街路樹及び生け垣の再植栽について、種の選定、間隔、樹木の大きさを考慮し、タイミング、植栽ペース、植栽方法について慎重に検討すること i) 文化的景観として正しく解説すること j) 一次資料のアーカイブ、デジタル記録簿を作成し、国の種馬飼育場を中心となる記録簿をおくこと	
	レポート提出	-	
審議概要			
事務局より、緩衝地帯を南側に拡大する必要があるなどの説明があったが、オーストラリアが、馬と人間との関係に関わる今まであまり世界遺産リストにみられなかった資産であるとして、記載とする修正案が提出された。 これをキルギスタンが支持しつつ、締約国から現状説明を求めたところ、既に緩衝地帯の拡大に取り組んでおり、遅くとも年末までに実施するなどの説明があった。 これを受けて、年末までに緩衝地帯の拡大状況を正式に報告することを加えて、記載とする決定が採択された。			

## 2. 新規推薦案件個票

### 19. アウグスブルクの水管理システム

基本情報			
決定番号	43 COM 8B.28	ID No.	1580
資産名称（英）	Water Management System of Augsburg		
推薦国	ドイツ連邦共和国		
種別	建造物群		
タイプ	土木遺産		
資産面積	112.83 ha		
緩衝地帯面積	3,204.23 ha		
構成資産数	1		
イコモス勧告	記載		
決定	記載		
評価基準	締約国	ICOMOS	© Author: イコモス評価書 
	ii, iv, vi	ii, iv	
	IUCN	決定	
	—	ii, iv	
審査経緯			
審査に協力した ISC	-	IUCN の審査	無
現地調査	2018年7月8日-13日(6日間) James Douet 氏(スペイン)		
追加情報	要請	提出	中間報告
	2018/10/18	2018/11/12	-
事実関係の訂正	9		
資産概要			
概要	「アウグスブルクの水管理システム」は、都市において革新的な水理工学を応用するなかで、段階的に進化してきた持続可能な水管理システムであり、今まで7世紀以上にもわたって続いてきた模範的な水資源利用を伝えている。水と、ドイツ中南部の重要な交易路が交差する場所に位置するというアウグスブルクの戦略的立地が、アウグスブルクの成長と繁栄、交易都市としての地位の確立にとっての重要な基盤となった。推薦資産に含まれる建築及び技術的記念物はこれまでの各段階の社会技術の集まりであり、アウグスブルクにおいて続いてきた都市管理及び水管理を生き生きと伝えている。		
比較資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ランメルスベルク鉱山、歴史都市ゴスラーとオーバーハルツ水管理システム(ドイツ)</li> <li>・マウルブロンの修道院群(ドイツ)</li> <li>・ヴェルヘルムスヘーエ城公園(ドイツ)</li> <li>・エルツゲビルゲ/クルシューノホリ鉱山地域(ドイツ、チェコ)</li> <li>・ペトラ(ヨルダン)、カナートシステムとシーシュタル(イラン)、中国、オマーン、パキスタン</li> <li>・ローマ時代の水管理システム(スペイン、フランス、イタリア、レバノン、ギリシャ、チュニジア、トルコ);</li> <li>・鉱山における水管理システム(ボリビア、ドイツ、チェコ、ポーランド、スロバキア);</li> <li>・灌漑用水管理システム(ブラジル、コロンビア、フィリピン)</li> <li>・修道僧による水管理システム(ドイツ)</li> <li>・都市の水管理システム(クウェート、シリア、韓国)</li> <li>・内水航路(ベルギー、フランス、カナダ、中国、イギリス、ベラルーシ、ポーランド、コロンビア)</li> </ul>		
ICOMOS 評価			
OUV <span style="color: green;">✓</span> 良い <span style="color: red;">✗</span> 適切だが、改善できる <span style="color: red;">○</span> 現時点での証明	比較分析	✓	イコモスの要請により、イタリア、ハンガリー、チェコ、フランス、ドイツの類似技術との比較が行われた。
	完全性	✓	旧ポンプ場、旧集水域、下流域の廃水処理施設については、保存状態が良好ない、革新性に欠けるなどの理由で資産を構成する要素には含まれていない。
	真実性	✓	

されていない X不適切	評価基準	ii) 交流	✓				
		iv) 類型	✓				
		vi) 関連	X	飲み水と処理水の分離と顕著な普遍的意義をもった思想、進行、芸術作品等との関連は認められない。			
保全管理状況 ✓良い ■適切だが、改善できる ○現時点での証明 されていない X不適切	主要な脅威	交通インフラを含む開発圧、環境圧、自然災害、来訪者増加の可能性、緩衝地帯の住民の数					
	資産／緩衝地帯の範囲	✓	イコモスの要請により、Rotes Tor全体が資産を構成する要素として加えられた（締約国はRotes Torのファサードのみを構成要素としていた）。また、同様に、地下水源である森林が緩衝地帯に加えられた。				
	法的保護	≈	緩衝地帯とより広い周辺環境(setting)との関わりについてより深く調べ、水路及び運河を保護するために必要であれば、何を保護するべきか検討する必要がある。				
	保全状況	✓	保全措置及びモニタリングは適切。 モニタリングの指標について、定期報告の第3サイクルに示された項目を参考に、資産の属性と影響要因と関連付けることが望ましい。				
	管理体制	≈	運河について設定された5mの緩衝地帯付近の建造物及び景観について、保護措置を強化すべきである。保護及び管理は適切。				
勧告	記載に関する勧告	評価基準 ii, iv に基づき記載					
	解決すべき課題	—					
	追加勧告	締約国が以下について検討することを勧告する。: a) 引き続き、緩衝地帯とより広い周辺環境(setting)との関わりについて調べ、都市開発等の課題に対する水路及び運河の保護を強化するために必要と考えられる緩衝地帯の範囲を特定すること b) 運河付近でのトラム整備、自転車道整備を含む、既存事業及び事業計画について、遺産影響評価を実施すること					
	レポート提出	—					
審議概要							
イコモスから、審査の過程で、資産範囲と緩衝地帯が拡大されたとの報告があった。 中国、アゼルバイジャン、チュニジアから記載を歓迎する発言があり、修正案の提出なく、記載することが決定した。 特に、チュニジアは、水の管理というテーマは、人類の文明の中心的課題であるとの発言を行った。							

## 2. 新規推薦案件個票

### 20. クシェミオンキ 先史時代のストライプフリントの採掘地域

基本情報			
決定番号	43 COM 8B.29	ID No.	1599
資産名称（英）	Krzemionki prehistoric striped flint mining region		
推薦国	ポーランド共和国		
種別	サイト		
タイプ	文化的景観		
資産面積	349.2 ha		
緩衝地帯面積	1828.7 ha		
構成資産数	4		
イコモス勧告	情報照会		
決定	記載		
評価基準	締約国	ICOMOS	© Author: イコモス評価書 
	i, iii, iv	iii, iv	
	IUCN	決定	
	—	iii, iv	
審査経緯			
審査に協力した ISC	-	IUCN の審査	無
現地調査	2018年9月24日-28日(5日間) Hélène Collet 氏(ベルギー)		
追加情報	要請	提出	中間報告
	2018/10/17	-	2018/12
事実関係の訂正	-無し		
資産概要			
概要	<p>シフィエントクシスキエ山地に位置するクシェミオンキは、新石器時代から青銅器時代（紀元前 3900 年頃から紀元前 1600 年頃）の 4 つの鉱山遺跡からなる。ストライプフリントが採掘、加工された。推薦資産には、4000 以上の採掘関連構造物が遺っており、多様な採掘技術をカバーしている。</p> <p>判明している採掘システムの中では、大きさと高度に体系化された採掘法という点において、チェンバー型最も代表的なものである。ボロブニヤ(Borownia)及びコリチズナ(Koryczyna)の鉱山景観は完全な(intact)採掘システムを含んでいる。ガブロニエツ(Gawroniec)の集落遺跡は、石斧生産の物証である大量のフリント遺物を産する。この地で生産された磨製石斧の広がりは、新石器時代を代表する(emblematic)ものである。</p>		
比較資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>スピエンヌの新石器時代の火打石の鉱山発掘地（モンス）（ベルギー世界遺産）</li> <li>グリムズ・グレイブスとシスベリー (Grime's Graves and Cissbury) (イギリス)</li> <li>レイクホルトーシント・ゲールトライ特 (Rijckholt-St Geertruid) (オランダ)</li> </ul>		
ICOMOS 評価			
OUV <span style="color: green;">✓</span> 良い <span style="color: red;">✗</span> 適切だが、改善できる <span style="color: red;">○</span> 現時点での証明されていない <span style="color: red;">✗</span> 不適切	比較分析	<span style="color: green;">✓</span>	推薦資産と既存の世界遺産であるスピエンヌには共通する点が複数あるが、推薦資産で保全されている地表面構造物は、地上部が農業に使われているスピエンヌにはみられない。採掘形態も異なり、推薦資産でしか知られていない技術もある。また、推薦資産で産出するフリントは特定しやすく、追跡しやすい。これらの理由により、推薦資産は類まれな事例であると言える。
	完全性	<span style="color: red;">○</span>	コリチズナ(Koryczyna)は、破壊の程度を見積るのは困難ながら、採石場により負の影響を受けており、直ちに適切な保護措置をとる必要がある。構成資産の選択は妥当だが、ストライプフリントに関する遺跡としてカミエンナ川中流域で記録されている495件の遺跡を保護するために必要な文化公園の設置を進める必要がある。
	真実性	<span style="color: green;">✓</span>	20世紀以降の考古学調査により真実性が証明されているが、来訪者対策として実施されている安全対策、地下通路の設置などが真実性に影響している。地球物理学的探査により地下にまだ採鉱システムが残っている可能性も示唆されて

			いる。埋め戻されて地下にそのまま保存されている箇所もある、ボロブニヤ (Borownia) では採掘が行われなくなつてからの景観が樹木に覆われて残されている部分もあるが、農業利用や道路建設によりもともとの地表面が失われている部分もある。やや孤立した コリチズナ(Korycizna)では、不法採掘が2011年まで行われ地上部の作業場塔が破壊されている。
評価基準	i)創造の才	✗	多様な採掘技術などは、評価基準(i)よりも、(iv)に該当する。
	iii)物証	✓	鉱山労働者のキャンプに由来する遺構が遺っており、採掘、加工等に関係する場所に作られた特殊な居住の様子を良く伝えている。 磨製石斧の分布の広がりは、象徴的、祭祀的側面を含めて、新石器時代を代表する(emblematic)ものである、ヨーロッパでは、フリント斧の刃の分布においてこれをこれに匹敵するものはない。また、新石器時代において1000キロを超えるような広がりをもつ遺物は、ヒスイなどの硬石でしか知らない。
	iv)類型	✓	本資産は、新石器時代の社会と代表する者であり、彼らの自然環境に対する適応を伝えるものである。本資産のフリント鉱山は、複雑な技術システム、社会システムを伝えるとともに、鉱山採掘の歴史におけるランドマークである自然資源利用条件に対する人類の適応を示している。 また、堅い石灰岩のなかに鉱脈があり、大きな地下空間（知られる限り先史時代最大のフリント採掘）が掘られたが、このような技術はクシェミオンキでのみ知られているものである。
保全管理状況		主要な脅威	開発（緩衝地帯での石灰岩採掘、都市開発）
<span style="color: green;">✓</span> 良い <span style="color: brown;">✗</span> 適切だが、改善できる <span style="color: red;">○</span> 現時点では証明されていない <span style="color: red;">✗</span> 不適切	資産／緩衝地帯の範囲	※	緩衝地帯による保護効果を明示する必要がある。カミエナ川文化公園の設置は緩衝地帯を強化することに貢献し得る。
	法的保護	※	ガブロニエツを構成資産として保護するためには記念物登録簿に記載する必要がある。
	保全状況	※	考古学調査の資金を長期的に確保する必要がある。
	管理体制	※	文化公園の設置を含め、改定中の管理計画を実行することが必要。コリチズナ (Korycizna) 緩衝地帯の採石場について、負の影響を低減する措置が必要。
	勧告	記載に関する勧告	情報照会
勧告	解決すべき課題		<ul style="list-style-type: none"> <li>ガブロニエツ (Gawroniec) を記念物登録簿に記載すること</li> <li>管理計画を確実に実施すること</li> <li>コリチズナ (Korycizna) の資産範囲近辺（南東方向）の緩衝地帯にある採石場について負の影響を低減するために適切な措置を直ちにとること</li> <li>緩衝地帯を実効性のあるものにするため、文化公園の設置手続きを直ちに開始すること</li> <li>文化公園設置の条件となる土地開発計画について、作業指針第103段落から第107段落に則った緩衝地帯の設置をどのように担保するのか具体的に示すこと</li> </ul>
	追加勧告		締約国が以下について検討することを勧告する。 a) 遺産影響評価を管理体制に含めること b) 長期的に考古学調査の資金を確保すること
	レポート提出		—
審議概要			
<p>イコモスは、採鉱の影響により完全性の問題があり、HIA を含む管理計画を策定する必要があると説明したが、ハンガリーが、既に締約国は勧告の一部を実施しているとして、評価基準(iii),(iv)に基づいて記載する修正案を提出した。</p> <p>これを、アゼルバイジャン、バーレーン、中国、キューバ、タンザニア、スペイン、ブラジル、ブルキナファソが支持した。</p> <p>ノルウェーは、イコモス勧告通り情報照会を支持するとしつつ、コンセンサスは妨げないとして一部決定文の修正を求めた。</p> <p>この修正を反映しつつ、記載することが決定した。</p>			

## 2. 新規推薦案件個票

### 2.1. マフラの王宮-宮殿、礼拝堂、修道院、セルコ庭園と狩獵公園（タパダ）

基本情報			
決定番号	43 COM 8B.30	ID No.	1573
資産名称（英）	Royal Building of Mafra – Palace, Basilica, Convent, Cerco Garden and Hunting Park (Tapada)		
推薦国	ポルトガル共和国		
種別	サイト		
タイプ	記念物（宮殿）		
資産面積	1,213.17 ha		
緩衝地帯面積	693.239 ha (originally 143.52 ha)		
構成資産数	1		
イコモス勧告	情報照会		
決定	記載		
評価基準	締約国	ICOMOS	
	i, ii, iv, vi	—	
	IUCN	決定	
	—	iv	
審査経緯			
審査に協力した ISC	-	IUCN の審査	無
現地調査	2018年10月1日-4日(4日間) David Jacques 氏(英国)		
追加情報	要請	提出	中間報告
	2018/10/17	2018/11/14	2018/12/21
事実関係の訂正	43		
資産概要			
概要	マフラの王宮は、18世紀初めにジョアン5世によって自身の君主国を物理的に表象するものとして構想された。この堂々とした四角形の建造物には、王と女王の宮殿、ローマバロック様式のバシリカのような形をした王家の礼拝堂、300人の修道士を収容できるフランシスコ会修道院、診療所、薬室、ポルトガルの王達が収集した36,000冊の書物を保管するライブラリーがある。この豪華な複合施設には、加えて、規則的デザインの庭園であるセルコ庭園(Cerco garden)と王家の狩猟場(タパダ)があるが、実際には、宮殿の運営に関わる様々な資源を供給している多機能景観である。		
比較資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>マドリードのエル・エスコリアル修道院とその遺跡(スペイン)</li> <li>ヴェルサイユの宮殿と庭園(フランス)</li> <li>カゼルタの18世紀の王宮と公園、ヴァンヴィティッリの水道橋とサン・レウチョ邸宅群(イタリア)</li> </ul>		
ICOMOS評価			
<b>OUV</b> <span style="color: green;">✓ 良い</span> <span style="color: red;">✗ 適切だが、改善できる</span> <span style="color: orange;">○ 現時点での証明されていない</span> <span style="color: red;">✗ 不適切</span>	比較分析	*/○	景設計においてはヴェルサイユやカゼルタが秀でている。本資産が世界遺産に記載されるためには、王家の狩猟場(タパダ)についての記録を充実する必要がある。
	完全性	✗	一部不適切な変更が行われており、是正する必要がある。優先事項として、パレードグランド、ガレージ、作業場地域の改善が必要である。
	真実性	✗	アジュダ宮殿に保管されていた建築物の記録は18世紀後半の火事により失われているが、他の記録が残っている。今後景観調査を行うことにより真実性を証明することが可能と考えられる。
	i)創造の才	✗	本基準の根拠は宮殿のみに依存しており、セルコ庭園やタパダについては含まれていない。
	ii)交流	✗	ジョアン5世による複合施設に対する影響は、圧倒的にイタリアの影響であることから、マフラはその派生形であると言える。それでも、マフラは、確かにポルトガルやブラジルにその影響を与えていた。ただし、これはセルコ庭園やタパダには当てはまらない。



© Author: イコモス評価書

		iv) 類型	*/○	この基準に基づく価値づけは妥当と考えられるが、それを裏付ける記録が不足している。
		vi) 関連	×	締約国の主張はむしろ評価基準(iv)に当てはまる。
保全管理状況 ✓ 良い ✖ 適切だが、改善できる ○ 現時点での証明されていない ✗ 不適切	主要な脅威	火災（極度の乾燥と外来種などバランスのわるい植物構成による）、極端な気象現象（ハリケーン、嵐、鉄砲水など）といった気候変動の影響、地震		
	資産／緩衝地帯の範囲	✓	イコモスの指摘により、緩衝地帯が拡大され適切なものになった。	
	法的保護	✓	法的保護は適切。	
	保全状況	※	定期的に維持管理されている。ただし、管理に関わる全ての組織による保全計画が必要。	
	管理体制	*/○	保護に関わっている機関がそれぞれの計画に基づいて活動しているため、調整を図るために仕組みが必要。管理に関わる全ての組織による保全計画を共同で策定することが必要である。	
勧告	記載に関する勧告	情報照会		
	解決すべき課題		・タパダと呼ばれる王家の狩猟場のデザインが歴史的にどのように進化してきたのかについての理解を深めるため景観調査を行い、タパダの遺産としての要素（水関連施設、植物など）を図面上に記録すること ・上記に基づいてタパダの文化的景観としての側面からの管理を強化すること ・作業ユニット(Operational Unit)の各メンバーの役割を明確に示し、管理体制を強化すること	
	追加勧告		締約国が以下について検討することを勧告する。 a) 管理に関わる全ての組織による保全計画を共同で策定すること b) 兵学校が占有している土地について、ランドスケープ・アーキテクトと相談しつつ、使用法を見直すよう兵学校に要請すること c) セルコ庭園の保全計画を策定するよう関係市町村に要請すること d) 管理に関わる複数の関係者が、統一した戦略のもとに協調して資産の解説を行うこと e) タパダ（王家の狩猟場）内で行われる景観考古学調査に関わっている全ての関係者に対して、デザインされた多機能景観としての歴史的な展開の様子についてのさらなる知見につながる調査をすすめることができるように要請すること	
	レポート提出	—		
審議概要				
<p>イコモスから審査の過程で、緩衝地帯の拡大が行われたとの説明があった。</p> <p>ブラジルが、自国の国立文化遺産研究所(National Institute of Heritage)で推薦書を検討した結果、評価基準(iv)に基づいて記載することがふさわしいと考えるとし、記載とする修正案を提出した。</p> <p>チュニジア、中国、ウガンダ、タンザニア、アゼルバイジャン、グアテマラ、ボスニアヘルツェゴビナ、アンゴラ、ジンバブエがこれを支持した。</p> <p>ノルウェー及びオーストラリアは、イコモス勧告どおり情報照会を支持しつつも、コンセンサスを妨げないとし、記載することが決定した。</p> <p>なお、ブラジルは、イコモスの評価は文化的景観としての評価だが、もともと文化的景観として推薦されているわけではなく、宮殿建築の建造物群として推薦されているため、評価も建造物群として行うべきであるとの見解を示した。</p>				

## 2. 新規推薦案件個票

### 2.2. ブラガの聖地ボン・ジェズス・ド・モンテ

基本情報			
決定番号	43 COM 8B.31	ID No.	1590
資産名称（英）	Sanctuary of Bom Jesus do Monte in Braga		
推薦国	ポルトガル共和国		
種別	サイト		
タイプ	文化的景観		
資産面積	26 ha		
緩衝地帯面積	232 ha		
構成資産数	1		
イコモス勧告	情報照会		
決定	記載		
評価基準	締約国	ICOMOS	
	ii, iv	iv	
	IUCN	決定	
	—	iv	
審査経緯			
審査に協力した ISC	—	IUCN の審査	無
現地調査	2018年9月17日-20日(4日間) Alkiviadis Prepis 氏(ギリシャ)		
追加情報	要請	提出	中間報告
	2018/10/8	2018/11/12	2018/12/21
事実関係の訂正	11		
資産概要			
概要	<p>ブラガの聖地ボン・ジェズス・ド・モンテは、ポルトガル北部ブラガの街を眼下に見下ろすエスピニョ山の急斜面に位置する文化的景観である。キリスト教におけるエルサレムの風景を象徴的に再現し、キリストの受難の物語（エルサレム入国からはりつけまで）を巧みに描く聖なる山から構成される景観と建築の融合体である。600年以上にわたる歴史をもち、西側斜面を登る長い複雑な「十字架の道」(ヴィア・クルシス)が発展してきた。石階段と道を進むと、キリストの受難を描いた彫刻群のある礼拝堂や、噴水、寓話的な彫刻、フォーマル・ガーデンが現れる。「十字架の道」は、山頂の教会に至る。主祭壇には、カルバリー（イエスが十字架にかけられた場所）が描かれている。26ヘクタールのこの資産は、宗教改革への対応として16世紀にカトリック教会のトリエント公会議によって推進され、その後ヨーロッパその他の多くの場所で実現された概念である「サクリ・モンティ」(聖なる山)を作り出したヨーロッパの伝統を伝えている。ブラガのこの聖域は、主にバロック様式で、緑豊かな公園と森林に囲まれている。比較的早い時期の広大で統一されたバージョンで、宗教改革に対抗したカトリック教会の動きを典型的に示す壮大な宗教的物語を反映している。</p>		
比較資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピエモンテとロンバルディアのサクリ・モンティ (イタリア)</li> <li>・ボン・ジェズス・ド・コンゴニャスの聖所 (ブラジル)</li> <li>・バンスカー・シュティアヴニツァ歴史都市と近隣の工業建築物群 (スロバキア)</li> <li>・カルヴァリア・ゼブジトフスカ：マニエリスム様式の建築と公園の景観複合体と巡礼公園 (ポーランド)</li> </ul>		
ICOMOS 評価			
OUV <span style="color: green;">✓</span> 良い <span style="color: red;">✗</span> 適切だが、改善できる <span style="color: red;">○</span> 現時点では証明されていない	比較分析	✓	
	完全性	✓	
	真実性	○	資産の位置は変わっていない。ブラガの街を眼下に見下ろすセッティングも、都市域が聖地方向に広がっているものの、変わっていない。全体の形と衣装は時代とともに進化してきた。植栽の歴史については限定的にしか判明して



© Author: イコモス評価書

い X不適切			いないが、それ以外は概ね真実性を満たしている。
	評価基準	ii) 交流	追加情報で他の地域に与えた影響について確認したが、ポルトガル、ブラジルの一部以外は、十分な証拠は確認できなかった。
		iv) 類型	ヨーロッパのカトリック教会における対宗教改革の動きを伝える景観と建築のアンサンブルとして類まれな事例である。
保全管理状況  ✓ 良い ≈ 適切だが、改善できる ○ 現時点での証明されていない X 不適切	主要な脅威		都市部の拡大、開発、火災、来訪者圧
	資産／緩衝地帯の範囲	✓	
	法的保護	○	
	保全状況	≈	保全措置は適切だが、一部の作業について資金が不足していることが懸念される。モニタリングについても、全体としては適切だが、森林に係る指標を補強する必要がある。
	管理体制	○	現時点では不適切。文化的景観としては、景観に関わる属性の把握が不十分。防火、消火、来訪者による影響のモニタリングを改善する必要がある。
	記載に関する勧告		情報照会
勧告	解決すべき課題		・聖なる山の森林、公園、庭園の歴史について、地図を使った景観研究を行うこと ・植物の選択、種の変更についてより理解を深めること。
	追加勧告		締約国が以下について検討することを勧告する。 a) 文書記録を改善すること、アクションプランを改善すること、防火、消火体制に関して、関係する市町村その他のステークホルダーの連携を改善すること b) 資産全体を国記念物に指定する手続きを完了すること c) 計画されている保全措置を適時に実施することができるよう資金を確保すること d) 来訪客をコントロールするために管理計画を保管すること e) 森林を含む資産への脅威に対応するためモニタリング指標を追加すること f) テラス・バーを撤去する時期について明示しコミットすること
	レポート提出		—
審議概要			
<p>イコモスは、価値を証明する記録が限定的であり、交流についてはOUVのレベルまで達しておらず、現状の文化的景観とその歴史的な変遷の意味についての理解も限られているとしたが、ブラジルは、本資産はブラジルの世界遺産「ボン・ジェズス・ド・コンゴニャスの聖所（1995年記載）」の父、と言われている資産であるとし、記載すべきとの見解を示した。</p> <p>スペインは、イコモスが問題視している交流に関する評価基準(ii)を外して、評価基準(iv)のみに基づいて記載する修正案を提出し、アゼルバイジャン、アンゴラ、グアテマラ、ボスニアヘルツェゴビナ、チュニジアがこの修正案を支持した。</p> <p>タンザニアは、締約国の提案どおり、評価基準(iv)と(ii)に基づいて記載することを支持するとし、クウェート、ジンバブエ、ウガンダは評価基準に言及なく記載を支持するとの立場を表明した。</p> <p>ハンガリーは、イコモス勧告の情報照会が適切であるとの見解を示しつつ、コンセンサスを妨げないとし、評価基準(iv)に基づいて記載することが決定した。</p>			

## 2. 新規推薦案件個票

### 2.3. プスコフ派建築の教会群

基本情報			
決定番号	43 COM 8B.32	ID No.	1523
資産名称（英）	Churches of the Pskov School of Architecture		
推薦国	ロシア連邦		
種別	建造物群		
タイプ	建築遺産		
資産面積	29.32 ha		
緩衝地帯面積	625.6 ha		
構成資産数	18 (推薦時) → 10 (記載)		
イコモス勧告	記載		
決定	記載		
評価基準	締約国	ICOMOS	
	ii, iii, iv	ii	
	IUCN	決定	
	—	ii	
審査経緯			
審査に協力した ISC	-	IUCN の審査	無
現地調査	2018年9月17日-22日(6日間)	Tamas Fejerdy 氏(ハンガリー)	
追加情報	要請	提出	中間報告
	2018/10/8	2018/11/8	2018/12/21
中間報告への返信			2019/2/27
事実関係の訂正	9		
資産概要			
概要	「古都プスコフの記念工作物群」はプスコフ歴史都市、ロシア北西部のヴェリーカヤ川の川岸に位置する。推薦資産は 18 の構成資産からなり、それらはプスコフ派建築物を代表する 3 つの記念物群に分けられる。これらの記念物群には、要塞群、12 世紀から 19 世紀までの宗教建築、民間建築が含まれている。構成資産には 2 基の要塞塔、1 基の鐘楼、2 つの修道院、3 つの大型堂、11 の教会、2 つの行政施設が含まれる。構成遺産のうち 17 件は、プスコフ歴史都市地区に位置し、スネトゴルスキ修道院 (Snetogorsky Monastery) は、その北西のヴェリーカヤ川右岸にある（現在のプスコフ市域内）。		
比較資産	・ フランドル地方のベギン会修道院 (ベルギー)		
ICOMOS 評価			
OUV  ✓ 良い △ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✗ 不適切	比較分析	✓	18の構成資産のうち OUV を証明しうるものは10件に限られる。
	完全性	✓	一部は保全上注意が必要だが、それ以外は概ね重大な脅威にはさらされていない。しかし、選択された構成遺産は、全体として一体性、完全性を満たしていない、いくつかの構成資産は保存状態に問題がある。
	真実性	✓	18の構成資産のうち10件については真実性があると言える。
	ii) 交流	✓	18の構成資産のうち10件の教会については本基準が該当するが、他の構成資産は除外すべき。
	iii) 物証	✗	文化的伝統若しくは文明に関する記載がない。宗教建築に精神的側面が関わることは世界的にめずらしいことではない。
	iv) 類型	✗	建築若しくは都市計画における類型とは言えない。
保全管理状況  ✓ 良い △ 適切だが、改	主要な脅威	増加する交通量、来訪者	
	資産／緩衝地帯の範囲	✗	緩衝地帯を拡大すべき。



© Author: イコモス評価書

善できる ○現時点で証明 されていない ✗不適切	法的保護	✗	締約国において最高レベルの保護がなされている。
	保全状況	✓	保全措置及びモニタリング体制は適切だが、交通量及び開発圧をモニタリングする指標を追加すべき。
	管理体制	✗	管理体制について、構成資産を宗教施設に限定した場合を念頭に再検討すべき。 管理計画について、自動車交通量の増加に対する措置を検討すべき。
勧告	記載に関する勧告		評価基準 ii に基づき記載（名称変更）
	解決すべき課題		—
	追加勧告		締約国が以下について検討することを勧告する。： a) 不動産権利証書若しくは物理的指標に基づいて資産範囲境界を設定しなおすこと b) プスコフ歴史地区の現在の保護ゾーンを、ヴェリーカヤ川に沿って南北方向に拡張すること c) 交通量及び開発圧を測る指標を統合することによりモニタリング体制を強化すること d) 交通量及び来訪者のボリュームを調査し、自動車交通戦略及び来訪者管理計画を策定すること 資産名称を「古都プスコフの記念工作物群」から、「プスコフ派建築の教会群」に変更するよう勧告する。
	レポート提出		—
<b>審議概要</b>			
<p>イコモスから、一部の構成資産は OUV に貢献しないため、推薦された 18 の構成資産のうち 10 件に絞って記載することを勧告するとの説明があった。</p> <p>アゼルバイジャン、中国、ノルウェー、ブラジル、ジンバブエ、ハンガリー、キルギスタン、スペイン、ボスニアヘルツェゴビナから記載を歓迎する発言があったが、構成資産の数については特に議論はなく、イコモス勧告通り、10 の構成資産のみを記載することが決定した。</p> <p>また、同時に、資産名称が「古都プスコフの記念工作物群」から、「プスコフ派建築の教会群」に変更された。</p>			

## 2. 新規推薦案件個票

### 2.4. リスコ・カイドとグラン・カナリア島の聖なる山の文化的景観

基本情報			
決定番号	43 COM 8B.33	ID No.	1578
資産名称（英）	Risco Caído and the Sacred mountains of Gran Canaria Cultural Landscape		
推薦国	スペイン王国		
種別	サイト		
タイプ	文化的景観		
資産面積	9,425ha		
緩衝地帯面積	8,557ha		
構成資産数	1		
イコモス勧告	記載		
決定	記載		
評価基準	締約国	ICOMOS	
	iii, v	iii, v	
	IUCN	決定	
		iii, v	
審査経緯			
審査に協力した ISC	—	IUCN の審査	無（コメント有）
現地調査	2018年9月24日-28日(5日間) Liana Müller 氏(南アフリカ)		
追加情報	要請	提出	中間報告
	2018/10/27	—	2018/12/21
事実関係の訂正	無し		
資産概要			
概要	<p>テヘーダ・カルデラに守られたリスコ・カイドとグラン・カナリア島の聖なる山の文化的景観は、崖、渓谷、火山地形からなる。生物多様性に富んだ景観の中に、多数の穴居人住居があり、この地に初めて済んだ人々が困難な環境に適応した努力を伝えている。15世紀のスペイン人による最初の目撃証言、そしてベルベル文字(Libyco-Berber)の碑文によって、これらの遺跡の存在は証明されている。それは、恐らく紀元前後に北アフリカからベルベル人がこの地に到達してからスペインによる侵略までの間、外部からの影響を受けずに進化した前ヒスパニック文化が存在したことを示している。</p> <p>穴居人集落は、生活の場、穀倉、水槽から成り、多数の岩絵を残す遺跡がある。棚田など初期農業活動の跡は、田園地域において伝統的な組織形態が継続的に存在していたことを示している。過去のコミュニティと現在のコミュニティと景観との間の相互作用は、景観の地理や特性に密接に関係した有形無形の価値を生んでいる。</p>		
比較資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジャイプールにあるジャンタル・マンタル（インド）</li> <li>・河南登封の文化財“天地之中”（中国）</li> <li>・ラパ・ヌイ国立公園（チリ）</li> <li>・マルタの巨石神殿群（マルタ）</li> <li>・メサ・ヴェルデ国立公園（アメリカ）</li> <li>・ギヨレメ国立公園とカッпадキアの岩窟群（トルコ）</li> <li>・マテーラの洞窟住居と岩窟教会公園（イタリア）</li> <li>・ドゥッガ／トゥッガ（チュニジア）</li> </ul>		
ICOMOS 評価			
OUV ✓ 良い ✗ 適切だが、改善できる	比較分析	✓	比較分析には、いかに世界遺産一覧表のギャップを埋めるかが示されている。
	完全性	✓	保全状態が良く、近年の観光影響管理と情報発信の結果、好ましい変化が見られる。緩衝地帯においても近年改善が見られる。



出典：推薦書

○現時点で証明 されていない ✗不適切	真実性		✓	岩絵の解釈には疑問点もあるが、岩絵自体の真実性は問題ない。				
	評価基準	iii) 物証	✓	本資産の文化的景観、考古遺跡、岩絵等は、失われた文化について伝える類まれな物証である。ただし、考古遺構を「天文学的マーカー」や「夏至冬至マーカー」であると断定するのは困難であり、三角形のモチーフを女性器と解釈したり、母なる地球への信仰があったと解釈したりするなど、疑問点も残る。				
保全管理状況		v) 土地利用	✓	本資産に含まれる居住、農業、土地管理、水管理は、古代の島嶼文化における人間と環境の相互作用を示す類まれな見本である。 また本資産には、多数の穴居人住居が含まれており、困難な環境に適応した初期居住者の努力を伝えている。				
✓良い ✗適切だが、改善できる ○現時点で証明 されていない ✗不適切	主要な脅威		開発圧力、外来種、火災					
	資産／緩衝地帯の範囲		✓					
法的保護		✓						
保全状況		✓						
管理体制		✓/✗	管理体制は適切だが、「文化的景観管理、研究、モニタリングセンター」を設置する必要があるかもしれない。					
勧告	記載に関する勧告		評価基準 iii, v に基づき記載					
	解決すべき課題		—					
	追加勧告		締約国が以下について検討することを勧告する。: a) できるだけ早く「文化的景観管理、研究、モニタリングセンター」を設置すること b) 参加型管理を行うため、リスコ・カイド基金を設立すること c) 火災リスク、気候変動をカバーしたリスク対策計画を策定すること d) 新観光戦略を実施すること e) 考古学調査計画を策定すること f) 新しいグラン・カナリア水理計画を実施すること、農家に適切に水を配分すること					
	レポート提出		—					
審議概要								
オーストラリア、チュニジア、クウェート、中国、ブラジル、キューバ。タンザニア、アゼルバイジャン、グアテマラから記載を歓迎する発言があり、修正案の提出なく、記載することが決定した。 いくつかの国から、先史時代の遺跡、先史時代の天文遺跡として、世界遺産一覧表の価値を高めるとの発言があった。								

## 2. 新規推薦案件個票

直前取り下げ：プリオラート・ムンツアン・シウラーナ：地中海のモザイク、農業文化的景観

基本情報				
決定番号	43 COM 8B.34	ID No.	1579	
資産名称（英）	Priorat-Montsant-Siurana, Mediterranean mosaic, agrarian cultural landscape			
推薦国	スペイン王国			
種別	サイト			
タイプ	文化的景観			
資産面積	51,562.56 ha			
緩衝地帯面積	64,058.74 ha.			
構成資産数	1			
イコモス勧告	不記載			
決定				
評価基準	締約国 v, vi IUCN —	ICOMOS — 決定	© Author: イコモス評価書	
審査経緯				
審査に協力した ISC			IUCN の審査 無（コメント有）	
現地調査	2018年10月1日-5日(5日間) Pierre-Marie Tricaud 氏(フランス)			
追加情報	要請 2015/10/9	提出 2018/11/9	中間報告 2019/1/24	中間報告への返信 2019/3/8 (会議形式)
事実関係の訂正				
資産概要				
概要	プリオラート・ムンツアン・シウラーナの文化的景観は、カタルーニャの海岸山地の中心に位置する地中海西部の小さな山岳地帯であり、周辺の海岸平野や大陸側のエブロ低地からは山脈によって隔てられている。この資産は、地理的状況、多様な地質・形態、歴史的発展、文化的特徴において、典型的な地中海景観の特徴を示している。様々なビオトープ、多様な動植物相、豊富な考古遺構、古代の道、小規模集落、農業ユニット、多資源利用(poticulture)は、この地域に古代の人びとが居住したこと、そして以降千年にわたる自然資源との相互作用の様子を伝えている。			
比較資産	スペイン国内の比較対象 13 件。スイス、ドイツ、オーストリア、ハンガリー、フランス、イタリア、ポルトガル、ギリシャ、クロアチア、トルコ、チュニジア、モロッコ、アルジェリアの文化的景観			
ICOMOS 評価				
OUV ✓ 良い ✗ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✗ 不適切	比較分析	✗	アメリカ大陸、オーストラリア、アフリカとの比較は関係が薄い。比較対象は、地中海西部に限定しても良かった。地中海の文化の多様性を踏まえると、類似した特徴をもった農業景観のモザイクが複数の地域に存在する。	
	完全性	✗	大きな改変等は受けていないが、評価基準が証明されていないため完全性について評価できない。	
	真実性	✗	ワイン及びオリーブオイルに関する原産地呼称については、本資産に無関係ではないが、特定の製品のみに関わる内容である。 エスカラディの修道院で行われた再建(reconstruction)は真実性を損ねている。 評価基準が証明されていないため真実性について評価できない。	
	評価基準 v) 土地利用	✗	本資産に見られる特徴は、多くの地中海景観に共通のものである。 多資源利用(poticulture)に関して、19世紀に家畜利用(animal husbandry)がブドウ生産に取って代わられかなり縮小したり、20世紀になって鉛の採掘が消滅したりするなど変化している。	

	vi) 関連	✗	本基準の根拠としてあげている無形の要素のほとんどは、多くの伝統的な農業景観に共通するものである。 関係する祭事も、数十年を超える歴史をもつものはわずかで、ほとんどが20世紀に開始されたか、再興されたものである。 今も残る女性の隠遁という習慣は、本資産の特徴と言えそうだが、十分な説明がなく、本資産がこの伝統と顕著な関わりをもっているかどうか判断できない。また、この伝統が今後も継続するかどうかわからない。		
保全管理状況  ✓ 良い ■ 適切だが、改善できる ○ 現時点での証明されていない ✗ 不適切	主要な脅威	火災、気候変動、来訪者圧力、景観（新規道路と資産外に建設された風力発電機）			
	資産／緩衝地帯の範囲	✓			
	法的保護	✓			
	保全状況	✗	関係法令等の修正に関するモニタリング指標の設定、リスク管理措置の強化が必要。		
	管理体制	✓	全体的な保護、管理は適切だが、コンソーシアムの設置によって強化できる。		
勧告	記載に関する勧告	不記載			
	解決すべき課題	—			
	追加勧告	—			
	レポート提出	—			
審議概要					
不記載とするイコモス勧告を受けて、直前に取り下げられた。					

## 2. 新規推薦案件個票

### 2.5. ジョドレルバンク天文台

基本情報			
決定番号	43 COM 8B.35	ID No.	1594
資産名称（英）	Jodrell Bank Observatory		
推薦国	英国		
種別	建造物群		
タイプ	近代遺産		
資産面積	17.38 ha		
緩衝地帯面積	18,569.22 ha		
構成資産数	1		
イコモス勧告	記載		
決定	記載		
評価基準	締約国	ICOMOS	
	i, ii, iv, vi	i, ii, iv, vi	
	IUCN	決定	
	—	i, ii, iv, vi	
審査経緯			
審査に協力した ISC		IUCN の審査	無
現地調査	2018年10月1日-4日(4日間) Leo Schmidt 氏(ドイツ)		
追加情報	要請	提出	中間報告
	2018/10/10	2018/11/7	2018/12/21
中間報告への返信			2019/2/28
事実関係の訂正			
資産概要			
概要	<p>北西イングランドのチェシャー・イースト (Cheshire East) の田園地帯に位置するジョドレルバンク天文台は、世界で最古の電波天文台である。いまも現存しているこの天文台は、人類が宇宙について理解する上で先駆的な役割を果たした。マンチェスター大学の一部に含まれるこの場所には、多数の電波望遠鏡と補助施設があり、周辺は広い郊外地であるため、電波の干渉をうけない。</p> <p>ジョドレルバンク天文台は現在、ラベル望遠鏡、Mark II 望遠鏡を含む、英国全土 7 基の電波望遠鏡群(e-MERLIN)のハブである。7 つの望遠鏡全ての信号が、ジョドレルバンクで統合される。</p>		
比較資産	19 件の比較対象		
ICOMOS 評価			
<b>OUV</b> <span style="color: green;">✓</span> 良い <span style="color: brown;">✗</span> 適切だが、改善できる <span style="color: red;">○</span> 現時点では証明されていない <span style="color: red;">✗</span> 不適切	比較分析	✓	電波望遠鏡を利用した天文学の歴史の初期段階を伝えるものとして、ジョドレルバンクに匹敵するものはない。
	完全性	✓	初期の段階からそれ以降加えられた様々な機器の改良を含むすべての段階が、資産範囲内の建造物、物証、考古遺構に記録されている。
	真実性	✓	位置は変わっていない。農地を中心とする周辺環境（セッティング）も、天文台で科学的利用を継続するために建設された施設 (Square Kilometre Array) を除き基本的に変わっていない。形態とデザインは、時間とともに進化してきた。材料、素材については、劣化した材料が取り換えられた部分はあるが、概ね変わっていない。また、科学的使用という用途は継続されている。
	i) 創造の才	✓	ジョドレル天文台は、科学的、技術的偉業に関わる人類の創造の才を示す傑作であると言える。レーダーや電波を応用して、宇宙についての理解を劇的に変えたラベル望遠鏡のような根本的に新しい機器を開発した。
	ii) 交流	✓	ジョドレル天文台は、電波天文学技術に関わる世界規模での重要な価値感の交流を示す。ジョドレルバンクでの科学的研究は、地球規模の協働ネットワークの中心であった。特に、巨大なパラボラ望遠鏡や干渉計はジョドレルバ
	評価基準		



出典：推薦書

			ンク天文台で開発され、世界各地でその後の科学の進展に影響を与えた。		
	iv) 類型	✓	伝統的な光学天文学から電波天文学への転換という人類史上重要な段階を伝える技術群の類まれな見本である。 平和な時代の「ビッグサイエンス」のは点にも関わっている。		
	vi) 関連	✓	本資産において電波天文学という新たな分野が発展し、可視光では捉えることのできない電磁スペクトラムを活用することで、宇宙の理解について革命的な進展をもたらした。顕著な普遍的意義をもつ出来事、思想と直接的な関連をもつ。		
保全管理状況		主要な脅威	開発、ラベル望遠鏡の巨大鋼鉄構造の維持（大きな脅威はない）		
<span style="color: green;">✓ 良い</span> <span style="color: brown;">※ 適切だが、改善できる</span> <span style="color: orange;">○ 現時点での証明されていない</span> <span style="color: red;">✗ 不適切</span>	資産／緩衝地帯の範囲	✓			
	法的保護	✓			
	保全状況	※	保全措置は概ね適切。 引き続き、建造物及び土地の整備に関する歴史的な特徴を尊重した維持管理が必要。 保全管理計画改訂版と関係する官報告示について、完成し次第、世界遺産センター及びイコモスに提出する必要がある。 モニタリング方法は概ね適切。2019年7月までに指標が改定される予定。		
	管理体制	✓	保護管理は、来訪者管理を含め、概ね良い。コミュニティの参加も十分。		
勧告	記載に関する勧告	評価基準 i, ii, iii, iv に基づいて記載			
	解決すべき課題	—			
	追加勧告	締約国が以下について検討することを勧告する。 a) 現在行われている大規模保全プロジェクトの完了報告概要を提出すること b) 2つの植物小屋の保全についてスケジュールを示すこと c) 建造物及び土地の整備に関する歴史的な特徴を尊重すること d) 保全管理計画改訂版と関係する官報告示を、完成し次第、世界遺産センター及びイコモスに提出すること e) 将来の開発ニーズを想定しつつ、資産及び緩衝地帯のマスター・プランの策定について検討すること			
	レポート提出	—			
審議概要					
直前に自国の天文関連遺産が記載されたスペインを皮切りに、ジンバブエ、ノルウェー、チュニジア、キューバ、ブラジルから記載を歓迎する発言があり、修正案の提出なく、記載することが決定した。 複数の国から、天文分野の遺産という世界遺産一覧表のギャップを埋める遺産であるとの指摘があった。					

## 2. 新規推薦案件個票

### 2.6. ハーンの宮殿とシェキ歴史地区

基本情報			
決定番号	43 COM 8B.36	ID No.	1549 Rev
資産名称（英）	Historic Centre of Sheki with the Khan's Palace		
推薦国	アゼルバイジャン共和国		
種別	建造物群		
タイプ	歴史的都市		
資産面積	約 120 ha		
緩衝地帯面積	約 146 ha		
構成資産数	1		
イコモス勧告	不記載		
決定	記載		
評価基準	締約国	ICOMOS	
	ii, iii, iv, v	—	
	IUCN	決定	
	—	ii, v	
審査経緯			
審査に協力した ISC	無	IUCN の審査	無
現地調査	2016年7月4日-8日(5日間) Nato Tsintsabadze 氏(ジョージア)		
追加情報	要請	提出	中間報告
	2016/10/16	2016/11/13, 2019/1/30	2017/1/23
事実関係の訂正	11		
資産概要			
概要	シェキ歴史地区は、アゼルバイジャン北部中央、コーカサス山脈南端に位置する。1772年の泥流災害で被災した町を再建してつくられた歴史地区は、高い切妻屋根(saddle roof)の伝統的建築群を特徴とする。重要な歴史的交易ルート沿いに位置し、建築は、 safavieh朝、カジャール朝、ロシア支配時代を起源とする建築的伝統の影響をうけている。町の北東部に位置するハーンの宮殿は、商人の住宅とともに、18世紀後半から19世紀に行われた養蚕及び繭取引により得られた富を反映している。		
比較資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>サラエボ (ボスニア・ヘルツェゴビナ暫定リスト)、プロウディフ (ブルガリア暫定リスト)、サフランボル市街 (トルコ世界遺産)</li> <li>城壁都市バクー、シルヴァンシャー宮殿、及び乙女の塔 (アゼルバイジャン世界遺産)、ランカラシ、グバ、ガンジャ (アゼルバイジャン)、トビリシ (グルジア暫定リスト)</li> <li>富岡製糸場と絹産業遺産群 (日本世界遺産)</li> </ul>		
ICOMOS 評価			
OUV	比較分析	X	ハーンの首都としての属性が本資産の特徴であるとは言えない。カジャール朝の建築要素についてはイランの類似事例と比較する必要がある。ロシア統治時代に導入された養蚕については、それが都市の形態や建築にどのような影響を与えており、他の養蚕地と比べてどのような特徴があるか不明。追加情報で、締約国はシルクロードとの関わりに言及しているが、シルクロードのテーマ別研究では、シェキは重要な区間として記載されていない。
			資産範囲内の歴史的建造物の数は著しく減少している。一部の建築物は極めて脆弱な状況にある。その大部分が放棄されたり、不適切な用途に利用されたりしている。
			デザイン、構造の真実性が損なわれており、セッティングの真実性もある程度損なわれているが、都市の形態及び環境は全体的に残っている。シェキでは、地域代表者や長老評議会を通じた住民参加による維持管理の



©  
Author: イコモス評価書

			伝統が残っていることは注目される。民間住宅の大部分と公共建築の一部は、伝統的な用途と機能を維持している。しかしながら、真実性に関する重要な情報源の多くが失われている。また、修理や復元 (restoration) において、伝統的なレンガ、日干しレンガ、しつくい仕上げではなく、コンクリート、セメント等の不適切な材料が使われており、街並みの視覚的外観が変わてしまっている。またこのような修理により、もともとの建築物がもっていた伝統的な耐震性が損なわれている可能性もある。
評価基準	ii) 交流	×	シルクロード沿いの都市が、様々な文化的影響をうけることはめずらしくない。建築当時の為政者の影響を超える文化的伝統の交流は見られない。シェキの建築及び都市構造は、1772 年の災害による破壊のあと数年間で建設されたことにより、均質なものとなってしまっている。
	iii) 物証	×	シェキにみられる都市の類型としての特徴は、イスラムの都市デザインの影響を示しているが、既に世界遺産に登録されているもののなかにも、この特徴をより良く示しているものがある。また、シェキがハーン国の首都として機能していた期間も 18 年にすぎない。現在も継続している養蚕の伝統については、都市の形態や建築がこの伝統の物証となっているとは言えない。追加情報においても、絹の生産は、都市や建築との関わりよりも、貿易の基盤として重要であったことが示されている。シェキでは、特別な建築物を必要としない繭の飼育と原材料としての絹の販売が行われていただけであった。
	iv) 類型	×	都市、建築、建築材料における類型とは言えない。都市中心部にみられる均質性の程度はめずらしいものだが、短期間に建設が行われた結果であり、本基準で評価すべき建築群の類型とは言えない。
	v) 土地利用	×	カイコの飼育は、シルクロード沿いの多くの都市で行われたことであり、クワの木が都市景観を形成している例は他にもある。シェキは、冬に降水量が少なく、夏におだやかな気温であり、この気候条件が、市内でのクワの集中栽培や、都市周辺での（カイコを飼育する）広葉樹林、繭の短い繁殖期間（40 日から 60 日程度）にとって理想的であると締約国は主張している。しかしながら、これらは、特定の植生の成長の話であって、この気候条件にどのように建築が対応したのかという話ではない。
保全管理状況 ✓ 良い △ 適切だが、改善できる ○ 現時点では証明されていない ✗ 不適切	主要な脅威	都市開発、観光開発、地震、洪水	
	資産／緩衝地帯の範囲	≈	資産範囲は適切だが、緩衝地帯については、より広い景観上のセッティングを保護するために拡大する必要がある。
	法的保護	○	周辺環境(セッティング)の真実性を保護するため、遺産の重要性に基づいた景観保護のための制度を導入するべき。
	保全状況	○	保全状況は、新しい建築物、復元(restoration)により損なわれている。保全についての概要がまとめているが、正式な指針をとりまとめたり、管理体制を整備したりする必要がある。
	管理体制	○	より広い景観上のセッティングについて保護措置を導入すべき。管理計画を正式に採択し、実施する必要がある。
勧告	記載に関する勧告	不記載	
	解決すべき課題	—	
	追加勧告	—	
	レポート提出	—	
審議概要			
イコモスから、2 年前に情報照会となってから、締約国からは保全措置に関する追加情報は提出があったが、価値づけに関わる新しい情報は示されておらず、不記載という勧告は変わらないとの説明があった。 これに対し、クウェート、中国、ボスニアヘルツェゴビナ、キルギスタン、ジンバブエ、ウガンダ、チュニジア、ブラジルなど多くの国が、締約国は情報照会時に付された勧告を実施しており、記載すべきとして記載する修正案を提出した。ノルウェーは不記載とすべきとし、オーストラリアは異を唱えつつも、コンセンサスを妨げないとした。ハンガリーは、今後情報照会の手続きについて見直すべきとしつつ、本件については記載を支持した。 記載する修正案が採択され、評価基準(ii)(v)に基づいて記載された。			

## 2. 新規推薦案件個票

### 2.7. プロセッコ・ディ・コネリアーノ・ヴァルドッビアデーネの丘

基本情報			
決定番号	43 COM 8B.37	ID No.	1571rev
資産名称（英）	Le Colline del Prosecco di Conegliano a Valdobbiadene		
推薦国	イタリア共和国		
種別	サイト		
タイプ	文化的景観（農業）		
資産面積	9197.45 ha		
緩衝地帯面積	9769.80 ha		
構成資産数	1		
イコモス勧告	記載		
決定	記載		
評価基準	締約国	ICOMOS	
	v	v	
	IUCN	決定	
	—	v	
審査経緯			
審査に協力した ISC	無	IUCN の審査	無
現地調査	2018年9月10日-14日(5日間) Urs Steiger 氏(スイス)		
追加情報	要請	提出	中間報告
	—	—	—
中間報告への返信	—	—	—
事実関係の訂正			
資産概要			
概要	ヴェネト地域のトレヴィーゾ北部に位置するプロセッコ・ディ・コネリアーノ・ヴァルドッビアデーネの丘は、DOCG 呼称ワイン（原産地）であるプロセッコ・コネリアーノ・ヴァルドッビアデーネ・スペリオールを生産している地域のブドウ畠景観から成る。この景観の特徴は、ホグバック（対称的な横断面を持ち、丸みのある山稜が列を成している）丘陵、チグリオーニ（ciglioni）と呼ばれる段状の狭い草地上の急傾斜地に形成された小規模なブドウ畠群が作り出すモザイク状あるいはパッチワーク上の森林、小規模の集落及びブドウ畠であり、これら全てがあわさって素晴らしい景色を作り出している。この景観は、この人里離れた険しい土地に、数世紀にわたり人間が居住しブドウ栽培（グレラ種(Glera)を基本としつつ、その後プロセッコ種の発泡ワインが広がった）等の土地利用を行ってきたことにより形成されたものである。また、慎重な水管理、森林管理、ペルーシ家式(bellussera)として知られるブドウ生産法、浸食コントロール技術が、景観上の特徴を作っている。		
比較資産	ポルトヴェネーレ、チンクエ・テッレ及び小島群（イタリア世界遺産）、アルト・ドウロ・ワイン生産地域（ポルトガル世界遺産）、プリオラト-モントサン-シウラナ(Priorat-Montsant-Siurana)の地中海山地農業景観(スペイン暫定リスト)、トラムンタナ山脈の文化的景観(スペイン世界遺産)、ピエモンテの葡萄畠景観：ランゲ・ロエロ・モンフェッラート(イタリア世界遺産)		
ICOMOS 評価			
OUV  ✓ 良い ✗ 適切だが、改善できる ○ 現時点で証明されていない ✗ 不適切	比較分析	✓	
	完全性	✓	もともとの境界線は 2010 年に定められた原産地呼称の範囲を基本としていたが、その範囲には 20 世紀初めまでは含まれていなかった地域が多く含まれていた。その後、完全性を弱めると考えられる部分を除外し、緩衝地帯及びさらに周辺の「コミットメントエリア」とした修正案が作成された。
	真実性	✓	この田園景観の属性はヴェネト地域のアーカイブに記載されている。自然のシステムと文化的システムの一体的な関係が真実性の要素である。
	評価 v) 物証	✓	締約国は昨年の推薦から、評価基準(iv)に基づく主張をやめ、評価基準(v)に基づく主張を修正したことにより、OUV の証明が強くなった。前回の評価

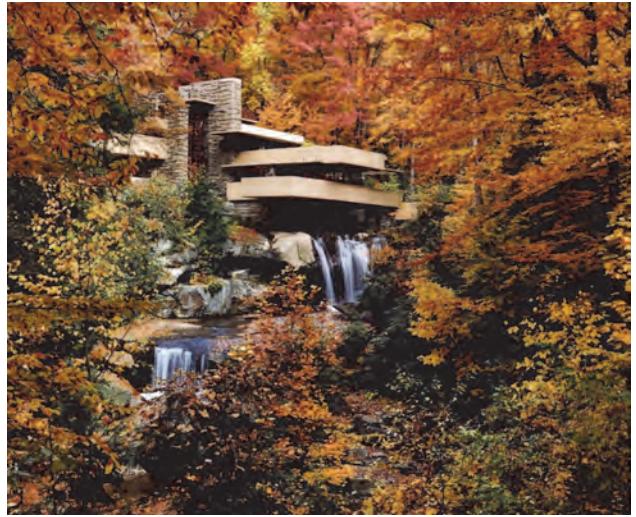


©  
Author: イコモス評価書

		で、イコモスは急傾斜地におけるブドウ生産と手作業による管理は、この地域では珍しくないと指摘していたが、締約国は、この地における数世紀にわたる居住と土地利用（特にワイン生産）に着目してこの景観の特性について分析を深めた。また、この景観はプロセッコの世界的需要が増大していることによる影響で、不可逆的な変化が起こる可能性がある。
保全管理状況 ✓ 良い ✗ 適切だが、改善できる ○ 現時点での証明されていない ✗ 不適切	主要な脅威	都市開発、農業の変化、地滑り、人口構成の変化、社会経済上の変化
	資産／緩衝地帯の範囲	✓ もともとの境界線は 2010 年に定められた原産地呼称の範囲を基本としていたが、その範囲には 20 世紀初めまでは含まれていなかった地域が多く含まれていた。その後、完全性を弱めると考えられる部分を除外し、緩衝地帯及びさらに周辺の「コミットメントエリア」とした修正案が作成された。
	法的保護	✗ 締約国は、2 年をかけ、28 の市町村の協働により、構成遺産と緩衝地帯を対象とした具体的なルール作りを行った。これにより管理に必要な調整のしくみが強化された。
	保全状況	✗ 管理計画に OUV の属性に関連した保全上の目標と実施計画を明記する必要がある。
	管理体制	✗ 充分実施されていない部分もあるが、全体的な管理体制は整っている。
勧告	記載に関する勧告	評価基準 v に基づいて記載
	解決すべき課題	—
	追加勧告	<p>締約国が以下について検討することを勧告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 「コミットメントエリア」の大きさを明示すること（ヘクタールで）</li> <li>b) 資産の属性について詳細な地図とリストを作成すること</li> <li>c) 優先事項として、OUV の属性の全てについて詳細な保全状況の評価を行うこと。</li> <li>d) 文化的景観の長期的な持続を目指して、現在の社会経済システムについて、その歴史をより広く把握すること</li> <li>e) 緩衝地帯内の視覚的に課題のあるインフラ、集落、工業施設を特定し、改善策を計画すること（特に資産北側及び平地部分）</li> <li>f) 資産範囲及び緩衝地帯における建造物（特に地域特有の建築）の保全状況を改善すること</li> <li>g) 歴史的森林管理及び現在の森林管理による景観の特徴(character)に対する貢献についての記録を充実させること</li> <li>h) モニタリングに、保全状況及び生物多様性を評価するための指標を加えること</li> <li>i) 詳細景観計画(PPD)を実施することなどにより、景観の保護を強化すること</li> <li>j) 「歴史的田園景観の国家登録簿」に資産を登録し、管理体制に統合すること</li> <li>k) 管理計画の策定を進め完成させること</li> <li>l) 資産範囲、緩衝地帯、「コミットメントエリア」を一体的に捉え、新たに整備される観光施設及び観光インフラの質と一貫性に注意しつつ、持続可能な観光のための計画を策定すること</li> <li>m) 管理体制への地域コミュニティの参画を促進し、観光及び持続可能な発展戦略が地域の利益となることを担保すること</li> <li>n) 全ての新しい開発（緩衝地帯の観光インフラ、風力発電施設、太陽光発電施設を含む）について、承認前に、厳密な遺産影響評価手続きを適用すること</li> <li>o) 作業指針第 172 段落に則って、資産に影響を与える可能性のあるすべての大規模事業について、世界遺産センターに連絡すること</li> </ul>
	レポート提出	—
審議概要		
<p>イコモスから、第 42 回世界遺産委員会で情報照会となったあと、アドバイザリーミッションを行い、資産範囲、緩衝地帯が縮小されたことについて報告があった。また、緩衝地帯内への太陽光発電設備の設置の可能性が課題として残ることについて説明があった。チュニジア、スペイン、ウガンダ、ブラジル、アゼルバイジャン、ハンガリー、中国、グアテマラから、情報照会の成功例であるとして、記載を歓迎する発言があり、修正案の提出なく、記載することが決定した。決定後、NGO（イタリア農業行動ネットワーク(PAN)、ワールドヘリテージウォッチ）の発言が許可され、有害な農薬が全域で使用されており、地域住民は毎日その被害を受けている。プロセッコの人びとも反対している。工業化されたモノカルチャーであり、世界遺産にすべきではない旨の発言があった。</p>		

## 2. 新規推薦案件個票

### 2.8. フランク・ロイド・ライトの20世紀の建築

基本情報			
決定番号	43 COM 8B.38	ID No.	1496rev
資産名称（英）	The 20th-Century Architecture of Frank Lloyd Wright		
推薦国	アメリカ合衆国		
種別	記念物		
タイプ	近代建築		
資産面積	26.369 ha		
緩衝地帯面積	710.103 ha		
構成資産数	8		
イコモス勧告	記載		
決定	記載		
評価基準	締約国	ICOMOS	
	ii	ii	
	IUCN	決定	
	—	ii	
 © Author: イコモス評価書			
審査経緯			
審査に協力した ISC	無	IUCN の審査	無
現地調査	2015年9月1日～13日 Sheridan Burke 氏(オーストラリア), 2015年9月11日～23日 Wessel de Jonge 氏(オランダ)		
追加情報	要請	提出	中間報告
	—	—	—
事実関係の訂正	6		
資産概要			
概要	<p>「フランク・ロイド・ライトの20世紀の建築」は、アメリカ人建築家フランク・ロイド・ライト(1867年-1959年)の作品が、自国だけでなく、20世紀建築及びヨーロッパ建築におけるモダン・ムーブメントの巨匠たちに与えた影響に着目した資産である。</p> <p>ライトの「オーガニック・アーキテクチャ」(有機的建築)の特徴(オープンなプラン、外と内(インテリア)のあいまいな境界、材料や技術の新しい使い方、郊外及び自然的セッティングに対する明示的な対応)は、20世紀の現代建築デザインの発展に重要な役割を果たしたことが認められている。</p> <p>本資産は、20世紀前半に設計、建設された8件の建築から成っている。そのひとつひとつが、住宅、信仰、仕事、教育、娯楽ニーズに対する新しい素ルーションを表す個別の特徴を有している。機能、規模、セッティングの多様性が「オーガニック・アーキテクチャ」の建築原則を完全に表している。</p> <p>注：8件の構成資産：ユニティ教会、ロビー邸、タリアセン、バーンズドール邸、落水邸、ジェイコブス邸、タリアセン・ウエスト、グッゲンハイム美術館 (前回推薦された10件からプライマリー、マリン郡役所が除外されている。前回の評価ではタリアセン、落水邸、グッゲンハイム美術館にOUVが認められる可能性が指摘されていた。)</p>		
比較資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アール・ヌーヴォー、分離派、ユーゲント・シュティール、モダニズム、イギリス及びアメリカにおけるアート・アンド・クラフト運動、エクスプレッショニズム、ドイツモダニズム、デ・スタイル、アールデコ、アメリカ・モダニズム</li> <li>・世界遺産に登録されているガウディ、オルタ、ミース・ファン・デル・ローエ、ルイス・バラガン、グロピウス、ル・コルビュジエの作品</li> <li>・暫定リストに掲載されているその他建築作品</li> </ul> <p>■比較対象、将来の拡張候補とされた構成資産以外のライトの作品 Ward Willits House (Highland Park, Illinois, 1902)、旧山邑家住宅 (Tazaemon Yamamura House) (芦屋市、1918)、Alice Millard House / La Miniatura (Pasadena, California, 1923)、S.C. Johnson</p>		

	Administration and Building and Research Tower (Racine, Wisconsin, 1935; 1944)、Paul Hanna House /Honeycomb House (Stanford, California, 1936)、Herbert and Katherine Jacobs House II (Madison, Wisconsin, 1946).				
<b>ICOMOS 評価</b>					
<b>OUV</b> <span style="color: green;">✓ 良い</span> <span style="color: gray;">≈ 適切だが、改善できる</span> <span style="color: red;">○ 現時点での証明されていない</span> <span style="color: red;">✗ 不適切</span>	<b>比較分析</b>	✓	3つの属性により、適切に比較、構成資産の選定が行われている。		
	<b>完全性</b>	✓	構成資産間に明確な文化的繋がり、建築としての繋がりがあり、構成資産のひとつひとつがシリアル・プロパティの OUV に貢献している。		
	<b>真実性</b>	✓	全体の真実性は証明されており、個々の構成資産の真実性は妥当と言える。物理的な変化、部材の取り換えは、形態と用途を維持するための措置であると理解できる。		
	<b>評価</b>	✓	フランク・ロイド・ライトの建築は、自国及び他国に影響を与えている（影響の詳細は、推薦書 196 ページから 197 ページの表に示されている）。		
<b>保全管理状況</b> <span style="color: green;">✓ 良い</span> <span style="color: gray;">≈ 適切だが、改善できる</span> <span style="color: red;">○ 現時点での証明されていない</span> <span style="color: red;">✗ 不適切</span>	<b>主要な脅威</b>	全体的にみると、管理計画が欠如している。個別対策はなされているものの、建築物だけでなく周辺環境（セッティング）を含めたリスク管理計画を策定する必要がある			
	<b>資産／緩衝地帯の範囲</b>	✓/≈	適切だが、タリアセンの資産範囲及びロビー邸の緩衝地帯については拡大を検討すべき。		
	<b>法的保護</b>	✓			
	<b>保全状況</b>	≈	全体的な保全状況は極めて良い。		
	<b>管理体制</b>	≈	協議会によりシリアル・プロパティの管理を調整する仕組みは妥当だが、諮問機関としての機能を強化すべき。		
<b>勧告</b>	<b>記載に関する勧告</b>	評価基準 ii)に基づいて記載			
	<b>解決すべき課題</b>	—			
	<b>追加勧告</b>	締約国が以下について検討することを勧告する。 a) タリアセンの境界について、ライトが設計した工作物を全て含むように、軽微な境界線の変更を検討すること b) 特にウッドローン・ガーデンにおける潜在的な開発影響をコントロールするため、ロビー邸の周辺環境の保護を強化すること（緩衝地帯の軽微な境界線の変更を行う可能性についての検討） c) シリアル・プロパティの管理について適切に調整を図るため、フランク・ロイド・ライト世界遺産協議会の権限を強化すること d) 管理計画をもたない個別の構成資産について、リスク管理、来訪者管理を含む管理計画を策定すること 将来、追加的構成資産の条件が確立した暁には、拡張手続きに進むことを奨励する			
	<b>レポート提出</b>	—			
<b>審議概要</b>					
イコモスから、2016 年の第 40 回世界遺産委員会で情報照会となってから、2段階に分けて締約国と協議を行ってきたとの説明があった。 チュニジア、ウガンダ、スペイン、クウェート、ボスニアヘルツェゴビナ、アゼルバイジャンから記載を歓迎する発言があった。 修正案の提出なく、記載することが決定した。 アメリカは、1982 年から暫定リストに載っていた資産がやっと記載に至ったことに言及し、アメリカの世界遺産で最初の現代建築作品であることを名誉に思うと発言した。					

## 2. 新規推薦案件個票

### 29. ポートロイヤル水中都市-残存景観及び継続する文化的景観

基本情報			
決定番号	43 COM 8B.39	ID No.	1595
資産名称（英）	Sunken City of Port Royal – A Relict and Continuing Cultural Landscape		
推薦国	ジャマイカ		
種別	サイト		
タイプ	文化的景観		
資産面積	36.40 ha		
緩衝地帯面積	572.30 h		
構成資産数	1		
イコモス勧告	記載延期		
決定	記載延期		
評価基準	締約国	ICOMOS	
	iii, v, vi	iv	
	IUCN	決定	
	–	–	
審査経緯			
審査に協力した ISC		IUCN の審査	無（コメント有）
現地調査	Richard Grant Gilmore 氏(アメリカ)		
追加情報	要請	提出	中間報告
	2018/10/17	2018/11/14	2019/1/9
中間報告への返信			2019/2/28
事実関係の訂正	5		
資産概要			
概要	<p>ポートロイヤルは、英国によるジャマイカ占領後まもなく 1656 年に建設された。カリブ地域における位置とこの地の条件によって、数年でイギリス帝国における最も裕福で、最も重要な港・貿易都市のひとつとなった。1626 年に発生した大地震によって、都市の一部が海面下に沈んだり、砂の下に沈んだりした。18 世紀には、ポートロイヤルはアメリカ大陸における最も重要なイギリス海軍基地となつた。</p> <p>推薦資産は、17 世紀の裕福な集落の遺構を残す沈んだ都市の一部と、その後 20 世紀初めに至る時代について伝える陸地部分（1692 年以前の都市、建物等を残す歴史地区を含む）の 2 つの構成資産からなる。</p>		
比較資産	<p>キングストン（ジャマイカ）、ブリッジタウン歴史地区とその要塞（バルバドス）、パナマ・ビエホ古代遺跡とパナマの歴史地区（パナマ）、バミューダ島の古都セント・ジョージと関連要塞群（英国）、アンティグアの海軍造船所と関連考古遺跡群（アンティグア・バーブーダ）、ブリムストーン・ヒル要塞国立公園（セントクリストファー・ネイビス）、オールド・ハバナとその要塞群（キューバ）、カンペチエ歴史的要塞都市（メキシコ）、カルタヘナの港、要塞群と建造物群（コロンビア）、パナマのカリブ海沿岸の要塞群：ポルトベロとサン・ロレンソ（パナマ）、国立歴史公園-シタデル、サン・スーシ、ラミエ（ハイチ）、ポンペイ、エルコラーノ及びトッレ・アヌンツィアータの遺跡地域（イタリア）、パブロペトリ（ギリシャ）、ケコヴァ（トルコ）、オゼット考古遺跡（アメリカ）</p>		
ICOMOS 評価			
OUV <span style="color: green;">✓</span> 良い <span style="color: red;">✗</span> 適切だが、改善できる <span style="color: orange;">○</span> 現時点での証明されていない	比較分析	✓	「大災害地」(catastrophic sites) という遺跡の類型で価値づけするよりも、17 世紀のイギリス植民都市を伝える考古遺跡、又は、アフリカから奴隸として連れてこられた人々に関わる「記憶の地」(site of memory)の観点から比較研究を行うことにより、潜在的 OUV を証明できる可能性がある。
	完全性	○	1962 年時点での都市の完全性は現時点では満たされていない。水中部分については付近の浮動桟橋事業により脅威にさらされている。
	真実性	✓	



© Author: イコモス評価書

X 不適切	評価基準	iii) 物証	X	17世紀のアメリカ大陸におけるイギリス植民地について伝える考古遺跡として水中遺跡、陸上遺跡両方に着目して価値づけを行うべき。
		iv) 類型 (イコモス提案)	✓	締約国からは提示されていないが、ジャマイカの発展と歴史における重要な段階、英国による新世界の植民地化における重要な段階における17世紀都市レイアウト・建造物を伝える水中遺産として(iv)を満たす可能性がある。
		v) 土地利用	X	自然条件が都市の構造や形状に影響を与えること自体は多くの都市にみられることがあることであり、本資産の特徴がそのなかで特に優れているとは言えない。
		vi) 関連	X	奴隸貿易、海賊等に関わる価値づけを示す物証がない。奴隸貿易に関わる「記憶の地」(site of memory)として類似資産との比較を行う必要がある。
	保全管理状況	主要な脅威		自然災害、地球規模の気候変動、潜在的な開発、観光圧力
<input checked="" type="checkbox"/> 良い <input checked="" type="checkbox"/> 適切だが、改善できる <input checked="" type="checkbox"/> 現時点での証明されていない X 不適切	資産／緩衝地帯の範囲	○	17世紀の考古遺跡を含む水中及び地上の全ての属性を含むように境界線を設定するためには、1692年以前の都市域全体を含める必要があるが、現在の案は住宅地と沿岸警備隊の敷地の2カ所が切り抜かれてしまっている。	
	法的保護	≈	適切だが、強化することが可能である。	
	保全状況	○	特に地上部分について積極的な保全措置の実施が必要。モニタリングについては適切だが、人員及び財政不足で、明確なモニタリング戦略がない。	
	管理体制	≈	管理計画は一部実施されているが、予算が不足している。リスク管理計画の策定も必要。	
勧告	記載に関する勧告			記載延期
	解決すべき課題			<ul style="list-style-type: none"> <li>・一體的な残存景観として捉えること</li> <li>・OUVの証明を修正し、特に陸地部分の属性について明確にすること</li> <li>・1962年以前の都市域全体を含めるように境界線を修正すること</li> <li>・線状に残る1962年の都市の跡及び関係する考古遺跡を含めるように、陸地部分の保護を拡大すること</li> <li>・詳細な遺産影響評価を実施するまで、クルーズシップ用桟橋とビジターセンターの計画を停止すること</li> <li>・クルーズシップによる直接的間接的影響を含めて検討し、桟橋計画の遺産影響評価を修正もしくはやり直すこと</li> <li>・ビジターセンター計画について、来訪者数及び動線を分析し、直接的間接的影響を含めて検討した遺産影響評価を実施すること</li> <li>・観光開発を適切に誘導するための法的保護措置を強化すること</li> <li>・管理計画に示された行動計画を実施するため人員、予算を担保すること</li> <li>・様々な機関の間での役割分担を明確にし、相互補完を担保すること</li> <li>・災害管理計画、リスク管理計画を策定し実施すること</li> </ul>
	追加勧告			<p>締約国が以下について検討することを勧告する。</p> <p>a) 1692年時点の都市に関わる文化資源について地上部、海中部ともに詳細な目録を作成すること</p> <p>b) 2001年ユネスコ水中文化遺産条約の原則を参考にして、水中考古遺構の保全・保護を担保すること</p> <p>資産名称の「水中都市」(Sunken City)は資産の一部のみをさすため、資産名称を変更することが望ましい。</p>
	レポート提出			—
審議概要				
<p>イコモスから、1988年に不記載となったものが内容を変更して提出されたものであり、新規推薦として扱う旨の説明があった。また、実施されたHIAは影響を適切に評価しあらず、計画されているクルーズ船停泊港の建設を中止すべきであるとの説明があった。</p> <p>セントクリストファー・ネイビス、オーストラリア、ノルウェー、グアテマラ、中国、スペイン、ブラジルから水中遺産を含むものであり、世界遺産一覧表の代表性を改善することに貢献し得るとしつつ、記載延期を締約国が受け入れたことを賞賛する発言があった。</p> <p>オーストラリア提案で、追加勧告にアドバイザリーミッションの招聘を加えて、記載延期とすることが決定した。</p>				

## 2. 新規推薦案件個票

### 30. 植民地時代のパナマ地峡越えルート

基本情報			
決定番号	43 COM 8B.40	ID No.	1582
資産名称（英）	Colonial Transisthmian Route of Panamá		
推薦国	パナマ共和国		
種別	記念物、建造物群、サイト		
タイプ	文化の道		
資産面積	631.98 ha		
緩衝地帯面積	37,134.5 ha		
構成資産数	5		
イコモス勧告	記載延期		
決定	記載延期		
評価基準	締約国	ICOMOS	
	ii, iv, v, vi	—	
	IUCN	決定	
		—	
審査経緯			
審査に協力した ISC		IUCN の審査	無し
現地調査	2018年10月9日-12日(4日間) Mike Taylor 氏(アメリカ合衆国)		
追加情報	要請	提出	中間報告
	—	—	2019/1/21
中間報告への返信			
事実関係の訂正			
資産概要			
概要	<p>推薦資産は、3段階に分けた推薦が計画されている「植民地時代のパナマ地峡越えルート」の推薦第一弾である。本推薦は、既存の2つの世界遺産（「パナマ・ビエホ古代遺跡とパナマの歴史地区」、および「パナマのカリブ海沿岸の要塞群：ポルトベロとサン・ロレンソ」）に、カリブ海と太平洋をつなぐ陸路であるパナマ地峡を通る「十字架の道」(Camino de Cruces)と「王の道」(Camino Real)を追加して拡張する者である。この地峡ルートは、大陸をまたぐ「王の道」上の非常に重要なポイントであり、16世紀以降のアメリカ大陸におけるスペインの植民地システムにおいて重要な区間であった。三段階で推薦される資産全体には、水上ルート、地上ルート、歴史的都市、考古遺跡、アメリカ大陸の豊かな資源の輸送・輸出や人や物の流れ（アフリカから的人身売買を含む）を守るために防御施設が含まれる。）を保護するために必要な防塞が含まれる。このルートは18世紀半ばまでスペインによって使用され、その後、19世紀にパナマ鉄道、1914年にパナマ運河が開通した。</p> <p>この提案は3段階の推薦のうちの最初の推薦で、「十字架の道」の3区間と既存の世界遺産「パナマ・ビエホ古代遺跡とパナマの歴史地区」の二つの構成資産が含まれている。</p> <p>注：「パナマのカリブ海沿岸の要塞群：ポルトベロとサン・ロレンソ」は危機遺産</p>		
比較資産	香料の道-ネゲヴ砂漠都市（イスラエル）、ティエラアデントロの王の道（メキシコ）、カパック・ニヤン アンデスの道（アルゼンチン、ボリビア、チリ、コロンビア、エクアドル、ペルー）、シルクロード：長安一天山回廊の交易路網（中国、カザフスタン、キルギス）、パラティの文化と生物多様性（ブラジル、本世界遺産委員会審議案件）		
ICOMOS評価			
OUV ✓ 良い ✗ 適切だが、改善できる ○ 現時点での証明	比較分析	✓	
	完全性	○	「パナマの歴史地区」の完全性が、歴史的建造物の取り壊しや海上環状道路の建設などにより、著しく損なわれている。 また、今回新たに推薦されている「道」の起点、終点が含まれていないことは完全性の観点から問題である。なお、締約国は、道の起点、終点に位



© Author: イコモス評価書

されていない X不適切		置する「ロレンソの要塞」が含まれていないのは、道の方が古く「ロレンソの要塞」は道にとっての要件ではないこと、また「ロレンソの要塞」が危機遺産であるため今回の推薦に含めていないとしている。さらに、「パナマの歴史地区」と「十字架の道」のつながりも不明。
	真実性	○ 「十字架の道」は時間とともにところどころ断続しているが、位置、線形、周辺環境(セッティング)において真実性を持っている。一方で、浸食その他の自然の営力による脅威、来訪者の増加による脅威にさらされている。「パナマ・ビエホ古代遺跡とパナマの歴史地区」の真実性は、海上環状道路 (Cinta Costera viaduct/road) 等により著しく損なわれている。
	評価基準	ii) ○ 「十字架の道」は、大西洋/カリブ海と太平洋をつなぐ陸路で、三つの大陸をつないだ「王の道」の一部を構成することから、この方向で価値を証明を深めることができれば、本基準を満たす可能性がある。
		iv) 類型 ○ アメリカ大陸の歴史において重要な段階の、文化、資源、権力（植民地化）の大陸間の流れに関する技術的偉業を示す類まれな見本として本基準を満たす可能性があるが、現時点では証明されていない。
		v) 土地利用 X もともと本推薦に関わる既存の世界遺産にもこの基準は適用されていない。また、海洋間のルートとしての重要性は他の基準が適切。地峡だからと言って、それ自体で、土地利用もしくは人の居住の類型とは言えない。
		vi) 関連 X 地峡を渡ることの歴史的重要性、現在における重要性に基づく価値づけは別の許可基準の方がふさわしい。
保全管理状況  ✓ 良い ~ 適切だが、改善できる ○ 現時点での証明されていない X 不適切	主要な脅威	不適切な開発（資産範囲内の開発、周辺の高層建築）
	資産／緩衝地帯の範囲	≈ パナマ歴史地区について海との視覚的関係に重要性がないとする主張は受け入れられない。「十字架の道」第2、第3区間の境界線を再検討すべき。
	法的保護	○ 国立公園、保安林、景観保護区によって高い水準の保護が行われているが、究極的には、OUVを一體的に保護するための包括的な法律が必要。
	保全状況	≈ 維持管理上の明らかな改善がみられるが、さらなる改善が必要。
	管理体制	○ シリアル・プロパティの管理として調整を図るため、保護及び管理の強化が必要。管理計画は、来訪者管理、リスク管理、遺産影響評価に対応できるように強化する必要がある。
	記載に関する勧告	記載延期
勧告	解決すべき課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界遺産の水準を満たす管理体制、管理計画を策定し、推薦書を見直すこと。</li> <li>「パナマ・ビエホ古代遺跡とパナマの歴史地区」に関する勧告の実施</li> <li>遺産影響評価を導入し、完全に実施すること</li> <li>完全に見直しを行った推薦書を2022年2月1日まで提出すること。これにあわせて、第2弾、第3弾のスケジュールも修正すること。なお、再提出された推薦書の審査には、現地調査を実施する必要がある。</li> </ul>
	追加勧告	<p>締約国が以下について検討するよう勧告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「パナマのカリブ海沿岸の要塞群」の是正措置を優先して実施すること</li> <li>歴史学的、考古学的調査を深めること</li> <li>真実性が維持されるよう、現構成資産及び構成資産候補の属性について、保全方法を見直すこと</li> <li>観光による来訪者の増加を想定したモニタリングの強化を行うこと</li> <li>遺産の道(heritage route)のためのリスク対策戦略を整備すること</li> <li>「十字架の道」第2、第3区間の収容力調査を行い、来訪者管理戦略に統合すること</li> <li>作業指針第172段落に則って、OUVに影響を与える可能性のある大規模復元(restoration)や新規建設事業についてすべて世界遺産センターに連絡すること</li> </ol>
	レポート提出	—
審議概要		
<p>イコモスから、予定されている3段階の推薦の第一弾であり、すでに世界遺産に登録されている遺産が2件含まれているが、それらは保全上の課題を抱えているとの説明があり、修正案の提出なく、記載延期とすることが決定した。</p> <p>パナマのユネスコ代表が、自身は7年務めてきたユネスコ代表をこの委員会を最後に退任するが、引き続き自国の専門家たちが取り組んでいくと発言を行い、会場から拍手があがった。</p>		

## 資料編



## 1. 世界遺産条約

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（以下、世界遺産条約）は、1972年（昭和47年）11月16日、フランス・パリで開催された第17回ユネスコ総会において採択された。当時のユネスコ事務局長はルネ・マウ氏、総会議長は萩原徹氏、投票の内訳は、賛成75か国（日本を含む）、反対1か国、棄権12か国であった。現在193か国が加盟し、国連加盟国数193か国（2020年現在）に匹敵する条約となつた。

世界遺産条約の目的は、顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産を、人類全体のための世界の遺産として、損壊、滅失等の脅威から保護、保存することが重要であるとの観点から、そのための効果的な国際協力及び援助の体制を確立することである。主要な規定事項として、自国内に存在する遺産を保護し、将来に伝えることが締約国の第一義務であること（第4条）、文化遺産及び自然遺産が世界の遺産であり、その保護に協力することが国際社会全体の義務であること（第6条）を明記するとともに、締約国から選出される21か国によって政府間委員会「世界遺産委員会」を設置し（第8条）、同委員会は、各締約国が推薦する候補物件を自己の定める基準に基づき審査し、「世界遺産一覧表」に記載すること、世界遺産に登録されている遺産のうち、特に保存のために緊急を要するものを「危険にさらされている世界遺産一覧表」に記載すること（第11条）、締約国の要請に基づき、同一覧表に記載された物件の保護のための国際的援助の供与を決定すること（第13条）、その国際的援助は、調査・研究、専門家派遣、研修、機材供与、資金協力等の形態をとること（第22条）、また、遺産の保護のために、締約国の分担金及び任意拠出金、その他の寄付金等を財源とする「世界遺産基金」を設立すること（第15条）等が定められている。

1972年（昭和47年）の採択以降、1974年（昭和49年）にとりまとめに積極的な役割を果たしてきた米国が最初に批准し、1975年（昭和50年）12月17日に発効、1978年（昭和53年）の第2回世界遺産委員会（アメリカ・ワシントンD.C.）において、文化遺産8件、自然遺産4件の計12件が初めて世界遺産に登録された。また、世界遺産一覧表には、文化遺産869件、自然遺産213件、複合遺産39件の、167か国にわたる計1121件の遺産が記載されており、これらから分かるように、ユネスコ事業のなかで世界的な関心を集めている、代表的な事業の一つといえる。

なお、世界遺産条約の履行に関する手続については、「世界遺産履行のための作業指針」（以下、作業指針）に定められている。作業指針は、世界遺産委員会における決定を反映するため定期的に改定されるものであり、英文の最新版（2019年7月10日版）は世界遺産センターより、和文は2005年（平成17年）版を文化遺産オンラインより入手できる。

英文最新版 : <http://whc.unesco.org/en/guidelines>  
和文2005年版 : [http://bunka.nii.ac.jp/special\\_content/hlink13](http://bunka.nii.ac.jp/special_content/hlink13)

## 2. 締約国会議・世界遺産委員会

### 2-1. 締約国会議

締約国会議は、UNESCO 総会期間中に開催される（作業指針第 17 段落）。締約国会議では、世界遺産基金への分担金を決定し、世界遺産委員会の委員国の選出が行われる。

### 2-2. 世界遺産委員会

世界遺産条約第 8 条に基づき、「顕著な普遍的価値を有する文化遺産および自然遺産の保護のための政府間委員会」（世界遺産委員会）が UNESCO に設置されている。締約国から選出された 21 か国の代表に加えて、諮問団体からの代表で構成され、任期は 6 年であるが、遺産登録において有利であるために、多くの国々に機会を与えるため、現在は 4 年で交代し、再選も自粛することが推奨されている（作業指針第 21 段落）。世界遺産委員会は、年 1 回以上の頻度で開催され、時期は 6 月から 7 月とされている（作業指針第 19 段落）。世界遺産委員会の主要な機能は下記の通りである（作業指針第 24 段落）。

- a) 暫定リスト及び締約国により提出される登録推薦書に基づいて、条約のもとで保護すべき顕著な普遍的価値を有する文化資産及び自然資産を認定し、世界遺産一覧表に登録すること。
- b) 世界遺産一覧表登録資産の保全状況をリアクティブモニタリング（第 IV 章参照）及び定期的報告（第 V 章参照）を通じて調査すること。
- c) どの世界遺産一覧表登録資産を危険にさらされている世界資産一覧表に登録するか又は登録解除するかについて決定すること。
- d) 資産を世界遺産一覧表から削除すべきかどうか決定すること（第 IV 章参照）。
- e) 國際的援助の要請を検討するための手続きを決定し、決定に至る前に必要に応じて調査及び協議を実施すること（第 VII 章参照）。
- f) 顕著な普遍的価値を有する資産の保護に関して、締約国を支援するために、最も効果的な世界遺産基金の使途を決定すること。
- g) 世界遺産基金を増額する方法を検討すること。
- h) 締約国会議及びユネスコ総会に対して 2 年毎に活動報告書を提出すること。
- i) 条約の履行について定期的に調査及び審査を行うこと。
- j) 作業指針の改定及び採択を行うこと。

## 3. 世界遺産センター

世界遺産条約成立直後から事務局機能を担ってきた UNESCO 文化遺産部から、1992 年（平成 4 年）に独立して設置された条約の事務局である。その主要な機能は下記の 8 点である（作業指針第 28 段落）。

- a) 締約国会議及び委員会会合の開催。
- b) 世界遺産委員会会合及び締約国会議の決定の履行、及び、実施状況の報告。
- c) 世界遺産一覧表登録推薦書の受理、事務局登録、書類の完全性の確認、保管及び関係諮問機関への伝達。
- d) 世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジーの一環としての研究活動やその他の活動の調整。
- e) 定期的報告の運営。
- f) リアクティブモニタリングミッションを含むリアクティブモニタリングの調整及び実施。また、適宜、アドバイザリーミッションの調整及び参加。
- g) 國際的援助の調整。
- h) 世界遺産資産の保全管理のための予算外資金の確保。
- i) 委員会の計画及びプロジェクトの履行に関する締約国への援助。
- j) 締約国、諮問機関、一般市民への普及啓発活動を通じた世界遺産及び世界遺産条約のプロモーション。

## 4. 資問機関

世界遺産条約 8 条 3 項によって、次の 3 機関が資問機関として指定されている。その役割は、下記の通りである（作業指針第 31 段落）。

- a) それぞれの専門分野に関して世界遺産条約の履行に関する助言を行うこと。
- b) 委員会文書及び会議議題の作成、委員会決定の履行に関して事務局を補佐すること。
- c) 世界遺産一覧表の不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジー、研修に係るグローバルストラテジー、定期的報告の策定及び履行に関する補佐を行うこと。又、世界遺産基金の効果的な活用を強化すること。
- d) 世界遺産資産（委員会の要請によるリアクティブモニタリング及び締約国の招聘によるアドバイザリーミッションを含む）の保全状況を監視し、国際的援助の要請を審査すること。
- e) ICOMOS、IUCN については、登録推薦を行っている締約国と協議及び対話しつつ、世界遺産一覧表登録推薦資産を審査し、委員会に審査報告を行うこと。
- f) 世界遺産委員会会合及びビューロー会議に顧問として出席すること。

### 4-1. ICOMOS（国際記念物遺跡会議）

ICOMOS（International Council on Monuments and Sites：国際記念物遺跡会議）は、文化遺産保護に関する国際的な非政府組織（NGO）である。1964 年（昭和 39 年）にユネスコの支援を受けヴェニスで開かれた第 2 回歴史記念建造物関係建築家技術者国際会議（Second International Congress of Architects and Technicians of Historic Monuments）で採択された、記念物と遺跡の保存と修復に関する国際憲章（ヴェニス憲章）を受け、1965 年（昭和 40 年）に設立された。本部はフランス・パリ（11 rue du Séminaire de Conflans, 94220 Charenton-le-Pont, France）である。2020 年（令和 2 年）1 月現在、150 か国の約 10,500 人の文化遺産保存分野の専門家及び約 320 の専門団体により構成されている。「イコモス」ないし「アイコモス」と発音されるが、カタカナ表記では「イコモス」とすることが通例。107 か国において国内委員会が組織されている。

その目的と活動内容は以下の通りである。

- ・世界各地の保存の専門家を集め、保存科学の情報についての国際交流を行うこと。
- ・国際社会に高度な専門家のネットワークを設けること。
- ・保存のための原理、方法論、科学技術に関する情報の収集、評価と普及につとめること。
- ・国内や国際機関と協力し、保存技術の発展のための専門家のための情報センターを設立すること。
- ・保存、保護そして価値高揚のための原理、方法論、科学技術応用、発展に関する国際条約の実行につとめること。
- ・世界的なレベルで保存専門家のトレーニング事業のための組織・活動に参加すること。

URL : <http://www.icomos.org/>

URL : <http://www.japan-icomos.org/> （日本イコモス国内委員会）

国内委員会の他、29 の分野に国際学術委員会（ISC: International Scientific Committees）が組織されています。イコモスは、文化遺産の審査を行う際に、特定の分野を扱う ISC の協力を得ることがある。第 43 回世界遺産委員会では当該情報が公表されていないが、第 42 回世界遺産委員会で審査された新規案件については、ISCC（文化的景観委員会）、ICAHM（考古遺産管理委員会）、Archaeological Heritage Management, on Underwater Cultural Heritage（水中文化遺産委員会）、Historic Towns and Villages（歴史的都市、村落委員会）、ISCSBH（シェアード遺産委員会）、20th Century Heritage（20 世紀遺産委員会）、Fortifications and military heritage（要塞、軍事遺産委員会）、Rock Art（岩絵委員会）が関わっていた。

さらに、イコモスは必要に応じて外部組織の意見を聴く場合があり、産業遺産については、TICCIH(国際産業遺産保存委員会)、近代現代の建築遺産については、DoCoMoMo(モダニズム記念物及び遺跡の記録及び保全のための国際委員会)の意見を聴くことがある。

#### 4-2. ICCROM (文化財保存修復研究国際センター)

ICCROM (International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property : 文化財保存修復研究国際センター) は、UNESCO により 1959 年（昭和 34 年）に設立された、不動産・動産の文化遺産の保全強化を目的とした研究、記録、技術支援、研修、普及啓発を目的とした政府間機関であり、この目的に賛同した各国政府により構成されている。本部はイタリア・ローマである。2020 年（令和 2 年）現在、参加国は 137 か国である。 カタカナ表記では「イクロム」とすることが通例。

URL : <http://www.iccrom.org/>

#### 4-3. IUCN (国際自然保護連合)

IUCN (International Union for Conservation of Nature : 国際自然保護連合) は、1948 年（昭和 28 年）に設立された、国家、政府機関、非政府機関で構成される国際的な世界最大の自然保護機関である。2020 年（令和 2 年）2 月現在、208 の政府・機関、約 1,100 以上の非政府組織（NGOs）が会員となり、160 か国以上の約 15,000 人以上の専門家が 6 つの専門家委員会に所属し、生物多様性保全のための協力関係を築いている。 本部はスイス・グランであるが、会員・専門家のネットワークを支え、フィールドでのプロジェクトを実施する約 900 人の事務局スタッフが 50 か国の地域事務所・国事務所で活動している。

IUCN の活動は、世界自然保護会議で会員によってまとめられる 4 か年計画を指針に、会員・専門委員会・事務局の 3 者が相乗効果を發揮し一つの成果を挙げる One Program Approach のもと、世界・国内・地域のレベルで展開される。現在の IUCN4 か年計画では、①自然の価値を高め、守っていく、②自然の利用は、効果的で公平な決め方に変えていく、③気候変動、食料安全保障、経済社会開発という地球課題に対して自然に基づいた解決策を模索する、の 3 つの柱を掲げている。

URL : <https://www.iucn.org/>

URL : <http://www.iucn.jp/> (IUCN 日本委員会)

## 5.世界遺産一覧表への資産登録の流れ

世界遺産一覧表への資産登録の流れは、作業指針の「III. 世界遺産一覧表への資産登録の流れ」に記載されている。

締約国は、審査を希望する年の世界遺産委員会の前年の2月1日までに、作業指針で示された書式、内容、部数に関する要件を満たした「完全な」推薦書(nomination dossier)を事務局に提出しなければならない。(なお、推薦書に不備がないかどうか事前に確認したい場合には、任意で推薦書提出予定年の前年に登録推薦書草案を世界遺産センターに提出し、世界遺産センターによる確認を受けることができる(確認結果は同年11月15日までに届く))。

世界遺産センターは、提出された推薦書に書類上の不備がないかどうかの確認を行い、正式に推薦書を受理したかどうかの通知を、1ヶ月後の3月1日までに締約国に行う。受理された推薦書は、諮問機関(文化遺産の場合は通常イコモスのみ、文化的景観の場合はイコモス及びIUCN)に送付され、諮問機関による審査が開始される。

諮問機関による審査は、推薦書が正式に受理された3月から翌年の5月まで、1年以上をかけて行われる。その間、諮問機関専門家により、資産の保存状況、管理体制等について確認を行う現地調査が1週間程度行われる。審査期間中、必要に応じて、諮問機関は締約国に追加情報の提出を求める。

文化遺産の審査を担当する諮問機関であるイコモスは、推薦書が受理された年の12月に内部パネル会議を開催し、締約国と直接の意見交換を行ったうえで、世界遺産一覧表記載の是非についての審議が行われる年の1月末までに、評価の状況、課題がある場合はその概要を示した簡易な「中間報告」を締約国に対して送知する。補足情報が必要であればそのための詳細な要請が記される。締約国は、補足情報等の要請に対する対応を2月末までに行う。イコモスは3月に再度内部パネル会議を開催し、勧告についての議論を行う。

世界遺産委員会開催の6週間前までに、諮問機関による審査結果及び世界遺産一覧表記載の是非に関する勧告が世界遺産センターに送付され、世界遺産委員会委員国及び推薦締約国に伝達される。これがいわゆる「イコモス勧告」である。これを元に世界遺産委員会で審議される「決定案」が作成される。

諮問機関の最終評価内容と勧告を示した諮問機関評価文書に、事実関係の間違がある場合には、世界遺産委員会開催の14日前までに、締約国は世界遺産センターに対して事実関係の訂正についての書簡を提出することができる。当該書簡は、委員会会合の初日までに付属資料として、関係する議題の文書に添付される。

世界遺産一覧表記載の是非は、7月に開催される世界遺産委員会において、諮問機関による評価、勧告を参考としつつ、世界遺産条約加盟国の中から選ばれた21か国の世界遺産委員会委員国の審議によって決定される(議題8B)。

- 審査 2 年前  
いつでも可：  
締約国からユネスコ世界遺産センターに暫定版推薦書を提出（推薦書の不備の有無を確認するオプション）
- 審査前年  
2 月 1 日まで：  
締約国からユネスコ世界遺産センターに推薦書を提出
- 審査前年  
3 月 1 日まで：  
ユネスコ世界遺産センターによる申請書の受領処理。  
申請書に不備がある場合は受理されない。
- 審査前年  
9 月～10 月頃：  
諮問機関（ICOMOS）による現地調査
- 審査前年  
12 月：  
諮問機関（ICOMOS）内部パネル会議
- 審査年 1 月：  
諮問機関（ICOMOS）による中間報告
- 審査年 3 月頃：  
諮問機関（ICOMOS）内部パネル会議
- 審査年 4 月～5 月：  
諮問機関（ICOMOS）による勧告。締約国に対する通知のみで、公表はされない。
- 審査年 7 月：  
世界遺産委員会において審査、決定
  - ①記載（inscribe）
  - ②情報照会（refer）：追加情報の要求。現地調査不要。
  - ③記載延期（defer）：推薦書の再提出。要現地調査。
  - ④不記載（not to inscribe）：原則再推薦不可。

\* 不記載の決定が採択されると、原則再推薦できなくなるため、不記載のイコモス勧告が出されると、推薦を取り下げる国が多い。

図 1 世界遺産一覧表への資産登録の流れ  
(文化遺産)

## 6. 我が国の状況

### 6-1. 世界遺産条約の締結の経緯

我が国は、世界遺産条約の 125 番目の締約国として、1992 年（平成 4 年）に世界遺産条約を締結（受諾）した（宮澤喜一内閣）。

我が国は、第 17 回ユネスコ総会において、世界遺産条約の趣旨を望ましいものと考えその採択を支持したが、条約の国内上の実施については各締約国の裁量にゆだねられている部分が大きいこともあり、条約採択後しばらくの間は、各国の締結及び運用状況を見守っていた。しかし、1982 年（昭和 57 年）から、米国や英国の脱退に象徴されるユネスコ危機の時代となり、世界遺産委員会の事務局として本条約の実施に深く関与しているユネスコの管理・運営に大きな疑問が呈されたことなどから、条約を締結しないまま 20 年が経過していた<sup>1</sup>。

我が国が国際社会のなかで果たすべき役割が高まるなかで、1988 年（昭和 63 年）5 月には、当時の内閣総理大臣である竹下総理が欧州訪問に際し行った、いわゆる「ロンドン・スピーチ」において、「世界に貢献する日本」を実現するための国際協力構想の 3 本柱の一つとして、国際文化交流の強化を提唱した。同時に、内閣総理大臣の私的諮問機関として「国際文化交流に関する懇談会」が設置され、1 年間の審議を経て 1989 年（平成元年）5 月に報告書が提出された。この報告書では、今後の文化財保護に関する国際交流・協力事業の具体的な進め方の一つとして、世界遺産条約の批准をすることが提言された。

また、白神山地や屋久島などの自然保護運動を進める人たちからは、1990 年（平成 2 年）6 月に条約批准を求める意見書が政府に提出されるなど、条約締結の機運が高まった。

このような状況の中で、我が国としても、世界遺産条約における文化遺産及び自然遺産の保護のための国際協力の体制に参加し、これらの分野における我が国の積極的な姿勢を示すことが重要であるとの考えが強まり、外務省や関係省庁で条約の運用に関する各との対応についての調査や、国内法制との整合性、実施体制の整備の問題や財政負担の問題等につき鋭意検討が進められた。その結果、この条約が定める内容については、我が国においては文化財保護法、自然環境保全法、自然公園法及び森林法などにより確保されているため、条約締結にあたって新たな国内立法措置は必要ないと判断された。

このような準備を経て、第 123 回国会で批准案が審議され、1992 年（平成 4 年）6 月 19 日に承認された。その後同年 6 月 26 日の閣議決定同年、6 月 30 日の受諾書寄託を経て、同年 9 月 30 日に我が国について世界遺産条約が発効した。

### 6-2. 世界遺産一覧表への記載の取り組み

我が国は、条約締結直後の 1993 年（平成 5 年）から 1999 年（平成 11 年）、2003 年（平成 15 年）から 2007 年（平成 19 年）、2011 年（平成 23 年）から 2015 年（平成 27 年）の 3 度にわたり、世界遺産委員会委員国を務めている。1995 年（平成 7 年）及び 1996 年（平成 8 年）は副議長国を務めた。また、世界遺産基金への分担金拠出でも米国について大きな貢献をしており、2020 年（令和 2 年）は 289,367 ドル（約 3,150 万円）を拠出している。

<sup>1</sup> 「文化財保護法 50 年史」（文化庁、2001 年）

条約批准の翌年、1993年（平成5年）に日本最初の世界遺産として法隆寺、姫路城、屋久島、白神山地の4件を登録して以降、2020（令和2年）3月末までの間に、23件の世界遺産（文化遺産19件、自然遺産4件、複合遺産0件）を登録し、暫定一覧表には6件（うち、審査中の案件1件）の世界遺産候補を記載している。

現在、文化遺産については文化庁が所管している。文化審議会内に世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会を設置して、同委員会における調査・審議を踏まえ、我が国における推薦候補の選定等を行っている。なお、稼働中の産業遺産については、遺産価値の適切な保全と稼働を担う企業の経営への制約の最小化との両立を図る必要があることから、平成24年5月25日に稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推薦する場合の新たな枠組みが閣議決定され、内閣官房が所管しているほか、自然遺産については環境省が所管している。

表1 日本の世界文化遺産

No.	名称	都道府県	市町村等	記載年
1	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	斑鳩町	H5
2	姫路城	兵庫県	姫路市	H5
3	古都京都の文化財	京都府、滋賀県	京都市 宇治市 大津市	H6
4	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県、富山県	白川村 南砺市	H7
5	原爆ドーム	広島県	広島市	H8
6	厳島神社	広島県	廿日市市	H8
7	古都奈良の文化財	奈良県	奈良市	H10
8	日光の社寺	栃木県	日光市	H11
9	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	うるま市 那覇市 南城市 国頭郡今帰仁村 中城村 中頭郡読谷村 北中城村	H12
10	紀伊山地の霊場と参詣道	和歌山県、三重県、奈良県	尾鷲市、熊野市、大紀町、紀北町、御浜町、紀宝町、五條市、吉野町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、新宮市、田辺市、橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、上富田町、串本町	H16 (H28 軽微な 変更)
11	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	大田市	H19 (H22 軽微な 変更)
12	平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—	岩手県	平泉町	H23
13	富士山—信仰の対象と芸術の源泉	山梨県、静岡県	富士吉田市 身延町 鳴沢村 富士河口湖町 山中湖村 忍野村 静岡市 富士宮市 富士市 裾野市 御殿場市 小山町	H25
14	富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	富岡市 伊勢崎市 藤岡市 甘楽郡下仁田町	H26
15	日本の明治産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	鹿児島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、山口県、岩手県、静岡県	北九州市 大牟田市 中間市 佐賀市 長崎市 荒尾市 宇城市 鹿児島市 萩市 釜石市 伊豆の国市	H27

16	ル・コルビュジエの建築作品－近代建築運動への顕著な貢献	東京都	台東区	H28
17	『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県	宗像市、福津市	H29
18	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	長崎県、熊本県	南島原市、平戸市、長崎市、佐世保市、小値賀町、新上五島町、五島市、天草市	H30
19	百舌鳥・古市古墳群	大阪府	堺市、羽曳野市、藤井寺市	R1

表2 日本の暫定一覧表記載文化遺産

No.	名称	都道府県	市町村等	暫定一覧表記載年
1	彦根城	滋賀県	彦根市	H4
2	武家の古都鎌倉*	神奈川県	鎌倉市、横浜市、逗子市	H4
3	飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群	奈良県	橿原市、桜井市、明日香村	H19
4	北海道・北東北の縄文遺跡群**	青森県、北海道、岩手県、秋田県	函館市、伊達市、千歳市、森町、洞爺湖町、青森市、弘前市、八戸市、つがる市、外ヶ浜町、七戸町、一戸町、鹿角市、北秋田市	H21
5	平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—（拡張登録）	岩手県	平泉町、奥州市、一関市	H24
6	金を中心とする佐渡鉱山の遺産群	新潟県	佐渡市	H22

\* : H24年に推薦書提出後取り下げ

\*\* : 令和元年1月に推薦書提出。2021年第45回世界遺産委員会（場所は未定）で審議予定

## 7. 世界遺産関係用語

世界遺産とは、世界遺産条約に基づき「世界遺産一覧表」に登録されたものである。世界遺産条約は、文化遺産と自然遺産を共通の枠組みの下で保護を行う条約であるが、条約本文においては、文化遺産と自然遺産は個別に定義がなされている。また、文化遺産と自然遺産の両方の価値を有するものとして複合遺産があるほか、1992年（平成4年）開催された第16回世界遺産委員会（アメリカ・サンタフェ）において、文化的景観という新たなカテゴリーが採択された。

世界遺産として認められるためには、顕著な普遍的価値（Outstanding Universal Value、以下 OUV）を有し、文化遺産については真実性、完全性の条件を満たすことが求められる。OUV を有するかどうかを判断するためには、10の評価基準が設定されており、これらのうち少なくとも1つを満たす場合、OUV を有すると判断される。評価基準は、文化遺産と自然遺産に共通するものと位置付けられているが、実際の運用上は、文化遺産と自然遺産の基準が別々に設定されていた時代と変わらず、(i)から(vi)までが文化遺産、(vii)から(x)までが自然遺産の評価基準として扱われている。

以下に、世界遺産に関連して良く使用される用語、本報告書を読むにあたって理解しておくべき用語について解説する。

表3 世界遺産関係用語

用語	解説	参照
文化遺産	記念物 (monuments) 建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び構造物、金石文、洞穴住居並びにこれらの物件の組合せであって、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの。	世界遺産条約 第1条
	建造物群 (group of buildings) 独立し又は連続した建造物の群であって、その建築様式、均質性又は景観内の位置のために、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの。	
	遺跡 (sites) 人工の所産（自然と結合したものを含む）及び考古学的遺跡を含む区域であって、歴史上、芸術上、民族学上又は人類学上顕著な普遍的価値を有するもの。 日本語で「遺跡」と訳されることが多いが、考古遺跡には限定されず土地と一体となった遺産を意味する。	
自然遺産	物理的な生成物、生物の生成物又はそれらの群から成る自然物であって、鑑賞上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの。 地質学的、地形学的形成物及び絶滅のおそれのある動植物種の生息地を構成する区域が明確な地域であって、学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有するもの。 自然地及び区域が明確な自然の地域であって、学術上、保全上、又は自然美において顕著な普遍的価値を有するもの。	世界遺産条約 第2条
複合遺産	条約の第1条、第2条に規定されている文化遺産及び自然遺産の定義（の一部）の両方を満たすもの。	作業指針 第46段落
文化的景観	文化的資産であって、条約第1条のいう「自然と人間との共同作品」に相当するものである。 世界遺産条約運用上、以下の3種類が、作業指針附属資料3に示されている。 (a) 意図的に設計された景観（庭園など） (b) 有機的に進化した景観（棚田など、生きた景観と残存景観に分けられる） (c) 関連性による景観（聖なる山など）	作業指針 第47段落 附属資料3

用語	解説	参照
顕著な普遍的価値(OUV)	<p>国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義及び／又は自然的な価値を意味する。</p> <p>ある資産が以下の基準（の一以上）を満たすとき、当該資産が顕著な普遍的価値を有するものとみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 人間の創造的才能を表す傑作である。</li> <li>(ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。</li> <li>(iii) 現存するか消滅しているかに問わらず、ある文化的伝統又は文明（の存在）を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。</li> <li>(iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観（の類型・典型）を代表する顕著な見本である。</li> <li>(v) あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本、又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である。（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）。</li> <li>(vi) 顕著な普遍的意義を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。</li> <li>(vii) 最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。</li> <li>(viii) 生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。</li> <li>(ix) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。</li> <li>(x) 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。</li> </ul> <p>Outstanding Universal Value の日本語訳。OUVと略される。頭文字の O と U と V は常に大文字で書く。</p>	作業指針 第 49 段落  作業指針 第 77～78 段落
真実性	<p>本物であるかどうかという考え方。評価基準(i)から(vi)を用いて推薦する場合に、真実性の条件を満たしていることを証明することが求められる。</p> <p>文化遺産の種類、その文化的文脈によって一様ではないが、資産の文化的価値が、下に示すような多様な属性における表現において真実かつ信用性を有する場合に、真実性の条件を満たしていると考えられ得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・形状、意匠</li> <li>・材料、材質</li> <li>・用途、機能</li> <li>・伝統、技能、管理体制</li> <li>・位置、セッティング</li> <li>・言語その他の無形遺産</li> <li>・精神、感性</li> <li>・その他の内部要素、外部要素</li> </ul> <p>Authenticity の日本語訳。</p>	作業指針 第 79～86 段落
完全性	<p>自然遺産及び／又は文化遺産とそれらの特質のすべてが無傷で包含されている度合いを測るためにものさし。</p> <p>どの評価基準に基づいた推薦であっても、完全性の条件を満たしていることを証明することが求められる。</p> <p>具体的には、以下の 3 点を証明することとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 顕著な普遍的価値が發揮されるのに必要な要素がすべて含まれているか。</li> <li>b) 当該資産の重要性を示す特徴を不足なく代表するために適切な大きさが確保されているか。</li> <li>c) 開発及び／又は管理放棄による負の影響を受けているか。</li> </ul> <p>Integrity の日本語訳。</p>	作業指針 第 87～95 段落

用語	解説	参照
暫定一覧表 (暫定リスト)	各締約国が世界遺産一覧表へ推薦することがふさわしいと考える、自国の領域内に存在する資産の目録である。 以前は、本推薦が行われる 1 年前までに暫定リストに掲載されていることが望ましいという規定であったが、2011 年の作業指針の改定から、本推薦の 1 年前までに掲載することが要件となった。 現在、各締約国の判断のみに基づいて作成されるリストであり、世界遺産委員会による審査はないが、世界遺産委員会による審査対象しようとする締約国もある。	作業指針 第 62～76 段落
緩衝地帯 (バッファーゾーン)	推薦資産の効果的な保護を目的として、推薦資産を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網。 緩衝地帯を設定しない場合、その理由を説明することが求められる。	作業指針 第 103～107 段落
国境を超える資産 (transboundary property)	複数の締約国の領域にまたがって分布する資産。 1 つの資産範囲が国境をまたぐ場合は、必ずしもシリアルプロパティとはならない。 関係する締約国すべてによる推薦となる。 代表国の推薦として計上されるため、代表国以外の関係国は自国の推薦枠を用いて同時に推薦書を提出することができる。	作業指針 第 134 段落
連續性のある資産/ シリアルプロパティ (serial property)	明確に定義されるつながりによって関係づけられた複数の構成資産をもつ資産で、必ずしも個々の部分ではそうでなくとも、連續体全体として顕著な普遍的価値を有するものである。	作業指針 第 137 段落
記載	推薦資産を世界遺産一覧表に登録することを決定する場合、委員会は、諮問機関の指導により、当該資産に係る顕著な普遍的価値の言明を採択する。 登録の際、委員会は世界遺産に登録された資産の保護管理に関して追加的な勧告を行うことができる。	作業指針 第 154 段落 第 156 段落
不記載	推薦資産が世界遺産一覧表へ登録するのにふさわしくないと委員会が判断した場合は、当該資産の登録を再度推薦することは、例外的な場合を除き、認められない。 例外的な場合とは、新たな発見や当該資産についての新たな科学的情報が得られた場合、又は最初の登録推薦時には提示されなかった別の基準により登録推薦する場合等である。このような場合には、新たな登録推薦書を作成し提出することになる。	作業指針 第 158 段落
情報照会	委員会が追加情報を求めて締約国に情報照会をすることを決定した場合は、次回の会合に再提出を行い審査をうけることができる。追加情報の提出は審議を求める年の 2 月 1 日までに事務局に受理されなければならない。事務局は直ちに提出された追加情報を関係する諮問機関に送付し審査を受けなければならない。最初の委員会決定から 3 年以内に再提出が行われない場合は、第 168 段落に示されたスケジュールに従って、新たな登録推薦とみなされる。締約国は、関係諮問機関及び/又は世界遺産センターに対して、どのように委員会の勧告に対応することができるか議論するための助言を求めることがある。	作業指針 第 159 段落
記載延期	より綿密に評価・調査を行う必要がある場合や、締約国により推薦書の本質的な改定が施される必要がある場合は、委員会は登録の延期を決定することができる。締約国が当該登録推薦を次年度以降に再提出することを決定した場合、2 月 1 日までに事務局に対して再提出を行わなければならない。再提出された登録推薦書は、第 168 段落に示された手続きとスケジュールに従って、関係する諮問機関により、評価ミッションを含む 1 年半の間再審査に付される。締約国は、関係諮問機関及び/又は世界遺産センターに対して、どのように委員会の勧告に対応することができるか議論するための助言を求めることが推奨される。必要であれば、締約国は、アドバイザリーミッションの招聘を検討することができる。	作業指針 第 160 段落
撤回、取り下げ	不記載の決定が採択されると、原則として再推薦ができなくなるため、不記載の勧告がだされると、将来再推薦を行うために、推薦を取り下げることが通例。	作業指針 第 152 段落
軽微な（境界線の） 変更	軽微な変更とは、資産の範囲に重大な影響を及ぼさず、その顕著な普遍的価値に影響を与えない変更のこという。 軽微な変更の申請は、新規の登録推薦とはみなされない（数に制限はない）。軽微な変更ではなく、重大な変更とみなされる場合は、新規の登録推薦と同様の手続きをとることが求められ、推薦国からの推薦として計上される。	作業指針 第 163 段落

用語	解説	参照
危険にさらされている世界遺産一覧表 (危機遺産リスト)	一般に、「危機遺産リスト」とも呼ばれる。以下の要件にあてはまる場合は、資産を「危険にさらされている世界遺産一覧表」に登録することができる。 a) 問題の資産が世界遺産一覧表に記載されている資産であり、 b)重大かつ明確な危険にさらされており、 c)当該資産を保全するには大規模な作業が必要であり、 条約に基づく援助が当該資産に対し要請されていること。但し、委員会は、委員会の懸念を伝えるメッセージ - 「危険にさらされている世界遺産一覧表」への登録そのものが発するメッセージを含めて - が最も効果的な支援となる場合もあると考えており、そのような支援を委員会メンバー又は事務局が要請することもできると考えている。	作業指針 第177段落～ 191段落
定期報告	世界遺産を有する締約国が、世界遺産委員会を通じて、ユネスコ総会に対して6年ごとに行う、自国の領域内に存在する世界遺産資産の保全状況、条約を適用するために自国がとった立法・行政措置その他の措置に関する報告。	作業指針 第199段落～ 第210段落
保全状況報告 (SOC報告)	英語の State of Conservation の頭文字をとって SOC 報告とも呼ばれる。何らかの脅威に脅かされている特定の世界遺産資産の保全状況について、事務局及び他の UNESCO のセクター、委員会諮問機関や、各締約国が世界遺産委員会の要請に基づいて行う。 a) 世界遺産一覧表に記載された資産については、委員会が当該資産の審査を行う年の前年の12月1日まで b) 危機遺産リストに記載されている資産、及び緊急を要する特定の事例については、委員会が当該資産の審査を行う年の12月1日までに提出する。	作業指針 第169段落、第 176段落 附属資料13
リアクティブ モニタリング ミッション	脅威にさらされている特定の資産の保全状況について、事務局及び諮問機関が世界遺産委員会に対して行う、条約上に規定された報告の一環である。世界遺産委員会による要請により、関係締約国との協議しつつ、資産の状態、資産に対する危険、適切に資産を復元することの実現性について確認するため、若しくはそのような改善策の実施の進捗を評価するために行われ、現地調査の結果について委員会に報告するところまでを含む。リアクティブモニタリングミッションの内容 (TOR) は、世界遺産委員会により採択された決定に準拠して、世界遺産センターが提案し、締約国及び関係諮問機関との協議のもと決定される。リアクティブモニタリングミッションにかかる費用は、世界遺産基金が負担する。	作業指針 第28段落 脚注 第169段落、 第176.e段落
アドバイザリー ミッション	締約国により自主的に開始されるものであり、厳密に条約上に規定されたものでも必修の手続きでもなく、要請を行う締約国の考え方、判断に拠る。アドバイザリーミッションは、具体的な事項に関して、ある締約国に対して専門家によるアドバイスを行う現地調査であると捉えることが出来る。資産の特定、暫定リスト若しくは世界遺産一覧表への記載のための推薦に関して「アップストリーム」のサポートやアドバイスを行ったり、それとは別に、資産の保全状況に関わったり、主要な開発事業が資産の顕著な普遍的価値に対して及ぼし得る影響の評価や管理計画の策定/改訂、特定の影響緩和策の実施において達成された進捗等についてアドバイスを行ったりする。アドバイザリーミッションの内容 (TOR) は締約国自身が提案し、世界遺産センター及び関係諮問機関との協議の下決定される。アドバイザリーミッションの全費用は、現地調査を招聘する締約国が負担する。但し、当該締約国が国際支援若しくは決定 38 COM 12 により承認されたアドバイザリーミッションのための新たな予算費目からの支出を受けることができる部分を除く。	作業指針 第28段落 脚注
アップストリーム プロセス	登録推薦前に行われるアドバイス、コンサルテーション、分析などをさし、評価段階に入ってから重大な問題を経験する登録推薦の数を減らすことを目指している。 アップストリームとは「上流」の意味で、全体の流れのなかで早い段階という意味。これと区別して、一旦推薦された案件が情報照会や記載延期となってから記載されるまでの段階を、一部でミッドストリーム（中流）と呼ぶことがあるが、作業指針等で定義された用語ではない。	作業指針 第122段落 脚注
遺産影響評価 (HIA: Heritage Impact Assessment)	自然環境に対する影響を評価する環境影響評価をモデルとして、世界遺産の顕著な普遍的価値に対する影響を評価すること、またはそのための手法。作業指針等には記載されていないが、2003 年以降世界遺産委員会の勧告で HIA の実施を要求することが多くなってきている。 2019 年の作業指針改定により、遺産影響評価に関する段落が追加された。	「世界文化遺産のための遺産影響評価に係るガイドライン」(イコモス、2011年1月) 作業指針第 118bis段落

令和元年度文化庁委託  
第43回世界遺産委員会審議調査研究事業

発効日 令和2年2月28日  
編集・発行 株式会社 プレック研究所  
住所 〒102-0083 東京都千代田区麹町3-7-6  
TEL 03-5226-1101  
URL <http://www.prec.co.jp>